

愛莊町地域防災計画

平成 30 年 3 月作成

令和 8 年 1 月改訂

愛莊町防災会議

■過去の改訂状況

令和元年 12 月改訂

令和 6 年 1 月改訂

令和 7 年 1 月改訂

総則・予防編

第1部 総則

第1章 計画の方針.....	1-1
第1節 計画の目的.....	1-1
第2節 計画の基本方針.....	1-2
第3節 計画の内容.....	1-4
第4節 計画の修正.....	1-7
第5節 他の計画との関係.....	1-8
第6節 計画の習熟.....	1-10
第7節 防災関係機関の協力体制.....	1-11
第8節 用語.....	1-12
第2章 防災関係機関の業務の大綱.....	1-13
第1節 防災関係機関の実施責任.....	1-13
第2節 処理すべき事務または業務の大綱.....	1-15
第3章 町の現況と防災対策の推進方向.....	1-22
第1節 自然的条件.....	1-22
第2節 社会的条件.....	1-25
第3節 災害履歴および災害の特性.....	1-27
第4節 防災対策の推進方向.....	1-40

総則・予防編

第2部 災害予防計画

第1章 防災体制の整備.....	2-1
第1節 防災組織の整備.....	2-2
第2節 自主防災組織の育成強化.....	2-4
第3節 情報収集伝達体制の整備.....	2-9
第2章 風水害予防対策.....	2-13
第1節 河川対策.....	2-14
第2節 農業用河川工作物対策.....	2-16
第3節 ため池等の対策.....	2-17
第4節 浸水対策.....	2-18
第5節 下水道施設整備対策.....	2-21
第6節 農地関係湛水防除対策.....	2-22
第7節 風水害に対する警戒避難体制の確立.....	2-23
第3章 土砂災害予防対策.....	2-25
第1節 砂防（土石流）対策.....	2-26
第2節 急傾斜地崩壊対策.....	2-28
第3節 総合土砂災害対策.....	2-30
第4節 山地災害対策.....	2-33
第5節 造林対策.....	2-34
第6節 危険な盛土等への対策.....	2-35
第4章 地震災害予防対策.....	2-36
第1節 震動対策.....	2-37
第2節 液状化対策.....	2-38
第3節 二次災害対策.....	2-39
第4節 下水道施設整備対策.....	2-42
第5節 避難体制の確立.....	2-43
第5章 雪害予防対策.....	2-44
第6章 火災予防対策.....	2-46
第1節 一般火災対策.....	2-47
第2節 林野火災対策.....	2-50
第7章 危険物等災害予防対策.....	2-53
第1節 危険物施設対策.....	2-54
第2節 高圧ガス施設対策.....	2-57

第3節 毒物・劇物施設対策.....	2-59
第8章 防災まちづくりの推進.....	2-60
第1節 市街地・集落の整備.....	2-61
第2節 建築物の防災性向上.....	2-62
第3節 オープンスペースの整備.....	2-64
第4節 道路・橋梁の整備、道路災害予防対策.....	2-65
第5節 地籍調査事業.....	2-71
第9章 防災関係施設等災害予防対策.....	2-72
第1節 電力施設の対策.....	2-73
第2節 LP ガス供給設備等の対策.....	2-80
第3節 ガス施設の対策.....	2-82
第4節 鉄道施設の対策.....	2-85
第5節 気象等観測施設の対策.....	2-88
第6節 通信施設の対策.....	2-89
第7節 放送施設の対策.....	2-94
第10章 避難施設等の対策.....	2-97
第11章 応急対策の事前整備.....	2-103
第1節 防災資機材等の整備.....	2-104
第2節 救助・医療救護体制の整備.....	2-107
第3節 給水体制の整備.....	2-110
第4節 食料・生活物資供給体制の整備.....	2-113
第5節 ごみ・し尿処理体制の整備.....	2-116
第6節 災害用ヘリポートの整備.....	2-118
第12章 その他注意を要する事項の予防対策.....	2-119
第1節 要配慮者対策.....	2-120
第2節 文教関係対策.....	2-130
第3節 文化財対策.....	2-133
第4節 農林水産関係対策.....	2-135
第5節 災害ボランティアへの支援.....	2-136
第13章 防災施策の推進.....	2-138
第1節 防災知識の普及・啓発.....	2-139
第2節 防災訓練の実施.....	2-148
第3節 防災調査の推進.....	2-151
第14章 複合災害予防計画.....	2-153

災害応急対策編

第1部 風水害等応急対策計画

第1章 防災活動体制の確立.....	3-1-1
第1節 警戒体制の確立.....	3-1-2
第2節 町災害対策本部（町本部）の設置.....	3-1-5
第3節 職員の動員・配備.....	3-1-14
第4節 職員の出動・応援.....	3-1-17
第2章 情報の収集・伝達.....	3-1-19
第1節 通信連絡体制.....	3-1-20
第2節 気象予警報等の情報.....	3-1-24
第3節 その他関連情報.....	3-1-32
第4節 被害情報等.....	3-1-36
第5節 広報.....	3-1-44
第3章 各種災害の応急対策.....	3-1-48
第1節 風水害の応急対策（水防）.....	3-1-49
第2節 火災等の消防応急対策.....	3-1-50
第3節 危険物施設等の応急対策.....	3-1-59
第4節 突発重大事故の応急対策.....	3-1-65
第4章 応援要請・相互協力.....	3-1-70
第1節 県への応援要請.....	3-1-71
第2節 他の自治体等との相互応援.....	3-1-72
第3節 自衛隊の派遣要請の要求.....	3-1-75
第4節 航空機等の応援要請.....	3-1-79
第5章 災害救助法の適用.....	3-1-80
第1節 町の災害救助活動.....	3-1-81
第2節 災害救助法の適用.....	3-1-82
第6章 避難救出対策.....	3-1-86
第1節 避難収容.....	3-1-87
第2節 各種施設等の避難対策.....	3-1-106
第3節 救出.....	3-1-108
第4節 災害警備.....	3-1-109
第7章 医療救護対策.....	3-1-110
第8章 生活救援対策.....	3-1-117
第1節 給水.....	3-1-118

第2節	食料	3-1-122
第3節	生活必需品	3-1-127
第4節	住宅	3-1-131
第5節	災害相談	3-1-135
第6節	燃料供給計画	3-1-136
第9章	交通輸送対策	3-1-137
第1節	交通の規制	3-1-138
第2節	交通の確保	3-1-140
第3節	輸送の手配	3-1-146
第10章	環境・保健衛生対策	3-1-150
第1節	障害物の除去	3-1-151
第2節	ごみ処理	3-1-152
第3節	し尿処理	3-1-155
第4節	防疫	3-1-157
第5節	下水道施設の応急対策	3-1-160
第6節	行方不明者の捜索・遺体対策	3-1-162
第7節	動物（犬、猫等）の管理	3-1-166
第11章	要員の確保	3-1-167
第12章	その他注意を要する事項の応急対策	3-1-172
第1節	要配慮者等の応急対策	3-1-173
第2節	文教関係の応急対策	3-1-176
第3節	農林水産関係の応急対策	3-1-183
第13章	各種施設等の応急対策	3-1-185
第1節	各種防災関係施設の応急対策	3-1-186
第2節	建造物等の応急対策	3-1-195
第3節	河川管理施設等の応急対策	3-1-197
第4節	急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策	3-1-199
第14章	被災者への援助	3-1-201
第1節	災害弔慰金等の支給	3-1-202
第2節	災害援護資金等の貸与	3-1-203
第3節	災害義援金品の募集配分	3-1-205

災害応急対策編

第2部 震災応急対策計画

第1章 防災活動体制の確立.....	3-2-1
第1節 地震発生初期の措置.....	3-2-2
第2節 警戒体制の確立.....	3-2-3
第3節 町災害対策本部（町本部）の設置.....	3-2-5
第4節 職員の動員・配備.....	3-2-14
第5節 職員の出動・応援.....	3-2-17
第2章 情報の収集・伝達.....	3-2-19
第1節 通信連絡体制.....	3-2-20
第2節 地震情報等の情報.....	3-2-24
第3節 その他関連情報.....	3-2-27
第4節 被害情報等.....	3-2-31
第5節 広報.....	3-2-39
第3章 各種災害の応急対策.....	3-2-43
第1節 火災等の消防応急対策.....	3-2-44
第2節 危険物施設等の応急対策.....	3-2-54
第3節 突発重大事故の応急対策.....	3-2-60
第4章 応援要請・相互協力.....	3-2-65
第1節 県への応援要請.....	3-2-66
第2節 他の自治体等との相互応援.....	3-2-67
第3節 自衛隊の派遣要請の要求.....	3-2-70
第4節 航空機等の応援要請.....	3-2-74
第5章 災害救助法の適用.....	3-2-75
第1節 町の災害救助活動.....	3-2-76
第2節 災害救助法の適用.....	3-2-77
第6章 避難救出対策.....	3-2-81
第1節 避難収容.....	3-2-82
第2節 各種施設等の避難対策.....	3-2-98
第3節 救出.....	3-2-100
第4節 災害警備.....	3-2-101
第7章 医療救護対策.....	3-2-103
第8章 生活救援対策.....	3-2-110
第1節 給水.....	3-2-111

第2節	食料	3-2-115
第3節	生活必需品	3-2-120
第4節	住宅	3-2-124
第5節	災害相談	3-2-128
第6節	燃料供給計画	3-2-129
第9章	交通輸送対策	3-2-130
第1節	交通の規制	3-2-131
第2節	交通の確保	3-2-133
第3節	輸送の手配	3-2-139
第10章	環境・保健衛生対策	3-2-143
第1節	障害物の除去	3-2-144
第2節	ごみ処理	3-2-145
第3節	し尿処理	3-2-148
第4節	防疫	3-2-150
第5節	下水道施設の応急対策	3-2-153
第6節	行方不明者の捜索・遺体対策	3-2-155
第7節	動物（犬、猫等）の管理	3-2-159
第11章	要員の確保	3-2-160
第12章	その他注意を要する事項の応急対策	3-2-165
第1節	要配慮者等の応急対策	3-2-166
第2節	文教関係の応急対策	3-2-169
第3節	農林水産関係の応急対策	3-2-176
第4節	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止計画	3-2-178
第13章	各種施設等の応急対策	3-2-179
第1節	各種防災関係施設の応急対策	3-2-180
第2節	建造物等の応急対策	3-2-194
第3節	河川管理施設等の応急対策	3-2-198
第4節	急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策	3-2-200
第14章	被災者への援助	3-2-202
第1節	災害弔慰金等の支給	3-2-203
第2節	災害援護資金等の貸与	3-2-205
第3節	災害義援金品の募集配分	3-2-207

災害復旧対策計画編

災害復旧計画

第1章	計画的な地域振興の推進.....	4-1
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定.....	4-1
第2節	復興計画の策定.....	4-2
第2章	公共施設の災害復旧事業計画.....	4-3
第3章	災害復旧事業の財政援助等.....	4-6
第4章	災害復旧資金の確保.....	4-12
第5章	住宅の復興.....	4-13
第6章	被災者への融資等.....	4-15
第7章	その他被災者の保護.....	4-21

南海トラフ地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	5-1
第1節 推進計画の目的	5-1
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	5-1
第2章 関係機関との連携協力の確保	5-2
第1節 資機材、人員等の配備手配	5-2
第2節 他機関に対する応援要請	5-3
第3節 帰宅困難者への対応	5-4
第3章 円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項	5-5
第1節 避難対策等	5-5
第2節 消防機関等の活動	5-6
第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	5-7
第4節 交通	5-8
第5節 町の管理施設等に関する対策	5-9
第6節 迅速な救助	5-10
第4章 地震防災上緊急に配備すべき施設等の整備計画	5-11
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	5-12
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	5-12
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	5-13
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	5-17
第6章 防災訓練計画	5-19
第7章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	5-20

原子力災害対策編

原子力災害対策

第1章 総則	6-1
第1節 計画の目的	6-1
第2節 計画の性格	6-1
第3節 計画の周知徹底	6-2
第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針.....	6-2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	6-2
第6節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域	6-10
第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）	6-10
第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の対応	6-11
第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	6-12
第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策.....	6-19
第2章 原子力災害事前対策	6-20
第1節 基本方針	6-20
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	6-20
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	6-20
第4節 緊急事態応急体制の整備	6-22
第5節 避難収容活動体制の整備	6-24
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	6-27
第7節 緊急輸送活動体制の整備	6-27
第8節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	6-28
第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	6-28
第10節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有.....	6-29
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	6-30
第12節 防災業務関係者の人材育成	6-30
第13節 防災訓練等の実施	6-31
第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	6-32
第15節 災害復旧への備え	6-32
第3章 緊急事態応急対策	6-33
第1節 基本方針	6-33
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保.....	6-33
第3節 活動体制の確立	6-38
第4節 住民等への的確な情報伝達・相談活動	6-43

第5節	避難、屋内退避等の防護措置	6-44
第6節	緊急輸送活動	6-51
第7節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	6-52
第8節	救助・救急および医療活動	6-52
第9節	治安の確保および火災の予防	6-52
第10節	避難住民の受入れおよび自発的支援の受入れ等	6-53
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	6-54
第4章	原子力災害中長期対策	6-55
第1節	基本方針	6-55
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	6-55
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	6-55
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	6-55
第5節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	6-55
第6節	影響調査の実施等	6-55
第7節	被災者等の生活再建等の支援	6-56
第8節	風評被害等の影響の軽減	6-56
第9節	心身の健康相談体制の整備	6-56

総則・予防編

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

愛荘町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町防災会議が作成する計画であり、防災上必要となる諸計画について、愛荘町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 方針

この計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の各段階において、町、県、国、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

(1) 災害に強いまちづくり

風水害への対策として、従来からの治水治山を含む町土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の水害・土砂災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

特に減災の考え方に基づく防災対策の推進が必要であり、そのための町民運動を展開する。

また、町、県、防災関係機関は、防災気象情報や避難に関する防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することなどを通じて、住民が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(3) 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバル化等の社会情勢の変化を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がい者等）の多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

(4) 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

風水害等が発生し、または発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

(6) 防災拠点施設の整備および物資の整備・備蓄

町および各機関は、災害が発生し、または発生が予想される場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備および物資の備蓄を図る。

(7) 感染症を踏まえた防災対策

感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入

れた防災対策を推進する。

(8) 関係法令の遵守

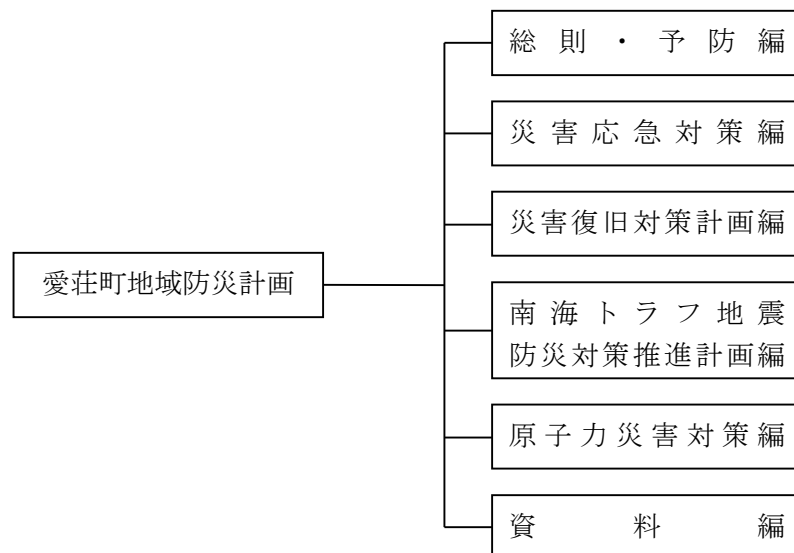
町、県、国、その他の防災関係機関等はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法の目的、内容等を理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるために、防災関連マニュアルを整備し、維持更新に努める。

第3節 計画の内容

1 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の6編とする。

- (1) 総則・予防編（計画の方針、防災関係機関の業務の大綱、防災対策の推進方向、災害の予防と被害の軽減対策を対象とする。）
- (2) 災害応急対策編（風水害、事故災害、地震災害を対象とする。）
- (3) 災害復旧対策計画編（被災者の生活及び都市機能の復旧・復興を対象とする。）
- (4) 南海トラフ地震防災対策推進計画編（南海トラフ地震災害を対象とする。）
- (5) 原子力災害対策編（原子力災害を対象とする。）
- (6) 資料編



本編は、町防災計画の総則・予防編、災害応急対策編、災害復旧対策計画編、南海トラフ地震防災対策推進計画編、原子力災害対策編であり、資料編は別冊として作成する。

2 町防災計画の内容

(1) 総則・予防編

ア 第1部 総則

計画の方針、防災関係機関の業務の大綱、町の現況と防災対策の推進方向等について定めるものとする。

イ 第2部 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するために行う事務または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものと

する。

(2) 災害応急対策編

ア 第1部 風水害等応急対策計画

風水害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。

イ 第2部 震災応急対策計画

地震発生後、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、地震情報等の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。

(3) 災害復旧対策計画編

応急対策活動後の、被災者の生活及び都市機能の復旧・復興に関する計画を定めるものとする。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、次の事項を定めて、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）についての南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「地震防災対策推進計画」という。）と位置づけ策定する。

- ①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの
- ⑤時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

(5) 原子力災害対策編

福井県に所在する原子力事業所において、原子力災害が発生する可能性を想定し、原子力災害の発生に備える原子力災害事前対策、原子力災害が発生した場合の緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策について定めるものとする。

(6) 資料編

町防災計画を補足し、災害予防計画、応急対策、復旧・復興計画を定めるうえで町及び関係機関が共有すべき資料・法令・様式等についてまとめる。

3 町防災計画で扱う災害の範囲

町防災計画で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 風水害
- (2) 地震災害
- (3) 地震に関連した大規模な火災等
- (4) その他、大規模な災害・事故
- (5) 原子力災害

第4節 計画の修正

町防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（4月1日現在）検討の必要がある場合は、これを速やかに修正する。

したがって、防災関係機関は、毎年、愛荘町防災会議が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を愛荘町防災会議（事務局：愛荘町くらし安全環境課）に提出する。

第5節 他の計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、町における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、国土強靱化に関する取り組みについては、愛荘町国土強靱化地域計画を指針として、本計画を定めるものとする。

1 県防災計画との関係

町防災計画は、県が計画・実施する防災業務と矛盾・抵触しないように、県防災計画（以下「県計画」という。）を基準として、県計画の範囲内において策定しなければならない。

したがって、町防災計画は、町が実施した防災アセスメントおよびその他の調査等により明らかになった地域特性や、町および防災関係機関の責任分担等の修正を加える一方、共通する部分については、そのまま県計画を準用する。

2 愛荘町総合計画との関係

愛荘町総合計画は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向について、総合的かつ計画的な行政運営の指針として策定するもので、町の防災施策も同計画に基づき実施するものである。

第2次愛荘町総合計画は、基本構想および基本計画の2層構造で構成されており、基本構想は平成30年度（2018年度）を初年度に10年間を目標年次とし、6つの分野別まちづくりの基本方針と33の分野別計画を掲げ、めざすまちの姿である「愛着と誇り。人とまちが共に輝く 美しい創生のまち。」の実現を目指している。なお、令和5年度（2023年度）からは、前期基本計画期間における取り組みを評価の反映とともに、これからの時代に対応しつつ、“愛荘町らしさ”を持ったまちづくりの指針として策定した第2次愛荘町総合計画（後期基本計画）に基づきまちづくりを進めている。

この総合計画（後期基本計画）の基本方針の一つである「安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり」において「防災・減災対策の強化」を分野別計画の一つとして掲げており、危機の発生を防ぎ、発生した場合の被害や影響を最小限に抑えられるような体制を整えることとしている。

- (1) 愛荘町総合計画のうち、防災に関連する施策を独自の体系からより詳細にまとめたものが本計画である。
- (2) 愛荘町総合計画は、町が展開する施策の計画であるのに対し、町防災計画は、町および防災関係機関そして町民をもその対象とした計画である。

3 愛荘町国土強靱化地域計画との関係

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

町は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「愛荘町国土強靱化地域計画」（令和7年3月改訂）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における本町の国土強靱化に関する部分についての指針として位置付けられる。

この「愛荘町国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第6節 計画の習熟

町および各防災関係機関は、日頃から、学習、訓練、研究、その他の方法により、この町防災計画の習熟に努めなければならない。

第7節 防災関係機関の協力体制

1 各機関の協力関係

- (1) 愛荘町防災会議を構成する各機関は、町の防災に関し相互に協力する。
- (2) 愛荘町防災会議会長は、災害に際して、応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、町本部へ連絡員の派遣を求めることができる。

2 資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

第8節 用語

本計画において、次の用語は以下のように省略して呼ぶ。

用語	本計画中での略称
愛荘町地域防災計画	町防災計画
愛荘町地域防災計画（資料編）	資料編
愛荘町災害対策本部	町本部
愛荘町災害対策本部長	町本部長
滋賀県地域防災計画	県防災計画
滋賀県地域防災計画（一般対策編）	県防災計画（一般編）
滋賀県地域防災計画（震災対策編）	県防災計画（震災編）
滋賀県災害対策本部	県本部
滋賀県災害対策湖東地方本部	県地方本部
滋賀県災害対策本部長	県本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 （非常時）	災害対策本部の未設置時 （平常時）
町本部 町本部長 町本部△△班 本部員 本部事務局員	愛荘町（くらし安全環境課） 愛荘町長 愛荘町〇〇課 本部員の担当職にある者 本部事務局員の担当職にある者

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 愛荘町

町は、町の地域ならびに町民の生命・身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体および地域住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 滋賀県

県は、県の地域ならびに県民の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害が町域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が町で処理することが不相当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合等に、指定地方行政機関等の関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町およびその他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるため、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等の対策を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努める。

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に

提案することができる。町は、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

町の地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務大綱を次のとおりとする。

1 愛荘町

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛荘町	1 愛荘町防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 町域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防、消防、その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 高齢者等避難、避難指示の発令・伝達、避難者の誘導および避難所の開設の指示 11 災害時における交通、輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童・生徒の応急教育等の文教対策 14 災害対策要員の動員、雇上げ 15 被災施設の復旧、被災産業に対する融資等の災害復旧の実施 16 災害ボランティア活動の支援 17 災害時の廃棄物の処理および清掃（不燃ごみ）に関すること 18 その他、町の所管事務の防災対策に関すること

2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 （滋賀県庁） （湖東土木事務所） （彦根保健所）	1 防災会議に関する業務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害ボランティア活動の支援

3 滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江警察署	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止 4 交通規制の実施および緊急交通路の確保 5 行方不明者の捜索、遺体の検視 6 被災地および避難場所の警戒 7 その他警察本部長が必要と認める活動

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
陸上自衛隊 (今津駐屯部隊)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5 愛知郡広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛知郡広域行政組合 水道事務所	1 水道法および地方公営企業法の定めるところによる災害時の水道事業に関すること

6 東近江行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江行政組合 消防本部	1 災害時における消防活動 2 災害時における水防活動 3 災害時における消防通信 4 災害に関する伝達 5 災害時における救助活動に関すること 6 予防消防に関すること

7 湖東広域衛生管理組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
し尿処理施設 (豊楠苑) リバースセンター	1 災害時におけるし尿処理に関すること 2 災害時の廃棄物の処理および清掃（可燃ごみ）に関すること

8 彦根愛知犬上広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地	1 災害時の廃棄物の処理および清掃（不燃ごみ）に関すること

9 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用 6 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 4 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集および提供
近畿農政局 (滋賀県拠点)	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の供給についての連絡調整
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林・保安施設等の保全 3 森林火災対策 4 災害応急対策用材(国有林材)の供給 5 国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	1 電気・ガスの供給の確保および復旧支援 2 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達 3 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安監督 近畿支部	1 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保 2 ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
近畿運輸局 (滋賀陸運支局)	1 所管事業者の所有する交通施設および設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波および有線電気通信の監理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における重要通信の確保 6 災害対策用移動通信機器等の貸出し 7 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
滋賀労働局 (彦根労働基準監督署)	1 工場、事業場(鉱山関係は除く。)における災害防止のための指導 2 被災労働者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3 被災労働者の労災保険給付に関する対応 4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所、彦根維持出張所、琵琶湖河川事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること 9 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 3 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
国土地理院近畿地方測量部	1 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握および提供に関すること 2 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること 3 防災地理情報の整備に関すること

10 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) (新幹線鉄道事業本部、関西支社)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
NTT西日本(株) (滋賀支店) NTTコミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行 (京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部愛荘分 区)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄および配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付および配分 6 その他災害救護に必要な業務 7 1～6 の救護業務に関連し、次の業務を実施する ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路(株) (名古屋支社)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
独立行政法人水資源 機構（琵琶湖開発総 合管理所）	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
独立行政法人国立病 院機構（近畿ブロッ ク事務所）	1 国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導 2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護 活動の指示、調整
日本通運(株) (彦根支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワー ク(株) (京滋事業部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
日本郵便(株) (大津中央郵便局) (愛知川郵便局) (秦荘・秦荘目加田郵便局)	1 郵便物の送達の確保 2 郵便物の窓口業務の維持 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除

11 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近江鉄道(株) 一般社団法人近江鉄道線管理機構	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
滋賀県土地改良事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県医師会(彦根支部) 公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3 災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力
㈱京都放送 びわ湖放送(株) (株)エフエム滋賀	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県エルピーガス協会	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
一般社団法人滋賀県建設業協会	1 災害時における公共土木建築施設の復旧 2 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3 災害時における土木資機材労力の提供

12 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力
東びわこ農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農業関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
	3 被災農業者に対する融資およびあっせん 4 被災農業者に対する生産資材の確保あっせん
FM ひがしおうみ エフエムひこねコミ ュニティ放送(株)	1 放送施設の保全 2 町民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
愛荘町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
高圧ガス・危険物等 関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保全措置およびガス等燃料の供給
新聞社等の報道関係 機関	1 町民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県 歯科医師会 一般社団法人滋賀県 病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
町内各土地改良区	1 農業用施設の整備と防災管理 2 農業用施設の被害調査と復旧 3 農業用施設管理の予警報の伝達

第3章 町の現況と防災対策の推進方向

第1節 自然的条件

1 位置・面積

本町は、滋賀県の東北部に位置し、湖東平野の平地部に属しており、広ぼうは東西に約13.0km、南北に約6.9km、総面積は、37.97km²である。

	役場の位置		東西	南北	面積
	東経	北緯			
愛知川庁舎	136° 12' 54"	35° 9' 55"	約13.0km	約6.9km	37.97km ²
秦荘庁舎	136° 14' 50"	35° 10' 19"			

方位	地名	経度	緯度
極東	松尾寺1番地4	東経 136° 20' 08"	北緯 35° 08' 37"
極西	川原1061番地	〃 136° 11' 41"	〃 35° 11' 19"
極南	松尾寺1番地4	〃 136° 19' 30"	〃 35° 08' 13"
極北	川原276番地1	〃 136° 12' 29"	〃 35° 11' 45"

2 地勢・地質

本町は、西部をほぼ南北に近江鉄道が縦断しており、これと並行して、JR 東海道新幹線が通過している。周囲の状況は、鈴鹿山系に水源を発する愛知川、宇曽川、岩倉川が流れている。かつて、中山道の宿場町として栄えた旧中山道沿いも、今は都市形態を形成しており、国道 8 号、国道 307 号と合わせ比較的に交通網が発達した町であるが、秦川山麓から西部に向かって広がる洪積丘陵と、河川周辺の平野部は農地など、緑豊かな町でもある。

本町の地質は、西部平野部と東部山間部とで二大別できる。西部平野部は宇曽川等河川の堆積作用により形成された沖積層であり、砂礫層および粘土層よりなり、東部山間部は主として火成岩、いわゆる湖東流紋岩類より形成されている。

3 気象

気象については、気象庁により観測資料がまとめられている。

彦根地方気象台における気象状況の概要・記録等は、次のとおりである。

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はないが、県下においては高温域にはいる。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9mm、月降水量1,018.8mmを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。

しかし、一般的には、年平均降水量1610.0mmと平均的である。

また、月別降水量は6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴といえる。

<気象概要>

平年値（1991～2020年）

項目	内容
年平均気温	15.0℃
年平均降水量	1610.0mm
年間降雪量	81cm
年平均日照時間	1,863.3時間
年平均風速	3.0m/s

<気象記録>

統計期間（1894年1月～2025年12月）

項目	最大値	年月日
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4
月最深積雪	93cm	1918.1.9

(3) 降雪量

年間降雪量（融けず、また自らの圧力で沈み込まないと仮定した場合の1年間の降雪量）は、81cmとなっている。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が

強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4m程度で、南東の風は毎秒1～2m程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

昭和56年5月および令和6年4月に降雹による農作物等の被害があった。

第2節 社会的条件

1 人口

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)	根拠
18,992	5,774	500.1	3.29	平成12年 国勢調査
19,729	6,198	519.9	3.18	平成17年 国勢調査
20,118	6,761	529.7	2.98	平成22年 国勢調査
20,778	7,209	547.5	2.88	平成27年 国勢調査
20,893	7,841	550.3	2.66	令和2年 国勢調査

注) 平成12年と平成17年の数値は、旧2町（秦荘町、愛知川町）の合算値

2 昼間人口・夜間人口

昼間人口総数	夜間人口総数	昼夜間人口比率	根拠
20,365人	20,778人	98.0%	平成27年 国勢調査
20,640人	20,893人	98.8%	令和2年 国勢調査

3 土地利用

地目別土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (㎢)	34.42	14.77	0.84	5.94	0.01	2.67	0.06	1.24	8.90

(令和5年1月1日現在・滋賀県統計書)

4 産業

事業所の概要

区分	事業所数	従業員数	区分	事業所数	従業員数
農林漁業	20	257	不動産業, 物品賃貸業	22	96
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	1	学術研究, 専門・技術サービス業	11	383
建設業	56	295	宿泊業, 飲食サービス業	25	179
製造業	126	3,826	生活関連サービス業, 娯楽業	32	154
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	教育, 学習支援業	8	33
情報通信業	3	6	医療, 福祉	40	514
運輸業, 郵便業	41	690	複合サービス事業	5	51
卸売業, 小売業	96	1,186	サービス業 (他に分類されないもの)	64	316
金融業, 保険業	5	66			
			総数	555	8,053

(令和7年5月30日公開 (更新) ・ 令和6年経済センサス基礎調査)

5 交通

(1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、鉄道（近江鉄道本線）および路線バス（近江鉄道バス・湖国バス）であり、鉄道駅は1駅（近江鉄道愛知川駅）ある。

(2) 道路

幹線となる道路としては、国道は8号、307号、主要地方道は、湖東愛知川線、愛知川彦根線、彦根八日市甲西線、一般県道は、小田苅愛知川線、湖東彦根線、雨降野今在家八日市線、目加田湖東線、横溝秦荘線、松尾寺豊郷線、神郷彦根線が走っている。

湖東三山スマートインターチェンジが供用され、広域ネットワークと直接接続できる。

第3節 災害履歴および災害の特性

第1 風水害等

本町における災害形態別の主な災害履歴は、次のとおりである。

1 風水害履歴

和暦年月（西暦年月）	事項
延宝9年7月（1681年9月）	4日・6日・9日大水。20日大風大水、30年来の大水
貞享元年（1684年）	3月大雨洪水。4月大雨。6月風、大水
貞享3年7月（1686年9月）	大風。農作物ことごとく不作
貞享4年9月（1687年10月）	大風大水。50年以来の大風。水も38年以来の大水
元禄9年9月（1696年10月）	大水、47年前の大水と同様
正徳4年7月（1714年8月）	大風雨、洪水所々、前代未聞
寛保2年7月（1742年8月）	大洪水にて近江国180,000石皆無となる。
文化4年5～6月（1807年6～8月）	21日より大雨、同6月26日まで雨降らぬ日なし。
天保6年7月（1835年8月）	夜、大風吹く。
天保7年8月（1836年9月）	13日夜、大風雨。これにより天保の大飢饉となる。
嘉永元年8月（1848年9月）	夜、大水。13日の五ツまで大風
嘉永3年7月（1850年8月）	7,80年以来の大風
安政5年7月（1858年9月）	大風、大水。28日夜、大水にて愛知川筋大荒れ。
安政7年3～5月（1860年3～5月）	3月より雨天続き、4、5月大水
安政7年7月（1860年8～9月）	11日夜大風。17日朝より風吹き、大水
文久2年5月（1862年5月）	1日夜より2日の四ツ時まで丑虎の大風
明治3年7月（1870年8月）	16～19日大雨。19日4ツよりも8ツまで大風
明治3年9月（1870年10月）	夜、大暴風雨
明治17年6月（1884年）	13日夜より大雨降り、19日まで降り通す。
明治17年9月（1884年）	連旬雨降り、湖水氾濫し、湖岸の稲田浸水して腐乱する。
明治18年7月（1885年）	青山村、曾根村、妹村、全部浸水。上岸本村一円浸水
明治29年9月（1896年）	台風・前線。死者1名、負傷者19名
明治32年8月（1899年）	県下至る所の諸川が出水。高野橋を流失し、中稲に小害
大正元年9月（1912年）	22～23日、台風。住家全壊
大正2年10月（1913年）	2～3日、台風。河川増水で堤防決壊し、橋梁流失
大正5年8月（1916年）	前線。大雷雨。80～100mmの雨量
大正6年9月（1917年）	台風。堤防決壊
大正7年7月（1918年）	12～13日、台風
大正7年8月（1918年）	30日、台風。出水、堤防決壊および橋梁流失
大正7年9月（1918年）	24日、台風。出水、堤防の決壊・橋梁の流失・家屋浸水
大正10年9月（1921年）	25～26日、台風。負傷者2名、住家全壊38戸
大正14年7月（1925年）	11～12日、前線。雷雨発生、100mmを越す雨
大正14年8月（1925年）	16～17日、台風。橋梁の流失・堤防の決壊・農作物の被害
昭和7年7月（1932年）	梅雨前線・低気圧。7、8両日雷も交えて各地に大雨
昭和9年9月（1934年）	21日、室戸台風。負傷者1名、住家全壊19戸
昭和25年9月（1950年）	3～5日、ジェーン台風
昭和28年7月（1953年）	16～21日、7月豪雨

和暦年月（西暦年月）	事項
昭和28年9月（1953年）	25日、13号台風。堤防決壊、愛知川町床下浸水
昭和34年8月（1959年）	13～14日、台風7号
昭和34年9月（1959年）	26日、伊勢湾台風。豪雨による水害
昭和36年9月（1961年）	15～17日、第2室戸台風
昭和37年7月（1962年）	27～28日、台風。愛知川で崖崩れ、河川氾濫
昭和40年9月（1965年）	17～18日、秋雨前線、台風
昭和41年9月（1966年）	22～25日、愛知川で河川被害
昭和44年7月（1969年）	3～11日、大雨。河川被害、水稻冠水
昭和45年1月（1970年）	30～31日、低気圧
昭和45年6～7月（1970年）	10～7月18日、梅雨前線
昭和45年6月（1970年）	14～15日、大雨。農林水産関係被害
昭和45年7月（1970年）	5～6日、台風。農林水産関係被害
昭和46年6～7月（1971年）	2～7月27日、梅雨前線
昭和46年7月（1971年）	6～8日、台風13号と寒冷前線による雨。家屋被害等
昭和46年7月（1971年）	22～27日、大雨。農林水産関係被害
昭和46年8月（1971年）	30～31日、台風
昭和46年9月（1971年）	26日、台風。床下浸水等
昭和47年6～7月（1972年）	6～7月12日、梅雨前線
昭和47年9月（1972年）	13～19日、台風20号
昭和49年5～8月（1974年）	29～8月1日、低気圧による前線活動。前後10回
昭和49年7月（1974年）	3～8日、台風17号
昭和49年7月（1974年）	24～25日、大雨
昭和49年8月（1974年）	25～26日、大雨
昭和51年9月（1976年）	台風17号の前線による大雨。農業関係被害等
昭和52年9月（1977年）	8～9日、台風。公共土木施設被害
昭和54年3～4月（1979年）	30日～4月8日、強風。農業施設に被害
昭和54年6～7月（1979年）	27日～7月2日、停滞前線豪雨。床下浸水等
昭和54年9～10月（1979年）	30日～10月1日、台風。住家一部損壊被害等
昭和55年8月（1980年）	26～27日、大雨
昭和56年11月（1981年）	2日、強風。農業施設等に被害
昭和57年8月（1982年）	1～2日、台風。床下浸水等の被害
昭和57年9月（1982年）	12日、台風
昭和57年9月（1982年）	24～25日、台風。住家一部損壊、田畑流失・冠水
昭和57年11月（1982年）	29～30日、突風。農業被害が多数
昭和60年4月（1985年）	3～4日、豪雨
昭和61年6月～7月（1986年）	16日～7月23日、梅雨前線豪雨
昭和61年7月（1986年）	14～21日、梅雨前線豪雨。農林水産・土木関係被害
昭和62年10月（1987年）	16～17日、台風。住家被害
平成2年9月（1990年）	19日、台風19号。床下浸水、田畑冠水、崖崩れ
平成4年8月（1992年）	18日、台風11号。秦荘町、愛東町で農業被害
平成5年6月（1993年）	1日、強風。農業用パイプハウスの全半壊等
平成6年9月（1994年）	29～30日、台風26号。住家被害、農林水産被害
平成10年9月（1998年）	22日、台風7号、住宅被害、農産物被害
平成13年7月（2001年）	17日、竜巻による突風および落雷。被害件数107件
平成25年9月（2013年）	15～16日、台風18号。避難指示256人避難、大雨特別警報

和暦年月（西暦年月）	事項
平成26年8月（2014年）	9～10日、台風11号。避難勧告96人避難
平成26年10月（2014年）	13日、台風19号。避難勧告51人避難
平成29年8月（2017年）	7～8日、台風5号。避難指示66人避難
平成29年10月（2017年）	21～22日、台風21号。避難勧告31人避難
平成30年9月（2018年）	4日、台風21号（暴風）。自主避難24人、一部損壊数約400棟、廃棄物受入1,063件

2 雪害履歴

和暦年月（西暦年月）	事項
天和2年12月（1683年1月）	大雪年越えて降り止まず、畑内北部家倒れ死人あり。
安永3年12月（1775年1月）	大雪にて家潰れ申候。
文化8年1月（1811年1月）	正月朔日より2月20日まで段々降り、鹿狩山林に多く候。
安政4年12月（1858年1月）	大雪ふる。此の雪にて東方寺の門つぶれる。
文久3年11月（1863年12月）	大雪にて家潰れる。26～29日にかけて5尺降る。
大正7年1月（1918年）	家屋倒壊、交通杜絶、樹木の折損
大正11年12月（1922年）	大雪。電話や電燈線を切断、電柱を倒す。
大正14年1月（1925年）	29日、降灰による茶褐色の雪
大正15年12月（1926年）	23日、電線着雪
昭和9年1～2月（1934年）	十数年来の大雪。隔離病棟1棟全壊
昭和14年1月（1939年）	湖東平地愛知川で積雪量87cm
昭和44年5月（1969年）	7日、霜害。愛東町で茶畑被害
昭和48年4月（1973年）	28日晚、霜害。愛東町で茶畑被害
昭和49年1月（1974年）	18～19日、大雪
昭和49年2月（1974年）	10～12日、大雪
昭和52年2月（1977年）	2～5日、17日～19日、近年まれにみる豪雪。農業施設等に被害
昭和56年1～2月（1981年）	豪雪。住家被害多数
昭和58年1月（1983年）	22日、大雪。農業施設被害多数
昭和59年1～3月（1984年）	豪雪。住家被害多数
平成元年4月（1989年）	28・29日、凍霜害。愛東町で被害
平成3年5月（1991年）	5日、霜害。愛東町で茶畑被害
平成7年12月（1995年）	24～27日、大雪
平成29年1月（2017年）	15～16日、大雪 被害多数
平成29年1月（2017年）	23～26日、大雪 被害多数
平成29年2月（2017年）	11～12日、大雪

3 干ばつ災害履歴

和暦年月（西暦年月）	事項
寛永19年（1642年）	天下大飢饉
承応3年6～7月（1654年）	6月・7月大干。当所（愛知川町）若宮へ雨ごい。
寛文3年6～7月（1663年）	6月・7月干す。
寛文8年6～7月（1668年）	6月・7月干す。
延宝3年（1675年）	天下飢饉
天和2年（1682年）	春飢饉
貞享元年（1684年）	6月・7月大干

和暦年月（西暦年月）	事項
貞享2年6～7月（1685年）	6月5日より干、7月5日雨降り、水出ず。又7月大干。
貞享4年（1687年）	6月・7月大干
享保2年5～8月（1717年）	大干ばつ
明和7年6～7月（1770年）	6月より大干ばつ
天保3年6～7月（1832年）	6月17日から7月29日まで43日の干
嘉永6年4～9月（1853年）	大干
明治6年7～9月（1873年）	7月18日少雨後、9月11日夜まで雨なし。
大正13年（1924年）	干ばつ
昭和2年7月（1927年）	干害。収穫見込なき反別：愛知郡1,473反
昭和10年4～6月（1935年）	干害。水稻の植付不能、並びに亀裂田等が生じる。
昭和14年5～9月（1939年）	未曾有の干ばつ
昭和48年6～8月（1973年）	干害。農作物への被害多数
昭和52年7～12月（1977年）	少雨による干害（異常渇水）。農産被害多数
平成6年6～9月（1994年）	干害。農作物の被害多数

4 雷雹災害履歴

和暦年月（西暦年月）	事項
延宝2年6月（1674年7月）	犬上郡池寺に長さ2尺、幅7寸、厚さ3寸の雹降る。
貞享3年2月（1686年3月）	大雷、五畿内および近江の内に落ち、人多く死す。
貞享3年3月（1686年4月）	大雷所々に落つ。大雹
元禄12年5月（1699年6月）	7ツ時雷雹
天保12年4月（1841年6月）	7ツ時ごろに今在家村の家、雷火に焼かれる。
安政4年6月（1857年8月）	7ツごろに大夕立大雷
安政5年6月（1858年8月）	夜に大夕立、1ツに雷。雷多く落つ。
慶応3年7月（1867年8月）	8ツ時に大夕立の雨ふり、雷落ち、家一軒焼ける。
明治6年4月（1873年）	20日、4ツ時に大雷に雹まじりの雨降る。
大正元年4月（1912年）	19日、中部および西部は小豆大、東部山岳地方は大豆大降雹
大正元年4月（1912年）	26日、愛知川で降雹。径5分、重量2匁
大正6年9月（1917年）	8日、平地最も強く、落雷あり。
大正8年3月（1919年）	19日、降雹。大きさ小豆大
大正8年5月（1919年）	3日、愛知川付近に降雹あり、小豆大
大正8年5月（1919年）	29日、強い雷雨
大正8年7月（1919年）	23日、稲枝村土蔵に落雷
大正8年7月（1919年）	24日、落雷のため、西押立村内の民家全焼
大正9年7月（1920年）	29日、雷雨が連続的に襲来し、郡内の3箇所落雷
大正11年8月（1922年）	2日、大雷雨。稲枝村村内寺院に落雷
大正11年9月（1922年）	7日、落雷。秦川村内田園、藁100束焼失
大正14年3月（1925年）	12日、強雷があり、大豆大の降雹
大正15年9月（1926年）	14日、激しい降雹。稲作皆無、窓ガラス破損
昭和2年7月（1927年）	31日、小豆大の降雹
昭和5年8月（1930年）	31日、落雷があり、電燈、電話線に被害を及ぼした。
昭和8年8月（1933年）	28日、秦川村、その他数箇所に落雷あり。
昭和9年7月（1934年）	10日、西小椋村の老樹に落雷
昭和10年7月（1935年）	3日、愛知川町の村落に落雷
昭和10年7月（1935年）	17日、秦川村内に落雷

和暦年月（西暦年月）	事項
昭和30年9月（1955年）	15日、愛知川町内民家に落雷。1人感電即死
昭和35年7月（1960年）	4日、秦荘町で落雷
昭和40年8月（1965年）	13日、湖東町で、寺院の屋根に落雷、全焼
昭和43年6月（1968年）	19日、愛知川付近で降雹
昭和56年5月（1981年）	31日、降雹。農作物に被害
昭和57年6月（1982年）	19日、農業用揚水機場に落雷
平成9年11月（1997年）	29日、秦荘町常安寺地先で農業用揚水機場に落雷

5 災害の特性

(1) 愛知川および宇曽川の浸水想定区域

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定により、県は、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして愛知川および宇曽川を水位周知河川に指定し、浸水想定区域を公表している。

浸水想定区域図は、洪水により堤防が破堤したり溢水したときの、それぞれの氾濫区域を重ね合わせたもので、想定される最大の区域と水深を示している。

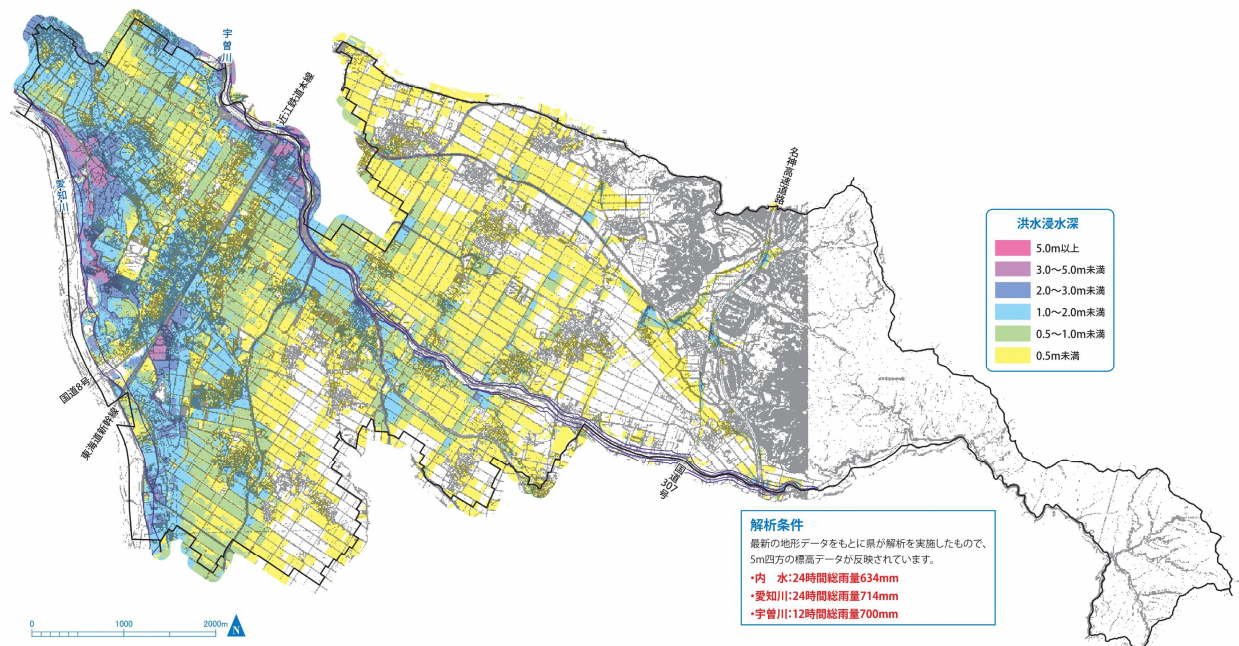
この浸水想定区域図等は、指定時点における愛知川および宇曽川の河道の整備状況、宇曽川ダム等の洪水調節等を勘案して、想定し得る最大規模の大雨が降ったことにより、河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

水位周知河川指定の根拠

	愛知川	宇曽川
指定年月日	令和2年6月9日	平成31年3月
告示番号	滋賀県告示第249号	滋賀県告示第426号
指定の前提となる計画降雨	愛知川流域の24時間雨量 713.7 mm	宇曽川流域の12時間総雨量 700 mm

愛知川沿いの地域では、下流側ほど浸水が深くなる傾向があり、国道8号線以西では、床上浸水が想定される区域（浸水深が1.0m以上2.0m未満）の割合が高くなっている。町北西部から東海道新幹線にかけての愛知川沿いの地区においては、浸水深が2.0m以上3.0m未満となる区域が広く分布し、浸水深が3.0m以上5.0m未満となる区域もみられる。

また、宇曽川両岸では、床下浸水が想定される区域（浸水深0.5m未満）と床上浸水が想定される区域（浸水深1.0m以上2.0m未満）が町北部の宇曽川流域に広がり、宇曽川以東の地区では、地区の広い範囲で0.5m未満の浸水深となる。



浸水想定区域図（愛知川と宇曽川の合成）

- 1) 浸水想定区域図の合成は、愛知川と宇曽川の浸水想定区域図を同時に表示し、重なり合う部分については、より深い方の浸水深の色で着色し作成した。
- 2) 支派川（愛知川または宇曽川に合流する河川や宇曽川から分岐して流れる河川）の氾濫、想定を超える降雨、内水（河川に排水できずに氾濫した水）による氾濫等を考慮していないため、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

第2 地震

1 地震災害履歴

本町における地震による主な災害履歴は、次のとおりである。

和暦年月（西暦年月）	事項
明治32年3月（1899年）	7日、強い震動。非住家破損256棟等
明治42年8月（1909年）	14日、姉川地震。燈籠倒れたもの所々あり。
平成7年1月（1995年）	17日、阪神・淡路大震災。彦根地方気象台発表 震度5

2 災害の特性

- (1) 本町周辺の活断層の分布および地震調査研究推進本部の長期評価

地震調査研究推進本部は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）および発生確率〕等を評価し、随時公表している。

これまで、南海トラフ地震と、滋賀県に関する8つの活断層（琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯、頓宮断層、鈴鹿西縁断層帯、鈴鹿東縁断層帯、湖北山地断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯）についての評価が公表されている。

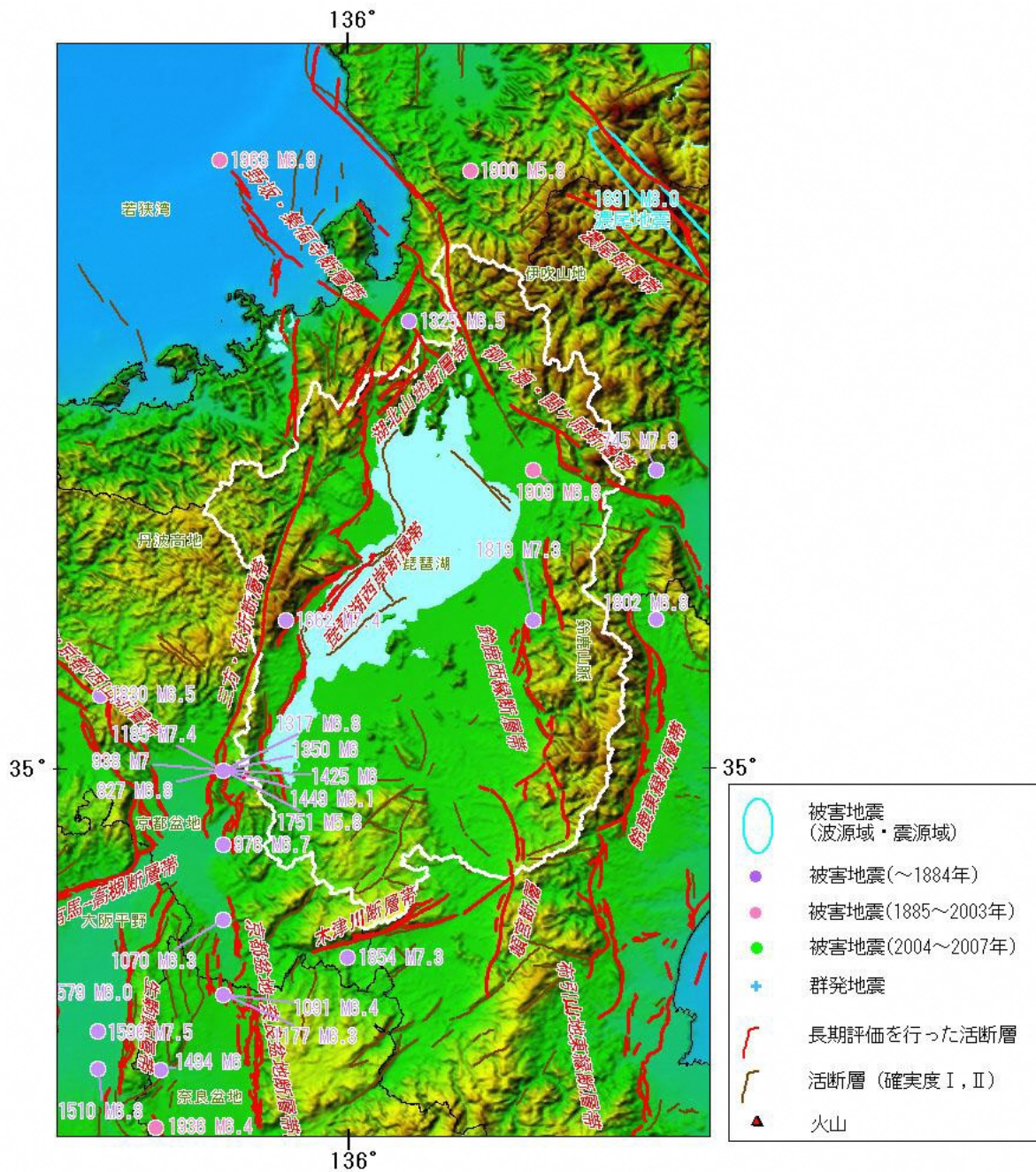
南海トラフ地震の長期評価

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2025 年 1 月 1 日)			平均発生間隔 (上段) 最新発生時期 (下段)
		10 年 以内	30 年 以内	50 年 以内	
南海トラフ 地震	M8～M9 クラス	30%程度	・ 60～90%程度 以上※1 ・ 20～50%※2	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2 年
					79.0 年前

南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）令和 7 年 9 月 26 日地震調査研究推進本部事務局 ※1 すべり量依存 BPT モデル、※2 BPT モデル

滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧

断層帯名 (起震断層/活動区間)		一連区間が 一度に活動 した場合の 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2026 月 1 月 1 日)				平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
			我が国の主 な活断層に おける 相対的評価	30 年以内	50 年以内	100 年以内	
1	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク	1%～3%	2%～5%	4%～10%	約 1,000-2,800 年 約 2,800 年前以後、約 2,400 年前以前
2	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 4,500-6,000 年 1185 年の地震
3	三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662 年の地震
4	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ 0% ～0.6%	ほぼ 0% ～1%	ほぼ 0% ～2%	約 4,200-6,500 年 約 2,800 年前以後、6 世紀以前
5	木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 4,000-25,000 年 1854 年伊賀上野地震
6	頓宮断層	7.3 程度	A*ランク	1%以下	2%以下	4%以下	約 10,000 年以上 約 10,000 年前以後、7 世紀以前
7	鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク	0.08% ～0.2%	0.1% ～0.3%	0.3% ～0.6%	約 18,000-36,000 年 不明
8	鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0% ～0.07%	ほぼ 0% ～0.1%	ほぼ 0% ～0.2%	約 6,500-12,000 年 約 3,500 年前以後、約 2,800 年前以前
9	湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0% ～0.001%	約 3,000-4,000 年 11-14 世紀
10	湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	概ね 7,000 年程度 15-17 世紀
11	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約 4,900 年前以後、15 世紀以前
12	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明



資料) 地震調査研究推進本部HPより引用

滋賀県周辺の活断層と主な被害地震

(2) 地震被害想定

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、神戸・阪神地域の都市直下で発生したことから、甚大な被害をもたらした。

滋賀県域には琵琶湖を取り囲むような形で20数本の活断層が分布しており、過去にはこれらを震源とする直下型地震が発生している。

このことから、今後の地震防災対策を考える上で直下型地震による被害想定が不可欠であることから、県は平成7年度に兵庫県南部地震の被害データを基に、滋賀県域の直下型地震

による物的・人的被害の予想を行なった。

平成21年8月27日には、国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）から、琵琶湖西岸断層帯の将来活動について、断層帯全体が1つの区間として活動し最大でマグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定され、今後30年以内の地震発生確率が1～3%で「最大値をとると、断層帯北部は我が国の主な活断層の中では、地震発生確率が高いグループに属する」という見解が示されている。県においては、「第1次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 報告書」（平成16年3月）、「第2次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 ー地震被害想定ー 報告書」（平成17年4月）をまとめて、「滋賀県地震被害想定」（平成26年3月）を公表している。

本町を構成する旧2町においては、平成9年3月に防災基礎アセスメント調査をそれぞれ実施しており、大字単位で地震による被害の定性的な把握を行なっている。

以下には、それらの概要を示す。

ア 平成7年度滋賀県調査の概要

（ア）地震の想定

被害想定の対象とする震源断層は、その活動度や確実度、想定地震規模、地震履歴等から以下に示す5つの断層である。

なお、震源断層の位置は、「新編日本の活断層」等の既往の文献に基づき設定している。

名称	活動度	確実度	長さkm	マグニチュード	備考
比叡断層 （花折ー比叡断層系）	B	I～II	21	7.0	
花折断層 （花折ー比叡断層系）	B	I	34	7.4	
柳ヶ瀬断層	B	I～II	37	7.4	
関ヶ原断層 （柳ヶ瀬ー養老断層系）	A～B	I～II	(25)	(7.2)	姉川地震（1909） M=6.9
百済寺断層 （多賀断層系）	B	I～II	(25)	(7.2)	文政2年（1819）の 地震 M=7.4

注）活動度：平均変位速度 s （m/1000年）A… $S=1\sim10$ 、B… $S=1\sim0.1$ 、C… $S=0.1\sim0.01$
 確実度：I…活断層であることが確実なもの、II…推定されるもの
 （ ）：兵庫県南部地震と同規模の地震を想定

（イ）被害の想定

各震源断層地震における滋賀県全域と、本町の被害想定結果を次に示す。

（a）滋賀県全域の地震被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比 叡 断 層 地 震	31,186	35,628	1,027	7,413	143
花 折 断 層 地 震	9,871	30,230	192	1,398	98

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
柳ヶ瀬断層地震	7,746	13,220	181	1,302	42
関ヶ原断層地震	21,963	17,019	728	5,253	79
百済寺断層地震	32,419	38,800	1,011	7,276	148

(b) 本町の被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比叡断層地震	1	46	0	0	1
花折断層地震	1	54	0	0	1
柳ヶ瀬断層地震	1	0	0	0	0
関ヶ原断層地震	6	199	0	0	1
百済寺断層地震	3,584	1,254	78	563	10

イ 平成26年3月滋賀県調査の概要

(ア) 地震被害想定目的

滋賀県では、平成15・16年に、当時高い発生確率が示された琵琶湖西岸断層帯等による地震について被害想定を行い、地震防災対策の基礎資料としてきた。

東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」が大幅に改正されたところであり、また、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフ地震についても対策の検討が急務となっている。

滋賀県域での地震防災対策の具体的再検討にあたり、前回検討以降の科学的知見や社会状況の変化を反映して被害想定を見直すこととなった。

設定した内陸活断層地震（5つの断層×2ケース）

想定震源断層（帯）	地震の規模（M）	破壊開始点（震源）の位置
琵琶湖西岸断層帯	7.8	Case1:北部からの断層破壊を仮定
		Case2:南部からの断層破壊を仮定
花折断層帯	7.4	Case2:中部南側からの断層破壊を仮定
		Case3:南部からの断層破壊を仮定
木津川断層帯	7.3	Case1:東側からの断層破壊を仮定
		Case3:西側からの断層破壊を仮定
鈴鹿西縁断層帯	7.6	Case1:南側からの断層破壊を仮定
		Case2:北側からの断層破壊を仮定
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	Case1:中部北側からの断層破壊を仮定
		Case2:南部南側からの断層破壊を仮定

県域の主要被害想定結果

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）			地震 直後 の停 電率	地震 直後 の断 水率	一週間後 全避難者 ：冬夕方 風速 8m
		全壊	半壊	全焼： 冬夕方 風速 8m	死者 ：冬深 夜	負傷者 ：冬深夜	重傷者： 左記内数			
①琵琶湖西岸 断層帯	case1	27,650	69,584	2,731	1,579	16,267	1,338	58%	44%	200,445
	case2	38,504	83,856	3,818	2,182	21,039	1,742	63%	49%	249,534
②花折断層帯	case2	18,181	53,274	1,655	940	10,380	849	47%	34%	139,894
	case3	11,670	41,531	1,013	591	7,296	592	43%	28%	99,275
③木津川断層帯	case1	5,734	14,540	700	368	3,392	282	26%	10%	42,672
	case3	2,360	10,884	257	132	1,974	158	24%	9%	27,171
④鈴鹿西縁断層帯	case1	11,250	28,293	1,081	640	6,558	540	37%	18%	75,285
	case2	10,804	31,173	1,089	641	7,204	588	40%	21%	81,703
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	case1	10,412	24,940	864	597	5,788	479	29%	14%	71,710
	case2	9,803	24,836	796	572	5,741	473	28%	15%	74,640
⑥南海トラフ 巨大地震	基本ケース	2,399	22,183	11	12	1,256	95	81%	40%	30,729
	陸側ケース	11,017	74,084	1,820	474	10,408	816	88%	68%※1	158,550

(3) 南海トラフ地震の新被害想定

国は、これまでの防災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえた被害想定の見直しを行い公表した。

滋賀県の南海トラフ地震被害想定結果（令和7年3月）

死者（人）	全壊・焼失（棟）	断水人口（人） ＜被災直後＞		下水道利用困難（人） ＜被災直後＞		停電（戸） ＜被災直後＞		避難者（人） ＜1週間後＞
400	16,000	1,100,000	77%	1,200,000	89%	820,000	89%	221,000

※データは複数の想定 of 最大値を記載

資料：南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量（都道府県別の被害）】令和7年3月 中央防災会議

〔参考1〕気象庁震度階級関連解説表（一部略記）

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
屋内の状況	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	固定していない重い家具の多くが移動し、転倒するものが多くなる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒し飛ぶことがある。
屋外の状況	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂などが生じるものがある。	耐震性の低い建物は、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が生じ、破壊するものが多くなる。
ライフライン	まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある〕	主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域で水道の供給が停止することがある〕	主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域で水道の供給が停止し、停電することがある〕	水道の排水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域で水道の供給が停止することがある〕	
地盤・斜面	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。		地割れや山崩れなどが生じることがある。	大きな地割れが生じ、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	

〔参考2〕積雪の地震被害に対する影響

積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。

以下に、冬期の積雪が著しい地域において、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1 階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2 階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第4節 防災対策の推進方向

1 計画の目的

災害から町民および町域にあるすべての生命、身体および財産を守り、その安全を確保する。

2 前提となる認識事項

- (1) 災害は短時間で発生するが、その復旧には長時間と多大な労力・費用を要するものである。
- (2) 災害は、普段、人が見落としがちな死角・弱点を突いてくるものである。
- (3) 災害は、社会的な弱者に、より大きな負担をかけるものである。
- (4) “自分と自分のまちは災害に遭わない”という考えを捨てることが、防災の出発点である。
- (5) “災害から自分達の命とまちは自分達で守る”という自覚が防災の基本である。
- (6) 防災は、防災関係機関および町民の相互協力・助け合いの精神が最も重要である。
- (7) 町民は、普段の活動における“ちょっとした配慮と工夫”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。
- (8) 行政および関係機関は、まちづくりの計画・事業において、基礎であるべき防災の視点を忘れないことが重要である。
- (9) 行政のみの防災活動には、限界があることを認識する必要がある。

3 災害に強い地域形成

本町における地震災害に強い地域形成は、県防災計画（震災編）に定める次のような方向と整合性を図って推進するものである。

風水害や大規模事故災害に対しても、この方針に準拠して、災害に強い地域形成を推進することとする。

(1) 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災においては、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な地震災害が発生した場合には、同時多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

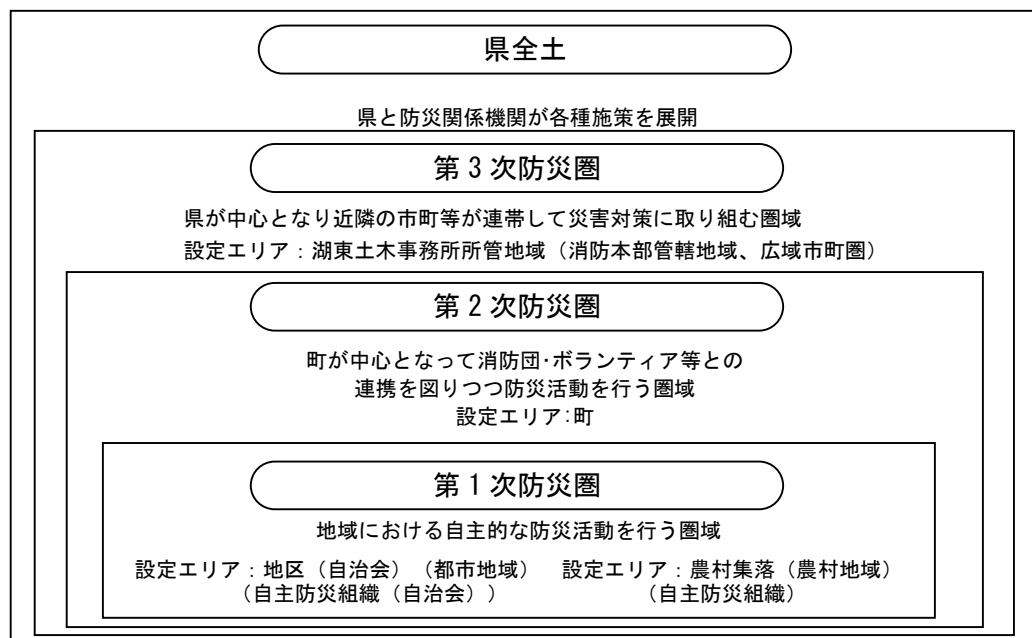
まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において地域振興局が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。

なお、大規模災害時には県だけではなく、県外からの応援・連携が必要になるため、広域的な圏域を想定しておくことが必要である。

「防災圏設定の考え方」



滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。愛荘町においても同様である。

このため、次のような防災上の特性をもつ地域を「都市地域」、「農村地域」と位置づけ、それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

「都市地域と農村地域の地域特性（相違点）」

都市地域	農村地域
○地域の繋がりは、町単位（自治会）で成立している。 ○新興住宅地域においては、地域の繋がりが弱く、自主防災体制を構築し難い。 ○旧市街地を中心として老朽木造住宅の密集地もあり、都市災害が深刻化することが想定さ	○地域の繋がりは、基本的には農村集落単位である。 ○地域の繋がりは固く、自主防災体制を構築する基盤は十分にある。 ○土砂災害等の危険はあるが、都市のように震災によって災害が大きく拡大することは少な

都市地域	農村地域
れる。 ○震災時には消火栓が使用不能となることも考えられるため震災時のための消防水利の確保が必要である。	い。 ○消火栓を補完する水利は必要であるが、都市地域に比べて自然水利の活用が可能である。
○消防機関が組合消防体制になっており、数市町を管轄している場合が多い。	

(2) 防災都市・災害に強い農村の形成

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：地区（自治会）、第2次：町、第3次：湖東土木事務所所管地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化、併せて都市・農村の防災化を、次のように推進する。

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1次防災圏の形成			
○自主防災体制の構築			
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民や地域の企業によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み、自治会を基本単位として、地域住民、地域の企業を含めた自主防災組織を育成する。さらに訓練等によってその活性化を図る。	○自主防災組織の育成
○地域における情報収集・伝達体制の構築			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	○自主防災組織との連絡体制の整備
○自治会館や公園等の防災活動拠点化			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうるためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	○自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 ○自治会館等における防災訓練等の促進
○住民参加による防災の推進			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災基盤形成の推進が必要である。その実現のためには、地域住民のコンセンサスの醸成が欠かせないものである。	町は、防災基盤形成の推進にあたっては、防災まちづくり活動を促進し、地域住民のコンセンサスの醸成を図ることが望ましい。	○防災まちづくり活動の促進

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
○消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、そのために消火活動に支障をきたすことが考えられる。 このため、消火栓を補完する消防水利の整備が必要である。	町は、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、河川、用水路、ため池等の自然水利の把握に努め、消防水利として指定する。さらに、耐震性貯水槽を整備する等により消火栓を補完する消防水利の活用体制を構築する。	○耐震性貯水槽の整備 ○自然水利・指定水利の活用体制の構築
○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築			
	愛荘町内においても一部の地域においては、老朽木造住宅の密集地が存在する。これらの地域においては地震時に大規模火災の発生の恐れがあるため特別な防災体制の構築が必要である。	町は、土地区画整理事業等により、老朽住宅密集地の改良に努めるほか、地域の自主防災組織における初期消火体制の構築等を図る。	○土地区画整理事業等 ○初期消火体制の構築
○避難地、避難路、避難所等の整備			
	住宅等が密集する地域において、地震時の大規模火災から地域住民が安全に避難するために、十分な広さを持つ避難地と安全を確保できる避難路を整備することが必要である。	町は、地震時の延焼火災からの地域住民の安全な避難を図るため、避難路や避難地、避難所等の指定・整備を推進する。	○避難地の指定・整備 ○避難路の指定・整備 ○避難所等の指定・整備
○災害に強い農村づくりの推進			
	農村地域においては、ため池等の人命に関わる被害が発生する可能性のある農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が存在する。こうした農業施設や危険箇所を地域住民が把握し、平常時から点検し、異常を施設管理者に報告する体制が必要である。	町は、人命に関わる被害が発生する可能性のあるため池等の農業施設や土砂災害危険箇所等が地震発生時にも大きな被害を与えないよう、施設管理者に対し、平常時から点検活動を行い、適切な管理に努めるよう指導する。	○ため池等の農業施設や危険箇所を地域住民が点検通報する体制の構築
第2次防災圏の形成			
○町・事業者・ボランティア等との連携の促進			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	○総合的訓練の実施
○町庁舎の防災拠点化			
	地震時には町庁舎は、町災害対策本部が設置される災害対策の中核である。 このため、その施設においては	町は、地震発生時の町庁舎の重要性に鑑み、耐震性の向上を図る。	○町庁舎の耐震性の向上

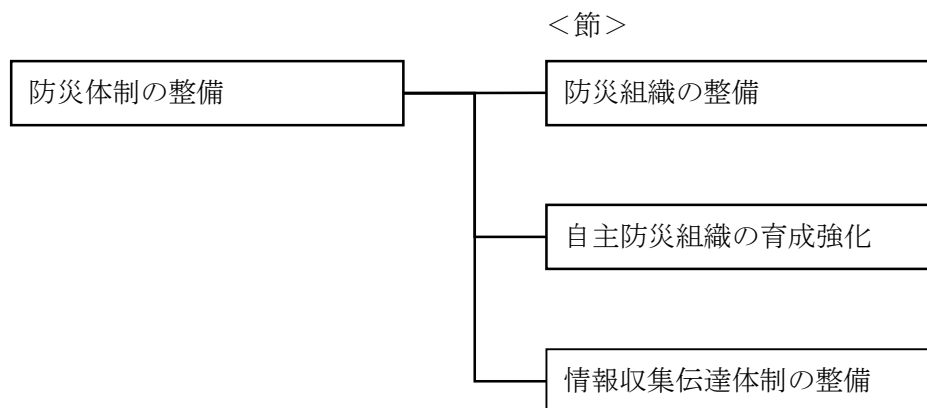
項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
	地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。		
○救援物資輸送拠点の確保			
	地震時には、町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・保管・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	○救援物資配送拠点の指定 ○物流業者等との協定の締結
○ボランティア活動体制の構築			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	町は、災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	○災害時のボランティア活動拠点の確保 ○ボランティア関係団体に対する協力要請
○地域における防災リーダーの育成			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	○防災リーダーの研修
○消防団組織の強化			
	地震時には、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	○消防団員の増強 ○消防団の設備・機材の強化
○小中学校の防災拠点化			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	○校舎等の耐震化 ○避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） ○情報伝達設備の整備

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
○都市公園の整備			
	地震が発生した場合には、安全な避難所として、また、延焼遮断帯として都市公園は重要な役割を果たす。このため、都市地域において都市公園の整備が必要である。	町（県）は、地震災害時における都市公園の重要性に鑑み、防災圏において都市公園の整備を推進する。さらに、その都市公園において、飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を目指す。	○都市公園における耐震性貯水槽の整備 ○都市公園における備蓄倉庫の整備 ○都市公園における放送設備の整備 ○都市公園におけるヘリポートの整備 ○池、井戸等の整備
○防災都市の形成			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災都市の形成が必要である。その実現のためには町が防災都市の形成を推進することが必要である。	町は、町の地域特性や地域の問題点に応じて、土地区画整理事業等による老朽木造住宅密集地の改良や緑地帯・都市計画道路等の延焼遮断帯の整備、都市公園等のオープンスペースの確保等、防災都市の形成を推進する。	○老朽木造住宅密集地の改良 ○延焼遮断帯の整備 ○オープンスペースの確保
○災害に強い農村基盤の形成			
	地震が発生した場合には、ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等で被害が発生し農業や住民の生活に支障をきたすことが考えられる。特にため池等の被害は人命に関わる災害に発展することもある。ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を強化し災害予防に努めることが必要である。	町は、地域特性や地域の問題点に応じて被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設を中心とした防災対策の実施や地すべりおよび急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を県との連携を図りながら推進する。	○被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設の防災対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策 ○地すべり区域の防災対策
第3次防災圏の形成			
○湖東土木事務所を中心として市町と消防本部を含む体制強化			
○県地方機関の防災拠点化			
○広域防災活動拠点の確保			
○災害拠点病院の指定・整備			
○災害時緊急物資の備蓄			

第2部 災害予防計画

第1章 防災体制の整備

章の体系



第1節 防災組織の整備

[くらし安全環境課、町各課、各防災関係機関]

方針

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から防災に関する組織および活動体制の整備に努め、連携して災害予防効果を高める。

現況

町は、関係法令等に基づき、「町防災会議」、「町水防協議会」を設置し、防災に係わる専門的な調査・研究体制を構築している。

また、町災害対策本部の活動に直結する具体的な方策を今後も十分検討するため、本計画に基づき細部にわたって有事の際の対応策を、平素から確立しておく必要がある。

計画

1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、町の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織および事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は是正する。

2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画をあらかじめ立案し、関係所属や関係機関との調整に努める。

3 専門委員会等の設置

「町防災会議」、「町水防協議会」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取り組みとしていく。

特に、次の事項についての計画を策定する。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
- (6) 医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物資等の調達計画

- (9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) 災害廃棄物の保管・処理計画
- (11) その他、災害対策上の有効な手段の確保

4 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行う。

5 防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

町は、災害対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて防災関係機関の防災体制について整備、改善等を積極的に働きかける。

6 多様な団体・組織との連携を含めた受援体制の整備

大規模災害に伴う甚大な被害が発生した場合、県内外の広域応援組織やボランティア・NPO等、多様な団体・組織から人的・物的支援が行われることが予想される。これらの支援を効率的かつ効果的に受けることができるよう、県とも調整の上、災害応急対策に必要な人員、備蓄物資、車両等について、受援計画を策定する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースとして、感染症対策を考慮した適切な空間を確保するとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、他自治体や民間等との災害時応援協定の締結を推進するとともに、既に締結している協定も含め、協定相手先と調整して連絡窓口や依頼手続き等について平時から明確にしておく。

7 個人情報の取扱い

様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について検討する。

第2節 自主防災組織の育成強化

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課]

方針

住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚および災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。
(災害対策基本法第5条第2、第7条)

1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時における出火防止、初期消火、被災者の救出および安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業、被災地の社会秩序の維持（防犯対策等）等について、地元消防機関等の公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。

2 自主防災組織の必要性の啓発と指導

「自主防災組織活動マニュアル」（滋賀県）に基づき、地域住民に対し自主防災組織の設置の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、組織の整備拡充を図る。

3 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

現況

町内には、現在、自主防災組織として、自治区や集落単位で自主防災組織、自衛消防団などが設置され、次の活動が行われている。このうち、自主防災組織内の自警団の班長および団員は、町消防団の班長および団員を兼ねており、町消防団との連携を深めている。

自主防災組織 38組織（令和7年4月1日現在）

自衛消防団 39団

- 1 火災時における消火活動
- 2 年末年始における防火・警戒活動
- 3 風水害等における活動
- 4 火災予防活動
- 5 その他

計画

1 住民の防災意識の高揚

防災意識の高揚を図るため、パンフレット・ポスター・広報誌の作成・発行、座談会・講演会の開催、防災訓練の実施、防災行政無線放送による啓発等に積極的に取り組む。

2 自主防災組織の単位

住民が自主的な活動を行う上で、問題点が生じないように各行政区や集落単位で行う。

3 既存組織の活用および指導等

現在、特設消防等の組織がある所は、有効に活用し、町は運営、防災資機材、訓練等に対する指導・助言を行う。今後とも、自主防災組織、自警団と町消防団、防災士等の多様な主体との連携を深めていく。

自主防災組織等の育成・強化を図るためには、組織の核となるリーダーが必要であることから、リーダー育成のための講習会を実施するなど、これらの組織の日常化、訓練の実施に努める。その際、女性の参画の促進に努めるなど、幅広い対象に呼びかけを行うものとする。

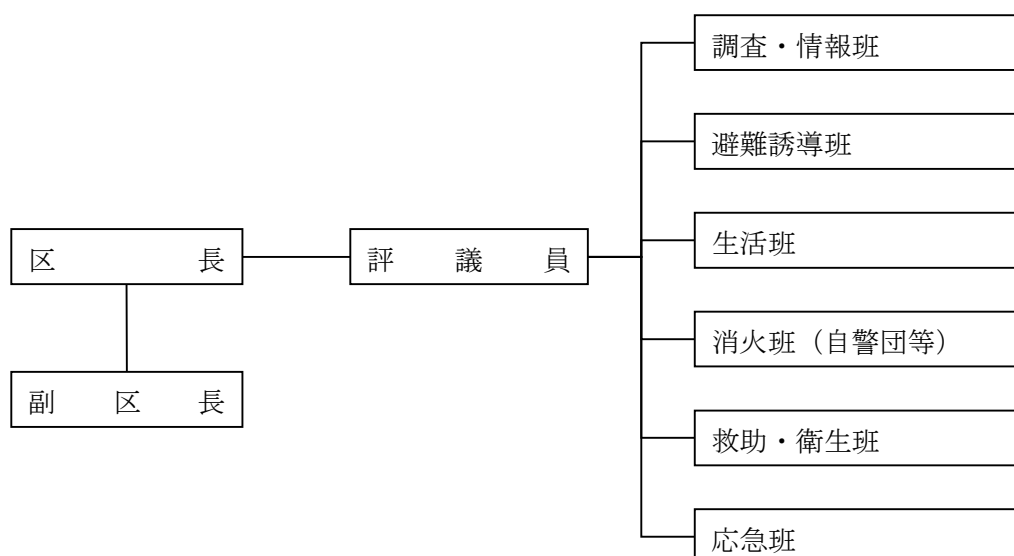
4 女性の参画の促進

自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにすること。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにすること。

5 自主防災組織の内容

各行政区や集落の規模により、活動計画を定めておく。

(1) 組織の編成例示



(2) 役割および活動内容の例示

ア 調査・情報班

災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集と関係機関への伝達および被災地区の点検

イ 避難誘導班

避難場所の安全確認、逃げ遅れの確認および避難誘導

ウ 生活班

備蓄品の確認、管理、炊き出し実施および配水、救護物資の配分の協力

エ 消火班（自警団等）

出火防止の広報、火災の警戒および初期消火活動

オ 救助・衛生班

負傷者の救助活動、負傷者の応急措置、移送および防疫について関係機関に協力

カ 応急班

破損した家屋等の応急修理

6 自主防災計画（地区防災計画）の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、次の事項を記載した防災計画を定めておく。

- (1) 地域住民は、その周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (3) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、町が行う訓練に積極的に参加すること。
- (4) 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火用・その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (6) 避難場所、避難道路、避難伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (8) その他、自主的な防災に関すること。

7 施設・企業の自主防災計画

学校、診療所等多くの者が出入りし、または利用する施設、高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設、および石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、または多人数が従事する工場・事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

特に、危険物等関係施設の代表者や責任者は、施設が所在する地域の浸水想定区域、地先の

安全度マップの想定浸水深および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとし、県はこれを啓発活動等により促進する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、町は県等とともに、企業のトップから一般社員まで防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業、事業所の敷地・建物を災害時における避難場所として提供するなどの協力や地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(1) 対象施設

- ア 学校、旅館、ハーティーセンター秦荘、診療所等多数の者が利用または出入りする施設
- イ 高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設（社会福祉施設等）
- ウ 石油類、高圧ガス等を製造・保管および取り扱う施設
- エ 多人数が従事する工場・事務所等で自主防災組織を設け、災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設
- オ 複合用途施設、利用（入居）事業所が共同である施設

(2) 組織設置要領

- ア 事業所の規模・形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約および防災計画をたてておく。

（ア）役員

防災責任者およびその任務

班長およびその任務

（イ）会議

総会

役員会

班長会 等

イ 自主防災計画

災害を予防し、または災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるようあらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておく。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ防災計画をたてて、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (ウ) 防災機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用・その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (キ) 地域住民との協力に関すること。
- (ク) その他、自主防災に関すること。

なお、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、上記（カ）の避難計画について、施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）を反映した内容となるよう配慮する。

(3) 安全確保のための施設整備

企業、施設所有者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3節 情報収集伝達体制の整備

[くらし安全環境課、東近江消防本部、町各課、各防災関係機関]

方針

町および各防災関係機関は、災害関係の予警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急諸活動の動脈となる有線通信施設および無線通信施設について、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努め、その運用の効率化、施設の整備拡充および機器の改善を図るとともに、保守管理を徹底し、非常通信ネットワークの万全に努め、災害情報の収集、伝達体制を確立する。

特に、無線通信施設の整備強化および無線従事者の確保を図る。

現況

現在、本町において次の有線・無線の通信手段の利用が可能である。

1 有線施設

- (1) 一般加入電話
- (2) 災害時優先電話

2 無線施設

- (1) 町防災行政無線（固定局）
- (2) 滋賀県防災行政無線、滋賀県衛星通信
- (3) 携帯電話・メール

計画

災害による被害を軽減するためには、迅速かつ正確な情報の伝達を図ることが重要であり、この中で電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話を配備し、緊急通信手段の確保を図る。

また、災害時に電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線（固定局・戸別受信機を含む）の拡充を図るとともに、その他の無線通信設備の整備を図る。

1 機器の整備

- (1) 町防災行政無線（固定局）

町は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難地の応急対策を円滑に実施するため、平成28年度に町防災行政無線（固定局）をデジタル化に更新し、拡充を図った。（屋外拡声装置 44局 再送信子局装置 1局）

(2) 町防災行政無線（同報系）

町は、地域住民に対する情報提供を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線の完全無線化と各家庭への同報系無線受信機の整備を図る。

(3) J-ALERT、L-ALERT の活用

災害発生直前または発生直後の緊急な情報収集において、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、L-ALERT（災害情報共有システム）を積極的に活用するため、関連設備の整備、維持を図る。さらに、受信機を防災拠点や学校などにも設置して情報伝達体制の強化を図る。

(4) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、情報連絡に用いる電話について、必要に応じ、災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」の配備を行う。

(5) 防災相互通信用無線の整備（全国市町村共通波）

町および防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の整備を図る。

また、関係機関相互の運営を円滑に行うため、運営協議会等を整備し、通信統制等の運用体制を明確にして、災害時に機能を発揮できるようにする。

(6) 緊急警報放送の受信機器の整備

一刻を争う災害情報の受信体制については、くらし安全環境課に各放送局からの緊急警報放送の受信機を整備し、災害時の初動体制を確立する。

(7) 各種防災情報システムの整備

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し、資機材等の整備を行う。

(8) 孤立する恐れのある地域との情報連絡手段の確保

災害時に孤立するおそれのある地域の住民との情報連絡手段として、衛星携帯電話等による双方向の情報連絡体制の確保に努める。

(9) その他、最新情報通信関連技術の導入

被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用を促進し、操作習熟を図るため研修・訓練を実施する。

2 既設有線通信施設等の点検・整備

各施設管理者は、有線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 設置に当たっては、災害時に最も被害の少ない取付位置を選定する。
- (2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。
- (3) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (4) 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行う。

- (5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

3 既設無線通信施設等の点検・整備

各施設管理者は、無線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備する。
- (2) 停電時に備え、予備電源を設置する。
- (3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

4 防災アプリの導入検討

被災者に対する防災情報等の提供、安否確認、指定避難所におけるニーズ把握等の他、防災行政無線に代わる町内の情報伝達ツールとしても活用できる防災情報発信アプリの導入を検討する。

5 通信体制の整備

- (1) 無線従事者の確保

町は、町職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保を図る。

- (2) 民間との協力協定の促進

町は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、防災行政無線放送による住民への情報提供を実施し、災害時の協力体制の整備を図る。

- (3) 関係機関との連携による情報収集連絡体制の構築

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、またはその利用が著しく困難な場合に、電波法第52条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。

町、県および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努めるとともに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

- (4) マスメディア・インターネットの活用

ア マスメディアとの連携体制の構築

災害時には、被災者や町民に対して的確な情報を正確に伝達することが必要であり、平常時からマスメディアとの連携体制を構築する必要がある。

このため県は、日本放送協会と民間放送各社との間で「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」ならびに、この協定に基づき日本放送協会と緊急警報放送の放送要請に関する覚書を締結しているほか、在阪テレビ局4社ならびに新聞10社との間で「災害時等における報道要請に関する協定」を締結している。こうした連携体制を有効に活用する。

イ インターネットの活用

(ア) 広報計画等に基づき、災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

(イ) 機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、災害に強いインターネット接続環境の確保を図る。また、インターネットサーバ機器が被災した場合に備え、県試験研究機関等設置のインターネットサーバ等による情報提供等バックアップ体制の整備を図る。

(ウ) 機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

ウ 情報伝達手段の多重化・多様化

町は、既に導入しているタウンメールを活用するとともに、テレビの緊急警報放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、町公式LINE等を活用して、災害や避難に関する情報伝達手段の多重化・多様化に努める。

(5) 衛星携帯電話の整備

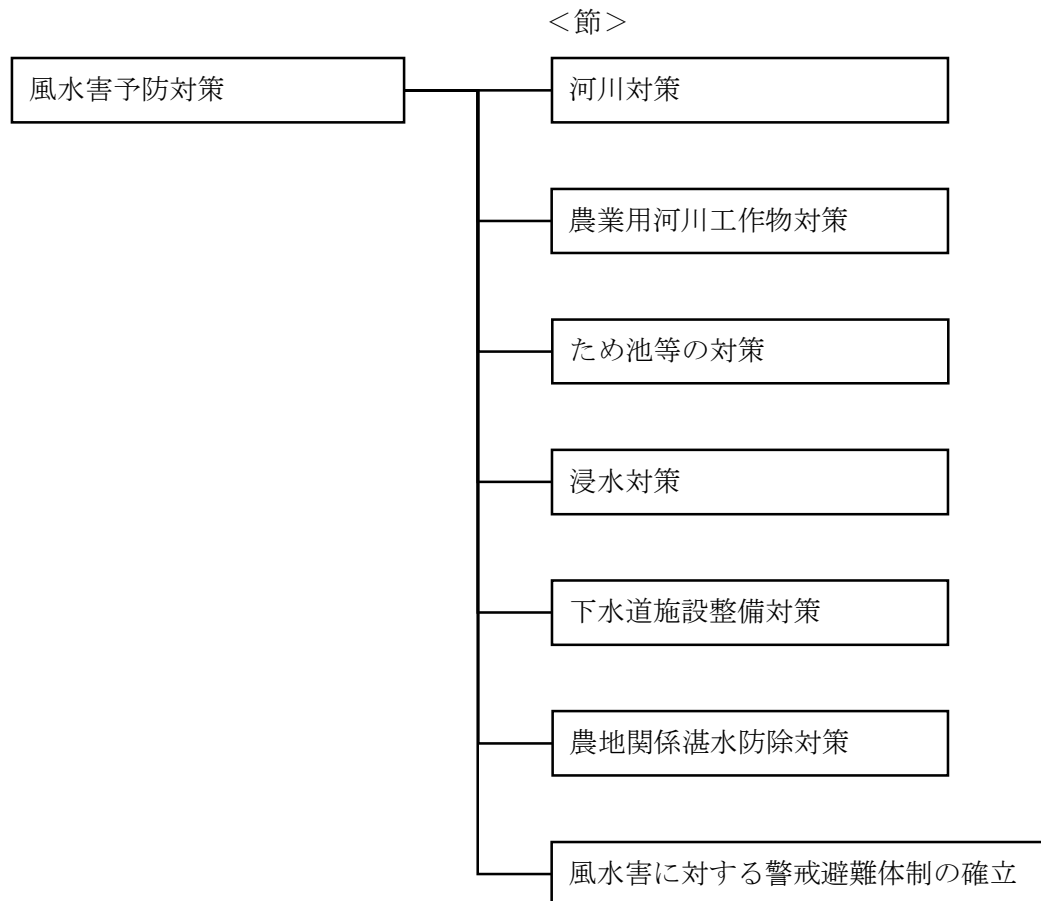
通信が途絶している地域で職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時および途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の実施に努める。

6 重要情報の保全

町の一般業務において電子データを用いる比率が高まっている。しかし、災害時に電子データが失われる可能性が高いため、データ喪失に備え重要情報に関する電子データのバックアップを行い、外部データセンター等に保管する機能の充実強化を図る。また、災害時の円滑な復旧・復興のため、土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全にも努める。

第2章 風水害予防対策

章の体系



第1節 河川対策

[建設・下水道課、くらし安全環境課、県土木交通部]

方針

豪雨時の堤防の決壊・溢水等による氾濫から、町民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。

ただし、治水事業は長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、県および町は、各管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから年次計画をもって逐次、改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

また、地震時における河川管理施設の出水被害を防止するため、水門等の重要河川構造物の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を図る。

現況

本町には、1級河川が12河川あり、そのうち淀川水系愛知川および宇曾川が琵琶湖に流入している。

これらの河川の特徴は、上流部では溪流となって川幅も狭く急流であるため、土石流が生じる危険性がある。

現在、改良工事等の整備推進がなされ、河川内の浚渫も行なっているが、低地河川および蛇行箇所安全度の保全等、治水の抜本的対策を推進することは急務であるが、治水事業は長期にわたるため、まぬ努力と巨額の費用が必要である。

＊ 河川重要水防区域【資料編参照】

計画

1 河川改良・改修事業の推進

- (1) 県は、管理する一級河川、砂防指定河川について、防災上の緊急性を要する箇所について河川事業および砂防事業を推進していく。

また、当面の間、計画的な河川整備のおよばない河川においては、人的被害を回避するため、堤防の質的強化や氾濫流制御の整備を図る河川を定め、優先的に被害を軽減させるための局所的な堤防強化対策を講じる。

- (2) 町は、管理する準用河川・普通河川について、河川改良・改修事業の必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次、築堤護岸整備・河川改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を図る。

- (3) 災害が発生した場合は、災害復旧事業を迅速かつ適確に実施し、再度災害の防止に努める。

(4) 町は、管理する準用河川・普通河川の改良・改修に当たっては次の点に留意する。

ア 極力河床を下げて平地河川としたり、河川断面を広げる。

イ 河床の堆積土砂を処理し、氾濫を防止する。

ウ 河川が隣接しているものは、出来るかぎり河川を整理統合して改良する。

エ 蛇行箇所は、河道法線を改良し、必要に応じて拡幅する。

(5) 緊急消火・生活用水の確保を容易にする階段護岸の整備等の河川改修事業を促進する。

2 水防区域および箇所の点検・整備

(1) 一級河川や琵琶湖に流入する中小河川や排・下水路では、本川水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、町は排水施設および遊水池の整備に努める。

(2) 既設の水防箇所の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

(3) 平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を定める。

3 橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流出等のおそれがある河川の橋梁については、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を促す。

4 各ダム管理事務所との連絡体制の強化

町は、上流部にある各ダム管理事務所と密接な連絡を取るなど、災害予防のため連絡体制の強化に努める。

5 町民への啓発

県が公表する「地先の安全度マップ」を用いて、住民の防災意識の向上を図るとともに、浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の投棄を防止するため、町民への啓発を強力に行う。

6 大規模氾濫減災協議会への参画

水位周知河川である愛知川については、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として「湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」が位置づけられ、本町も、流域の他自治体、河川管理者である滋賀県とともに参画している。

当該協議会では、円滑かつ迅速な避難体制の構築や水害対応タイムラインの運用などを協議しており、決定された取組み方針等に基づき、大規模氾濫減災対策を推進する。

第2節 農業用河川工作物対策

[農林振興課、県農政水産部、土地改良事業団体連合会]

方針

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の構造が河床変動等により不適・不十分なものについては、整備・補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

現況

町内の農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は、早期改修を図るとともに、管理者は監視員、連絡員を定め、異常気象に注意し水位変動を監視し、河川管理者と状況により協議し、必要な措置をとっている。

計画

1 農業用河川工作物応急対策事業の実施

整備・補強の必要な施設については、施設受益者の申請による補助事業（農業用河川工作物応急対策事業）の適用を受け、国・県費の導入を図りながら整備を推進する。

2 施設の点検および監視体制の強化

出水期に先立ち、水門等の操作に支障がないよう整備点検を実施するほか、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

第3節 ため池等の対策

[農林振興課、ため池管理者]

方針

ため池（農業用調整池を含む）の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

現況

近年、ため池決壊の災害発生は生じていないが、改修を必要としながらも受益者負担の過重から改修に着手できない施設もあることから、これらの負担軽減を図り、危険老朽ため池の改修を積極的に図る必要がある。一方、農業用調整池については、土地改良区と連携を図り必要な措置をとっている。

＊ ため池重要水防箇所【資料編参照】

計画

1 ため池補強事業の推進

町は、主要なため池について定期的に点検調査をし、各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化し危険なため池については、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

農業用ため池の改修については、令和元年度に策定した滋賀県ため池中長期整備計画に基づいて、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）で実施し国の採択基準に該当しないものについては県単独補助事業で実施する。

2 水防監視体制の強化

- (1) ため池等管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検および監視体制を強化する。
- (2) 町は、気象状況およびため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て巡視等、監視体制の強化を図る。

第4節 浸水対策

[建設・下水道課、県土木交通部、その他関係機関]

方針

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制等、総合的な治水対策を実施する。

現況

近年、全国的に河川の堤防の決壊等による外水氾濫のほかに、都市化の進展に治水施設の整備が間に合わず排水不良等による内水氾濫が多発している。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を強力に推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

また、河川改修事業等により安全性が高まった結果、本来は低湿地や河川沿いで水害の危険性がある未使用地に住宅地や公共施設が進出したり、あるいは既存の住民に過大な安心感を与えて防備の水準を低下させるなど、かえって水害時の被害発生の潜在的な可能性が増大するケースもあり、土地利用について慎重な検討も必要である。

滋賀県により、平成18年5月（令和2年6月更新）に愛知川の浸水想定区域が、平成21年6月（平成31年3月更新）に宇曾川の浸水想定区域が指定されている。この区域については、特に重点的に対策を推進する必要がある。

計画

1 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平素から危険箇所の把握に努める。

2 側溝・水溝等の整備等

- (1) 道路の側溝は、年次計画により新設および改修整備する。
- (2) 水路・水溝は、各年度、浚渫工事を行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。

なお、出水期に流出または埋没のおそれのある暗渠・橋梁は、地域住民に警戒を依頼するとともに、布設替えや維持補修に努める。

- (4) アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立や通行障害が長期化しないよう、洗堀防止等の対策を推進する。

3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制を推進するための施設整備に努める。

- (1) 遊水池の整備
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
- (4) 透水性舗装や雨水浸透枳の施工・設置の推進

4 建築物の耐水化の奨励

町は、建築物の耐水化について、指導・規制の体制整備を図る。特に避難施設についての整備を優先する。

- (1) 耐水性建築物の技術ガイドラインの提示
- (2) 住宅耐水化助成制度の検討

建築物の耐水化の事例

- | |
|--------------------------------|
| ア) 適切な高さの盛土をして建築する。 |
| イ) 高床式（ピロティー化）および2階層以上の建築物とする。 |
| ウ) 防水壁等により遮水する。 |
| エ) 電気施設等の中枢施設を地下や1階に設置しない。 |

5 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地および水害常習地での浸水時の被害軽減を図るために、計画的な土地利用を推進する。

6 浸水想定区域における警戒避難体制

総則・予防編第2部第2章第7節「風水害に対する警戒避難体制の確立」に定める。

7 浸水警戒区域指定の検討

県は、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年3月31日滋賀県条例第55号）に基づき、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として、区域指定を推進している。

県が指定する浸水警戒区域内では、住居の用に供する建築物または高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建設物の建築（移転を除く）をしようとする建築主は、あらかじめ、避難できる場所の高さが想定水位以上であるか等、所定の条件に適合しているか、知事の許可を受ける必要がある。

なお、浸水警戒区域では、宅地嵩上げ浸水対策促進事業もしくは避難場所整備事業により、

支援（補助）を受けることができる。

- ・個人住宅を浸水リスクに適合した建築物（耐水化）に誘導し、その対策（改善）に対して補助を行うことを基本とする。
- ・地区の特性等から避難場所整備が合理的な場合、避難場所等の補助を受けることができる。（避難場所整備事業）

8 最大規模の降雨への対応

国、県から、想定し得る最大規模の洪水、内水氾濫に係る浸水想定区域の指定があったときは、その浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

第5節 下水道施設整備対策

[県琵琶湖環境部、建設・下水道課、水道事務所、くらし安全環境課]

方針

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するため、また、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除等を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを町の災害から保護し生活の安定を図る。

現況

県の中央部にある琵琶湖は、古くから県民の生活をはぐくみ、京阪神に良質な水資源を供給し、くらしや経済・文化をささえてきた命の湖である。

下水道については整備も進み、それに伴い普及率も高まるなか、衛生的で快適な生活環境を保全するため、公共下水道への接続が早期にされるよう更なる啓発と推進に取り組んでいる。

計画

1 施設整備対策

本町の下水道計画は、県の実施する「湖南中部」「湖西」「東北部」および「高島」の4処理区と関係する14市6町の琵琶湖流域下水道等のうち「東北部」処理区に含まれており、令和7年3月31日現在で普及率99.2%であり、早期完了をめざし整備する計画である。また、これらの整備と併せて、防災の視点から施設整備対策等を行う。

さらに、汚水排除・処理施設については、近年、50年、100年に一度の大雨について浸水シミュレーションが行われていることから、過去の設計・施設整備段階で想定していない浸水深についての対応を検討する。

2 上下水道一体での災害対応

下水道管理者及び水道事業者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第6節 農地関係湛水防除対策

[農林振興課、県農政水産部]

方針

低湿地における農地の湛水を防除するため、排水路の整備、排水能力の向上等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

現況

町域の農地は、湛水の危険性が高いとはいえないが、河川氾濫に対応する排水対策が十分でなく、浸水の長期化をまねく恐れがある。

計画

1 排水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、排水路の改良を促進する。この事業は、農村地域防災減災事業（国庫補助事業）で実施する。

第7節 風水害に対する警戒避難体制の確立

[建設・下水道課、東近江消防本部・団、くらし安全環境課、住民課]

方針

風水害予防と人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が、円滑かつ効果的に実施されるため、風水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

現況

本町では、町水防計画に基づき警戒避難活動に当たっている。

原則として消防職・団員、町職員が水防担当として（水防団は設置していない。）、気象情報や雨量計・量水標等の情報を参考に、水防区域を重点的に警戒している。

平成18年5月（令和2年6月更新）に滋賀県より愛知川の浸水想定区域が、平成21年6月（平成31年3月更新）に宇曽川の浸水想定区域が指定され、洪水予報の伝達方法や避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることが必要になっている。

＊ 河川重要水防区域【資料編参照】

＊ 水防関係施設【資料編参照】

計画

1 水防区域の見直しと、浸水想定区域における対策等の住民への周知

町は、河川改修等の整備や災害状況ならびに浸水想定区域として指定された区域を踏まえて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

特に、浸水想定区域に指定された区域については、浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、ならびに要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）の名称、所在地について定めるとともに、これらの情報を分かりやすく示した洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等により住民への周知を図る。

なお、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者または所有者に対しては、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が水防法で義務付けられているため、避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

2 水防倉庫および水防用資機材の整備・点検

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

3 滋賀県土木防災情報システムの有効活用

町は、滋賀県土木防災情報システムを有効に活用し、広域的な雨量情報や河川水位等の迅速な情報の収集・伝達を図る。

4 浸水予警報システムの整備

町は、浸水常習地および水害危険性の大きい地域にある重要防災施設、重要道路等について、浸水予警報システムの整備を図る。

5 水防担当の充実

町は、水防担当者の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の確保を図るとともに、青年層・女性層の参加促進等により、その育成、強化を図る。

6 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。

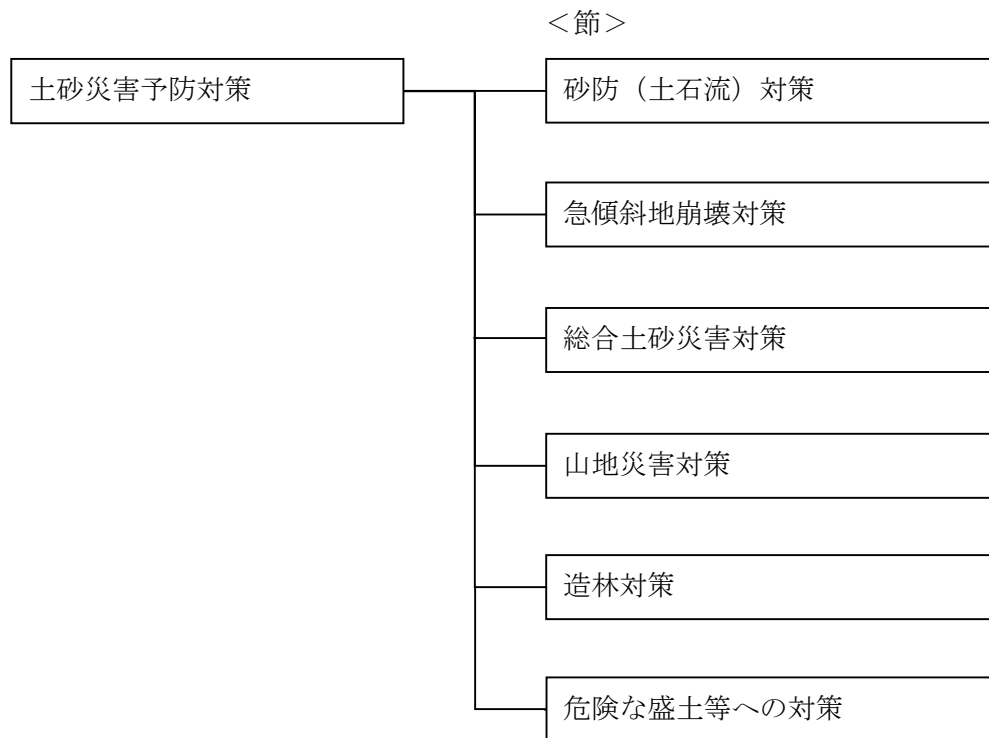
町、東近江消防本部・団は、地域住民による水防活動の強化を推進し、「風水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

7 浸水想定区域以外の地域における避難警戒方法の検討

町は、浸水想定区域に指定された区域以外の水害の危険が予想される地域について、関係各課の協力を得ながら警戒避難方法を定めるよう努める。なお、当該地域が新たに浸水想定区域に指定された場合については、上記1のとおりとする。

第3章 土砂災害予防対策

章の体系



第1節 砂防（土石流）対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

町は、荒廃した山地・溪流からの土砂流出、大雨等による土石流等の災害から住民の生命と財産を守るため、要配慮者利用施設対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として県が実施する土石流対策事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

- 1 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- 2 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工
- 3 溪流の河床安定をはかり溪岸の浸食崩壊を防止するための床固工、護岸工
- 4 天井川となった河川の切り下げにより洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工

現況

本町には、岩倉川をはじめ、東谷川、北東谷川、大谷川、寺川等が砂防指定地に指定されており、砂防事業が進められている。しかし、本町にはそれ以外の溪流が多数存在し、台風や前線通過時等の異常降雨時には、山地や山腹は容易に崩壊し、土石流が発生する危険性が大である。

1 砂防指定地

砂防指定地とは、荒廃した山地や土砂流出のおそれのある溪流の中で、砂防法に基づき指定を受けた溪流や地区で、砂防工事の施工や災害防除のための行為制限等が行われる。

2 土石流危険溪流

土石流危険溪流とは、土石流の発生の危険性があり、保全対象人家5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院等のほか避難行動要支援者関連施設のある場合は含める。）に被害が生じるおそれのある溪流で、国土交通省の調査要領により各県で調査されている。ただし、滋賀県では保全対象人家5戸未満の溪流も調査している。

＊ 土石流危険溪流【資料編参照】

計画

1 砂防事業の推進

県は、土石流危険溪流等、土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次、砂防指定地として指定進捗を行い、社会資本整備重点計画法による社会資本重点計画を基本に、要配慮者利用施設対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として、緊急度の高い箇所から対策工等の砂防事業を推進する。また、当面、対策工の整備が進まない土石流危険溪流については、情報基盤緊急整備事業および土砂災害情報相互通報システム整備事業により

雨量情報等の総合的な土砂災害監視システムの整備を実施するとともに、町と協力して後述する警戒避難体制の整備を図る。

2 砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

町は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土石流危険渓流についての看板設置や、地域住民に対して資料配布等による危険渓流の周知や防災知識の普及に努める。

第2節 急傾斜地崩壊対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

現況

台風や集中豪雨により、崩壊する恐れのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により、居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所がある。

当該箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防止運動」などにより、パトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域を指定し、その管理の強化に努めている。

1 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊による災害発生のおそれがある急傾斜地で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき指定され、対策工の施工、行為の制限、土地所有者の土地保全の努力、義務等が行われる。

＊ 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地（5戸未満でも官公署、学校、病院等のほか、要配慮者利用施設のある場合を含む）で、崩壊による災害発生のおそれのある箇所において、国土交通省の調査要領に基づき各県で調査されたものである。

＊ 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】

計画

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

- (1) 県は、急傾斜地崩壊危険箇所等、崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、補助急傾斜地崩壊対策事業を推進する。
- (2) 町は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に市町急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

2 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必

要な措置を講じる。

3 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、崩壊を予防するため、次の行為を制限する。

- (1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他、水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、もしくは工作物の設置または改造行為
- (3) のり切り、切土、掘削または盛土行為
- (4) 立木竹の伐採行為
- (5) 木竹の滑下または地引きによる搬出行為
- (6) 土砂の採取または集積行為
- (7) その他、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為

4 危険箇所の周知等

町は、日頃より崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

第3節 総合土砂災害対策

[建設・下水道課、くらし安全環境課、住民課、県土木交通部、東近江消防本部・団]

方針

近年、土砂災害に対しても、水害同様に警戒避難体制の整備が急がれている。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての土砂災害警戒区域等の指定により、警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を推進するとともに、土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害から住民の生命を守る。

現況

本町においては、土砂災害の危険性のある地域では豪雨時に、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

また、本町には、土砂災害警戒区域（土石流）が15箇所（うち5箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が13箇所（うち8箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）が指定されている（令和3年7月現在）。

計画

1 総合的な水害・土砂災害情報システムの活用

県が整備する滋賀県土木防災情報システム（SISPAD）や雨量情報表示盤配信システムを活用し、土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報を収集し、住民に速やかに伝達し、避難行動等に移行できる体制を構築する。

2 土砂災害警戒情報

県は、平成19年度から、土砂災害発生の危険性が高まった際に、町の警戒レベル4の避難指示の判断や住民の自主避難の参考となるよう、彦根地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の運用を行っており、発表の基準となる警戒避難基準雨量については、定期的に検証し、必要に応じて見直すこととなっている。

3 土砂災害防止法に基づく対策

(1) 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表するとともに、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制の対象とすべき区域

(2) 警戒避難体制の整備等

町は、警戒区域、土石流危険渓流等の看板設置を行う。警戒区域において、次の事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため、これらの事項を記載したハザードマップの配布やホームページへの掲載等により必要な事項を住民に周知する。

- ・土砂災害に関する情報の伝達方法に関する事項
- ・急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項

警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称および所在地を定める。また、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、当該施設管理者または所有者に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けるよう指導・支援を行うとともに、避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 開発行為・建築の制限等

県は、土砂災害特別警戒区域において次の制限等を行う。

ア 特定開発行為に対する制限（県）

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校および医療施設等の建築を行う場合の開発行為について、土砂災害防止法に基づく許可制度により規制する。

イ 建築物の構造規制（県・町：建築基準法における特定行政庁）

居室を有する建築は、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告（県）

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行う。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置を行う。

4 防災パトロールの実施

町は、関係機関および自主防災組織等と連携し、梅雨期および台風期の前等に、土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

5 自衛意識の醸成

東近江消防本部・団は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に、積極的に土砂

災害に対する自衛意識の醸成を図る。

6 警戒避難基準雨量の運用

町および県は、土砂災害の発生は降雨状況により、ある程度予測が可能であることから、人的被害を回避するため、警戒避難基準雨量の積極的な活用を図る。

7 情報伝達施設の整備

町は、土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある山間部への送受信可能な無線設備の整備に努める。

また、防災行政無線放送により気象予警報を放送し、情報提供に努める。

8 土砂災害危険箇所ごとの避難警戒方法の検討

町は、関係各課の協力を得て、土砂災害危険箇所ごとに、次の事項からなる警戒避難方法を定める。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 「土砂災害防止法」による区域指定にかかる避難体制の整備
- (5) 愛荘町防災ガイドブックの周知
- (6) 要配慮者利用施設のための警戒避難体制

第4節 山地災害対策

[農林振興課、県琵琶湖環境部]

方針

山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止の上からも、山のもつ保全・保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。また、林道は災害時の避難および資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊等の防止および早期災害復旧のための体制強化に努める。

現況

本町の山林は、令和4年度において約87.2%（806ha）が保安林に指定されており、山地災害から人命、財産等を守るため治山事業を実施している。

山地災害危険地とは、昭和53年7月17日付け53林野治第1817号により、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、現に災害が発生し、または発生するおそれのある森林で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

* 山地災害危険地【資料編参照】

計画

- 1 復旧治山、予防治山等を促進し、災害の復旧、防止に努め、集落、道路、交通施設等の保全を図る。人家周辺の小規模崩壊等については、県単独治山事業等の実施や住民への周知等の必要な対策を講じる。また、山地災害危険地については、未然に災害を防ぐため見廻りを実施する。
- 2 保安林のもつ公益的機能の維持・強化により災害の防止と軽減を図るため適切な整備に努める。
- 3 林道の路肩・法面等の崩壊に注意し、より一層の維持管理に努める。

第5節 造林対策

[農林振興課]

方針

森林のもつ水源かん養機能や土砂流出防備機能等により、地域の保全が図られていることを深く認識し、森林資源の培養、保護を図るため、森林造成や保育等積極的な森林整備を推進する。

現況

町内には、民有林 924ha があるが、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、適切な維持管理に努めている。

計画

- 1 今後も生産森林組合林を核とした森林整備を推進する。
- 2 育成単層林・育成複層林の整備を図り、造林事業、保育間伐事業や枝打ち事業を推進する。

第6節 危険な盛土等への対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

町は、危険な盛土等による災害から住民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」に基づき、一定規模以上の盛土等を規制すること、また、安全性が確認できない盛土等について、土地所有者等に対策を求めること等の県の対策に協力する。

現況

令和5年度、県が既存盛土の分布を把握する基礎調査を実施した結果、町内で既存盛土が15箇所確認され、そのうち応急対策が必要な盛土は確認されなかった。

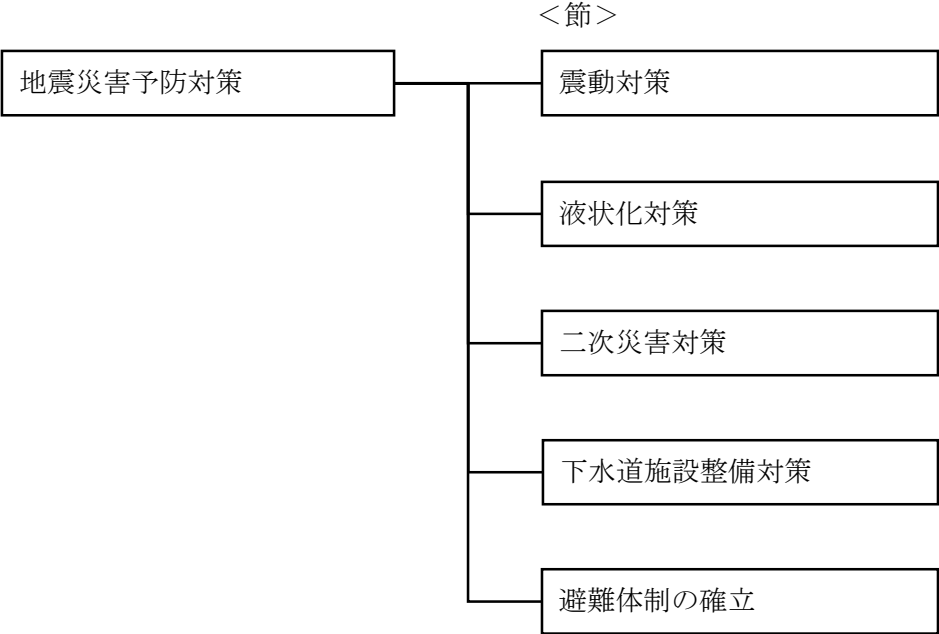
計画

県は、令和7年4月1日より県内全域を規制区域とし、規制区域で行われる盛土等については許可等が必要となる。また、許可をしたときおよび届出を受理したときは、工事主の氏名や名称、位置図等を公表する。

県は、管内の既存盛土に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。危険が確認された盛土等について、盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。

第4章 地震災害予防対策

章の体系



第1節 震動対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

地震時の揺れ（震動）を防止することは不可能であるから、震動に対して、人的および物的な被害を軽減するように努める。

現況

本町は、平成8年度に防災基礎アセスメント調査を実施し、その結果、直下型地震を想定した場合には、本町では、震度5弱ないし震度6強が考えられる。

地震時には、震央距離や地盤の状況（岩盤、洪積層、沖積層、液状化層）等により、地盤震動（震度）が異なる。

地震動による危険性として、落下・倒壊物が考えられ、狭小道路沿いのブロック塀や商店街等の看板等の落下物が多い。

計画

1 構造物の耐震化

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合には、この特性を勘案した耐震性構造物を建設し、また既設の構造物については、耐震性の診断・補強を促進する。

なお、対象となる構造物は、用途、機能別に以下のものである。

- (1) 建物およびその附属施設
- (2) 土木構造物（道路・橋梁・堤防・鉄道等）
- (3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (4) その他、特殊構造物等

2 落下物などの除去

従来の地震災害による死亡原因は、家屋倒壊や火災によるものが多かった。しかし近年は、宮城県沖地震、阪神淡路大震災などに見られるように、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下等による死者が増大している。地震時に倒壊、落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を促進する。

第2節 液状化対策

[建設・下水道課、県土木交通部]

方針

液状化の危険性の高い地域では、可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

現況

液状化現象は、ゆるく堆積した砂地盤で、地下水位が高い（浅い）地域に起きやすい。防災アセスメント調査で液状化判定を行なったが、東円堂、愛知川、豊満、長野東、長野西、軽野、蚊野外、沖、宮後の集落では、液状化発生の危険性は高い。

計画

1 液状化発生の防止

- (1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くないように配慮する。
- (2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎、または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。
- (2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

3 液状化対策の推進

県下では湖岸および旧河川敷を中心に軟弱地盤が分布し、大規模地震が発生すると地盤が液状化する危険性がある。県では、昭和57年より地震対策研究事業を実施し、既存のボーリングデータを収集しデータベースを構築し、調査研究結果の報告書を関係機関に配付している。

この調査の結果として、液状化危険度が高いとされた地域や今後新たな科学的知見やデータが得られた場合においては、具体的な工事実施の際に、より慎重な調査を行い、適切な対策を講じるよう努めることとする。

第3節 二次災害対策

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課、建設・下水道課、県土木交通部]

方針

大地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊等の直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することもあると考えられる。

- 1 堤防や堰堤の決壊による水害
- 2 斜面崩壊等による土砂災害
- 3 雪崩等の雪害
- 4 地震に伴う火災
- 5 危険物等による災害
- 6 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、町防災計画の災害予防対策を実施するなかで、震災予防に対する措置を強化して震災予防に努める。

現況

一般的に各種災害の予防対策を実施しているが、特別に震災予防を考慮した対策は行っていない。

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは、集落の延焼火災であるが、町において、既往地震による火災の記録は、特にない。しかし、本町の集落地は、木造家屋の密集地区が比較的存在し、延焼火災の危険性は低いとはいえない。

計画

延焼火災に対する震災予防計画は、以下のとおりである。

1 出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

- (1) 各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及
- (2) 耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LP ガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等、電気火災の発生抑制のための感震ブレーカーの取付け等の普及徹底
- (3) 変電設備、自家発電設備、蓄電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進
- (4) 多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全

化対策の推進

2 初期消火体制の整備

(1) 家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

また、消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問しての防災指導を徹底する。

(2) 自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。このため、町は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

3 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

4 消防力の強化

国の「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、必要な施設や人員の整備に努めるとともに、新たな消防水利の整備を推進する。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力等を勘案した総合的な消防計画を策定する。

(2) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

消火栓および貯水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を図る。

なお、近年水道施設について、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの

流出を遮断するシステムの導入が進められているので、町は、地震時において断水情報が速やかに把握できる体制を確立し、その適切な運用を図る。

(5) 化学消防資機材の整備充実

化学消防ポンプ自動車等の整備・増車、資機材の充実、高度化を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤および必要資機材の備蓄と使用訓練の励行を指導していく。

5 一般建築物の防災対応

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の防災対応を推進する。

第4節 下水道施設整備対策

[県琵琶湖環境部、建設・下水道課、水道事務所、くらし安全環境課]

方針

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するため、また、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するための有効な手段として、汚水排除等を目的とした下水道は、町における必要不可欠、基幹的な施設であり、これらを町の災害から保護し生活の安定を図る。

現況

県の中央部にある琵琶湖は、古くから県民の生活をはぐくみ、京阪神に良質な水資源を供給し、くらしや経済・文化をささえてきた命の湖である。

下水道については整備も進み、それに伴い普及率も高まるなか、衛生的で快適な生活環境を保全するため、公共下水道への接続が早期にされるよう更なる啓発と推進に取り組んでいる。

計画

本町の下水道計画は、県の実施する「湖南中部」「湖西」「東北部」および「高島」の4処理区と関係する14市6町の琵琶湖流域下水道等のうち「東北部」処理区に含まれており、令和7年3月31日現在で普及率99.2%であり、早期完了をめざし整備する計画である。また、これらの整備と併せて、防災の視点から施設整備対策等を行う。

1 下水道施設の耐震化の推進

既存の下水道施設の耐震化については、県が耐震診断を実施して定めた琵琶湖流域下水道耐震対策計画（案）を参考としながら、優先度の高い施設の耐震化を進める。今後設計する施設は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）等の基準に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

2 下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能（トイレ使用の確保、公衆衛生の保全、浸水被害の防除等）を維持・回復することを目的として次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定および定期的な見直しを行う。

- (1) 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）
- (2) 優先実施業務（通常業務、災害対応業務）
- (3) 訓練、維持改善計画
- (4) 非常時対応計画（優先実施業務の選定、「対応の目標時間」の決定）
- (5) 事前対策計画（耐震化の推進、民間企業との協定締結等）

第5節 避難体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、東近江消防本部・団]

方針

町は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう、避難体制を確立する。併せて、町域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

現況

地震を主目的とした警戒避難体制は、未整備である。

計画

1 避難計画、避難者受入計画の策定

(1) 避難計画の策定

地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、くらし安全環境課および建設・下水道課は、関係各課の協力を得て、地域の実情に応じた避難計画を策定する。避難計画には地域ごとに次のような事項を定めるとともに、町域を越える避難の実施についても検討する。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

ウ 避難経路

なお、地震に伴う大規模火災と河川破堤による浸水被害が同時発生するなど、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

(2) 避難者受入計画の策定

町は、町外から避難者を受け入れること（広域一時滞在）を想定し、県等と調整の上、避難者受入計画を策定するよう努める。

2 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難先、避難方法等）について、防災マップ・広報等の配布を通じて、町民に対する周知の強化を行う。

3 地震情報システムの導入（住宅・道路の状況、建物の情報）

くらし安全環境課は、地震情報や災害情報を迅速に収集・伝達するため、各種情報システム等の導入を図る。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

町、東近江消防本部・団は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

第5章 雪害予防対策

[建設・下水道課、県土木交通部、各防災関係機関]

方針

産業経済の停滞防止と民生の安定のため、除雪体制を整備し、道路交通の確保と雪害の軽減を図る。

現況

本町における道路除雪体制（除雪路線および実施区分の分担）は、以下のとおりである。

- 1 国道8号は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所が行う。
- 2 国道307号および県道は、滋賀県湖東土木事務所が行う。
- 3 町道の実施区分は別に定める。

計 画

雪害対策期間は、例年12月20日より60日間とする。

1 道路除雪計画の策定

除雪対策本部（事務局は、建設・下水道課に置く。）は、毎年、道路除雪計画を策定する。

町内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものでなければならぬことなどを考慮し、除雪機械進入の可否および現有機械の能力により定める。

なお、除雪の実施区分の分担については、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所は国道8号、県は国道307号および県道、町は特に交通の確保を必要とする主要路線とする。

2 町内主要道路の除雪体制の強化

町は、冬期における町内道路交通安全を確保するため、平常時から主要道路の除雪および凍結防止等を目的として、除雪機械および要員の整備等を図り、除雪体制の強化に努める。

(1) 除雪機械の整備

ア 平常時より平均積雪深度に対して、除雪の完全を期するよう機械の整備を行う。

イ 計画深度を越える豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、町内の建設業者等からの借上げ計画を定めておく。

ウ 集落内除雪協力のための除雪機械の補助金

(2) 凍結防止対策

道路管理者は、冬期における主要道路の凍結を防止し、道路交通の安全を図るため、凍結のおそれがある場合は、凍結防止剤（塩化カルシウム）を散布する。また、凍結のおそれのある場合の注意喚起として、住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

ア 凍結のおそれのある場合には、道路に水をまかない。

イ 道路にみだりに雪を積んだり、雪氷等をまかない。

ウ 車両運転者は、土砂、石、水等を落としながら走行しない。

3 広報および連絡

積雪および凍結地域における道路交通の確保と雪害予防のため、次の広報活動を実施するとともに、関係機関と相互連絡を密接に行いその対策に当たる。

(1) 交通規制や気象情報の案内板の設置

冬期の道路交通の安全確保を図るため、路面の積雪・凍結状況および交通状況を明示し、通行者に適切な情報を提供する。

(2) 雪崩危険箇所等の表示

雪崩により、交通上あるいは人命・財産に災害をおよぼすおそれのある箇所（特に児童の登下校道等）に危険箇所表示を行う。

(3) 除雪作業の一般協力要請

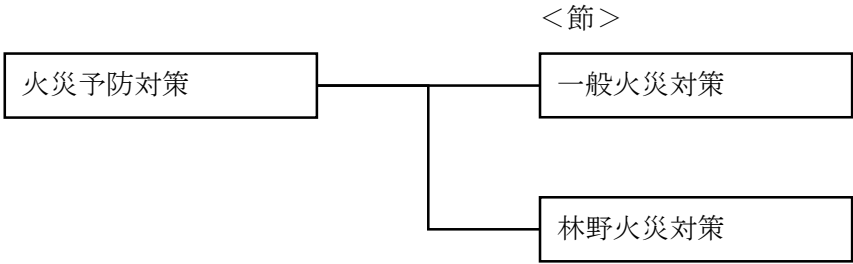
積雪は、交通上の障害のみならず、消防水利（消火栓・防火水槽）を覆い隠し、火災時における消火活動の阻害要因ともなることから、これらを含めた除雪作業に対し、町民の積極的な労働提供の協力が得られるよう、平常時から除雪作業の一般協力要請に努める。

(4) 関係機関との連絡

道路管理者、警察等の関係機関と緊密な連携とを行い、迂回路の周知連絡等、広報の一元化を図る。

第6章 火災予防対策

章の体系



第1節 一般火災対策

[くらし安全環境課、東近江消防本部・団]

方針

火災の発生要因である日頃の住民等の防火意識の欠如、ならびに防火対象物における消防用設備の不備および事業所等における防火管理体制の欠如等を排除することで、火災の発生を未然に防止し、また発生時における延焼等の被害の軽減を図るため、火災予防指導の徹底、消防力の強化・充実を行う。

現況

社会環境の変ばうに伴い、災害の様相も複雑多様化し、これに対処すべき消防業務も質、量ともに増大し、住民の消防に対する期待もますます高くなっている現状にある。このため優秀な消防人を育成・確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備・推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

計画

1 消防力の強化・充実

(1) 常備消防力（東近江消防本部）の整備充実

消防力とは、「人」、「機械」、「水」から構成される。「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）および「消防力の基準等の一部改正について」（平成17年6月13日消防消第131号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

(2) 消防職団員に対する教育訓練の徹底

町は、次により消防職団員の消防に関する知識および技術の向上を図るための措置や、活性化に関する施策を推進することで、団員の確保・能力の向上を図り、整備・更新計画に基づく装備の近代化を促進する。

ア 消防大学校および県消防学校における教育訓練

町は、県とともに、消防職団員にかかる初任教育、幹部教育、専科教育等の各教育課程へ各職務に該当する消防職団員を派遣するよう努める。

イ 現地教育

町は、県消防学校が、各市町に出向いて実施する現地教育には、全員を受講せしめるよう努める。

(3) 通信施設の整備

消防緊急情報システムおよび現有の無線・有線通信施設の整備・強化を図り、情報ネットワーク化の構築を推進する。

(4) 消防水利施設の整備

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第3号、平成26年10月改正）に基づき、必要水利施設を算定し、その整備・増強を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い、逐次増設を図り、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

また、活用可能な自然水利の確保および活用策についても調査の必要がある。

(5) 消防活動困難地域の解消

消防活動困難地域の解消のため、狭隘道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、角切りおよび駐車車両の排除等を促進するよう、関係機関と調整を図る。

2 火災予防

(1) 防火対象物

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法第17条の規定により、消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物等について、消防法第4条により関係者に対し、次の措置をとる。

ア 防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りするホテル・診療所・学校等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導および消防用設備の点検指導および自衛消防組織の充実・促進の指導を徹底する。また、今後においては、消防法施行令別表第1の特定防火対象物の防火管理者に対する再講習の実施もあわせ考えなければならない。

イ 消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火および避難のため、消防用設備の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

(2) 防火思想の普及および火災予防の徹底

町民に対する防火思想の普及および火災予防の徹底については、総則・予防編第2部第13章第1節「防災知識の普及・啓発」によるほか、次の方法により行う。

ア 県とともに、春秋2回の火災予防運動および文化財防火デー、年末年始防火運動、山火事予防運動、車両火災予防運動、危険物安全週間等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 県より、火災気象通報を受けたときは、火災予防を徹底する。

ウ 火災警報を発令した場合、広報車または防災行政無線放送等を通じて火災予防を周知徹底させる。

(3) 予防査察体制の充実強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- ア 毎月7日の防火点検日を中心に査察を実施し、住民が行う点検を指導する。
- イ 春秋2回の火災予防運動期間中を中心に年間計画に基づき予防査察を実施する。
- ウ 火災警報発令中には火を使用する施設、設備および物品を重点に予防査察を実施する。
- エ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(4) 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

町は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物および同法17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- ア 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また現任防火管理者に対し、防火管理者上級講習会を開催するなど、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。
- イ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(5) 町民皆消防体制の促進

- ア 町内の幼児、少年がお互いに火事に対する正しい知識を身につけることにより、火災予防の意識高揚に努める。
- イ 自警消防団について大半が男性団員となっているが、男女関係なく防火意識を高める組織づくりが必要であることから、地域の実情を考慮し女性防火クラブの結成を図る。
- ウ これら上記の防火活動に対し、指導・育成にあたる町の組織の充実強化を行うとともに、防火教室等を開催する。
- エ 県幼少年女性防火委員会や民間防火組織と連携を図り、自主的防火組織の拡大にあたる。

(6) 予防広報活動

町民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火および早期通報・避難について各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

- ア 街頭広報、巡回広報および防災無線等による周知・啓発
- イ 広報紙および消防リーフレットの配付
- ウ 消防ひろばの開催、防火座談会の実施

第2節 林野火災対策

[農林振興課、東近江消防本部・団]

方針

林野火災の原因は、近年の森林レクリエーション利用者の増加に伴い、たばこ・たき火等火気
の取扱い、不始末によるものが大部分を占めており、消火体制の強化とともに、林野付近の火気
使用に対する監視および防火意識の高揚等に努める。

現況

たばこ・たき火等の火気の不始末により、林野火災の危険性が想定される。

＊ 林野面積【資料編参照】

計画

1 林野火災に対する警戒の強化

火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な
措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うとともに、許可した火入れの情報等を消防機関と共
有する。

さらに、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するととも
に、地域の住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

2 監視体制等の強化

平素から火入れ作業等に関する許可取得や届出義務（森林法第21条に基づく）の奨励により、
監視体制の強化に努めるとともに、気象情報の状況報告等により、林野火災の発生が予想され
る場合または火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- (1) 火入れ作業の制限・禁止等（延焼防止のための人員配置、防火線の配置等の指示・指導を含
む）
- (2) 森林内作業、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限（火気取扱い注
意の標識設置、みだりに火を焚く者に対する警告・取締り等）
- (3) 春先など林野火災の危険性の高い時期を中心とした巡回パトロールの実施・強化

3 予防施設の整備

自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防災資機材の整備に努める。

4 情報の収集・連絡体制の整備

県、町、関係事業者等の防災関係機関は、林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡
大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整

備する。

5 消火体制の強化

(1) 林野火災対策への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、平時より指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えに努める。

(2) 林野火災対策推進体制の整備

林野火災の危険度の高い地域においてその地域の実態に即応した林野火災対策事業を実施し、当該地域の林野火災の防止および被害の軽減を図るため、林野火災特別地域対策事業計画を策定し、林野火災用消防施設等の整備を行う。

(3) 林野火災用消防施設等の整備

町は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図るとともに、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点や熱源探查装置を含む資機材の整備に努める。

特に、林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。

早期消火のため、次のような施策により消火活動の有効敏速化を図る。

ア 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。

イ 消火活動に従事する人員および消火資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。

ウ 森林所有者または管理者に対し、防火線（森林伐採による類焼の防止策）等の整備を指導する。

(4) 早期消火体制の整備

町は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

6 防火意識の啓発

林野火災の出火原因の大部分が不用意な火の取扱いという人為的なものであることから、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知、出火防止に関する啓発宣伝の強化を図るとともに、火災多発期における巡視及び監視の徹底を図る。

また、林野火災の未然防止と被害の軽減に向けて、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、人為的原因を極力除去するため、県、町、消防機関、森林組合、森林所

有者等が一体となって、住民ならびに森林内作業、登山・ハイキング等の入山者・通行者に対し、森林愛護と防火意識の普及・啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、消防団等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な次の事項について注意、指示、指導を行う。

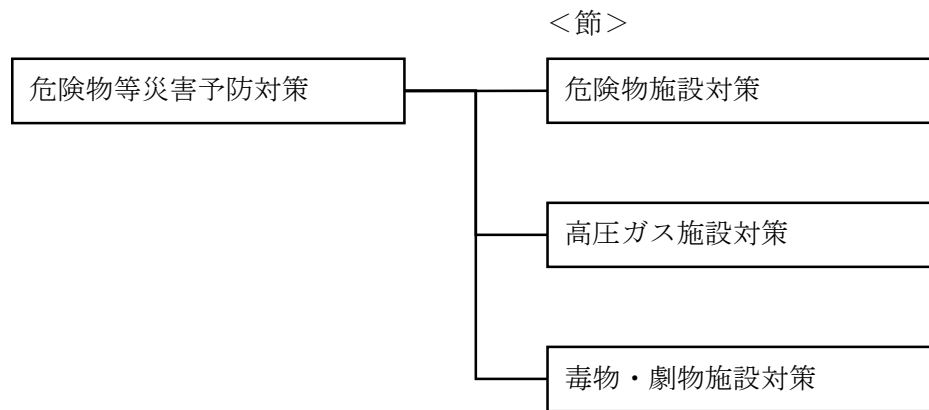
- (1) 立看板・標識の設置と補修
- (2) 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
- (3) 特に空気が乾燥し林野火災の多発する3～5月にかけての予防広報等の実施
- (4) 林野火災予防啓発普及キャンペーン（毎年3月1日から5月31日まで）の実施

7 防火訓練の実施

町は、県、周辺市町と共同し、防災関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

第7章 危険物等災害予防対策

章の体系



第1節 危険物施設対策

[東近江消防本部・団、くらし安全環境課]

方針

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。危険物施設等が地震発生時に火災等の被害を受けた場合、周辺地域に多大な影響を与える可能性がある。こうした被害を防止するため、危険物施設等の実態把握を進めるとともに、地震発生時にこれらの施設から危険物等による災害が発生しないよう、施設自体の耐震性強化と、管理体制に関する指導・啓発を推進し安全性の向上を図る。

現況

消防法による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、消防法および関係法令の厳しい安全基準のもと保管・管理されているが、火災、水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらすおそれがある。本町には高圧ガス貯蔵所もあり、また国道8号等では危険物を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

＊ 危険物等取扱施設等の現況【資料編参照】

計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

東近江消防本部、町、県、関係事業者等の防災関係機関は、危険物等災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

2 危険物施設等に係る保安基準等の遵守

危険物、火薬類の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町および県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査等を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

(1) 危険物施設

- ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- イ 危険物の取扱い、運搬、積載の方法についての指導の強化

- ウ 危険物施設の所有者、管理者、保安監督者等に対する指導の強化
- エ 予防規程の作成および貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
- オ 危険物施設周辺の環境整備

(2) 火薬類施設

- ア 火薬類取締法に基づく製造施設、火薬庫ならびに消費現場等に対する保安検査、立入検査および販売所に対する立入検査の実施
- イ 各関係事業者における自主保安管理の周知徹底
- ウ 関係従業者に対する法令遵守等の指導の強化

3 自主保安体制の強化

東近江消防本部および町、県、事業者は協力して、事業所の自主保安体制を強化する。

(1) 危険物施設

- ア 東近江消防本部は、危険物取扱事業所内における自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 東近江消防本部は、隣接する危険物取扱事業所の相互応援に関する協定等の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- ウ 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導の強化を図る。

(2) 火薬類施設

- ア 定期自主検査の実施と責任体制の確立を図る。
- イ 関係保安団体との横断的な連携体制を確立する。

4 保安教育の推進

(1) 危険物施設

東近江消防本部は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者および危険物施設保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。

また、危険物安全週間（毎年6月の第2週とする。）において、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事、運動を展開する。

(2) 火薬類施設

- ア 火薬類取扱保安責任者および従事者に対し、保安教育講習を実施し、災害防止および盗難防止の徹底を図る。
- イ 製造業者、販売業者ならびに消費者に対し、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安確保に万全を期すよう指導する。
- ウ 危害予防週間の実施、産業保安フォーラムの開催による保安意識の高揚を図る。

5 消防資機材の整備

- (1) 東近江消防本部は、化学消防ポンプ自動車の整備等、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 関係事業所は、危険物取扱事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

- (3) その他、関係事業所および防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

6 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防機関は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練を行うとともに、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取り扱い状況の把握等を行う。

7 防災訓練の実施

危険物等火災を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛消防組織、消防機関、警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、町は東近江消防本部と協力し、地域の実状に応じて、危険物等災害も組み込んだ地域防災訓練を実施する。

8 危険物運搬車両等の街頭取締り（危険物）

東近江消防本部は、移動タンク貯蔵所および危険物運搬車両の街頭取締りを警察等関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の災害予防意識の向上を図る。

第2節 高圧ガス施設対策

[東近江消防本部、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県防災危機管理局、関係事業所等]

方針

高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、応急保安対策の周知等を重点的に推進する。なお、消防資機材の整備や防災訓練の実施など、本節に定めていない内容については、総則・予防編第2部第7章第1節「危険物施設対策」に準拠して効果的に行う。

現況

一般高圧ガス貯蔵所は、町内に3箇所あり、高圧ガス保安法に基づく保安距離を確保している。

計画

1 高圧ガスに係る保安基準等の遵守

高圧ガスの貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、東近江消防本部および県は、次のような対策を実施し、施設の安全性確保に努める。

- (1) 製造施設の保安検査および立入検査、貯蔵所および消費場所等への立入検査の実施
- (2) 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携

2 自主保安体制の強化

東近江消防本部および町、県、事業者は協力して、次の措置を講じ、自主保安体制を強化する。

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- (3) 関係保安団体との横断的な連携

3 保安思想の普及、防災教育の実施

関係各課は、次の保安思想の普及および防災指導を実施する。

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底
- (2) 各種講習会・研修会の開催
- (3) 高圧ガス取扱いの指導
- (4) 産業保安フォーラムの開催による保安意識の高揚
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間の実施

4 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合または近隣火災、その他の災害により危険な状態と

なった場合は、次の応急措置を講じ、また上記の事態を発見したものは、直ちにその旨を消防機関および警察に通報するよう周知徹底する。

- (1) 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し、地中に埋める等の対応をし、作業員以外は避難させる。
- (2) 製造施設または消費施設等が危険な状態にある時は、消費作業等中止して、施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

第3節 毒物・劇物施設対策

[くらし安全環境課、東近江消防本部]

方針

毒物または劇物による災害事故を防止するため、毒物・劇物製造者、販売業者および業務上取扱者を重点に、事故防止について指導する。

現況

毒物または劇物の販売等については、薬局、農業協同組合等で行われており、年に数回の立入検査を行うよう、県の関係機関に要望している。

計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

町および県、関係事業者等の防災関係機関は、毒物劇物にかかる災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

2 保安体制の強化

毒物または劇物を取り扱う者は、「毒物劇物営業者等」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱者」の3つに分けられる。

町は、事故の未然防止を図るため、県が行うこれらの毒物劇物取扱施設に対する立入検査の実施、講習会等の開催、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置および定期的防災訓練の実施等の指導に協力する。

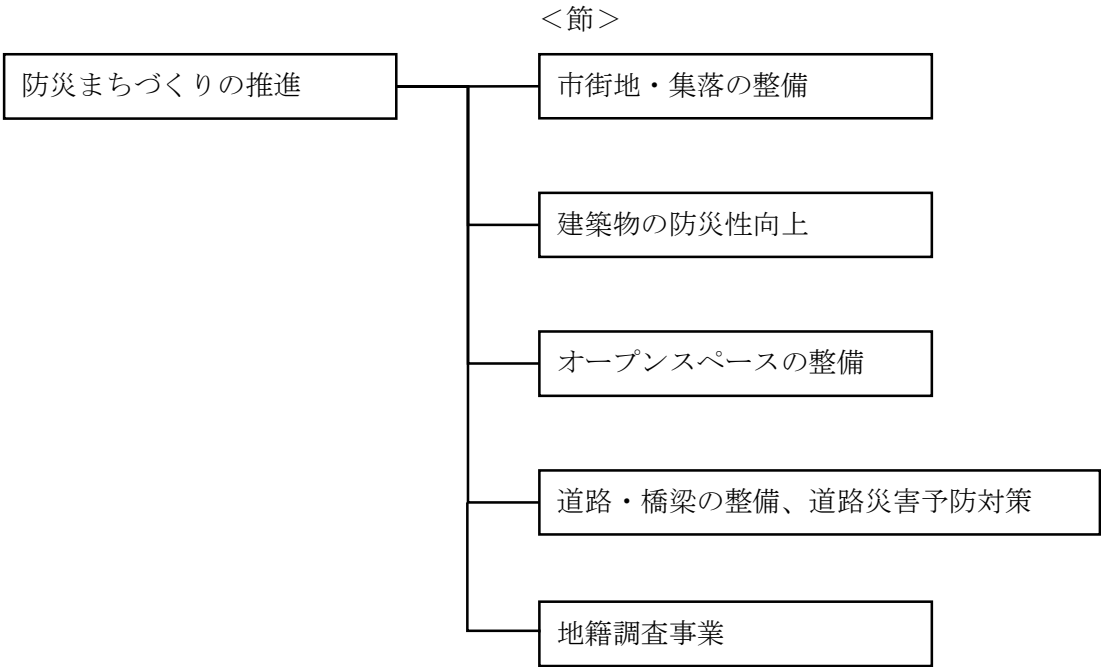
なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、県が行う実態調査等に協力する。

3 資機材の整備

東近江消防本部は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

第8章 防災まちづくりの推進

章の体系



第1節 市街地・集落の整備

[建設・下水道課]

方針

町域内の市街地・集落部は、木造・低層建築物が建っており、火災等の災害が発生すると、人命財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害の発生を防止するため、建築物・公共施設等の整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強いまちづくりを推進する。

現況

本町の市街地・集落部は、老朽木造住宅が多数存在している。

その他に、道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で、延焼危険度が高い集落も多く、こうした地区では建築物の防災対応等が望まれる。

計画

1 市街地・集落地の再整備

未整備な市街地・集落の居住環境および防災性の向上のため、建築物の不燃化の促進や避難場所としての道路や公園等、総合的な防災機能を持った施設の整備を進め、住民の生命・身体の安全を確保することも視野に入れた基盤整備を推進する。

2 住宅地区および小規模住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区を対象として、安全で快適な住宅地整備のため、健康で文化的な生活を営むに十分な住宅の整備推進に努める。

3 液状化対策の推進

特に、砂質の沖積層地域では、大地震に際して地盤が液状化することが考えられるので、過度の集積を避けてオープンスペースの確保等に努めるとともに、高層建築物や重要構造物の建設に当たっては、地盤改良等を行うよう指導する。

第2節 建築物の防災性向上

[東近江消防本部、くらし安全環境課、教育委員会、建設・下水道課]

方針

不特定多数の者が集まる施設、高層・大型化した特殊建築物、公共施設および一般住宅等、個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築、補修および防災設備の整備等の指導、奨励を実施する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、数値目標の設定などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

現況

高層・大型化の特殊建造物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は、その防災対策が望まれる。

＊ 不特定多数者の集まる施設【資料編参照】

計画

1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店、診療所等の不特定多数者が使用、出入りする特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上および防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

2 公共建築物の耐震・不燃化

学校、庁舎、公民館等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として利用される。これらの施設の新・増築に当たっては、耐震・耐火性の強化促進とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (4) 自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空地の確保に努める。
- (6) 周辺の施設の不燃化を促進するとともに、敷地周囲の緑地化等により防火遮断等の形成に努める。

なお、町が所有する施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表するように努める。

3 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認同意時に、関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防用設備等の設置および建築物の内装の不燃化、避難対策について関係法令に基づき、指導する。
- (3) 一般個人住宅等の火気取扱場所（炉・ボイラー等）について指導する。

4 一般住宅の耐震診断、耐震改修等

町は、県等と連携し、一般住宅について、次のような対策に努める。

- (1) 住宅の耐震化の促進にあたっては地域住民の意識がきわめて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努める。
- (2) 地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建替えを促進する対策を実施するよう努める。
- (3) 耐震診断ならびに耐震改修の促進を図るため、診断方法や改修工法の広報等に努める。
- (4) 耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努める。

5 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

昭和56年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

6 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

第3節 オープンスペースの整備

[建設・下水道課、農林振興課]

方針

集落における農村公園や草の根広場等のオープンスペースの存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動、物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすので、その重要性を認識し、防災上必要な避難空間の確保と防災機能の向上を図るため、防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

現況

本町において、公園緑地4箇所、農村公園13箇所、草の根広場22箇所、その他公園11箇所（令和7年4月1日末現在）が存在する。

＊ 運動公園等【資料編参照】

計画

1 公園緑地、農村公園、草の根広場等の整備

災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する公園緑地、草の根広場等の整備を推進する。

整備に当たっては、できるだけ公園緑地、農村公園、草の根広場および学校等公共用地などの広場は拠点的に配置し、道路等により連坦化を図るとともに、植栽および樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。

2 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の空間（オープンスペース）として農地の保全を図るよう、各種の施策に盛り込む。

第4節 道路・橋梁の整備、道路災害予防対策

[建設・下水道課、農林振興課、県土木交通部]

方針

道路は、単に人・物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性等、多くの機能を有する。

町は、防災機能の観点から、町管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国・県道に関しては、各管轄機関に対して、防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

また一方で、道路は多重衝突事故、車両火災などの道路災害により多数の死傷者等が発生するおそれもある施設である。こうした事故の予防対策を促進する。

現況

本町には、下記の国道、県道、町道および名神高速道路が整備されている。

道路の整備現況

(単位：m、%)

区分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国道	6,764.0	6,764.0	－	100.0	6,764.0	100.0
県道	36,483.0	36,483.0	－	100.0	32,901.0	90.0
町道	212,135.9	207,938.1	4,784.9	98.0	84,793.3	39.9
合計	255,382.9	251,185.1	4,784.9	98.4	124,458.3	49.5

(令和7年3月末現在)

橋梁の一覧

(単位：m、橋)

区分	総数		永久橋		木橋・石橋	
	橋数	橋長	橋数	橋長	橋数	橋長
国道	8	350.4	8	350.4	－	－
県道	50	637.0	50	637.0	0	0
町道	167	1500.6	166	1,497.7	1	2.9
合計	225	2,488.0	224	2,485.1	1	2.9

(令和7年3月末現在)

計画

1 緊急輸送路・避難路の整備推進

(1) 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、耐震性の確保とともに主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため国、県、町等の道路管理者は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 2 月）」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする。）

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路

(2) 避難路

住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

このため国、県、町等の道路管理者は、「町防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進する。

なお、整備にあたっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進するなど、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

2 道路・橋梁の整備

緊急輸送路・避難路との整合性を図りつつ、町域内の道路について次のような整備を進める。

(1) 幹線道路の整備

地震災害等に対する対策工の整備等、道路災害の予防措置を推進する。

その他、次の点に留意する。

ア 本町の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。

イ 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設または拡幅改良を行う。

ウ 避難施設、オープンスペース等とのアクセスの確保を図る。

(2) 生活道路の整備

ア 障がい者対策、防災対策等、安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。

イ 行き止まり、三叉路、曲折等を解消し、幹線道路との良好な接続を図る。

ウ 商店街の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

(3) 道路環境の整備

- ア 災害時に危険・障害物となる路上駐車車両を削減するため、町・民営の駐車場の確保を図る。
- イ 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽は難燃性樹種を選定する。
- ウ 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。
- エ ブロック塀、ショーケースや看板類等の沿道危険物について、転倒・落下の防止安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

(4) 橋梁の整備

- ア 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、老朽化が著しく、災害時に落橋・破損の危険性が大きい橋梁の架け替え・補強を行う。
- イ 交通のボトルネックとなる幅員の狭い橋梁の架け替え・拡幅を行う。
- ウ 新設の橋梁については、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

3 道路施設の災害予防

道路は本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や防災空間等の多様な機能を有している。

これらを災害時にも確実に機能させるためには、橋梁等道路施設の耐震性確保も不可欠であり、国、県、町等の道路管理者は、必要な施設の耐震補強等を推進する。

(1) 橋梁

新設の橋梁については、「道路橋示方書」（令和7年8月）等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。

既設橋梁については、重要度に基づく耐震性能の目標にも合わせ適切な工法により順次耐震補強も実施する。

(2) 横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、「道路橋示方書」（令和7年8月）等の基準に基づき必要な耐震性も確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

(3) 道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策だけでなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。（道路法面については橋梁等の構造物と異なり、現状では明確な耐震設計法が確立されていない。）

(4) 擁壁等

背の高い擁壁やロックシェッドについては、新設時には地震力も考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

(5) トンネル

山岳トンネルは、抗口部以外は地震時に地山と一体となって変位し被害を受けにくいとされており、抗口部で特に対策が必要な箇所は、周辺部の斜面对策と一体的に対策工事を実施する。

(6) 無電柱化

災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路を基本に無電柱化を実施する。

4 道路情報システムの整備

国、県、町等の道路管理者や交通管理者は、災害発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。

5 林道・農道の災害予防

集落関連（防災対策）林道は、緊急避難路や迂回路等として山村集落の生活道路や災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており、災害時に活用できるよう、通行上の安全を確保する必要がある。

このため、以下の対策を重点的に推進する。

(1) 林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、県と協議の上、事業計画を樹立し、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

(2) 橋梁の整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態把握を行い、橋梁の架替え、補強等の必要な対策を講じる。

(3) 農道の保全整備

農道管理者は、農道の災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解消と橋梁等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

6 交通安全施設の災害予防

災害時における交通安全を確保するため、道路標識等の交通安全施設については、計画的に更新、整備を行う。

7 道路災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町および県、関係事業者等の防災関係機関は、道路災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の整備および災害に対する安全性の確保等

- (ア) 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保する。
- (イ) 異常気象時や地震による二次被害時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。
- (ウ) 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努め、点検結果に基づき必要な防災対策工事を行う。
- (エ) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。
- (オ) 道路通行規制や交通誘導を実施する上で必要な看板、誘導灯、カラーコーンなどの資機材を備蓄する。
- (カ) 災害時の応急復旧に用いる重機、機械等の燃料供給体制の構築を図る。

イ 防災に関する情報提供体制の整備

災害発生時において適切な判断および行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制および施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

また、道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努める。

ウ 再発防止対策の実施

災害原因の調査を行う場合、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置するなど、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施する。

エ 道路啓開計画の策定・定期的な見直し

自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

(3) 防災知識の普及

町および県等は、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努める。

(4) 防災訓練

道路災害に係る関係行政機関等は連携して、災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、大規模災害を想定した訓練を実施する。

第5節 地籍調査事業

[建設・下水道課]

方針

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

現況

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を登記所に送り込むもので、町が事業実施主体として取り組むこととなっている。

本町においては、平成19年度に調査着手し、令和7年度末現在で、調査対象面積36.39km²のうちの16km²が調査済（進捗率43.9%）となっている。

計画

本町における地籍調査の実施状況・計画は、下表のとおりである。

地籍調査の実施状況・計画

自治会名	実施年度	対象面積 (ha)	備考	現地立会
安孫子 (4区)	H19～H25	41	完了	
西出	H21～H25	11	完了	
香之庄 (2区)	H23～H27	27	完了	
円城寺	H25～H29	15	完了	H26
西出 (雨降野)	H25～H29	1	完了	H26
沓掛 (2区)	H25～H29	20	完了	H27・28
竹原 (2区)	H27～H30	21	完了	H28・29
深草	H27～H30	2	完了	H29
元持	H27～H30	10	完了	H29
荻間	H28～R1	2	着手中	H29
下八木	H28～R1	6	着手中	H30
常安寺 (2区)	H30～R3	21	着手中	H30
東出 (2区)	H30～R3	27	着手中	H31
蚊野 (7区)	R2～	115	着手中	R3～

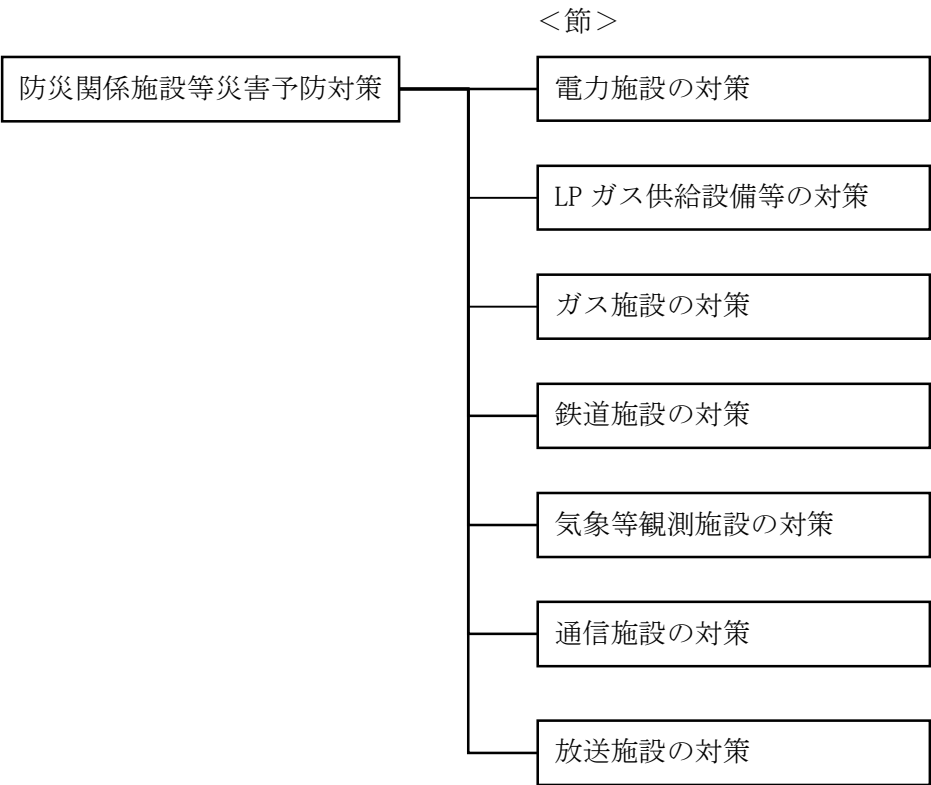
(令和7年12月1日現在)

(地籍調査事業補助金) 事業主体 町

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

第9章 防災関係施設等災害予防対策

章の体系



第1節 電力施設の対策

[関西電力㈱、関西電力送配電㈱]

方針

災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

電力施設は、町民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるよう安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

現況

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類をはじめ、関係諸規程・規則・要綱・指針等に基づき、施設の維持管理・改良を行い、また、計画的に巡視点検および測定等を実施している。

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

大地震により電力施設に被災の恐れがある場合には、関係情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、防災業務計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）、滋賀支社非常災害対策支達（関西電力㈱）、滋賀本部非常災害対策支達（関西電力送配電㈱）に基づき、部門ごとに重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

連絡先

関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	大津市におの浜4-1-51	TEL 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)

計画

1 電力設備の災害予防措置に関する事項（風水害等への対応）

(1) 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れや斜面崩壊等が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に

基づいて算定する。

(6) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

2 地震動への対応

(1) 送電設備

架空電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路…… 終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路…… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路…… 埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規定等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

3 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- ・雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
- ・地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限に

するため、必要に応じ、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア 無線伝送設備

- a マイクロ波無線等の固定無線回線
- b 移動無線設備
- c 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

- a 通信ケーブル
- b 電力線搬送設備
- c 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、効率的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の消防に関する施設および設備の整備を図る。

ア 消防関係

- a 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- b 各種消火器具および消火剤
- c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

(7) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

ア ガス検知器、漏油検知器

イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(8) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

(9) 防災機関との事前連携

関西電力および関西電力送配電は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

(10) 無電柱化の実施

災害時、電柱倒壊による停電や道路の通行不能を防ぐため、自治体や電線管理者等と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に、電線共同溝等による無電柱化事業に参画していく。

4 復旧用資機材等の確保および整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平時から復旧策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

平時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から、食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

5 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 大規模地震時の電気火災の発生防止のため、感震ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのしないことや器具の安全を確認すること。
- h その他事故防止のため留意すべき事項。

イ PRの方法

電気事故防止 PR については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し住民へ周知する。

ウ 停電関連

自治体や行政機関を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用している方の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

6 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

7 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練の実施に当たっては、参加者自身の判断も求められる実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

8 マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

第2節 LPガス供給設備等の対策

[（一社）滋賀県LPガス協会]

方針

災害発生を未然に防止するため、または災害が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、平常から容器および供給設備の設置と維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及促進に努める。

現況

現在、各LPガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第1項に基づく保安業務を行なっている。

屋内のガス設備については、住宅および事業所ともに建物の倒壊等による損壊が発生すると思われる、特に住宅の場合は、LPガス販売店との連携が要せられる。

連絡先

（一社）滋賀県エルピーガス協会	大津市松本1-2-20	TEL 077-523-2892

計画

1 保安体制

液化石油等ガス法に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油等ガス販売事業者に保安体制ならびに非常体制の具体的措置を確立する。

2 風水害等対応

(1) LPガス設備対策

LPガス容器ならびにLPガス容器置場内容器の転倒転落防止措置に加え、容器回りの配管をパイプサドル等により建物等に固定するほか、容器の流出防止対策を講じる。

(2) LPガス設備の巡回点検

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ供給設備（容器置場、容器設置場所）の被害のおそれのある箇所へ赴き巡回点検を行う。

3 地震対応

(1) LPガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準および製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じ

て定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

(2) LP ガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5弱以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

(3) LP ガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

4 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

5 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

6 教育訓練

液化石油等ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、LP ガスに係る災害発生の防止に努めるため、災害措置に関する専門知識、関係法令、保安管理技術について、液化石油等ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上、被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

7 広報活動

(1) 消費者に対する周知

パンフレット等を利用して、LP ガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

(2) 液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、ガス供給設備ならびに消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、LP ガス事故防止についての注意事項を周知する。

第3節 ガス施設の対策

[大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部]

方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常時から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

現況

現在、大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部が本町の一部に、都市ガスの供給を行なっている。

ガス施設については、製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

なお、屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊の発生が懸念される。

連絡先

大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部	京都市下京区中堂寺栗田町93	TEL 0120-544-209 ガス漏れ専用フリーダイヤル 0120-819-424

計画

1 風水害等対応

(1) ガス施設安全対策

ア ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器を巡回点検する。

(2) その他防災設備の整備

ア 検知・警報設備

災害発生時において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持ったガス漏れ警報設備、圧力計・流量計を設置する。

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(3) 防災教育・訓練の実施

ア 防災教育

ガス施設にかかる防災意識の高揚を図り、ガスにかかる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

災害発生時の対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(4) 広報活動

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意事項を周知する。

2 地震対応

(1) 耐震性の確保・強化

ア 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

イ 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

(2) 二次災害防止のための設備対策

ア 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

イ ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

ウ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を推進する。

(3) 情報収集設備対策

ア 地震計の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらなる増設を推進する。

イ 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

(ア) 移動無線系による通信体制の強化

(イ) 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実

(ウ) 緊急時の通信統制のルール化

ウ 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

(4) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。

(5) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

ウ その他災害予防に必要な事項。

(6) 関係事業者との協力体制の確立

大津市企業局と、地震発生時の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

第4節 鉄道施設の対策

[東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部、近江鉄道(株)、一般社団法人近江鉄道線管理機構]

方針

鉄道施設における災害防止のため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件等を調査して、鉄道の安全な運行を確保するとともに、災害等、異常時においても、常に健全な状態で保持できるように諸施設の整備を行う。

また、町は関係事業者と十分な協議を行う。

現況

本町を通過している東海道新幹線は、本町のほぼ中心部を南北に2,827m縦貫しており、これにほぼ平行して近江鉄道が通過している。

連絡先

東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部	大阪市淀川区西中島5-5-15	TEL 06-6302-7961 FAX 06-6307-2093
近江鉄道(株) 本社	彦根市駅東町15番1	TEL 0749-22-3301 FAX 0749-23-8418
一般社団法人近江鉄道線管理機構	彦根市古沢町187番地2	TEL 0749-49-2311 FAX 0749-49-2271

計画

災害を予防するため、次に掲げる事項について計画する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

町および県、関係事業者等の防災関係機関は、鉄道施設における災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

2 風水害等対応

(1) JR 施設災害予防計画（東海旅客鉄道株式会社）

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- ア 橋梁の維持補修ならびに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋梁の改良
- ウ 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- エ トンネルの維持補修ならびに改良強化

- オ 落石防止設備の強化
- カ 建築物等の維持補修ならびに改良強化
- キ 通信設備の維持補修
- ク 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- ケ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- コ 台風ならびに強風時等における線路警戒体制の確立
- サ 防雪設備の維持補修ならびに改良強化
- シ 電線路支持物等の維持補修ならびに改良強化
- ス その他、防災上必要な設備改良

(2) 民有鉄道施設災害予防計画（近江鉄道株式会社）

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- ア 橋りょうの維持補修ならびに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- エ 隧道の維持ならびに改良強化
- オ 防雪設備の維持修繕ならびに改良強化
- カ 建物等の維持補修ならびに改良強化
- キ 電線路支持物等の維持補修ならびに改良強化
- ク 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進
- ケ 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- コ その他防災上必要な設備改良

2 地震対応

(1) 東海旅客鉄道(株) 新幹線鉄道事業本部

ア 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

従来の早期地震警報システムを全面的に更新し、平成 17 年より新しい早期地震警報システム（テラス）を使用開始した。

このテラスは、地震動の初期微動より新幹線への影響度合いを判断して、必要な場合は警報を発信し、列車の速度を低下させるものである。また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組を推進する。

イ 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っており、橋りょう等構造物の設計計算上の水平震度は 0.2（200 ガル）を採っている。

また、安全率を 2～3 にっており、関東大地震級の烈震（250～400 ガル）には十分耐えら

れるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋けた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し、今後とも逐次補強工事を進め強化を図っていく。

ウ 防災訓練

災害発生においても、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

(2) 近江鉄道㈱、一般社団法人近江鉄道線管理機構

地震災害時における安全対策として以下の対策を推進する。

ア 緊急地震速報受信システムの設置

運転指令室（CTC センター）に設置した緊急地震速報受信システムにより、P波を検知した時点で緊急信号を発報し、列車を安全に停止させる。

イ 施設、設備の耐震性の確保

（ア）線路の設備

a 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

b 橋梁の整備

橋梁について点検、調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

（イ）救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるよう点検、整備を励行する。

第5節 気象等観測施設の対策

[彦根地方気象台、永源寺ダム管理事務所、宇曽川ダム管理事務所、くらし安全環境課、その他関係機関]

方針

気象に関する自然災害防止を図るため予警報等の情報収集を的確迅速に行い、これの適切な通知等、気象業務施設の整備充実を推進する。

現況

彦根地方気象台等の行う気象観測施設の整備状況は、次のとおりである。

1 雨量観測所

観測所名	所在地	管理者	備考
彦根	彦根市城町2-5-25	彦根地方気象台	AMeDAS
彦根	彦根市元町	湖東土木事務所	テレメータ
清崎	彦根市清崎町古城山	湖東土木事務所	テレメータ
仏生寺	彦根市仏生寺町滝ヶ谷	湖東土木事務所	テレメータ
斧磨	愛荘町斧磨	湖東土木事務所	テレメータ

2 水位観測所

河川名等	観測所名	所在地	管理者	備考
宇曽川	上枝（歌詰橋）	愛荘町石橋	湖東土木事務所（宇曽川ダム）	テレメータ
愛知川	御幸橋	愛荘町愛知川	湖東土木事務所	〃
宇曽川	肥盥橋	愛荘町島川	湖東土木事務所	固定
岩倉川	御旅橋	愛荘町目加田	愛荘町	〃
安壺川	矢守橋	愛荘町矢守	愛荘町	〃
宇曽川	秦川	愛荘町松尾寺	湖東土木事務所（宇曽川ダム）	テレメータ
宇曽川	春日橋	愛荘町沖	湖東土木事務所（宇曽川ダム）	〃

3 積雪観測所

観測所名	位置	管理者	備考
愛知川	愛荘町愛知川72番地	愛荘町	
秦荘	愛荘町安孫子825番地	愛荘町	

計画

各機関は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備・観測方法の改善に努める。

また彦根地方気象台においては、竜巻等突風予測技術の精度向上をはかるとともに情報提供に努める。

第6節 通信施設の対策

[知事公室、N T T西日本(株) 滋賀支店、警察、非常通信協議会、愛知川郵便局]

方針

電気電信設備の災害による故障発生を未然に防止するとともに、災害による故障が発生した場合における電気通信設備および回線の復旧を迅速かつ的確に行うため、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

現況

1 県防災行政無線通信施設（知事公室）

(1) 建物

滋賀県防災行政無線の統制局である県庁本館は、平成28年1月に開所し免震構造としている。また、岩根山中継局、箱館山中継局は耐震構造としている。

(2) 設備

県と市町および防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、防災行政無線を整備し、さらに平成25年度から3か年計画で衛星系や地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線を整備した。

衛星系については、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

また、平成23年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」には、ヘリコプターテレビが搭載されており、上空からの映像を受信できる体制も整備している。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種災害予防対策を行い、万全を期している。

ア 各無線局の無線送受信装置は、可能な限りの小型軽量化を図り、かつ据付にあたっては、ゆれ止め施工をしている。

イ 各無線局には、予備電源として自動起動/停止型の発動発電機を設置している。

ウ 統制局、中継局には、機器室に自動消火設備を設置している。

2 一般通信施設（N T T西日本(株) 滋賀支店）

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による故障が発生した場合において電気通信設備または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地市町の通信途絶の防止等、通信サービスの確保を図るため、N T T西日本(株)の実施する一般通信施設予防計画について定める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を行い万全を期している。

ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力耐水構造化を行う。

イ 暴風または豪雪の恐れがある地域の電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。

ウ 主要な電気通信設備が設置されている局舎・建物について、耐震および耐火構造化を行う。

エ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、または計画する。

ア 主要市町間の各ルート of 伝送路を整備する

イ 主要区間の伝送路について、有線および無線による2ルート化を実現する

ウ 災害対策機関等の通信を確保する

(3) 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期する。

ア 回線の切替措置方法

イ 二中縦順路の臨時変更（う回路変更を含む）発信規制措置等の臨時疎通措置方法

ウ 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用方法

エ 災害対策用電話回線の作成

(4) 孤立化防止対策計画

災害の発生で、県下の遠隔地市町との通信途絶による孤立化する恐れがある場合、災害対策用無線装置の整備充実を図る。

(5) 実施状況

電気通信設備の防災計画、回線の非常措置計画および孤立化防止対策計画についてはほぼ実施済みであり、伝送路の整備計画についても、一部の遠隔地域を除いてほぼ実施済みである。

(6) 建物

建物や無線鉄塔は、震度6程度の大地震にも耐えられる耐震構造としている。

(7) 所外設備

ア 主要なNTTビル間を専用トンネルで結ぶとう道内は、難燃性ケーブルの使用や防火壁の設置等により、出火、延焼が起こりにくい構造としている。

イ 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。

ウ NTTビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2ルート化により複数のルートを確保している。

(8) 所内設備

ア 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。

イ 中継交換機等を設置しているNTTビルを分散し、危険回避を図っている。

ウ 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

(9) 災害対策用機器

ア 通信途絶の回避と指定避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星、超小型衛星通信装置、移動無線車等を配備している。

イ 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換機として、非常用交換機を主要地域に配備している。

連絡先

N T T 西日本(株) 滋賀支店	大津市浜大津1-1-26	TEL 077-510-0961

3 警察通信連絡（県警察）

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保するとともに、多様な通信手段の開発を働きかけるなどして、災害時における通信障害発生時にも耐えられるよう整備を行う。

4 非常通信（非常通信協議会）

非常災害時において、公衆通信回線が途絶したり、またその利用が困難となったとき、電波法第52条の非常通信の活用のほか、災害対策基本法第57条、第79条、災害救助法第28条および水防法第20条の規定により、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる。非常通信協議会は非常通信の円滑な実施を確保するための必要な体制を整備することを目的に、総務省を中心に無線施設の設置者や非常通信に関係の有する者により構成している。

無線施設設置者の通信設備を利用して町から県庁までの非常通信路を「非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備える。

5 郵便施設（愛知川郵便局）

現在、集配業務を行う主要郵便局は、ほとんどが鉄筋コンクリート造りに改善されているが、建築後、相当経年している局については、耐震性、不燃堅ろう性について十分とは言えない。

計画

1 風水害等対応

(1) 県防災行政無線通信施設（知事公室）

県は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化・確立に努める。

ア 災害を未然に防止するため、各無線局の施設および各機器の機能について、降雨雪期前等に定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により、現状の把握を行う。

イ 応急機器としての可搬型移動局の増強を推進する。

(2) 一般通信施設（N T T西日本㈱滋賀支店）

重要通信に影響を及ぼすおそれのある設備については、緊急度に応じて改善等対策を実施する。災害時、電柱の倒壊による通信の寸断や道路の通行不能を防ぐため、自治体や他電線管理者と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に無電柱化事業に参画していく。

(3) 郵便施設（愛知川郵便局）

郵便物の運送、集配および配達確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めることと、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の措置を採る。

2 地震対応

(1) 県防災行政無線通信施設（知事公室）

県は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化・確立に努める。さらに、衛星インターネット機器（スターリンク）の導入により、公衆回線等の途絶時においてもインターネットで情報収集等ができる環境を整備する。こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

(2) 一般通信施設（N T T西日本㈱ 滋賀支店）

N T T西日本㈱ 滋賀支店は、大地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

ア 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

- (ア) 情報連絡体制の強化・充実
- (イ) 関係設備の監視強化・充実
- (ウ) 関係設備の点検整備
- (エ) 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- (オ) 回線等の応急措置の準備
- (カ) 災害発生危険設備の補強および防御
- (キ) 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施
- (ク) 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

イ 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

ウ 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

エ 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

オ 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

カ 災害時、電柱の倒壊による通信の寸断や道路の通行不能を防ぐため、自治体や他電線管理者と連携および協議を行い、緊急輸送道路を基本に無電柱化事業に参画していく。

(3) 警察無線通信施設（県警察）

警察通信施設にあつては、あらゆる災害に対処できるよう、県警察本部、各警察署、交番・駐在所および無線中継所における通信施設の耐震対策を進めているが、今後とも、警察通信施設の新設や更新時により一層の耐震性の向上に努める。

(4) 非常通信（非常通信協議会）

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、または、その利用が著しく困難な場合に、電波法第 52 条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会（事務局：近畿総合通信局）との連携の強化に努める。

町、県および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。

(5) 郵便施設（愛知川郵便局）

郵便物の運送、集配および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めることと、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の整備に努める。

第7節 放送施設の対策

[日本放送協会大津放送局、(株)京都放送滋賀放送局、びわ湖放送(株)、(株)エフエム滋賀、
FM ひがしおうみ、エフエムひこねコミュニティ放送(株)]

方針

各放送事業者は、災害およびこれに伴う停電等の発生に備え、非常時に放送業務を確保し速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の整備等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、各放送事業者は、保有する通信放送施設や設備の耐震性向上を図るなど災害予防対策に努める。

現況

1 日本放送協会大津放送局

地震災害に際して、放送の送出および受信を確保するため、災害対策規定を策定し、放送設備の被害を最小限に止めるとともに、災害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、早期完全復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払っている。

なお、県内の放送設備は、想定される非常災害に対して、対応措置を実施済みである。

2 びわ湖放送(株)

放送については、できるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう、自家発電設備により停電時の対応に備えているほか、無停電電源による「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備になっている。その他、びわ湖放送制定の「災害対策要領」により、災害対策の万全を図っている。

3 (株)京都放送滋賀放送局

地震災害に際して、放送業務を確保するため、非常災害対策要領を策定し、これに基づき放送施設の防災ならびに緊急取材体制の充実を図っている。演奏所、送信所においては、非常電源設備を設置し、予備送信機、臨時空中線、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を配し、有事に備えている。

4 (株)エフエム滋賀

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

5 エフエムひこねコミュニティ放送(株)

地震災害に対して、以下の対策を行なっている。

- (1) 放送設備は無停電電源を配置し、局舎には自家発電装置を設置し、常時電源の確保

- (2) 通信回線不通を想定し、町内をカバーできる業務用無線を配置して通信手段の確保
- (3) 局不在時の局員呼出連絡手段を確保
- (4) 災害時での放送マニュアルを作成して災害対策放送に万全の体制を図る

連絡先

日本放送協会大津放送局 (略称NHK)	大津市打出浜3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送(株) (略称BBC)	大津市鶴の里16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
(株)京都放送滋賀放送局 (略称KBS)	彦根市大東町13-1	TEL 0749-26-1215 FAX 0749-26-1220
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄19-10	TEL 077-525-0814 FAX 077-525-0836
FMひがしおうみ	東近江市八日市上之町9-488	TEL 0748-24-5501 FAX 0748-24-5502
エフエムひこねコミュニティ 放送(株)	彦根市立花町6-19 OBPビル2階	TEL 0749-30-3355 FAX 0749-27-3986

※上記機関とは、必要に応じ、情報交流を行なっている。

計画

1 風水害等対応

平常時から次の予防措置を講ずる。

- (1) 各放送事業者が個別に定める放送施設や局舎の防災基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機械等の一定量常備、および応急資材等の整備
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん状態の把握
- (5) 非常持出機器、書類の指定
- (6) 仮設送信設備の設置場所の検討
- (7) 非常時を想定した業務継続計画の作成
- (8) その他、必要と認められる事項

2 地震対応

- (1) 日本放送協会大津放送局

想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。

- (2) びわ湖放送(株)

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。具体的には、次の対策を実施する。

ア 放送機器の倒壊、落下防止、その他諸設備については、全面的に補強整備が完了しているが、引続き放送設備の防災化構造の推進を図る。

イ 社屋については、耐震性調査を行い必要な措置を講ずる。

(3) ㈱京都放送滋賀放送局

人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

ア 放送局舎および施設の補修・補強を実施する。

イ 中継用移動無線機の伝播試験、機能向上に努める。

ウ 非常用発電機の点検、エンジンの整備、燃料の備蓄等を行う。

エ 空中線の安全確保のため、点検補強を行う。

(4) ㈱エフエム滋賀

非常災害時、または発生の恐れがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。具体的には、次の対策を実施する。

ア 仮設スタジオにおける放送機材の整備

イ 演奏所事務部門の耐震補強対策の推進

ウ 緊急時の交通路の事前把握

エ 食料や消耗品等の一定量の備蓄

(5) エフエムひこねコミュニティ放送㈱、FMひがしおうみ

放送各社が、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払うものとし、次の事項に関し、平常時から適切な措置を講じる。

ア 施設、設備の整備

放送各社が別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置

イ 防災関係資機材の整備点検

(ア) 消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受けるおそれのある地区への応急機材の配備）

(イ) 無線中継状態の把握

(ウ) 移動無線機等の伝搬試験

(エ) 交通路の調査

(オ) 非常持出機器、書類の指定

(カ) 仮演奏所および仮設送信所の調査選定

(キ) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査

(ク) その他必要と認められる事項

第10章 避難施設等の対策

[くらし安全環境課、住民課、建設・下水道課、福祉課、教育委員会、東近江警察署]

方針

災害時に、町民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、平素からその見直しと施設整備等に努めるとともに、地域および職場での周知徹底を図る。

現況

本町の避難事例は、河川氾濫および土砂災害の危険性によるものが多い。

計画

1 指定緊急避難場所および指定避難所等の指定・整備

(1) 避難施設の種類と選定基準

本町では、避難施設を「一時避難場所」「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」に4区分して指定・整備を図る。

区分	概要	主な指定施設	災害対策基本法における位置づけ
一時避難場所	避難指示等が発令されたり、災害の発生が予想されるときに、一時的に避難する施設	公民館、集会所、草の根ハウス、地域総合センター等	
指定緊急避難場所	災害のおそれがなく、避難・待機する施設。地域の防災活動拠点としても機能する。	小学校、中学校、福祉センター等 ※福祉避難所を含む	指定緊急避難場所 (法第49条の4) 災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所
指定避難所	災害により自宅で生活できない被災者が一時的に避難生活をおくるための施設	(原則として、指定緊急避難場所と同一施設) ※福祉避難所を含む	指定避難所 (法第49条の7) 災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
福祉避難所	要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所	福祉センター愛の郷、福祉センターラポール、秦荘いきいきセンター	

町の指定する避難施設は、次の基準により選定する。なお、指定した避難施設は、自然社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを図るものとする。

＊ 一時避難場所【資料編参照】

＊ 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）【資料編参照】

一時避難場所・指定緊急避難場所・指定避難所の選定基準

施設の立地状況・構造・階数・規模および用途の観点から安全で適切な避難施設を選定する。

- ア 立地の状況 → 災害危険性が小さいと予想される場所
- イ 構 造 → 耐火・簡易耐火
- ウ 階 数 → 2階以上の浸水の恐れのない階が望ましい
- エ 規 模 → 収容人数 50人以上
- オ 用 途 → 災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）

(2) 指定緊急避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所には、避難場所としての構造や規模などの機能を優先して充実させるとともに、地区の防災拠点と位置付けて防災施設等の整備を図る。

ア 避難場所としての構造や規模など機能の整備

イ 防災活動拠点としての強化

指定緊急避難場所は、単なる避難場所としてだけでなく、さらに進めて防災活動拠点としての機能の強化に努める。

(ア) 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

(イ) 防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備の他、以下の施設・設備の充実を図る。

指定緊急避難場所が備えるべき施設と設備

項目		内容
避難場所 およびその 附属施設	避難広場 避難地内通路 出入口施設等 防災樹林帯等	芝生広場、グラウンド、駐車場 道路、通路 門、へい 防護壁、樹林
防災施設	防災センター 貯水施設 応急施設 備蓄施設 誘導施設 情報施設 消防・水防施設	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設 飲料水施設 仮設トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ごみ捨場 食料、医療品 照明施設、案内板、ランドマーク 受信・発信無線施設、広報装置 防災設備（土のう、放水銃、消火機械等）、工作用具、 破壊用具、工作材料、運搬具（担架等）、炊出用具、情 報用具（携帯無線）

(3) 一時避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所以外の避難場所であり、比較的短期間の避難場所としての機能を有するものである。

(4) 指定避難所の指定・整備

指定避難所は、原則として、指定緊急避難場所と同一施設とする。なお、指定されている指定緊急避難場所のすべてを指定避難所として開設するわけではなく、被害の程度・状況により、開設しない指定避難所もある。開設する指定避難所の決定は、災害対策本部長が、災害の状況等を勘案して判断する。

指定避難所は、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる。したがって、平常時において次のような基準により指定避難所を選定する。

- ア. 耐震構造を有するなど比較的安全な公共建物
- イ. 給水および給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるもの
- ウ. 救助物資等の保管スペース（屋内が望ましい）を有するもの
- エ. なるべく被災者の居住地に近く、かつ集団的に収容できるもの

指定避難所に指定する公共的施設については、避難所の円滑な立ち上げができるようレイアウト図などの施設の利用計画の策定、仮設トイレ、給水タンク、パーティション、非常用電源、防災行政無線端末や衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。また、施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、浸水が予想される区域内の指定避難所については、発電、通信施設の設置位置を考慮するものとする。

また、在宅避難者の支援のための拠点の設置や、車中泊避難を行うためのスペースの設置等を定めた在宅避難者の支援方策・車中泊避難者の支援方策について検討する。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や在宅避難者・車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄も含めて検討する。さらに、被災者とともに避難する家庭動物のための飼育スペースを確保、または家庭動物同伴者のための避難所として、既存施設を利用することを検討する。

(5) 指定緊急避難場所および指定避難所における施設・設備等の改善・充実

避難者のスムーズな収容と安全確保等のため、施設・設備等の改善・充実に図る。

ア 施設の安全性の向上

- (ア) 盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備
- (イ) 避難場所および周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）
- (ウ) 避難施設の耐震化

イ 迅速な避難・収容のための施設整備

(ア) 避難場所案内図の整備

(イ) 誘導標識、避難場所表示板の整備

(ウ) 入口付近の拡張、障害物の除去、適切な照明の設置

(エ) 駐車場の確保

ウ 収容者の滞在援助

(ア) 非常用食料、日常生活品の備蓄

エ 多様な災害時情報伝達手段の確保

(ア) 防災等に資する Wi-Fi 環境の整備

2 災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、毎年これを見直し、必要に応じて広報に掲載し、町民に周知徹底を行う。

(1) 情報連絡体制

(2) 避難場所

(3) 避難経路

3 避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応が採れるよう、指定緊急避難場所または指定避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。

(1) 町が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。

(2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。

(3) 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理徹底に努める。

(4) 企業、事業所の敷地や建物を、災害時における避難場所等として使用できるよう協定締結に努める。

4 指定避難所の管理運営体制の構築

町は、指定避難所を地域住民や自治会、自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう平常時から各自の役割分担を明確化するとともに、施設管理者との連携による避難所運営管理に関する訓練を定期的に実施する。

5 避難路設定の検討

安全な避難路の確保のため、「都市防災構造化対策に関する調査報告書」（国土交通省都市局都市再開発防災課）等に留意しつつ、避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地または緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するもの（幅員は、15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地または緑道にあっては、10m以上とすることができる。）を基本にするとともに、次のように避難路または避難路として整備すべき道路の指定等を行う。

(1) 避難路は、次の点等を考慮し、その設定を行う。

ア 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。

イ 避難路は、原則として交差しないように設定する。

ウ 高圧ガス等、危険物施設に隣接する道路は、避難路に設定しない。

(2) 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災まちづくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。

(3) 沿道建物やブロック塀の倒壊、落下物等により道路閉塞が生じないように、障害となりうる塀や看板等の撤去・改善を進める。

6 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難先、避難方法、家庭動物の受入れ方法等）について、防災マップ・広報等の配布を通じて、町民に対する周知の強化を行う。とり分け、浸水想定区域については、洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項を定め、愛荘町防災ガイドブックの配布等の措置を講じて周知徹底を図る。

7 福祉避難所の整備

福祉避難所は、要配慮者のための避難所としてあらかじめ指定するものであり、災害発生時に要配慮者の状況を踏まえた上で、二次的な避難所として開設する。

なお、福祉避難所の指定にあたっては、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考とし、施設、設備の充実といったハード面、ホームヘルパーや生活相談員等の配置といったソフト面の充実に努める。

8 協定避難所の事前把握

町は、指定避難所だけでなく、協定避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

9 応急仮設住宅の建設のための備え

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、町は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

(1) 二次災害発生の危険性の把握

崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、二次災害の危険性がある場所を避けるなど、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

(2) 水道、電気、ガス等の条件把握

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、または仮設により容易に設置できる場所を選定する。なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を把握しておく。

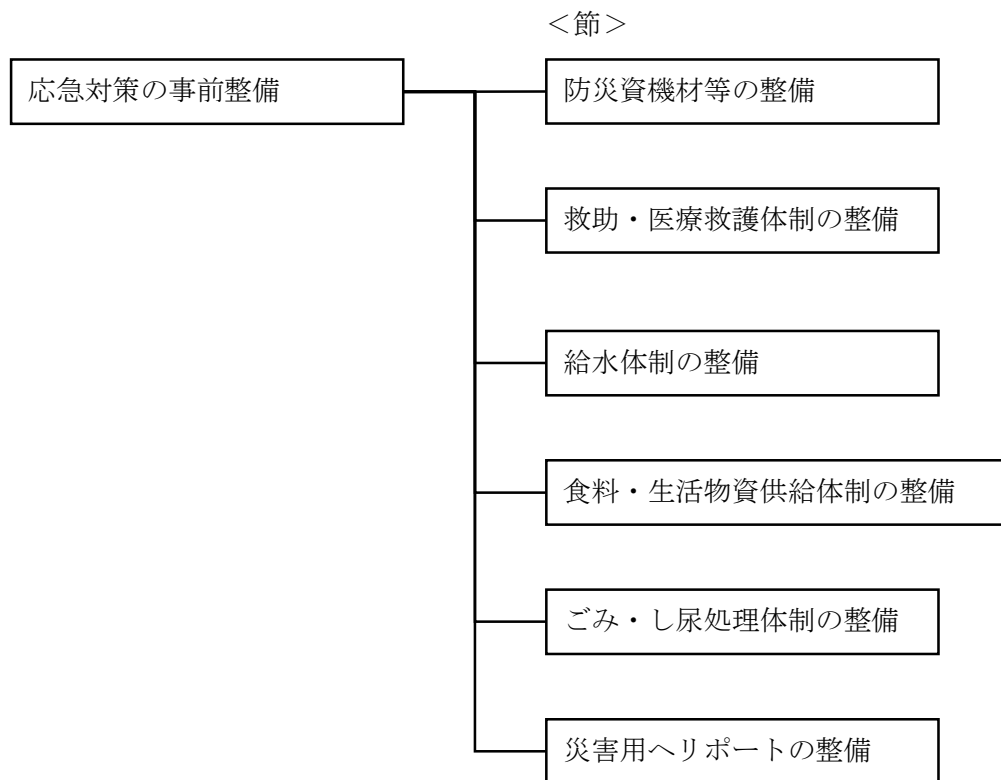
(3) 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

10 公営住宅の利用のための備え

東日本大震災では公営住宅等を借り上げて応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、町は、公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

第11章 応急対策の事前整備

章の体系



第1節 防災資機材等の整備

[くらし安全環境課、建設・下水道課、住民課、福祉課]

方針

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるよう、点検・整備を実施する。また、水防倉庫のほかに、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を図る。

現況

防災関係用の資機材としては、現在、災害対策本部用のものと、主要河川沿いに2箇所設置されている水防倉庫用の資機材が整備されている。

＊ 水防倉庫の整備基準【資料編参照】

計画

1 水防用資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際し、その機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次、補充を行う。

災害時の資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持ち資材量を調査しておいて、緊急時の補給に備える。

水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努める。また、水防従事者の安全確保のため、携行式通信機器やライフジャケットを確保するように努める。

2 防災用資機材庫等の設置

水防倉庫については、水防用資材および機材を備蓄するもので、大きさは3.3㎡以上とする。設置場所は、水防活動に便利な場所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

防災用資機材庫は、地域住民が自主防災組織や自治会を中心に、災害時や訓練時に使用できるよう設置する。

- (1) 町内における防災用資機材庫（町コミュニティ防災センター併設あるいは単独）の設置
- (2) 町庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備
- (4) 救助・救急資機材の備蓄

消防・警察・自衛隊・県・町等の各機関は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するため

に必要な資機材の備蓄を推進する。

また県・町は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

3 防災用資機材の整備品目と調達

防災用資機材等の整備品目は次のとおりとし、緊急時における調達方法の確立を図る。

防災用備蓄資機材庫の必要資機材

用途	品名	備考
消火用具	消火器 初期消火用バケツ 小型動力ポンプ	
水防用具	防水シート 縄・ロープ	
情報連絡用	携帯用無線（トランシーバー） ハンドマイク トランジスタラジオ 警笛	
保護用具	防護ヘルメット 軍手・手袋 雨合羽、ライフジャケット	
照明用具	投光器 携帯用発電機 コードリール LED 懐中電灯	発電機燃料 乾電池
救出・救護用具	担架、毛布、タオル、 応急医療セット、酸素蘇生器 電池式吸引器 ろ水機、ロープ、チェーンソー	
食料品関係用具	飲料水用給水タンク、白米、カンパン、 缶詰、粉・液体ミルク、炊飯器具、食器	
生活必需品等	携帯トイレ、簡易トイレ、飲料水、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション（プライバシー保護）、入浴設備、洗濯設備、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、マスク、消毒液	

上記の防災資機材等を整備するほか、災害時に予想される建築・構造物の倒壊・破損に対応するため、これらの除去・復旧に要する重機等の借上げについて、関係業者と応援協定を締結するように努める。

＊ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀建設重機協同組合）【資料編参照】

4 量水標の設置

(1) 指定水防管理団体は、担当区域内の適当な箇所に量水標を設置する。

(2) 氾濫のおそれの高い地区において住民等に氾濫の危険性を周知するため、以下のとおり着色した量水標を設置する。

レベル1（水防団待機水位＜通報水位＞～氾濫注意水位＜警戒水位＞）：無着色

レベル2（氾濫注意水位＜警戒水位＞～避難判断水位）：黄色

レベル3および4（避難判断水位より上部）：赤色

(3) 設置場所は河状の整った所で流失の恐れなく夜間でも観測し得るところとする。

5 雨量計の設置

指定水防管理団体は、担当区域の適当な箇所に雨量計を設ける。

6 自家発電機の設置

災害時に対応できるよう、公共施設に自家発電機を設置するとともに、燃料についても備蓄しておく。

第2節 救助・医療救護体制の整備

[東近江消防本部、健康推進課、福祉課、関係医療機関]

方針

町は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・町民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療救護体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の救助・医療救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送および病院の受入れと一連の体制を円滑に実施する上で、災害時における医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するための広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるとともに、関係機関が連携を密にして集団救急事故（集中的に短時間の間に多数の傷病者が発生した事故）等における救助・医療救護体制の充実・強化を図る。

現況

町の医療救護体制については、湖東保健医療圏内の関係機関で構成される湖東地域救急高度化推進協議会（事務局：彦根市消防本部警防課）および滋賀県広域消防相互応援協定等においては、集団救急事故対策等について協議・検討するとともに、東近江消防本部が軸となって管内の救急病院と定期的な会議を持ち、災害時の医療救護体制の充実に努めている。

連絡先

彦根医師会	彦根市八坂町1900-4（くすのきセンター3階）	TEL 0749-23-3580

計画

1 救助体制の整備

広域的または局地的に発生が予測される救助要請に対処するため、より高度な知識・技術を有する救助隊員を育成するとともに、救助用資機材の整備を図る。

町は、地域における救助体制を充実するため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

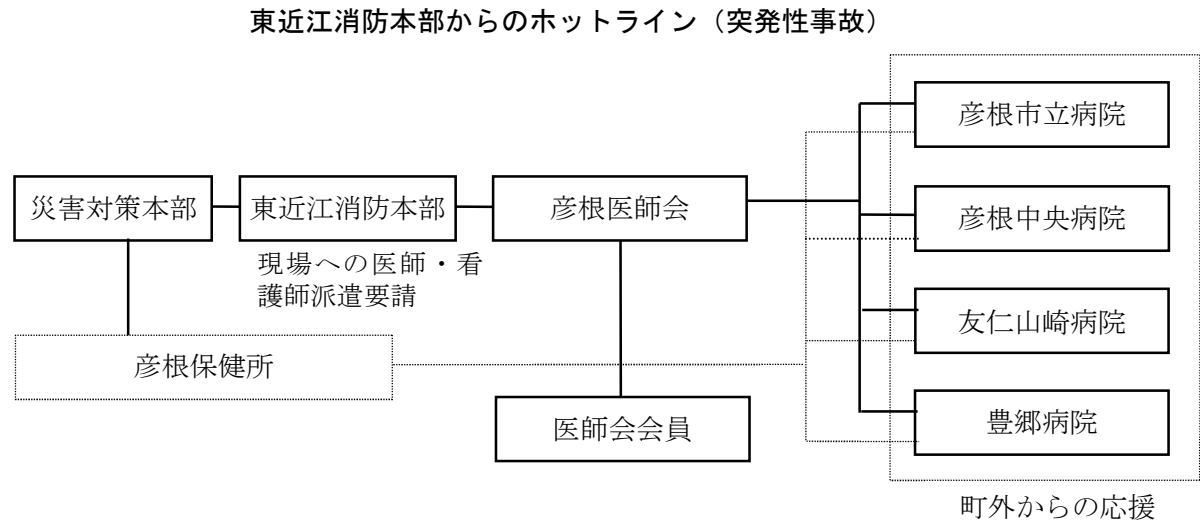
また、日頃から常備消防や消防団と自主防災組織が一体となった救出・救助訓練を実施するなど、相互の密接な連携体制の確立に努める。

2 医療救護体制の整備

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄・開発を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある医療救護体制の確立を図る。

町が整備すべき短期的課題としては、東近江消防本部と救急告示病院との連絡会議による協力体制を軸として、次の現場活動体制を確立する。

- (1) 災害現場への医師・看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続および処理の方法を具体化していく。
- (2) 平常時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できる体制として、次のような現場活動機構・体制を確立する。



また、発災初期段階における負傷者等に対する医療救護が、その軽・重に応じて迅速かつ適切に実施されるよう必要な体制の整備を図る。

- (1) 災害現場やその周辺に救護所を設置するための体制を整備する。
- (2) 救急告示病院と密接な連携をとり、協力体制の確立を図る。
- (3) 彦根医師会と災害時の応急医療に関する協定締結を推進する。
- (4) 町内に休日救急診療所がないため、休日の急病診療は在宅の診療所が当番制で行なっている。
急病診療を実施する診療所は、診療設備の整備・充実を図る。

3 医薬品の確保

初動医療救護活動に必要な医薬品について、病院、医師会および滋賀県医薬品卸協会との連携を図りながら、調達および備蓄、配備を行う。

- (1) 主要な避難施設（指定緊急避難場所）において、必要に応じて資機材および医薬品等を配布する。
- (2) 医薬品を確保するため、町内薬局、医薬品販売業者等との協力協定締結を推進する。

＊ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀県薬剤師会彦根支部）【資料編参照】

医薬品販売業者の連絡先

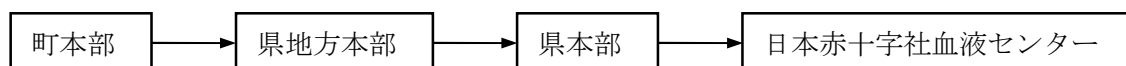
販売業者名	販売業者住所	電話番号
有川製薬(株)	彦根市鳥居本町425	0749-22-2201
(株)スズケン 彦根支店	彦根市小泉町865-1	0749-24-7566

販売業者名	販売業者住所	電話番号
(株)ケーエスケー 近江八幡支店	近江八幡市中村町20-9	0748-32-1011
アルフレッサ(株) 長浜支店	長浜市勝町821	0749-63-8212
中北薬品(株) 長浜支店	長浜市山階町454-1	0749-62-0697
(株)メディセオ 湖北支店	米原市高溝240-6	0749-52-6565

令和7年12月10日現在

4 血液の確保

血液の確保については、県赤十字血液センターに依頼する。



5 自主救護能力の向上

町民の自主救護能力の向上のため、応急救護の知識・技術の普及を図る。

6 難病患者等への対応

難病患者等に対する救護活動については、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」に基づき、対象者の状況把握や町・支援機関との連携などの体制整備に努める。

7 人工透析者への対応

人工透析の必要な者の安全確保については、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」に基づき、透析医療機関や関係団体と連携し、災害発生時の連絡体制および患者の受入体制の整備に努める。

8 在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じる恐れがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、町等による在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

9 災害対応マニュアル等の作成

大規模災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平成26年度に県が策定した「広域災害時における医療救護活動指針」および平成27年度に県が作成した「災害医療（地方）本部アクションカード」を準用して各医療機関・団体で、それぞれの組織実状に合わせて医療救護活動マニュアルを策定し、平時から、体制確保と災害対策に努める。

10 広域災害・救急医療情報システムの整備

救急医療情報システムは、昭和54年度に初期導入し、平常時の救急医療情報の収集・提供を行なう「滋賀県広域災害・救急医療情報システム『医療ネット滋賀』」として運用している。また、平成11年度から災害時に迅速・的確な救援・救助が行われるよう、被災地の医療機関の状況、全国の医療機関からの応援受援状況等の全国共通の災害医療情報の収集のために国のシステム(EMIS)をして利用している。

第3節 給水体制の整備

[水道事務所、くらし安全環境課]

方針

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、町民に配給する応急給水体制の整備を図る。

現況

本町の給水体制は、次のとおりである。

上水道施設

事業主 体名	計画 給水人口	給水区域内 現在人口	現在 給水人口	原水の種類	現在施設 公称能力	備考
愛知郡 広域行 政組合	34,200人	33,253	32,635	深井戸	17,500m ³ /日	
(うち 愛荘町 分)	(21,078人)	20,942	20,391	(深井戸)	(11,042m ³ /日)	施設能力は前回 63.1%のため、 今回も同じ回答

(令和7年12月10日現在)

計画

1 給水の整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。
最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日20リットル

2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過機、給水車、運搬車両等の必要資機材の整備・充実を図る。

3 施設の耐震化の推進

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成27年6月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、指定避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行うなど、効果的、効率的な対策を推進する。

4 復旧体制の整備

水道事務所は、被災時における速やかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受入体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を定めた災害時の行動指針を愛荘町と協議のうえ、策定する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

5 多系統化の推進等（バックアップシステム）の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業体間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化するとともに、井戸等の既存小規模水源の維持・保全により緊急時用水源の確保を図る。

また、大口径配水管、大容量送水管などの整備や配水池容量の拡大等により貯水能力の強化を図る。

6 民間との協力体制

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定に基づき、災害が発生し緊急に応急給水の実施および浄水施設を復旧する必要がある場合には、愛知上水道工事組合に対し、作業資機材および労力等の提供の協力を要請する。

7 自助努力の促進

町民および自主防災組織等に対し、貯水および給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

(1) 町民に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 家庭において前1「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の3日分を目標として貯水する。

イ 水道水等、衛生的な水を貯水する。

ウ 貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。

エ 住民の自主的節水協力要請

(2) 自主防災組織に対し、次のような対策の指導を行う。

ア 応急給水を円滑に実施するため、給水組織の編成を準備する。

イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法の習熟を図る。

ウ ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料等、応急給水に必要な資機材等を整備する。

エ 給水地域案内情報の提供

8 非常災害用井戸の認定

町は、災害時に水道が断水した場合に不足するトイレ、掃除、洗濯などに用いる生活用水を確保する手段の一つとして、井戸や湧水の所有者から協力を募り、災害時に近隣住民が利用できる非常災害用井戸・湧水として認定し、その井戸・湧水の所有者の同意を得て、標識の掲示や広報紙・ホームページへの掲載、自主防災組織への情報提供など地域住民への周知を図る。

また、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

第4節 食料・生活物資供給体制の整備

[住民課、くらし安全環境課、教育委員会、県]

方針

災害応急対策の生活救援活動が、迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の供給体制の確立・充実を図るとともに、備蓄の促進に努める。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、県と十分な協議・調整の上、整備を図る。

現況

日赤愛犬地区（彦根保健所内）では、住宅火災時における見舞い品程度の物資を保管しているが、災害時用の救助物資は備蓄していない。ただし、県では毛布、乾パン、アルファ化米、サバイバルフーズを県計画に基づき備蓄しており、本町日赤分区でふとん、タオル、ローソク、懐中電灯等を備蓄している。

また、災害時の炊出活動は、被害規模、対策期間等により、必要資機材の数量や実施体制、供給および備蓄方法の具体化に長期の検討を要するため、現状で可能な範囲の対応について、必要な炊出体制を具体的に定めておく。（災害応急対策編第1部第8章第2節「食料」の食料の応急配給を参照）

計画

1 備蓄品の整備目標

被災者へ支給する食料・生活物資等の1人当たりの支給量、品目および整備目標を定め、備蓄の促進に努める。（災害応急対策編第1部第8章第2節「食料」の食料の応急配給を参照）

避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。なお、県において地震時に想定される被災者の概ね1日分に相当する量の食料および生活必需品の確保に努めるため、町は、地震時に想定される被災者の概ね2日分に相当する量の食料および生活必需品の確保に努める。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

なお、災害応急活動に従事する職員のための食料・飲料水についても、町外からの応援職員の人員も、ある程度見込んだ上で、必要量を備蓄するものとする。

2 備蓄庫の整備等

町は、防災関係施設や防災地区の主要な避難施設（指定緊急避難場所）に、食料・生活物資の備蓄の確保に努める。（災害応急対策編第1部第8章第3節「生活必需品」の給付または貸与の

対象品目を参照)

なお、被災時における迅速な対応を図るため、愛荘町消防センターの他、各指定避難所やその近郊における分散備蓄に努める。

3 備蓄状況の公表

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

4 緊急輸送活動のための輸送施設等の把握・点検

災害発生時における物資供給活動等のために確保すべき道路やヘリポート等の輸送施設および体育館等の輸送拠点について、把握・点検を行う。

5 新物資システム（B-P L o）の活用

町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

本システムは、平常時には地方公共団体の備蓄状況を簡便、迅速に把握し管理することができ、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもので、2020年度から運用を開始している。

6 町内外事業所等との協定促進

災害時に必要なものをすべて町で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは町で備蓄を行い、それ以外は町内外事業所等からの調達を図る必要がある。そのために食品（特に、米、パン、味噌、食塩）や生活物資の供給確保に関して、湖東土木事務所、彦根保健所、日赤地区分区と協議し、地域における各業者（食料品販売業者等）を選定するとともに、供給に関する協定の締結を進める。

＊ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書の様式【資料編参照】

7 自助努力の促進

(1) 目標

災害に備えて、次の事項を町民の自助努力の目標とする。

- ア 家庭で1週間程度の最低生活ができる食料・物資の備蓄
- イ 家庭で3日分程度の非常持ち出し用の食料・物資の準備
- ウ 助け合い運動の推進

エ 共同備蓄の推進

(2) 実施の指導

町は、町民に対し、上記の事項の実施について、広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

ア 緊急食料・物資の備蓄

水、米、乾パン、麺類、粉ミルク、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食料と乾電池、紙オムツなどの緊急物資を、1週間分程度備蓄する。

イ 非常持ち出し用の食料・物資の準備

3日分程度の食料・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等についてはおおむね次の基準により準備する。

(ア) 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、携帯トイレ、トイレットペーパー、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ちり紙、石けん、ビニール、食器、鍋、はし、スプーン等

(イ) 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

(ウ) 自主判断によるもの

貴重品、その他

ウ 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

エ 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、町民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を自主防災組織ごとに計画する。

第5節 ごみ・し尿処理体制の整備

[くらし安全環境課、建設・下水道課、湖東広域衛生管理組合]

方針

町は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみおよびし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と住民生活の安定を図る。

現況

本町のごみ処理は、町内全域を対象として家庭系ごみは委託業者が、事業系ごみは許可業者が収集し、収集されたごみは、湖東広域衛生管理組合リバースセンターおよび彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地において適正に処分している。

また、し尿については、下水道の水洗化率が92.6%（令和7年3月31日現在）であり、残りはくみ取りと浄化槽での対応となっている。し尿の収集は、町内全域を対象に湖東広域衛生管理組合の委託業者が計画的に収集（定期収集および随時収集）を実施している。

ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力等	備考
湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	東近江市平柳町3-1	45-5067	22.0 t / 7時間	可燃ごみ処理施設
彦根愛知犬上広域行政 組合 小八木中継基地	東近江市小八木町19	45-3666	2,872.8㎡	不燃ごみ一時保管 施設

し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備考
湖東広域衛生管理組合	豊郷町八町500	35-4058	43.0㎥/日	1,818人	令和7年 3月31日時点

計画

1 ごみ処理体制の整備

災害後に町民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

災害廃棄物については、県と連携し、不測の事態に備えるため、環境省の災害廃棄物対策指

針を参考に、令和4年2月18日に愛荘町災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に準じ、下記の行動を実施する。

- (1) 災害廃棄物処理にかかる収集運搬および処分について令和3年6月11日、令和5年5月1日に民間業者と協定を結んでいることから、情報を共有しつつ適正に災害廃棄物を処理する。
- (2) 災害廃棄物等の仮置場の配置計画、広域的な処理・処分計画等について滋賀県や協定業者とともに検討を進める。

2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(1) 災害時用仮設トイレの整備

災害時には民間業者と仮設トイレの設置にかかる協定を結んでいることから、必要に応じて、仮設トイレの設置により対応する。また、マンホールトイレの導入についても、一部の町有施設で導入済みである。

(2) 資機材の整備

(3) 搬送体制の確立

権限移譲している湖東広域衛生管理組合が民間業者と収集にかかる災害協定を結んでいるため、湖東広域衛生管理組合と協議しながら収集体制を確立する。

(4) 処理方法の検討

豊楠苑の処理能力を超えるし尿が発生した場合は、広域処理で対応する。

第6節 災害用ヘリポートの整備

[東近江消防本部、くらし安全環境課]

方針

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急、救護活動、火災防御活動、緊急物質の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

現況

現在、災害用ヘリコプター発着場として6箇所を指定している。

災害用ヘリコプター発着場

番号	ヘリコプター離発着場名	所在地	連絡先
1	ふれ愛スポーツ公園野球場	愛荘町長野 1973 番地	42-7503
2	秦荘東小学校	愛荘町東出 25 番地	37-2004
3	秦荘西小学校	愛荘町島川 1162 番地	42-2244
4	秦荘中学校	愛荘町安孫子 730 番地	37-2005
5	秦荘グラウンド	愛荘町軽野甲 100 番地	37-3383
6	ラポール秦荘 けんこうプール駐車場	愛荘町蚊野 2978 番地 1	37-4777

計画

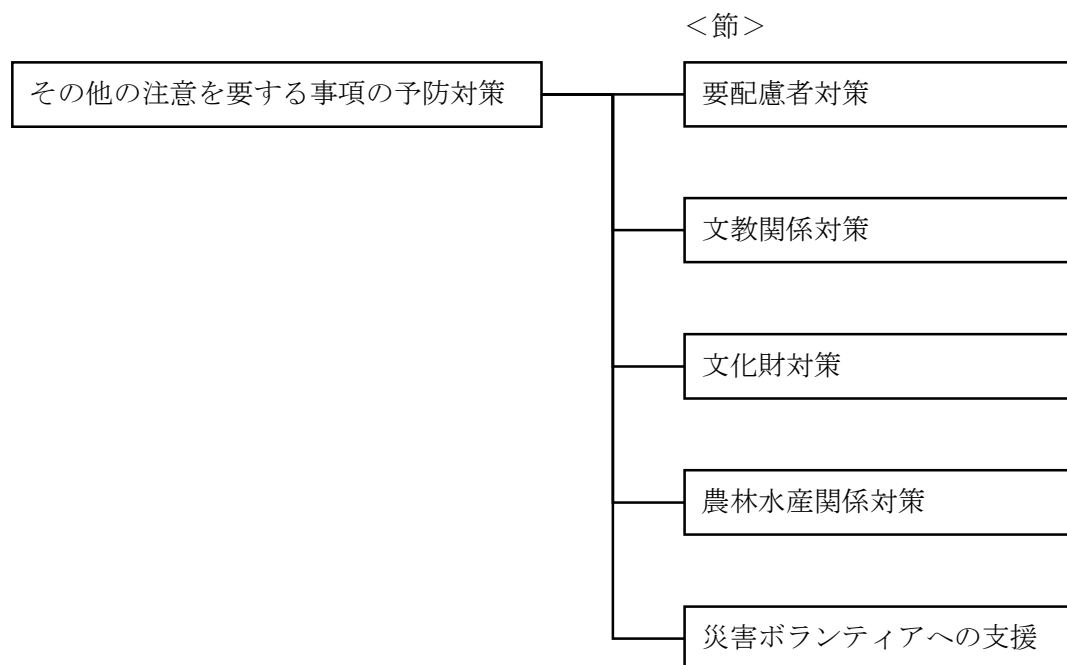
1 災害用ヘリポートの指定・整備

あらゆる災害応急対策活動に対応するため、現在指定されている災害用ヘリコプター発着場に加え、ヘリポート指定基準に適合する候補地を選定し、適宜、追加指定、条件整備を進める。

なお、ヘリポートと避難施設は分離するのが望ましいが、やむを得ず併用する場合は、地上安全確認要員の配置等の措置をとる。

第12章 その他注意を要する事項の予防対策

章の体系



第1節 要配慮者対策

〔福祉課、くらし安全環境課、東近江消防本部〕

方針

災害時における高齢者、障がい者、医療等を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。

特に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行（平成28年4月）に伴い、障がい者から社会的障壁を取り除くための何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で対応すること（合理的配慮）が求められている。

このため、町は、県と連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障がい者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

特に、全国各地で発生した大規模地震の教訓を踏まえ、寄り添い型・協働型避難者支援の実現と要配慮者への合理的な配慮の提供を「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。

現況

現在、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者への対応については、平成27年度に改訂した「愛荘町避難行動要支援者避難支援計画」をもとに、避難行動要支援者の情報収集等に取り組んでおり、委員会を設置して計画の推進を図っている。

また、愛知郡緊急通報システムは、平成24年度に愛知郡消防本部から大阪ガスに民間委託を実施したため、愛荘町緊急通報システムに変更となった。

要配慮者に該当する人

	要介護 または 要支援	一人暮らし 高齢者 (75歳以上)	高齢者のみ 世帯 (75歳以上)	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	在宅療養者	外国人
人数	844人	674人	685人	353人	51人	99人	19人	1,229人
総人口比	4.0%	3.2%	3.3%	1.7%	0.2%	0.5%	0.1%	5.9%

	乳幼児（就学前まで）	母子手帳被交付者
人数	943人	45人
総人口比	4.5%	0.2%

町人口：20,942人、町世帯数：8,575世帯（令和7年3月31日現在）

＊ 要配慮者施設【資料編参照】

計画

災害発生時において、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保を図るため、町、社会福祉施設等の管理者は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者対策

町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援対象者名簿（同意を得ない対象者を含む全員の名簿）の作成や個別避難計画の作成を推進するものとする。

(2) 避難行動要支援対象者名簿の整備

ア 避難行動要支援対象者名簿の範囲

避難行動要支援対象者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には愛荘町避難行動要支援者避難支援計画及び愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例に定める。

(ア) 75歳以上のみの世帯に属する者

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条の規定による要介護認定または要支援認定を受けている者

(ウ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表による障害の級別が1級、2級、3級または聴覚・視覚・呼吸器機能障害4級である者

(エ) 療育手帳(厚生労働大臣が定めるところにより、滋賀県知事が交付する療育手帳をいう。)の交付を受けている者であって、その知的障害の程度が重度である者

(オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級または2級である者

(カ) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第4項の規定により、滋賀県知事その他の者から情報の提供のあった要配慮者

(キ) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けている者

(ク) 0歳から就学前児童の者

(ケ) 外国人

(コ) 上記に掲げる者のほか、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

イ 避難行動要支援対象者名簿に掲載する情報

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所または居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

ウ 避難支援等関係者

町は、愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第1項に基づき、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供できるものとする。ただし、同条例第3条第2項に基づく申し出をした者については、この限りではない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体および個人とする。

(ア) 消防機関

(イ) 警察

(ウ) 民生委員・児童委員

(エ) 社会福祉協議会

(オ) 自主防災組織

(カ) 自治会

(キ) その他愛荘町避難行動要支援者避難支援計画に定める団体等

エ 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援対象者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

オ 名簿の更新

町は、住所の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援対象者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

カ 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿（同意を得た対象者名簿）の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説

明するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

(オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

キ その他

(ア) 県は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、町に提供するよう努める。

(イ) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(ウ) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 個別避難計画の作成

ア 町は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 町は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

エ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

オ 県は、個別避難計画の作成を促進するため、人材育成や先進事例の情報提供等をはじめ、市町の実施を積極的に支援する。

カ 町、県は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

(4) 安否確認体制の整備

町は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

ア 緊急時の対応を可能とする避難行動要支援者名簿の整備と適切な管理

イ 町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、地域自立支援協議会等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等との連携による避難行動要支援者情報の収集と避難支援体制の確保

ウ 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

エ 警察、消防署等との連携

オ 県や町は避難行動要支援者のリストなどを、被災時に当該自治体および関係支援団体（DMAT、DHEATなどの支援組織や応援自治体職員など）とどのように共有するかなど、情報の利用が迅速にできるよう体制を構築する。

(5) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(6) 避難支援体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援者等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、指定避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(7) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

町は、個別避難計画が実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。県は、総合防災訓練の実施にあたっては、町や自主防災組織等を中心に、要配慮者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

2 社会福祉施設および医療施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設および病院等の入所者や入院患者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者および入院患者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料・医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するように努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民およびボランティア組織と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 入所者および入院患者情報の整備

施設の管理者は、災害発生による避難に備え、入所者および入院患者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

(5) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者および入院患者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者および入院患者が災害発生時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 在宅の要配慮者の対策

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む重度心身障がい者、寝たきり高齢者、乳幼児およびこれらに準じる者。

(2) 在宅の要配慮者のための災害対策マニュアルの作成等

町は、高齢者・障がい者等の要配慮者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時に取るべき行動について理解や関心を高めるため、災害対策マニュアルを作成する等、必要な知識の普及啓発に努める。

(3) 要配慮者の把握、安否確認・救護体制の整備

町は、災害時における在宅要配慮者の安否確認体制を確保するため、在宅の要支援者の把握に努める。これらの対象者の情報は、プライバシー保護の立場からその管理に十分な注意の上で、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画への活用に努める。

要配慮者のうち寝たきり、独居等の高齢者および障がい者を主体に、町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者および東近江消防本部による災害発生直後の救護体制の確立を図り、あわせて自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織、警察等との連携、関係各課の内部体制を強化し、要配慮者の支援体制を確立していく。

このため、町は、毎年出水期前に定時整備として、民生委員・児童委員協議会を通して、避難行動要支援対象者名簿の情報整理に逐次努めるとともに、愛荘町緊急通報システムの拡大運用（センター方式等）を推進していく。

(4) 地域でのネットワーク体制の確立

広報等により、在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行うとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉ボランティアおよび周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのネットワーク体制の確立を図る。

ア 在宅の要配慮者およびその家族に対する指導

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導

- (ア) 自主防災組織、自治会等において、民生委員・児童委員等との連携により、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域防災訓練等に、要配慮者およびその家族が参加するよう働きかける。
- (エ) 民生委員・児童委員に対し、研修会等を通じて、防災面での地域協力の気運を盛り上げるよう働きかけていく。
- (オ) 町および東近江消防本部は、自治会や自主防災組織等を通じて、地域協力を求めている。

(5) 愛荘町緊急通報システムの拡充

県・町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安

全を確保するため、病気等の緊急時に通報できる愛荘町緊急通報システムを高度化、拡充させ、迅速な通信体制の確立を図っている。

また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

(6) 社会福祉施設への緊急入所

県・町は、災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障がい者を支援するため、社会福祉施設の台帳整備をするほか、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておく。

4 外国人等への対策

前記以外に、日本語の理解が困難な外国人や、地理に不案内な旅行者等も、避難行動要支援者に位置付けられる。

これらの人々が安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

(1) 外国人等への防災知識、訓練の普及

(2) 外国語による防災情報等の表示の推進

外国人に対して、外国語表記の防災リーフレット（英語、ポルトガル語）等の広報印刷物を配布する。

(3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等の実施においては英語やポルトガル語を併用する。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記や「やさしい日本語」を併用する。

(4) 地域でのバックアップ体制の確立

周辺の自主防災組織、自治会、町国際交流協会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

5 指定避難所における要配慮者への配慮

町は、指定避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、文字放送テレビ等の整備を進める。要配慮者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。

また、一般の避難所生活が困難である障がい者等の要配慮者のために、特別の配慮がなされた福祉避難所を指定するよう努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個

別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

6 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障がい者対応型とするなど、要配慮者へのきめ細かい配慮を行う。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

7 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策

町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。また、男女共同参画の視点からの取組が進められるよう、防災会議における女性委員の積極的な登用や、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にするなど、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努める。

さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

8 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 在宅避難者

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(2) 車中泊避難者

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供

する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

9 障がい者の防災情報取得等に関する施策の推進

町および県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

町および県は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

第2節 文教関係対策

[教育委員会]

方針

学校、その他文教関係施設における児童・生徒・園児の保護安全のため、施設の保安全管理や防災教育および避難訓練の実施等に努める。

現況

本町における学校施設は、以下のとおり、県立高校2校、町立中学校2校、町立小学校4校、町立幼稚園2園がある。

学校名	住所	電話番号
県立愛知高等学校	愛荘町愛知川102番地	42-2150
県立愛知高等養護学校	愛荘町愛知川102番地	49-4000
町立愛知中学校	愛荘町市779番地	42-2162
町立秦荘中学校	愛荘町安孫子730番地	37-2005
町立愛知川東小学校	愛荘町豊満573番地	42-2307
町立愛知川小学校	愛荘町沓掛480番地	42-2037
町立秦荘東小学校	愛荘町東出25番地	37-2004
町立秦荘西小学校	愛荘町島川1162番地	42-2244
町立愛知川幼稚園	愛荘町市1736番地	42-2110
町立秦荘幼稚園	愛荘町安孫子642番地	37-3696

計画

1 文教施設の保安全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保安全管理に努める。

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

2 公立学校における防災体制

校・園長は学校・幼稚園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

(1) 緊急避難計画

ア 学校・園内での活動中を想定した計画

- (ア) 校内防災組織および避難場所を確立する。
- (イ) 避難訓練のマニュアルを作成する。
- (ウ) 年間計画の中に学校・幼稚園と地域が連携した避難訓練の実施を位置づける。
- (エ) 発災時における教職員の児童等への指示および措置の方法を明らかにする。
- (オ) 学校・幼稚園の施設・設備の状況を把握する。
- (カ) 避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法を明らかにする。
- (キ) 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

イ 学校・幼稚園外での活動中を想定した計画

災害が登下校時および校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

ア 災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- (ア) 児童等の避難計画および訓練の実施ならびに平素より、災害時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り保護者との連絡方法を確認しておく。
- (イ) 教育委員会、警察署、東近江消防本部（団）および保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- (ウ) 緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。
- (エ) 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - a 各学校・幼稚園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - b 学校・幼稚園が指定避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - c 職員個々の緊急時に登校する学校・幼稚園を明らかにし県教育委員会または町教育委員会に登録するとともに、県教育委員会または町教育委員会を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
 - d このマニュアルはあくまで初動体制（発生 5 日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

イ 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

ウ 幼児、低学年児童、障がい児、外国人児童等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、町の協力を得られるように、日頃より連携を密にする。

エ 特に障がい児教育諸学校にあつては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

オ 緊急時に対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。

カ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

キ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバス運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関に周知する。

ク 各学校・幼稚園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

第3節 文化財対策

[教育委員会、東近江消防本部・団]

方針

文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、防火施設整備を推進するとともに、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国の指定、選定、選択のものにあっては、文化庁長官またはその権限を委任されもしくは指示をうけた県が行う。県指定のものにあっては、県またはその指示をうけた町が行う。

現況

本町には、国指定有形文化財が18件、国指定名勝が1件、県指定有形文化財が7件、県指定史跡が1件、町指定有形文化財が20件、町指定史跡が1件、さらに国登録文化財が21件存在し、文化・学術・観光資源としても重要である。

＊ 町内の文化財一覧【資料編参照】

計画

1 施設等の整備

文化財の所有者および管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国庫補助および県町費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）

イ 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管設備、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）

ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）

エ 周辺環境（周辺市街地の不燃化、防火帯、消防道路）

オ 火気の使用制限（禁煙区域の設定）

(2) 落雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿、崖崩れ防止対策）

イ 薬剤処理（防虫予防）

ウ 防除網阻止柵等の設置

- エ 収蔵庫の建設(金庫式を含む)
- オ 施設への委託保管
- カ 電氣的安全度の定期検査励行
- キ 防災施設・機器の点検整備
- ク 非常通報器の確認

2 視察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告、助言、指導を実施する。

3 地震に対する措置

地震動による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

また、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努める。

- (1) 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。
- (2) 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。
- (3) 美術工芸品は、耐震保有施設の設置等を推進する。
- (4) (公財) 滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し、修理や防災施設の整備を推進する。
- (5) 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

4 訓練および保護思想の啓発

- (1) 東近江消防本部・団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。
- (2) 文化財保護強調週間(滋賀県においては強調月間)、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、町民(特に文化財付近の一般家庭)、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
- (3) 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。
- (4) 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

5 防災関係機関との協力

平常時から消防、警察、教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第4節 農林水産関係対策

[農林振興課]

方針

各種災害による農作物の被害（病虫害を含む）を軽減するため、平常時から農林業に関する防災面での技術の向上ならびに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導を行い、災害予防対策を推進する。

ため池や農業用調整池の損壊は、下流域に出水等による大きな被害を及ぼすため、これらの農業用施設の耐震点検を推進し、安全性の向上を図る。

現況

平常時から農林業に関する防災面での技術の向上および災害時の被害軽減のための方策について、広報活動を実施している。

計画

1 農業対策

各種災害に対する作物別の予防対策を、災害を回避し被害を未然に防止するための技術や、災害に耐え被害を最小に食い止めるための技術等に係る県計画を参考にして、町・県・農業協同組合・土地改良区等と連携を図り、計画を策定する。

- (1) 風水害予防
- (2) 寒害および雪害予防
- (3) 晩霜と低温障害予防
- (4) 干害予防

2 林業対策

生産森林組合と連携を図り、災害防止に努める。

3 ため池等農業用施設の安全化

町、土地改良区等は、国庫補助事業や県単独小規模土地改良事業等を活用して、老朽ため池を緊急度の高いものから改修に努める。

第5節 災害ボランティアへの支援

[くらし安全環境課、町社会福祉協議会、県]

方針

災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政とボランティア・NPO等の関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。

このため、各種講演会や交流の機会等を通じて町民のボランティア意識の醸成を図るとともに、平常時から、行政と関係団体が共同して災害に備えた活動を行い、また災害発生時には、迅速に支援活動を行うことが出来る体制づくりを進める。

現況

平成17年度より、災害ボランティアに関する研修会を実施しており、町民の防災やボランティア意識の向上に努めている。

また、町社会福祉協議会が中心となって、町内の民生委員・児童委員やボランティア団体の参加を得て、町の防災訓練時に「災害ボランティアセンター」の設置・運営訓練を行なっている。

計画

1 ボランティア活動環境の整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO等の関係機関が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要がある。

このため、町は、県災害ボランティアセンター（事務局滋賀県社会福祉協議会）と協力し、町災害ボランティアセンターの体制づくり、災害ボランティア活動マニュアルの作成、町域での活動体制および資機材等活動環境の整備を行う。

その際、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受入体制の整備を図る。

なお、災害ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、町および社会福祉協議会は、その普及啓発に努める。ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

2 人材の育成

(1) ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発

的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、ボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を捉えて、広く住民への防災意識の高揚を図る。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

町は、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

ア 特別な資格を必要としていない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。

イ 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。

ウ 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置するなど、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。

エ 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

オ 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

3 協力体制の構築

町は、県災害ボランティアセンターと協力し、ボランティア・NPO 関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。

また、周辺市町、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。

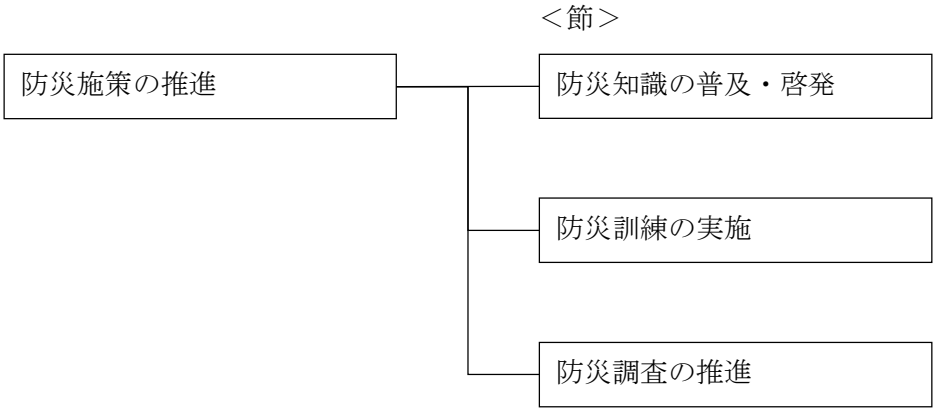
さらに、国が登録した被災者援護協力団体との平常時からの連携強化に努め、活動環境の整備をはかる。

4 専門ボランティアとの連携体制の構築

町は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

第13章 防災施策の推進

章の体系



第1節 防災知識の普及・啓発

[各担当課、各防災関係機関]

方針

町および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民や事業所に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に充分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

現況

町および防災関係機関は、各担当課署において、必要に応じて防災知識の普及活動を実施しているが、今後、よりの確で詳細な知識の普及に努める必要がある。

計画

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町民に対する防災知識の普及・啓発

ア 実施方法

防災知識の普及・啓発は、おおむね次の手段等により地域コミュニティにおける多様な関わりの中で防災に関する教育の普及促進を実施する。

(ア) 広報、回覧文書の配布

(イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布

(ウ) 洪水、土砂災害等の災害事象の特性や避難すべき区域、判断基準、避難に係る情報の伝達方法等を的確にした洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布

(エ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

(オ) 防災フェア、講習会、研修会等の開催

(カ) 防災行政無線放送の利用

(キ) 広報車等による巡回

(ク) 社会教育を通じた指導

(ケ) 電子メールやインターネットの活用

(コ) 緊急地震速報の周知

イ 普及すべき内容（風水害等）

（ア）町防災計画等の概要

くらし安全環境課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、町防災計画の要旨や各機関の防災体制等を、広報および町ホームページにより町内各世帯に広報する。

（イ）災害予防の一般的知識（日常の心がけ等）

各世帯、企業および事業所に対して、災害防止のために事前に普及を要する防災知識の広報に努める。

- a 気象予警報の種類と対策
- b 住宅の点検、屋内外の整理点検（屋根・雨戸等の家屋の補強、排水溝等の整備等）
- c 火災の予防
- d 応急救護
- e 非常食料、生活物資の準備（備蓄）
- f 避難地、避難場所、避難路等の確認
- g 非常持出品の準備
- h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（ウ）災害発生時の心得

町民が、災害の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 出火防止および初期消火
- b 避難する場合の携帯品
- c 避難予定場所と経路
- d 正確な情報の入手方法
- e 様々な災害の態様や危険性（複数の災害が複合的に発生する可能性等）
- f その他、防災上とるべき行動等に関する事項

（エ）災害危険箇所

洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

- a 水防区域、浸水想定区域（浸水深を含む）
- b 土石流危険渓流および土石流危険渓流に準ずる渓流
- c 急傾斜地崩壊危険箇所および危険区域
- d その他、調査等により危険性のある箇所

（オ）竜巻注意情報発表時の避難

気象庁は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に竜巻注意情報を発表する。この情報の有効

期間は、発表から1時間とされる。

町は、以下の避難方法について周知する。

- a 竜巻注意情報が発表された場合には、まず周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、丈夫な建物に避難するなど身の安全を図る。
- b 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

ウ 普及すべき内容（地震）

（ア）町防災計画等の概要

くらし安全環境課（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、町防災計画の要旨や各機関の防災体制等を、広報および町ホームページにより町内各世帯に広報する。

（イ）地震災害予防の知識

- a 南海トラフのプレート境界型地震、琵琶湖西岸断層帯等の内陸活断層を震源とする地震の発生機構に関する知識
- b 震度情報に関する一般的な知識
- c 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- d 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法
- e 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- f 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- g 各地域における避難場所および避難路等に関する知識
- h 避難生活に関する知識
- i 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

（ウ）地震発生時の心得

町民が、地震の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

- a 場所別、状況別の防災判断
- b 出火防止、初期消火の実施
- c 避難する場合の携帯品
- d 避難予定場所と経路
- e 隣近所の助け合い
- f 正確な情報の入手方法
- g 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- h 地震発生後の警戒（規模の大きな地震が連続して発生する可能性等）
 - i その他、防災上とるべき行動等に関する事項
- （エ）地震火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）
- a 燃焼器具の対策
 - （a）石油ストーブ
耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。
 - （b）液体燃料器具
使わない時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のための固定措置を採る。
 - （c）LP ガス
使わない時は、LP ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等で転倒防止のための固定措置を採る。
 - b 出火危険物の保管対策
次の物品については、転倒・落下・漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。
缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、コンロボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等。
- （オ）正しい情報の受理と伝達
- a パニック防止
 - b 流言、飛語の抑制
- （カ）災害危険箇所
- 防災マップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。
- a 水防区域
 - b 急傾斜崩壊危険箇所等

エ 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期間
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	1月～2月 12月1日～7日
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月～9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月1日～30日 6月1日～7日

災害予防の種類	災害予防運動	期間
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災週間 防災の日 救急の日 119番の日	8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 11月9日
ボランティアに関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	1月15日～21日 1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～31日
災害全般に関する事項	国民安全の日	7月1日

(2) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

- ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。
- イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会および施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 学校教育における防災知識の普及

- ア 災害時における児童・生徒等の生命の安全確保、障害防止等、被害軽減のための知識の普及に努める。
 - (ア) 校長は毎年度始めに、非常災害時における児童・生徒等の避難、学校の警備、防火防災等の計画を作成し、その徹底を図る。
 - (イ) 学校には、校務分掌として学校防災教育コーディネーターを位置づけ、年3回以上「学校防災委員会」を開催し、学校防災アドバイザー（消防署等）からの専門的な立場の方から助言を受ける。
 - (ウ) 学校では、火事や地震等の想定を考えた避難訓練を実施するとともに、児童生徒の発達段階や学校の実情に応じた防災教育を行う。
 - (エ) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- イ 園児・児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や園児・児童・生徒一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、園児・児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

(ア) 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、その内容に次の事項を含むよう努める。

- a 地震に関する基本的事項
- b 地震発生時の緊急行動
- c 応急処置の方法
- d 教職員の業務分担
- e 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法
- f 学校（園）に残留する園児・児童・生徒の保護方法

また、県が平成23年度に作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用、防災教室指導者講習会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

(イ) 園児・児童・生徒に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努める。

- a 地震に関する基本的事項
- b 地震発生時の緊急行動
- c 応急処置の方法
- d 園児・児童・生徒の下校（園）時等の安全確保方法

(4) 事業所に対する防災知識の普及

ア 防火管理者、危険物取扱者および自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ 企業防災を促進する。企業が災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備を実施するなどの防災活動に努める。

エ 県および町は、企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。

オ 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

町の安全運転管理者および警察は、自動車の運転者に対して、地震発生時または地震の発生が予測される場合の自動車の運行等の措置に関する防災知識を普及する。

ア 方法

交通安全や町の安全運転管理者が主催する講習会のほか、適当な方法で広報する。

イ 内容

(ア) 運転中に地震を覚知した場合は、道路左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子を見る。

(イ) カーラジオで情報を聞く。

(ウ) 警察官の指示に従う。

(エ) 車を置いて避難する時は、エンジンキーを付けたままとし、ドアロックをしない。

(オ) 避難に際しては、絶対に車を使用しない。

(6) 防災週間の周知徹底

防災知識の普及強化のため、防災週間（毎年8月30日～9月5日）を中心に年間を通じて、次のような防災普及活動を実施する。

ア 各種の防災訓練、防災フェア、展示会等の開催

イ 講演会、研修会、その他の防災教育

ウ ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布

エ 防災フォーラムの開催

オ 標語、作文、図画等の募集

カ 災害危険区域の周知

キ マスメディアによる広報

ク 緊急地震速報の周知

ケ 防災功労者の表彰

(7) 言い伝えや教訓の継承

町、県、各防災関係機関は、大規模災害に関する調査分析結果や映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、町と住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりするなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

(8) 地震保険・共済等の普及啓発、加入促進

家屋等が被災した場合、生活再建に向けた復旧費用が多額にのぼるおそれがあることから、万一被災した場合でも一定の保証が得られるよう、町は、住民に対する地震保険・共済制度の普及啓発および加入促進に努めるものとする。

2 職員に対する防災教育

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているもので、あらゆる機会をとらまえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

(1) 研修の実施

町職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識および防災知識の向上を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらまし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

(ア) 災害活動の概要

(イ) 防災関係職員としての心構え

(ウ) 役割の分担

(エ) 防災資機材等の取扱方法

イ 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なる場合、または特殊な職務を担当する所属では、所属長は定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、担当の応急業務により、実地的なケースを想定し、決定する。

ウ その他の研修・講習会

その他必要に応じて研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

(3) 職員初動マニュアルの活用

町関係課は、職員初動マニュアルを活用し、職員に対し、災害時の応急対策業務についての、周知徹底を図る。

3 防災教育・啓発のための基盤整備

県・町は、防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

4 要配慮者等への配慮

町は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。また、このような合理的配慮に関することを含め、必要な防災知識の普及を図る。さらに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

を図る。併せて、町は、内閣府の「男女共同参画の視点からの災害・復興ガイドライン」に基づき、災害対策に女性の視点を十分に反映させていくよう努める。

第2節 防災訓練の実施

[くらし安全環境課、東近江消防本部、各担当課]

方針

町および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および町民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

現況

東近江消防本部管内で防災訓練を実施しており、本町では、こうした訓練に参加している。

計画

1 総合防災訓練

町は、原則として毎年1回、要配慮者も含めた地域住民、事業所等と一体となった総合防災訓練を実施する。

防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで町防災計画を周知徹底し、その適宜検討の効果を期待し、また防災体制の基礎の確立を図る。

(1) 参加機関

町、県、東近江消防本部、消防団、自主防災組織、自警団、女性防火クラブ、女性消防隊、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園、警察署、診療所、愛知郡広域行政組合、湖東広域衛生管理組合、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路警戒訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、夜間訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練等

2 職員非常招集訓練

職員の非常招集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

3 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また地震火災は同時多発する可能性があるので、そのための緊急活動開始訓練を行う。

4 情報収集伝達訓練

町および関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。さらに、要配慮者に対する情報伝達や避難支援等の訓練を行う。

5 避難救助訓練

町および防災関係機関は、避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せて、または単独で避難救助訓練を実施する。

6 消防訓練・水防訓練

東近江消防本部・団は、「消防計画」に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常招集、消火、救助、救急等の消防に関する単独訓練を実施するほか、必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

また、水防法の規定により、消防団員による水防作業の習熟、および非常時における水防事務の円滑な実施のため、毎年1回、水防訓練を実施する。

7 地域防災訓練

自主防災組織、自治会、事業所等は、それぞれ地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を東近江消防本部・団、町、警察署等の協力のもとに実施する。

なお、訓練内容は、前記1総合防災訓練の(2)に準ずるものとする。

8 小、中学校および高等学校等の防災訓練

小学校、中学校および高等学校等の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

9 社会福祉施設、診療所等の防災訓練

施設利用者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関は、これらの訓練に協力・指導する。

- (1) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

10 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独もしくは他の機関と合同して実施する。

11 感染症禍を想定した避難所開設・運営訓練

町は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

12 土砂災害警戒区域等における避難訓練

町は、関係機関と協力して、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を、毎年梅雨期および台風期の前ならびにその期間中に実施するよう努めるものとする。

13 訓練内容の計画

参加者が、積極的に取り組んでいただけるようなオリジナルな訓練を毎年企画し、訓練への参加意欲を高めるよう努めていく。

第3節 防災調査の推進

[くらし安全環境課、各担当課、各防災関係機関]

方針

災害の予防対策をはじめ応急・復旧対策等の防災対策をより実践・効果的なものとするために、町域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害および防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

現況

本町では、平素から各関係課等において災害および防災に関する情報収集等を行うとともに、防災アセスメントや地区別防災カルテの作成等を行い、町域の災害危険性等の把握を通じて、町防災計画の充実に努めている。

今後は、これらの資料を防災活動および対策に具体的に活用する方法を、それぞれの担当課で検討する必要がある。

計画

1 町域の災害危険箇所調査

町は、防災関係機関、地域住民、その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

くらし安全環境課は、町関係課および防災関係機関に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

＊ 災害危険箇所調書および同記入要領【資料編参照】

(2) 防災パトロール

町担当課は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 対策会議

町は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策ならびに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民、関係機関に周知する。

2 その他の防災調査・研究

(1) 防災関係機関との情報交換

国、県、近隣市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設における町防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、町防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集・整理

防災に関する学術および一般刊行物の収集・整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集・保存

本町における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア 本町の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、防災アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政への積極的な活用を図る。

エ 防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

第14章 複合災害予防計画

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、町、県および防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

1 複合災害時の災害応急体制の整備

町は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画を見直し、備えを充実する。また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2 複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、国、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

災害応急対策編

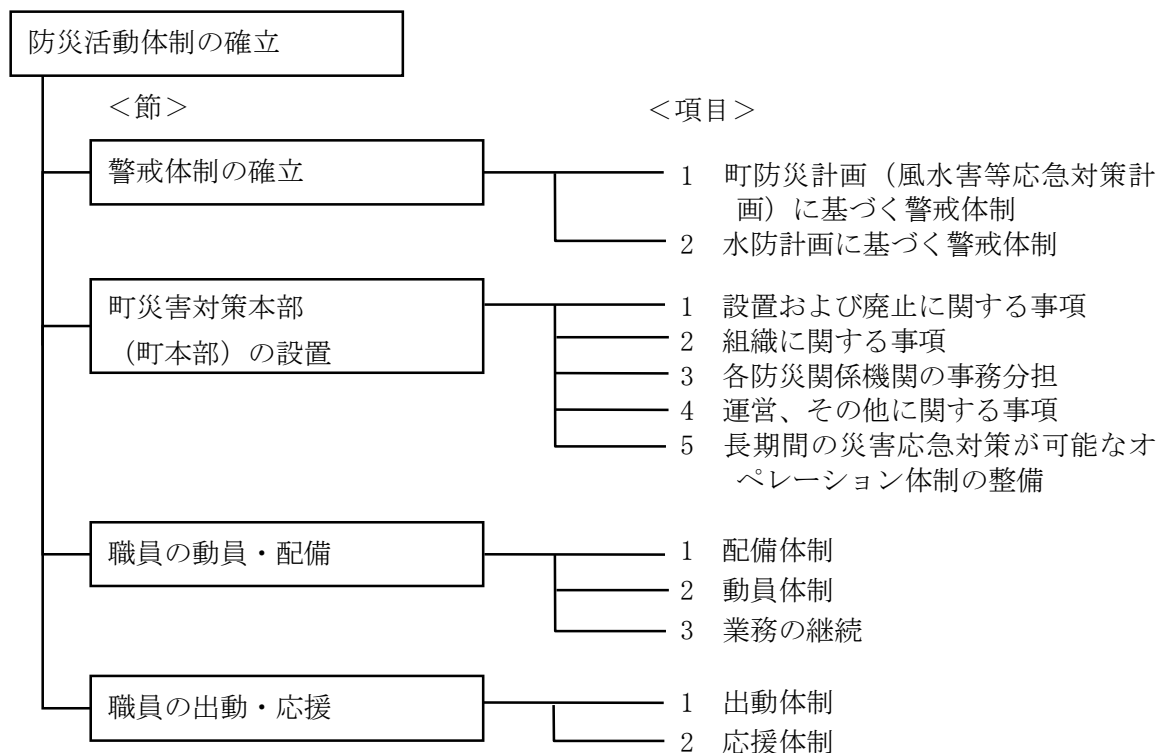
第1部 風水害等応急対策計画

第1章 防災活動体制の確立

方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関（町およびその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。

章の体系



第1節 警戒体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、その他関係各課、東近江消防本部・団]

1 町防災計画（風水害等応急対策計画）に基づく警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想されるときは、災害対策本部を設置する以前の体制としておおむね次の警戒体制をとり、気象・水防等の情報収集、事前準備および災害対策本部の設置検討等を行う。

(1) 配備基準と配備体制

配備基準と配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
警戒待機体制	- 大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。 - 永源寺ダムが毎秒500m³程度放流した場合。	少数の人員で、主として、情報の収集、連絡に当たり、警戒本部体制に向けた準備をする。	くらし安全環境課長 建設・下水道課長 他関係職員 公用車3台待機
警戒本部	- 大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表され、かつ、災害の発生が予想される場合。 - 土砂災害警戒情報が発表された場合。 - 永源寺ダムが毎秒500m³程度放流し、今後も増える見込みの場合。 ※事態が切迫し、災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、本部長の指示により災害対策本部の設置に切り替える。	- 本部職員、関係課の職員および当番制職員によって構成し、必要に応じた職員の招集増員、その他の災害応急対策活動が実施できる体制。 - 第1・2配備に向けた準備をする。 - 指定避難所・高齢者等避難発令の準備を行う。	災害対策本部 本部員 関係職員（当番制職員含む） 町消防団 消防団長 公用車2分の1以内待機

(注 1) 除雪に係る職員の配備体制は、除雪対策本部が策定する「町道除雪計画」に基づき配備する。

(2) 警戒本部の設置

ア 被害情報の取りまとめおよび連絡調整のために設置する。

イ 警戒本部は、本庁舎内に置く。

ウ 警戒本部の長はくらし安全環境課長とし、事務局員は、くらし安全環境課職員および警戒体制配備人員で構成する。

エ くらし安全環境課は、警戒本部室に次の設備等を準備する。

電話	直通 10台・内線 61台
無線電話	防災行政無線遠隔制御器 3台
FAX	一般FAX 2台・防災FAX 1台
備品関係	机、椅子、黒板、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、防災対応用品
防災資料	町および県の地域防災計画書、町および県の水防計画書、自治会長名簿、白地図、住宅地図、地区別防災カルテ、洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）、その他必要資料

オ 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

(3) 担当所管と処理事項（警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課等

警戒本部	(ア) 災害対策本部の設置の検討 (イ) 各課ならびに消防組合との連絡調整
くらし安全環境課	(ア) 警戒本部の運営 (イ) 気象台・各ダム管理事務所の情報収集 (ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ (エ) 関係各課および関係機関への情報伝達
建設・下水道課	(ア) 河川巡視による情報収集と警戒本部への報告 (イ) 現場情報の収集と警戒本部への報告 (ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備 (エ) 風水害対策会議の開催
町消防団団長	(ア) 警戒本部における協議内容を団員へ共有

(4) 警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

災害対策本部本部員は、気象および現場情報に基づく協議の上、災害対策本部員会議の招集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認める時、災害対策本部員会議を招集し、災害対策本部の設置について協議する。

2 水防計画に基づく警戒体制

(1) 水防本部の設置

水防管理者（町長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、建設・下水道課に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(2) 非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により消防機関への配備指令を行う。

水防本部の非常配備体制

配備体制	配備基準	対応
第1配備体制	大雨注意報・洪水注意報・大雪警報・暴風雪警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。 永源寺ダムが毎秒500m ³ 程度放流した場合。	少数の人員で、主として情報の収集および連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。 なお、連絡用自動車は2台待機する。
第2配備体制	暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかが愛荘町に発表された場合。	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま遅滞なく遂行できる体制とする。 なお、自動車は総車両の2分の1以内待機する。
第3配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第2配備体制では処理しかねると認められるとき。（事態が切迫し、災害が発生し、またはその恐れがあるときは、災害対策本部の設置に切り替える。）	所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。 なお、自動車は全車両待機する。

(3) 消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒、水防活動に従事する。

(4) 災害対策本部への編入

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、組織の一元化のため、災害対策本部のなかに編入され、その後の水防活動を続ける。

第 2 節 町災害対策本部（町本部）の設置

[本部事務局、町各班、東近江消防本部、各防災関係機関]

1 設置および廃止に関する事項

(1) 災害対策本部（町本部）の設置基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の基準に基づき災害応急対策に対処する必要があるとき、災害対策本部（以下「町本部」という）を設置する。

ア 気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、その他の注意報および警報が発令され、町本部を設置して、その対策を必要とするとき。

イ 大規模な火災、過密地域での火災、爆発、水難事故等が発生し、町本部を設置して、その対策を必要とするとき。

ウ 警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき。

エ その他、災害救助法による援助を要する災害が発生したとき。

(2) 町本部の廃止基準

災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれなくなり、町本部の廃止を適当と認めたときこれを廃止する。

(3) 町本部の配備体制および配備基準

町本部長は、災害の種類・規模・程度等の配備基準によって、町本部における次の配備体制をとる。なお、出勤体制は、状況に応じて臨機応変に動員するものとする。

配備基準・配備体制

配備体制	配備の基準	対応	配備員
第 1・2 配備体制 (災害対策本部)	・大雨警報（土砂災害・浸水害）・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が愛荘町に発表され、かつ、災害の発生が確実に予想されるとき。 ・永源寺ダムの放流等により、御幸橋観測所の水位が 1.75m に達し、今後も上昇が見込まれるとき。 ・宇曽川の上枝観測所の水位が 2.90m に達し、今後も上昇が見込まれるとき。 ・特別警報が発令されたとき。 ・水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。	・警戒本部体制に加え、第 1 配備、第 2 配備を段階的に招集し、速やかに災害対応が出来る体制。 ・消防団長の指示により、幹部、機関団員を招集し、速やかに水防活動が出来る体制。 ・指定避難所の設置・高齢者等避難の発令。	災害対策本部 本部員 第 1 A B 配備員 第 2 配備員 ※段階的に招集 町消防団 団長 幹部団員 機関団員 愛知消防署愛知川出張所長 滋賀県情報連絡員 全公用車・消防車待機

配備体制	配備の基準	対応	配備員
第3 配備体制 (災害対策・ 応急対策本部 の設置)	・事態が切迫し、危険性が大で、第2 配備では処理しかねると認められるとき。 ・全町域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生、またはそのおそれがあるとき。 ・永源寺ダムの放流等により、御幸橋観測所の水位が 2.3m に達し、今後も上昇が見込まれる場合、または同観測所の水位が 2.85m に達した場合。 ・宇曽川の上枝観測所の水位が 3.60m に達し、今後も上昇が見込まれる場合、または同観測所の水位が 3.80m に達した場合。	・町職員全員を動員し、町の全組織・全機能を挙げて、災害応急対策活動が実施できる体制。 ・所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。	災害対策本部 全町職員 町消防団 全団員 愛知消防署愛知川出張所長 滋賀県情報連絡員 全公用車・消防車待機
特別配備	・状況により、町本部長が必要と認めたとき。	・全職員で編成し、災害予防ならびに応急手当、災害復旧が実施できる体制。	各種機関、団体、自衛隊への応援要請 全公用車・消防車待機

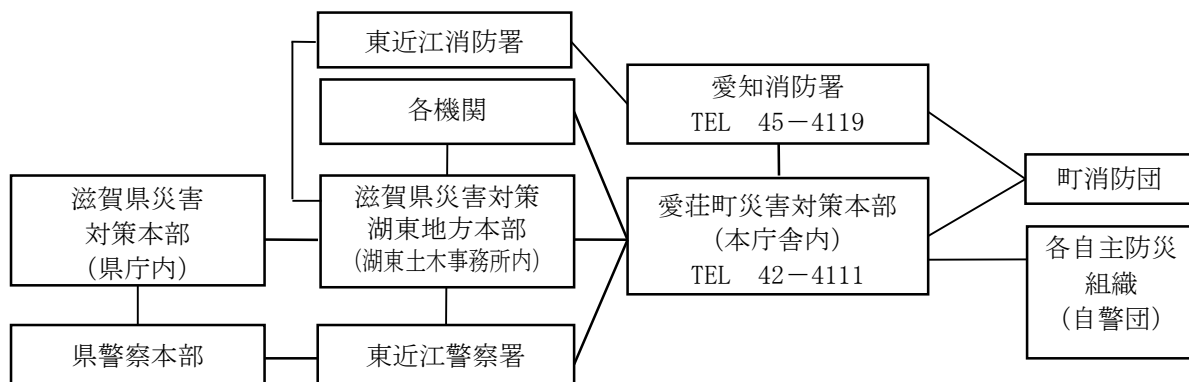
(4) 町本部の設置・廃止の伝達

町本部の設置および配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

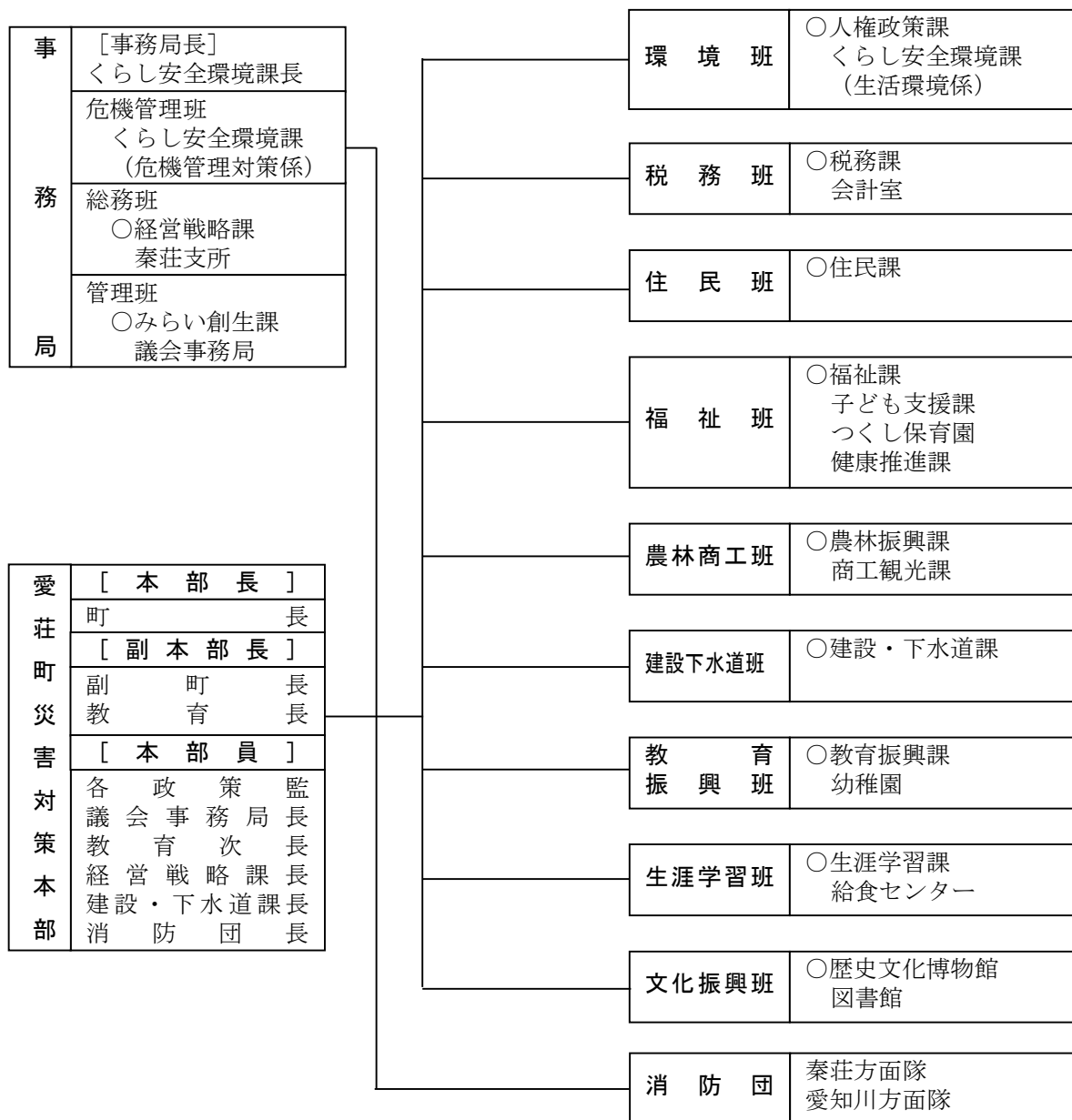
通知および公表先	通知および公表方法	担当班
本庁舎内の各課	町防災行政無線・庁内放送等	総務班
愛知消防署、建設・下水道課	町防災行政無線・電話連絡・FAX	
県本部	県防災情報システム・県防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（町防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関を通じての公表 広報車・防災行政無線放送	

2 組織に関する事項

(1) 関係機関の組織構成



町本部の組織構成



注) ○は、原則として課長、室長の職にあるものを班長とする。

(2) 町本部長・副本部長

ア 町本部長には町長を、副本部長には副町長・教育長を充てる。

イ 町本部長が不在または事故ある場合は、以下の順位により職務代理者が職務を代行する。

第1位	副町長
第2位	教育長
第3位	政策監（企画）
第4位	政策監（総務）
第5位	政策監（産業）
第6位	政策監（福祉）

(3) 本部員

ア 町本部に本部員を置き、各政策監、議会事務局長、教育次長、経営戦略課長、建設・下水道課長、消防団長をあてる。

イ 本部員は、町本部長の命を受け、災害対策本部の事務をつかさどる。

(4) 班長

班長は、各担当班の応急対策活動を統轄するとともに、本部会議が招集された場合は、すみやかに参集する。また、町本部設置時には、本部室に詰めて町本部長を補佐する。

(5) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定する場として、災害対策本部の下に本部会議を設ける。

町本部長が必要と認めたときは、本部会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア 町本部の設置および配備ならびに職員の動員に関すること

イ 現地における指揮、視察、見舞い等に関すること

ウ 災害救助法の適用および救助の種類・程度・期間等の決定に関すること

エ 災害の防除（拡大防止）対策に関すること

オ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 本部事務局

ア 町本部に、本部事務局を設置する。

イ 本部事務局は、くらし安全環境課長、くらし安全環境課（危機管理対策係）、総務班、管理班により構成し、事務局長には、くらし安全環境課長を充てる。なお、総務班、管理班については、必要に応じて本部会議等に出席するものとする。

ウ 本部事務局は、次の事務を担当する。

（※◎は、原則として課長、室長の職にある者を班長とする。）

名称	役職名	事務分担
危機管理班	くらし安全環境課 （危機管理対策係）	1. 災害対策本部の設置および廃止に関すること 2. 本部事務局の運営および本部会議の庶務に関すること 3. 報道機関との連絡調整に関すること 4. 各班ならびに消防組合との連絡調整に関すること 5. 本部活動状況の整理・記録 6. 避難指示の発令に関すること 7. 警戒区域の設定に関すること 8. 受援統括（総括）に関すること
総務班	◎経営戦略課 秦荘支所	1. 職員の動員配備および調整に関すること 2. 気象予警報、地震情報等の収集および伝達に関すること 3. 防災関係機関との連絡調整に関すること 4. 被害情報の総括ならびに報告に関すること 5. 住民からの問い合わせに関すること

名称	役職名	事務分担
		6. 避難所の開設および収容、閉鎖に関すること 7. 国、県への報告（要請）および調整に関すること 8. 自衛隊その他の派遣要請および受け入れに関すること 9. 他市町との相互応援に関すること 10. 本部車輛の確保、配車、管理に関すること 11. 災害救助法の適用に関すること 12. 災害関係費の予算措置に関すること 13. 職員の給与、給食および保健衛生に関すること 14. 情報システム（機器・回線・業務システム）およびデータの保全に関すること 15. 受援統括（人員担当）に関すること 16. 町有財産の被害調査および応急対策に関すること 17. 他班実施事項の応援
管理班	◎みらい創生課 議会事務局	1. 災害記録および災害広報資料の収集整理ならびに提供に関すること 2. 住民に対する広報に関すること 3. 被災外国人に対する情報提供および相談に関すること 4. 防災無線等の通信設備の確保に関すること 5. 町議会議員との連絡調整に関すること 6. 調査団、視察団等の受け入れに関すること 7. 国、県等に対する陳情資料の取りまとめに関すること 8. 他班実施事項の応援

(7) 災害対策現地本部

ア 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 町本部長は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。

（ア）副本部長または本部員その他の職員のうちから現地本部長を指名する。

（イ）本部員または本部事務局員のうちから現地本部員を指名する。

(8) 町防災会議の開催

町本部長は、町域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、町防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

＊ 町防災会議委員名簿【資料編参照】

(9) 任務分担

(※◎は、原則として課長、室長の職にある者を班長とする。)

班名	課名	事務分担
環境班	◎人権政策課 くらし安全環境課 (生活環境係)	1. し尿、ごみ処理および災害廃棄物に関すること 2. 仮設トイレの調達および設置・運営に関すること 3. 上水道に関すること 4. 家庭動物に関すること 5. 公費解体に関すること 6. 他班実施事項の応援
税務班	◎税務課 会計室	1. 家屋および設備等の被害調査に関すること 2. 災害関係資金の支出および審査に関すること 3. 災害見舞金、弔慰金等の支給に関すること 4. 義援金品の受け入れおよび配分に関すること 5. 災害時の町税措置に関すること 6. 他班実施事項の応援
住民班	◎住民課	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 行方不明者の搜索要請、遺体の収容および埋火葬に関すること 3. 交通情報の収集および道路交通規制に関すること 4. 緊急通行車両に関すること 5. 被災者台帳の作成に関すること 6. り災証明の発行に関すること 7. 被災者生活再建支援法に関すること 8. 他班実施事項の応援
福祉班	◎福祉課 子ども支援課 つくし保育園 健康推進課	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 医療機関の被害調査および応急対策に関すること 3. 避難行動要支援者の対策に関すること 4. 防疫活動資機材の調達に関すること 5. 救護所の設置、運営に関すること 6. 感染症の予防その他防疫に関すること 7. 医療機関、日本赤十字社および保健所との連絡調整に関すること 8. 保育園閉鎖等の措置に関すること 9. 避難所の開設、管理、運営、閉鎖の協力に関すること 10. 食料の炊き出し、配給ならびに器具の確保に関すること 11. 生活必需品の配分に関すること 12. 被害世帯に対する生活保護および生活福祉資金の貸与に関すること 13. 医薬品等の調達、供給に関すること 14. 他班実施事項の応援
農林商工班	◎農林振興課 商工観光課	1. 災害対策用物資の調達、配給および備蓄に関すること 2. 救援物資の受け入れ、輸送に関すること 3. 食料品の調達、輸送に関すること 4. 生活必需品の調達、輸送に関すること 5. 応急輸送に関すること

班 名	課 名	事 務 分 担
		6. 商工業および商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること 7. 林地および農作物、農地、農業施設、家畜、畜産施設の被害調査および応急対策に関すること 8. 農林産物の集荷および出荷の規制に関すること 9. 家畜の感染症予防および防疫に関すること 10. 農地、農業用施設、治山および林道の被害調査ならびに応急対策に関すること 11. 受援統括（物資担当）に関すること 12. 他班実施事項の応援
建設下水道班	◎建設・下水道課	1. 水防資機材の調達および水防活動に関すること 2. 道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査および応急対策に関すること 3. 危険地区等における防災パトロールおよび応急対策に関すること 4. 被災建築物の応急対策に関すること 5. 災害用重機、土木建築資機材の調達に関すること 6. 障害物の除去およびがれき処理に関すること 7. 被災宅地危険度判定等の実施に関すること 8. 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること 9. 道路除雪対策に関すること 10. 下水道施設の被害調査および応急対策に関すること 11. 下水道施設の応急復旧資材および人員の調達・確保に関すること 12. 関係機関等との連絡調整に関すること 13. 他班実施事項の応援
教育振興班	◎教育振興課 幼稚園	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 児童、生徒の避難、誘導および安全確保に関すること 3. 避難所の開設、管理、運営に関すること 4. 災害時の臨時休校、応急教育に関すること 5. 災害時の学校給食ならびに児童、生徒の健康管理に関すること 6. り災児童、生徒に対する学用品の調達および支給に関すること 7. 他班実施事項の応援
生涯学習班	◎生涯学習課 給食センター	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 避難所の開設、管理、運営に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること 4. 他班実施事項の応援
文化振興班	◎歴史文化博物館 図書館	1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2. 文化財被害調査および応急保護、復旧対策に関すること 3. 避難所の開設、管理、運営に関すること 4. 関係機関との連絡調整に関すること 5. 他班実施事項の応援

- 注1. 各班は、本分担任務によるほか、余裕のある時は必要に応じ、他班の行う事項について応援を分掌するものとする。また、関係各省庁、県担当課との調整も行うこととする。
2. 本表で分掌されていない応急対策および関係項目については、町本部長と班長とが協議して、あらかじめ、またはその都度調整する。

3 各防災関係機関の事務分担

指定地方行政機関等の防災関係機関における組織および事務分掌については、それぞれの機関が定める防災業務計画等による。

4 運営、その他に関する事項

(1) 本部室等設置の場所

ア 本部室は、原則として本庁舎内に置く。ただし、災害により本庁舎の機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、愛荘町消防センター2階とする。さらに、愛荘町消防センターも同様に機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、旧秦荘保健センター2階ホールとする。

順位	参集施設名称	住所
第1位	本庁舎2階大会議室	愛知川72番地
第2位	愛荘町消防センター2階会議室	愛知川36番地1
第3位	旧秦荘保健センター2階ホール	安孫子811番地1

イ 本部事務局は、本部室に併設する。

(2) 町本部の標識等

ア 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識（看板）を掲げる。

イ 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

(3) 本部室の設備等

ア 警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、福祉班から送受した「避難行動要支援対象者名簿」を加えるものとする。

イ 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。

ウ 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

エ 愛知消防署は、町本部が設置されたときは、消防無線従事者を移動系2局（市町村波・県内共通波）とともに直ちに町本部に派遣する。消防無線従事者は、各種災害情報の無線連絡に対応する。

(4) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

自家発電設備により使用できる設備

非常用照明・非常用コンセント・非常用放送および庁内放送・町および県防災行政無線

(5) 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、整理する。

(6) 記録担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、町本部の活動状況を整理・記録する。

(7) 広報担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、災害情報の管理一元化を図り、総務班とともに報道機関等への広報に対応する。

(8) 防災担当

本部事務局に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

(9) 情報交換

町本部および愛知消防署は、町防災行政無線および消防無線等により、密接な情報連絡を行う。

5 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備（災害応急活動に従事する職員のローテーション等）を検討する。

第3節 職員の動員・配備

[総務班、町各班]

1 配備体制

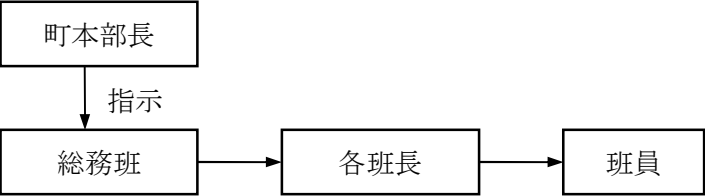
警戒体制または町本部を設置した場合の配備体制は、原則として別に定めるとおりとする。
ただし、町本部長の指令に基づく時、および各班長が災害の状況に応じて必要と認める場合は、
臨機応変に動員する。

2 動員体制

(1) 動員系統

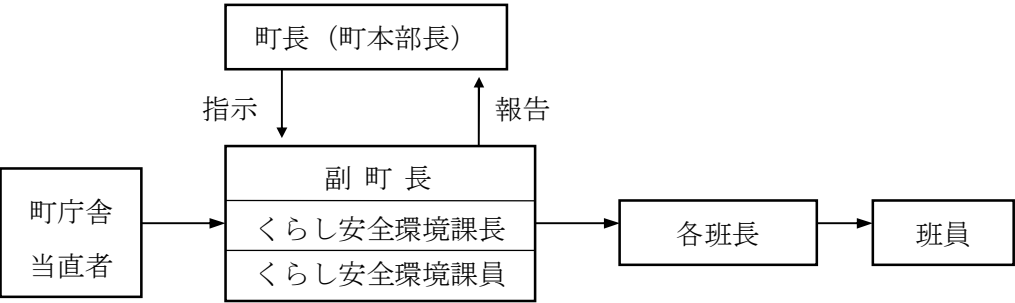
町本部における職員の動員は、町本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内の動員



総務班	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

イ 勤務時間外の動員



当直者	気象予警報・災害前兆現象・災害発生連絡等について、防災関係機関や町民等から通報を受けた時は、直ちにくらし安全環境課長に連絡する。
くらし安全環境課長	上記の情報について確認し、町長・副町長に連絡するほか、必要に応じて防災関係機関に通報する。 また、町長の指示を受けて、直ちに各班長（各課長等）に動員指令を伝達する。
町長（町本部長）	くらし安全環境課長に職員動員の指令を指示する。
班員	連絡を受けた班員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、安全かつ最短時間で登庁する。

(2) 動員の伝達方法

各機関の動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 電話（加入電話および携帯電話・メール）による伝達
- イ 口頭による伝達
- ウ 庁内放送による伝達
- エ 町防災行政無線（同報系）による伝達

(3) 有線電話途絶時の動員

災害により有線電話が途絶し使用不能の場合は、ラジオ・テレビ等の報道機関に協力を依頼し、職員の参集を呼びかける。

(4) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

職員の連絡については、次の招集連絡表を参考にする。

＊ 災害対策配備体制招集連絡表【資料編参照】

(5) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡の上、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。その場合、できる限り、徒歩または自転車を原則とする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの庁舎等に参集し、当該庁舎等の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(7) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、原則として職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

- ア 心身の障がいにより許可を得て休暇中の職員
- イ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

(8) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に備え防災服を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・食料・その他の非常用品等を携行する。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して、救助、応急対策活動を第一とするとともに、知り得た情報は町本部に報告する。

ウ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、所属長を通じ、関係者に報告する。

(9) 動員状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに総務班長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の動員配備状況を集計する。

＊ 職員動員・活動報告書【資料編参照】

(10) 職員の健康管理

災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(11) 消防団活動の優先

町職員が消防団員を兼ねる場合は、原則として消防団活動を優先する。その場合、あらかじめ所属長にその旨を届け出ておくほか、団活動に従事する際は、所属班長に報告するものとする。

3 業務の継続

町は、策定した業務継続計画（BCP）に基づき、応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を図るものとする。

第4節 職員の出動・応援

[総務班、町各班]

1 出動体制

(1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣に当たって、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に詳しい者を含むよう配慮する。

(2) 出動状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、必要に応じて速やかに総務班長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の出動活動状況を整理する。

(3) 防災服、腕章等の着用

特に、避難誘導と避難所受入れの担当職員は、災害応急活動に従事する際、防災服を着用する。さらに班名を明記した腕章も着用し所属する班を明確にする。

(4) 職員の証票

町職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立ち入り、調査を行う場合には、町職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

(5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として「車両運行計画」に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、本部が優先使用权を持つものとする。

ウ 出動車両の配車位置は、原則として指定されている平常時の場所とする。

2 応援体制

(1) 応援分担

町本部内において、各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、「災害対策本部事務分担・応援計画」に基づき、対処する。

(2) 応援要請・指示命令書

各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

町本部への要請事項	町本部の対応事項
町本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。 ア 作業の内容 イ 就労（勤務）場所 ウ 応援の職種別および人員 エ 携行品 オ その他必要事項	町本部は、次の順位により動員派遣する。 ア 応援要請班の所属課内に余裕のある班から応援する。 イ 上記の応援でなお不足するときは、他の課から応援する。 ウ 町本部をもってなお不足するときは、他の市町または県の派遣を要請して応援を得る。 （災害応急対策編第1部第4章第1節「県への応援要請」、災害応急対策編第1部第4章第2節「他の自治体等との相互応援」参照）

＊ 応援要請・指示命令書【資料編参照】

(3) 応援記録

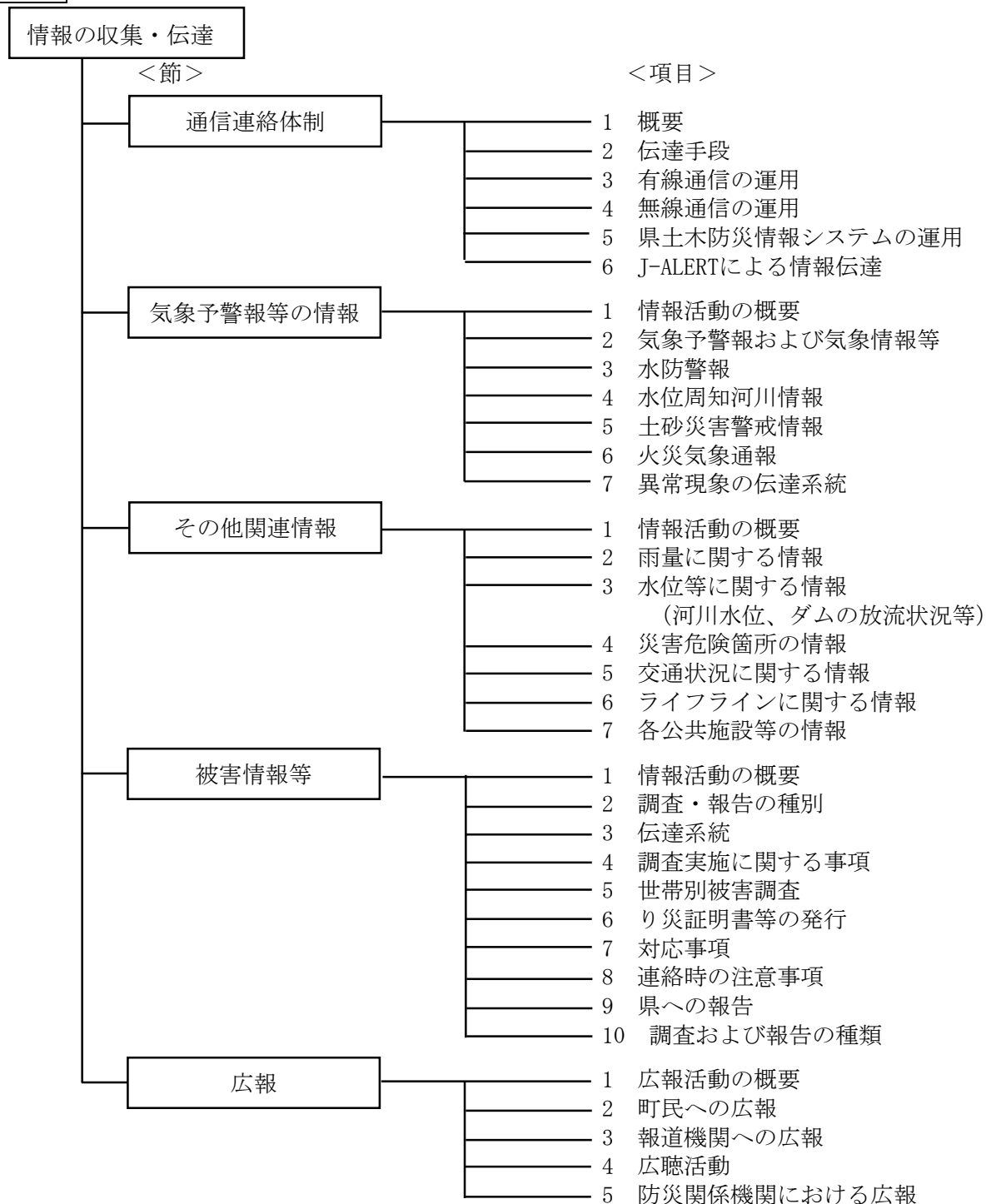
町本部は、応援指示記録を整理する。

第2章 情報の収集・伝達

方針

災害応急対策実施機関（町およびその他防災関係機関）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

章の体系



第1節 通信連絡体制

[総務班、管理班、町各班、防災関係機関]

1 概要

町および防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

(1) 災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制等、町域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

(2) 災害時のための指定事項

ア 指定電話

町各班および防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡に当たる。

イ 連絡責任者

町各班および防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属および各機関の通信連絡を統轄する。

(3) 災害時の連絡系統および連絡先

通信・連絡の迅速な対応のため、連絡系統および連絡先について定める。

(4) 非常通信経路

町から大津市内までの非常通信経路として、次のルートが定められている。

区間	経路の 級別	町役場から の距離	通信経路	県庁まで の距離
愛荘町 —大津市	A	本庁舎 より 0.1 km	東近江警察署 ——— 県警察本部 愛荘町愛知川 39-1 大津市打出浜 1-10 愛知川警部交番 地域課(通信司令室)	0.1 km
	A	秦荘支所 より 1.0 km	東近江行政組合 ——— 大津市消防局 愛知消防署 大津市御陵町 3-1 東近江市小八木町 16 通信指令課長 通信指令課長 または勤務者 または勤務者 (愛知消防署より大津市消防局まで直接伝達できない場合は、他の消防署を中継する。)	3.0 km

凡例

①通信経路の総合信頼度（経路の種別）

項目	A 級（高信頼度）	B 級
全中継回数	2 以下	3 以下
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信取扱者の配置	常時配置（または非常時の際 30 分以内に配置につける状態）	左記以外
有線区間	なし（または、あっても予備ルートがあるか、または地下ケーブル等強固な設計）	左記以外

（注）電搬区間は A 級として扱う

②記号

- 無線区間
 ~~~~~ 有線区間  
 ~—— 有線無線混用区間

なお、詳細については、非常通信経路計画（平成 10 年 6 月：滋賀県・滋賀地区非常通信協議会編集発行）を参照すること。

## 2 伝達手段

(1) 通信機器

|               | 有線機器                                                      | 無線機器                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 保有する通信機器      | 一般加入電話<br>FAX<br>庁内（内線）電話<br>消防直通電話                       | 町防災行政無線<br>消防無線<br>滋賀県防災行政無線<br>携帯電話・メール |
| その他利用できる通信機器等 | インターネット（メール）<br>電報<br>警察無線電話<br>報道機関（テレビ・ラジオ等）<br>アマチュア無線 |                                          |

(2) その他の手段

- ア 広報車  
 イ サイレン  
 ウ 口頭伝達

### 3 有線通信の運用

#### (1) 一般加入電話の活用

町本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部室直通電話および内線電話
  - イ 各班相互連絡には所属の内線電話を使用
  - ウ 外部代表電話または所属の直通電話を使用
- (やむを得ない場合は、直接本部室へ連絡する。)

#### (2) 町民からの連絡

町民等からの一般電話連絡の対応のため、総務班員を配置する。

#### (3) 災害時の優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ NTT に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話（秦荘支所で3回線、本庁舎で3回線を確保済）を活用する。

#### (4) 交換機が利用できない場合

町の電話交換機が事故により利用できない場合は、所定の直通番号に連絡する。

### 4 無線通信の運用

#### (1) 有線通信途絶時の措置

| 連絡先    | 有線通信途絶時の措置                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 町の各班   | ア 町防災行政無線を活用<br>イ 必要に応じて伝令員の派遣（徒歩・自転車・自動車）<br>ウ アマチュア無線に協力の要請 |
| 県本部    | エ 滋賀県防災行政無線を利用<br>オ 警察無線電話を利用                                 |
| 防災関係機関 | カ 滋賀県防災行政無線を利用                                                |
| 消防関係機関 | キ 消防無線の活用                                                     |

#### (2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難等、緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ウ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る。）
- エ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）
- オ 専任の通信担当者の配置（各子局には担当者を配置する。）

(3) 無線通信の種類と取扱順位

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 〈種類〉                          |           |
| 緊急通信…災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信 |           |
| 一般通信…緊急通信以外の通信                |           |
| 一斉通信…複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信   |           |
| 個別通信…2局間で個別に行う通信              |           |
| 〈取り扱い順位〉                      |           |
| 1番緊急・一斉通信                     | 2番緊急・個別通信 |
| 3番一般・一斉通信                     | 4番一般・個別通信 |

(4) 無線機器の運用

ア 町防災行政無線

(ア) 同報系

くらし安全環境課は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

|        |          |            |          |
|--------|----------|------------|----------|
| 基地局 1局 | 遠隔制御器 3局 | 屋外拡声子局 44局 | 再送信子局 1局 |
|--------|----------|------------|----------|

イ 消防団無線

消防団は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

|        |           |           |            |
|--------|-----------|-----------|------------|
| 基地局 1局 | 車載型移動局 8局 | 可搬型無線局 3局 | 携帯型無線局 16局 |
|--------|-----------|-----------|------------|

ウ 消防無線

東近江消防本部は、消火・救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、消防無線を運用する。

5 県土木防災情報システムの運用

県土木防災情報システムは、県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを県庁で総括し、関係機関に配置された端末から最新の情報を共有することができるシステムであり、愛荘町においては秦荘地区に端末が設置されている。水防活動に必要な雨量・水位データは自動でFAX送信を行い、一般の電話からでも情報を聞くことができるシステムとなっている。

この県土木防災情報システムを、効果的に運用する。

6 J-ALERTによる情報伝達

消防庁は、気象庁から発信された気象情報、緊急地震速報、地震情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達する。

町は、このJ-ALERTを効果的に活用するものとする。

## 第2節 気象予警報等の情報

[総務班、危機管理班、町各班、防災関係機関]

### 1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。また、住民に対しては、防災行政無線放送等により速やかに情報を提供する。

#### (1) 予警報等の情報の種類

| 種類                | 発令者等              | 根拠法令             |
|-------------------|-------------------|------------------|
| 気象予警報<br>および気象情報等 | 彦根地方気象台長          | 気象業務法            |
| 水防警報              | 滋賀県知事             | 水防法              |
| 水位周知河川情報          | 滋賀県知事             | 水防法              |
| 土砂災害警戒情報          | 滋賀県知事<br>彦根地方気象台長 | 気象業務法<br>災害対策基本法 |
| 火災気象通報            | 彦根地方気象台長          | 消防法              |
| 異常な現象             | 発見者               | 災害対策基本法          |

#### (2) 情報の伝達

##### ア 総務班

予警報等の各通報義務者および東近江消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関ならびに住民に対し、その内容を伝達する。情報の伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

##### イ 各班

総務班等を通じて通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

#### (3) 伝達方法

##### ア 勤務時間中の通報

総務班は、発令または変更に応じて、庁内放送をもって本伝達に代え、その他の連絡先には電話等により連絡する。

##### イ 災害発生、その他事故の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

#### (4) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は各班長とする。

## 2 気象予警報および気象情報等

### (1) 種別および基準

#### ア 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。大雨注意報、洪水注意報は警戒レベル2である。

＊ 気象予警報等（警報・注意報発表基準一覧表）【資料編参照】

#### イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は警戒レベル3に相当する。

＊ 気象予警報等（警報・注意報発表基準一覧表）【資料編参照】

#### ウ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報については警戒レベル5に相当する。

#### エ 警報・注意報発表地域区分

| 県   | 1次細分区分 | 市町村等を<br>まとめた地域 | 市 町 等               |
|-----|--------|-----------------|---------------------|
| 滋賀県 | 北部     | 湖東              | 愛荘町、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町 |

#### オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部、滋賀県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### カ 気象情報

（ア）注意報、警報、特別警報に先立って注意を喚起するためのもの

（イ）注意報、警報、特別警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの

（ウ）長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどを解説するもの

#### キ 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の

浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。滋賀県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

#### ク 竜巻注意情報

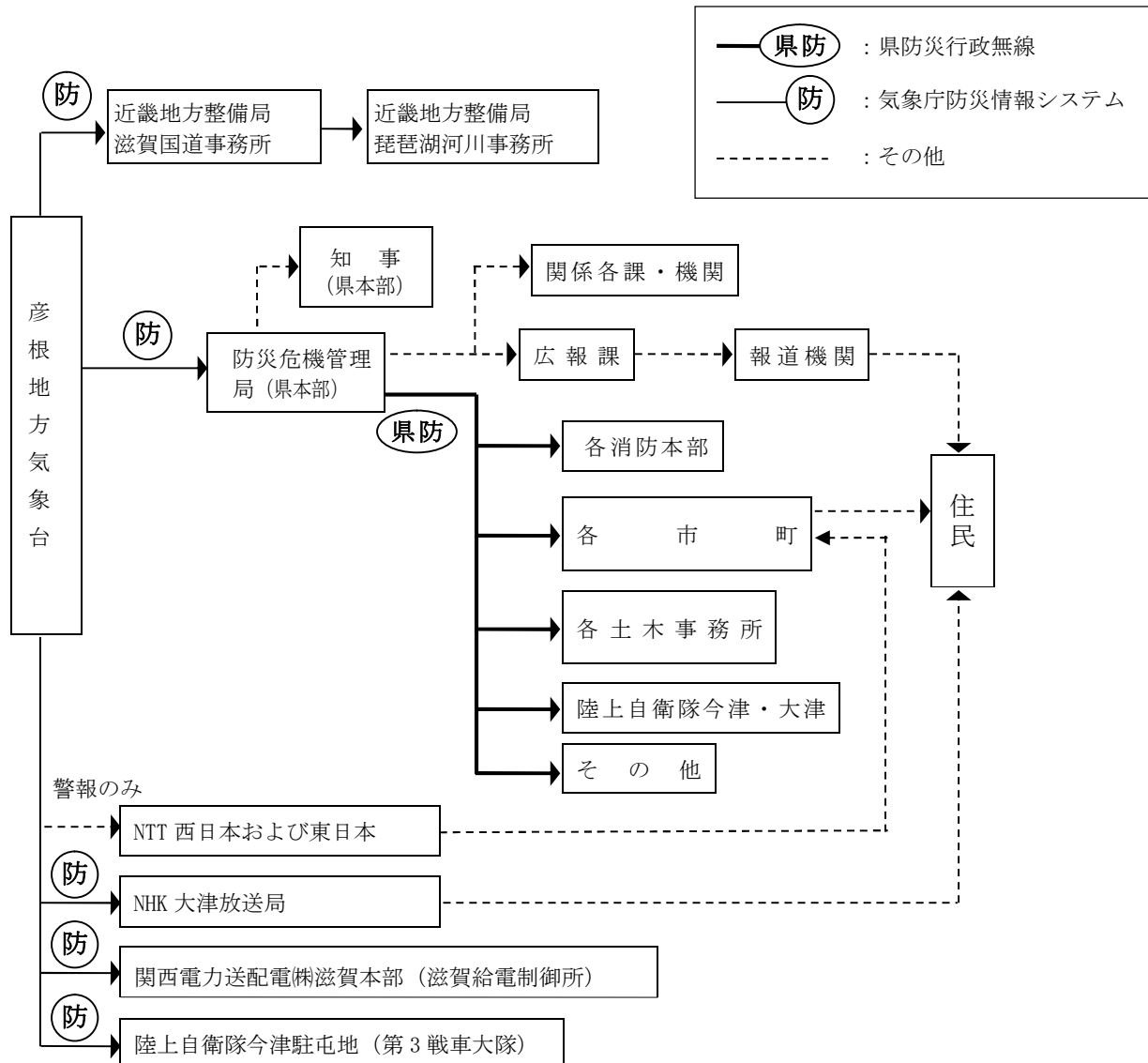
竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、滋賀県南部、北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。

有効期間を発表から1時間とするが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。



(2) 伝達系統



(注) 県防災危機管理局から県地方機関、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

■勤務時間内の場合

防災行政無線により伝達する。

■勤務時間外の場合

防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

### 3 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、知事は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、その指定する河川（水防警報河川<水防警報指定河川>）について水防警報を発令する。

町域では、愛知川本川が水防警報河川<水防警報指定河川>に指定されている。

愛知川の水防団待機水位<通報水位>等の基準

| 指定区域                     | 代表する区域 | 量水標名<br>(所在地)    | 水防団<br>待機水位<br><通報水位> | 氾濫<br>注意水位<br><警戒水位> | 計画高水位 | 警報発動者  |
|--------------------------|--------|------------------|-----------------------|----------------------|-------|--------|
| 左岸：東近江市<br>山上町から琵琶湖まで    | 上流     | 紅葉橋<br>(東近江市高野町) | 3.15                  | 3.45                 | —     | 県水防本部長 |
| 右岸：東近江市<br>永源寺高野町から琵琶湖まで | 下流     | 御幸橋<br>(愛荘町愛知川)  | 1.00                  | 1.50                 | 3.95  | 県水防本部長 |

知事が行う水防警報の発令基準

|    |                                                                            |
|----|----------------------------------------------------------------------------|
| 準備 | 気象状況および上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位<通報水位>に達し、なお増水のおそれがあるとき。 |
| 出動 | 対象量水標の水位が氾濫注意水位<警戒水位>に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量ならびに水位により危険が予想されるとき。        |
| 解除 | 水位が水防団待機水位<通報水位>以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。                                    |

#### 4 水位周知河川情報

##### (1) 水位周知河川

水防法第13条の規定に基づき、知事は、指定する河川（水位周知河川<水位情報周知河川>）について、氾濫注意水位<警戒水位>を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位<洪水特別警戒水位>（町長の避難指示等の判断の目安となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者（町長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、知事は避難判断水位（町長の高齢者等避難の目安となる水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者（町長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

町域では、愛知川本川および宇曽川本川が水位周知河川<水位情報周知河川>に指定されている。

避難判断水位・氾濫危険水位〈特別警戒水位〉

| 河川  | 指定区域                                             | 代表する区域 | 量水標名<br>(所在地)           | 避難判断水位 | 氾濫危険水位<br>〈特別警戒水位〉 | 発表者    |
|-----|--------------------------------------------------|--------|-------------------------|--------|--------------------|--------|
| 愛知川 | 左岸：東近江市山上町から琵琶湖まで                                | 上流     | 紅葉橋<br>(東近江市永源寺高野町)     | 3.80   | 4.20               | 県水防本部長 |
|     | 右岸：東近江市永源寺高野町から琵琶湖まで                             | 下流     | 御幸橋<br>(愛荘町愛知川)         | 1.75   | 2.30               | 県水防本部長 |
| 宇曽川 | 左岸：彦根市肥田町から愛知郡愛荘町沖まで<br>右岸：犬上郡豊郷町大字沢から愛知郡愛荘町宮後まで | 上流     | 上枝<br>(豊郷町上枝)           | 2.90   | 3.60               | 県水防本部長 |
|     | 左岸：彦根市三津屋町から彦根市肥田町まで<br>右岸：彦根市須越町から犬上郡豊郷町大字沢まで   | 下流     | 金沢大橋<br>彦根市<br>(彦根市金沢町) | 2.90   | 3.70               | 県水防本部長 |

なお、水位周知河川に指定されていない中小河川において、過去の降雨による浸水実績等が確認された場合は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、これを水害リスク情報（浸水予想エリア、水深その他の危険情報等）として住民等に周知するものとする。

(2) 浸水想定区域内への情報伝達

町は、避難判断水位到達情報等の伝達を受けたときは、必要に応じて浸水想定区域内の住民および災害時要援護者施設の管理者に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

| 伝達担当 | 伝達先                   | 伝達方法・内容                                    |
|------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 総務班  | 関係地域の住民、関係機関          | 避難判断水位到達情報等、注意情報、避難喚起等を防災行政無線、電話およびFAX等で伝達 |
| 福祉班  | 浸水想定区域内の災害時要援護者施設の管理者 |                                            |

5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため次表に示す発表単位を特定して警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。滋賀県は、滋賀県土木防災情報システム等により土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知し、一般に周知させるため必要な措置を講じる。彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。町内で危険度が高まっている詳細な領域は、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度、気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避

難が必要とされる警戒レベル4に相当。

| 発表単位 |        | 愛荘町                                                         |
|------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 発表基準 | 警戒基準   | 大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が土砂災害警戒情報の基準に達したとき     |
|      | 警戒解除基準 | 大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び土砂災害警戒情報の基準を超過しないと予想されるとき |

## 6 火災気象通報

### (1) 概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報する。

### (2) 火災警報

町長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

#### 発令基準（次のいずれかに該当する場合）

|   |                                                            |
|---|------------------------------------------------------------|
| ア | 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下                                     |
| イ | 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき                   |
| ウ | 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき<br>ただし、降雨、降雪中は、通報しないこともある。 |
| エ | 滋賀県の一次細分区域（県南部・県北部）により発表することもある。                           |

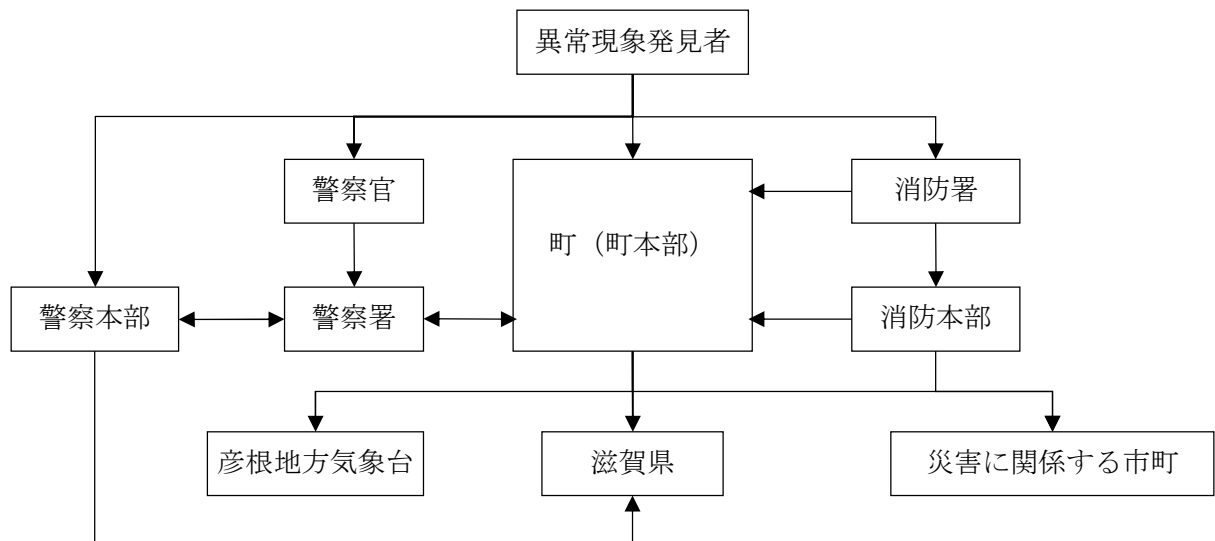
### (3) 乾燥注意報

| 種類    | 発表基準                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 乾燥注意報 | 空気が乾燥し、火災の危険があるとき<br>具体的には、次の条件に該当する場合<br>最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合 |

- (注) 1 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報・警報に切替えられる。

## 7 異常現象の伝達系統

災害が発生するおそれのある異常な現象（崖崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者からの通報・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3節 その他関連情報

[総務班、関係各班、防災関係機関]

### 1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、町域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

#### (1) 町域の状況に関する情報の種類と担当班

| 種類           | 町の担当             |
|--------------|------------------|
| 雨量           | 総務班              |
| 河川水位         | 総務班、建設下水道班       |
| ダムの放流状況      | 総務班              |
| 災害危険箇所の状況    | 建設下水道班           |
| 交通の状況        | 住民班              |
| ライフラインの状況    | 総務班、建設下水道班、水道事務所 |
| 各公共施設等の状況    | 総務班、関係各班         |
| 各種被害等の状況（総括） | 総務班              |

#### (2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を総務班に伝達する。

総務班は、各種情報を整理する。

#### (3) 情報の伝達

担当班および総務班は、収集・整理した情報を必要に応じて各班、防災関係機関ならびに関係住民に伝達する。

### 2 雨量に関する情報

#### (1) 担当

総務班は、町が独自に町内に設置する雨量計および防災関係機関が設置した雨量計の雨量情報を滋賀県土木防災情報システム等により把握する。

#### (2) 雨量測定箇所

##### ア 町が測定する箇所

町は、原則として、指定された危険区域内に、自治会ごとに1箇所ずつ簡易雨量計を設置する。

##### イ その他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の雨量計がある。

| 観測所名 | 位置    | 内容    |
|------|-------|-------|
| 斧磨   | 愛荘町斧磨 | テレメータ |

(3) 測定者および測定方法

ア 測定者

原則として、町が依頼する自治会長

イ 測定方法

大雨注意報が発令されたときで、町長が指示したとき、簡易雨量計の測定を開始する。

測定間隔は、警戒体制に入ってから 10 分～30 分とする。

(4) 伝達方法

測定者（各自治会長）から総務班へ、電話等により測定結果を報告する。

3 水位等に関する情報（河川水位、ダムの放流状況等）

(1) 担当

建設下水道班ならびに総務班は、各河川を巡視警戒するとともに、滋賀県土木防災情報システムまたは防災関係機関が設置した量水標により水位情報を把握する。

(2) 水位測定箇所

ア 町が測定する箇所

水防活動上重要な地点・箇所と状況に応じて実施する。

イ 他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の水位計がある。

（単位：m）

| 観測所名    | 河川名 | 位置     | 内容    | 水位                |                  |                  | 計画 |
|---------|-----|--------|-------|-------------------|------------------|------------------|----|
|         |     |        |       | 水防団<br>待機<br>〈通報〉 | 氾濫注<br>意<br>〈警戒〉 | 氾濫<br>危険<br>〈危険〉 |    |
| 御幸橋     | 愛知川 | 愛荘町愛知川 | テレメータ | 1.00              | 1.50             |                  |    |
| 肥壘橋     | 宇曽川 | 愛荘町島川  | 固定    | 1.20              | 2.00             |                  |    |
| 秦川      | 宇曽川 | 愛荘町松尾寺 | テレメータ |                   |                  |                  |    |
| 春日橋     | 宇曽川 | 愛荘町沖   | テレメータ |                   |                  |                  |    |
| 上枝（歌詰橋） | 宇曽川 | 愛荘町石橋  | テレメータ |                   |                  |                  |    |

(3) ダム放流状況の把握

総務班は、必要に応じて、滋賀県土木防災情報システムまたは各ダム管理事務所に直接連絡をし、放流状況を把握する。

(4) 避難に係る情報の共有

総務班は、水位に関する情報により避難に係る検討を実施した場合には、このことを上下流の隣接市町に情報提供する。

#### 4 災害危険箇所の情報

##### (1) 担当

建設下水道班は、各災害危険箇所および周辺の状況を、自治会長および防災責任者等、住民組織の代表者等を通じて把握する。

##### (2) 危険箇所

- \* 河川重要水防区域【資料編参照】
- \* ため池重要水防箇所【資料編参照】
- \* 土石流危険渓流【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】
- \* 山地災害危険地【資料編参照】

##### (3) 把握内容

- ア 構造物の状況
- イ 法面の状況
- ウ 地表水、湧き水、漏水、亀裂
- エ 竹木等の傾斜
- オ 人家等の損壊の状況
- カ 住民および滞在者の数

#### 5 交通状況に関する情報

##### (1) 担当

住民班は、町域および町域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

##### (2) 照会先

- ア 警察
- イ 湖東土木事務所
- ウ 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所
- エ 中日本高速道路(株)彦根管理事務所
- オ 近江鉄道(株)
- カ 一般社団法人近江鉄道線管理機構
- キ 東海旅客鉄道(株)

##### (3) 把握内容

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 渋滞状況
- エ 各管理者の対応状況
- オ その他



## 6 ライフラインに関する情報

### (1) 担当

総務班は、町域および町域に影響する範囲の各ライフライン（町管理施設以外）の状況を、各事業者に照会して把握する。

町が管理する上・下水道は、各担当（建設下水道班、水道事務所）が施設の状況把握に努め、総務班に連絡する。

### (2) 照会先

ア 関西電力㈱および関西電力送配電㈱

イ NTT西日本㈱滋賀支店

ウ 滋賀県北部流域下水道事務所

### (3) 把握内容

ア 事故

イ 各管理者の対応状況

ウ その他

## 7 各公共施設等の情報

### (1) 担当

総務班および関係各班は、町域における避難施設となる公共施設等に対して、災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

### (2) 連絡先

＊ 一時避難場所【資料編参照】

＊ 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）【資料編参照】

### (3) 把握内容

ア 管理責任者の所在の有無

イ 施設および周辺の状況

ウ 各管理者の対応状況

エ その他

## 第4節 被害情報等

[総務班、町各班、防災関係機関等]

### 1 情報活動の概要

町本部の各班長等は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

#### (1) 情報の種類

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 災害情報         | ア 災害の原因<br>イ 災害発生の日時<br>ウ 災害発生場所・範囲                                    |
| 被害情報         | エ 被害の概況<br>オ 世帯別被害状況等                                                  |
| 応急対策活動に関する情報 | カ 住民等の避難状況<br>キ 避難指示の状況<br>ク 防災対策の実施状況<br>ケ 防災関係機関の防災体制<br>コ その他、必要な事項 |

#### (2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

| 調査     | 報告     | 災害の経過状況        |
|--------|--------|----------------|
| 概況調査   | 発生即報   | 災害発生直後の段階      |
| 被害調査   | 被害即報   | 災害が継続または続発する段階 |
| 被害確定調査 | 被害確定報告 | 災害が一段落した段階     |

#### (3) 担当

総務班は、災害概況および災害応急対策の情報に関する収集・整理を行う。

#### (4) 情報の収集伝達

各班長は、災害発生による本町体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、被害情報等を調査把握し、町本部に報告する。

町本部および各班長は、必要に応じて、県等の防災関係機関に伝達する。

なお、報告は、県防災情報システムおよび県土木防災情報システムを活用するとともに、原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

(5) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

＊ 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】

(6) 情報の内容

各班長は、被害状況等災害に関する情報をおおむね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に町本部に報告する。

＊ 災害即報事項例示【資料編参照】

(7) 被害の判定

被害状況調査実施に当たっては、「被害程度の判定基準」に従い正確に調査するとともに、消防機関、警察、その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告または発表前に調整しなければならない。

＊ 被害程度の判定基準【資料編参照】

## 2 調査・報告の種別

(1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者ならびに調査者は、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。

(2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度、できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

各班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って取りまとめ、調査結果を町本部に報告する。

(3) 被害確定調査（→被害報告）

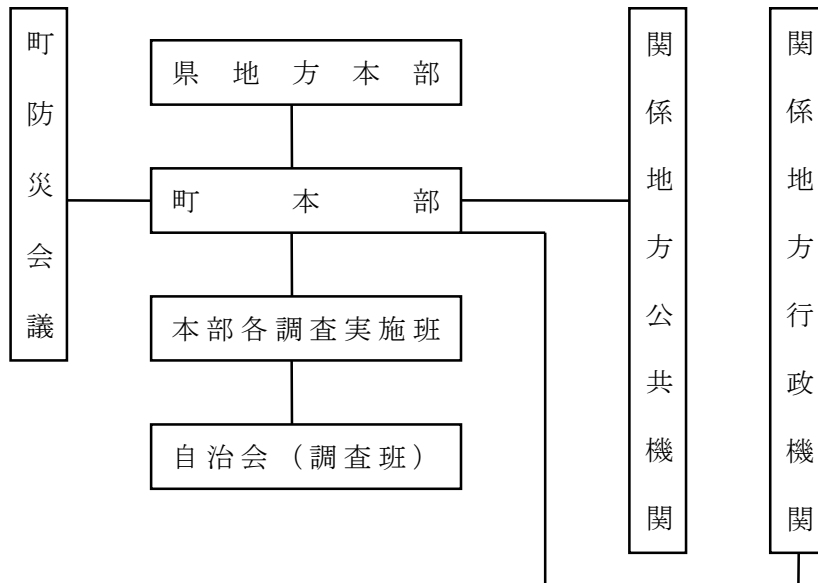
災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害（確定）報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。

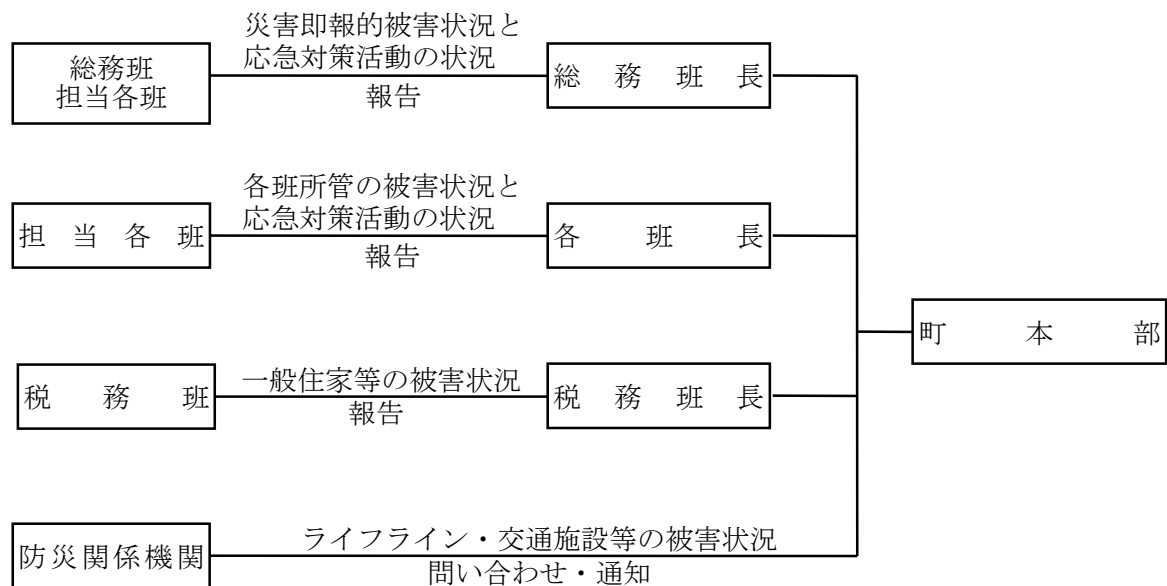
総務班は、税務班の協力を得て、緊急的な災害応急対策を終了した時点で、各班からの被害報告に基づき関係主管各班と協議の上、取りまとめを行う。

### 3 伝達系統

#### (1) 総括伝達系統



#### (2) 担当別伝達系統（町本部）



### 4 調査実施に関する事項

#### (1) 総括

総務班は被害調査の主体となり、税務班の協力を得て調査についての総合的な計画および調整を行う。

#### (2) 協力要請

被害調査に当たっては、各自治会、消防機関、警察、県機関、その他の関係機関および関係団体等の協力を得る。

特に、住家等、一般被害の初期の状況調査に当たっては、地元自治会長等の協力を得るよう努める。

(3) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、または被害が甚大で町においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他班の応援を求めるほか、県本部の応援を得て行う。

(4) 被害調査室の設置

町本部は、火災・災害が発生し、必要と認める場合は、庁内に被害調査室を設置し、被害状況を調査する。被害調査にあたっては、県計画に示す「災害の被害認定基準」に基づき判断するものとする。

## 5 世帯別被害調査

(1) 被害調査

町本部は、町民の身体・生命および財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。

被害調査に当たり、次の点に注意する。

ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。

イ 職員証や腕章などにより調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

(2) 世帯構成員別被害状況報告

総務班は、世帯別被害調査に基づき、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

(3) 被災者台帳の作成

住民班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被災者台帳」を作成する。

被災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動およびその実施記録の基本となるため、その作成に当たっては、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備・保管する。

＊ 被災者台帳【資料編参照】

## 6 り災証明書等の発行

(1) り災証明書

住民班は、災害確定調査により被害が明らかになった町民に対して、「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は、「仮り災証明書」を交付し、後日、速やかに本証明書と取り替える。

＊ り災証明書【資料編参照】

＊ 仮り災証明書【資料編参照】

(2) 注意事項

証明書の交付に当たり契印等の措置をし、重複欠落等のないよう注意する。

(3) 被災証明書

住民班は、災害により住家または非住家に被害が生じた場合に、その事実を町長に届け出た町民に対して、「被災証明書」を交付する。

## 7 対応事項

### (1) 町本部

ア 災害状況および応急対策の実施状況を自治会単位に取りまとめる。

イ 取りまとめた被害状況等を県地方本部を通じて県知事に報告するとともに、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

### (2) 住民班または自治会

調査した管内の災害状況および災害応急対策の状況を町本部に報告する。

## 8 連絡時の注意事項

### (1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に、当直者が災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちにくらし安全環境課長に連絡する。

### (2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、町が保有または利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（災害応急対策編第1部第2章第1節「通信連絡体制」による。）

### (3) 記録

災害状況、その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、発受については必ず記録を残し、整理・保管を行う。

## 9 県への報告

### (1) 被害即報（発生即報を兼ねる。）

ア 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。なお、火災、災害およびその他の事故について即報すべき基準は「被害即報基準」のとおりとする。

イ 被害即報の内容は、被害状況およびとらえつつある措置の概要とする。

ウ 町は、火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報するものとする。なお、原則として、被害を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

エ 町は、「直接即報基準」（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの即報様式により報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

オ 被害即報事項は、東近江警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

カ 被害即報事項は、判明した事項から順次、県防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によって即報するもので、即報が2以上にわたると

きは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

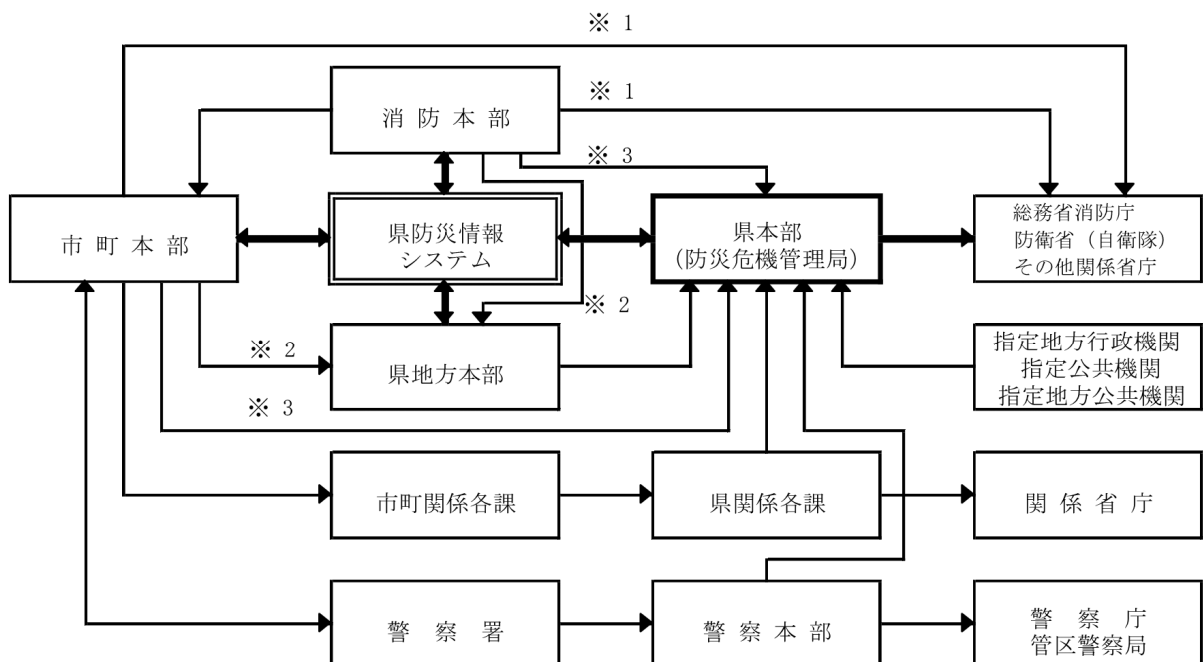
#### キ 被害即報の伝達系統

町本部から県地方本部（設置前は湖東土木事務所経理用地課）を通じ、県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

ただし、通信の途絶等のため町本部から県本部への報告が不可能な場合は、町本部から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

#### 〔被害即報の伝達系統〕



※1；県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告

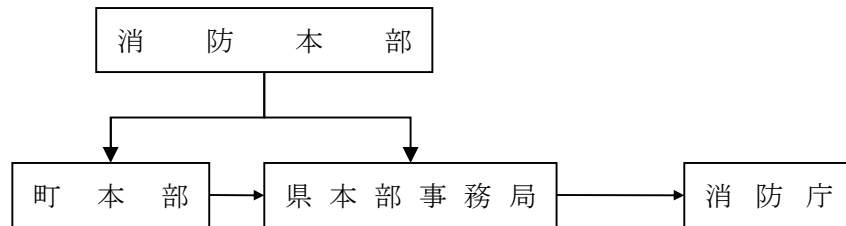
※2；県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

※3；県防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報

※4；県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

(2) 災害確定報告

災害確定報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行い、最終的な災害確定報告は原則県防災情報システムで災害応急対策を終了した後、15日以内に行う。



※ 参考：県への報告の基本パターンについて

県への報告のパターンおよびそれに対応する体制の基本は、次のとおりであるが、具体的パターンはその都度指示する。

ただし、通信の途絶等のため、町本部から県本部への報告が不可能な場合は、直接、国（消防庁）に報告することとし、町本部から県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告を行うこととする。

| パターン  | 内容                                                   | 対応する県体制の基本               |
|-------|------------------------------------------------------|--------------------------|
| パターン1 | 町－（8:30、15:30）－湖東土木事務所経理用地課<br>→（9:00、16:00）－防災危機管理局 | ・警戒待機体制時で防災危機管理局が指示したとき  |
| パターン2 | 4時間間隔                                                | ・警戒第1配備体制時<br>・災害警戒本部設置時 |
| パターン3 | 2時間間隔                                                | ・災害対策本部設置時               |

（注）いずれの場合にも、死傷者、行方不明者、住家半壊、床上浸水、り災世帯等、急を要する被害については、随時報告のこと。

10 調査および報告の種類

| 調査     | 報告   | 調査・報告の内容                                                              | 様式内容                  | 細分類事項                                | 備考                                   |
|--------|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 概況調査   | 発生即報 | 初期的なもので、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。                                | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 | 災害全般<br>火災<br>特定の事故<br>救急・救助<br>災害概況 | 県1号様式<br>県2号様式<br>県3号様式<br>県4号様式 その2 |
| 災害調査   | 被害即報 | 災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。                       | 6<br>7<br>8<br>9      | 災害全般<br>人・建物<br>道路・河川<br>農業          | 県4号様式 その1<br>県様式<br>県様式<br>県様式       |
| 災害確定調査 | 被害報告 | 災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。 | 10<br>11              | 災害全般<br>被害の総括                        | 県1号様式                                |



| 調査           | 報告           | 調査・報告の内容                                                                                                                               | 様式<br>内容                         | 細分類事項                                                     | 備考 |
|--------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------|----|
| その他の部門別の災害調査 | その他の部門別の被害報告 | <p>災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。</p> <p>※なお、これらのほかに各課署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意要する。</p> | 12<br>13<br>14<br>15<br>16<br>17 | 世帯構成員別<br>水道事故<br>学校給食用物資<br>町有財産（報告）<br>町有財産（集計）<br>農林関係 |    |

- \* 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】
- \* 災害即報事項例示【資料編参照】
- \* 被害程度の判定基準【資料編参照】
- \* 被害発生即報（様式1～9号）【資料編参照】
- \* 災害確定報告（様式10～17号）【資料編参照】

## 第5節 広報

[危機管理班、総務班、管理班、町各班、防災関係機関等]

### 1 広報活動の概要

町および防災関係機関は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて住民および報道機関等に広報する。また、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の心の安定を図る。

#### (1) 広報担当

町本部における広報活動は、危機管理班（報道機関との連絡調整等）、総務班（防災関係機関との連絡調整）、管理班（災害広報資料の収集整理・提供、町民に対する広報等）の緊密な連携の基に実施し、広報活動の充実を図る。

#### (2) 作業分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各班                  | ア 刻々の情報を総務班に連絡するとともに、災害記録、写真、広報資料等を積極的に速やかに提出する。                                                                                                                                                                      |
| 危機管理班<br>総務班<br>管理班 | イ 各班と緊密な連絡を取る。<br>ウ 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。<br>エ 町民および報道機関に対しての広報活動を行う。<br>オ 県、地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、または関係各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。<br>カ 中央諸官庁に対して直接に、または関係各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項等の広報を行う。<br>キ 特に災害写真の撮影・収集等に努める。 |

#### (3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に町本部、県、防災関係機関等と調整・確認を行う。

#### (4) 広報内容

広報する内容は、被災者のニーズを十分に把握したものとする。

ア 気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

(ア) 気象予警報等の内容

(イ) 雨量、水位等の状況

(ウ) 予想される災害の種類と場所

(エ) 災害に対する警戒の呼び掛け

(オ) 事前避難の必要な地区、避難施設および避難方向の指示

(カ) 避難途中の注意点

(キ) その他、必要な情報

イ 災害発生後の事項

- (ア) 災害の種別（名称）
- (イ) 発生年月日
- (ウ) 災害発生場所
- (エ) 被害状況、被害者の安否情報
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 災害救助法適用の有無
- (キ) 町や関係機関の防災体制
- (ク) 町や関係機関の応急・復旧対策の状況
- (ケ) 町民に対する注意・協力要請
- (コ) 高齢者等避難、避難指示
- (サ) その他、治安の状況などの必要な情報

(5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に適切な表現に努める。

- ア 内容は正確か？
- イ 簡潔か？
- ウ アクセント、めりはりはついているか？
- エ 要素は抜けていないか？
- オ 分りやすいか？
- カ 気配りをしているか？

＊ 広報文例【資料編参照】

## 2 町民への広報

(1) 広報手段別の広報活動

ア ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

ラジオ、テレビによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため報道機関に要請する。

ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限がある。

イ 広報車等による広報

町域全般および特に災害が切迫した地域への広報には、広報車またはスピーカーを搭載した車両による広報を行う。

ただし、広報車による情報伝達は、走行速度または風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や県土木防災情報システムの雨量情報表示盤との併用等を心掛ける。

ウ 住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災組織の

リーダー等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

エ 広報紙、チラシ等の配布・掲示

自治会組織等を通じての広報紙やチラシの配布は、伝達速度が遅いので、緊急的な情報以外の広報について行う。また、町役場および公共機関等において、広報発表内容の掲示を行う。

オ 防災行政無線放送、Ｌアラート、インターネット、タウンメール等の活用

防災行政無線放送、Ｌアラート、インターネット（ホームページ）、タウンメール・エリアメール・緊急速報メール等、多様な手段を活用して、広報活動を実施する。

(2) 避難者への広報

指定避難所等における避難者に対し、適宜災害の状況・見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

(3) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう、放送事業者に要請する。

(4) 町民等からの問い合わせ

電話等による町民等からの問い合わせには、丁寧に應對するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。

ア 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

イ 安否不明者・死者等の氏名等公表

町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、災害時における要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否情報を収集・精査し安否不明者の絞り込みをするため、町等と連携のうえ、速やかな安否不明者の氏名等の公表に努める。

また、死者・行方不明者についても、大規模災害時において情報の錯そう等による混乱回避など必要と認めるときは氏名等を公表できるものとする。

県は、災害時の氏名等の公表方針を予め定めるとともに、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行う。

(5) 町民の要望等の把握

災害時における町民の要望を速やかに把握することに努める。

3 報道機関への広報

(1) 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。

収集した諸情報については、入手の都度、速やかにその内容を各報道機関に提供する。

新聞、ラジオ放送等、各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等、積極的に協力する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、庁舎内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設置し、発表内容等を掲示する。

(3) 提供先

彦根新聞記者会に所属する報道機関等、町内の主な報道機関を対象とする。

(4) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

町本部は、災害に関して次に掲げる緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を経由して（町と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放送局に放送を求めることができ、放送要請の理由、放送事項、希望放送日時等を明示する。

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命・財産を保護するための警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保等。

イ 災害に関する重要情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対しとるべき措置。

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等。

エ その他、町本部が特に必要と認める事項。

＊ 緊急警報放送の放送要請書【資料編参照】

4 広聴活動

町は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。また、必要に応じて被災者相談窓口等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

5 防災関係機関における広報

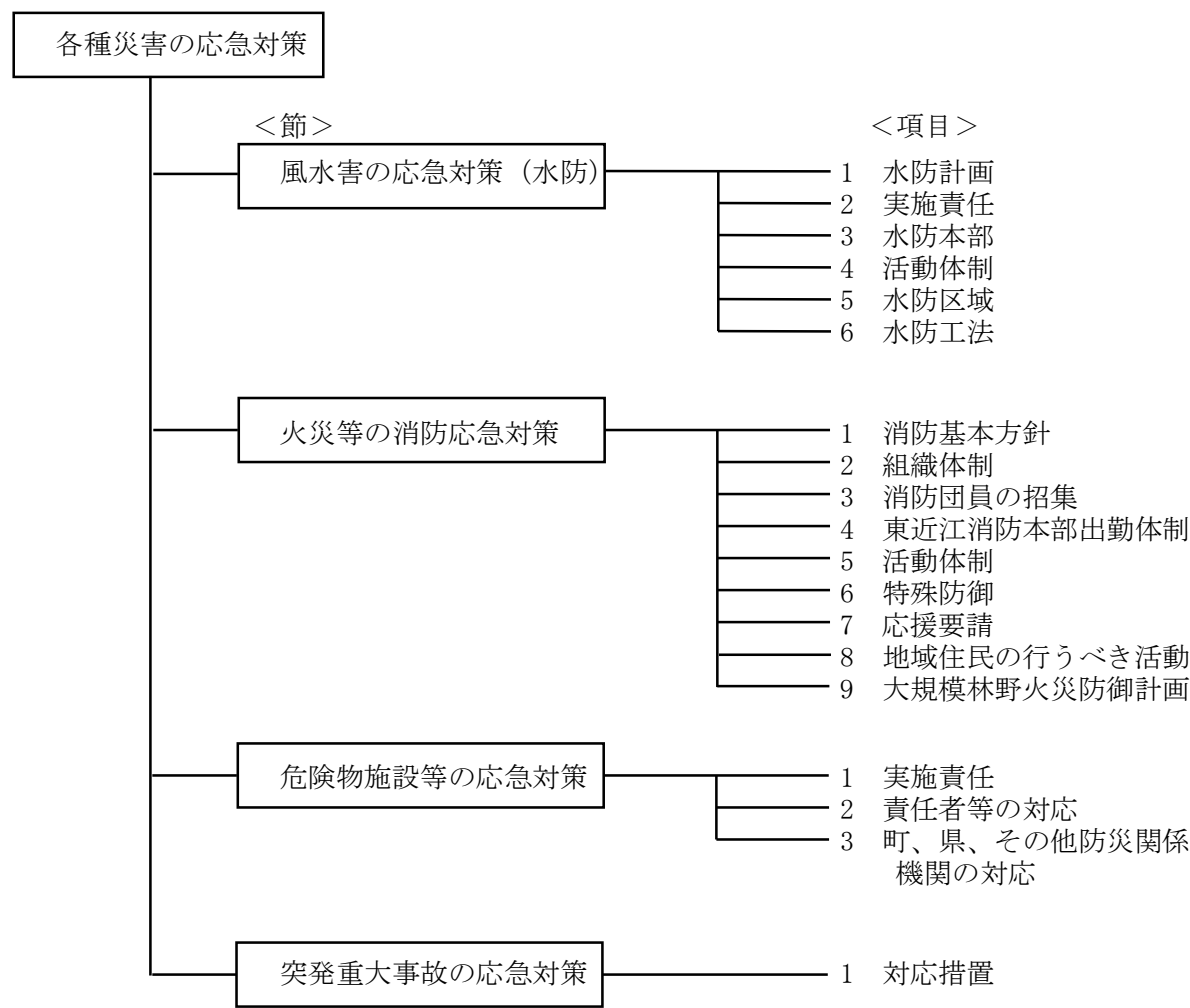
防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を町本部に通知する。

### 第3章 各種災害の応急対策

方針

水害、火災、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。

章の体系



---

## 第 1 節 風水害の応急対策（水防）

---

[危機管理班、建設下水道班、町各班、東近江消防本部・団]

### 1 水防計画

風水害の応急対策は、水防法に基づき町水防計画に別途定めるが、概要は以下のとおりである。

### 2 実施責任

本町では、原則として、消防職員ならびに消防団員および町職員を中心として、本町域の水防業務を行う。

### 3 水防本部

町は、水防管理者（町長）が必要と認め、あるいは水防法第 16 条による水防警報を知事より受信した場合、暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかが愛荘町に発表された場合は、本庁舎内に町水防本部を設置するとともに、消防機関、危機管理班、建設下水道班等を出動させ水防活動を行う。

なお、町水防本部は、町本部が設置された場合には、その組織に編入する。

### 4 活動体制

次の各号に定めるもののほか、町水防計画による。

#### (1) 非常配備の基準・体制

災害応急対策編第 1 部第 1 章第 1 節「警戒体制の確立」による。

#### (2) 監視、警戒

総則・予防編第 2 部第 2 章第 7 節「風水害に対する警戒避難体制の確立」による。

#### (3) 水防警報および気象水位状況の観測通報連絡

災害応急対策編第 1 部第 2 章「情報の収集・伝達」による。

### 5 水防区域

町水防計画による。

### 6 水防工法

県水防計画（資料編）および町水防計画による。

第 2 節 火災等の消防応急対策

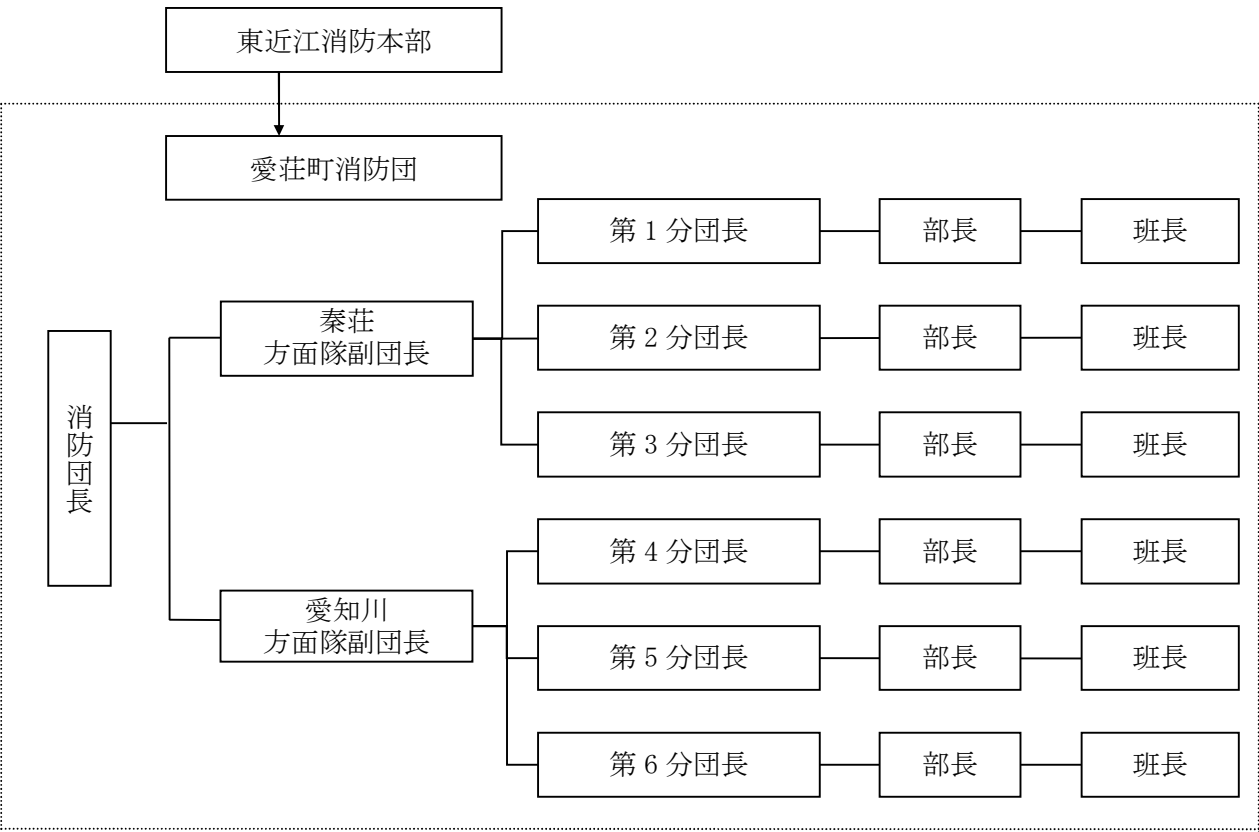
[東近江消防本部・団]

1 消防基本方針

消防機関（東近江消防本部・団）は、火災、風水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

2 組織体制

本町の消防機関の組織体制は、次のとおりである。





(1) 事務分掌

ア 東近江消防本部

|     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課 | 庶務係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管守に関する事。</li> <li>2 文書の審査および管理調整に関する事。</li> <li>3 消防本部訓令等に関する事。</li> <li>4 消防本部の企画および整備計画に関する事。</li> <li>5 消防予算に関する事。</li> <li>6 消防財産の維持管理に関する事。</li> <li>7 補助事業（消防庁舎関係）および事務手続に関する事。</li> <li>8 消防行政広報および年報に関する事。</li> <li>9 東近江消防団長連絡協議会その他関係団体に関する事。</li> <li>10 他の課および課内他の係に属さない事。</li> </ul>                                                 |
|     | 人事係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事管理の調整および研究に関する事。</li> <li>2 職員の任用、服務その他勤務条件に関する事。</li> <li>3 職員の給与に関する事。</li> <li>4 職員の分限、懲戒および表彰に関する事。</li> <li>5 職員の公務災害補償に関する事。</li> <li>6 職員の教養に関する事。</li> <li>7 職員の貸与品に関する事。</li> <li>8 職員の共済および福利厚生に関する事。</li> <li>9 職員互助会に関する事。</li> <li>10 職員の安全衛生に関する事。</li> <li>11 職員の損害賠償に関する事。</li> <li>12 消防長会に関する事。</li> <li>13 音楽隊に関する事。</li> </ul> |
| 予防課 | 予防係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災予防の施策に関する事。</li> <li>2 火災予防思想の普及に関する事。</li> <li>3 火災予防広報に関する事。</li> <li>4 予防査察に関する事。</li> <li>5 防火組織および自主防災組織の育成、指導に関する事。</li> <li>6 広域の防災に関する連絡調整および広報啓発に関する事。</li> <li>7 防火管理者の講習および指導に関する事。</li> <li>8 文化財の防火に関する事。</li> <li>9 課内他の係に属さない事。</li> </ul>                                                                                          |
|     | 指導係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規則に関する事。</li> <li>2 危険物施設の管理指導に関する事。</li> <li>3 消防用設備等の運用に関する事。</li> <li>4 火災予防条例の規制に関する事。</li> <li>5 液化石油ガスその他高圧ガスに関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
| 警防課 | 警防係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に関する事。</li> <li>2 災害の警備および防ぎよ対策に関する事。</li> <li>3 消防相互応援に関する事。</li> <li>4 消防装備、消防機械器具および消防資器材の整備、保全および配置に関する事。</li> <li>5 補助事業（消防装備関係）に関する事。</li> <li>6 警防訓練に関する事。</li> <li>7 安全運転管理に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                             |

|  |        |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|--------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |        |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>8 消防地水利の設置促進に関する事。</li> <li>9 救助の報告および統計に関する事。</li> <li>10 高速道路消防対策に関する事。</li> <li>11 課内他の係に属さない事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  |        | 調査係                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災の原因および損害調査に関する事。</li> <li>2 火災現場の広報に関する事。</li> <li>3 火災の報告および統計に関する事。</li> <li>4 火災の原因の開示に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|  | 救急管理室  | 救急係                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 救急対策に関する事。</li> <li>2 救急の報告及び統計に関する事。</li> <li>3 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 メディカルコントロール協議会に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|  |        | 指導係                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 救急技術の指導、訓練及び教育に関する事。</li> <li>2 救急機械器具の整備、保全及び配置に関する事。</li> <li>3 高速道路消防対策に関する事。</li> <li>4 応急手当の普及啓発に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
|  | 訓練センター | 施設管理係                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 訓練センターに係る訓練計画および研究に関する事。</li> <li>2 訓練センター使用計画に関する事。</li> <li>3 訓練施設、救助機械器具等の管理に関する事。</li> <li>4 その他訓練センターに関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  |        | 第1部高度救助係、<br>第2部高度救助係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 救助対策および救助活動に関する事。</li> <li>2 救助技術等の指導に関する事。</li> <li>3 救助訓練ならびに救助業務の計画および研究に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|  | 指令課    | 指令管理係                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業（通信機器関係）に関する事。</li> <li>2 課内他の係に属さない事。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|  |        | 第1部指令管制係、<br>第2部指令管制係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 指令業務の調査、研究に関する事。</li> <li>2 出動指令に関する事。</li> <li>3 災害通報および災害広報に関する事。</li> <li>4 災害の情報収集および関係機関の情報連絡に関する事。</li> <li>5 災害に関する気象の予報、情報および警報に関する事。</li> <li>6 通信技術に関する事。</li> <li>7 通信機器の整備、保全に関する事。</li> <li>8 通信機器の調査、研修に関する事。</li> <li>9 消防情報支援システムおよびネットワークの維持管理に関する事。</li> <li>10 電子計算機器の整備、保全に関する事。</li> <li>11 情報の管理、消防統計事務に関する事。</li> <li>12 その他、指令および通信業務に関する事。</li> </ul> |

イ 愛知消防署

|     |                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庶務係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 署の庶務に関する事。</li> <li>2 職員の教養に関する事。</li> <li>3 消防協力団体に関する事。</li> <li>4 署内他の係に属さない事。</li> </ul> |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予防係                                                  | 1 火災予防思想の普及に関すること。<br>2 事業所の予防査察および防火指導に関すること。<br>3 危険物の規制に関すること。<br>4 火災予防条例の規制に関すること。<br>5 液化石油ガスその他高圧ガスの指導に関すること。<br>6 消防用設備等の検査および指導に関すること。<br>7 防火組織および自主防災組織の育成に関すること。<br>8 建築物の建築確認同意事務に関すること。                                                                                     |
| 警防第1部特別救助係、警備指揮係、救急広報係<br><br>警防第2部特別救助係、警備指揮係、救急広報係 | 1 水火災その他災害の防ぎよおよび警戒に関すること。<br>2 救急、救助業務に関すること。<br>3 応急手当の普及啓発に関すること。<br>4 消防機械器具および通信施設の保全に関すること。<br>5 火災の原因および調査に関すること。<br>6 消防訓練に関すること。<br>7 消防対象物の調査に関すること。<br>8 消防地水利の調査に関すること。<br>9 防火組織および自主防災組織の指導に関すること。<br>10 自衛消防組織の育成に関すること。<br>11 自治会における防火安全対策および普及に関すること。<br>12 隊の編成に関すること。 |

#### ウ 消防団

|     |                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防団 | (1) 消防車輛および資機材の保全<br>(2) 災害防御活動（消火、警戒、救出）<br>(3) 広報活動（火災予防）、町内巡回<br>(4) 災害の情報収集<br>(5) 初期消火の指導<br>(6) 避難誘導<br>(7) 愛知消防署との連絡調整<br>(8) 関係機関との連絡調整<br>(9) その他、必要な事項 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 愛知消防署の編成

|        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 愛知消防署  | 消防第 1 小隊、消防第 2 小隊、指揮隊（特別編成）<br>第 1 救急隊（消防隊兼務）、特別救助隊 |
| 愛東出張所  | 消防第 3 小隊、第 2 救急隊（消防隊兼務）                             |
| 愛知川出張所 | 消防第 4 小隊、第 3 救急隊（消防隊兼務）                             |

### 3 消防団員の招集

消防団長は、管内に非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合、消防団員に対して非常招集または自宅待機を発令する。

(1) 招集の区分

| 区分   | 対象   | 内容                        |
|------|------|---------------------------|
| 1号招集 | 消防団員 | 発災地を担当する班、機関班、本部付団員       |
| 2号招集 | 消防団員 | 発災地を担当する班、機関班、本部付団員、その近隣班 |
| 3号招集 | 消防団員 | 団員の全員                     |

(2) 発令の基準

発令の基準は、別に定めるものとする。

(3) 参集場所

ア 消防団員

本部付団員ならびに機関団員は、愛荘消防センターに参集し、その他の団員については、それぞれの班詰所へ参集する。

なお、特に指示のある場合または任務があらかじめ定められている者は、所定の場所に参集するものとする。

#### 4 東近江消防本部出動体制

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| ①火災第1出動 | 火災の覚知と同時に出動するもの                                          |
| ②火災第2出動 | 火災の通報状況または消防隊の連絡状況により必要があると認めたとき出動するもの                   |
| ③火災第3出動 | 火災第2出動に相当する規模の火災がさらに拡大したときまたはこれらの状況を予想して出動するもの           |
| ④警戒出動   | ア 覚知時において災害と判断することが困難であるとき<br>イ 火災第1出動によらなくても対応できると認めたとき |
| ⑤救助出動   | 救助活動に出動するもの                                              |
| ⑥救急出動   | 救急活動に出動するもの                                              |
| ⑦救急支援出動 | 救急隊のみで対応できない事案や危険排除等、活動支援として出動するもの                       |
| ⑧救急消防出動 | 直近救急隊が出動中で、傷病者の病態が重篤と判断された場合、消防隊が応急処置を行うため出動するもの         |
| ⑨特命出動   | 災害の状況により特に指定する隊を出動させる必要があると認めたとき出動するもの                   |

#### 5 活動体制

(1) 通常時火災

火災第3出動までの体制で、対応可能な火災とする。

ア 防御方針

通常火災時における防御方針は、延焼阻止を第一とし、水損防止に十分考慮するとともに、人命救助に対応できる防御体制をとり、出火建物の消火に当たることを基本とする。

イ 出動

火災出動計画は、別に定めるものとする。

(2) 非常時火災

前 (1) 「通常時火災」以外の火災とする。

ア 防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに重要地区に消防力を結集し、防御に当たるものとする。

イ 現場指揮本部の設置

非常時の組織・部隊編成は、別に定めるものとする。

6 特殊防御

(1) 狭あい地区

「道路狭あい地区警防計画」による。

(2) 特殊建物

「特殊建物警防計画」による。

(3) 林野

「林野火災防御計画」による。

7 応援要請

本町の消防力で対応が困難である場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づき、県下の消防本部または県下の市町消防団に応援要請を行う。

それでもまだ応援が必要な場合は、広域航空消防応援や緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

(1) 方法

各協定書の定めるところによる。

(2) 情報提供

ア 災害の発生日時

イ 災害の発生場所

ウ 災害種別

エ 災害の状況（現況、拡大の予測）

オ 応援要請状況（隣接応援等）

カ 人的、物的被害の状況

キ 担当連絡責任者

ク その他、必要事項

＊ 滋賀県広域消防相互応援協定書【資料編参照】

＊ 滋賀県下消防団広域相互応援協定書【資料編参照】

＊ 滋賀県防災ヘリコプター支援協定【資料編参照】

8 地域住民の行うべき活動

地域住民は、自らが居住する近隣地域において災害が発生した場合、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

9 大規模林野火災防御計画

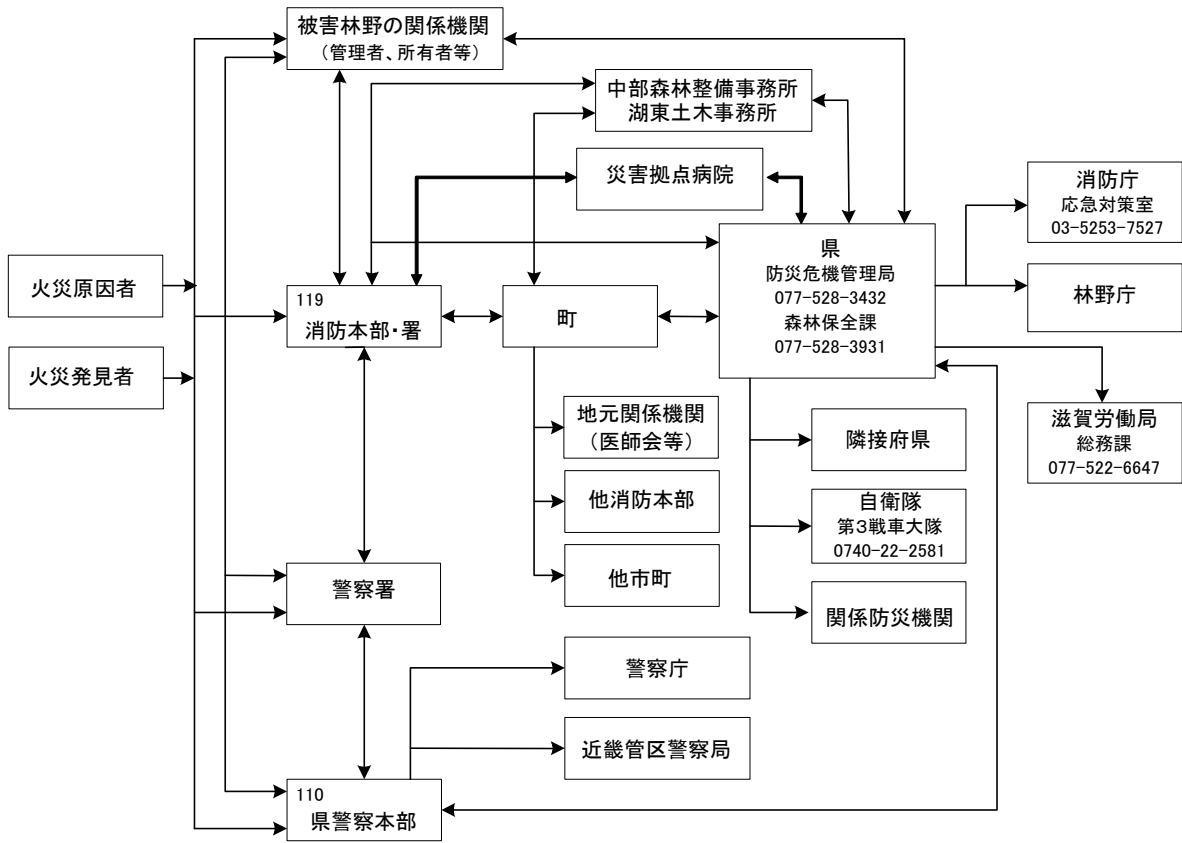
広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合は、次のように応急対策を実施する。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに消防機関、町、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■林野火災発生時の情報連絡系統図



| 名称        | 連絡窓口  | 電話番号         |
|-----------|-------|--------------|
| 中部森林整備事務所 | —     | 0748-22-7718 |
| 湖東土木事務所   | 経理用地課 | 0749-27-2241 |

(2) 活動体制の確立

町は、広範囲にわたる林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を災害応急対策編第 1 部第 1 章第 2 節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

林業関係者は、町、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 救助・救急活動

ア 救助活動

町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うとともに、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

(5) 医療救護活動

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

避難の指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、災害応急対策編第 1 部第 6 章第 1 節「避難収容」により行う。

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

(7) 災害広報の実施

住民への広報は、災害応急対策編第 1 部第 2 章第 5 節「広報」により行う。



## 第3節 危険物施設等の応急対策

[町、県、防災関係機関、東近江消防本部・団、警察署]

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物・劇物貯蔵施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

### 1 実施責任

#### (1) 責任者

責任者とは、危険物施設等の所有者、管理者および占有者で、かつその権限を有する者を指し、災害発生施設等の当該責任者は、ただちに町、東近江消防本部（119番通報）等に通報の上、施設（事業所）等においてあらかじめ定める計画により応急対策を実施する。

#### (2) 町、県、その他防災関係機関

町および東近江消防本部は、責任者等から通報を受けた場合、関係機関に連絡するとともに、消防計画に基づき消火、災害の拡大防止、被災者の救出等の応急対策を実施する。

なお、町（東近江消防本部以外）、県、その他防災関係機関は、災害の規模・状況により、総合的な応急対策を実施する。

### 2 責任者等の対応

責任者および危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底ならびに、混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) ガス遮断等の緊急措置、爆発、誘爆の回避措置
- (6) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (7) 盗難防止措置
- (8) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (9) 防災機関による災害状況の把握と相互の活動により、付近住民、従業員への危険周知および

避難誘導

- (10) 中毒防止方法の広報活動
- (11) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業  
(周辺住民の人命安全のため)
- (12) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）
- (13) 放射線量の測定
- (14) 国（文部科学省）、県、町、警察、消防機関、保健所等、関係機関への通報
- (15) その他災害の状況に応じた必要な措置

3 町、県、その他防災関係機関の対応

災害発生の通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡および協力のもとに次の応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達

町（総務班）は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物、毒物・劇物等に係る事故が発生した場合、東近江消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

ア 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物、劇物・毒物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物、毒物・劇物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物、毒物・劇物等の漏えい事故で、次に該当するもの

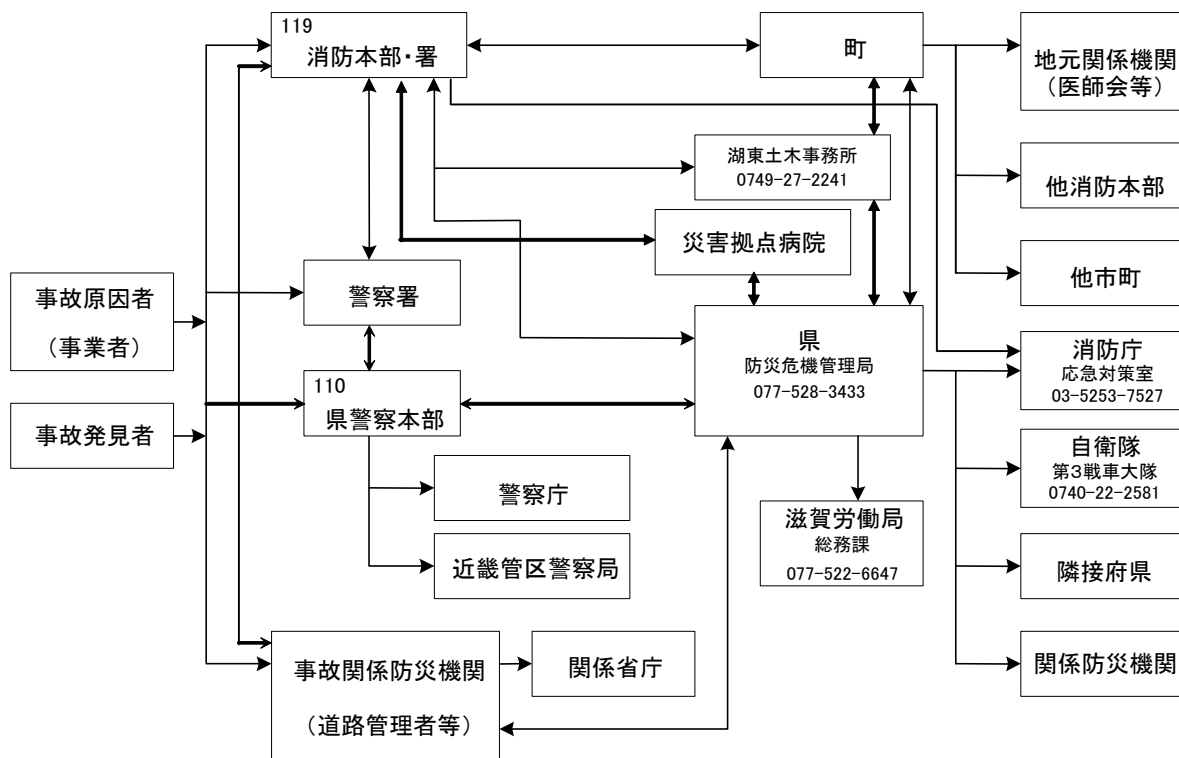
（ア）河川へ危険物、毒物・劇物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物、毒物・劇物等の漏えい等

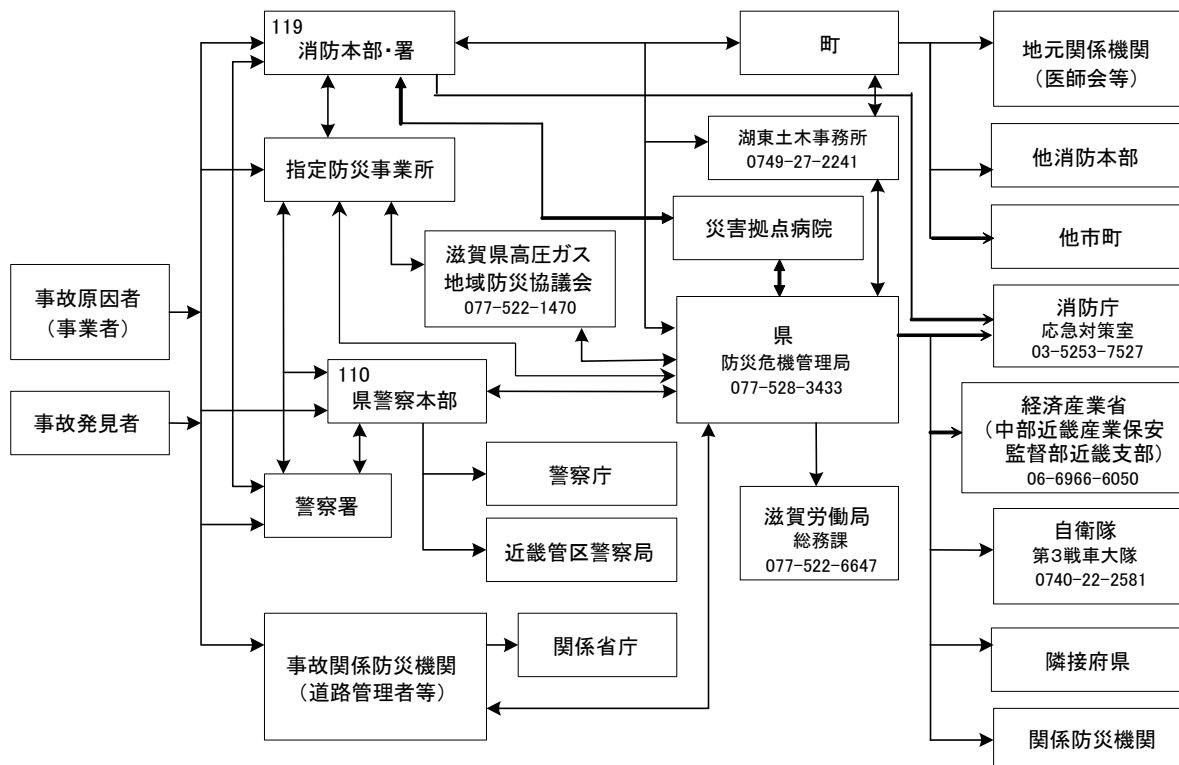
オ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

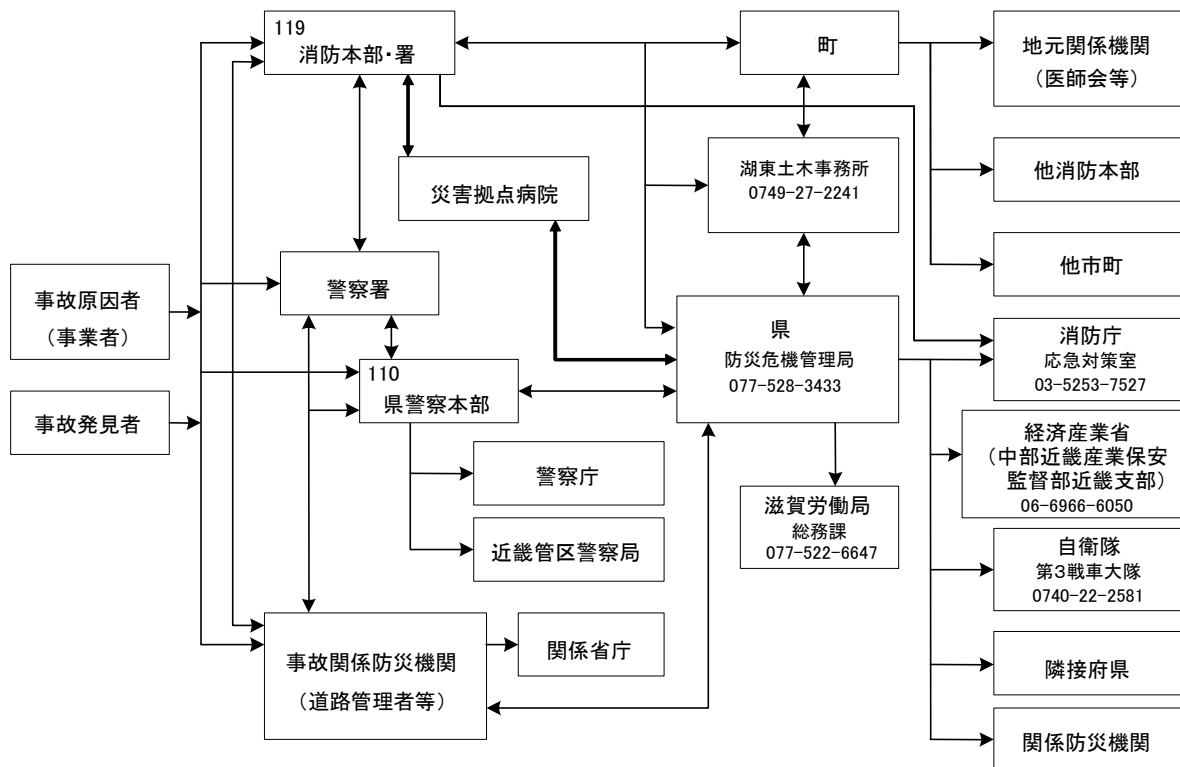
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



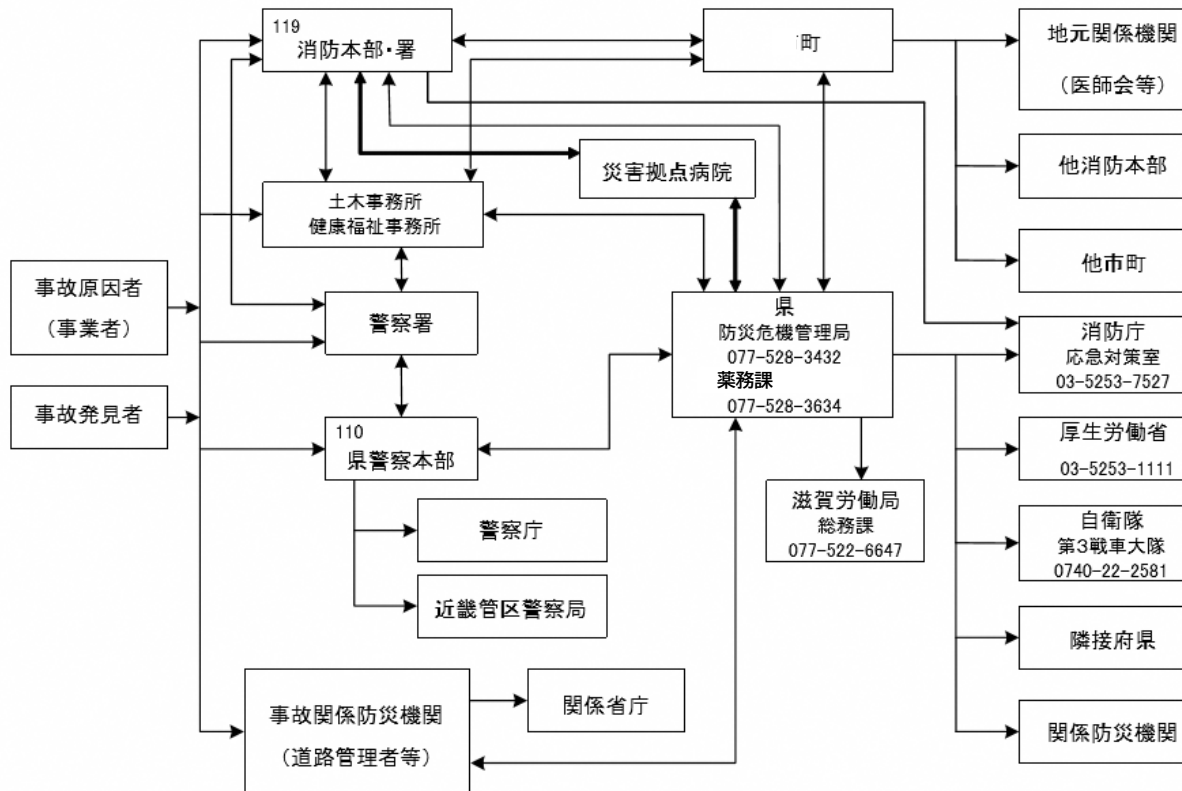
■高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



■火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



■毒物劇物事故災害発生時の情報連絡系統図



(2) 活動体制の確立

町は、危険物、高圧ガス、火薬類の取扱い施設における大規模な火災、爆発ならびに毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を災害応急対策編第 1 部第 1 章第 2 節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して火災応急対策を円滑に行う体制をとる。

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行うほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消防活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携する。

東近江消防本部・団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。また、放射性物質に係る消防活動および救急救助については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」および「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(5) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

東近江消防本部・団および医療班は、災害応急対策編第1部第6章第1節「避難収容」により、避難のための立退きの指示、指定避難所の開設・収容を行う。

なお、県は災害の状況により自衛隊出動等についての調整を行う。

(7) 災害広報の実施

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。また、住民の立入制限、退去等の措置を実施した際には地域住民に対して広報活動を行う。

(8) 避難誘導等

町は、関係機関の協力のもとに、立入り禁止区域の設定、住民の避難誘導等に努める。

(9) 交通対策

道路管理者、警察、その他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 公共機関の対策

関西電力㈱および関西電力送配電㈱、N T T西日本㈱、その他の公共機関は、各々定める防災計画により、それぞれ応急対策を行う。

(11) 危険物等の移動・搬出

災害による被害拡大を防止するため、危険物施設の責任者および危険物等を搬出する者は、移動できるものは安全な場所に移動させるなどの措置を講ずる。

また、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部は、一般高圧ガスおよび液化石油ガスの移動の制限または一時禁止の緊急命令を行う。

## 第4節 突発重大事故の応急対策

[東近江消防本部、町、県、防災関係機関]

テロ、航空機事故、鉄道事故、道路事故（交通事故）、雑踏における事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な災害は、最近、大きな社会不安を招いている現状にある。これらの突発的な災害に対して、防災関係機関は緊密かつ有機的な連携協力のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

### 1 対応措置

#### (1) 通報、情報の収集・伝達

町内において突発重大事故を発見した者は、直ちに町、東近江警察署（110番通報）または東近江消防本部（119番通報）に通報する。

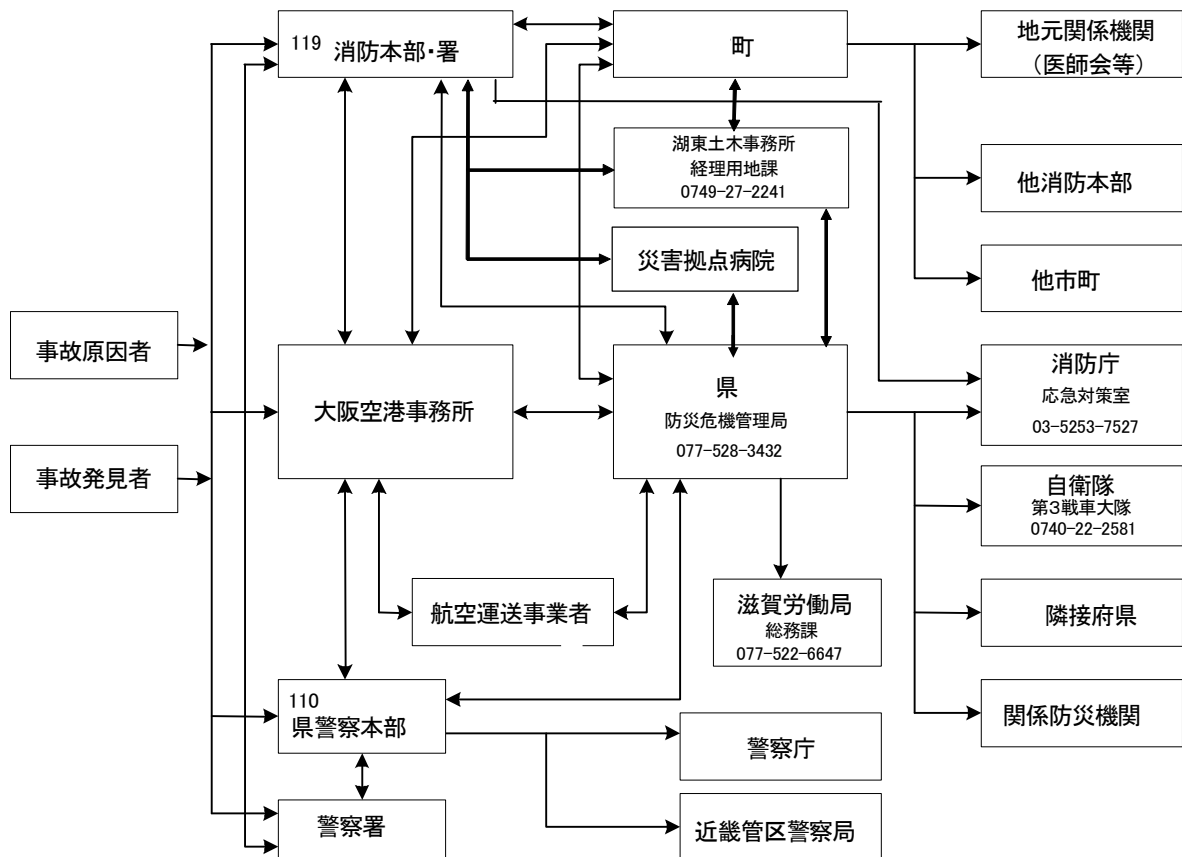
| 通報先     | 専用電話 | 加入電話                                    |
|---------|------|-----------------------------------------|
| 町役場     | —    | 0749-42-4111（本庁舎）<br>0749-37-2051（秦荘支所） |
| 東近江警察署  | 110  | 0748-24-0110                            |
| 東近江消防本部 | 119  | 0748-22-7600                            |

町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

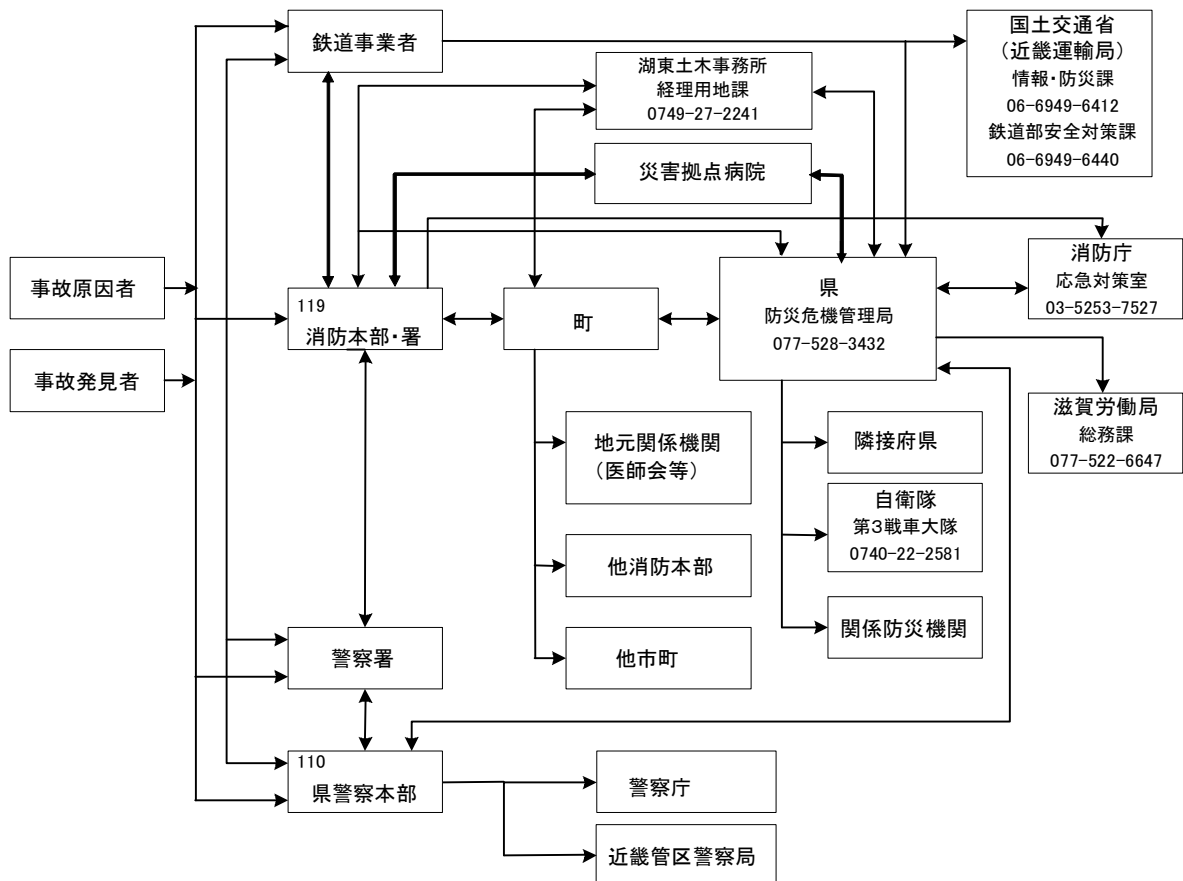
なお、死者および負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるものについては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、消防機関は第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故
- エ 映画館、駅構内等不特定多数の物が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

■航空機災害発生時の情報連絡系統図



■鉄道事故発生時の情報連絡系統図

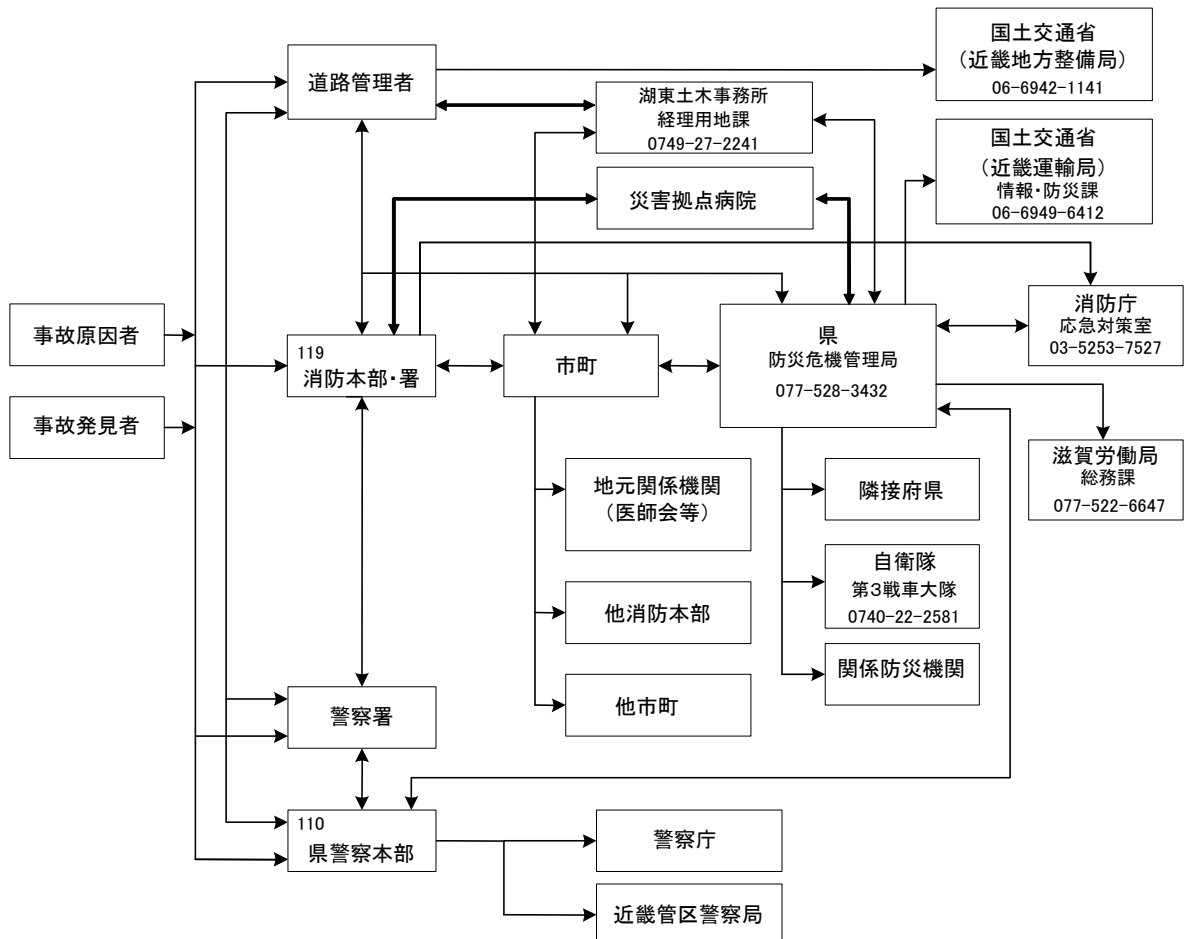




鉄道事業者

| 機関名           | 連絡窓口   | 所在地            | 電話番号         |
|---------------|--------|----------------|--------------|
| 東海旅客鉄道(株)関西支社 | 管理部総務課 | 大阪市淀川区宮原 1-1-1 | 06-7668-0613 |
| 近江鉄道(株)       | 管理部総務課 | 彦根市駅東町 15 番 1  | 0749-22-3301 |

■道路災害発生時の情報連絡系統図



道路管理者

| 機関名                        | 連絡窓口  | 所在地             | 電話番号         |
|----------------------------|-------|-----------------|--------------|
| 中日本高速道路(株) 名古屋支社           | 企画統括課 | 名古屋市中区錦 2-18-19 | 052-222-1181 |
| 中日本高速道路(株)<br>彦根保全サービスセンター | 工務    | 彦根市原町 714-1     | 0749-22-1941 |

(2) 事故対策本部の設置

町は、航空機事故、鉄道事故、道路事故(交通事故)等の突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町および東近江消防本部、県、警察、関係事業者等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消火活動

東近江消防本部は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(5) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、町、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

ア 第2フェーズ（3日以内）

町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たって

は、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 第 4 フェーズ（2 週間～2 ヶ月程度）

町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

(6) 住民等の避難

避難の勧誘・指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、災害応急対策編第 1 部第 6 章第 1 節「避難収容」により行う。

(7) 災害広報の実施

住民等への広報は、災害応急対策編第 1 部第 2 章第 5 節「広報」により行う。

(8) 救助物資の輸送

農林商工班、県および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資をすみやかに確保し、搬送する。

(9) 応急復旧用資機材の確保

町、県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(10) 交通対策

防災関係機関および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(11) 事故処理

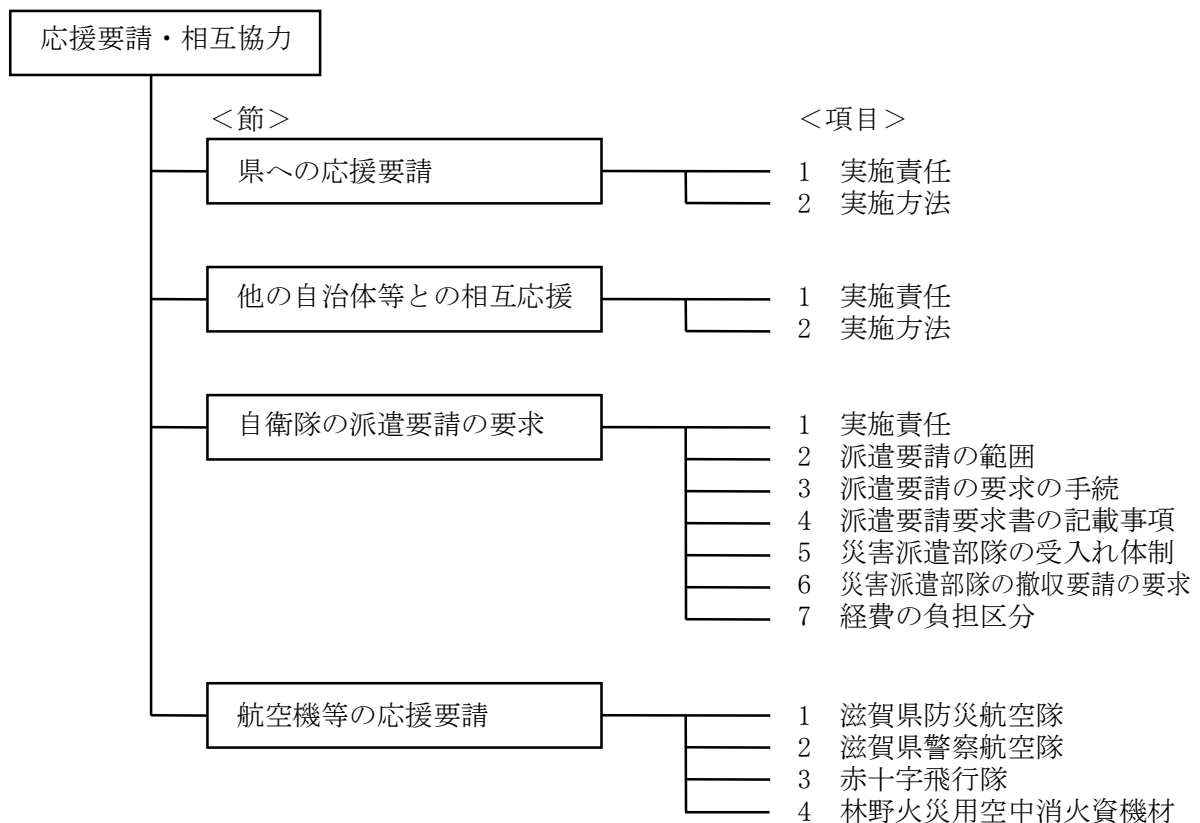
当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

## 第4章 応援要請・相互協力

### 方針

大規模な災害が発生し、町内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町村、自衛隊およびその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、町本部としてあらかじめ必要事項を明確にした上で、応援要請の手続を行う。

### 章の体系



## 第 1 節 県への応援要請

[本部事務局、総務班]

### 1 実施責任

本部事務局および総務班は、「愛荘町災害時受援計画（令和 7 年 3 月）」に基づき、町各班と連絡調整をとり、県地方本部を通じて県への応援要請を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 県への応援要請

県に応急措置等を要請する場合は、県地方本部に対してとりあえず無線または電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

(ア) 災害の状況および応援を要請する理由

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する人員

(エ) 応援を希望する物資、資材、器具等の品名・数量

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) 応援を必要とする活動内容

(ク) その他、必要事項

#### (2) 他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋要請

県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、前（1）の号に準じた文書をもって要請する。

#### (3) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、災害応急対策編第 1 部第 4 章第 3 節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

#### (4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

ア 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

イ 町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施する。

## 第2節 他の自治体等との相互応援

[本部事務局、総務班、防災関係機関]

### 1 実施責任

本部事務局および総務班は、「愛荘町災害時受援計画（令和7年3月）」に基づき、他市町、指定地方公共機関等との相互応援、相互協力の連絡調整を行う。

### 2 実施方法

町本部で、災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、東近江消防本部管内（2市3町）における協定、および栃木県那阿川町との姉妹都市協定に基づき職員の派遣を要請する。

他市町または指定地方公共機関の長に対して、応援要請または応援の斡旋を行う場合は、地理的要件等の事情を考慮し、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をするいとまがないときは、電話等迅速な方法によって要請する。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

火災時の相互応援は、災害応急対策編第1部第3章第2節「火災等の消防応急対策」による。

#### (1) 広域的な応援体制

大規模災害の発生時には、町単独では対応しきれない可能性があるため、町は、近隣市町間での相互応援協定を締結するよう努める。また、近隣市町の同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を進める。

#### (2) 公共的団体との協力体制

協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町、その他関係機関に連絡すること
- イ 災害時に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること
- ウ 災害時における広報・広聴活動に協力すること
- エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること
- カ 避難誘導、指定避難所内被災者の救助業務に協力すること
- キ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- ク 被害状況の調査に協力すること
- ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること
- コ り災証明書交付事務に協力すること
- サ その他の災害応急対策業務に関すること

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年団、女性会等をいう。

(3) 地域住民の協力

被災地の地域住民は、町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ウ 出火防止および初期消火
- エ 初期救急救助
- オ 要配慮者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

(4) ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらのボランティア活動が円滑に実施されるために町本部は、滋賀県社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講ずる。

詳細については、災害応急対策編第1部第11章「要員の確保」に規定する。

(5) 民間企業・団体と等の協力

町本部ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する町内外の民間企業・団体等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

(6) ライフライン機関との協力

町、県およびライフライン機関は、災害時のライフライン保全に関する予防対策、応急対策を効果的かつ迅速に実施するため、平時から相互連携体制の構築を図る。

ア ライフライン機関との相互連携

町、県およびライフライン機関は、ライフラインの保全に関し、相互の連携を確認し、災害時の取組方針や緊急連絡先等を共有する。

イ 災害時ライフライン関係機関調整所の設置

滋賀県災害対策本部の設置時等において、滋賀県危機管理センター内に「災害時ライフライン関係機関調整所」を置き、国、県、町、関係事業者と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧の調整や活動集結拠点の調整を行う。

ウ 後方支援拠点(ライフライン機関等活動拠点)の指定について

町および県は、ライフライン機関の応急復旧活動を支援するため、平時からライフライン機関の活動拠点となり得る場所の確保および指定に努める。ライフライン機関は、活動拠点が必要となった場合は、町または県の災害対策(警戒)本部に要請する。町および県は、確保および指定した拠点から、使用可能な場所を提供する。

エ 後方支援拠点の使用に係る費用負担について

ライフライン事業者の場所の使用に係る費用負担については、原則無償とする。ただし、ライフライン事業者の責に帰すべき事由により、支援拠点が損害を被った場合については、

ライフライン事業者はその支援拠点の原状復旧を行う。

(7) 応援職員の受け入れ

町および県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための「愛荘町災害時受援計画（令和7年3月）」に基づき、受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。



## 第3節 自衛隊の派遣要請の要求

[総務班、県]

### 1 実施責任

総務班は、町本部長の指示により、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が町単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要または効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

### 2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

#### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）

#### (3) 遭難者等の搜索・救助

行方不明者、負傷者等の搜索・救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合は、他の救援作業等に優先して実施する。）

#### (4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込および運搬

#### (5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火器具による消防機関への協力（薬剤等については町が準備）

#### (6) 道路または水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等

#### (7) 応急医療、救護および防疫

被災者の応急医療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等は町が準備）

#### (8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

#### (9) 人員および物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

#### (10) 炊飯および給水支援

被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については町が準備）

(11) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。

(12) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去

(13) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

### 3 派遣要請の要求の手続

(1) 通常の場合（県を通じた要請）

町本部（総務班）は、滋賀県防災危機管理局に、次に定める「自衛隊派遣要請要求書」を3部提出する。ただし、事態が緊迫し、正式手続を進めているいとまがないときは、電話等、迅速な方法によって防災危機管理局に要請の要求をする。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

(2) 非常の場合（直接の通知）

通信途絶等の理由により、知事に対し派遣要請の要求ができない場合は、直接次の部隊等に対し、「知事への要求ができないこと」、「当該派遣要請が求められる災害の状況」を通報し、事後、速やかに所定前（1）の手続を行う。

| 部隊名（駐屯地名）              | 連絡責任者 | 電話番号                                                                                               |
|------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第3戦車大隊<br>（今津駐屯地） | 第3係   | NTT：0740-22-2581<br>（内線：235・236・237）<br>防災無線：171-0<br>INS：0740-22-8048<br>自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119 |

(3) 自衛隊の自発的出動

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時機を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知がなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することができる。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について事後速やかに知事（県防災危機管理局）に連絡するものとする。

#### 4 派遣要請要求書の記載事項

知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合、次の手続きを行う。

|                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 要求先 防災危機管理局                                                                                                               |
| イ 文書提出部数 3 部                                                                                                                |
| ウ 記載事項<br>(ア) 災害の状況および派遣要請を要求する理由<br>(イ) 派遣を希望する期間<br>(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容 (ア)～(ウ) ; 必須事項<br>(エ) 受入れ場所等<br>(オ) その他参考となるべき事項 |

#### 5 災害派遣部隊の受入れ体制

町本部は、次の要領により、自衛隊の受入措置を行う。

##### (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、町長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

ア 町庁舎内での自衛隊用本部事務室

イ 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地（住民の避難場所となる場所を除いて選定しておく））

ウ 臨時ヘリポートの確保

少なくとも町に1か所は複数機が発着できる空地を確保しておく。

##### (2) 災害発生時の準備

町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

##### (3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

##### (4) 作業計画および資材等の準備

町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

- ア 作業箇所および作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
- オ 合同本部現地会議の開催方法（現地本部が担当する）

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする（総務班を連絡交渉窓口とする）。

**6 災害派遣部隊の撤収要請の要求**

町本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請の要求を行う。

**7 経費の負担区分**

町は、原則として自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

## 第4節 航空機等の応援要請

[町、総務班、東近江警察署、防災関係機関]

### 1 滋賀県防災航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」に定めるところにより応援を要請する。

### 2 滋賀県警察航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、県、警察を経由し滋賀県警察本部機動警察隊（航空隊）の派遣を要請する。

### 3 赤十字飛行隊

#### (1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救援活動および救護活動
- イ 救急患者および特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品および血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認める活動

#### (2) 要請方法

総務班は、県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社滋賀県支部長に出動を要請する。緊急避難、人命救助等、事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

#### (3) 赤十字社連絡先

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 日本赤十字社（東京）       | TEL 03-3438-1311 |
| 日本赤十字社 滋賀県支部（大津） | TEL 077-522-6758 |

### 4 林野火災用空中消火資機材

総務班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

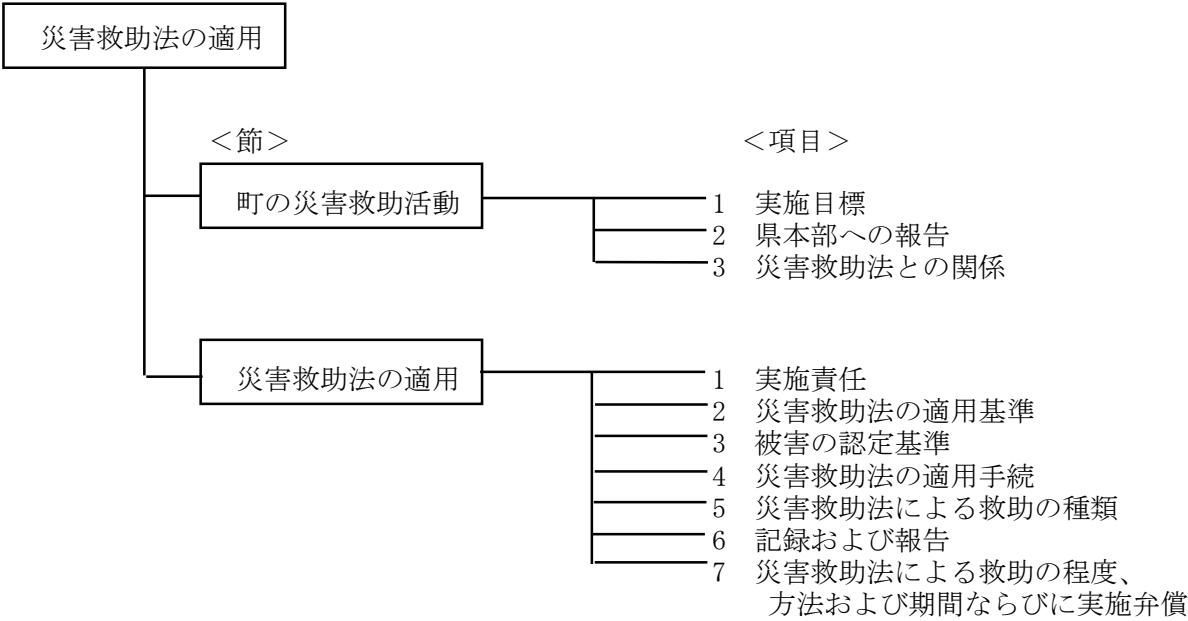
- \* 林野火災対策用空中消火資機材借受申請書（様式1号）【資料編参照】
- \* 林野火災対策用空中消火資機材貸付決定通知書（様式2号）【資料編参照】
- \* 林野火災対策用空中消火資機材使用報告書（様式3号）【資料編参照】

## 第5章 災害救助法の適用

方針

災害に際して、町本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。同法の適用を受けた場合、県本部が行う救助のうち、町本部が行うこととされた事務については、町本部がこれを実施し、り災者の保護と秩序の安定を図る。

章の体系



---

## 第1節 町の災害救助活動

---

[町、福祉班]

### 1 実施目標

町本部は、災害に際し、災害救助活動を実施し、町民の生命および財産の安全とり災者の応急的保護および社会秩序の安定を図る。

### 2 県本部への報告

福祉班は、被災者の救出、指定避難所の開設および炊き出し、あるいは医療・助産等の応急救助活動を実施し、または実施しようとするときは、県本部に報告・連絡する。

ただし、救助活動の実施に当たって県本部に連絡し、その指示を得るいとまのないときは、事後にその結果を報告する。

### 3 災害救助法との関係

- (1) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- (2) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、県本部長の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合は、当該事務についてこれに当たる。
- (3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあつては町単独の救助として処理する。

## 第2節 災害救助法の適用

[県、町、総務班]

### 1 実施責任

県本部長は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町本部長は、事態が急迫し、県本部長による救助活動を待つ余裕のない場合は、県本部長に代わって救助活動を実施する。また、町本部長は、県本部長の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合には、当該事務について実施責任者として応急対策活動を実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等によるが、本町における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 災害が発生した場合

ア 本町の区域内で 50 世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1号）

イ 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本町域内の 25 世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第2号）

ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合で、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。（施行令第1条第3号）

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。（施行令第1条第3号）

（ア）被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成 25 年内閣府令第 68 号第 1 条）

オ 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（施行令第1条第4号）

（ア）災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第1号）

（例）

a 交通事故により、多数の者が危険状態となる場合

（イ）被災者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第2号）



(例)

- a 豪雪により、多数の者が危険状態となる場合
- b 山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

(2) 災害が発生するおそれがある場合

ア 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該所管区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。（法第2条第2項）

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（施行令第1条第4号）

(3) 県計画に定める救助の程度・方法および期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県本部長に申請する。

### 3 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

＊ 被害程度の判定基準【資料編参照】

(2) 住家の滅失等の算定

ア 全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住家が半壊または半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

### 4 災害救助法の適用手続

(1) 通常の場合

町本部長は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、ただちに次の事項を県本部長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

ア 災害発生の日時および場所

イ 災害の要因

ウ 被害の状況

エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

(2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急進して、県本部長による救助活動の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況を速やかに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

## 5 災害救助法による救助の種類

### (1) 救助の種類

町本部において実施する災害救助法による救助の種類は、おおむね次のとおりである。

#### ア 災害が発生した場合の救助

##### 救助の種類

| 救助の種類                                                          | 実施期間                   | 実施の区分                      |
|----------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 指定避難所（福祉避難所を含む）の設置                                             | 7日以内                   | 町本部                        |
| 応急仮設住宅の建設                                                      | 着工 20日以内               | 対象者、敷地の選定＝町本部<br>建設＝県本部    |
| 炊き出しその他による食品の給与                                                | 7日以内                   | 町本部                        |
| 飲料水の供給                                                         | 7日以内                   | 町本部                        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給貸与                                              | 10日以内                  | 確保輸送＝県本部<br>調査、報告、割当配分＝町本部 |
| 医療および助産                                                        | 医療14日以内<br>助産 7日以内     | 医療班出動要請＝県本部<br>その他＝町本部     |
| 被災者の救出                                                         | 3日以内                   | 町本部                        |
| 福祉サービスの提供                                                      | 7日以内                   | 町本部                        |
| 被災した住宅の応急修理<br>a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br>b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | 1箇月以内                  | 対象者選定＝町本部<br>修理＝県本部        |
| 学用品の給与                                                         | 教科書 1箇月以内<br>文房具 15日以内 | 調査、報告、割当配分＝町本部             |
| 埋葬                                                             | 10日以内                  | 町本部                        |
| 遺体の処理・搜索                                                       | 10日以内                  | 町本部                        |
| 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去             | 10日以内                  | 町本部                        |

#### イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

##### 救助の種類

| 救助の種類              | 実施期間 | 実施の区分 |
|--------------------|------|-------|
| 指定避難所（福祉避難所を含む）の設置 | 7日以内 | 町本部   |

### (2) 町本部長への事前委任

救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた町長が、その事務を執行したとき、町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

次の事務は、あらかじめ町本部長が行うこととされており、救助活動の実施責任者は町本

部長である。

ア 炊き出し、その他による食品の給与および飲料水の供給

イ 被災者の救出

ウ 学用品の給与

エ 遺体の埋火葬

オ 災害によって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

カ 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

## 6 記録および報告

総務班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日ごとに記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部（健康福祉政策班）に報告する。

＊ 救助日報【資料編参照】

## 7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度については、資料編に示すとおりである。同法に基づく救助活動に当たっては、これらの基準に配慮して実施する。

＊ 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参照】

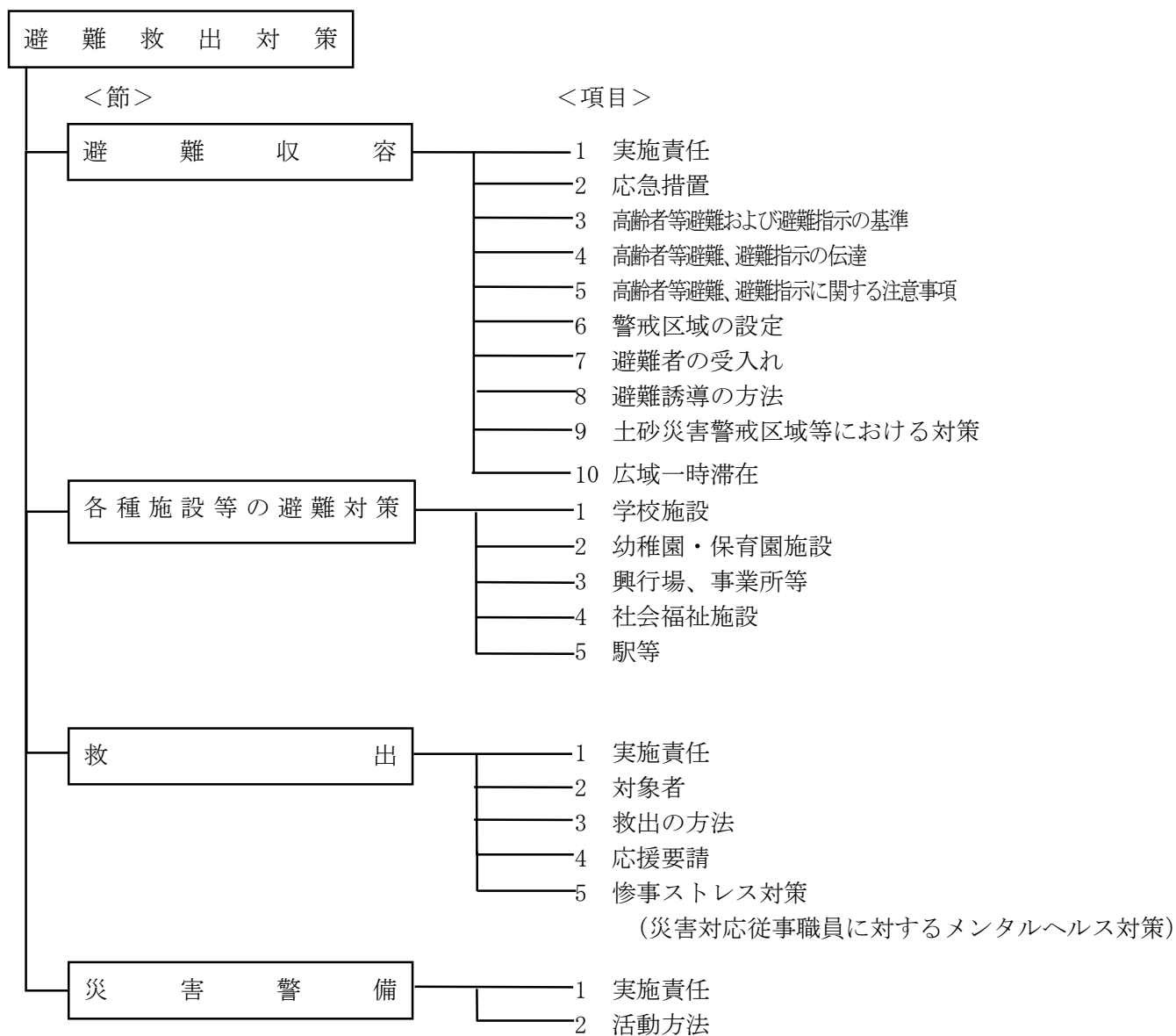
## 第6章 避難救出対策

### 方針

町本部は、災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、災害による人的被害を軽減するため、警察、その他関係機関と協力し、住民に対して避難指示、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、被災者の救出や災害警備等に努める。

なお、その際には高齢者、障がい者、幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

### 章の体系



## 第1節 避難収容

[総務班、危機管理班、福祉班、教育振興班、生涯学習班、文化振興班、東近江消防本部・団、警察署、各施設管理者、防災関係機関]

### 1 実施責任

町本部は、災害に際し、消防機関、警察および関係機関と連携のもと、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、避難場所の開放・開設に当たるとともに、収容体制を整え人心の安定に努める。

### 2 応急措置

#### (1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

ア 発令される状況：災害のおそれあり

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 浸水リスクのある地域においては、立退き避難せずに上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

#### (2) 避難指示（警戒レベル4）

ア 発令される状況：災害のおそれ高い

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 身の安全を確保するためには、避難指示（警戒レベル4）で必ず避難完了しなければならない。

#### (3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

ア 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

イ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

- その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。避難指示（レベル4）で立ち退き避難すべきであったが、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

#### (4) 避難指示等の発令対象区域

避難を行うべき危険な場所（避難指示等の発令対象区域）のうち、次の区域があらかじめ指定されている。洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえつつ、避難すべ

き区域や判断基準を明確にした町の洪水等避難計画を作成する。

ア 浸水想定区域

水防法第15条の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を定めた洪水ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布を通じて周知を図る。

イ 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒情報等の伝達方法や避難場所などを定めた、土砂災害ハザードマップ（愛荘町防災ガイドブック）等の配布を通じて周知を図る。

(5) 収容避難

状況に応じて安全な施設を指定避難所として開設し、事前に避難した者および一時的に緊急避難した者を、指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。

### 3 高齢者等避難および避難指示の基準

(1) 高齢者等避難および避難指示の実施責任者、措置は、次のとおりである。

#### 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者・措置

|                        | 事項<br>区分 | 実施責任者                                             | 措置                                                                                  | 実施の時期                                                                                                                        |
|------------------------|----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル 3                | 高齢者等避難   | 町長<br>(災害対策基本法第 56 条)                             | 避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告                                           | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。                                                                                 |
| 警戒レベル 4<br><br>警戒レベル 5 | 避難指示     | 町長<br>(災害対策基本法第 60 条)                             | 避難のための立ち退きを指示<br>立ち退き先の指示<br>緊急に安全を確保するための措置を指示                                     | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。                                                                                 |
|                        |          | 知事およびその命を受けた職員<br>(水防法第 29 条)<br>(地すべり等防止法第 25 条) | 立退きの指示                                                                              | 洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                                                              |
|                        |          | 水防管理者<br>(水防法第 29 条)                              | 立退きの指示                                                                              | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                                                                   |
|                        | 緊急安全確保   | 警察官<br>(災害対策基本法第 61 条)<br>(警察官職務執行法第 4 条)         | 立退きの指示<br>警告<br>避難等の措置                                                              | 町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。<br>町長から要求があったとき。<br>重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 |
|                        |          | 自衛官<br>(自衛隊法第 94 条)                               | 避難について必要な措置                                                                         | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限る、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。                                                      |
|                        |          | 避難指示等にあたっての助言<br>(災害対策基本法第 61 条の 2)               | 指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。 |                                                                                                                              |
|                        |          | 知事による避難指示等の代行<br>(災害対策基本法第 60 条第 6 項)             | 知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。                 |                                                                                                                              |
|                        |          | 避難指示の解除にあたっての助言 (土砂災害防止法 32 条)                    | 国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。                           |                                                                                                                              |
|                        |          |                                                   |                                                                                     |                                                                                                                              |
|                        |          |                                                   |                                                                                     |                                                                                                                              |

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

(上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定すること)

| 区分               | 事項 | 水害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 土砂災害                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>警戒レベル3 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各河川における水位観測所において、水位が<b>避難判断水位</b>に到達し、さらに上昇するおそれがある場合<br/>愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m<br/>宇曾川：上枝水位観測所 2.90m</li> <li>各河川における水位観測所において、水位が<b>氾濫注意水位</b>を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br/>愛知川：御幸橋水位観測所 1.50m<br/>宇曾川：上枝水位観測所 2.20m</li> <li>ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合<br/>愛知川（上流）<br/>：御河辺橋水位観測所<br/>宇曾川（上流）<br/>：春日橋水位観測所</li> <li>イ 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</li> <li>ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が120mm以上または時間雨量が40mm以上となる場合）</li> <li>・軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛荘町に<b>大雨警報（土砂災害に関するもの）</b>が発表され、かつ、滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における<b>土砂災害降雨危険度が【警戒（赤）】</b>と判定されたとき</li> </ul>                                                                                           |
| 避難指示<br>警戒レベル4   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各河川における水位観測所において、水位が<b>氾濫危険水位</b>に到達し、さらに上昇するおそれがある場合<br/>愛知川：御幸橋水位観測所 2.30m<br/>宇曾川：上枝水位観測所 3.60m</li> <li>各河川における水位観測所の水位が<b>避難指示水位</b>に達した場合<br/>愛知川：御幸橋水位観測所 2.85m<br/>宇曾川：上枝水位観測所 3.80m</li> <li>各河川における水位観測所において、水位が<b>避難判断水位</b>を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br/>愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>土砂災害警戒情報</b>が発表されたとき</li> <li>・滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における<b>土砂災害降雨危険度が【危険（紫）】</b>と判定されたとき</li> <li>・土砂災害警戒区域にて、前兆現象の発見があったとき（湧水、地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面にばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）</li> </ul> |



| 区分                | 事項 | 水害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 土砂災害                                                                                                                                                                         |
|-------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |    | <p>宇曾川：上枝水位観測所 2.90m</p> <p>ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>愛知川（上流）<br/>：御河辺水位観測所</p> <p>宇曾川（上流）<br/>：春日橋水位観測所</p> <p>イ 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3 時間累加雨量が 120 mm 以上または時間雨量が 40 mm 以上となる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知川の御幸橋水位観測所の水位が<b>計画高水位</b>である 3.95m に到達するおそれが高い場合</li> <li>・異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul> |                                                                                                                                                                              |
| 緊急安全確保<br>警戒レベル 5 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊や越水、溢水が発生したとき</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における<b>土砂災害降雨危険度が【災害切迫（黒）】</b>と判定されたとき</li> <li>・土砂災害警戒区域にて前兆現象の発見があったとき（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）</li> </ul> |

- (2) 避難指示は、法令により県本部長または県本部長の委任を受けた県の職員および警察官、自衛官等にもあり、町本部長の行う避難指示およびその伝達については、現場における関係者と協議し、意見調整を図った上で実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込

むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

#### 4 高齢者等避難、避難指示の伝達

##### (1) 伝達方法

高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、災害応急対策編第1部第2章第5節「広報」による。なお、避難指示等の伝達文については、危険の切迫性・地域特性等に応じて文案の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

＊ 広報文例【資料編参照】

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の方法

|                  | 伝達内容                                                      | 伝達手段                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| （高齢者等避難）<br>事前避難 | ア 事前避難すべき理由<br>イ 要避難対象地域<br>ウ 避難先<br>エ 避難経路<br>オ その他注意事項等 | ア 広報車<br>イ 口頭伝達                       |
| （緊急安全確保）<br>緊急避難 | ア 緊急避難すべき理由<br>イ 避難先<br>ウ 避難経路<br>エ その他注意事項等              | ア 広報車<br>イ 口頭伝達<br>ウ 警鐘乱打<br>エ サイレン吹鳴 |
| 収容避難             | ア 一時避難場所から移動する理由<br>イ 移動方法<br>ウ 移動先（収容施設）<br>エ その他注意事項等   | ア 口頭伝達                                |

（注1）高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき、あるいは自主避難が行われたことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

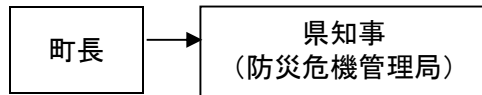
（注2）サイレン吹鳴



##### (2) 関係機関への報告

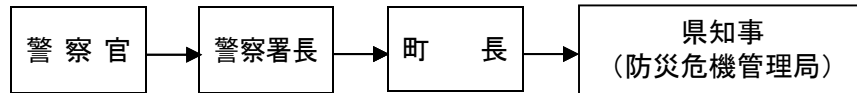
高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行った際は、概ね次により必要な事項を関係機関へ報告する。

ア 町長の措置（原則県防災情報システムで報告を行う）

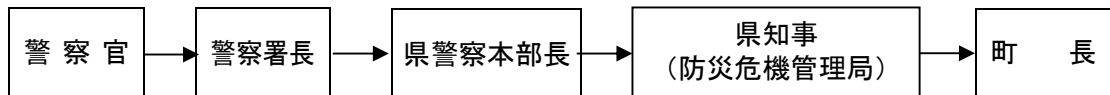


イ 警察官の措置

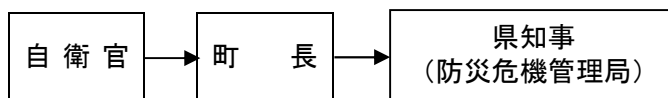
（ア）災害対策基本法に基づく措置



（イ）警察官職務執行法（職権）に基づく措置



ウ 自衛官の措置



（3）知事に対する助言の要請

町長が知事に対して高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）について助言を求める窓口は、次のとおりとする。

ア 洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または湖東土木事務所

イ 土砂災害関係

土木交通部または湖東土木事務所

（4）住民への周知

県本部および町本部は、自ら高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対し直接周知するとともに、マスコミ等を通じて住民へ周知するよう努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

| 区分     | 発令時の状況                                                        | 住民に求める行動                                                                                                                                  |
|--------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | ○要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。<br>○その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。<br>○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位 |

| 区分     | 発令時の状況                                                                                                                                                                                                                   | 住民に求める行動                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                                                                                          | 上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。                                                                                                                         |
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>○上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する行動として「屋内安全確保」※2を行う。（危険がない場所への移動）</li> </ul>                 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人的被害の発生した状況</li> <li>○災害が発生し、残留者がいる場合</li> </ul>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人が、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をとる。</li> </ul> |

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

#### (5) 水害時の措置

県本部および町本部は、水害が発生するおそれがあるときに高齢者等避難および避難指示を発令した場合には、このことを上下流の隣接市町に情報提供する。

### 5 高齢者等避難、避難指示に関する注意事項

避難指示に当たっては、次の事項に注意する。

#### (1) 避難者への周知事項

ア 避難に際し、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。

イ 家屋の補強および家財の整理をする。会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 携行品は、避難に支障をきたさないよう、現金、貴重品、常備薬以外は、日用品、身の回り品を最小限にする。

状況に応じ、避難者に2食程度の食料、水、手ぬぐい、チリ紙、照明具および最小限の着替えを携行させる。

エ なるべく氏名票を携行させる。

オ 隣人（家）への伝達

## (2) 避難者の確認・救出

避難指示を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに町職員および関係者、警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示に従わない者については外が危険な場合、屋内の高いところに緊急に避難するよう呼びかける。

町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

## 6 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の基準

町本部等は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合、人命および身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止・退去を命ずることができる。

**警戒区域の設定権限**

| 設定権者                              | 種類            | 要件（内容）                                                             | 根拠法令                      |
|-----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 町長                                | 災害全般          | 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法第 63 条             |
| 警察官                               | 災害全般          | 同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。          | 災害対策基本法第 63 条             |
|                                   |               | 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。               | 警察官職務執行法第 4 条             |
| 自衛官                               | 災害全般          | 町長等、警察官がその場にいない場合に限る。                                              | 災害対策基本法第 63 条             |
| 消防吏員<br>または<br>消防団員               | 水災を除く<br>災害全般 | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に実施する。                                        | 消防法第 36 条において準用する同法第 28 条 |
| 水防団長、<br>水防団員<br>または<br>消防機関に属する者 | 洪水            | 水防上緊急の必要がある場所において。                                                 | 水防法第 21 条                 |
| 県知事による応急措置の代行                     |               | 町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。             | 災害対策基本法第 73 条             |

（注）警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 設定方法

警戒区域の設定については、警察、東近江消防本部等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

7 避難者の受入れ

(1) 指定緊急避難場所の開放および指定避難所の開設

ア 指定緊急避難場所の開放

町本部は、避難指示を行った場合または自主避難が行われたときは、直ちに関係する指定緊急避難場所に連絡するとともに、担当職員を派遣し、施設を避難者に開放する。

なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮に入れ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。

イ 避難所の開設

町本部は、災害により住民を避難収容させる必要が生じた場合、災害の種類や気象状況を考慮して適切な指定避難所を選定する。原則として、災害の状況に応じて指定緊急避難場所の中から直近の適切な施設を選定する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、施設および収容者の安全管理のために担当職員を派遣し、指定避難所の開設および被災者の収容を行う。

＊ 一時避難場所【資料編参照】

＊ 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）【資料編参照】

ウ 連絡担当

総務班は、学校長、各関係施設管理者、警備保障会社等へ連絡する。

以下、指定避難所に関して記載するが、指定緊急避難場所もそれに準じる扱いとする。

エ 応援要請

町本部は、災害時に予定した指定避難所が使用できなくなるなど、町において適切な避難所を開設することができないとき、隣接町の施設を利用し、他市町において開設することが適当な場合は、県地方本部に対して要請する。ただし、事態が急迫し、いとまのないときは、隣接市町に直接要請し、その応援を得て開設する。

(2) 指定避難所開設の報告

町本部は、指定避難所を開設したときは、県本部および所轄の警察に対して次の事項を通

報する。町本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

ア 発令日時（避難開始日時）

イ 解除日時（避難終了日時）

ウ 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、解除）

エ 避難対象地域

オ 避難先施設名

カ 避難先住所

キ 救護所設置の有無

ク 避難対象世帯

ケ 避難世帯

コ 避難人数

サ その他参考となる事項

### (3) 指定避難所の管理運営

避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。

ア 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の指定避難所へ移送する手続きを行う。

イ 施設の職員、消防団、警察、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。

ウ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救助活動等を説明し、収容者の安心感の確保に努める。

エ あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努め、施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。

オ 指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズの把握・調整を行う。なお、町は担当部署をあらかじめ定めておく。

カ 町本部は、指定避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。

キ 指定避難所の運営にあたっては、次の項目の実施に努めることで被災者の健康維持を図

るとともに、運営に女性の参画を推進することで男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

- (ア) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、避難所開設当初からプライバシー確保のためパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (イ) 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室（搾乳スペース含む）の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (ウ) 被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が互いに助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (エ) 必要に応じ、自動車やテントで避難生活をする被災者のためのスペースの確保に努める。
- (オ) 家庭動物同伴者については、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保や、家庭動物同伴者のための避難所として、既存施設を利用することを検討する。なお、指定避難所内における家庭動物の飼育については、飼育ルールの明確化と、飼育者への周知徹底を図るとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (カ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (キ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。



ク 指定避難所の運営における要配慮者への配慮

- (ア) 担当職員、介護職員、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施
- (イ) 避難者の障がいや身体の状態に応じて、指定避難所から指定福祉避難所等適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
- (ウ) 避難者の障がいや身体の状態に応じて、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。
- (エ) 高齢者、障がい者、食物アレルギー児童、乳幼児等に配慮した食料および生活必需品等（介護用品・育児用品等）の支給
- (オ) 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、通訳や通訳ボランティアの派遣等を本部に要請する。

ケ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

コ 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における被災に備えて、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）」等を参考に、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し対応策を検討する。

サ 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

(4) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町本部に対し一定時間ごとに次の事項を報告する。

また、在宅避難者（指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者）についても状況を把握する。

- \* 避難所収容者名簿（様式1号）【資料編参照】
- \* 避難所開設日誌（様式2号）【資料編参照】
- \* 避難所物品出納簿（様式3号）【資料編参照】
- \* り災者救助明細書（様式4号）【資料編参照】

(5) 学校施設に避難収容者を受入れたときの対策

ア 臨時応急避難の場合

学校長は、町本部の指示によりできる限りの協力を行う。

イ 長期にわたる場合および全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、町本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

(6) 指定避難所の開設期間

災害救助法による指定避難所の開設の期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、町本部長は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

(7) 指定避難所の閉鎖

ア 町本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ 避難所責任者は、町本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ 町本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所規模を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(8) 指定避難所外避難者への配慮・支援

町内会・自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、グラウンドや公園等で自動車やテントで避難生活をする被災者（避難所外避難者）の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、生活支援情報等の提供、エコノミークラス症候群等の予防、指定避難所等への移動等、必要な支援に努める。

## 8 避難誘導の方法

(1) 実施責任

町本部は、消防職団員、警察官等と連携して避難誘導を行い、各地区ごとに責任者および誘導員を定め、特に安全と統制を図り実施する。なお、誘導に当たっては、関係自治会長および自主防災組織等とも連絡を取り、協力を求める。

(2) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては、自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

(4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに安全で適切な施設を指定し、速やかに住民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア 指定避難所が開設されている場合は、近隣の指定避難所へ

イ 指定避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ その他、状況に応じて安全な場所へ

(5) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため関係職員等を配置する。
- イ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。
- エ 避難先が遠い場合等には、車両により移送を行う。

(6) 避難経路の選定

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
- オ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導索を設置する。
- カ 道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(8) 報告、記録

避難誘導の状況を町本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

9 土砂災害警戒区域等における対策

県は、継続的な大雨等により土砂災害発生の危険性が高まった際には、彦根地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表する。

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所およびその周辺の住民等に対し警戒避難情報の確実な伝達に努める。

(1) 実施責任

- ア 町は、土砂災害等の危険区域で災害のおそれがあると判断される場合、関係区域の住民に対し、立ち退き、またはその準備を行うよう指示する。
- イ 消防職団員は、主として避難誘導および救助を行う。

(2) 対象地域

- \* 土石流危険渓流【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】

(3) 災害応急対策

過去の災害事例等から、停電、機器の故障等による最悪条件下においても次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流水が急激に濁り出した場合、流木等が混じりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流付近の斜面においた落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合、その兆候が出始めた場合

なお、県と彦根地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を作成し発表された場合、町は、必要に応じて、警戒避難基準を原則として雨量により危険箇所ごとに設定するものとする。

#### (4) 自主防災組織の結成

町は、災害情報の収集および伝達、災害に関する予警報の発令および伝達、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう関係住民の協力を得て、当該危険箇所ごとに自主防災組織を設けるものとする。

### 10 広域一時滞在

#### (1) 県内における広域一時滞在の実施

##### ア 町の実施事項

(ア) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。また、町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

(イ) 町は、協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

(ウ) 町は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

##### イ 協議先市町の実施事項

(ア) 被災市町からアの協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供する。

a 自らも被災していること

- b 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
- c 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- d その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(イ) 協議先市町は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

## (2) 県外における広域一時滞在

### ア 町の実施事項

(ア) 町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

(イ) 町は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

(ウ) 町は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに公示する。

### イ 県本部の実施事項

(ア) 上記アで被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）またはその他の都道府県に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

(イ) 県本部は、関西広域連合等から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、上記ア（ア）の被災市町に通知する。

(ウ) 県本部は、上記ア（ア）の被災市町から、広域一時滞在の必要がなくなつた旨の報告

を受けたときは、速やかに、その旨を上記（ア）の関西広域連合等に通知する。

- （エ）県本部は、災害の発生により市町がその全部または大部分の事務を行うことができなかった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、上記ア（ア）（イ）（ウ）の全部または一部を当該市町に代わって実施する。また、当該市町の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示する。なお、当該市町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町に引き継ぐこととする。

（3）県外避難者の受け入れ

ア 町の実施事項

- （ア）町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供する。
- a 自らも被災していること
  - b 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
  - c 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - d その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- （イ）町は、被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

イ 県本部の実施事項

- （ア）県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める。
- （イ）県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知する。
- （ウ）広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等を鑑み、市町による避難者の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。
- （エ）県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

ウ 避難者への支援

(ア) 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、町本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

(イ) 県外避難者への総合的な支援

県本部および町本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(ウ) 県外避難者の地域コミュニティの形成

支援県本部および町本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(4) 広域一時滞在者への情報提供

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

(5) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

## 第2節 各種施設等の避難対策

[各施設管理者、教育振興班、総務班、建設下水道班、東近江消防本部・団]

### 1 学校施設

#### (1) 避難誘導

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知・連絡

ア 学校長は、職員および児童・生徒に対する避難の指示を、サイレンまたは拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

イ 学校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会、警察、消防署等にその旨連絡する。

#### (3) 移送方法

ア 教職員は引率責任者として、児童・生徒を町または字別に班編成し、できるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

イ 危険な橋等、新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

ウ 引率責任者は、拡声器を所持する。

エ 感電、水没等の事故防止に努める。

オ 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

### 2 幼稚園・保育園施設

幼稚園長および保育園長は、前記1「学校施設」に準じて避難対策を実施する。

### 3 興行場、事業所等

#### (1) 避難誘導

興行場、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに町長、警察署長に連絡し、その指示に従って指定避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には町等の応援を得て誘導を行う。



(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合には、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

#### 4 社会福祉施設

(1) 避難誘導

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 搬送方法

社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察の協力のもとに、入所者の障がいや健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保して、搬送を行う。

#### 5 駅等

(1) 避難誘導

ア 駅長または旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な避難場所に誘導する。

イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに町本部、警察に連絡し、その指示に従って指定避難所に誘導する。

ウ 駅等においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

エ 駅等の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

(2) 移送方法

駅長等は、災害の状況により、乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

---

## 第3節 救出

---

[町、県、東近江消防本部・団、警察署、防災関係機関]

### 1 実施責任

町本部は、県地方本部や消防機関、警察署等、関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者、または災害により生死不明の状態にある者の救出にあたる。

### 2 対象者

被災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 水害の際、流出家屋とともに流された場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

### 3 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等の条件によってそれぞれが異なるが、作業は消防団員、その他本部職員、応援者等によるものとし、必要に応じて建設業者等により機械器具を借上げ、実情に即した方法により速やかに行う。

### 4 応援要請

町本部のみで救出作業ができないとき、または機械器具の借入れができないときは、警察に応援を要請するほか、緊急消防援助隊、消防相互応援隊の出動を要請する。さらに応援が必要な場合は、県地方本部に連絡し、自衛隊の派遣を要請する。

### 5 惨事ストレス対策（災害対応従事職員に対するメンタルヘルス対策）

惨事ストレスとは、大規模な災害や事故現場における悲惨な光景の目撃や、職責を果たせなかったという思いが引き起こす心的ストレス反応のことである。症状として、不眠や放心状態、現場の光景が突然よみがえるフラッシュバックがあげられる。これらの症状が1か月以上続くと、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を発症するとされる。

町は、職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

---

## 第4節 災害警備

---

[東近江警察署]

### 1 実施責任

東近江警察署は、防災関係機関と緊密に連携して災害警備対策を推進し、災害が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に当たる。

### 2 活動方法

#### (1) 災害発生時における警察活動

- ア 情報の収集および報告
- イ 救出救助活動等
- ウ 避難誘導等
- エ 身元確認等
- オ 行方不明者等に係る情報の共有
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 交通規制の実施
- ク 報道対策
- ケ 警察情報システムに関する措置
- コ 社会秩序の維持
- サ ボランティア等との連携

#### (2) 警備体制等

災害警備本部の編成等については、滋賀県警察災害警備計画の定めるところによる。

## 第7章 医療救護対策

[福祉班、東近江消防本部、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、  
滋賀県歯科医師会]

### 方針

町本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護、助産の途を失った場合、県本部ならびに医療機関、医療関係団体が行うフェーズ（局面）ごとの医療・救護活動に連携・協力するとともに、関係機関の協力を得て応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

|                       |                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1フェーズ<br>(発生から3時間以内) | 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請<br>災害現場の医療情報の収集と報告                                                               |
| 第2フェーズ<br>(3日以内)      | 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動<br>負傷者のトリアージ、応急処置、搬送（特に24時間<br>以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間）<br>災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣の要請 |
| 第3フェーズ<br>(4日から2週間)   | 医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）、災害支<br>援ナースの派遣要請<br>地方本部の活動                                                     |
| 第4フェーズ<br>(2週間～2か月程度) | 防疫および保健活動                                                                                             |

### 1 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害の発生直後の急性期(概ね 48 時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。（日本 DMAT 活動要領による）

#### (1) 業務内容

- ア 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- イ ロジスティクス
- ウ 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

### 2 医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）、災害支援ナース、災害時感染症制御支援チーム（DICT）

各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として町本部が設置する救護所等において医療活動を行う。

#### (1) 医療救護班の業務

- ア 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置

- イ 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定
- ウ 遺体の検案と検視に伴う協力
- エ 遺体の処理（縫合）

(2) こころのケアチーム（DPAT）の業務

- ア 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
- イ 受診困難となった精神障がい者の医療・相談・ケアの提供
- ウ 被災により新たに発症した精神障がいの医療・相談・ケアの提供
- エ 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動等

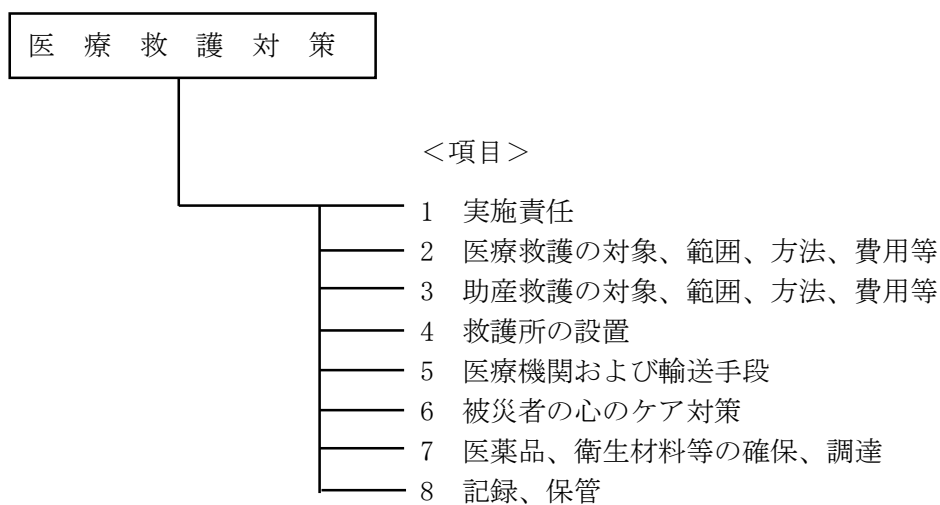
(3) 災害支援ナースの業務

- ア 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供
- イ 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える

(4) 災害時感染制御支援チーム（DICT）の業務

- ア 避難所等における衛生環境の維持
- イ 被災地 ICT（院内感染対策）チームの支援

章の体系



## 1 実施責任

### (1) 災害救助法が適用されない災害または同法が適用されるまでの場合

福祉班は、町独自の応急対策として医療救護活動を実施する。ただし、町本部のみで実施が困難と認めるときは、県地方本部、県本部、日本赤十字社、その他最寄りの医療機関等に応援を要請する。（赤十字飛行隊の出動要請については災害応急対策編第1部第4章第4節「航空機等の応援要請」による。）

### (2) 災害救助法が適用された場合

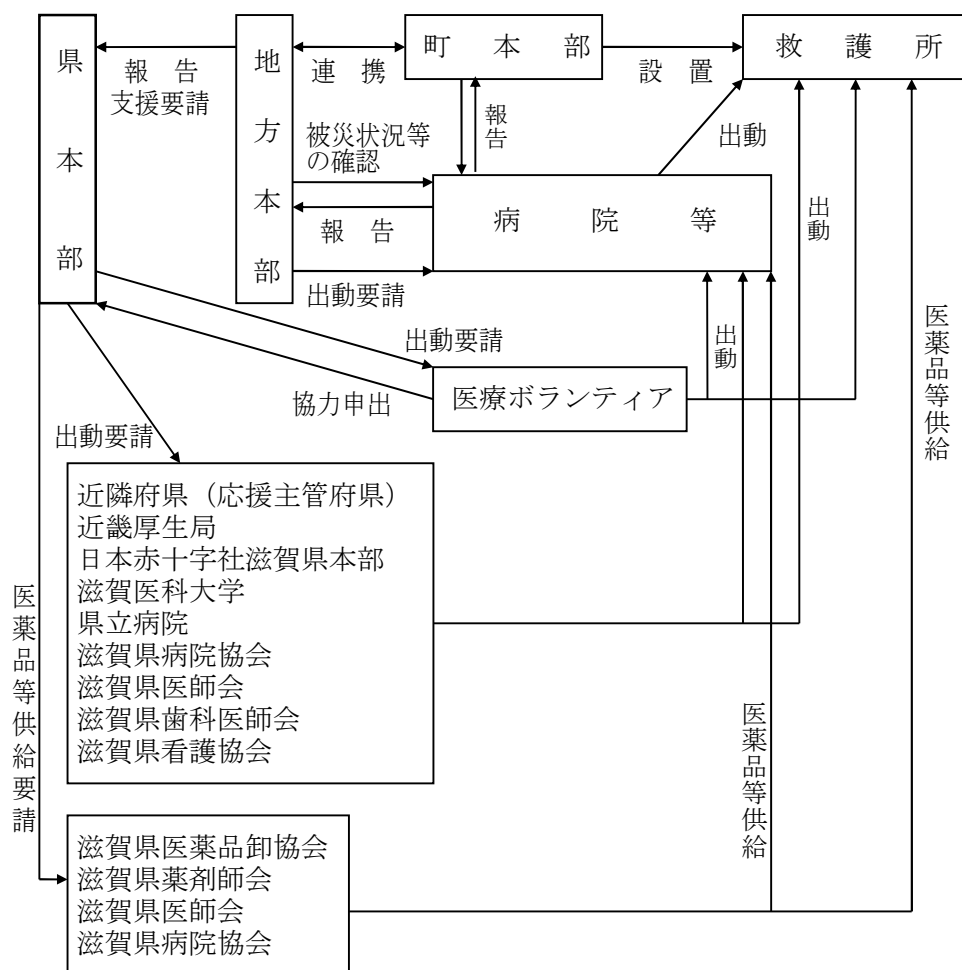
日本赤十字社滋賀県支部長は、県知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき医療救護活動を実施し、町本部は日赤町分区として活動する。

### (3) 彦根医師会の協力

福祉班は、彦根医師会に連絡し、同医師会の協力を要請し、救護組織を編成するよう努める。

### (4) 連絡調整

医療等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって町本部があたるものとする。



(5) 保健衛生活動における連携体制

町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備および保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

2 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療・トリアージ
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
- エ 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- オ 看護
- カ 遺体の検案と検視に伴う協力
- キ 遺体の処理（縫合等）

(3) 医療の方法

ア 救護組織による医療

（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として救護組織が行う。

（イ）町本部は、状況に応じて必要な救護組織を順次現地に派遣する。

（ウ）救護組織の編成は、医師、看護師、事務担当者で必要最小限を基準とする。なお、救護組織長は、医師があたる。

（エ）救護所の設置

イ 委託医療機関等による医療

救護組織による救護ができない者または救護組織による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内のすべての病院および診療所における入院治療施設において救護を行う。

この場合、委託医療機関は原則として、町長の発行する医療券、または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

ア 救護組織による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費

イ 委託医療機関等による医療

社会保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。

3 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の7日以内に分娩し、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前および分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

ア 救護組織による助産

(ア) 災害救助法による助産は原則として、産科医を構成員とする救護組織が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

(イ) 救護組織の編成派遣・構成および救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

救護組織等による救護ができない者または救護組織等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。

この場合において、委託助産機関は原則として、町本部長の発行する助産券または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア 救護組織による場合

使用した衛生材料の実費

イ 委託助産等による場合

使用した衛生材料および処置に要した実費

ウ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

(5) 助産救護活動の期間

分娩した日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長が可能である。

4 救護所の設置

(1) 実施責任および連絡担当

救護組織は、救護所を設置するとともに、その旨を町本部に連絡する。



(2) 設置場所

次の場所に設置する。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所
- イ 災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設
- ウ 災害現場

(3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

5 医療機関および輸送手段

本町における医療機関は次のとおりであり、救護所で適切な治療ができない場合等は、これらの医療機関および湖東圏域の災害拠点病院に指定されている彦根市立病院に、救急車等適切な手段により搬送し、治療する。

**町内医療機関**

| 施設名     | 専門科名                                   | 住所        | 連絡先     |
|---------|----------------------------------------|-----------|---------|
| 北村医院    | 内科、小児科                                 | 蚊野1732    | 37-2008 |
| 中川クリニック | 外科、整形外科、皮膚科、内科、循環器科、小児科、リハビリテーション科     | 沓掛382     | 42-2225 |
| 石川医院    | 内科、小児科、婦人科・産科（出産不可）                    | 蚊野1882    | 37-2007 |
| 野口小児科   | 小児科、内科                                 | 沓掛388     | 42-3050 |
| 世一クリニック | 内科、精神科、心療内科、神経内科                       | 中宿31-3    | 42-7506 |
| 上林医院    | 内科、小児科                                 | 目加田882    | 37-2003 |
| 矢部医院    | 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、循環器科                  | 愛知川1332-1 | 42-2167 |
| 成宮クリニック | 内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、産科（出産不可）、リハビリテーション科 | 市917-7    | 42-2620 |

**東近江消防本部における救急隊の状況**

| 所属等     | 小隊名             | 所在地           | 電話番号         |
|---------|-----------------|---------------|--------------|
| 近江八幡消防署 | 第 1 救急隊、第 2 救急隊 | 近江八幡市小船木町 819 | 0748-33-5119 |
| 竜王出張所   | 第 3 救急隊         | 竜王町山之上 5895   | 0748-57-0119 |
| 八日市消防署  | 第 1 救急隊         | 東近江市東今崎町 5-33 | 0748-22-7610 |
| 永源寺出張所  | 第 2 救急隊         | 東近江市政所町 1723  | 0748-29-0111 |
| 日野消防署   | 第 1 救急隊         | 日野町大谷 970     | 0748-52-0119 |
| 能登川消防署  | 第 1 救急隊         | 東近江市能登川町 1711 | 0748-42-0119 |

| 所属等    | 小隊名   | 所在地        | 電話番号    |
|--------|-------|------------|---------|
| 愛知消防署  | 第1救急隊 | 東近江市小八木町16 | 45-4119 |
| 愛東出張所  | 第2救急隊 | 東近江市妹町29   | 46-0119 |
| 愛知川出張所 | 第3救急隊 | 愛荘町愛知川36-1 | 49-4599 |

## 6 被災者の心のケア対策

町は、県に対して、災害による被災者のストレスケア等のため、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（こころのケアチーム）の編成および協力を求めるものとする。こころのケアチームが行う業務範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の心理的影響についての情報の収集
- イ 心のケアを必要とする人へのケアの提供
- ウ その他、地元地域の要請に応じた支援

## 7 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療および助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料および医療器具等は、救護組織の手持品を使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、医療関係機関より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、県地方本部に報告し、援助を要請する。

## 8 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

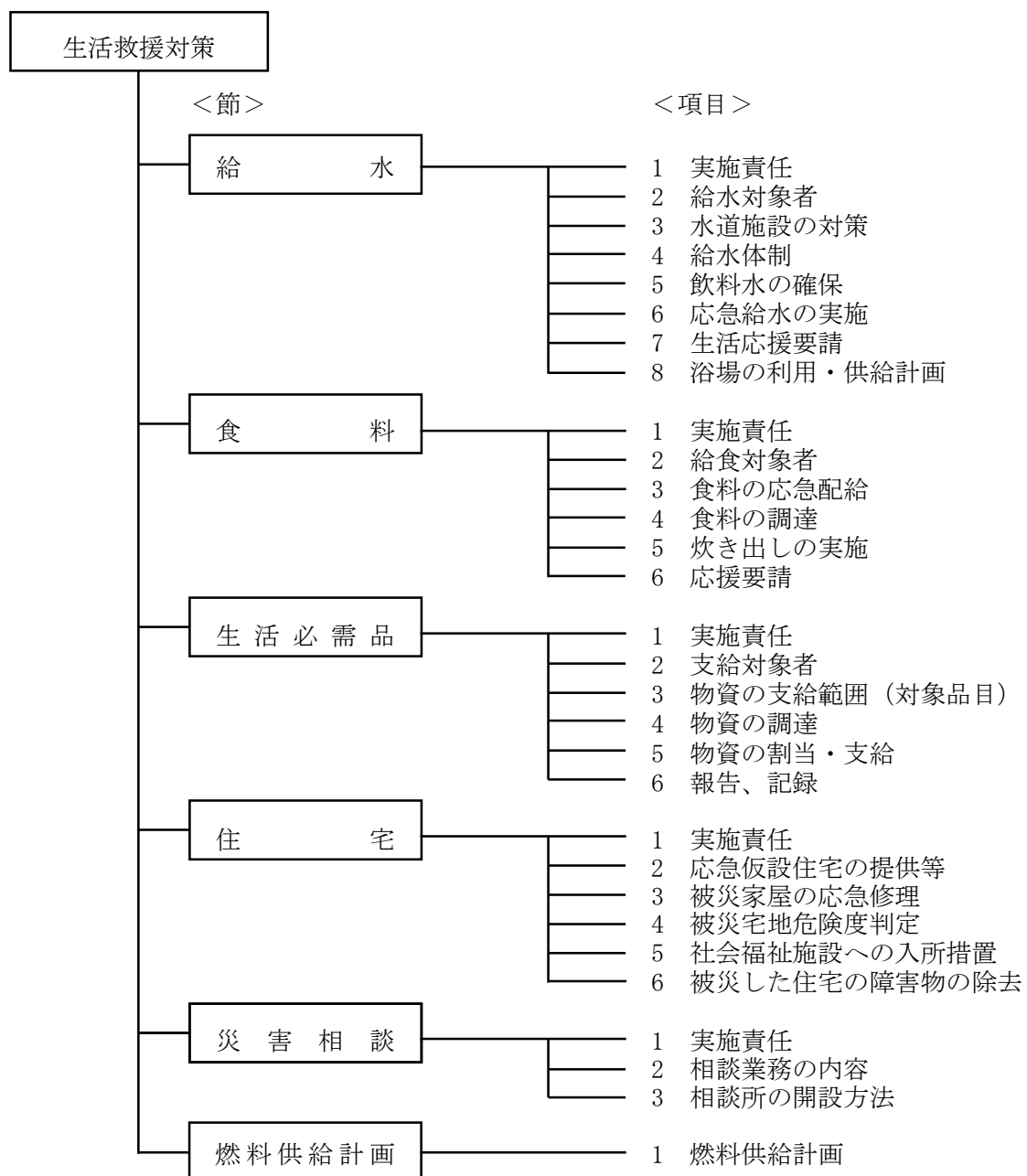
- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 救護組織の編成および活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況および診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

## 第8章 生活救援対策

### 方針

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送る上での最低限必要な生活基盤を損失し、またはこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。

### 章の体系



## 第1節 給水

[総務班、環境班、農林商工班、福祉班、水道事務所、県、防災関係機関]

### 1 実施責任

環境班、農林商工班は、総務班等の応援協力を得て、飲料水の供給を実施する。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部に応援を要請する。

なお、法令の定める実施責任者は、下表のとおりとなっている。

| 給水を必要とする場合                                                               | 実施責任者                              | 法令名                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合                                                   | 県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された町長 | 災害救助法第13条<br>災害救助法施行令<br>第17条                           |
| 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用停止を命じた場合で同法第31条第2項により知事が指示した場合 | 町長                                 | 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律<br>(平成10年法律第114号)<br>第31条の2 |
| 災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合                  | 水道事業者                              | 水道法<br>(昭和32年法第177号)<br>第40条                            |

水道事業者において給水できないときは、隣接市町等の水道事業者の協力を得て実施する。

### 2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

### 3 水道施設の対策

#### (1) 水道施設の被害防止

災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害による水道施設の損壊・汚染に対処するため、水道責任者および職員を待機させ資機材の確保を図るとともに、保全対策を実施する。

ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

#### (2) 水道施設の被災措置

水道事務所は、水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、

直ちに次の措置を行う。

ア 被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後診療所、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ 復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

ウ 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

エ 復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

(3) 断水時の対応

環境班は、断水の連絡を受け給水が必要となった地域について、隣接水道や給水車による飲料水の供給の措置をとるよう、水道事務所に要請する。

(4) 町本部、県本部への報告

環境班は、水道施設に被害があったときは、速やかに水道事故報告書により町本部に報告する。

総務班は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

＊ 水道事故報告書（災害確定報告様式13号）【資料編参照】

## 4 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

## 5 飲料水の確保

(1) 水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。

愛知郡広域行政組合水道事務所 東近江市鯉江町1676

(2) 飲用指導

ア 飲料水が汚濁したと認められるときは、ろ水機によりろ過する。

イ 家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉班は、飲用指導を実施する。実施に際しては、湖東健康福祉事務所（彦根保健所）の指導を仰ぐものとする。

ウ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配慮しておく。

エ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するようまた、給水状況について広報する。

(3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水、給水ポリ容器により運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ水機、運搬車等を確保・調達する。

## 6 応急給水の実施

### (1) 給水方式

#### ア 拠点による給水

指定緊急避難場所、指定避難所または公園等の指定する場所で給水車等により給水する。

#### イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

#### ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

#### エ ペットボトル等の配給

### (2) 時間

早朝、夜間の時間帯を配慮する。

### (3) 優先順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に緊急給水を行う。

### (4) 給水量

1人1日3リットル以上を目標とする。

### (5) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を指定した給水広報を行う。

### (6) 応援要請

町本部のみで応急給水活動ができない場合は、愛知上水道工事組合、県地方本部に応援を要請し、協力を得て実施する。

県地方本部に応援等を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

#### ア 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル）

#### イ 供給の方法（自動車輸送、その他）

#### ウ 供給期間

#### エ 水源地および供給地

#### オ その他

### (7) その他、留意事項

町は、平時より自治会、自主防災組織が一体となって、住民1人当たり1日3ℓを目安とし、2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な飲料水の備蓄に努める。

## 7 生活応援要請

災害時の生活用水（トイレ、掃除、洗濯など）の確保については、総則・予防編第2部第11章第3節「給水体制の整備」で認定した非常災害用井戸も活用する。

ただし、利用にあたっては井戸所有者の指示に従い利用するものとする。

## 8 浴場の利用・供給計画

### (1) 仮設浴場の供給

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県本部を経由して自衛隊に対して支援を要請するなどにより、災害発生後 1 週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

### (2) 公衆浴場等の開放要請

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

## 第2節 食料

[福祉班、農林商工班、県]

### 1 実施責任

福祉班は、災害により町民が食料の確保や食事の準備ができないときに、炊き出し、食品給与等の応急給食を行う。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部等に応援を要請する。

### 2 給食対象者

- (1) 指定避難所に入所した者
- (2) 住家の被災によって炊事ができなくなった者
- (3) 被災地における対策作業等に従事する者が必要であると認める場合（災害救助法の対象外）

### 3 食料の応急配給

災害発生後の食料の供給は、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等により行う。

主食（米穀）の供給は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当と滋賀県知事による「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定書」により処理されるが、その内容はおおむね次のとおりである。

給食を実施するに当たっての基本事項

| 配給対象                                                    | 基準量               | 取扱者               | 承認機関 |
|---------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|------|
| 1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合                            | 一食当たり<br>精米 200 g | 町長                | 知事   |
| 2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売をする場合            | 一日当たり<br>精米 400 g | 町長                | 知事   |
| 3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合 | 一食当たり<br>精米 300 g | 作業実施<br>責任機関      | 知事   |
| 4 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合       | 一食当たり<br>精米 200 g | 町長と災害発生<br>機関とが協議 | 知事   |



乾パンの応急給食に当たっての基本事項

|               |                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 1 乾パンの政府売却単位  | 1梱 7.2kg入り (100g×36食×2) (食料部乾パン)                           |
| 2 乾パンの規格      | 食料部乾パン 1袋 100g (1食分)<br>防衛省乾パン 1袋 230g (2食分)               |
| 3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名 | 陸上自衛隊大津部隊 大津市際川1-1-1<br>陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津<br>航空自衛隊 高島市新旭町 |

〔災害応急対策実施手順〕

炊き出しについては、現状の資機材保有状況等から、当面1,000人分の炊き出し活動体制を整えるものとする。

① 炊き出し実施場所の決定

- ・災害対策本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。

② 炊き出し実施班の編成および出動

- ・災害対策本部が決定し、福祉班を主体に編成する。

③ 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および搬送

- ・農林商工班は、東びわこ農業協同組合もしくは町内の米販売業者等から精米を購入する。
- ・農林商工班は、災害対策本部の用品・資機材数量を確認した上で、必要なものを調達・搬送する。
- ・露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。

④ 炊き出し協力団体への依頼

- ・福祉班から町女性会、町赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。

⑤ 町本部とのホットラインの確保

4 食料の調達

(1) 食品内容

災害発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供与は公的備蓄の供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

町は、平素から災害時に備え、自治会、自主防災組織が町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。

給食する食品は、主に次のようなものとする。

ア 産業給食（弁当）

イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク、液体ミルク

授乳支援等においては、授乳アセスメントシートの活用により普段の授乳方法や希望等

を聞き取るなど、母親や乳幼児に必要な配慮に努める。

ウ 高齢者・重度心身障がい者等に適した食品、アレルギー対応食品

エ 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、レトルトのおかゆ、その他の副食品、調味料等

(2) 米穀の調達

ア 災害救助法の適用を受けない場合

農林商工班は、「災害応急用米穀申請書」により、県本部に申請する。

農林商工班は、県本部の配給数量の決定により、保管業者から現品を購入する。

なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（農業経営課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

＊ 災害応急用米穀申請書（様式1号）【資料編参照】

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は、「災害救助法の発動に伴う応急食料の緊急引渡要領」（県計画参考編）により、県本部を通じて直接購入する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対し「応急食料緊急引渡申請書」を提出し、現品を受け取る。また、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対して連絡がとれず、緊急引渡しの要請ができない場合は、文書をもって保管倉庫の責任者に対し緊急引渡しの要請を行う。

連絡先

|                      |               |                  |
|----------------------|---------------|------------------|
| 近畿農政局滋賀県拠点<br>地方参事官室 | 滋賀県大津市京町3-1-1 | TEL 077-522-4261 |
|----------------------|---------------|------------------|

＊ 応急食糧緊急引渡申請書（様式2号）【資料編参照】

(3) 乾パンの調達（災害救助法の適用を受けた場合に限る。）

農林商工班は、災害応急用乾パンの配給を前4(2)に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンの引渡しを受ける。

(4) パンの調達

町内外のパン製造業者と協議し、協力を依頼し、調達を図る。

(5) 副食物、調味料等の調達

副食物および調味料等については、可能な限り町内事業所等から調達し、困難な場合は、県本部に調達・斡旋を要請する。

(6) 調達先

本町の食料備蓄施設、工場等は、総則・予防編第2部第11章第4節「食料・生活物資供給体制の整備」による。

(7) 食料の輸送

災害応急対策編第 1 部第 9 章第 3 節「輸送の手配」を参照。

5 炊き出しの実施

(1) 炊き出し要員の確保

福祉班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、町職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて総務班と協議の上、避難者およびボランティア等の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として給食センターとする。

なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園、公民館等の公共施設を利用するほか、指定避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

(3) 炊き出し上の留意事項

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。

ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食等を考慮する。

エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、災害応急対策編第 1 部第 5 章第 2 節「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。なお、体力が弱っている人に対しては、レトルトのおかゆ等を準備する。

ア 金銭による支給は行わない。

イ 副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ 雑費は、品目の使用料金または借上料のほか、茶、箸、荷札等の購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

＊ 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参照】

(5) 食品の衛生管理

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア 炊き出しの施設は、できる限り給食センター、公民館等、既存施設を利用するが、これが高得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物等の処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。

イ 炊き出し施設には、食料、通水を十分に供給する。

ウ 供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。

エ 炊き出しの場所には、洗浄施設および器具類の消毒ができる施設を設ける。

オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

カ 使用原材料の仕入れ、および保管には、十分注意する。

## 6 応援要請

町本部は、応援の必要を認めたときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接、隣接の市町長に応援を要請する。

なお、応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

### (1) 物資の調達

ア 所要物資の種別および数量

イ 物資の送付先および期日

### (2) 炊き出しの実施

ア 所要食数（延べ人員数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

## 第3節 生活必需品

[住民班、福祉班、農林商工班、県]

### 1 実施責任

福祉班は、住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、必要最小限度の生活必需品を現物で給貸与する。

災害救助法が適用された場合は、県本部が物資の調達および町域までの輸送を行い、町本部は補助機関として、被災世帯への支給を行う。ただし、県本部が現地において直接確保することを適当と認めたときは、町本部は直接物資を確保し、支給する。ただし、町本部のみで支給することが困難な場合は、県地方本部の協力を得て実施する。

### 2 支給対象者

- (1) 住家が、全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）および半失（半焼、半壊家屋をいう。）ならびに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- (2) 被服、寝具、その他、生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手できない状態にある者

### 3 物資の支給範囲（対象品目）

物資の支給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする。）とする。

給付または貸与の対象品目

| 支給品目  | 具体的な品名                  |
|-------|-------------------------|
| 寝具    | 布団、毛布、タオルケット、枕等         |
| 外衣    | 洋服、作業着、子供服等             |
| 肌着    | シャツ、パンツ等                |
| 身の回り品 | タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、かさ等   |
| 炊事用具  | 鍋、ヤカン、包丁、炊飯器、ラップ等       |
| 食器    | 箸、茶碗、皿、哺乳ビン等            |
| 日用品   | ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ、ごみ袋等   |
| 光熱材料  | マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等     |
| 衛生用品  | 紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等  |
| その他   | マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション |

#### 4 物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。また、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、製品の選定にあたって女性職員等の意見を聞くものとする。

##### (1) 備蓄、調達

農林商工班は、物資の調達を行う場合、原則として、入札参加資格者登録をしている業者の中から適宜調達先を選定して、生活必需品を確保する。また、物資の調達は、業者以外に協定を結んでいる団体等に協力を要請する。

なお、町本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県本部に物資の調達・斡旋を要請する。

##### (2) 物資の輸送

県本部が物資の引取場所を指示したときは、その場所で県本部から引継ぎを受け、輸送する。

#### 5 物資の割当・支給

福祉班は、次の方法で物資の割当て・支給等を行う。物資の支給は、必要に応じボランティアの協力を得て行う。

##### (1) 物資の割当方法

###### ア 被害状況の報告

総務班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県本部へ電話により報告し、提出する。

###### イ 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して、「救助用物資割当台帳」を作成する。

###### ウ 割当基準

物資を、県の作成する配分計画により世帯別に割当てる。

###### エ 注意事項

（ア）割当ての基準を変更してはならない。

（イ）世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成員による。給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定された者を除く。

（ウ）世帯の全員が、災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

（エ）災害発生後の出生者は、県本部に連絡した上、割当てる。

（オ）性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。

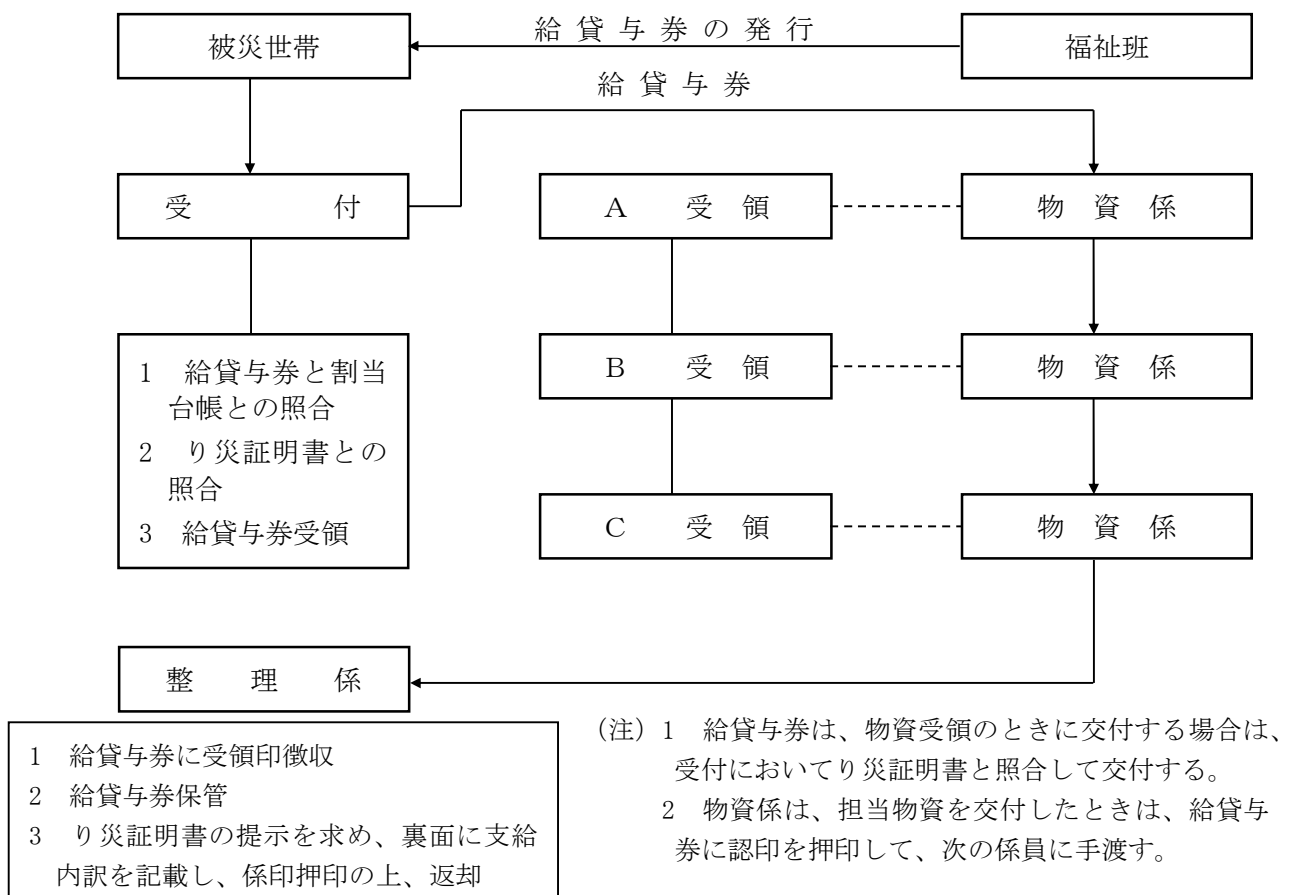
## (2) 給貸与券の作成・交付

世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各り災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の支給日時および支給場所をり災世帯に通知し、支給場所において給貸与券を発行する。

なお、この場合、印鑑およびり災証明書を持参するよう周知するが、印鑑を紛失した場合は、運転免許証等身分を証明できるもので代用する。

## (3) 支給の手続

福祉班長は、物資支給についての責任者として、直接の支給場所に各物資別の職員を配置して的確に配分する。物資の支給は、指定避難所等において、おおむね次に示す手続により行う。



## (4) 支給の期間

物資の支給は、現物到着後2日以内に各世帯に支給する。ただし、2日以内に支給できないときは、災害発生後10日以内に完了する。

## (5) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、支給した後の残余物資については、農林商工班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

## 6 報告、記録

物資の支給・保管の状況を「救助日報」により県本部に報告するほか、次の記録書類を作成し、整理・保管する。

- ＊ 救助用物資引継書（様式1号）【資料編参照】
- ＊ 救助用物資割当台帳（様式2号）【資料編参照】
- ＊ 救助用物資給貸与券（様式3号）【資料編参照】
- ＊ 救助用物資受払簿（様式4号）【資料編参照】



## 第4節 住宅

[総務班、税務班、建設下水道班、福祉班、県]

### 1 実施責任

町本部は、住宅等の被災者に対し、応急措置を行い、居住の一時的な安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県本部が応急措置を行うが、町本部に委任された場合は、総務班がこれを行う。

### 2 応急仮設住宅の提供等

#### (1) 入居者の選定

次の対象者の中から必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞き、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、決定する。

ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある者

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者

ウ 住宅を賃借し、または購入するための資力がない者

また、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

#### (2) 建設用地

応急仮設住宅の設置場所は、入居者が土地所有者であるときは当該場所に、その他の者については町有地または町本部長が適当と認める二次災害の危険性の少ない用地とし、その都度定める。

#### (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、設置時期、供与期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第2条第二号による。

##### ア 公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、県や市町の公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。

##### イ 建設型応急住宅の設置・供与

災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。

なお、その際には、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい

者に配慮した構造の住宅を建設するように努める。また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する施設を設置するように努める。

(4) 応急仮設住宅の提供等

入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行い、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう努める。家賃は無料とするが、維持補修は入居者の負担とする。

なお、原形が変更されるような補修は、届け出をさせる。

(5) 応急仮設住宅における要配慮者への考慮

高齢者や障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣するなど、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

(6) 帳簿の整備・保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備・保管する。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書

ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書

エ 設計書

オ 工事代金支払証拠書類

カ 入居該当者選考関係書類

(7) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立にむけて住宅の斡旋等を積極的に行う。

### 3 被災家屋の応急修理

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 緊急の修理

町本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

ウ 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の修理費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次、修理戸数の範囲内において選定する。

(ア) 住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

(イ) 自らの資力では応急修理ができない世帯

(ウ) 応急仮設住宅に入居しない世帯

イ 応急修理

町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

ウ 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の修理費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

(3) 記録の整備・保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備・保管する。

ア 住宅応急修理記録簿

イ 住宅応急修理のための契約書

ウ 支払証拠書類

**4 被災宅地危険度判定**

降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図るため、「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、速やかに宅地の危険度判定行う。

**5 社会福祉施設への入所措置**

福祉班は、災害により住宅を失い、または破損等により居住することができなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設に入所することが適当な者を適切な施設に入所させる。

(1) 老人ホーム

福祉班は、所定の調査を行い、老人ホーム所長に連絡した上で入所させる。

(2) 母子生活支援施設

福祉班は、所定の調査を行い、母子生活支援施設長に連絡した上で入所させる。

(3) 児童支援施設

福祉班は、子ども家庭相談センターに通報し、同センターが所定の調査を行い、適当な施設に入所させる。

6 被災した住宅の障害物の除去

(1) 対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

町本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の障害物の除去費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

---

## 第5節 災害相談

---

[住民班、関係各班]

### 1 実施責任

住民班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災町民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班および各機関に連絡する。

関係各班および各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力を努める。

### 2 相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の搜索
- (2) 応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理・斡旋
- (4) 生業資金の斡旋・融資
- (5) 被災証明書の発行

### 3 相談所の開設方法

- (1) 開設の決定

本部事務局は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

- (2) 場所

原則として、町庁舎内のほか指定避難所が開設された場合は、指定避難所内とする。

- (3) 時期

災害発生による避難がおおむね終了した後、なるべく早期に開設する。

- (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

---

## 第6節 燃料供給計画

---

[本部事務局、関係各班、県]

町と県は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害発生により必要となった際には、すみやかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、平時から必要な措置を講じるものとし、災害応急対策活動の確保を図る。

### 1 燃料供給計画

#### (1) 状況の確認と連絡体制の確保

町は、適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況をすみやかに確認するとともに、石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

#### (2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、町は優先供給すべき車両を選定する。

#### (3) 町民への広報

町は、平時から住民向けのガソリンスタンドについて、そのガソリンスタンドの役割や所在地について周知し、災害時にも町民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

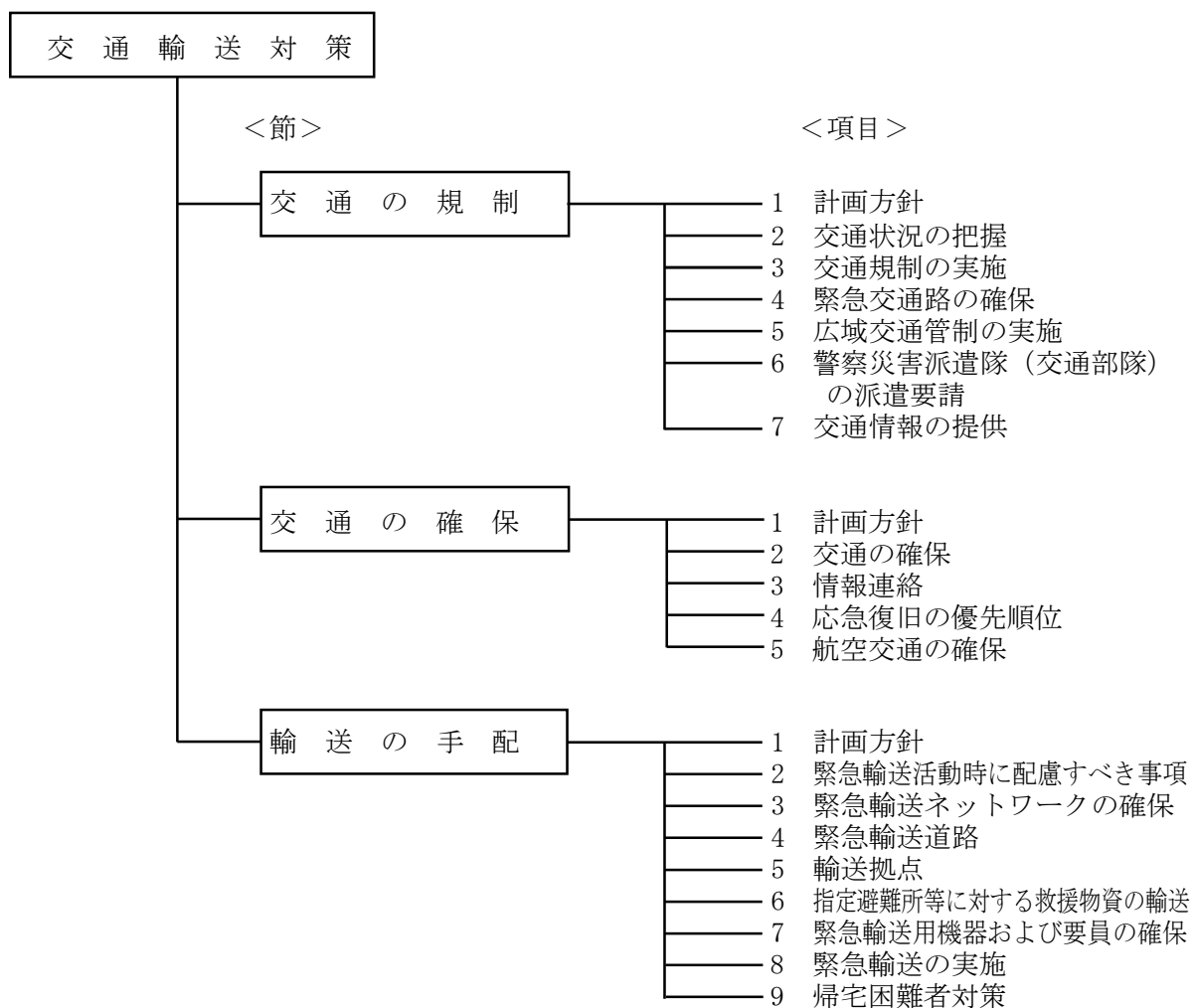
また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

## 第9章 交通輸送対策

### 方針

災害による交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材等の円滑な交通輸送を確保するため交通規制等の措置を行うとともに、応急対策上の輸送を実施するために必要な人員、車両等の輸送手段等、緊急輸送体制の確保を図る。

### 章の体系



## 第1節 交通の規制

[住民班、警察]

### 1 計画方針

大規模災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

### 2 交通状況の把握

東近江警察署は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### 3 交通規制の実施

#### (1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

#### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

#### (3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

### 4 緊急交通路の確保

#### (1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

#### (2) 交通障害物の除去（道路啓開作業）

道路管理者等との連絡を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。また、道路啓開作業に重機等が必要になった場合は、地元建設業者等に協力を要請する。

町では対応が困難な場合は、県を通じ、国土交通省に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請する。国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパート



ナーとの連携等により、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

5 広域交通管制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施することとしている。

6 警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請

県警察は、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請を行うこととしている。

7 交通情報の提供

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

## 第2節 交通の確保

[道路管理者、警察、総務班、住民班、建設下水道班]

### 1 計画方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

道路管理の実施区分

| 区分    | 実施者               | 範囲        |
|-------|-------------------|-----------|
| 道路管理者 | 国（滋賀国道事務所）        | 国道8号      |
|       | 中日本高速道路(株)（管理事務所） | 名神高速道路    |
|       | 県（地方本部土木班）        | 国道307号、県道 |
|       | 町本部               | 町道、林道、農道  |

### 2 交通の確保

#### (1) 交通規制

##### ア 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠は、おおむね次によるものとする。

##### (ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限（重量制限を含む）する。

##### (イ) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者もしくは車両等の交通を禁止しまたは制限する。

##### (ウ) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。

##### イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察とは密接な連絡を取り、適切な規制が期されるよう配慮して行う。

### 交通規制の実施区分

| 区分    | 実施者                       | 範囲                                                         |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 道路管理者 | 国（滋賀国道事務所）                | 国道 8 号                                                     |
|       | 中日本高速道路(株)（彦根保全・サービスセンター） | 名神高速道路                                                     |
|       | 県（地方本部土木班）                | 国道 307 号、県道                                                |
|       | 町本部                       | 町道                                                         |
| 警察    | 公安委員会<br>（県本部警察部交通班）      | 隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、または期間が 1 ヶ月以上に及ぶもの |
|       | 警察署長                      | 管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 ヶ月以内の規制                               |
|       | 警察官                       | 緊急を要する一時的な規制                                               |

#### ウ 発見者の通報

道路施設等の被災により、通行の危険性または混乱状態を発見した者は、速やかに警察官または町本部に通報する。通報を受けた町本部は、関係各班、警察またはその道路管理者に通報する。

#### エ 各機関別の実施要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想されまたは発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想されまたは発生したときは、すみやかに次の要領によって規制をする。

##### （ア）道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をする。

##### （イ）町本部

町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または町長が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な制限を行う。

##### （ウ）警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施する。

##### a 公安委員会（県本部警察部交通班）

隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制する区域が 2 警察署以上の区域におよぶか、規制する期間が 1 ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき

県公安委員会が行う。

b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

c 警察官

a、bによるもののほか、道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき、警察官は必要な限度において一時通行を禁止しまたは制限するものとする。ただし、規制が長期におよぶときは、警察署長に報告してa、bによる規制に切り替える。

(エ) 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行う。この場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車および概ね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- (b) 消防、水防、その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助、その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- (f) 清掃、防疫、その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

東近江警察署は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。

災害発生時においては、東近江警察署は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。

(a) 緊急通行車両の確認を行う車両

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の

災害応急対策を実施するため運転中の車両。（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）

＊ 緊急輸送車両確認申請書（様式1号）【資料編参照】

（b）証明書および標章

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、確認証明書および標章を交付されるので、標章は車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

＊ 緊急輸送車両確認証明書（様式2号）【資料編参照】

＊ 緊急輸送車両確認標章（様式3号）【資料編参照】

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たる。

（ア）規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

（イ）規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間

（ウ）迂回路の標示

規制を行ったときは、適当な迂回路を標示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

カ 報告書

規制を行ったときは、その旨を関係機関に報告または通知する。

- a 禁止制限の種別と対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e 迂回路、その他の状況

（2）道路啓開等

道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通

行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。

(3) 道路、林道等の応急対策

ア 道路管理者は、道路、林道、橋梁等に被害が生じた場合、被災者の救出や通行の回復を迅速かつ的確に実施するため、当該道路等に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定して一時的に代替道路を設置して、道路交通の確保を図るものとする。

3 情報連絡

各道路管理者は、災害発生後、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後、直ちにそれぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部に連絡し、道路情報の一元化を図る。

また、被災地が広範囲にわたる場合は、近隣府県の道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

(2) 道路占用施設管理者との連絡情報

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通の支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

4 応急復旧の優先順位

建設下水道班は、災害発生後における道路の被害状況、通行確保状況等の情報をもとに、警察ならびに道路管理者と協議し、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

応急復旧の優先順位

| 順位 | 路線                           |
|----|------------------------------|
| 1  | 町本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線 |
| 2  | 被災地域に通じる第一次緊急輸送道路            |
| 3  | 被災地域内または被災地域に通じる第二次緊急輸送道路    |
| 4  | その他緊急輸送に必要な道路（第三次緊急輸送道路）     |

注 1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道 8 号、名神高速道路が該当する。

注 2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点とを相互に連絡する道路であり、本町では国道 307 号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

## 5 航空交通の確保

### (1) 情報の収集

災害が発生した場合には、建設下水道班は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

### (2) ヘリポートの開設

建設下水道班およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。

### (3) ヘリポート開設情報の伝達

総務班は、ヘリポートの開設状況に関する情報を県、自衛隊等に迅速に伝達する。

## 第3節 輸送の手配

[農林商工班、防災関係機関]

### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

### 2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

### 3 緊急輸送ネットワークの確保

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分、配分等を行う地域内輸送拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確保する。

### 4 緊急輸送道路

次の基準で緊急輸送道路を指定する。

#### (1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道8号、名神高速道路が該当する。

#### (2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

### 5 輸送拠点

次の基準で緊急輸送を実施する際の輸送拠点を指定する。この際には緊急輸送道路に接近している箇所であることを基本的な要件とする。また、これらの輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

#### (1) 広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか、主要幹線道路との交通が容易であることを要件として指定する。



多数の住民の広域避難を行うなど、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

(2) 地域内輸送拠点

広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点であり、町本部との円滑な連絡体制の確立に努める。

(3) ヘリポート

ヘリコプターの発着において安全の確保ができる用地を指定する。

6 指定避難所等に対する救援物資の輸送

町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各指定避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付するものとする。

7 緊急輸送用機器および要員の確保

(1) 車両および陸上輸送要員の確保

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により車両および陸上輸送要員を確保する。

ア 町等の防災機関の保有する車両および燃料を確保する。

イ 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。

ウ 自衛隊、応援主管府県に対して、人員および物資の輸送について支援要請を行う。

(2) 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

ア 県の保有する防災ヘリの出動を要請するとともに、東近江警察署と協議の上、県警察本部の保有する県警ヘリの出動を要請する。

イ 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

応援主管府県等に対して応援要請を行う。

ウ ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

(3) 鉄軌道輸送の確保

町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

ア JR輸送

緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、JRは、防災関連機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

イ 私鉄輸送

近江鉄道(株)と協議して行う。

## 8 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生した場合は、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討の上、輸送対象の優先順位を定めて緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。

### (1) 災害発生後 24 時間程度まで

#### ア 道路輸送

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
- (カ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

#### イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

### (2) 災害発生後 3 日目程度まで

#### ア 道路輸送

上記 (1) アの (ア) ～ (カ) に加えて

- (キ) 傷病者および被災者の被災地域外への移送
- (ク) 遺体の搬送

イ 主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員、および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

### (3) 災害発生後 4 日目で降

#### ア 道路輸送

上記 (2) アの (ア) ～ (ク) に加えて

- (ケ) 災害復旧に必要な要員および物資
- (コ) 生活必需品
- (サ) 災害廃棄物

#### イ 航空輸送

緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病者等の搬送等を行う。

## 9 帰宅困難者対策

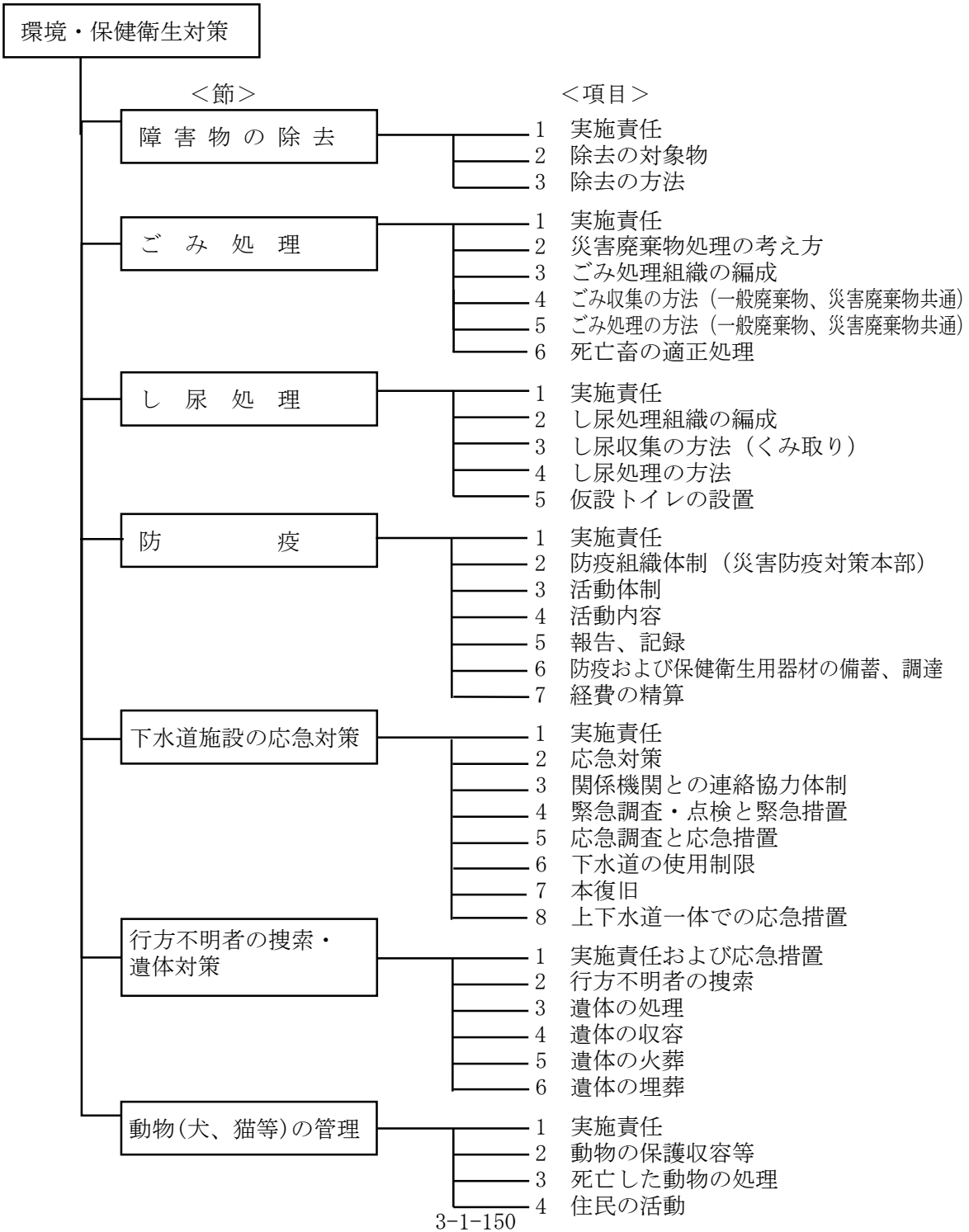
災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町本部は県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。また、平常時から、県内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。

第10章 環境・保健衛生対策

方針

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、遺体等、生活環境に影響を与える要因の除去および処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。

章の体系



## 第1節 障害物の除去

[建設下水道班、東近江消防本部、県]

### 1 実施責任

町本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、または災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として行う。

実施は、東近江消防本部および建設下水道班とし、水防活動など応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

なお、町本部のみで実施が困難なときは、県地方本部に対し応援協力を要請する。

### 2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 応急措置の実施時

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他応急活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

#### (2) 災害終了時

- ア 公共の場の障害物  
災害により、道路、その他、公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
- イ 個人住宅等の障害物  
災害により、個人の住居およびその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物  
ただし、居住者自らの資力で行うことが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼさない限度において除去の対象とする。

### 3 除去の方法

#### (1) 応援、協力

建設下水道班は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班および土木建築業者等の協力を得て速やかに除去を行う。

#### (2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

#### (3) 集積、投棄の場所

公共の遊休地および空き地を利用するほか、地元自治会長の意見を聴き、その都度決定する。

## 第2節 ごみ処理

[環境班、リバースセンター]

### 1 実施責任

災害発生地域においては、一般廃棄物（通常の生活ごみ等）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する災害廃棄物（倒壊家屋等の残存物等）に対する特別な対策が必要である。

町本部は、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生および環境の保全を積極的に図るため、被災地帯のごみ収集等を実施する。

### 2 災害廃棄物処理の考え方

町本部は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量および処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、以下の考え方のもとで処理を実施する。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底するとともに、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
- (2) 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境および公衆衛生の保全を図る。
- (3) 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。
- (4) 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。
- (5) 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管または早期に処分を行う。
- (6) 思い出の品および貴重品の回収・保管・返却を行う。
- (7) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

- (8) 災害廃棄物の再資源化および最終処分を円滑に進めるため、仮設の破砕機や選別機の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- (9) 再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。
- (10) 災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。
- (11) 被災規模が大きく町独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が滋賀県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が町に代わって災害廃棄物処理を実施する。

### 3 ごみ処理組織の編成

ごみの収集・運搬は、おおむね次の基準によりごみ処理チームを編成し、実施する。

- (1) 運搬車（パッカー車）1台、4tアーム車 1台、2tコンテナ車 1台（運転手付き）
- (2) 作業員 5人
- (3) 所要器具 スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

### 4 ごみ収集の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

#### (1) 収集車両

一般廃棄物については、必要に応じて業者の車両を調達して、収集車両を確保する。なお、倒壊（焼失）家屋からの災害廃棄物等は、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、町が収集処理する。

#### (2) 収集範囲

被災地区・近隣地区・指定避難所から出たごみの直接収集を行う。

#### (3) 収集順位

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

また、浸水地域および指定避難所等の重要性の高い施設を、優先的かつ速やかに収集する。

#### (4) 集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用または集積場への交通が不可能な場合は、自治会長と連絡の上、他の場所に臨時集積場、仮置場を確保・指定する。

### 5 ごみ処理の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

#### (1) ごみ処理施設

可燃性の生活ごみは、リバースセンターで処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業者に委託する。

また、不燃性ごみおよび粗大ごみ（災害廃棄物を除く）は、彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地で処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業

者に委託する。

ごみ処理施設は、総則・予防編第2部第11章第5節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

(2) ごみ処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 自家処理

食物の残廃物は、できるだけ水分を除き土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

(4) 埋立処分地等の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等のうち廃石材等については埋立処分地の確保に努める。

また、廃木材は集積場所を確保し、分別等を行い再利用に努めるとともに、その他の廃木材については、畳、家具等粗大ごみとともに適切に焼却処理等を行う。

## 6 死亡畜の適正処理

(1) 移動しうるものについては、環境衛生上、支障のない方法で処理する。

(2) 移動し難いものについては、当該場所で個々に処理する。



## 第3節 し尿処理

[湖東広域衛生管理組合、環境班]

### 1 実施責任

湖東広域衛生管理組合は、環境班を窓口として被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく町本部のみで処理できない場合は、県地方本部に連絡し、県地方本部および近隣市町から応援を得て実施する。

### 2 し尿処理組織の編成

し尿の収集・運搬は、バキュームカーを中心とした場合、おおむね次の基準により、し尿処理チームを編成し、実施する。

- |                     |
|---------------------|
| ア バキュームカー 1台（運転手付き） |
| イ 作業員 2人            |

### 3 し尿収集の方法（くみ取り）

#### (1) 収集車両

湖東広域衛生管理組合および民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

#### (2) 収集範囲

収集範囲は、指定避難所を中心とした被災地区とする。また、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。

#### (3) 容器の配布等

し尿運搬車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等の適切な措置を講ずる。

また、水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行うなどの指導をする。

#### (4) くみ取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度をくみ取り、取りあえず各戸の便所の使用を可能にする。

### 4 し尿処理の方法

#### (1) し尿処理施設

原則として、湖東広域衛生管理組合において処理するが、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

し尿処理施設は、総則・予防編第2部第11章第5節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

(2) し尿処理施設の応急復旧

し尿処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 近隣市町等からの応援作業

近隣市町等からの応援作業は、被災地域の収集体制が可能になった状態から7日間を限度とする。また処理場への搬入について処理計画を遵守するよう努力し、必要に応じ近隣市町等の処理場に処理の協力を求めるなどの方策を講じる。

## 5 仮設トイレの設置

(1) 設置検討

指定避難所を開設する場合や上水道の途絶によってトイレの使用ができなくなった場合等は、必要に応じて仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その際は、備蓄している仮設トイレや民間から借上げた簡易トイレを使用するほか、必要に応じて、近隣市町等から借用できるように県本部に要請を行う。なお、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る処理計画を遵守するように努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。

(2) 設置場所

ア 立地条件を考慮して設置する。

イ 初動対応として、50人あたり1基の割合で設置し、最終的には、20人あたり1基設置する。

ウ 設置場所は、収集容易な場所で、視聴覚障がい者の使用を考慮して、できるだけ塀や壁際に設置することとする。

エ 仮設トイレの設置とくみ取り等の管理を連動させるため、仮設トイレを設置した者は、直ちに環境班に報告すること。

オ 仮設トイレで照明施設が必要な場合は、関西電力と調整の上、照明施設を設置する。

カ 仮設トイレには、必要な消毒剤、清掃用具を常備するとともに、担当者を決めて定期的に清掃を行うなど、衛生管理を徹底する。

(3) 撤去

撤去の際は消毒する。

## 第4節 防疫

[福祉班、総務班、彦根保健所、県]

### 1 実施責任

福祉班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、県地方本部（彦根保健所）の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。ただし、被害が大きく、町本部のみで実施することが困難な場合は、県地方本部に応援を求めて実施する。

県本部は、被災地の状況、町本部の処理能力を考慮し、必要に応じて「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本節においては以下「法」という。）」第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項および予防接種法第6条の規定に基づき代執行を行う。

なお、町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備等に努める。

### 2 防疫組織体制（災害防疫対策本部）

ア 災害時における防疫活動を円滑に実施するため、必要に応じ災害防疫対策本部を設ける。

その組織は、町本部組織のうち防疫活動に関係のある次の班をもって構成する。

- |         |   |      |
|---------|---|------|
| (ア) 福祉班 | → | 防疫関係 |
| (イ) 福祉班 | → | 医療関係 |
| (ウ) 総務班 | → | 総務関係 |

イ 町本部が設置されたときは、即時、町本部組織の中に移行するものとし、福祉班が担当防疫活動を実施する。

### 3 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、次の防疫組織を構成する。

福祉班から

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 事務職員 | 4人 |
| (2) 作業員  | 6人 |

### 4 活動内容

#### (1) 検病調査および健康診断

福祉班は、災害の状況に応じて、彦根保健所と連携し、検病調査および健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

ア 福祉班は、被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、法第27条第2項の規定による清潔方法および消毒方法の実施の指示を受け、実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領

(ア) 清潔方法

清潔方法の対象物は、主としてごみ、汚泥、し尿の処理であり、その方法は災害応急対策編第1部第10章第1節「障害物の除去」、第2節「ごみ処理」および第3節「し尿処理」による。

(イ) 消毒方法

法施行規則第14条の規定による。

(4) そ族昆虫等の駆除

ア 被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、法第28条の2の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領は、法施行規則第15条の規定による。

(5) 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第29条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行う。（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。）

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 町は、災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において法第31条第2項の規定による家庭用水の供給を行う（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施方法は、災害応急対策編第1部第8章第1節「給水」に定めるところによる。

(7) 指定避難所の衛生指導

ア 指定避難所に保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。

イ 福祉班は、救護組織および彦根保健所と協力し、炊事従事者の細菌検査を実施する。

ウ 福祉班は、状況に応じて救護組織に依頼し、健康診断を実施する。

エ 町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(8) 患者等に対する措置

被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、感染症法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(9) 予防宣伝

被災地区で衛生管理についての広報宣伝を行う。

**5 報告、記録**

(1) 報告

福祉班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報および防疫活動状況を、毎日電話および文書により県地方本部（彦根保健所）を通じて県本部へ報告する。

(2) 記録の整備・保管

町本部で整備・保管を要する記録は、次のとおりである。

必要に応じて彦根保健所に提出する。

ア 災害状況報告書（様式1号）【資料編参照】

イ 防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編参照】

ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類（別記様式3B）

エ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類

オ そ族昆虫等の駆除に関する書類

カ 物件にかかる措置に関する書類

キ 生活の用に供される水の供給に関する書類

ク 患者台帳（別記様式5）

ケ 災害防疫作業日誌（作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。）（別記様式4）

**6 防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達**

防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

**7 経費の精算**

災害防疫に要した経費は、他の経費と区分し、災害防疫活動を終了後、速やかに精算する。

## 第5節 下水道施設の応急対策

[建設下水道班]

### 1 実施責任

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行う。

町本部（建設下水道班）が単独に対応することができない場合には、速やかに県本部に応援を要請する。

### 2 応急対策

災害対応は、「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」、下水道業務継続計画（BCP）に従い行動する。また、感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」に従い災害対応する。なお、停電時においては、浄化センターおよび中継ポンプ場は非常用発電設備にて対応、マンホールポンプについては可搬式発電機により対応する。

- (1) 災害復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

### 3 関係機関との連絡協力体制

災害発生直後は混乱が予想され、時間経過とともに他基機関との調整は順調に進むと想定されるが、発災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

#### (1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。

#### (2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事柄を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事柄の打ち合わせをして

おく。

(3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話等の道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事務所の応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を確立しておく。

**4 緊急調査・点検と緊急措置**

原則として以下の項目を考慮する。

- (1) 被災状況および程度
- (2) 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の生じる可能性とその程度
- (3) 応急復旧に対する制約条件等

**5 応急調査と応急措置**

応急復旧水準を、原則として本復旧完了までの間に想定される外力レベルを基本とし、当該構造物の被害状況の他、外力レベルの推定精度、施設全体の用途・重要度、二次災害の規模および可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

- (1) 地域および施設の将来計画
- (2) 再度の災害の危険性
- (3) 他施設との関連

**6 下水道の使用制限**

下水道施設が被災し、下水処理機能・下水流下機能が停止または機能低下した場合は、住民等に対し、下水道等の使用自粛の協力依頼について広報を行う。

**7 本復旧**

本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- (1) 被災施設の効用、機能の増大
- (2) ルートの変更
- (3) 修復の可能性

**8 上下水道一体での応急措置**

下水道管理者および水道事業者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

## 第6節 行方不明者の搜索・遺体対策

[住民班、消防団、広域斎場、警察、日本赤十字社滋賀県支部、防災関係機関]

### 1 実施責任および応急措置

住民班は、警察等、関係機関と協力し、災害による行方不明者または死亡者に対して、搜索および収容の措置を行う。死亡者については、検視の上、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、町本部は、日赤町分区として活動する。

### 2 行方不明者の搜索

#### (1) 実施責任

住民班は、消防団員、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

#### (2) 搜索の対象

行方不明の状態である者が、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

#### (3) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

ア 行方不明者の搜索は、住民班が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 行方不明者が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

ウ 住民班は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

エ 住民班は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

#### (4) 報告、記録

県本部に次の記録を報告するとともに、整備・保管する。

ア 記録の整備・保管

(ア) 搜索状況記録等

(イ) 搜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 搜索用機械器具修繕簿

イ 報告内容

(ア) 実施年月日

(イ) 実施地域



(ウ) 実施方法および状況

(エ) 捜索対象行方不明者数、その他

### 3 遺体の処理

#### (1) 発見時の措置

住民班は、遺体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体进行处理する。

#### (2) 実施担当

救護組織は、住民班の協力により遺体进行处理する。ただし、町のみで実施できないときは、他機関所属の救護組織等に応援を求める。

#### (3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

#### (4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理をする。

### 4 遺体の収容

#### (1) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、住民班が、警察等の協力を得て、その収容、引渡しにあたる。

#### (2) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合は、既存の適当な建物、場所を利用して遺体収容所を設けて収容し、検視、遺族への引渡し等の適正、迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

#### (3) 身元、引取先の確認

警察、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

#### (4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上、納棺し、遺体検案書とともに引渡す。

#### (5) 仮安置

身元が判明しない者、引取人が不明または引取りに時間を要する者等は、仮安置所（寺院、公共施設等とし、その都度選定する。）に収容する。

### 5 遺体の火葬

(1) 町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

(2) 町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

ア 死亡者数の把握

- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両の搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイスおよび柩等資材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置および住民への情報提供

## 6 遺体の埋葬

### (1) 埋葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による埋葬が困難な遺体、または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体、または引取人がない遺体。

### (2) 実施方法

埋葬は、次の諸点に留意し実施する。

- ア 事故死亡等による遺体は、警察から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- イ 埋葬は、原則として火葬または土葬とするが、身元不明の遺体は土葬とする。
- ウ 埋葬場所は、遺体収容所に最寄りの墓地で行うなど、その都度決定する。
- エ 遺族個人で埋葬が困難なときは、町本部において当該遺族の墓地に埋葬する。

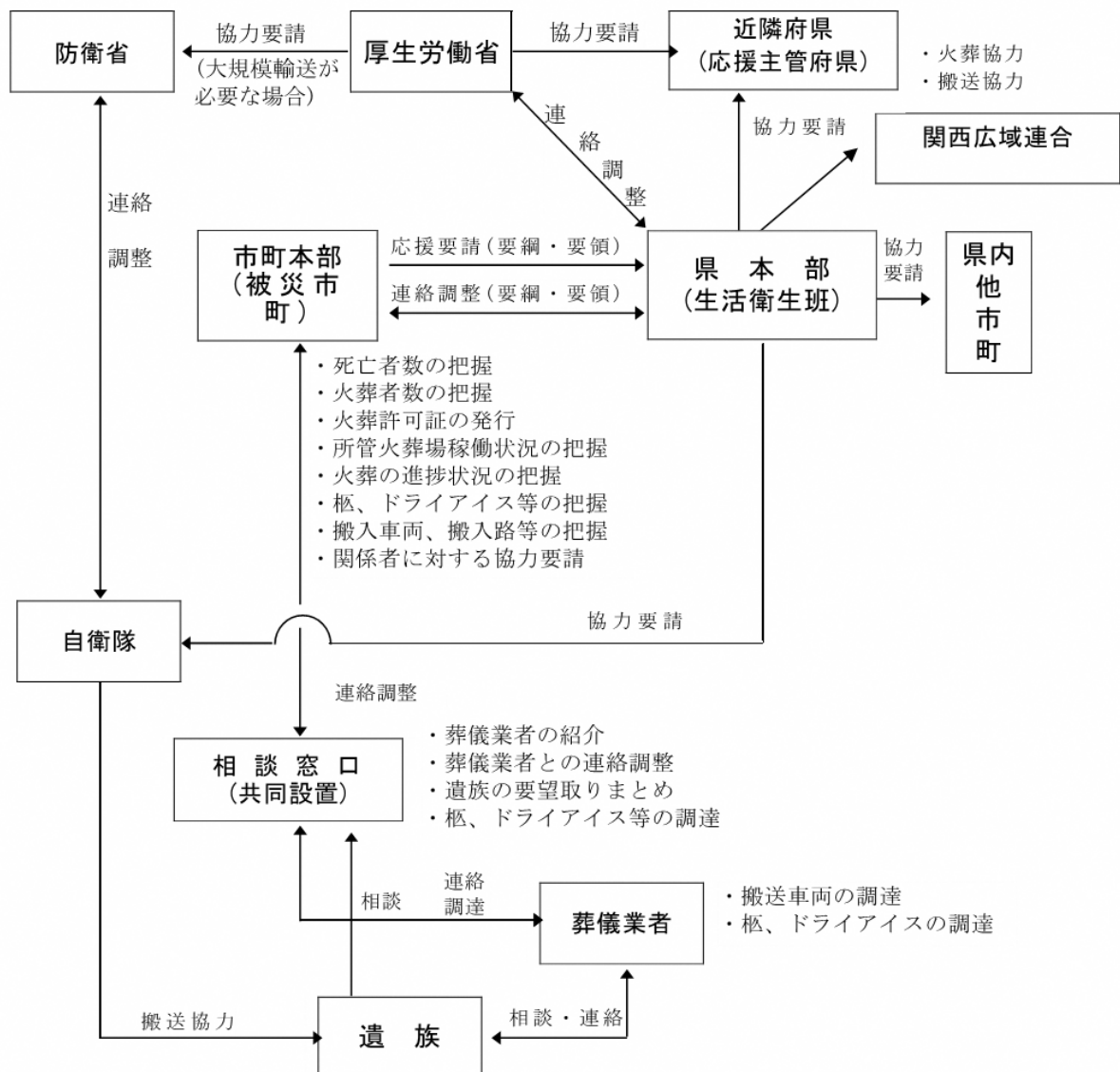
### (3) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

### (4) 漂着遺体の取扱い

洪水時などにおいて、被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱い、埋葬する。

## 【被災に係る遺体の火葬体制】



(注) 県本部は、被災市町本部から応援要請があったときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱および滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき協力を要請するとともに、被災地における死亡者数を把握し、円滑な火葬ができるよう調整を行う。市町本部は、火葬施設の倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により、独自処理が不可能と判断したときは、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱および滋賀県広域火葬事務処理要領に従い、速やかに県本部に対して応援を要請するとともに、死亡者数の把握、火葬計画の作成等円滑な火葬が実施できるよう努める。

## 第7節 動物（犬、猫等）の管理

[環境班]

### 1 実施責任

災害の発生にともなう動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。

### 2 動物の保護収容等

災害後、被災動物の把握を行うとともに、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

### 3 死亡した動物の処理

- (1) 死亡した動物の処理は、その飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、災害応急対策編第1部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。

処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

#### (2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。

ウ 処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

### 4 住民の活動

- (1) 負傷している動物の応急処置
- (2) 放浪動物の一時保護および通報
- (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) ボランティアによる保護動物の管理
- (6) その他行政への協力

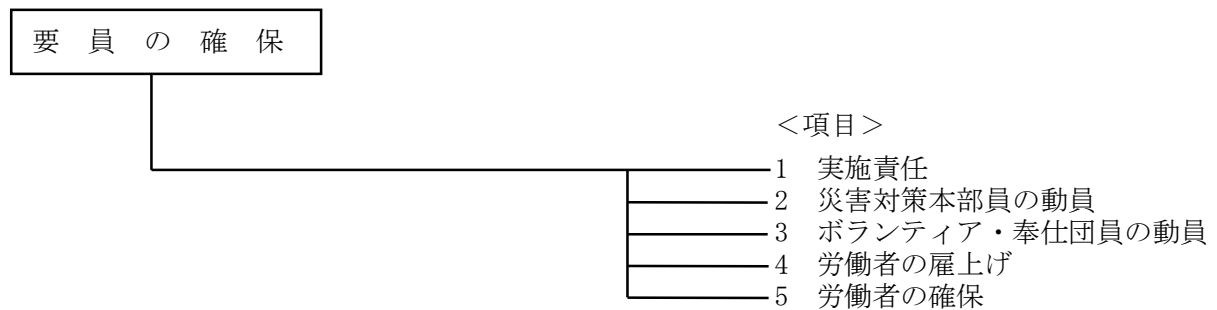
## 第11章 要員の確保

[総務班、福祉班、建設下水道班、その他関係機関]

### 方針

町本部は、各種の災害応急対策活動において、町本部職員および関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、必要な人員（労力等）の動員および雇用（以下、本章において「動員等」という。）を行い、対策要員を確保する。

### 章の体系



## 1 実施責任

町本部は、災害応急対策活動に必要な要員を動員し、確保する。

災害救助法が適用された場合は、その基準内で実施する。

人員の動員等は、おおむね次の方法で行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、優先順位の高い要員に余裕があっても、必要に応じて他の種別要員を先に動員する。

| 実施担当   | 動員の対象者         | 優先順位 |
|--------|----------------|------|
| 総務班    | 災害対策本部         | 1    |
| 建設下水道班 | 消防団員<br>雇上げ労働者 | 2    |
| 福祉班    | ボランティア・奉仕団員    | 3    |

## 2 災害対策本部員の動員

### (1) 町本部職員

町本部職員の動員については、災害応急対策編第1部第1章第3節「職員の動員・配備」による。

### (2) 町本部職員以外の職員等

総務班による県本部、他市町、防災関係機関の職員等の動員（応援協力）については、災害応急対策編第1部第4章第1節「県への応援要請」および第2節「他の自治体との相互応援」による。

### (3) 自衛隊の派遣

総務班による自衛隊の動員（要請）については、災害応急対策編第1部第4章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

## 3 ボランティア・奉仕団員の動員

### (1) ボランティア

#### ア 専門ボランティアとの協力

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合、町本部は県本部にボランティアの派遣を要請する。

#### イ 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として町公共施設内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。災害ボランティアセンターでは、業務に必要な専用電話回線を確保するとともに、FAX、パソコン等の通信機器等の資機材を整備する。

#### ウ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、町本部および町社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行う。運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

- (ア) 報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。
- (イ) 他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と町災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。
- (ウ) 町災害ボランティアセンターおよび町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。
- (エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

#### エ 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

災害ボランティアセンターは、ボランティアの調整にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- (ア) 被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- (イ) 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- (ウ) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (エ) ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- (オ) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- (カ) 町災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (キ) 町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

#### (2) 奉仕団

- ア 日本赤十字社奉仕団（同愛犬地区愛荘分区）
- イ 各地域奉仕団（自治会・各種団体）

(3) 作業内容

ボランティア・奉仕団は、主として次の作業に従事する。

- ア 炊き出し、その他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）
- イ 清掃作業
- ウ 防疫作業
- エ 災害対策用物資の輸送および配分
- オ 上記作業に類した作業
- カ 軽易な事務の補助
- キ 特定の専門技能を有する作業

(4) 要請

町本部各班は、分担する災害応急対策実施のためのボランティア・奉仕団による応援を要請する必要がある場合は、関係各班に連絡する。

(5) 記録

ボランティア・奉仕団の奉仕を受けた班または機関は、次の事項について記録し、保管する。

- ア 奉仕を必要とした作業の内容・期間
- イ ボランティア・奉仕団の名称および代表者氏名、人員
- ウ その他、必要な事項

#### 4 労働者の雇上げ

災害応急対策の実施に関して、町本部等の職員および奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、または特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合には、労働者等の雇用を行う。

(1) 実施責任

建設下水道班は、町本部における労働者の雇用を担当する。

(2) 雇用方法

県内の公共職業安定所等で公募する。

(3) 雇用範囲

労働者の雇用は、次の応急救助活動を行う者に必要な補助者として、最小限度の雇用を行う。

- ア 被災者の避難誘導活動
- イ 医療、助産活動
- ウ 被災者の救出活動
- エ 飲料水の供給
- オ 行方不明者の搜索、遺体の処理
- カ 救済用物資の輸送・整理・配給



(4) 給与基準

賃金等の給与額は、原則としてその時における地域の慣行料金以内とするが、災害救助法が適用された場合等は、その基準による。

(5) 労働者従事記録

労働者を雇用した班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

ア 出役表

日々の出役の状況を確認、記録する。

イ 賃金台帳

日々の出役の状況を記録し、賃金等の計算支払状況等を記録する。

5 労働者の確保

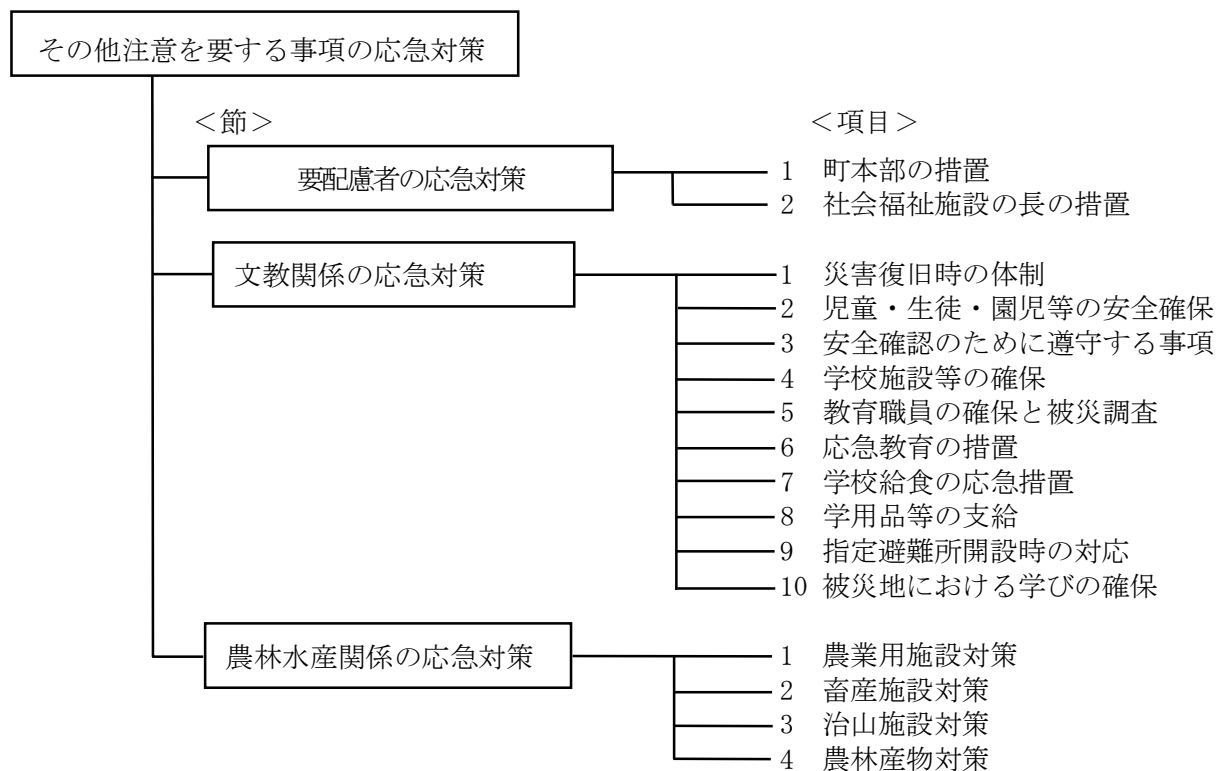
災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、従事命令を執行し、労働者を確保する。

## 第12章 その他注意を要する事項の応急対策

### 方針

町本部は、災害に際して要配慮者、文教関係、農林水産関係、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるように努める。

### 章の体系



## 第1節 要配慮者等の応急対策

[総務班、福祉班、関係各班、社会福祉施設管理者、防災関係機関]

### 1 町本部の措置

#### (1) 実施責任

福祉班は、災害に際して、次の方法により高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者（傷病者を含む）の保護にあたる。

災害救助法が適用された場合は、福祉サービスの提供をその基準内で実施する。

#### (2) 要配慮者等の保護

災害に際し、町本部のほか防災関係機関、町民の協力を得て、要配慮者等に対して次のような適切な災害応急活動を行い、その保護・安全を図るよう努める。

本災害応急対策計画の本節以外で定めた、要配慮者等の支援対策を次に整理する。

#### 第1章第1節 警戒体制の確立

- 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

#### 第1章第2節 町災害対策本部（町本部）の設置

- 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。
- 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

#### 第2章第2節 気象予警報等の情報

- 町は、避難判断水位到達情報等の伝達を受けたときは、必要に応じて浸水想定区域内の住民および要配慮者施設の管理者に情報を伝達し、注意・警戒をうながす。

#### 第2章第5節 広報

- 要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を放送事業者に要請する。

#### 第4章第2節 他の自治体等との相互応援

- 被災地の地域住民は、「要配慮者の保護」にあたる責務を負う。

#### 第6章第1節 避難収容

- 暴風、洪水、雪崩等の災害が発生するおそれがあるときは、危険区域内の避難行動要支援者に対して、安全な場所に事前避難するよう勧告する。
- 町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。
- 避難場所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、FAX、文字放送テレビの設置、授乳場所の確保を図るなど要配慮者に配

慮した設備の整備を図る。

- ・避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮にいれ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。
- ・必要があれば、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ・指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズ、特に福祉ニーズの把握にあたる。
- ・町本部は、指定避難所において緊急医療等の措置を必要とする被災者について、搬送を行うなどの措置をとる。
- ・指定避難所の運営にあたっては、要配慮者に関連して次の措置をとる。
  - (ア) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施および専用相談窓口の設置
  - (イ) 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
  - (ウ) 避難者の障がいや身体状況等に応じて、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の派遣
- なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。
- ・避難誘導については、避難行動要支援者の避難の誘導を優先する。
- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域において避難行動要支援者の避難支援の方策を定める。

#### 第8章第1節 給水

- ・医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者施設には優先的に緊急給水を行う。

#### 第8章第2節 食料

- ・食料の供与については、粉ミルク等の乳幼児に適した食品、食物アレルギー対応食品、高齢者・障がい者等に適した食品の調達・供与に配慮するとともに、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の食料の備蓄に努める。

#### 第8章第3節 生活必需品

- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。

#### 第8章第4節 住宅

- ・応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。
- ・応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。
- ・応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者等に配慮した構造の住宅を建設するように努めるとともに、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

### (3) 児童の保護

災害により保護者を失った児童に対し、子ども家庭相談センターに連絡し、入所施設に入

所させ保護する。

(4) 生活困窮者の保護

災害により生活に困窮し、保護の必要を生じた者に対し、民生委員・児童委員と連絡協議し、速やかに生活保護法に基づく進達を県に行い、困窮者を保護する。

(注) 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険、その他各種制度により給付されるが、同救助は、医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行される。

総務班、その他の関係各班は、被保険者証を紛失し、または準用不能となった者に対して、取りあえず医療機関と連絡を取り、保険証のないまま給付できるよう努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付を行う。

## 2 社会福祉施設の長の措置

社会福祉施設の長は、災害に際して、次の方法により入所者の保護に当たる。

(1) 避難、保護

あらかじめ災害の程度・種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者の入所を継続するとともに、必要に応じて入所者を避難させ、その保護に努める。

(2) 応急救助の要請

施設の被害等により食料および飲料水を得ることができない場合、または医療、その他の救助を必要とする場合は、福祉班に連絡し、応急救助を受ける。ただし、速やかに各施設単独で活動が実施できるよう復旧活動に努める。

(3) 職員（保育士）等の確保

保育士の被災、または入所児童の増加による保育士の不足の場合は、保育士経験者等のボランティアに協力を要請し補充する。補充できないときは、関係機関と協議し、保育士に代わる職員を臨時に充足する。

## 第2節 文教関係の応急対策

[建設下水道班、教育振興班、各学校（園）長]

### 1 災害復旧時の体制

- (1) 校・園長は教職員、児童・生徒・園児を掌握の上、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して教育振興班に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- (2) 教育振興班は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- (3) 教育振興班は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- (4) 学校・園が指定避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育振興班は、当該学校・園に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、必要に応じて他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- (5) 校・園長は災害の推移を把握し、教育振興班と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

### 2 児童・生徒・園児等の安全確保

- (1) 校長は児童生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。

#### ア 小学校、中学校、幼稚園の場合

##### (ア) 臨時休業

登校前においては児童等は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」および「暴風を含む警報」が発表されている場合は、臨時休業とする。

##### (イ) 終業時刻の繰上げ

児童等の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童等の安全を最優先とした適切な措置をとる。

その際、児童等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

##### (ウ) 警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大

雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童生徒の安全を最優先とし上記（ア）と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記（イ）と同様の措置をとる。

（エ）警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前7時までに、「大雨、暴風、大雪等を含む警戒レベル5相当情報の特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあつても、学校所在地域や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、町教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。

イ 高等学校の場合

（ア）始業時刻の繰下げおよび自宅待機

午前7時においてなお警報が発表中の場合は、始業時間を繰下げ、生徒は自宅待機とし、警報が解除され次第登校させる。

（イ）臨時休業

午前10時においてなお警報が発表中の場合は、臨時休業とする。

（ウ）終業時刻の繰上げ

警報の発表前であっても、気象状況に応じて教育活動を停止せざるを得ないと校長が判断した場合は、即刻下校を指示する。

その際、生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

（2）校長は、その他の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合は、学校所在地域等の状況に応じて、町立学校にあつては町教育委員会と協議のうえ、上記と同様の措置を講ずるものとする。

（3）校長は、県立学校にあつては、学校所在地域において、「大雨、暴風以外の警戒レベル5相当情報の特別警報」が発表された場合は、生徒の登校以前においては上記（1）と同様の措置とする。生徒の登校以後にあつては、終業時刻を繰上げ、速やかに生徒を安全な場所に避難させるなど、安全確保を最優先とした指示を行うこと。また、その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発表時においては、学校所在地域や生徒の通学経路等において災害の発生が予想される場合は、始業時刻の繰下げや終業時刻の繰上げ、あるいは臨時休業等の適切な措置を講じて、生徒の安全の確保を図ること。

3 安全確認のために遵守する事項

（1）校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておく。

- (2) 校長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。

- ア 学校行事等の中止
- イ 災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討
- ウ 町教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

#### 4 学校施設等の確保

教育振興班は、学校授業が災害のため中断することのないよう、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

##### (1) 被害程度別の予定施設

災害の規模および被害の程度により、次の施設を利用する。

- ア 応急的な修理で利用できる程度の場合は、施設を応急処理して使用する。
  - イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、二部授業等の方法を行う。
  - ウ 校舎の全部または大部分が使用できない程度の場合は、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。
  - エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、住民の避難先の最寄りの学校または被害を免れた公共施設を利用する。
  - オ 県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合は、避難先の最寄の学校、公民館等公共施設を利用する。
- なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

##### (2) 施設の応急復旧

教育振興班は、建設下水道班と協力し、災害終了後、速やかに被害校舎等の維持保全および授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

##### (3) 施設利用の応援

- ア 教育振興班は、町内隣接学校、その他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上、実施する。
- イ 教育長は、隣接市町施設を利用の場合、町本部長と協議の上、決定し、県本部に応援を要請する。

##### (4) 公民館、その他社会教育施設の対策

生涯学習班は、災害時には公民館、その他社会教育施設が指定避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

#### 5 教育職員の確保と被災調査

教育振興班および各学校長は、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害により



教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県に被災教育職員の報告を行う。

(1) 教育職員の確保

次の順序により職員を確保する。

ア 欠員が少数のときは、学校内で操作（要員の調整）する。

イ 教育振興班は、学校内で操作できないとき、各学校長の要請に基づき、町内学校間において操作する。

ウ 教育振興班は、町内学校間で操作できないとき、県教育委員会に応援または斡旋を要請する。

(2) 被災教育職員の調査報告

教育振興班は、災害発生に伴い、被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

6 応急教育の措置

教育振興班は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

(1) 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみが負担にならないよう配慮する。

(2) 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知（周知徹底）をする。

(3) 公民館、その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、児童・生徒の健康等に留意する。

(4) 通学路、その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

(5) 授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、子ども会等の組織を整理工夫する。

(6) 幼稚園については、この計画に準ずるものとする。

7 学校給食の応急措置

(1) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。

イ 施設、原材料等が、被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。

ウ 学校が、指定避難所として使用されるなどして、給食施設が災者の炊き出し施設として利用される場合、学校給食と災者炊き出しとの調整に留意し、実施する。

(2) 給食の一時中止

児童・生徒に対する給食は、次の場合に一時中止する。

ア 給食センターが、災害救助のため使用された場合

イ 給食施設に相当な被害を受け、事実上、給食の実施が不可能な場合

ウ 感染症、その他の危険発生が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

(3) 被害物資対策

被害物資の処分方法については、県本部の指示を待って実施し、指示のあるまで各学校において保管する。

(4) 被害状況等の調査報告

教育振興班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県本部に報告する。

ア 学校給食用物資被害状況調査

学校給食用物資の被害状況を速やかに調査し、次の様式により総務班に報告する。総務班はこれを集計し、県本部に報告する。

＊ 学校給食用物資被害報告（災害確定報告様式14号）【資料編参照】

イ 児童・生徒被災状況調査

教育振興班は、総務班から世帯構成員別被害状況報告を受け、小・中学校の児童・生徒の属する世帯の被害状況を調査して、県本部に報告する。

## 8 学用品等の支給

(1) 実施責任および応急措置

教育振興班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失またはき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童および中学校生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、県本部の補助機関として、応急措置を行う。

(2) 支給の種別

学用品等の支給・斡旋は、災害の程度により次の種別に区分して扱う。

ア 災害救助法の適用基準を満たす場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たす場合、この児童・生徒に対しては、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

イ 災害救助法の適用基準を満たさない場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たさない場合、この場合の学用品は本人の経費負担とし、調達方法は災害救助法の適用分と併せて調達する。

(3) 調達・支給の要領

学用品等の調達・支給は、次の要領で行う。

ア 災害救助法が適用された場合

(ア) 被災児童・生徒の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

(イ) 被災教科書の調査報告

教育振興班で調査し、まとめ、県本部へ報告する。

(ウ) 教科書および文房具の調達

県本部から指示があったときは、教育振興班が調達する。

(エ) 教科書および文房具の配給

教育振興班から各学校に引継ぎ、各学校において直接、児童・生徒に支給する。

イ 非適用者に対する場合

アの場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋する。

ウ 災害救助法が適用されなかった場合

教育振興班において学用品等を斡旋する。ただし、処理できない場合は、県本部へ斡旋を要請する。

(4) 被災教科書の調査

ア 被災者名簿の作成

各学校において、災害終了後、速やかに児童・生徒に対する被災者名簿を調査・作成する。

同名簿は、住家の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

イ 被災教科書の集計

アの被災者名簿により被災教科書を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。

ウ 被災教科書の報告

支給の種別（ア～イ）の場合は、上記の被災教科書一覧表を作成し、県本部に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

(5) 支給の方法

ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当台帳により割当てを行う。割当てに当たっては、町本部の被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ 給与券の発行

物資の割当てをしたときは、学用品給与券を各児童・生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。避難等により交付できないときは、教育振興班にて保管し、本人の登校を待って交付する。

ウ 支給

各学校は、教育振興班から一括学用品を受け取り、受領書（学用品給与券）と引換えに各児童・生徒に支給する。

(6) 記録

教育振興班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

- ア 被災児童・生徒名簿
- イ 被災教科書報告書
- ウ 学用品引継書
- エ 学用品割当台帳
- オ 学用品給与台帳
- カ 学用品受払簿

## 9 指定避難所開設時の対応

学校・園において指定避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 指定避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

- ア 授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき町本部と協議する。
- イ 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ウ 災害発生直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には町防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
- エ 学校・園は平素より町防災担当部局との情報交換・連絡を行なっておく。
- オ 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大変であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

- (2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら、可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させるものとする。

## 10 被災地における学びの確保

国〔文部科学省〕及び被災地域外の地方公共団体は、本町の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

## 第3節 農林水産関係の応急対策

[農林商工班、施設管理者]

### 1 農業用施設対策

農林商工班は、被害の状況を把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、町本部からの要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水を飲料・消火水として利用することに協力する。

- (1) 施設管理者は、農業用ため池等の被害情報伝達対象農業用施設が破損し、増水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により町本部に支援の要請を行う。

#### 被害情報伝達対象農業用施設

| 対象施設                                     | 備考                      |
|------------------------------------------|-------------------------|
| ・農業用ため池、農業用調整池<br>・揚排水ポンプ場〈揚排水機場〉とその附帯施設 | 県、町、土地改良区、各集落等が管理している施設 |

#### ア 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき県に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

#### イ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建築業者に要請を行い、応急対策に当たる。

- (2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

### 2 畜産施設対策

災害による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡・死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

- (1) 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げにならないよう努める。
- (2) 農林商工班は、家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死

亡畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

- (3) 被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

### 3 治山施設対策

災害により堰堤、護岸工の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設管理者は、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 治山施設のうち災害による破壊・崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- (2) 雨水の浸透により増破の危険がある施設については、危険防止等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に県に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

### 4 農林産物対策

各種災害に対して、農林水産物の被害を最小限にとどめるための諸対策について、県の技術指導等を受けながら次の対策に努める。

#### ア 農産物に対する応急措置

- (ア) 営農技術の指導
- (イ) 種子の確保
- (ウ) 病虫害の防除
- (エ) 凍霜害防除
- (オ) 防雪

#### イ 家畜に対する応急指導

- (ア) 家畜の管理指導
- (イ) 家畜の防疫
- (ウ) 家畜の避難
- (エ) 飼料および家畜用飲料水の確保
- (オ) 死亡畜の処理

#### ウ 林産物に対する応急措置

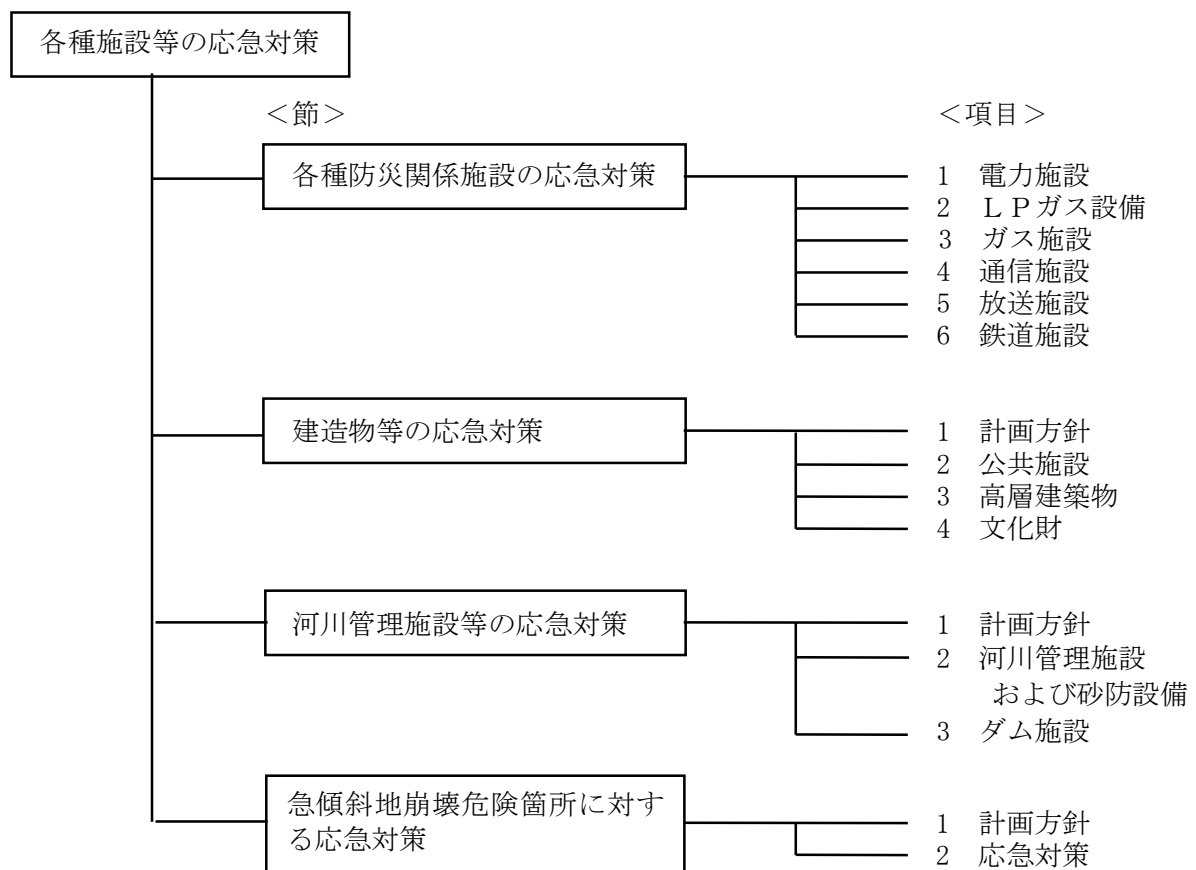
- (ア) 災害対策技術指導
- (イ) 風倒木の処理指導
- (ウ) 森林病虫害の防除
- (エ) 凍霜害防除

## 第13章 各種施設等の応急対策

### 方針

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持および運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

### 章の体系



## 第1節 各種防災関係施設の応急対策

[各施設管理者等]

1～6に掲げる応急対策計画は、各々の施設管理者等において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。（上水道施設の応急対策に関しては、災害応急対策編第1部第8章第1節「給水」による。）

### 1 電力施設

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

#### (1) 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

#### (2) 災害時における情報の収集、連絡

##### ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

##### (ア) 一般情報

###### a 気象、地象情報

###### b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

###### c 社外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況

###### d その他災害に関する情報（交通状況等）

##### (イ) 関西電力および関西電力送配電の被害情報

###### a 電力施設等の被害状況および復旧状況

###### b 停電による主な影響状況

###### c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

###### d 従業員等の被災状況

###### e その他災害に関する情報

##### イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。



## ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

### (3) 災害時における広報

#### ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

#### イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

### (4) 要員の確保

#### ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

#### イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

### (5) 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

#### ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

#### イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契

約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

関西電力および関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

#### ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

#### (11) 復旧計画

関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。

#### (12) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

## 2 L P ガス設備

一般社団法人滋賀県L P ガス協会は、L P ガス設備を災害から防護するため各種施策を行うとともに、災害発生時には「滋賀県L P ガス災害対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と緊密な連携を取りながら次の計画により応急対策を実施して、L P ガスの安定供給に努める。

#### (1) 情報の収集伝達および報告

##### ア 気象予報の収集伝達

各L P ガス販売事業者は、風水害が発生したときならびに気象庁より災害発生の発表があった場合、報告または伝達する。本部では収集した気象予警報を所定の方法により伝達する。

##### イ 被害状況の連絡、報告

各L P ガス販売事業者は、自ら供給する顧客設備の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また、本部は防災関係機関へ緊急連絡を行う。

#### (2) 応急対策要員の確保

災害発生予想時におけるL P ガス販売事業者の待機ならびに非常出動要員体制の確立を行う。

#### (3) 災害対策の実施

##### ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じ顧客および地域住民に対し、広報車による災害に関する各種の情報を広報する。

##### イ 応急対策

災害状況ならびに現場状況に基づき、災害対策本部からの指令で、L P ガス供給設備の点検・防護・ガス配管等の損傷の危険が予想される箇所にあつては供給遮断ならびに撤去を実施する。

災害による事故が発生した場合には、直ちに防災活動を実施するとともに、不測の事態

を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど、危険防止のための応急対策を行う。

(4) 災害復旧対策

ア LPガスの安定供給を確保するため、消防機関と連携をとり供給上可能な範囲で応急復旧作業にあたる。

イ 大規模な災害により、当該支部単位で復旧を図ることが困難な場合、災害を免れた支部より応援活動を行う。

ウ 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命を重視し、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先する。

(5) 指定避難所等へのLPガス供給と保安の確保

町の災害対策本部と連携し、指定避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるLPガスの供給と保安業務支援を実施する。

### 3 ガス施設

大阪ガス(株)京滋導管部は、災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。

災害発生時には「災害対策規程」等に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず所管所属にて応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達および報告

ア 気象予報の収集、伝達

気象情報および洪水、土砂災害時の災害情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信経路

災害発生による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保および事業所管内の諸状況を把握する。

ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設および管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本部へ報告する。また専用電話等により、防災関係先へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくいとめるため、必要があるときは顧客および地域住民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備または、テレビ、その他マスメディアにより災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害状況、現場状況に基づき、対策本部からの指令でガス製造・供給施設の点検・防護、

ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。

(3) 災害復旧

- ア ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にいくとめるなど応急復旧作業に当たる。
- イ 大規模な災害により、事業者単独で復旧をはかることが困難である場合には、災害を免れた事業者からの協力を得るため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」の活用を図る。
- ウ 災害復旧計画の策定および実施に当たっては、人命にかかわる箇所および救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

4 通信施設

電気通信設備に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、各施設管理者は、次のような応急対策を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通に努める。

(1) 県防災行政無線（県知事公室）

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町および防災関係機関相互間の無線通信回線の確保に当たる。

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ) 機器動作状態の監視の強化
- (エ) 可搬型移動局（全県）の配置
- (オ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 移動局による臨時無線通信回線の設定
- (イ) 職員による仮復旧の実施
- (ウ) 電源の喪失等による場合は、国等に電源車の貸与の要請の実施
- (エ) 通信手段の確保が不十分な場合は、国や通信事業者から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保

(2) 一般通信施設（N T T西日本㈱滋賀支店）

ア 設備および回線の応急復旧措置

- (ア) 電気通信設備に災害が発生したときは、N T T西日本㈱災害対策規程の定めるところ

により、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

(イ) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国または地方公共団体

第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由および内容

(イ) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) その他必要な事項

## 5 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀、エフエムひこねコミュニティ放送(株)、FMひがしおうみの各社は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続および特別放送の実施に努める。

(1) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線の整備および確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備

エ 必要機材の緊急借用または調達確保

(3) 放送施設応急対策

ア 放送機等の障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が途絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、被災受信設備の復旧の支援を行う。

イ 指定避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連情報を確保するため、関係団体の協力を得て、受信機の貸与・設置などの対策を講ずる。

ウ 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施する。

6 鉄道施設

東海旅客鉄道㈱、近江鉄道㈱本社、一般社団法人近江鉄道線管理機構は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷者を伴う鉄道災害が発生し、もしくは発生しようとする場合、次のように応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

(1) JR施設

ア 対策本部の設置等

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、安全推進部長が決定し招集を指示するものとする。

イ 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

対策本部等の種別、設置標準および招集範囲

| 種別    | 設置標準                                                                                                                                                     | 招集範囲<br>(社内間接社員) |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1種体制 | <ul style="list-style-type: none"><li>・重大な事故等が発生したとき</li><li>・お客様、通行人等に死傷者が生じたときまたはそのおそれがあるとき</li><li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li><li>・特に必要と認めたとき</li></ul> | 招集可能者の全員         |

| 種別    | 設置標準                                                                                                                | 招集範囲<br>(社内間接社員) |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第2種体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事故等が発生したとき</li> <li>・本線が長時間不通となるおそれがあるとき</li> <li>・特に必要と認めたとき</li> </ul> | 招集可能者の半数         |
| 第3種体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要と認めたとき<br/>(台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害の恐れがあるとき)</li> </ul>                    | 必要最小数            |

※ 招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

※ 上記を標準として統括本部内関係各長は、種別ごとの招集者を定めておくこと。

※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。

## (2) 近江鉄道施設

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、近江鉄道㈱、一般社団法人近江鉄道線管理機構の災害応急処理規程等の定めるところにより災害応急対策を実施するものとする。

さらに災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置および応急対策を遂行するため必要に応じて本社に非常本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策にあたる。



## 第2節 建造物等の応急対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、文化振興班、生涯学習班]

### 1 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設において、人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等、町民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

### 2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

イ 災害時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関に通報して、応急の措置を講ずる。

エ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

#### (2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

### 3 高層建築物

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」）は、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

#### (1) 発生時におけるパニックの防止措置

#### (2) 出火防止および初期消火活動

#### (3) 人命の救護

#### (4) 安全な避難誘導措置

- (5) 防火機関や地域防災団体との連絡ならびに災害に関する情報収集および伝達

#### 4 文化財

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者または管理団体は、ただちに町本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、文化振興班に報告する。文化振興班は、その結果を取りまとめるとともに、必要に応じて被害状況を調査の上、県指定の文化財にあっては県本部（文化スポーツ部）へ、国指定の文化財にあっては県本部（文化スポーツ部）を経由して文化庁へ報告する。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して、移動可能な文化財は安全な場所に移す等の応急措置を講ずるとともに、県本部（文化スポーツ部）の指示を求める。

## 第3節 河川管理施設等の応急対策

[河川管理施設管理者]

### 1 計画方針

災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害をうけたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

### 2 河川管理施設および砂防設備

#### (1) 基本方針

災害による被害および増水による二次災害を防止するため、町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- イ 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- オ 市町における相互の協力および応援体制の確立
- カ 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
- キ 町の応急対策に対する技術的な援助

#### (3) 復旧計画

- ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

### 3 ダム施設

#### (1) 基本方針

ダムに設置した観測点において異常が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果、ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2) 臨時点検

ダム管理者は、災害が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

ア 一次点検（災害発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

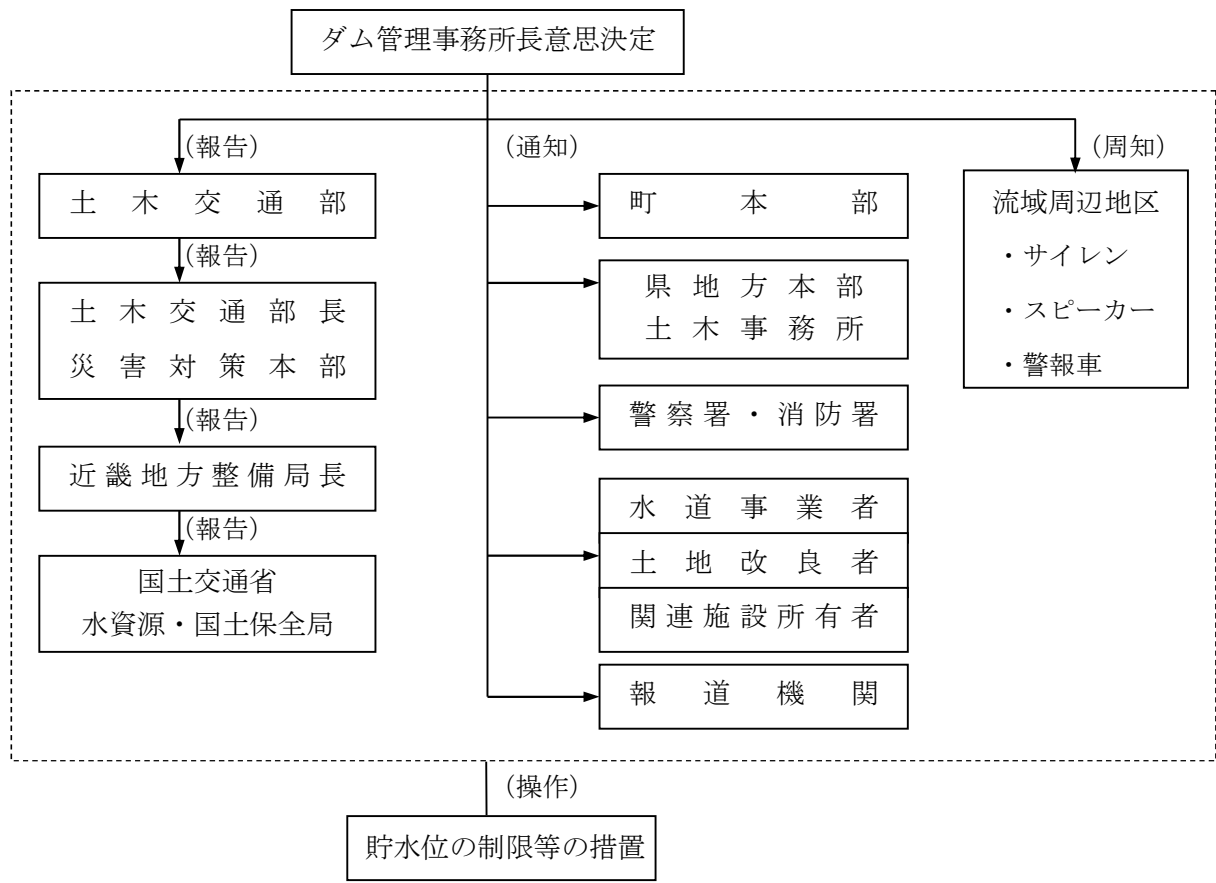
イ 二次点検（一次点検終了後）

一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(3) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。



## 第4節 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策

[町、関係各班、防災関係機関]

### 1 計画方針

災害により、急傾斜地においては崩壊・崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

### 2 応急対策

#### (1) 基本方針

町本部は、災害による被害を軽減するため、関係各班、消防機関等の応急活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに各関係機関と協力し、被害箇所の早期応急復旧を図る。

ア 被害状況の巡視

イ 町における相互協力および応援体制

施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合は、施設の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

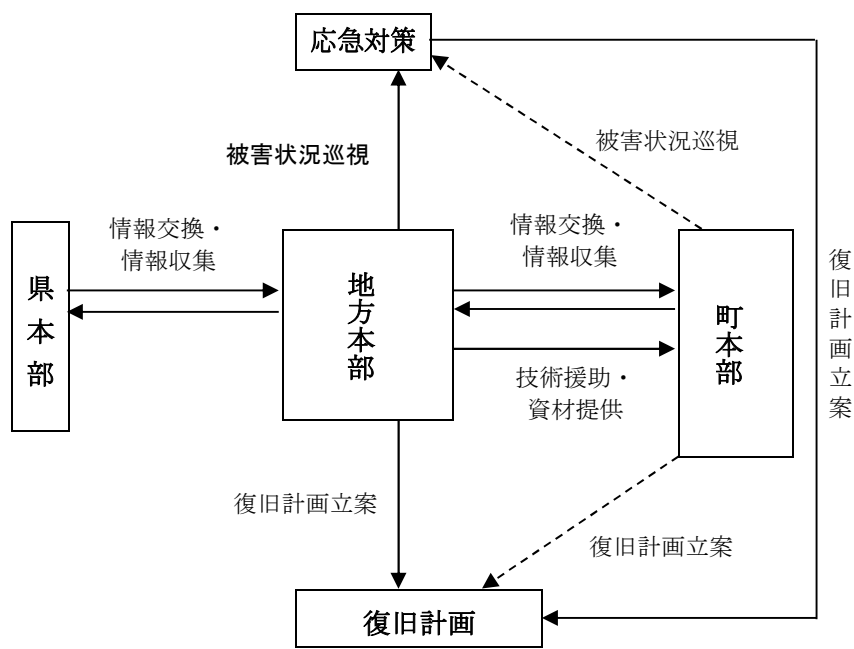
町本部は、情報の連絡・交換を図り、関係各班等の応急対策が十分に行われるよう技術的な援助を行うなど、調整に当たる。また、施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設の管理者は被害の状況に応じた応急復旧を行う。

#### (3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

イ 災害により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努める。

【急傾斜地危険箇所に対する応急対策】



## 第14章 被災者への援助

### 方針

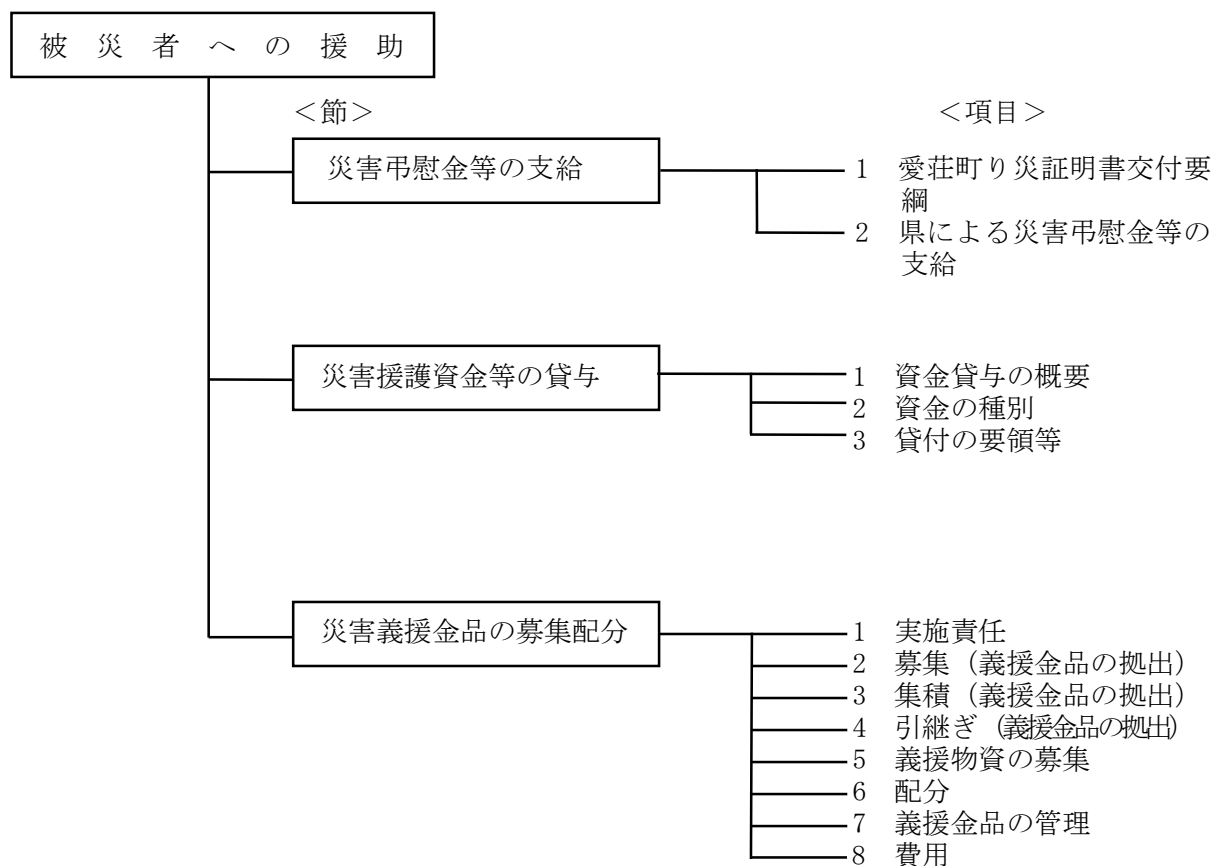
災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給ならびに低所得者（世帯）に対して災害援護資金等の融資を行うとともに、義援金品の募集および配分をし、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定を促す。

災害弔慰金等については、被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

県および町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

### 章の体系



第1節 災害弔慰金等の支給

[税務班]

1 愛荘町り災証明書交付要綱

本町の区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）および災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用を受けない町民の被災者に対して、告示第77号（平成30年9月25日）に基づき必要に応じて証明を行う。

2 県による災害弔慰金等の支給

(1) 支給基準等

税務班は、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい災害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 県の支給

知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度、関係機関と協議し実施する。

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

| 種別      | 対象となる災害<br>(自然災害)                    | 根拠法令                                | 支給対象者              | 支給限度額                                           | 支給の制限                                               |
|---------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 災害弔慰金   | 1. 町内において5世帯以上の住居が滅失した災害             | 1. 災害弔慰金支給等に関する法律                   | 死亡者の配偶者<br>死亡者の子   | 死亡した者が生計維持者の場合<br>500万円                         | 1. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合             |
|         | 2. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害   | 2. 実施主体町<br>(条例)                    | 死亡者の父母<br>死亡者の孫    | それ以外の場合<br>250万円                                | 2. 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 |
|         | 3. 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害      | 3. 経費負担<br>国 1/2<br>県 1/4<br>市町 1/4 | 死亡者の祖父母            |                                                 | 3. 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等、町長が不適当と認めた場合            |
|         | 4. 災害救助法が適用された市町をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 |                                     |                    |                                                 |                                                     |
| 災害障害見舞金 | 同上                                   | 同上                                  | 法別表に掲げる程度の障がいがある場合 | 障がい者となった者が生計維持者の場合<br>250万円<br>それ以外の場合<br>125万円 | 同上                                                  |



## 第2節 災害援護資金等の貸与

[税務班]

### 1 資金貸与の概要

税務班は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

### 2 資金の種類

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
- (2) 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

### 3 貸付の要領等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

町が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 貸付対象等

災害援護資金の貸付

| 貸付対象                                                                                                                                                                                                               | 根拠法令                                                                                                       | 貸付金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 貸付条件                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷<br><br>2. 住居または家財の価格のおおむね1/3以上の損害(所得制限)<br>その世帯の前年の所得が次の額以内の世帯<br>1人 220万円<br>2人 430万円<br>3人 620万円<br>4人 730万円<br>5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額<br><br>(注) 住居が滅失した場合は、1, 270万円に緩和 | 1. 災害弔慰金等に関する法律<br>2. 実施主体 町<br>3. 経費負担<br>国 2/3<br>県 1/3<br>4. 対象となる災害<br>滋賀県において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 | 1. 貸付区分および貸付限度額<br>1世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円<br><br>2. 家財等の損害<br>ア. 家財の1/3以上の損害 150万円<br>イ. 住宅の半壊 170万円<br>ウ. 住宅の全壊 250万円<br>エ. 住宅全体の滅失または流失 350万円<br>3. 1と2が重複した場合<br>ア. 1と2のアの重複 250万円<br>イ. 1と2のイの重複 270万円<br>ウ. 1と2のウの重複 350万円<br>4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合<br>ア. 2のイの場合 250万円<br>イ. 2のウの場合 350万円<br>ウ. 3のイの場合 350万円 | 1. 据置期間 3年<br>(特別の事情がある場合5年)<br><br>2. 償還期間<br>据置期間経過7年<br>(特別の事情がある場合は5年)<br><br>3. 償還方法<br>年賦または半年賦<br><br>4. 貸付利率<br>年3%以内で町条例で定める額(据置期間中無利子)<br><br>5. 延滞利息<br>年5% |

イ 調査および報告

(ア) 融資希望世帯の調査選考

税務班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。

関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。

(イ) 報告

災害援護資金等借入予定者名簿を、災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県本部に災害発生後10日以内に報告する。

(ウ) 貸付世帯の選考は、税務班が行う。

(2) 生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

生活福祉資金の貸付

| 貸付対象                                                                  | 根拠法令                                                                                              | 貸付金額           | 貸付条件                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯 | 1. 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生労働省令第398号）」<br><br>2. 実施主体等<br>①実施主体<br>滋賀県社会福祉協議会<br>②窓口<br>町社会福祉協議会 | 1世帯<br>150万円以内 | 1. 据置期間<br>貸付の日から6ヶ月以内（特別の場合2年以内）<br>2. 償還期間<br>据置期間経過後7年以内<br>3. 貸付利率<br>保証人あり：無利子<br>保証人なし：年1.5%（据置期間経過後）<br>4. 保証人<br>原則として連帯保証人1人<br>ただし、連帯保証人を立てなくても貸付を受けることができる<br>5. 償還方法<br>年賦、半年賦または月賦<br>6. 申込方法<br>官公署の発行するり災証明を添付し民生委員・児童委員を通じ、町社会福祉協議会に申し込む |

## 第3節 災害義援金品の募集配分

[税務班]

### 1 実施責任

#### (1) 協議会の構成

町本部は、大規模災害が発生した場合、被災者および被災施設を救援するために次の機関等をもって協議会を構成し、各機関の共同協力のもと義援金品を募集し、輸送および配分を行う。

#### (2) 協議会の構成機関等

- ア 町
- イ 県共同募金会愛知川分会、秦荘分会
- ウ 日本赤十字社愛荘分区
- エ 町社会福祉協議会
- オ 女性団体
- カ 青年団体
- キ 小・中学校生徒会
- ク 民生委員・児童委員協議会
- ケ 自治会
- コ 警察等

#### (3) 町本部における担当

- ア 税務班が担当する。
- イ その他関係各班は、その内容によって協力し、募集配分に当たる。
- ウ 税務班は、町あての見舞金等について現金領収をし、保管・管理する。

### 2 募集（義援金品の拠出）

災害義援金品の募集は、次のような場合に募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

なお、募集にあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及および内容の周知等に努めるものとする。

- (1) 県内または、他の都道府県において大規模災害が発生した場合
- (2) 県単位機関から通知を受けた場合
- (3) 町単位機関において協議し、募集することに決定した場合

### 3 集積（義援金品の拠出）

義援金品の集積は、受付窓口を開設して次のように行う。

- (1) 各家庭から募集するときは、自治会、女性会あるいは民生委員・児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらうなどの方法により集積する。
- (2) 児童会、生徒会あるいは職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で申出のあったものについては、それぞれの申出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。
- (4) (1) による場合は「義援金品搬出者名簿」（様式1号）を、(2) による場合は「義援金品引継書」（様式2号）を、(3) による場合は「義援金品受領書」（様式3号）を作成し、あるいは発行してその整備・保管をする。

＊ 義援金品搬出者名簿（様式1号）【資料編参照】

＊ 義援金品引継書（様式2号）【資料編参照】

＊ 義援金品受領書（様式3号）【資料編参照】

### 4 引継ぎ（義援金品の拠出）

- (1) 義援物資の引継ぎ

募集機関で受け付け集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し、引継ぎを行う。

- (2) 義援金の引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式2号）を作成し、その収受を明らかにする。

### 5 義援物資の募集

- (1) 義援物資の募集

県および町は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと義援物資の募集を行う。その際、県および町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

〔義援物資募集の際の広報内容〕

ア 被災地において必要とする物資

イ 被災地において不要である物資

ウ 当面必要でない物資

エ 義援物資送付の際の留意事項

- ・送付者において仕分けを徹底すること
- ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
- ・その他の留意事項

オ 義援物資の送り先

## (2) 義援物資の受付

県および町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

町において、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

町は、県等と連携し、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、受入、配分等の調整を行う。

## 6 配分

県機関から配分を受け、あるいは受付けた義援金品は、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、実情に則し公平に配分する。配分はできる限り受付け、または引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするように配慮する。

なお、義援金の配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議の上、決定するものとする。

## 7 義援金品の管理

### (1) 金銭の管理

現金は銀行預金で保管し、「現金出納簿」（様式4号）により記録し、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

### (2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式5号）を備付け、受付けから引継ぎ、または配分までの状況を記録する。

＊ 現金出納簿（様式4号）【資料編参照】

＊ 義援金受払簿（様式5号）【資料編参照】

## 8 費用

義援金品の募集および配分に要する労力は、できるだけ奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整備・保管する。



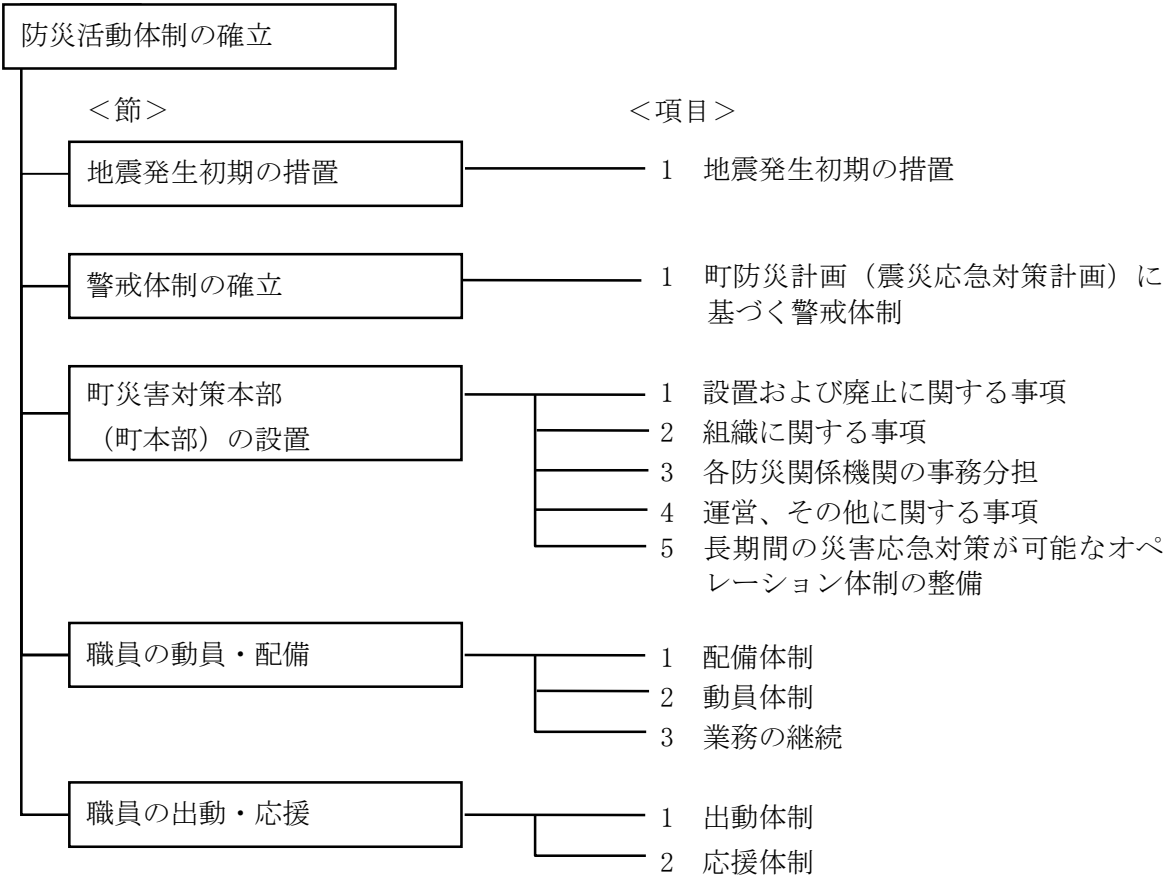
第2部 震災応急対策計画

第1章 防災活動体制の確立

方針

地震が発生した場合、災害応急対策実施責任機関（町およびその他防災関係機関）は、必要に応じて警戒体制を敷き、災害対策本部等を設置して、必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。

章の体系

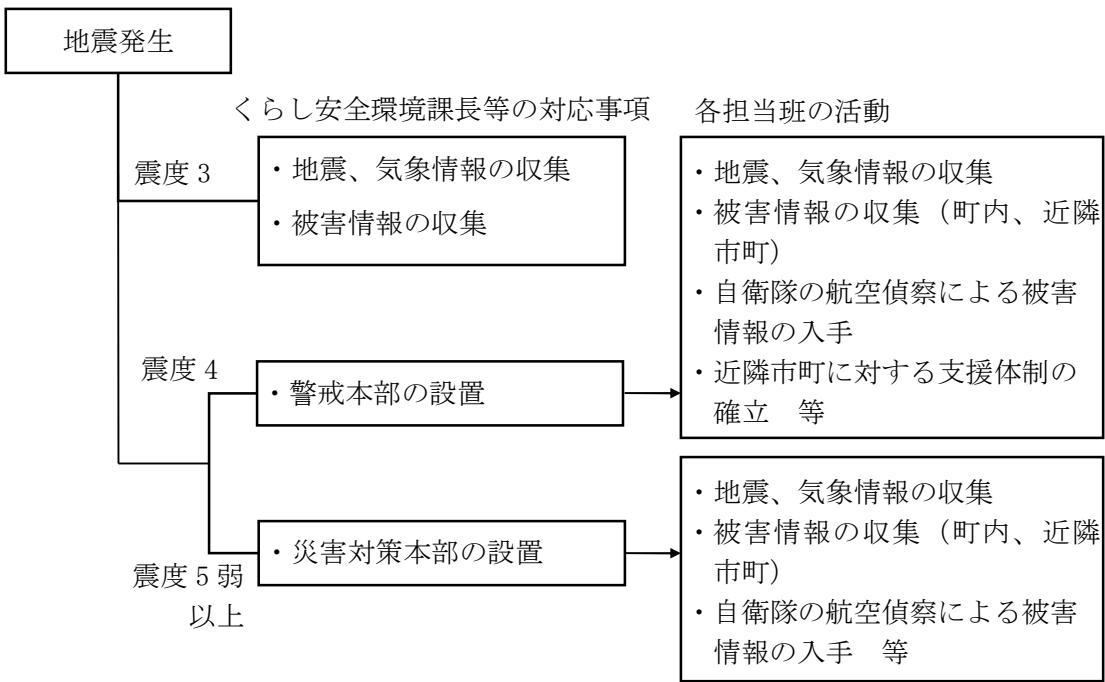


第1節 地震発生初期の措置

[関係各課長、町各班]

1 地震発生初期の措置

町本部は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合は、次の措置を講ずる。





## 第2節 警戒体制の確立

[くらし安全環境課、建設・下水道課、その他関係各課、東近江消防本部・団]

### 1 町防災計画（震災応急対策計画）に基づく警戒体制

災害対策本部を設置する以前の体制として警戒本部を設置し、地震および気象等に関する情報の収集および災害対策本部の設置検討等を行う。

#### (1) 配備基準と配備体制

配備基準と配備体制

| 配備体制   | 配備の基準                                                                                                                                        | 対応                                                                                                            | 配備員                                                           |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 警戒待機体制 | ・町域に、震度3以上の地震を観測した場合。                                                                                                                        | 少人数の人員で主として、情報の収集、連絡に当たり、警戒本部体制に向けた準備をする。                                                                     | くらし安全環境課長<br>建設・下水道課長<br>他関係職員<br>公用車3台待機                     |
| 警戒本部   | ・町域に、震度4以上の地震を観測した場合。<br>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表された場合<br>・その他本部が必要と認める場合。<br>※事態が切迫し、災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、本部長の指示により災害対策本部の設置に切り替える。 | 本部職員、関係課の職員および当番制職員によって構成し、必要に応じた職員の招集増員、その他の災害応急対策活動が実施できる体制。<br>・第1・2配備に向けた準備をする。<br>・指定避難所・高齢者等避難発令の準備を行う。 | 災害対策本部<br>本部員<br>関係職員（当番制職員含む）<br>町消防団<br>消防団長<br>公用車2分の1以内待機 |

#### (2) 警戒本部の設置

ア 被害情報の取りまとめおよび連絡調整のために設置する。

イ 警戒本部は、本庁舎内に置く。

ウ 警戒本部の長はくらし安全環境課長とし、事務局員は、くらし安全環境課職員および警戒体制配備人員で構成する。

エ くらし安全環境課は、警戒本部室に次の設備等を準備する。

|      |                |
|------|----------------|
| 電話   | 直通 10台・内線 61台  |
| 無線電話 | 防災行政無線遠隔制御器 3台 |

|      |                                                            |
|------|------------------------------------------------------------|
| FAX  | 一般FAX 2台・防災FAX 1台                                          |
| 備品関係 | 机、椅子、黒板、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、防災対応用品                         |
| 防災資料 | 町および県の地域防災計画書、町および県の水防計画書、自治会長名簿、白地図、住宅地図、地区別防災カルテ、その他必要資料 |

オ 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

(3) 担当所管と処理事項（警戒本部設置時）

ア 主要な防災担当課等

|          |                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒本部     | (ア) 災害対策本部の設置の検討<br>(イ) 各課ならびに消防組合との連絡調整                                                       |
| くらし安全環境課 | (ア) 警戒本部の運営<br>(イ) 気象台・各ダム管理事務所の情報収集<br>(ウ) 関係各課等の情報の取りまとめ<br>(エ) 関係各課および関係機関への情報伝達            |
| 建設・下水道課  | (ア) 河川巡視による情報収集と警戒本部への報告<br>(イ) 現場情報の収集と警戒本部への報告<br>(ウ) 防災用資機材の業者調達手配と持ち出し準備<br>(エ) 風水害対策会議の開催 |
| 町消防団団長   | (ア) 警戒本部における協議内容を団員へ共有                                                                         |

(4) 警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害対策本部設置の検討

災害対策本部本部員は、現場情報に基づく協議の上、災害対策本部員会議の召集を町長に具申する。町長は、状況により必要があると認める時、災害対策本部員会議を召集し、災害対策本部の設置について協議する。

### 第3節 町災害対策本部（町本部）の設置

[本部事務局、町各班、東近江消防本部、各防災関係機関]

#### 1 設置および廃止に関する事項

##### (1) 災害対策本部（町本部）の設置基準

地震災害が発生した場合で、次の基準に基づき災害応急対策に対処する必要があるとき、災害対策本部（以下「町本部」という）を設置する。

- ア 町域に震度5弱以上の大規模な地震を観測し、町本部を設置してその対策を必要とするとき。
- イ 町域において局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- ウ 警戒本部体制では、対応困難と町長が判断したとき。
- エ その他、災害救助法による援助を要する災害が発生したとき。

##### (2) 町本部の廃止基準

災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり、町本部の廃止を適当と認めたときこれを廃止する。

##### (3) 町本部の配備体制および配備基準

町本部長は、災害の種類・規模・程度等の配備基準によって、町本部における次の配備体制をとる。

配備基準・配備体制

| 配備体制                    | 配備の基準                                                                                                                               | 対応                                                                                                                                                                     | 配備員                                                                                                                     |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1・2 配備体制<br>(災害対策本部)   | <ul style="list-style-type: none"><li>町域に、震度5弱以上の大規模な地震を観測し、町本部を設置してその対策を必要とするとき。</li><li>町域において局地的な災害が発生し、またはそのおそれがあるとき。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>警戒本部体制に加え、第1配備、第2配備を段階的に招集し、速やかに災害対応が出来る体制。</li><li>消防団長の指示により、幹部、機関団員を招集し、速やかに水防活動が出来る体制。</li><li>指定避難所の設置・高齢者等避難の発令。</li></ul> | 災害対策本部<br>本部員<br>第1AB 配備員<br>第2 配備員<br>※段階的に招集<br>町消防団<br>団長<br>幹部団員<br>機関団員<br>愛知消防署愛知川出張所長<br>滋賀県情報連絡員<br>本庁公用車・消防車待機 |
| 第3 配備体制<br>(災害対策・応急対策本) | <ul style="list-style-type: none"><li>事態が切迫し、危険性が大で、第2配備では処理しかねると認められると</li></ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>町職員全員を動員し、町の全組織・全機能を挙げて、災害応急対策活動が実施で</li></ul>                                                                                   | 災害対策本部<br>全町職員<br>町消防団                                                                                                  |

| 配備体制  | 配備の基準                                         | 対応                                  | 配備員                                           |
|-------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 部の設置) | き。<br>・全町域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生し、またはそのおそれがあるとき。 | きる体制。                               | 全団員<br>愛知消防署愛知川出張所長<br>滋賀県情報連絡員<br>全公用車・消防車待機 |
| 特別配備  | ・状況により、町本部長が必要と認めたとき。                         | ・全職員で編成し、災害予防ならびに応急手当、災害復旧が実施できる体制。 | 各種機関、団体、自衛隊への応援要請<br>全公用車・消防車待機               |

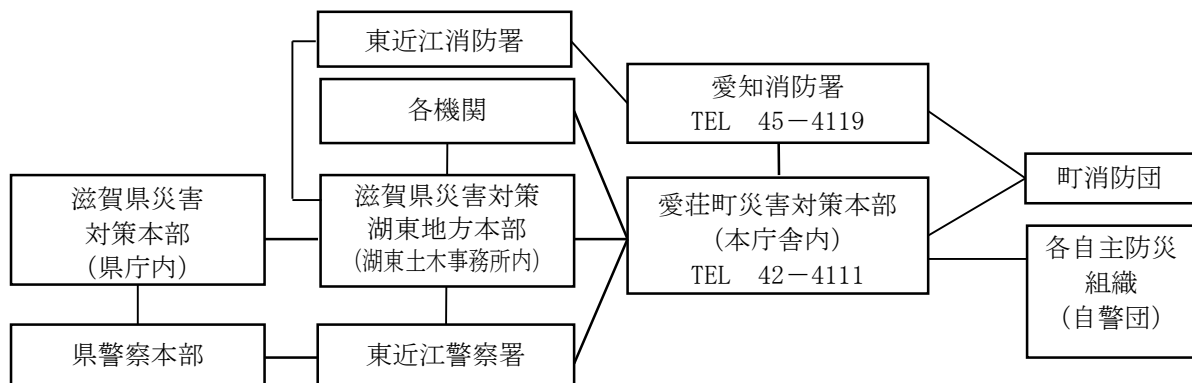
#### (4) 町本部の設置・廃止の伝達

町本部の設置および配備体制が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。廃止の場合も同様とする。

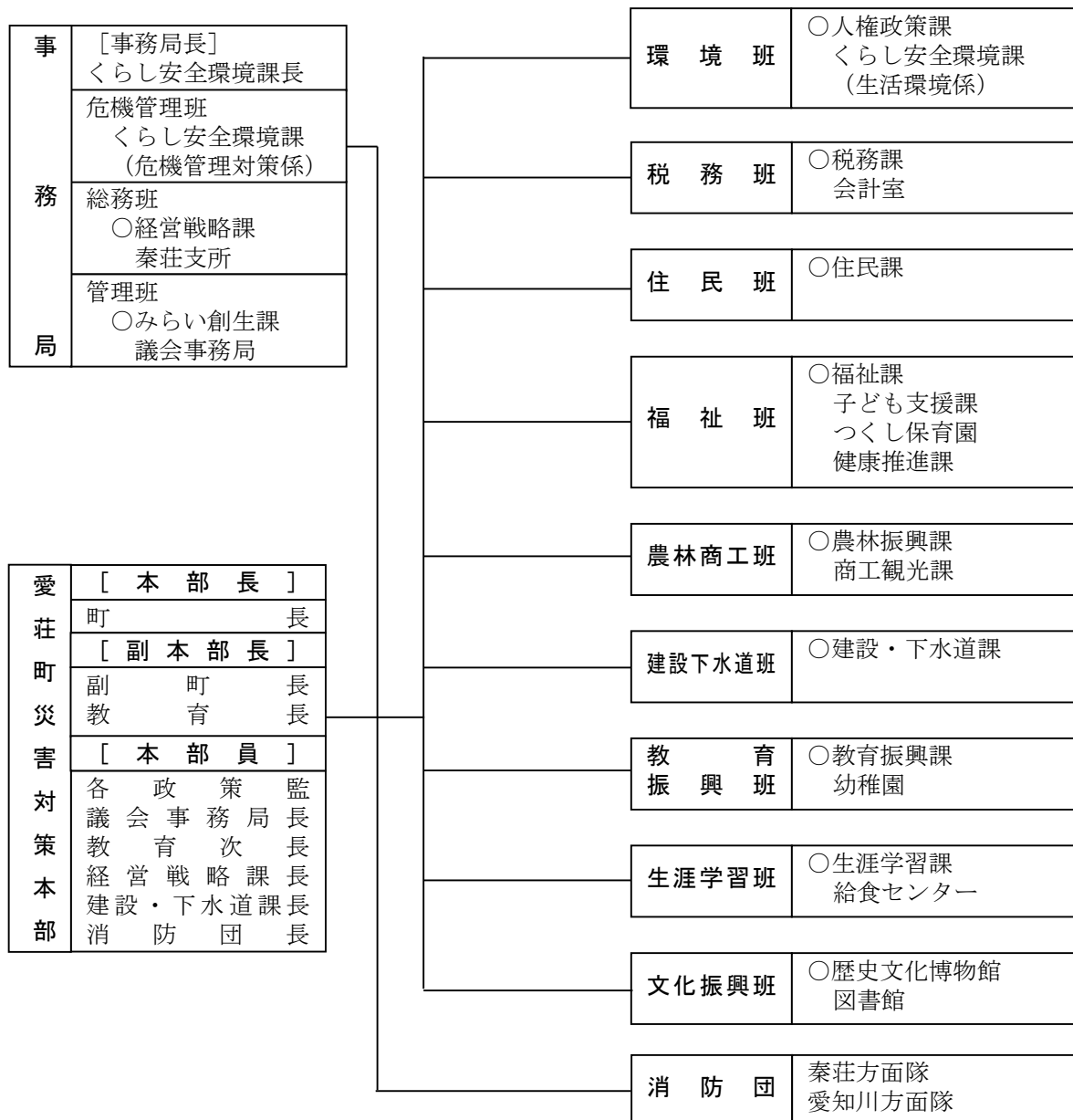
| 通知および公表先        | 通知および公表方法                   | 担当班 |
|-----------------|-----------------------------|-----|
| 本庁舎内の各課         | 町防災行政無線・庁内放送等               | 総務班 |
| 愛知消防署、建設・下水道課   | 町防災行政無線・電話連絡・FAX            |     |
| 県本部             | 県防災情報システム・県防災行政無線・電話連絡・FAX  |     |
| 防災関係機関（町防災会議委員） | 電話連絡・FAX                    |     |
| 報道機関            | 口頭または文書                     |     |
| 住民              | 報道機関を通じての公表<br>広報車・防災行政無線放送 |     |

## 2 組織に関する事項

### (1) 関係機関の組織構成



町本部の組織構成



注) ○は、原則として課長、室長の職にあるものを班長とする。

(2) 町本部長・副本部長

ア 町本部長には町長を、副本部長には副町長・教育長を充てる。

イ 町本部長が不在または事故ある場合は、以下の順位により職務代理者が職務を代行する。

|     |         |
|-----|---------|
| 第1位 | 副町長     |
| 第2位 | 教育長     |
| 第3位 | 政策監（企画） |
| 第4位 | 政策監（総務） |
| 第5位 | 政策監（産業） |
| 第6位 | 政策監（福祉） |

(3) 本部員

ア 町本部に本部員を置き、各政策監、議会事務局長、教育次長、経営戦略課長、建設・下水道課長、消防団長をあてる。

イ 本部員は、町本部長の命を受け、災害対策本部の事務をつかさどる。

(4) 班長

班長は、各担当班の応急対策活動を統轄するとともに、本部会議が招集された場合は、すみやかに参集する。また、町本部設置時には、本部室に詰めて町本部長を補佐する。

(5) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定する場として、災害対策本部の下に本部会議を設ける。

町本部長が必要と認めたときは、本部会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

ア 町本部の設置および配備ならびに職員の動員に関すること

イ 現地における指揮、視察、見舞い等に関すること

ウ 災害救助法の適用および救助の種類・程度・期間等の決定に関すること

エ 災害の防除（拡大防止）対策に関すること

オ その他、災害に関連した必要な事項

(6) 本部事務局

ア 町本部に、本部事務局を設置する。

イ 本部事務局は、くらし安全環境課長、くらし安全環境課（危機管理対策係）、総務班、管理班により構成し、事務局長には、くらし安全環境課長を充てる。なお、総務班、管理班については、必要に応じて本部会議等に出席するものとする。

ウ 本部事務局は、次の事務を担当する。

（※◎は、原則として課長、室長の職にある者を班長とする。）

| 名称    | 役職名                   | 事務分担                                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理班 | くらし安全環境課<br>（危機管理対策係） | 1. 災害対策本部の設置および廃止に関すること<br>2. 本部事務局の運営および本部会議の庶務に関すること<br>3. 報道機関との連絡調整に関すること<br>4. 各班ならびに消防組合との連絡調整に関すること<br>5. 本部活動状況の整理・記録<br>6. 避難指示の発令に関すること<br>7. 警戒区域の設定に関すること<br>8. 受援統括（総括）に関すること |
| 総務班   | ◎経営戦略課<br>秦荘支所        | 1. 職員の動員配備および調整に関すること<br>2. 気象予警報、地震情報等の収集および伝達に関する<br>こと<br>3. 防災関係機関との連絡調整に関すること<br>4. 被害情報の総括ならびに報告に関すること<br>5. 住民からの問い合わせに関すること                                                        |

| 名称  | 役職名              | 事務分担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                  | 6. 避難所の開設および収容、閉鎖に関すること<br>7. 国、県への報告（要請）および調整に関すること<br>8. 自衛隊その他の派遣要請および受け入れに関すること<br>9. 他市町との相互応援に関すること<br>10. 本部車輛の確保、配車、管理に関すること<br>11. 災害救助法の適用に関すること<br>12. 災害関係費の予算措置に関すること<br>13. 職員の給与、給食および保健衛生に関すること<br>14. 情報システム（機器・回線・業務システム）およびデータの保全に関すること<br>15. 受援統括（人員担当）に関すること<br>16. 町有財産の被害調査および応急対策に関すること<br>17. 他班実施事項の応援 |
| 管理班 | ◎みらい創生課<br>議会事務局 | 1. 災害記録および災害広報資料の収集整理ならびに提供に関すること<br>2. 住民に対する広報に関すること<br>3. 被災外国人に対する情報提供および相談に関すること<br>4. 防災無線等の通信設備の確保に関すること<br>5. 町議会議員との連絡調整に関すること<br>6. 調査団、視察団等の受け入れに関すること<br>7. 国、県等に対する陳情資料の取りまとめに関すること<br>8. 他班実施事項の応援                                                                                                                  |

(7) 災害対策現地本部

ア 特定の地域に被害が集中し、町本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

イ 町本部長は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。

（ア）副本部長または本部員その他の職員のうちから現地本部長を指名する。

（イ）本部員または本部事務局員のうちから現地本部員を指名する。

(8) 町防災会議の開催

町本部長は、町域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、町防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

＊ 町防災会議委員名簿【資料編参照】

(9) 任務分担

(※◎は、原則として課長、室長の職にある者を班長とする。)

| 班名    | 課名                                | 事務分担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境班   | ◎人権政策課<br>くらし安全環境課<br>(生活環境係)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. し尿、ごみ処理および災害廃棄物に関すること</li> <li>2. 仮設トイレの調達および設置・運営に関すること</li> <li>3. 上水道に関すること</li> <li>4. 家庭動物に関すること</li> <li>5. 公費解体に関すること</li> <li>6. 他班実施事項の応援</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 税務班   | ◎税務課<br>会計室                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家屋および設備等の被害調査に関すること</li> <li>2. 災害関係資金の支出および審査に関すること</li> <li>3. 災害見舞金、弔慰金等の支給に関すること</li> <li>4. 義援金品の受け入れおよび配分に関すること</li> <li>5. 災害時の町税措置に関すること</li> <li>6. 他班実施事項の応援</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 住民班   | ◎住民課                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること</li> <li>2. 行方不明者の捜索要請、遺体の収容および埋火葬に関すること</li> <li>3. 交通情報の収集および道路交通規制に関すること</li> <li>4. 緊急通行車両に関すること</li> <li>5. 被災者台帳の作成に関すること</li> <li>6. り災証明の発行に関すること</li> <li>7. 被災者生活再建支援法に関すること</li> <li>8. 他班実施事項の応援</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                           |
| 福祉班   | ◎福祉課<br>子ども支援課<br>つくし保育園<br>健康推進課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること</li> <li>2. 医療機関の被害調査および応急対策に関すること</li> <li>3. 避難行動要支援者の対策に関すること</li> <li>4. 防疫活動資機材の調達に関すること</li> <li>5. 救護所の設置、運営に関すること</li> <li>6. 感染症の予防その他防疫に関すること</li> <li>7. 医療機関、日本赤十字社および保健所との連絡調整に関すること</li> <li>8. 保育園閉鎖等の措置に関すること</li> <li>9. 避難所の開設、管理、運営、閉鎖の協力に関すること</li> <li>10. 食料の炊き出し、配給ならびに器具の確保に関すること</li> <li>11. 生活必需品の配分に関すること</li> <li>12. 被害世帯に対する生活保護および生活福祉資金の貸与に関すること</li> <li>13. 医薬品等の調達、供給に関すること</li> <li>14. 他班実施事項の応援</li> </ol> |
| 農林商工班 | ◎農林振興課<br>商工観光課                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策用物資の調達、配給および備蓄に関すること</li> <li>2. 救援物資の受け入れ、輸送に関すること</li> <li>3. 食料品の調達、輸送に関すること</li> <li>4. 生活必需品の調達、輸送に関すること</li> <li>5. 応急輸送に関すること</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



| 班 名    | 課 名              | 事 務 分 担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                  | 6. 商工業および商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること<br>7. 林地および農作物、農地、農業施設、家畜、畜産施設の被害調査および応急対策に関すること<br>8. 農林産物の集荷および出荷の規制に関すること<br>9. 家畜の感染症予防および防疫に関すること<br>10. 農地、農業用施設、治山および林道の被害調査ならびに応急対策に関すること<br>11. 受援統括（物資担当）に関すること<br>12. 他班実施事項の応援                                                                                                                                                  |
| 建設下水道班 | ◎建設・下水道課         | 1. 水防資機材の調達および水防活動に関すること<br>2. 道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査および応急対策に関すること<br>3. 危険地区等における防災パトロールおよび応急対策に関すること<br>4. 被災建築物の応急対策に関すること<br>5. 災害用重機、土木建築資機材の調達に関すること<br>6. 障害物の除去およびがれき処理に関すること<br>7. 被災宅地危険度判定等の実施に関すること<br>8. 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること<br>9. 道路除雪対策に関すること<br>10. 下水道施設の被害調査および応急対策に関すること<br>11. 下水道施設の応急復旧資材および人員の調達・確保に関すること<br>12. 関係機関等との連絡調整に関すること<br>13. 他班実施事項の応援 |
| 教育振興班  | ◎教育振興課<br>幼稚園    | 1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること<br>2. 児童、生徒の避難、誘導および安全確保に関すること<br>3. 避難所の開設、管理、運営に関すること<br>4. 災害時の臨時休校、応急教育に関すること<br>5. 災害時の学校給食ならびに児童、生徒の健康管理に関すること<br>6. り災児童、生徒に対する学用品の調達および支給に関すること<br>7. 他班実施事項の応援                                                                                                                                                                             |
| 生涯学習班  | ◎生涯学習課<br>給食センター | 1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること<br>2. 避難所の開設、管理、運営に関すること<br>3. 関係機関との連絡調整に関すること<br>4. 他班実施事項の応援                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 文化振興班  | ◎歴史文化博物館<br>図書館  | 1. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること<br>2. 文化財被害調査および応急保護、復旧対策に関すること<br>3. 避難所の開設、管理、運営に関すること<br>4. 関係機関との連絡調整に関すること<br>5. 他班実施事項の応援                                                                                                                                                                                                                                                     |

注1. 各班は、本分担任務によるほか、余裕のある時は必要に応じ、他班の行う事項について応援を分掌するものとする。また、関係各省庁、県担当課との調整も行うこととする。

2. 本表で分掌されていない応急対策および関係項目については、町本部長と班長とが協議して、あらかじめ、またはその都度調整する。

### 3 各防災関係機関の事務分担

指定地方行政機関等の防災関係機関における組織および事務分掌については、それぞれの機関が定める防災業務計画等による。

### 4 運営、その他に関する事項

#### (1) 本部室等設置の場所

ア 本部室は、原則として本庁舎内に置く。ただし、災害により本庁舎の機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、愛荘町消防センター2階とする。さらに、愛荘町消防センターも同様に機能が著しく損なわれた場合の代替施設は、旧秦荘保健センター2階ホールとする。

| 順位  | 参集施設名称         | 住所        |
|-----|----------------|-----------|
| 第1位 | 本庁舎2階大会議室      | 愛知川72番地   |
| 第2位 | 愛荘町消防センター2階会議室 | 愛知川36番地1  |
| 第3位 | 旧秦荘保健センター2階ホール | 安孫子811番地1 |

イ 本部事務局は、本部室に併設する。

#### (2) 町本部の標識等

ア 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識（看板）を掲げる。

イ 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

#### (3) 本部室の設備等

ア 警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、福祉班から送受した「避難行動要支援対象者名簿」を加えるものとする。

イ 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。

ウ 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

エ 愛知消防署は、町本部が設置されたときは、消防無線従事者を移動系2局（市町村波・県内共通波）とともに直ちに町本部に派遣する。消防無線従事者は、各種災害情報の無線連絡に対応する。

#### (4) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

#### 自家発電設備により使用できる設備

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 非常用照明・非常用コンセント・非常用放送および庁内放送・町および県防災行政無線 |
|-----------------------------------------|

#### (5) 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、整理する。

#### (6) 記録担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、町本部の活動状況を整理・記録する。

(7) 広報担当

本部事務局は、総務部内において指名する職員が、災害情報の管理一元化を図り、総務班とともに報道機関等への広報に対応する。

(8) 防災担当

本部事務局に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

(9) 情報交換

町本部および愛知消防署は、町防災行政無線および消防無線等により、密接な情報連絡を行う。

**5 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備**

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、町は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備（災害応急活動に従事する職員のローテーション等）を検討する。

第4節 職員の動員・配備

[総務班、町各班]

1 配備体制

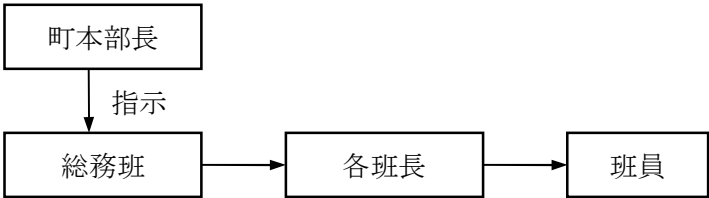
警戒体制または町本部を設置した場合の配備体制は、原則として別に定めるとおりとする。  
ただし、町本部長の指令に基づく時、および各班長が災害の状況に応じて必要と認める場合は、臨機応変に動員する。

2 動員体制

(1) 動員系統

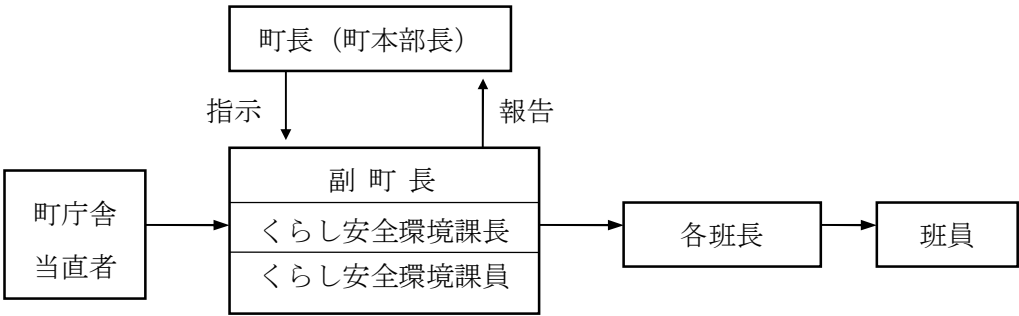
町本部における職員の動員は、町本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内の動員



|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 総務班 | 速やかに関係各班長に伝達する。                  |
| 各班長 | 速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。 |

イ 勤務時間外の動員



|           |                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 当直者       | 気象予警報・災害前兆現象・災害発生連絡等について、防災関係機関や町民等から通報を受けた時は、直ちにぐらし安全環境課長に連絡する。                      |
| ぐらし安全環境課長 | 上記の情報について確認し、町長・副町長に連絡するほか、必要に応じて防災関係機関に通報する。<br>また、町長の指示を受けて、直ちに各班長（各課長等）に動員指令を伝達する。 |
| 町長（町本部長）  | ぐらし安全環境課長に職員動員の指令を指示する。                                                               |
| 班員        | 連絡を受けた班員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、安全かつ最短時間で登庁する。                                          |

(2) 動員の伝達方法

各機関の動員の伝達は、次の方法によるものとする。

- ア 電話（加入電話および携帯電話・メール）による伝達
- イ 口頭による伝達
- ウ 庁内放送による伝達
- エ 町防災行政無線（同報系）による伝達

(3) 有線電話途絶時の動員

災害により有線電話が途絶し使用不能の場合は、ラジオ・テレビ等の報道機関に協力を依頼し、職員の参集を呼びかける。

(4) 動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

職員の連絡については、次の招集連絡表を参考にする。

＊ 災害対策配備体制招集連絡表【資料編参照】

(5) 自主参集

地震は、前触れなく発生するものであり、またこれによる二次災害は同時多発することが予測されるので、職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じて所属長と連絡の上、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。その場合、できる限り、徒歩または自転車を原則とする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの庁舎等に参集し、当該庁舎等の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

(7) 参集を除外する者

非常時の動員対象は、原則として職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

- ア 心身の障がいにより許可を得て休暇中の職員
- イ その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

(8) 動員時の注意事項

ア 参集者の服装・携行品

応急活動に備え防災服を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・食料・その他の非常用品等を携行する。

イ 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して、救助、応急対策活動を第一とするとともに、知り得た情報は町本部に報告する。

ウ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を、所属長を通じ、関係者に報告する。

(9) 動員状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに総務班長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の動員配備状況を集計する。

＊ 職員動員・活動報告書【資料編参照】

(10) 職員の健康管理

災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(11) 消防団活動の優先

町職員が消防団員を兼ねる場合は、原則として消防団活動を優先する。その場合、あらかじめ所属長にその旨を届け出ておくほか、団活動に従事する際は、所属班長に報告するものとする。

### 3 業務の継続

町は、策定した業務継続計画（BCP）に基づき、応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を図るものとする。

## 第5節 職員の出動・応援

[総務班、町各班]

### 1 出動体制

#### (1) 班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣に当たって、最低2人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に詳しい者を含むよう配慮する。

#### (2) 出動状況の把握・報告

各班長は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、必要に応じて速やかに総務班長（経営戦略課長）に報告する。

総務班は、各班の報告に基づき、職員の出動活動状況を整理する。

#### (3) 防災服、腕章等の着用

特に、避難誘導と避難所受入れの担当職員は、災害応急活動に従事する際、防災服を着用する。さらに班名を明記した腕章も着用し所属する班を明確にする。

#### (4) 職員の証票

町職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、町職員証等をもって職員の身分を明らかにする。

#### (5) 車両配備

ア 出動に際して使用する車両は、原則として「車両運行計画」に基づき使用する。

イ 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、本部が優先使用权を持つものとする。

ウ 出動車両の配車位置は、原則として指定されている平常時の場所とする。

### 2 応援体制

#### (1) 応援分担

町本部内において、各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、「災害対策本部事務分担・応援計画」に基づき、対処する。

#### (2) 応援要請・指示命令書

各班の災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、町本部に要請するものとする。ただし、応援要請書を作成するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

| 町本部への要請事項                                                                                                                  | 町本部の対応事項                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>町本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。</p> <p>ア 作業の内容</p> <p>イ 就労（勤務）場所</p> <p>ウ 応援の職種別および人員</p> <p>エ 携行品</p> <p>オ その他必要事項</p> | <p>町本部は、次の順位により動員派遣する。</p> <p>ア 応援要請班の所属課内に余裕のある班から応援する。</p> <p>イ 上記の応援でなお不足するときは、他の課から応援する。</p> <p>ウ 町本部をもってなお不足するときは、他の市町または県の派遣を要請して応援を得る。<br/>（災害応急対策編第2部第4章第1節「県への応援要請」、災害応急対策編第2部第4章第2節「他の自治体等との相互応援」参照）</p> |

＊ 応援要請・指示命令書【資料編参照】

### (3) 応援記録

町本部は、応援指示記録を整理する。

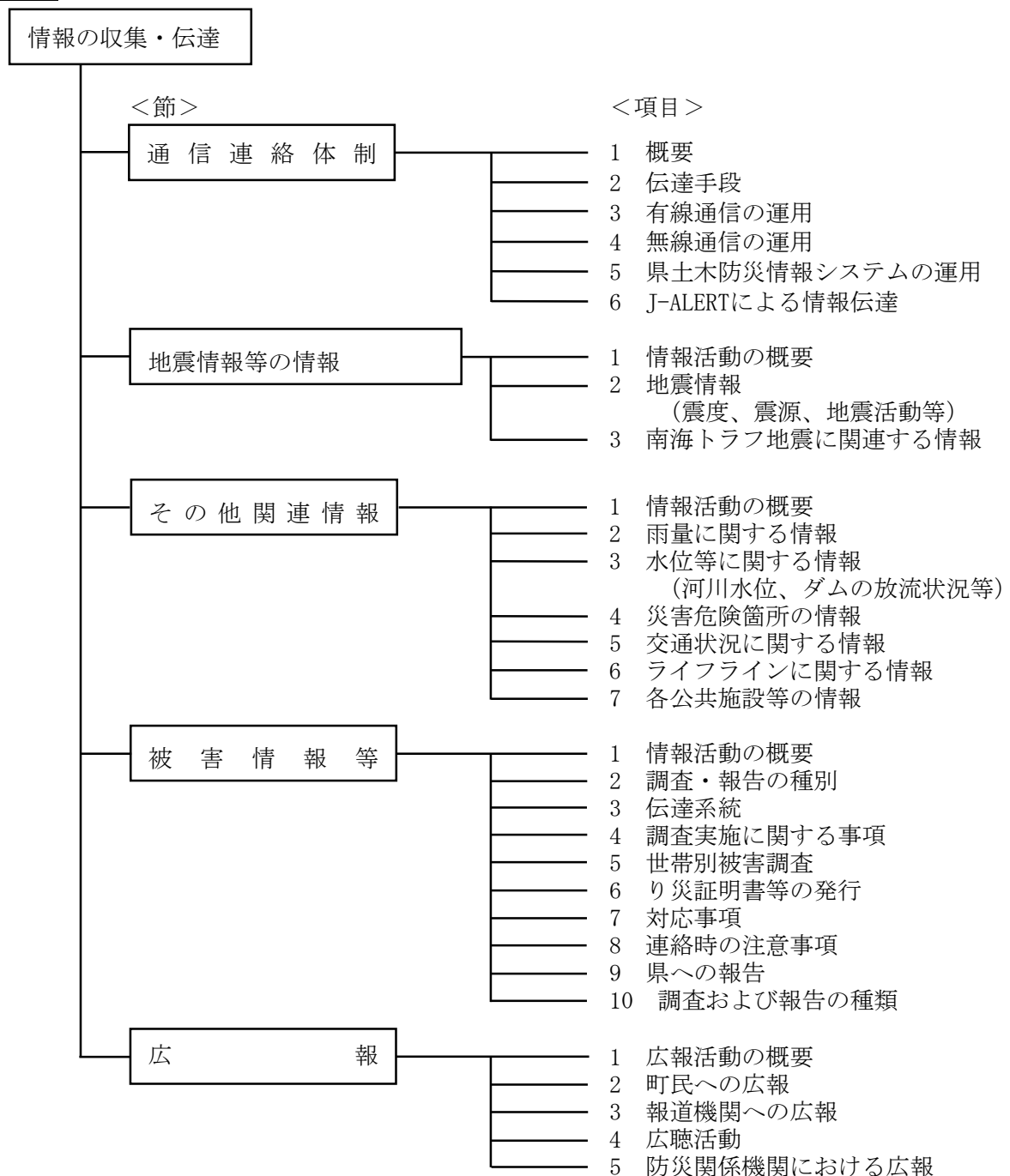


## 第2章 情報の収集・伝達

### 方針

災害応急対策実施機関（町およびその他防災関係機関）は、地震が発生した場合、災害に関する各種の情報を収集、把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

### 章の体系



## 第1節 通信連絡体制

[総務班、管理班、町各班、防災関係機関]

### 1 概要

町および防災関係機関は、地震災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

#### (1) 災害に関する情報の種類

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 地震情報（震度、震源、地震活動等） | 彦根地方気象台等から発表される情報       |
| 気象予警報等            | 気象予警報等、法令等に基づく関係機関からの情報 |
| その他関連情報           | 交通規制等、町域の各種状況に関する情報     |
| 被害情報等             | 災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報 |

#### (2) 災害時のための指定事項

##### ア 指定電話

町各班および防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡に当たる。

##### イ 連絡責任者

町各班および防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属および各機関の通信連絡を統轄する。

#### (3) 災害時の連絡系統および連絡先

通信・連絡の迅速な対応のため、連絡系統および連絡先について定める。

#### (4) 非常通信経路

町から大津市内までの非常通信経路として、次のルートが定められている。

| 区間           | 経路の級別 | 町役場からの距離          | 通信経路                                                                                                                                | 県庁までの距離 |
|--------------|-------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 愛荘町<br>— 大津市 | A     | 本庁舎<br>より 0.1 km  | 東近江警察署 ——— 県警察本部<br>愛荘町愛知川 39-1 大津市打出浜 1-10<br>愛知川警部交番 地域課（通信司令室）                                                                   | 0.1 km  |
|              | A     | 秦荘支所<br>より 1.0 km | 東近江行政組合 ——— 大津市消防局<br>愛知消防署<br>東近江市小八木町 16 大津市御陵町 3-1<br>通信指令課長 通信指令課長<br>または勤務者 または勤務者<br>(愛知消防署より大津市消防局まで直接伝達できない場合は、他の消防署を中継する。) | 3.0 km  |

凡例

①通信経路の総合信頼度（経路の種別）

| 項目       | A 級（高信頼度）                             | B 級  |
|----------|---------------------------------------|------|
| 全中継回数    | 2 以下                                  | 3 以下 |
| 新規連絡設定   | なし                                    | あり   |
| 停電時の運用   | 可能                                    | 不可能  |
| 通信取扱者の配置 | 常時配置（または非常時の際 30 分以内に配置につける状態）        | 左記以外 |
| 有線区間     | なし（または、あっても予備ルートがあるか、または地下ケーブル等強固な設計） | 左記以外 |

（注）電搬区間は A 級として扱う。

②記号

- 無線区間
- ~~~~ 有線区間
- ~~—— 有線無線混用区間

なお、詳細については、非常通信経路計画（平成 10 年 6 月：滋賀県・滋賀地区非常通信協議会編集発行）を参照すること。

## 2 伝達手段

(1) 通信機器

|               | 有線機器                                                      | 無線機器                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 保有する通信機器      | 一般加入電話<br>FAX<br>庁内（内線）電話<br>消防直通電話                       | 町防災行政無線<br>消防無線<br>滋賀県防災行政無線<br>携帯電話・メール |
| その他利用できる通信機器等 | インターネット（メール）<br>電報<br>警察無線電話<br>報道機関（テレビ・ラジオ等）<br>アマチュア無線 |                                          |

(2) その他の手段

- ア 広報車
- イ サイレン
- ウ 口頭伝達

### 3 有線通信の運用

#### (1) 一般加入電話の活用

町本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

- ア 本部室直通電話および内線電話
- イ 各班相互連絡には所属の内線電話を使用
- ウ 外部代表電話または所属の直通電話を使用  
(やむを得ない場合は、直接本部室へ連絡する。)

#### (2) 町民からの連絡

町民等からの一般電話連絡の対応のため、総務班員を配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）を判断し、原則として通報の場合は内容による伝達・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

#### (3) 災害時の優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめ NTT に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話（秦荘支所で3回線、本庁舎で3回線を確保済）を活用する。

#### (4) 交換機が利用できない場合

町の電話交換機が事故により利用できない場合は、所定の直通番号に連絡する。

### 4 無線通信の運用

#### (1) 有線通信途絶時の措置

| 連絡先    | 有線通信途絶時の措置                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------|
| 町の各班   | ア 町防災行政無線を活用<br>イ 必要に応じて伝令員の派遣（徒歩・自転車・自動車）<br>ウ アマチュア無線に協力の要請 |
| 県本部    | エ 滋賀県防災行政無線を利用<br>オ 警察無線電話を利用                                 |
| 防災関係機関 | カ 滋賀県防災行政無線を利用                                                |
| 消防関係機関 | キ 消防無線の活用                                                     |

#### (2) 通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

- ア 重要な通信の優先（救助・避難等、緊急度の高い通信を優先する。）
- イ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ウ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る。）
- エ 簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

オ 専任の通信担当者の配置（各子局には担当者を配置する。）

(3) 無線通信の種類と取扱順位

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 〈種類〉                          |           |
| 緊急通信…災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信 |           |
| 一般通信…緊急通信以外の通信                |           |
| 一斉通信…複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信   |           |
| 個別通信…2局間で個別に行う通信              |           |
| 〈取扱い順位〉                       |           |
| 1番緊急・一斉通信                     | 2番緊急・個別通信 |
| 3番一般・一斉通信                     | 4番一般・個別通信 |

(4) 無線機器の運用

ア 町防災行政無線

(ア) 同報系

くらし安全環境課は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

|        |          |            |          |
|--------|----------|------------|----------|
| 基地局 1局 | 遠隔制御器 3局 | 屋外拡声子局 44局 | 再送信子局 1局 |
|--------|----------|------------|----------|

イ 消防団無線

消防団は、災害応急対策のための通信連絡を目的として、同無線を運用する。

|        |           |           |            |
|--------|-----------|-----------|------------|
| 基地局 1局 | 車載型移動局 8局 | 可搬型無線局 3局 | 携帯型無線局 16局 |
|--------|-----------|-----------|------------|

ウ 消防無線

東近江消防本部は、消火・救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、消防無線を運用する。

5 県土木防災情報システムの運用

県土木防災情報システムは、県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを県庁で総括し、関係機関に配置された端末から最新の情報を共有することができるシステムであり、愛荘町においては秦荘地区に端末が設置されている。水防活動に必要な雨量・水位データは自動でFAX送信を行い、一般の電話からでも情報を聞くことができるシステムとなっている。

この県土木防災情報システムを、効果的に運用する。

6 J-ALERTによる情報伝達

消防庁は、気象庁から発信された気象情報、緊急地震速報、地震情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地方公共団体等に伝達する。

町は、この J-ALERT を効果的に活用するものとする。

## 第2節 地震情報等の情報

[総務班、危機管理班、町各班、防災関係機関]

### 1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、法令等に基づく地震情報を、関係各班・機関に遅滞なく伝達する。  
また、住民に対しては、防災行政無線放送等により速やかに情報を提供する。

#### (1) 地震情報等の情報の種類

| 種類                                                                                                        | 発令者等     | 根拠法令                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------|
| 地震情報（震度、震源、地震活動等）                                                                                         | 彦根地方気象台長 | 気象業務法                   |
| 南海トラフ地震に関連する情報<br>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）<br>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）<br>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）<br>・南海トラフ地震臨時情報（調査終了） | 気象庁長官    | 大規模地震対策特別措置法<br>災害対策基本法 |

#### (2) 情報の伝達

##### ア 総務班

予警報等の各通報義務者および東近江消防本部から通報を受けたときは、速やかに各班、関係機関ならびに住民に対し、その内容を伝達する。

##### イ 各班

総務班等を通じて通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

#### (3) 伝達方法

##### ア 勤務時間中の通報

総務班は、発令または変更に応じて、庁内放送をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話等により連絡する。

##### イ その他の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(4) 伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は各班長とする。

2 地震情報（震度、震源、地震活動等）

建設下水道班および総務班は、彦根地方気象台が発表する地震情報等ならびに防災関係機関からの地震情報等を、県本部および県防災情報システムより入手する。

| 地震情報の種類     | 発表基準                                                                                        | 内容                                                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報        | ・震度 3 以上                                                                                    | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。                                                       |
| 震源・震度に関する情報 | 以下の何れかを満たした場合<br>・震度 3 以上<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合                                             | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度 1 以上                                                                                    | 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| その他の情報      | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等                                                               | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。                                               |
| 推計震度分布図     | ・震度 5 弱以上                                                                                   | 観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。                                              |
| 遠地地震に関する情報  | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード 7.0 以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。                                                    |
| 緊急地震速報      | 地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合                                                   | ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名<br>・強い揺れ（震度 5 弱以上）が予想される地域および震度 4 が予想される地域名（全国を約 200 地域に分割）     |

3 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は、次のとおりである。これらの情報は、県（知事）を通じて各市町村に伝達される。

| 情報の種類                       | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震<br>臨時情報<br>(調査中)    | <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> |
| 南海トラフ地震<br>臨時情報<br>(巨大地震警戒) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 南海トラフ地震<br>臨時情報<br>(巨大地震注意) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 南海トラフ地震<br>臨時情報<br>(調査終了)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

南海トラフ地震に関連する情報等の伝達方法等は、次のとおりとする。

ア 通常勤務内（祝祭日を除く月～金曜日8：30～17：15）は、くらし安全環境課長とする。

これ以外の時間では当直者とする。

イ 町における伝達経路は、町本部の情報連絡網に準拠する。

ウ 情報の形式および内容

気象庁地震火山部発表の全文とする。



## 第3節 その他関連情報

[総務班、関係各班、防災関係機関]

### 1 情報活動の概要

町および防災関係機関は、町域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

#### (1) 町域の状況に関する情報の種類と担当班

| 種類           | 町の担当             |
|--------------|------------------|
| 雨量           | 総務班              |
| 河川水位         | 総務班、建設下水道班       |
| ダムの放流状況      | 総務班              |
| 災害危険箇所の状況    | 建設下水道班           |
| 交通の状況        | 住民班              |
| ライフラインの状況    | 総務班、建設下水道班、水道事務所 |
| 各公共施設等の状況    | 総務班、関係各班         |
| 各種被害等の状況（総括） | 総務班              |

#### (2) 情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を総務班に伝達する。

総務班は、各種情報を整理する。

#### (3) 情報の伝達

担当班および総務班は、収集・整理した情報を必要に応じて各班、防災関係機関ならびに関係住民に伝達する。

### 2 雨量に関する情報

#### (1) 担当

総務班は、町が独自に町内に設置する雨量計および防災関係機関が設置した雨量計の雨量情報を滋賀県土木防災情報システム等により把握する。

#### (2) 雨量測定箇所

##### ア 町が測定する箇所

町は、原則として、指定された危険区域内に、自治会ごとに1箇所ずつ簡易雨量計を設置する。

##### イ その他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の雨量計がある。

| 観測所名 | 位置    | 内容    |
|------|-------|-------|
| 斧磨   | 愛荘町斧磨 | テレメータ |

(3) 測定者および測定方法

ア 測定者

原則として、町が依頼する自治会長

イ 測定方法

大雨注意報が発令されたときで、町長が指示したとき、簡易雨量計の測定を開始する。

測定間隔は、警戒体制に入ってから10分～30分とする。

(4) 伝達方法

測定者（各自治会長）から総務班へ、電話等により測定結果を報告する。

3 水位等に関する情報（河川水位、ダムの放流状況等）

(1) 担当

建設下水道班ならびに総務班は、各河川を巡視警戒するとともに、滋賀県土木防災情報システムまたは防災関係機関が設置した量水標により水位情報を把握する。

(2) 水位測定箇所

ア 町が測定する箇所

水防活動上重要な地点・箇所と状況に応じて実施する。

イ 他の防災関係機関が測定する箇所

町内に、県が設置している次の水位計がある。

（単位：m）

| 観測所名    | 河川名 | 位置     | 内容    | 水位                |                  |                  | 計画 |
|---------|-----|--------|-------|-------------------|------------------|------------------|----|
|         |     |        |       | 水防団<br>待機<br>〈通報〉 | 氾濫注<br>意<br>〈警戒〉 | 氾濫<br>危険<br>〈危険〉 |    |
| 御幸橋     | 愛知川 | 愛荘町愛知川 | テレメータ | 1.00              | 1.50             |                  |    |
| 肥壘橋     | 宇曽川 | 愛荘町島川  | 固定    | 1.20              | 2.00             |                  |    |
| 秦川      | 宇曽川 | 愛荘町松尾寺 | テレメータ |                   |                  |                  |    |
| 春日橋     | 宇曽川 | 愛荘町沖   | テレメータ |                   |                  |                  |    |
| 上枝（歌詰橋） | 宇曽川 | 愛荘町石橋  | テレメータ |                   |                  |                  |    |

(3) ダム放流状況の把握

総務班は、必要に応じて、滋賀県土木防災情報システムまたは各ダム管理事務所に直接連絡をし、放流状況を把握する。

(4) 避難に係る情報の共有

総務班は、水位に関する情報により避難に係る検討を実施した場合には、このことを上下流の隣接市町に情報提供する。

#### 4 災害危険箇所の情報

##### (1) 担当

建設下水道班は、各災害危険箇所および周辺の状況を、自治会長および防災責任者等、住民組織の代表者等を通じて把握する。

##### (2) 危険箇所

- \* 河川重要水防区域【資料編参照】
- \* ため池重要水防箇所【資料編参照】
- \* 土石流危険渓流【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】
- \* 山地災害危険地【資料編参照】

##### (3) 把握内容

- ア 構造物の状況
- イ 法面の状況
- ウ 地表水、湧き水、漏水、亀裂
- エ 竹木等の傾斜
- オ 人家等の損壊の状況
- カ 住民および滞在者の数

#### 5 交通状況に関する情報

##### (1) 担当

住民班は、町域および町域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

##### (2) 照会先

- ア 警察
- イ 湖東土木事務所
- ウ 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所
- エ 中日本高速道路(株)彦根管理事務所
- オ 近江鉄道(株)
- カ 一般社団法人近江鉄道線管理機構
- キ 東海旅客鉄道(株)

##### (3) 把握内容

- ア 交通規制
- イ 事故
- ウ 渋滞状況
- エ 各管理者の対応状況

オ その他

## 6 ライフラインに関する情報

### (1) 担当

総務班は、町域および町域に影響する範囲の各ライフライン（町管理施設以外）の状況を、各事業者に照会して把握する。

町が管理する上・下水道は、各担当（建設下水道班、水道事務所）が施設の状況把握に努め、総務班に連絡する。

### (2) 照会先

ア 関西電力㈱および関西電力送配電㈱

イ NTT西日本㈱滋賀支店

ウ 滋賀県北部流域下水道事務所

### (3) 把握内容

ア 事故

イ 各管理者の対応状況

ウ その他

## 7 各公共施設等の情報

### (1) 担当

総務班および関係各班は、町域における避難施設となる公共施設等に対して、災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

### (2) 連絡先

＊ 一時避難場所【資料編参照】

＊ 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）【資料編参照】

### (3) 把握内容

ア 管理責任者の所在の有無

イ 施設および周辺の状況

ウ 各管理者の対応状況

エ その他

## 第4節 被害情報等

[総務班、町各班、防災関係機関等]

### 1 情報活動の概要

町本部の各班長等は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

#### (1) 情報の種類

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 災害情報         | ア 災害の原因<br>イ 災害発生の日時<br>ウ 災害発生場所・範囲                                    |
| 被害情報         | エ 被害の概況<br>オ 世帯別被害状況等                                                  |
| 応急対策活動に関する情報 | カ 住民等の避難状況<br>キ 避難指示の状況<br>ク 防災対策の実施状況<br>ケ 防災関係機関の防災体制<br>コ その他、必要な事項 |

#### (2) 災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

| 調査     | 報告     | 災害の経過状況        |
|--------|--------|----------------|
| 概況調査   | 発生即報   | 災害発生直後の段階      |
| 被害調査   | 被害即報   | 災害が継続または続発する段階 |
| 被害確定調査 | 被害確定報告 | 災害が一段落した段階     |

#### (3) 担当

総務班は、災害概況および災害応急対策の情報に関する収集・整理を行う。

#### (4) 情報の収集伝達

各班長は、災害発生による本町体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、町本部に報告する。

町本部および各班長は、必要に応じて、県等の防災関係機関に伝達する。

なお、報告は、県防災情報システムおよび県土木防災情報システムを活用するとともに、原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

(5) 報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

＊ 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】

(6) 情報の内容

各班長は、被害状況等災害に関する情報をおおむね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に町本部に報告する。

＊ 災害即報事項例示【資料編参照】

(7) 被害の判定

被害状況調査実施に当たっては、「被害程度の判定基準」に従い正確に調査するとともに、消防機関、警察、その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告または発表前に調整しなければならない。

＊ 被害程度の判定基準【資料編参照】

## 2 調査・報告の種別

(1) 概況調査（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者ならびに調査者は、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。

(2) 被害調査（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度、できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

各班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って取りまとめ、調査結果を町本部に報告する。

(3) 被害確定調査（→被害報告）

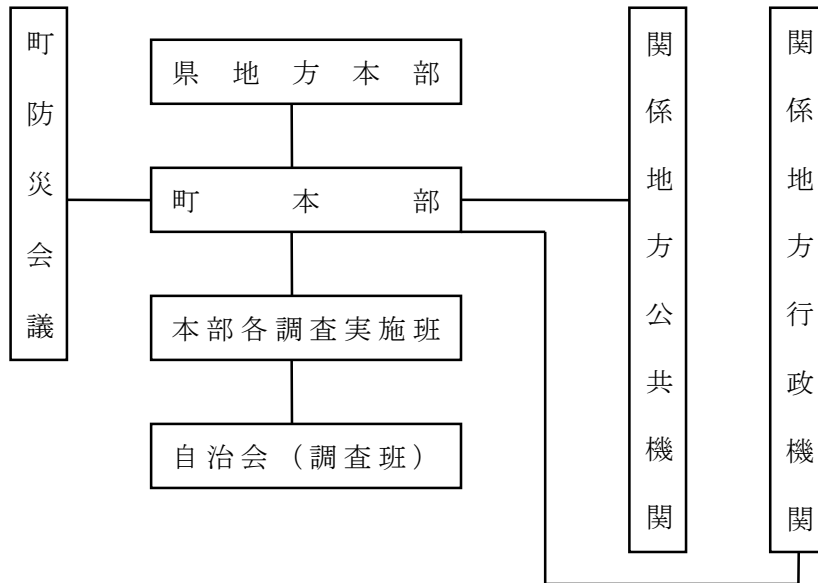
災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害（確定）報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。

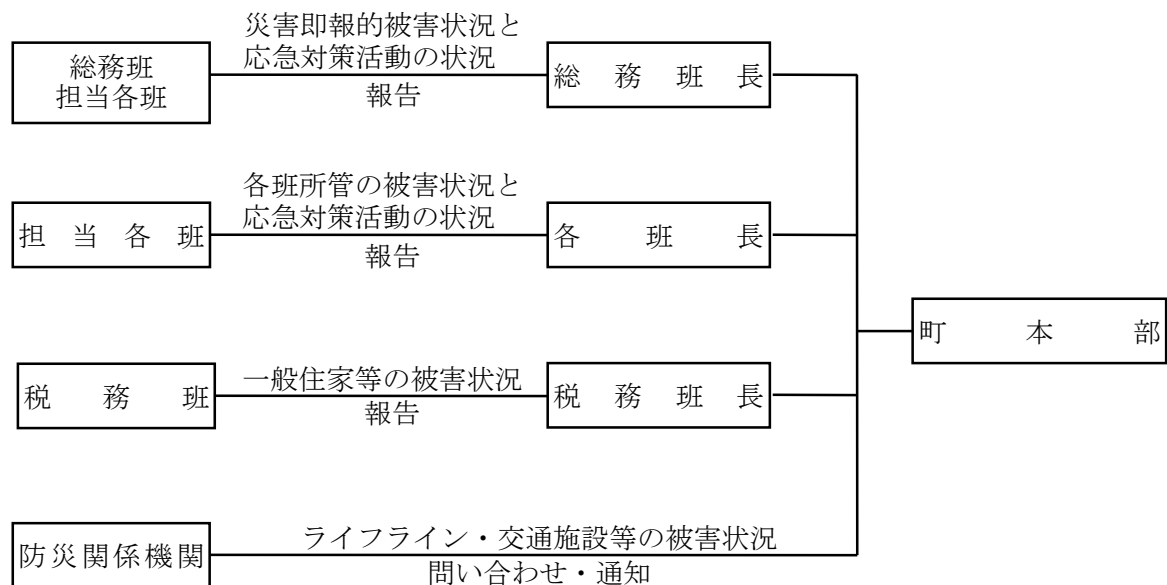
総務班は、税務班の協力を得て、緊急的な災害応急対策を終了した時点で、各班からの被害報告に基づき関係主管各班と協議の上、取りまとめを行う。

### 3 伝達系統

#### (1) 総括伝達系統



#### (2) 担当別伝達系統（町本部）



### 4 調査実施に関する事項

#### (1) 総括

総務班は被害調査の主体となり、税務班の協力を得て調査についての総合的な計画および調整を行う。

#### (2) 協力要請

被害調査に当たっては、各自治会、消防機関、警察、県機関、その他の関係機関および関係団体等の協力を得る。

特に、住家等、一般被害の初期の状況調査に当たっては、地元自治会長等の協力を得るよう努める。

(3) 応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、または被害が甚大で町においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他班の応援を求めるほか、県本部の応援を得て行う。

(4) 被害調査室の設置

町本部は、火災・災害が発生し、必要と認める場合は、庁内に被害調査室を設置し、被害状況を調査する。被害調査にあたっては、県計画に示す「災害の被害認定基準」に基づき判断するものとする。

## 5 世帯別被害調査

(1) 被害調査

町本部は、町民の身体・生命および財産に被害が及んだ場合は、世帯別の被害調査を行う。被害調査に当たり、次の点に注意する。

ア 被害が甚大な場合は、他班の応援を求める。

イ 職員証や腕章などにより調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

(2) 世帯構成員別被害状況報告

総務班は、世帯別被害調査に基づき、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

(3) 被災者台帳の作成

住民班は、被害調査（被害状況調査表等）に基づき、速やかに「被災者台帳」を作成する。被災者台帳は、各世帯別の救助復旧に関する活動およびその実施記録の基本となるため、その作成に当たっては、正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備・保管する。

＊ 被災者台帳【資料編参照】

## 6 り災証明書等の発行

(1) り災証明書

住民班は、災害確定調査により被害が明らかになった町民に対して、「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は、「仮り災証明書」を交付し、後日、速やかに本証明書と取り替える。

＊ り災証明書【資料編参照】

＊ 仮り災証明書【資料編参照】

(2) 注意事項

証明書の交付に当たり契印等の措置をし、重複欠落等のないよう注意する。



(3) 被災証明書

住民班は、災害により住家または非住家に被害が生じた場合に、その事実を町長に届け出た町民に対して、「被災証明書」を交付する。

7 対応事項

(1) 町本部

ア 災害状況および応急対策の実施状況を自治会単位に取りまとめる。

イ 取りまとめた被害状況等を県地方本部を通じて県知事に報告するとともに、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

(2) 住民班または自治会

調査した管内の災害状況および災害応急対策の状況を町本部に報告する。

8 連絡時の注意事項

(1) 勤務時間外の対応

勤務時間外に、当直者が災害発生の報告（発生即報）を受けた場合は、直ちにくらし安全環境課長に連絡する。

(2) 伝達方法

被害情報等の伝達については、町が保有または利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（災害応急対策編第2部第2章第1節「通信連絡体制」による。）

(3) 記録

災害状況、その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、発受については必ず記録を残し、整理・保管を行う。

9 県への報告

(1) 被害即報（発生即報を兼ねる。）

ア 被害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報するものとする。なお、火災、災害およびその他の事故について即報すべき基準は「被害即報基準」のとおりとする。

イ 被害即報の内容は、被害状況およびとらえつつある措置の概要とする。

ウ 町は、火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、それぞれの即報様式により即報するものとする。なお、原則として、被害を覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

エ 町は、「直接即報基準」（消防庁および県への報告）に掲げる火災、災害およびその他の事故を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を県本部に対してだけでなく、国（総務省消防庁）へもそれぞれの即報様式により報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国に対して行う。

オ 被害即報事項は、東近江警察署（交番、駐在所等を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

カ 被害即報事項は、判明した事項から順次、県防災情報システム、防災行政無線（ファックスを含む）、加入電話、非常無線通信によって即報するもので、即報が2以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

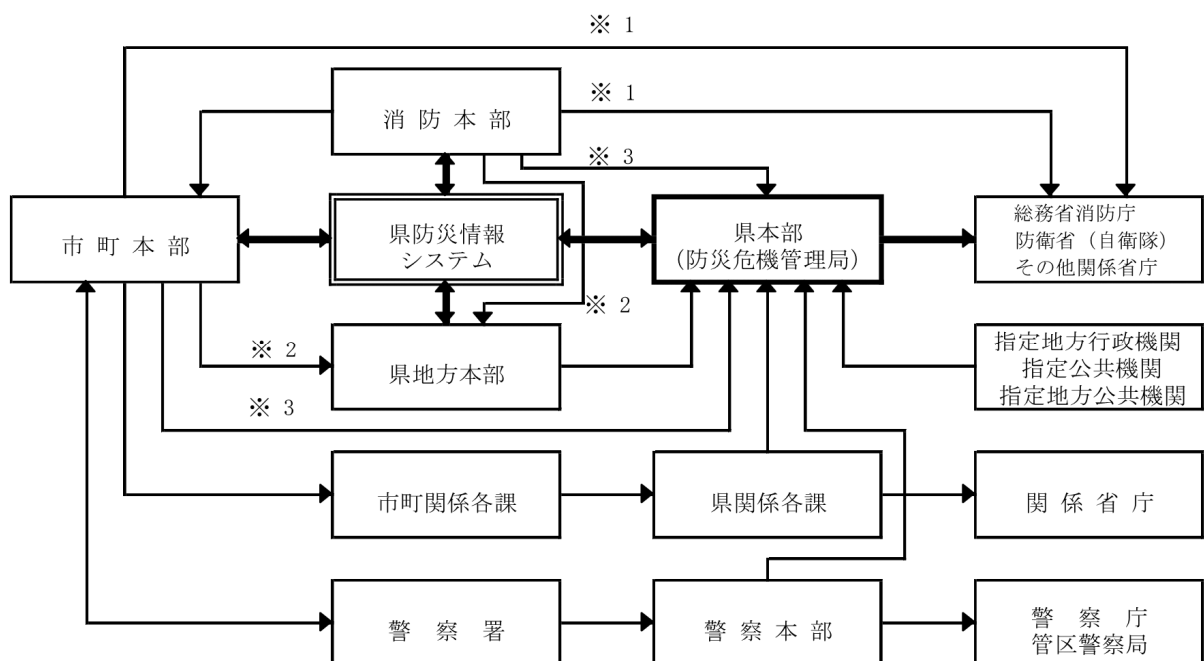
#### キ 被害即報の伝達系統

町本部から県地方本部（設置前は湖東土木事務所経理用地課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。

ただし、通信の途絶等のため町本部から県本部への報告が不可能な場合は、町本部から直接国（総務省消防庁）に報告するものとする。この場合、町本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、町本部は直ちにその状況を電話にて消防庁および県本部へ報告するものとする。

#### 〔被害即報の伝達系統〕



※1；県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告

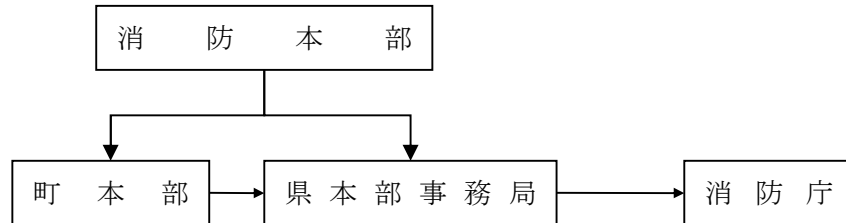
※2；県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

※3；県防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報

※4；県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

## (2) 災害確定報告

災害確定報告は、災害応急対策および災害復旧の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行い、最終的な災害確定報告は原則県防災情報システムで災害応急対策を終了した後、15日以内に行う。



### ※ 参考：県への報告の基本パターンについて

県への報告のパターンおよびそれに対応する体制の基本は、次のとおりであるが、具体的パターンはその都度指示する。

ただし、通信の途絶等のため、町本部から県本部への報告が不可能な場合は、直接、国（消防庁）に報告することとし、町本部から県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告を行うこととする。

| パターン  | 内容                                                   | 対応する県体制の基本               |
|-------|------------------------------------------------------|--------------------------|
| パターン1 | 町－（8:30、15:30）－湖東土木事務所経理用地課<br>→（9:00、16:00）－防災危機管理局 | ・警戒待機体制時で防災危機管理局が指示したとき  |
| パターン2 | 4時間間隔                                                | ・警戒第1配備体制時<br>・災害警戒本部設置時 |
| パターン3 | 2時間間隔                                                | ・災害対策本部設置時               |

（注）いずれの場合にも、死傷者、行方不明者、住家半壊、床上浸水、り災世帯等、急を要する被害については、随時報告のこと。

## 10 調査および報告の種類

| 調査     | 報告   | 調査・報告の内容                                                              | 様式内容                  | 細分類事項                                | 備考                                   |
|--------|------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 概況調査   | 発生即報 | 初期的なもので、被害の有無および程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。                                | 1<br>2<br>3<br>4<br>5 | 災害全般<br>火災<br>特定の事故<br>救急・救助<br>災害概況 | 県1号様式<br>県2号様式<br>県3号様式<br>県4号様式 その2 |
| 災害調査   | 被害即報 | 災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的被害および住家被害を優先して即報する。                       | 6<br>7<br>8<br>9      | 災害全般<br>人・建物<br>道路・河川<br>農業          | 県4号様式 その1<br>県様式<br>県様式<br>県様式       |
| 災害確定調査 | 被害報告 | 災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。 | 10<br>11              | 災害全般<br>被害の総括                        | 県1号様式                                |

|              |              |                                                                           |    |          |  |
|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------|----|----------|--|
| その他の部門別の災害調査 | その他の部門別の被害報告 | 災害応急対策および災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の状況報告、確定報告と段階別に行う。 | 12 | 世帯構成員別   |  |
|              |              |                                                                           | 13 | 水道事故     |  |
|              |              |                                                                           | 14 | 学校給食用物資  |  |
|              |              |                                                                           | 15 | 町有財産（報告） |  |
|              |              |                                                                           | 16 | 町有財産（集計） |  |
|              |              |                                                                           | 17 | 農林関係     |  |
|              |              | ※なお、これらのほかに各課署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意要する。                            |    |          |  |

- \* 災害の定義（被害即報基準）【資料編参照】
- \* 災害即報事項例示【資料編参照】
- \* 被害程度の判定基準【資料編参照】
- \* 被害発生即報（様式1～9号）【資料編参照】
- \* 災害確定報告（様式10～17号）【資料編参照】

## 第5節 広報

[危機管理班、総務班、管理班、町各班、防災関係機関等]

### 1 広報活動の概要

町および防災関係機関は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて住民および報道機関等へ広報する。また、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の心の安定を図る。

#### (1) 広報担当

町本部における広報活動は、危機管理班（報道機関との連絡調整等）、総務班（防災関係機関との連絡調整）、管理班（災害広報資料の収集整理・提供、町民に対する広報等）の緊密な連携の基に実施し、広報活動の充実を図る。

#### (2) 作業分担

|                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各班                  | ア 刻々の情報を総務班に連絡するとともに、災害記録、写真、広報資料等を積極的に速やかに提出する。                                                                                                                                                                      |
| 危機管理班<br>総務班<br>管理班 | イ 各班と緊密な連絡を取る。<br>ウ 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。<br>エ 町民および報道機関に対しての広報活動を行う。<br>オ 県、地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、または関係各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。<br>カ 中央諸官庁に対して直接に、または関係各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項等の広報を行う。<br>キ 特に災害写真の撮影・収集等に努める。 |

#### (3) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に町本部、県、防災関係機関等と調整・確認を行う。

#### (4) 広報内容

広報する内容は、被災者のニーズを十分に把握したものとする。

ア 南海トラフ地震に関する情報を受けた場合の事項

(ア) 「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」の内容

(イ) 気象予警報等の内容

(ウ) 予想される災害の種類と場所

(エ) 災害に対する警戒の呼び掛け

(オ) 事前避難の必要な地区、避難施設および避難方向の指示

(カ) 避難途中の注意点

(キ) その他、必要な情報

イ 災害発生後の事項

(ア) 災害の種別（名称）

(イ) 発生年月日

(ウ) 災害発生の場所

(エ) 被害状況、被害者の安否情報

(オ) 交通規制の状況

(カ) 災害救助法適用の有無

(キ) 町や関係機関の防災体制

(ク) 町や関係機関の応急・復旧対策の状況

(ケ) 町民に対する注意・協力要請

(コ) 高齢者等避難、避難指示

(サ) その他、治安の状況などの必要な情報

(5) 広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に適切な表現に努める。

ア 内容は正確か？

イ 簡潔か？

ウ アクセント、めりはりはついているか？

エ 要素は抜けていないか？

オ 分りやすいか？

カ 気配りをしているか？

＊ 広報文例【資料編参照】

## 2 町民への広報

(1) 広報手段別の広報活動

ア ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

ラジオ、テレビによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため報道機関に要請する。

ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限がある。

イ 広報車等による広報

町域全般および特に災害が切迫した地域への広報には、広報車またはスピーカーを搭載した車両による広報を行う。

ただし、広報車による情報伝達は、走行速度または風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や県土木防災情報システムの雨量情報表示盤との併用等を心掛ける。

ウ 住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災組織のリーダー等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

エ 広報紙、チラシ等の配布・掲示

自治会組織等を通じての広報紙やチラシの配布は、伝達速度が遅いので、緊急的な情報以外の広報について行う。また、町役場および公共機関等において、広報発表内容の掲示を行う。

オ 防災行政無線放送、Ｌアラート、インターネット、タウンメール等の活用

防災行政無線放送、Ｌアラート、インターネット（ホームページ）、タウンメール・エリアメール・緊急速報メール等、多様な手段を活用して、広報活動を実施する。

(2) 避難者への広報

指定避難所等における避難者に対し、適宜災害の状況・見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

(3) 要配慮者への広報

要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うよう、放送事業者に要請する。

(4) 町民等からの問い合わせ

電話等による町民等からの問い合わせには、丁寧に応対するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。

ア 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

イ 安否不明者・死者等の氏名等公表

町は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、災害時における要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否情報を収集・精査し安否不明者の絞り込みをするため、町等と連携のうえ、速やかな安否不明者の氏名等の公表に努める。

また、死者・行方不明者についても、大規模災害時において情報の錯そう等による混乱

回避など必要と認めるときは氏名等を公表できるものとする。

県は、災害時の氏名等の公表方針を予め定めるとともに、国からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行う。

(5) 町民の要望等の把握

災害時における町民の要望を速やかに把握することに努める。

### 3 報道機関への広報

(1) 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。

収集した諸情報については、入手の都度、速やかにその内容を各報道機関に提供する。

新聞、ラジオ放送等、各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等、積極的に協力する。

(2) 提供方法

報道機関に対しては、庁舎内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設置し、発表内容等を掲示する。

(3) 提供先

彦根新聞記者会に所属する報道機関等、町内の主な報道機関を対象とする。

(4) 放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

町本部は、災害に関して次に掲げる緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合は、県を経由して（町と県が通信途絶等特別の事情がある場合は、直接行う。）日本放送協会大津放送局に放送を求めることができ、放送要請の理由、放送事項、希望放送日時等を明示する。

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で多くの人命・財産を保護するための警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保等。

イ 災害に関する重要情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれに対しとるべき措置。

ウ 災害時における混乱を防止するための指示等。

エ その他、町本部が特に必要と認める事項。

＊ 緊急警報放送の放送要請書【資料編参照】

### 4 広聴活動

町は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。また、必要に応じて被災者相談窓口等を設置し住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

### 5 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を町本部に通知する。

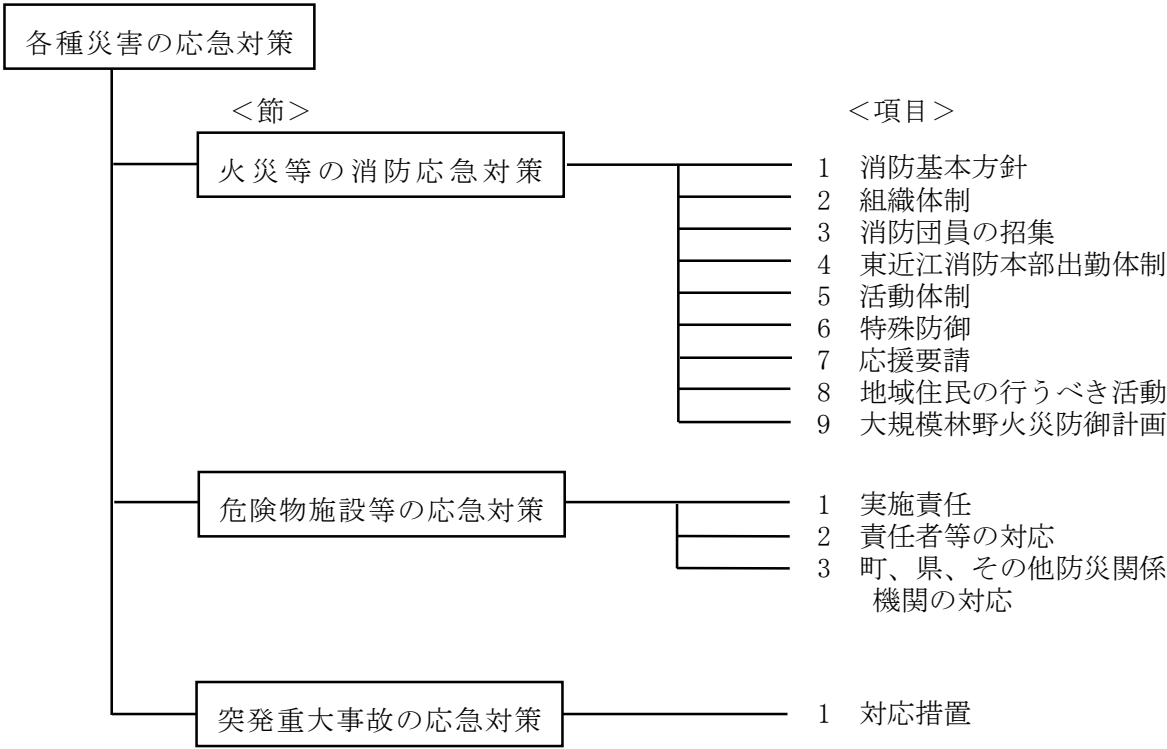


### 第3章 各種災害の応急対策

方針

地震災害後の水害、火災、危険物災害、突発重大事故等、各種災害に対して、実施責任、活動体制、応急措置の内容等を定め、災害特性に応じて適切な応急活動が行えるように図る。

章の体系



## 第1節 火災等の消防応急対策

[東近江消防本部・団]

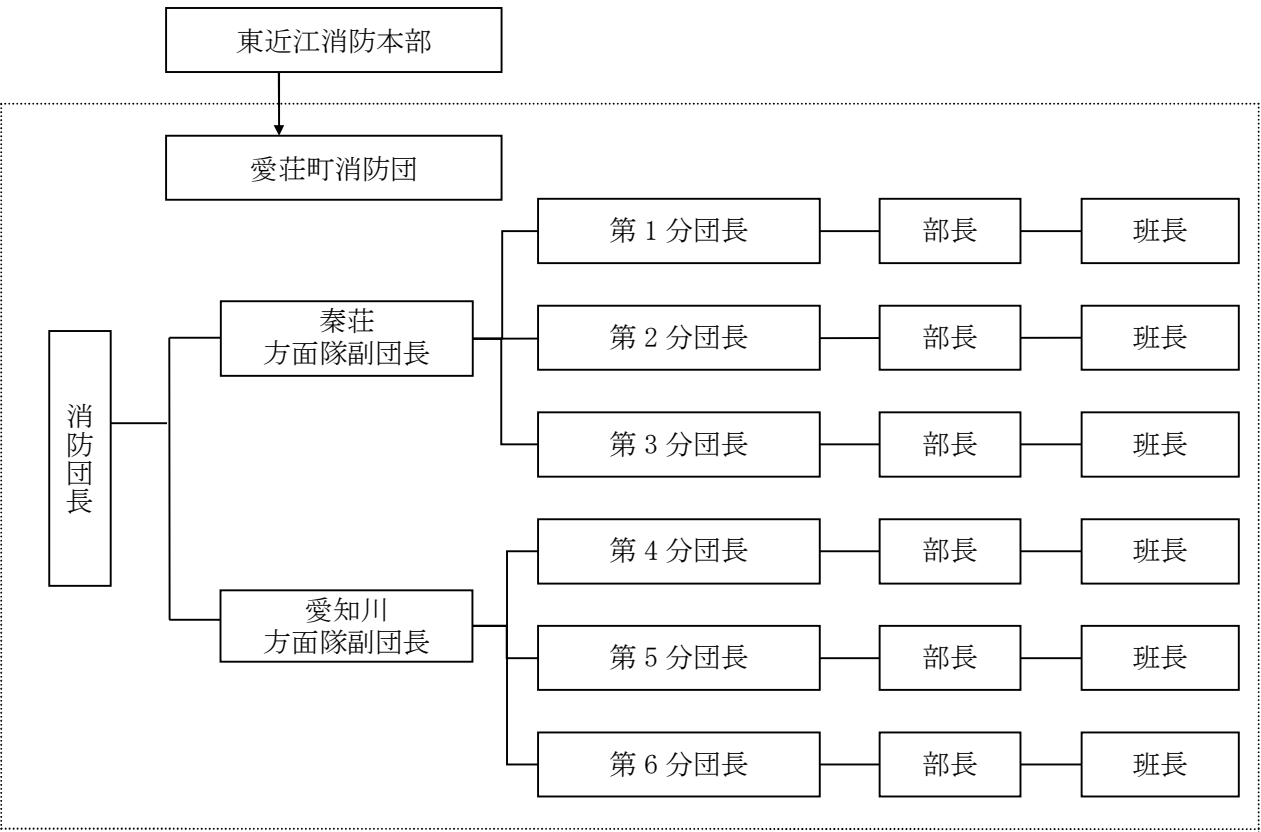
### 1 消防基本方針

消防機関（東近江消防本部・団）は、地震にともなう火災、水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。また、地震にともなう同時多発型の火災発生に備え、広域連携その他の必要な措置をとる。

- (1) 大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防職（団）員の初動体制や初期の消防活動の実施計画等についてあらかじめ定めておく。
- (2) 地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領、広報班の編成等について、あらかじめ定めておく。
- (3) 地震発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。
- (5) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- (6) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (7) 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (8) 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。
- (9) 消防機関は、地震という特殊な災害を想定した相互応援協定を締結するなど、平常時から消防機関相互の応援協力体制を強化し、地震時の消防活動において互いに緊密な連携を図る。
- (10) 消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防機関の応急対策の実施に支障が生じている場合で警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。
- (11) 林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

2 組織体制

本町の消防機関の組織体制は、次のとおりである。



(1) 事務分掌

ア 東近江消防本部

|     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務課 | 庶務係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管守に関すること。</li> <li>2 文書の審査および管理調整に関すること。</li> <li>3 消防本部訓令等に関すること。</li> <li>4 消防本部の企画および整備計画に関すること。</li> <li>5 消防予算に関すること。</li> <li>6 消防財産の維持管理に関すること。</li> <li>7 補助事業（消防庁舎関係）および事務手続に関すること。</li> <li>8 消防行政広報および年報に関すること。</li> <li>9 東近江消防団長連絡協議会その他関係団体に関すること。</li> <li>10 他の課および課内他の係に属さないこと。</li> </ul>                                                    |
|     | 人事係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事管理の調整および研究に関すること。</li> <li>2 職員の任用、服務その他勤務条件に関すること。</li> <li>3 職員の給与に関すること。</li> <li>4 職員の分限、懲戒および表彰に関すること。</li> <li>5 職員の公務災害補償に関すること。</li> <li>6 職員の教養に関すること。</li> <li>7 職員の貸与品に関すること。</li> <li>8 職員の共済および福利厚生に関すること。</li> <li>9 職員互助会に関すること。</li> <li>10 職員の安全衛生に関すること。</li> <li>11 職員の損害賠償に関すること。</li> <li>12 消防長会に関すること。</li> <li>13 音楽隊に関すること。</li> </ul> |
| 予防課 | 予防係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災予防の施策に関すること。</li> <li>2 火災予防思想の普及に関すること。</li> <li>3 火災予防広報に関すること。</li> <li>4 予防査察に関すること。</li> <li>5 防火組織および自主防災組織の育成、指導に関すること。</li> <li>6 広域の防災に関する連絡調整および広報啓発に関すること。</li> <li>7 防火管理者の講習および指導に関すること。</li> <li>8 文化財の防火に関すること。</li> <li>9 課内他の係に属さないこと。</li> </ul>                                                                                              |
|     | 指導係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物の規則に関すること。</li> <li>2 危険物施設の管理指導に関すること。</li> <li>3 消防用設備等の運用に関すること。</li> <li>4 火災予防条例の規制に関すること。</li> <li>5 液化石油ガスその他高圧ガスに関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 警防課 | 警防係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画に関すること。</li> <li>2 災害の警備および防ぎょ対策に関すること。</li> <li>3 消防相互応援に関すること。</li> <li>4 消防装備、消防機械器具および消防資器材の整備、保全および配置に関すること。</li> <li>5 補助事業（消防装備関係）に関すること。</li> <li>6 警防訓練に関すること。</li> <li>7 安全運転管理に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                   |

|  |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |        | 8 消防地水利の設置促進に関すること。<br>9 救助の報告および統計に関すること。<br>10 高速道路消防対策に関すること。<br>11 課内他の係に属さないこと。                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  |        | 調査係<br>1 火災の原因および損害調査に関すること。<br>2 火災現場の広報に関すること。<br>3 火災の報告および統計に関すること。<br>4 火災の原因の開示に関すること。                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | 救急管理室  | 救急係<br>1 救急対策に関すること。<br>2 救急の報告及び統計に関すること。<br>3 医療機関との連絡調整に関すること。<br>4 メディカルコントロール協議会に関すること。                                                                                                                                                                                                                                             |
|  |        | 指導係<br>1 救急技術の指導、訓練及び教育に関すること。<br>2 救急機械器具の整備、保全及び配置に関すること。<br>3 高速道路消防対策に関すること。<br>4 応急手当の普及啓発に関すること。                                                                                                                                                                                                                                   |
|  | 訓練センター | 施設管理係<br>1 訓練センターに係る訓練計画および研究に関すること。<br>2 訓練センター使用計画に関すること。<br>3 訓練施設、救助機械器具等の管理に関すること。<br>4 その他訓練センターに関すること。                                                                                                                                                                                                                            |
|  |        | 第1部高度救助係、<br>第2部高度救助係<br>1 救助対策および救助活動に関すること。<br>2 救助技術等の指導に関すること。<br>3 救助訓練ならびに救助業務の計画および研究に関すること。                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | 指令課    | 指令管理係<br>1 補助事業（通信機器関係）に関すること。<br>2 課内他の係に属さないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|  |        | 第1部指令管制係、<br>第2部指令管制係<br>1 指令業務の調査、研究に関すること。<br>2 出動指令に関すること。<br>3 災害通報および災害広報に関すること。<br>4 災害の情報収集および関係機関の情報連絡に関すること。<br>5 災害に関する気象の予報、情報および警報に関すること。<br>6 通信技術に関すること。<br>7 通信機器の整備、保全に関すること。<br>8 通信機器の調査、研修に関すること。<br>9 消防情報支援システムおよびネットワークの維持管理に関すること。<br>10 電子計算機器の整備、保全に関すること。<br>11 情報の管理、消防統計事務に関すること。<br>12 その他、指令および通信業務に関すること。 |

イ 愛知消防署

|     |                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 庶務係 | 1 署の庶務に関すること。<br>2 職員の教養に関すること。<br>3 消防協力団体に関すること。<br>4 署内他の係に属さないこと。 |
| 予防係 | 1 火災予防思想の普及に関すること。                                                    |

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                      | 2 事業所の予防査察および防火指導にすること。<br>3 危険物の規制にすること。<br>4 火災予防条例の規制にすること。<br>5 液化石油ガスその他高圧ガスの指導にすること。<br>6 消防用設備等の検査および指導にすること。<br>7 防火組織および自主防災組織の育成にすること。<br>8 建築物の建築確認同意事務にすること。                                                                                                      |
| 警防第1部特別救助係、警備指揮係、救急広報係<br><br>警防第2部特別救助係、警備指揮係、救急広報係 | 1 水火災その他災害の防ぎょおよび警戒にすること。<br>2 救急、救助業務にすること。<br>3 応急手当の普及啓発にすること。<br>4 消防機械器具および通信施設の保全にすること。<br>5 火災の原因および調査にすること。<br>6 消防訓練にすること。<br>7 消防対象物の調査にすること。<br>8 消防地水利の調査にすること。<br>9 防火組織および自主防災組織の指導にすること。<br>10 自衛消防組織の育成にすること。<br>11 自治会における防火安全対策および普及にすること。<br>12 隊の編成にすること。 |

#### ウ 消防団

|     |                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防団 | (1) 消防車輛および資機材の保全<br>(2) 災害防御活動（消火、警戒、救出）<br>(3) 広報活動（火災予防）、町内巡回<br>(4) 災害の情報収集<br>(5) 初期消火の指導<br>(6) 避難誘導<br>(7) 愛知消防署との連絡調整<br>(8) 関係機関との連絡調整<br>(9) その他、必要な事項 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 愛知消防署の編成

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 愛知消防署  | 消防第1小隊、消防第2小隊、指揮隊（特別編成）<br>第1救急隊（消防隊兼務）、特別救助隊 |
| 愛東出張所  | 消防第3小隊、第2救急隊（消防隊兼務）                           |
| 愛知川出張所 | 消防第4小隊、第3救急隊（消防隊兼務）                           |

### 3 消防団員の招集

消防団長は、管内に非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合、消防団員に対して非常招集または自宅待機を発令する。

#### (1) 招集の区分

| 区分   | 対象   | 内容                  |
|------|------|---------------------|
| 1号招集 | 消防団員 | 発災地を担当する班、機関班、本部付団員 |

| 区分   | 対象   | 内容                        |
|------|------|---------------------------|
| 2号招集 | 消防団員 | 発災地を担当する班、機関班、本部付団員、その近隣班 |
| 3号招集 | 消防団員 | 団員の全員                     |

(2) 発令の基準

発令の基準は、別に定めるものとする。

(3) 参集場所

ア 消防団員

本部付団員ならびに機関団員は、愛荘消防センターに参集し、その他の団員については、それぞれの班詰所へ参集する。

なお、特に指示のある場合または任務があらかじめ定められている者は、所定の場所に参集するものとする。

4 東近江消防本部出動体制

|         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| ①火災第1出動 | 火災の覚知と同時に出動するもの                                          |
| ②火災第2出動 | 火災の通報状況または消防隊の連絡状況により必要があると認めたとき出動するもの                   |
| ③火災第3出動 | 火災第2出動に相当する規模の火災がさらに拡大したときまたはこれらの状況を予想して出動するもの           |
| ④警戒出動   | ア 覚知時において災害と判断することが困難であるとき<br>イ 火災第1出動によらなくても対応できると認めたとき |
| ⑤救助出動   | 救助活動に出動するもの                                              |
| ⑥救急出動   | 救急活動に出動するもの                                              |
| ⑦救急支援出動 | 救急隊のみで対応できない事案や危険排除等、活動支援として出動するもの                       |
| ⑧救急消防出動 | 直近救急隊が出動中で、傷病者の病態が重篤と判断された場合、消防隊が応急処置を行うため出動するもの         |
| ⑨特命出動   | 災害の状況により特に指定する隊を出動させる必要があると認めたとき出動するもの                   |

5 活動体制

(1) 通常時火災

火災第3出動までの体制で、対応可能な火災とする。

ア 防御方針

通常火災時における防御方針は、延焼阻止を第一とし、水損防止に十分考慮するとともに、人命救助に対応できる防御体制をとり、出火建物の消火に当たることを基本とする。

イ 出動

火災出動計画は、別に定めるものとする。

(2) 非常時火災

前 (1) 「通常時火災」以外の火災とする。

ア 防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに重要地区に消防力を結集し、防御に当たるものとする。

イ 現場指揮本部の設置

非常時の組織・部隊編成は、別に定めるものとする。

6 特殊防御

(1) 狭あい地区

「道路狭あい地区警防計画」による。

(2) 特殊建物

「特殊建物警防計画」による。

(3) 林野

「林野火災防御計画」による。

7 応援要請

本町の消防力で対応が困難である場合、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づき、県下の消防本部または県下の市町消防団に応援要請を行う。

それでもまだ応援が必要な場合は、広域航空消防応援や緊急消防援助隊に応援要請を行うものとする。

(1) 方法

各協定書の定めるところによる。

(2) 情報提供

ア 災害の発生日時

イ 災害の発生場所

ウ 災害種別

エ 災害の状況（現況、拡大の予測）

オ 応援要請状況（隣接応援等）

カ 人的、物的被害の状況

キ 担当連絡責任者

ク その他、必要事項

＊ 滋賀県広域消防相互応援協定書【資料編参照】

＊ 滋賀県下消防団広域相互応援協定書【資料編参照】

＊ 滋賀県防災ヘリコプター支援協定【資料編参照】



8 地域住民の行うべき活動

地域住民は、自らが居住する近隣地域において災害が発生した場合、地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

9 大規模林野火災防御計画

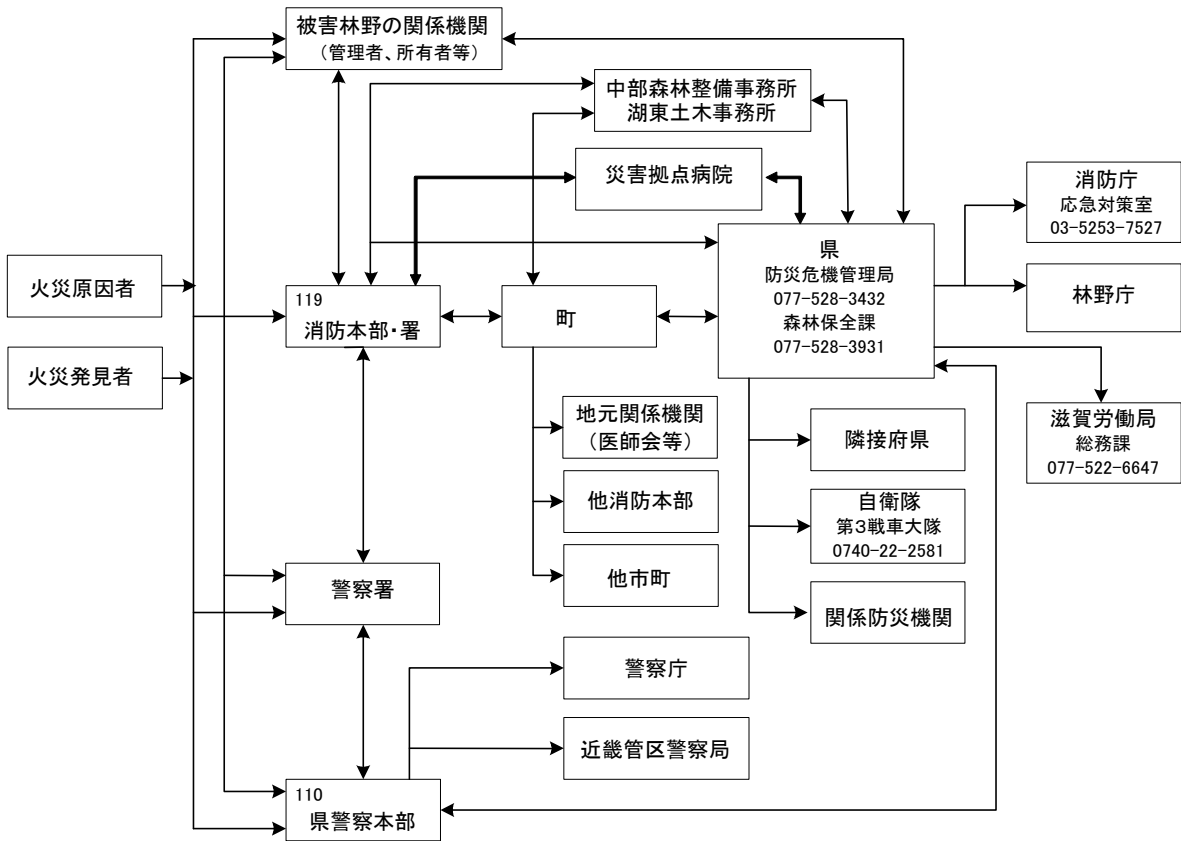
広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合は、次のように応急対策を実施する。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡

火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに消防機関、町、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■林野火災発生時の情報連絡系統図



| 名称        | 連絡窓口  | 電話番号         |
|-----------|-------|--------------|
| 中部森林整備事務所 | —     | 0748-22-7718 |
| 湖東土木事務所   | 経理用地課 | 0749-27-2241 |

(2) 活動体制の確立

町は、広範囲にわたる林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を災害応急対策編第2部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

林業関係者は、町、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 救助・救急活動

ア 救助活動

町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うとともに、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

(5) 医療救護活動

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

避難の指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、災害応急対策編第2部第6

章第1節「避難収容」により行う。

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

(7) 災害広報の実施

住民への広報は、災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」により行う。

## 第2節 危険物施設等の応急対策

[町、県、防災関係機関、東近江消防本部・団、警察署]

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物・劇物貯蔵施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者、および周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

### 1 実施責任

#### (1) 責任者

責任者とは、危険物施設等の所有者、管理者および占有者で、かつその権限を有する者を指し、災害発生施設等の当該責任者は、ただちに町、東近江消防本部（119番通報）等に通報の上、施設（事業所）等においてあらかじめ定める計画により応急対策を実施する。

#### (2) 町、県、その他防災関係機関

町および東近江消防本部は、責任者等から通報を受けた場合、関係機関に連絡するとともに、消防計画に基づき消火、災害の拡大防止、被災者の救出等の応急対策を実施する。

なお、町（東近江消防本部以外）、県、その他防災関係機関は、災害の規模・状況により、総合的な応急対策を実施する。

### 2 責任者等の対応

責任者および危険物を移送運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等の恐れのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底ならびに、混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) ガス遮断等の緊急措置、爆発、誘爆の回避措置
- (6) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (7) 盗難防止措置
- (8) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- (9) 防災機関による災害状況の把握と相互の活動により、付近住民、従業員への危険周知および

#### 避難誘導

- (10) 中毒防止方法の広報活動
- (11) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業  
(周辺住民の人命安全のため)
- (12) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）
- (13) 放射線量の測定
- (14) 国（文部科学省）、県、町、警察、消防機関、保健所等、関係機関への通報
- (15) その他災害の状況に応じた必要な措置

### 3 町、県、その他防災関係機関の対応

災害発生 of 通報を受けた場合、災害の規模・状況に応じて、相互連絡および協力のもとに次の応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集・伝達

町（総務班）は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物、毒物・劇物等に係る事故が発生した場合、東近江消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

ア 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物、劇物・毒物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物、毒物・劇物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物、毒物・劇物等の漏えい事故で、次に該当するもの

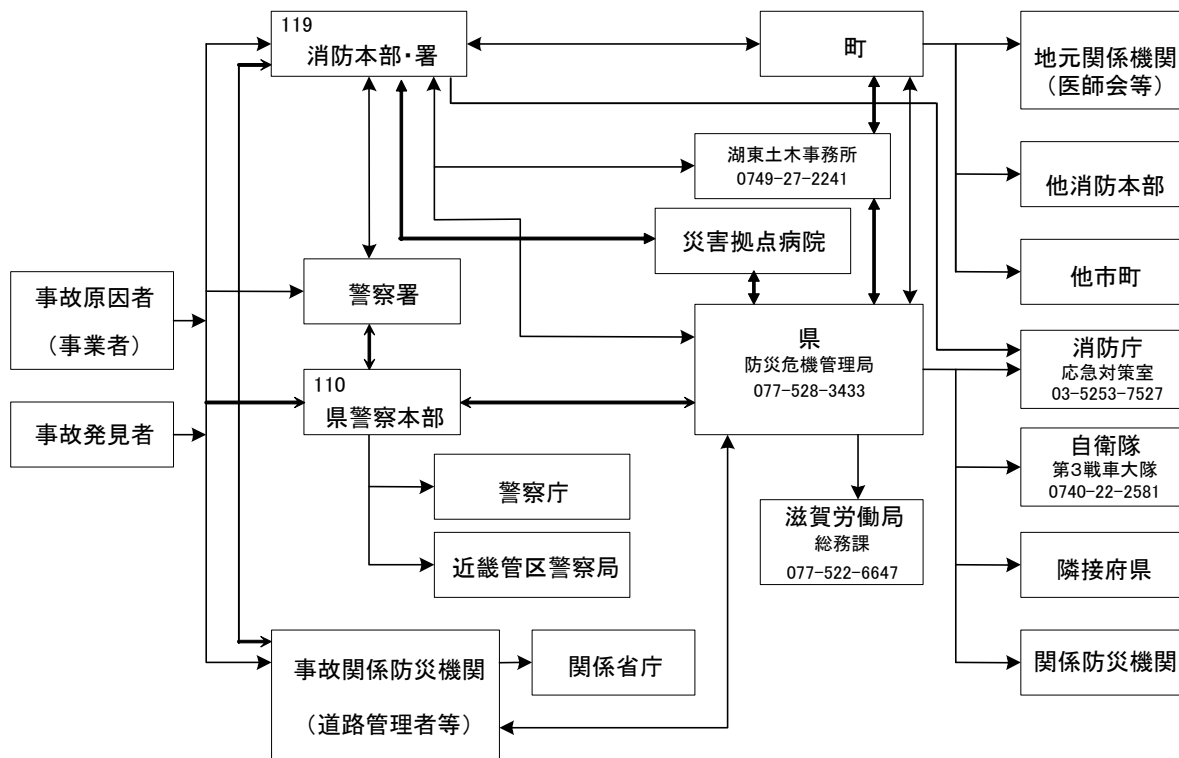
（ア）河川へ危険物、毒物・劇物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物、毒物・劇物等の漏えい等

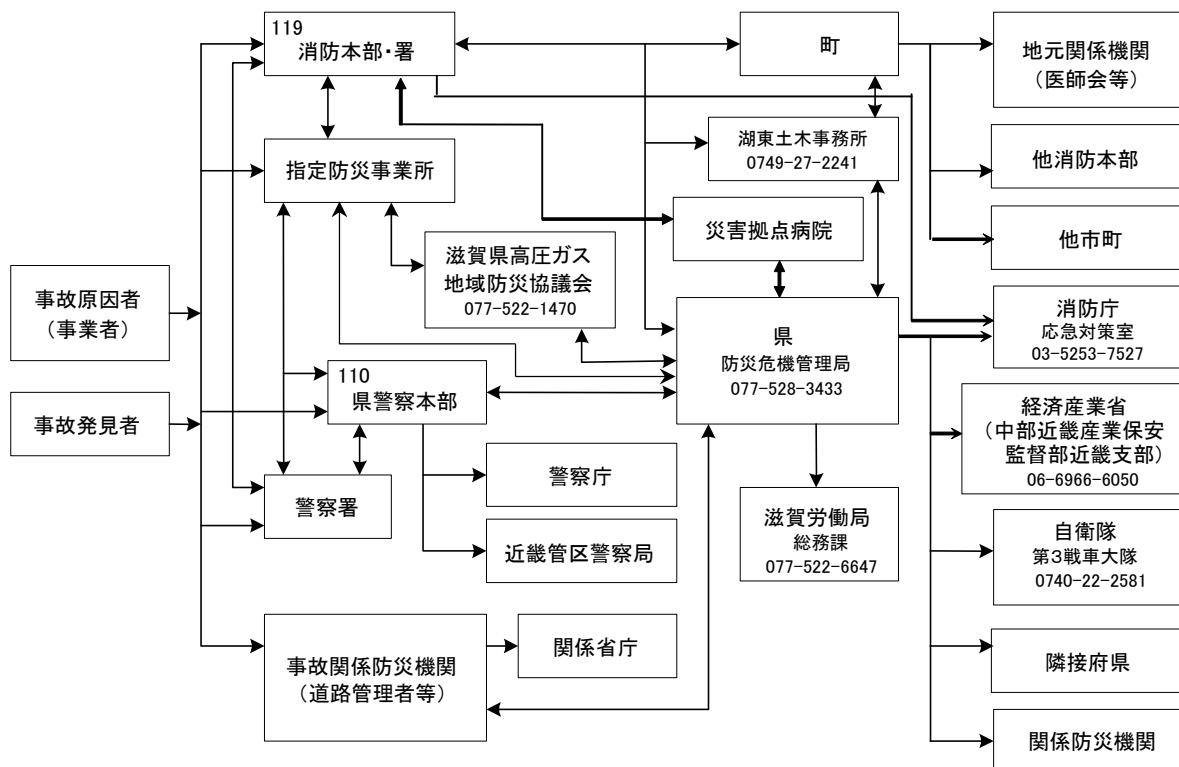
オ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

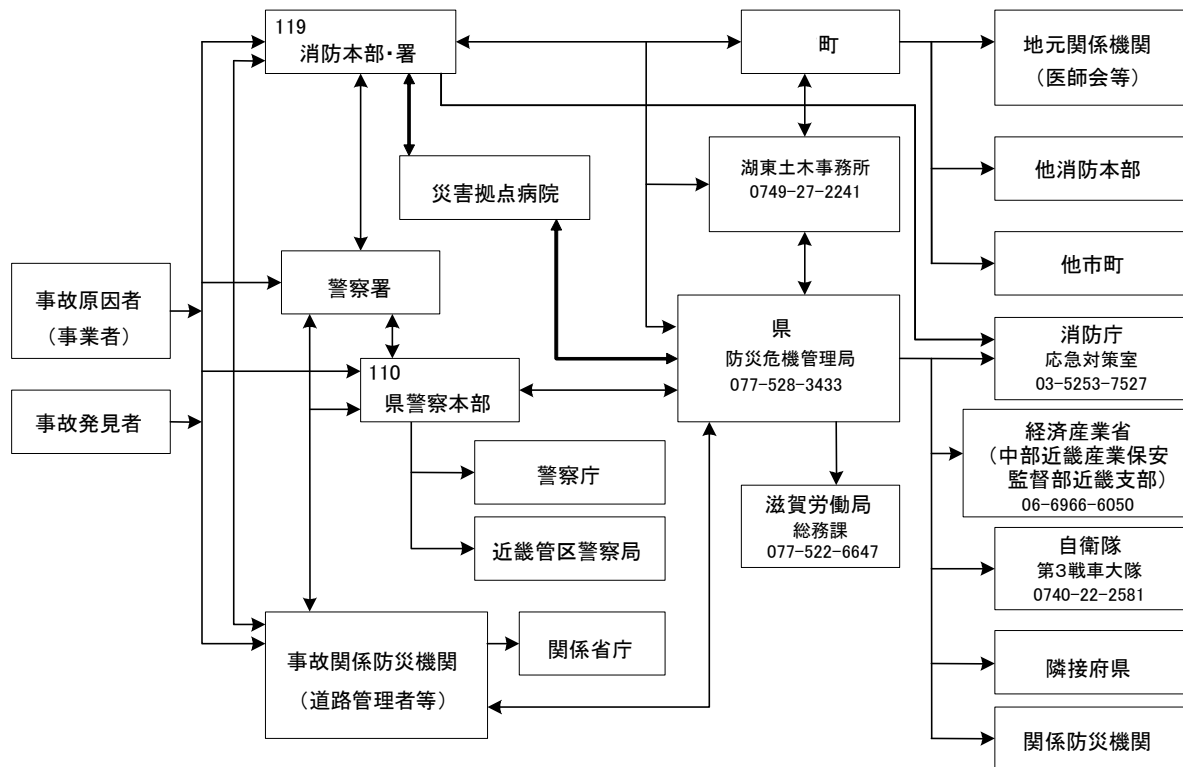
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



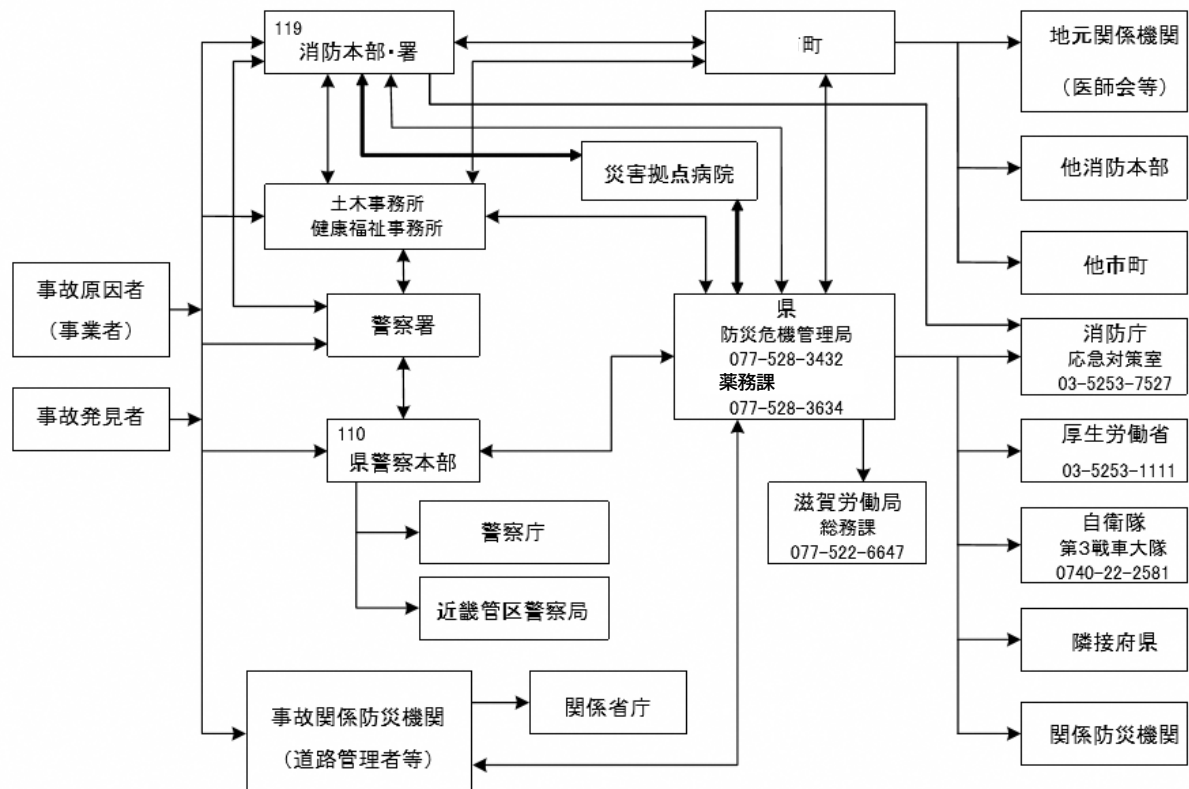
■高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



■火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



■毒物劇物事故災害発生時の情報連絡系統図



(2) 活動体制の確立

町は、危険物、高圧ガス、火薬類の取扱い施設における大規模な火災、爆発ならびに毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を災害応急対策編第2部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」に準拠して設置し、県、関係機関等と連携して火災応急対策を円滑に行う体制をとる。

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行うほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消防活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、町、県、東近江消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携する。

東近江消防本部・団は、危険物火災の特性に応じて、引火性、発火性、爆発性物質の移動といった消火、防火、防爆等の消防活動を迅速に実施する。また、放射性物質に係る消防活動および救急救助については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」および「放射性



物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(5) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(6) 住民等の避難

東近江消防本部・団および医療班は、災害応急対策編第2部第6章第1節「避難収容」により、避難のための立退きの指示、指定避難所の開設・収容を行う。

なお、県は災害の状況により自衛隊出動等についての調整を行う。

(7) 災害広報の実施

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、新聞、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。また、住民の立入制限、退去等の措置を実施した際には地域住民に対して広報活動を行う。

(8) 避難誘導等

町は、関係機関の協力のもとに、立入り禁止区域の設定、住民の避難誘導等に努める。

(9) 交通対策

道路管理者、警察、その他関係機関は、被災地域の交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(10) 公共機関の対策

関西電力㈱および関西電力送配電㈱、N T T西日本㈱、その他の公共機関は、各々定める防災計画により、それぞれ応急対策を行う。

(11) 危険物等の移動・搬出

災害による被害拡大を防止するため、危険物施設の責任者および危険物等を搬出する者は、移動できるものは安全な場所に移動させるなどの措置を講ずる。

また、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部は、一般高圧ガスおよび液化石油ガスの移動の制限または一時禁止の緊急命令を行う。

## 第3節 突発重大事故の応急対策

[東近江消防本部、町、県、防災関係機関]

テロ、航空機事故、鉄道事故、道路事故（交通事故）、雑踏における事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な災害は、最近、大きな社会不安を招いている現状にある。これらの突発的な災害に対して、防災関係機関は緊密かつ有機的な連携協力のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

### 1 対応措置

#### (1) 通報、情報の収集・伝達

町内において突発重大事故を発見した者は、直ちに町、東近江警察署（110番通報）または東近江消防本部（119番通報）に通報する。

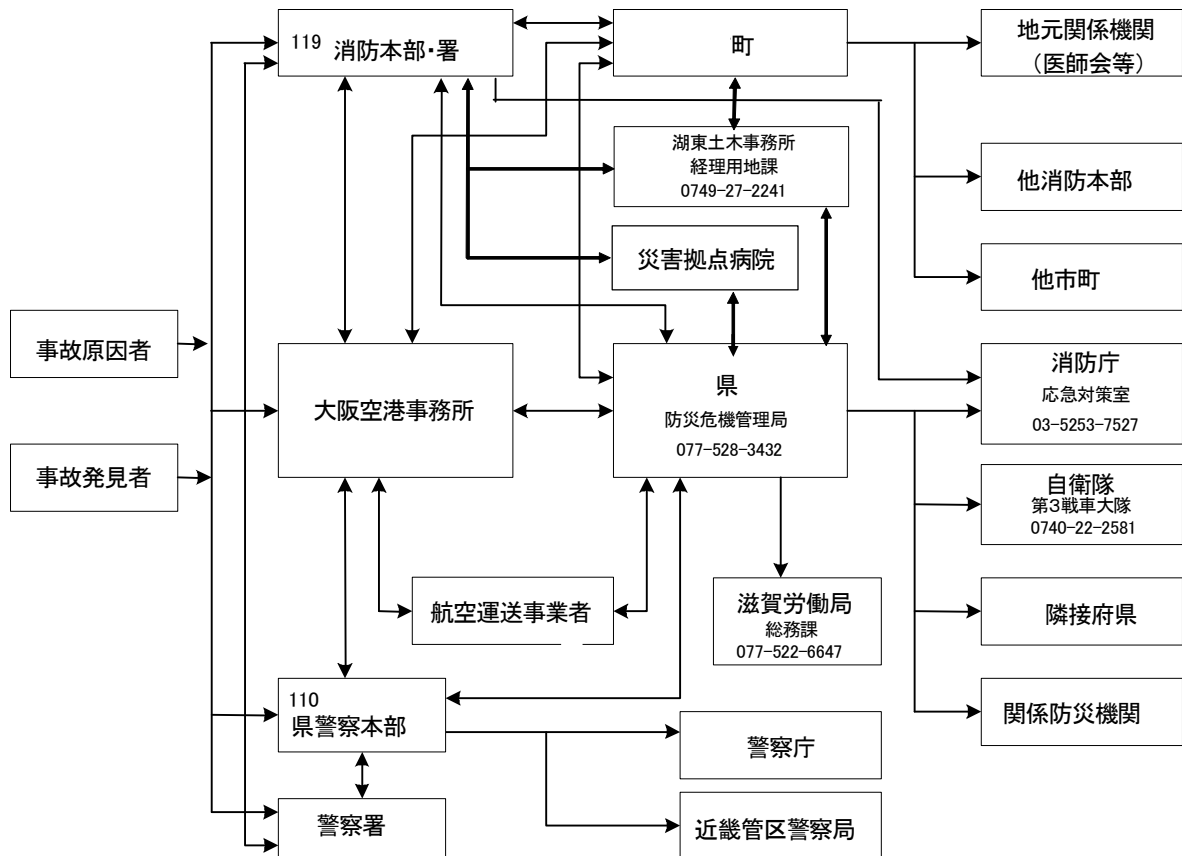
| 通報先     | 専用電話 | 加入電話                                    |
|---------|------|-----------------------------------------|
| 町役場     | —    | 0749-42-4111（本庁舎）<br>0749-37-2051（秦荘支所） |
| 東近江警察署  | 110  | 0748-24-0110                            |
| 東近江消防本部 | 119  | 0748-22-7600                            |

町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

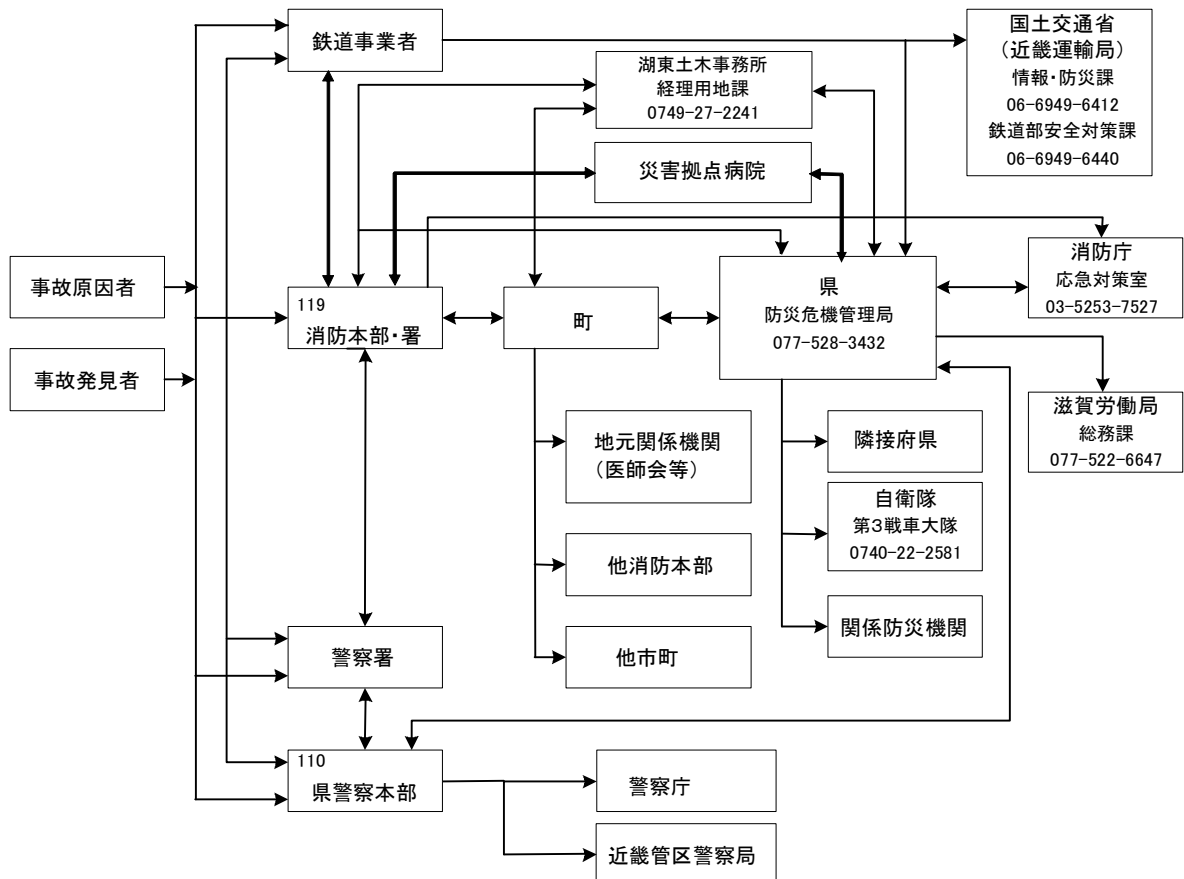
なお、死者および負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるものについては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、消防機関は第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャックおよびテロ等による救急・救助事故
- エ 映画館、駅構内等不特定多数の物が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

■航空機災害発生時の情報連絡系統図



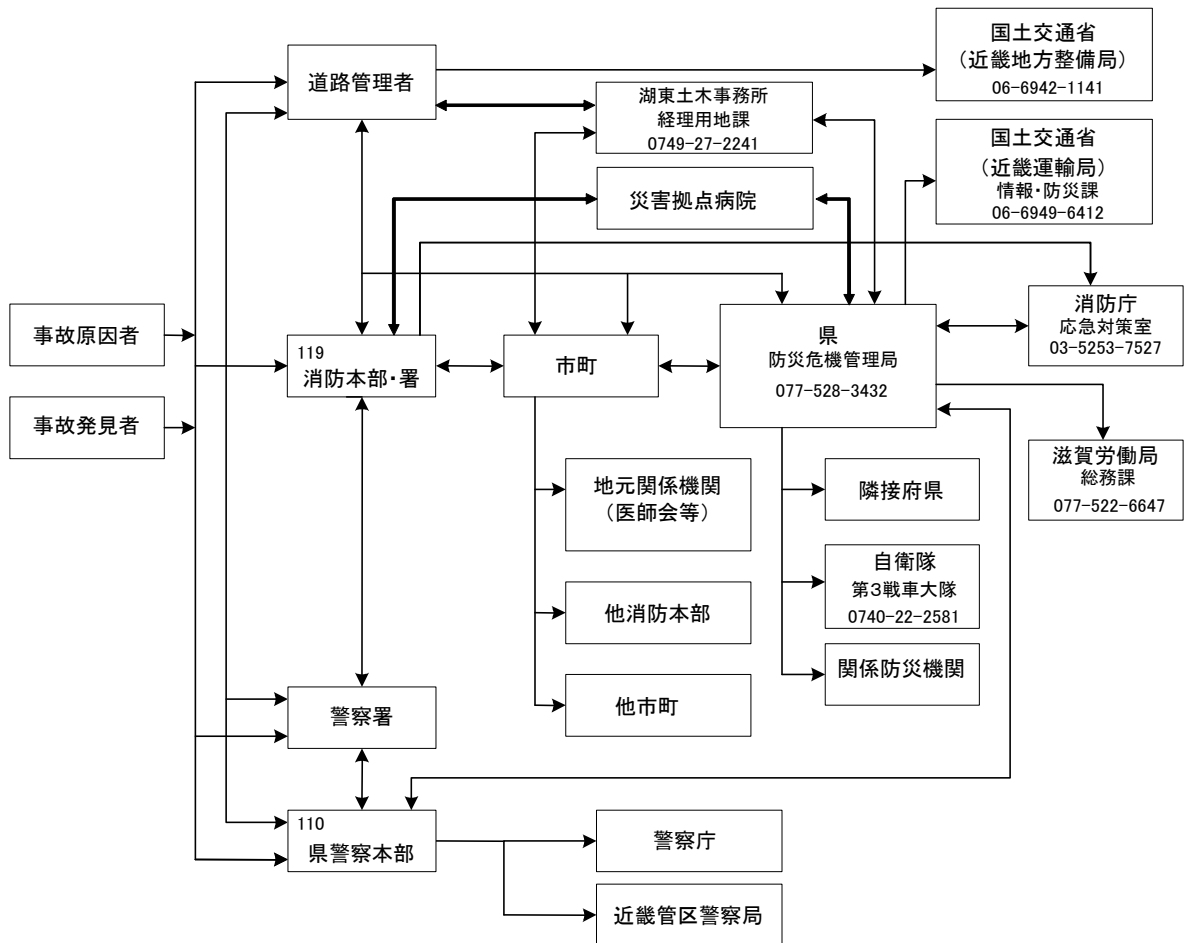
■鉄道事故発生時の情報連絡系統図



鐵道事業者

| 機関名           | 連絡窓口   | 所在地            | 電話番号         |
|---------------|--------|----------------|--------------|
| 東海旅客鉄道(株)関西支社 | 管理部総務課 | 大阪市淀川区宮原 1-1-1 | 06-7668-0613 |
| 近江鉄道(株)       | 管理部総務課 | 彦根市駅東町 15 番 1  | 0749-22-3301 |

### ■道路災害発生時の情報連絡系統図



## 道路管理者

| 機関名                        | 連絡窓口  | 所在地             | 電話番号         |
|----------------------------|-------|-----------------|--------------|
| 中日本高速道路(株) 名古屋支社           | 企画統括課 | 名古屋市中区錦 2-18-19 | 052-222-1181 |
| 中日本高速道路(株)<br>彦根保全サービスセンター | 工務    | 彦根市原町 714-1     | 0749-22-1941 |

(2) 事故対策本部の設置

町は、航空機事故、鉄道事故、道路事故(交通事故)等の突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 救助・救急活動

町および東近江消防本部、県、警察、関係事業者等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助・救急活動を行う。

ア 救助活動

町および東近江消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 救急活動

町および東近江消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重傷度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。この場合、管内での災害拠点病院での受け入れが困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

(4) 消火活動

東近江消防本部は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

(5) 医療救護活動

町および県、国、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会等は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

ア 第2フェーズ（3日以内）

町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

イ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

(6) 住民等の避難

避難の勧誘・指示と避難誘導、指定避難所の設置と運営等については、災害応急対策編第2部第6章第1節「避難収容」により行う。

(7) 災害広報の実施

住民等への広報は、災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」により行う。

(8) 救助物資の輸送

農林商工班、県および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、被災者に必要な物資をすみやかに確保し、搬送する。

(9) 応急復旧用資機材の確保

町、県および当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(10) 交通対策

防災関係機関および当該事故関係機関は、相互連絡のもと、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(11) 事故処理

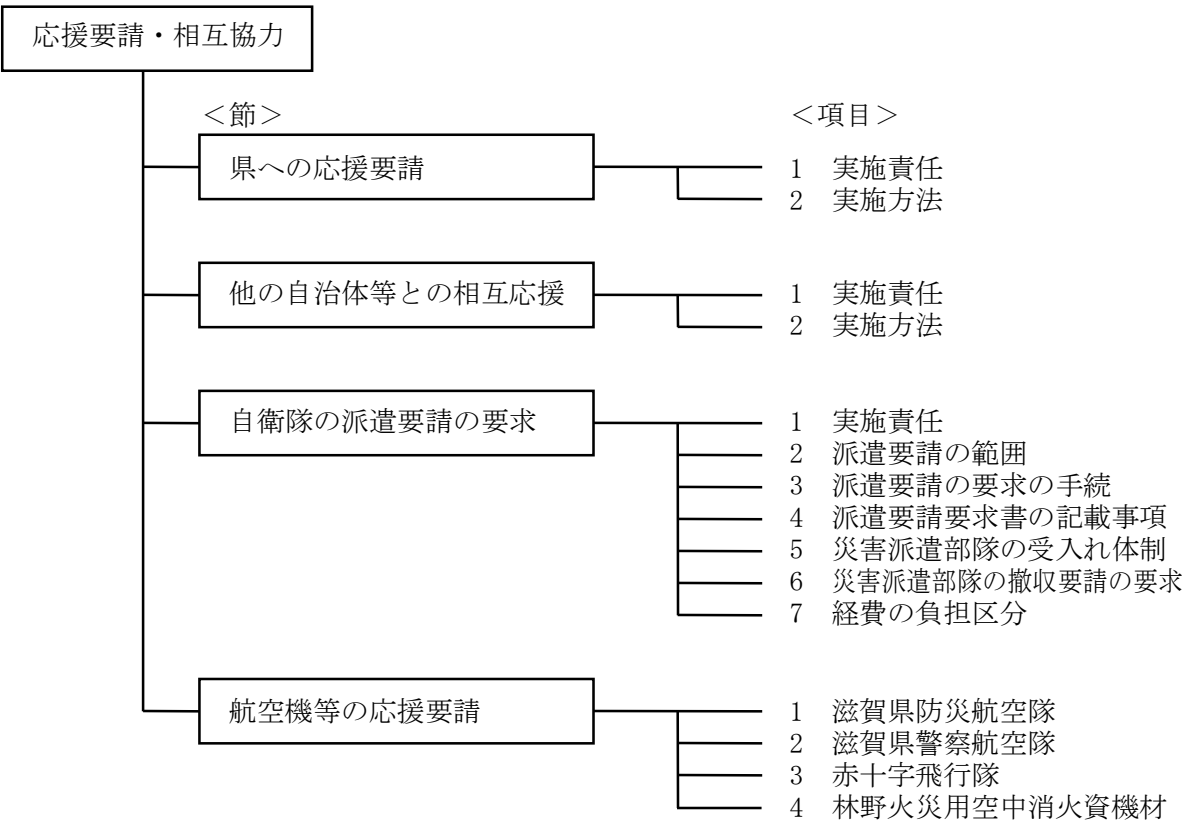
当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

## 第4章 応援要請・相互協力

### 方針

大規模な災害が発生し、町内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町村、自衛隊およびその他防災関係機関等に応援を要請する必要があると認める場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、町本部としてあらかじめ必要事項を明確にした上で、応援要請の手続を行う。

### 章の体系



## 第1節 県への応援要請

[本部事務局、総務班]

### 1 実施責任

本部事務局および総務班は、「愛荘町災害時受援計画（令和7年3月）」に基づき、町各班と連絡調整をとり、県地方本部を通じて県への応援要請を行う。

### 2 実施方法

#### (1) 県への応援要請

県に応急措置等を要請する場合は、県地方本部に対してとりあえず無線または電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

(ア) 災害の状況および応援を要請する理由

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する人員

(エ) 応援を希望する物資、資材、器具等の品名・数量

(オ) 応援を必要とする場所

(カ) 応援を必要とする期間

(キ) 応援を必要とする活動内容

(ク) その他、必要事項

#### (2) 他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋要請

県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、前(1)の号に準じた文書をもって要請する。

#### (3) 自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、災害応急対策編第2部第4章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

#### (4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

ア 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

イ 町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施する。



## 第2節 他の自治体等との相互応援

[本部事務局、総務班、防災関係機関]

### 1 実施責任

本部事務局および総務班は、「愛荘町災害時受援計画（令和7年3月）」に基づき、他市町、指定地方公共機関等との相互応援、相互協力の連絡調整を行う。

### 2 実施方法

町本部で、災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、東近江消防本部管内（2市3町）における協定、および栃木県那阿川町との姉妹都市協定に基づき職員の派遣を要請する。

他市町または指定地方公共機関の長に対して、応援要請または応援の斡旋を行う場合は、地理的要件等の事情を考慮し、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をするいとまがないときは、電話等迅速な方法によって要請する。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

火災時の相互応援は、災害応急対策編第2部第3章第1節「火災等の消防応急対策」による。

#### (1) 広域的な応援体制

大規模災害の発生時には、町単独では対応しきれない可能性があるため、町は、近隣市町間での相互応援協定を締結するよう努める。また、近隣市町の同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を進める。

#### (2) 公共的団体との協力体制

協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町、その他関係機関に連絡すること
- イ 災害時に関する予警報、その他情報を区域内住民に伝達すること
- ウ 災害時における広報・広聴活動に協力すること
- エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること
- カ 避難誘導、指定避難所内被災者の救助業務に協力すること
- キ 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- ク 被害状況の調査に協力すること
- ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること
- コ り災証明書交付事務に協力すること
- サ その他の災害応急対策業務に関すること

なお、ここでのいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年団、女性会等をいう。

(3) 地域住民の協力

被災地の地域住民は、町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ウ 出火防止および初期消火
- エ 初期救急救助
- オ 要配慮者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

(4) ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらのボランティア活動が円滑に実施されるために町本部は、滋賀県社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講ずる。

詳細については、災害応急対策編第2部第11章「要員の確保」に規定する。

(5) 民間企業・団体と等の協力

町本部ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する町内外の民間企業・団体等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

(6) ライフライン機関との協力

町、県およびライフライン機関は、災害時のライフライン保全に関する予防対策、応急対策を効果的かつ迅速に実施するため、平時から相互連携体制の構築を図る。

ア ライフライン機関との相互連携

町、県およびライフライン機関は、ライフラインの保全に関し、相互の連携を確認し、災害時の取組方針や緊急連絡先等を共有する。

イ 災害時ライフライン関係機関調整所の設置

滋賀県災害対策本部の設置時等において、滋賀県危機管理センター内に「災害時ライフライン関係機関調整所」を置き、国、県、町、関係事業者と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧の調整や活動集結拠点の調整を行う。

ウ 後方支援拠点(ライフライン機関等活動拠点)の指定について

町および県は、ライフライン機関の応急復旧活動を支援するため、平時からライフライン機関の活動拠点となり得る場所の確保および指定に努める。ライフライン機関は、活動拠点が必要となった場合は、町または県の災害対策(警戒)本部に要請する。町および県は、確保および指定した拠点から、使用可能な場所を提供する。

エ 後方支援拠点の使用に係る費用負担について

ライフライン事業者の場所の使用に係る費用負担については、原則無償とする。ただし、

ライフライン事業者の責に帰すべき事由により、支援拠点が損害を被った場合については、ライフライン事業者はその支援拠点の原状復旧を行う。

(7) 応援職員の受け入れ

町および県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための「愛荘町災害時受援計画（令和7年3月）」に基づき、受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(8) 下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ

大規模地震等により、被災した自治体では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互応援体制を整備することとし、関係機関等は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

ア 災害時応援体制

（ア）近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合

（イ）近畿ブロック内で震度5強以上の地震、もしくはその他の大規模災害が発生し、近畿ブロックの被災府県下水道所管課長から要請があった場合

（ウ）他のブロック応援（支援）本部長から応援依頼があった場合

## 第3節 自衛隊の派遣要請の要求

[総務班、県]

### 1 実施責任

総務班は、町本部長の指示により、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が町単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要または効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

### 2 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命および財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

#### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）

#### (3) 遭難者等の搜索・救助

行方不明者、負傷者等の搜索・救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合は、他の救援作業等に優先して実施する。）

#### (4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込および運搬

#### (5) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火器具による消防機関への協力（薬剤等については町が準備）

#### (6) 道路または水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等

#### (7) 応急医療、救護および防疫

被災者の応急医療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等は町が準備）

#### (8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

#### (9) 人員および物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

#### (10) 炊飯および給水支援

被災者への炊飯、給水支援（飯米、水等については町が準備）

(11) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。

(12) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去

(13) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

### 3 派遣要請の要求の手続

(1) 通常の場合（県を通じた要請）

町本部（総務班）は、滋賀県防災危機管理局に、次に定める「自衛隊派遣要請要求書」を3部提出する。ただし、事態が緊迫し、正式手続を進めているいとまがないときは、電話等、迅速な方法によって防災危機管理局に要請の要求をする。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

(2) 非常の場合（直接の通知）

通信途絶等の理由により、知事に対し派遣要請の要求ができない場合は、直接次の部隊等に対し、「知事への要求ができないこと」、「当該派遣要請が求められる災害の状況」を通報し、事後、速やかに所定前（1）の手続を行う。

| 部隊名（駐屯地名）              | 連絡責任者 | 電話番号                                                                                               |
|------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第3戦車大隊<br>（今津駐屯地） | 第3係   | NTT：0740-22-2581<br>（内線：235・236・237）<br>防災無線：171-0<br>INS：0740-22-8048<br>自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119 |

(3) 自衛隊の自発的出動

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては、時機を失すると認められる場合は警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知がなかった場合においても自衛隊の部隊等の独自の判断により部隊等を派遣することができる。

ただし、この場合には、自衛隊の派遣状況について事後速やかに知事（県防災危機管理局）に連絡するものとする。

#### 4 派遣要請要求書の記載事項

知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合、次の手続きを行う。

|                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 要求先 防災危機管理局                                                                                                                 |
| イ 文書提出部数 3 部                                                                                                                  |
| ウ 記載事項<br>(ア) 災害の状況および派遣要請を要求する理由<br>(イ) 派遣を希望する期間<br>(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容 (ア) ～ (ウ) ; 必須事項<br>(エ) 受入れ場所等<br>(オ) その他参考となるべき事項 |

#### 5 災害派遣部隊の受入れ体制

町本部は、次の要領により、自衛隊の受入措置を行う。

##### (1) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、町長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

ア 町庁舎内での自衛隊用本部事務室

イ 自衛隊が集結できる空地の確保（宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地（住民の避難場所となる場所を除いて選定しておく））

ウ 臨時ヘリポートの確保

少なくとも町に1か所は複数機が発着できる空地を確保しておく。

##### (2) 災害発生時の準備

町本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舍

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

##### (3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

##### (4) 作業計画および資材等の準備

町本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、なるべく先行性のあ  
る計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、  
かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

- ア 作業箇所および作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
- オ 合同本部現地会議の開催方法（現地本部が担当する）

(5) 自衛隊との連絡窓口一本化

町本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする（総務班を連絡交渉窓口とする）。

6 災害派遣部隊の撤収要請の要求

町本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請の要求を行う。

7 経費の負担区分

町は、原則として自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

## 第4節 航空機等の応援要請

[町、総務班、東近江警察署、防災関係機関]

### 1 滋賀県防災航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」に定めるところにより応援を要請する。

### 2 滋賀県警察航空隊

町本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要で、また効果があると認める場合、県、警察を経由し滋賀県警察本部機動警察隊（航空隊）の派遣を要請する。

### 3 赤十字飛行隊

#### (1) 活動内容

- ア 航空機を利用した災害救援活動および救護活動
- イ 救急患者および特殊患者の航空輸送
- ウ 救急医薬品および血液等の航空輸送
- エ その他、日本赤十字社からの要請および隊長が設置目的を達成するために必要と認める活動

#### (2) 要請方法

総務班は、県本部へ連絡し、県本部は日本赤十字社滋賀県支部長に出動を要請する。緊急避難、人命救助等、事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 目的（任務）
- イ 日時
- ウ 場所

#### (3) 赤十字社連絡先

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 日本赤十字社（東京）       | TEL 03-3438-1311 |
| 日本赤十字社 滋賀県支部（大津） | TEL 077-522-6758 |

### 4 林野火災用空中消火資機材

総務班は、林野火災発生のため空中消火資機材が必要となった場合、「滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」に基づき、資機材の借受申請を行う。

- \* 林野火災対策用空中消火資機材借受申請書（様式1号）【資料編参照】
- \* 林野火災対策用空中消火資機材貸付決定通知書（様式2号）【資料編参照】
- \* 林野火災対策用空中消火資機材使用報告書（様式3号）【資料編参照】

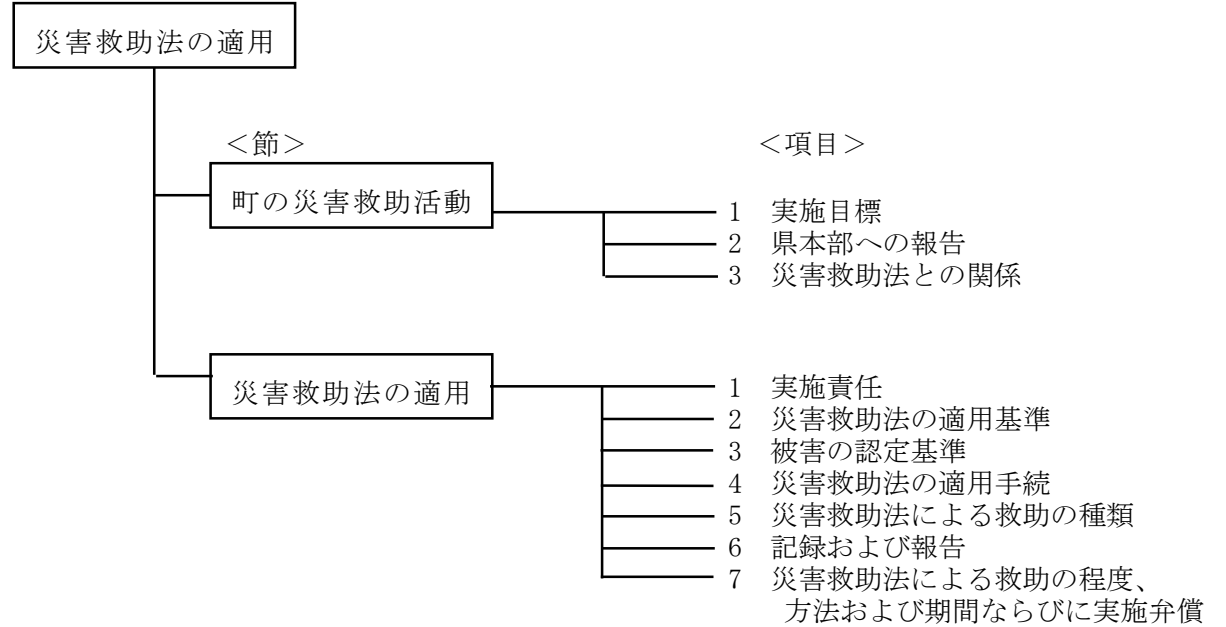


# 第5章 災害救助法の適用

方針

地震災害に際して、町本部は災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。同法の適用を受けた場合、県本部が行う救助のうち、町本部が行うこととされた事務については、町本部がこれを実施し、り災者の保護と秩序の安定を図る。

章の体系



---

## 第1節 町の災害救助活動

---

[町、福祉班]

### 1 実施目標

町本部は、災害に際し、災害救助活動を実施し、町民の生命および財産の安全とり災者の応急的保護および社会秩序の安定を図る。

### 2 県本部への報告

福祉班は、被災者の救出、指定避難所の開設および炊き出し、あるいは医療・助産等の応急救助活動を実施し、または実施しようとするときは、県本部に報告・連絡する。

ただし、救助活動の実施に当たって県本部に連絡し、その指示を得るいとまのないときは、事後にその結果を報告する。

### 3 災害救助法との関係

- (1) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
- (2) 町域に災害救助法が適用された場合、町本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、県本部長の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合は、当該事務についてこれに当たる。
- (3) 実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあつては町単独の救助として処理する。

## 第2節 災害救助法の適用

[県、町、総務班]

### 1 実施責任

県本部長は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町本部長は、事態が急迫し、県本部長による救助活動を待つ余裕のない場合は、県本部長に代わって救助活動を実施する。また、町本部長は、県本部長の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合には、当該事務について実施責任者として応急対策活動を実施する。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令および滋賀県災害救助法施行細則等によるが、本町における具体的運用基準は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 災害が発生した場合

ア 本町の区域内で50世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1号）

イ 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、本町域内の25世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第2号）

ウ 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ町の区域内で多数の住家が滅失したとき。（施行令第1条第3号）

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。（施行令第1条第3号）

（ア）被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第1条）

オ 多数の者が生命もしくは身体上に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（施行令第1条第4号）

（ア）災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第1号）

（例）

a 交通事故により、多数の者が危険状態となる場合

（イ）被災者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年内閣府令第68号第2条第2号）

（例）

a 豪雪により、多数の者が危険状態となる場合

ｂ 山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

(2) 災害が発生するおそれがある場合

ア 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該所管区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。（法第2条第2項）

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。（施行令第1条第4号）

(3) 県計画に定める救助の程度・方法および期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県本部長に申請する。

### 3 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

＊ 被害程度の判定基準【資料編参照】

(2) 住家の滅失等の算定

ア 全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。

イ 住家が半壊または半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

### 4 災害救助法の適用手続

(1) 通常の場合

町本部長は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、ただちに次の事項を県本部長に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

ア 災害発生の日時および場所

イ 災害の要因

ウ 被害の状況

エ 既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

(2) 緊急の場合

町本部長は、災害の事態が急進して、県本部長による救助活動の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助活動に着手するとともに、その状況をただちに県本部長に報告し、その後の処置に関して県本部長の指揮を受ける。

県の機能等に甚大な被害が発生した場合には、町本部長は、緊急の場合の措置をとるとともに、地域防災危機管理監を通じ、または直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う必要が

ある。

## 5 災害救助法による救助の種類

### (1) 救助の種類

町本部において実施する災害救助法による救助の種類は、おおむね次のとおりである。

#### ア 災害が発生した場合の救助

##### 救助の種類

| 救助の種類                                                          | 実施期間                   | 実施の区分                      |
|----------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 指定避難所（福祉避難所を含む）の設置                                             | 7日以内                   | 町本部                        |
| 応急仮設住宅の建設                                                      | 着工 20日以内               | 対象者、敷地の選定＝町本部<br>建設＝県本部    |
| 炊き出しその他による食品の給与                                                | 7日以内                   | 町本部                        |
| 飲料水の供給                                                         | 7日以内                   | 町本部                        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給貸与                                              | 10日以内                  | 確保輸送＝県本部<br>調査、報告、割当配分＝町本部 |
| 医療および助産                                                        | 医療14日以内<br>助産 7日以内     | 医療班出動要請＝県本部<br>その他＝町本部     |
| 被災者の救出                                                         | 3日以内                   | 町本部                        |
| 福祉サービスの提供                                                      | 7日以内                   | 町本部                        |
| 被災した住宅の応急修理<br>a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理<br>b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | 1箇月以内                  | 対象者選定＝町本部<br>修理＝県本部        |
| 学用品の給与                                                         | 教科書 1箇月以内<br>文房具 15日以内 | 調査、報告、割当配分＝町本部             |
| 埋葬                                                             | 10日以内                  | 町本部                        |
| 遺体の処理・搜索                                                       | 10日以内                  | 町本部                        |
| 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去             | 10日以内                  | 町本部                        |

#### イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

##### 救助の種類

| 救助の種類              | 実施期間 | 実施の区分 |
|--------------------|------|-------|
| 指定避難所（福祉避難所を含む）の設置 | 7日以内 | 町本部   |

### (2) 町本部長への事前委任

救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた町長が、その事務を執行したとき、町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

次の事務は、あらかじめ町本部長が行うこととされており、救助活動の実施責任者は町本部長である。

ア 炊き出し、その他による食品の給与および飲料水の供給

イ 被災者の救出

ウ 学用品の給与

エ 遺体の埋火葬

オ 災害によって、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

カ 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

## 6 記録および報告

総務班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部（健康福祉政策班）に報告する。

＊ 救助日報【資料編参照】

## 7 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償

災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度については、資料編に示すとおりである。同法に基づく救助活動に当たっては、これらの基準に配慮して実施する。

＊ 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参照】

# 第6章 避難救出対策

## 方針

町本部は、地震時における人的被害を軽減するため、警察、その他関係機関と協力し、住民に対して避難指示、避難誘導、収容保護等の応急避難措置を行うとともに、被災者の救出や災害警備等に努める。

なお、その際には高齢者、障がい者、幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

## 章の体系



## 第1節 避難収容

[総務班、危機管理班、福祉班、教育振興班、生涯学習班、文化振興班、東近江消防本部・団、警察署、各施設管理者、防災関係機関]

### 1 実施責任

町本部は、災害に際し、消防機関、警察および関係機関と連携のもと、町本部長の指示（命令）に基づき、住民の生命の安全を図るため、避難誘導を実施する。

各施設管理者は、町本部長の指示や協力要請を受け、避難場所の開放・開設に当たるとともに、収容体制を整え人心の安定に努める。

### 2 応急措置

#### (1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

ア 発令される状況：災害のおそれあり

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 浸水リスクのある地域においては、立退き避難せずに上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

#### (2) 避難指示（警戒レベル4）

ア 発令される状況：災害のおそれ高い

イ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）

- 身の安全を確保するためには、避難指示（警戒レベル4）で必ず避難完了しなければならない。

#### (3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

ア 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）

イ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

- その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。避難指示（レベル4）で立ち退き避難すべきであったが、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

#### (4) 収容避難

状況に応じて安全な施設を指定避難所として開設し、事前に避難した者および一時的に緊急避難した者を、指定避難所に収容保護する。また、災害のため現に住居に被害を受けて日常居住する場所を失った者も、同様に一時収容保護する。



### 3 高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の基準

(1) 避難指示の実施責任者、措置、実施の基準は、次のとおりである。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

|        | 事項<br>区分 | 実施責任者                                         | 措置                                                                                  | 実施の基準                                                                                                                        |
|--------|----------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒レベル3 | 高齢者等避難   | 町長<br>(災害対策基本法第56条)                           | 避難に時間を要する高齢者や要配慮者等へ立ち退きの準備やその他の措置を通知および警告                                           | 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。                                                                                  |
|        |          |                                               |                                                                                     |                                                                                                                              |
| 警戒レベル4 | 避難指示     | 町長<br>(災害対策基本法第60条)                           | 立退きの指示<br>および<br>立退き先の指示                                                            | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。                                                                                 |
|        |          | 知事およびその命を受けた職員<br>(水防法第29条)<br>(地すべり等防止法第25条) | 立退きの指示                                                                              | 洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                                                              |
|        |          | 水防管理者<br>(水防法第29条)                            | 立退きの指示                                                                              | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                                                                                   |
|        |          | 警察官<br>(災害対策基本法第61条)<br>(警察官職務執行法第4条)         | 立退きの指示<br>警告<br>避難等の措置                                                              | 町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。<br>町長から要求があったとき。<br>重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。 |
|        | 緊急安全確保   | 自衛官<br>(自衛隊法第94条)                             | 避難について<br>必要な措置                                                                     | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。                                                      |
|        |          | 避難指示等にあたっての助言<br>(災害対策基本法第61条の2)              | 指定行政機関、指定地方行政機関または知事は、避難指示または緊急安全確保等に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。 |                                                                                                                              |
|        |          | 知事による避難指示等の代行<br>(災害対策基本法第60条第6項)             | 知事は、町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。                 |                                                                                                                              |
|        |          | 避難指示の解除にあたっての助言<br>(土砂災害防止法第32条)              | 国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。                           |                                                                                                                              |
| 警戒レベル5 |          |                                               |                                                                                     |                                                                                                                              |
|        |          |                                               |                                                                                     |                                                                                                                              |

- (2) 避難指示等は、法令により県本部長または県本部長の委任を受けた県の職員および警察官、自衛官等にもあり、町本部長の行う指示およびその伝達については、現場における関係者と協議し、意見調整を図った上で実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

#### 4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達

##### (1) 伝達方法

高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）は、状況に応じておおむね次の方法によるほか、災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」による。なお、避難指示等の伝達文については、危険の切迫性・地域の特性等に応じて文案の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

＊ 広報文例【資料編参照】

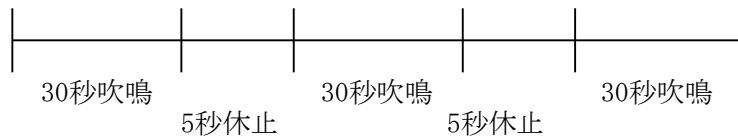
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の方法

|          | 伝達内容                                                    | 伝達手段                                  |
|----------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| (高齢者等避難) | ア 避難すべき理由<br>イ 要避難対象地域<br>ウ 避難先<br>エ 避難経路<br>オ その他注意事項等 | ア 広報車<br>イ 口頭伝達                       |
| (避難指示)   | ア 避難すべき理由<br>イ 要避難対象地域<br>ウ 避難先<br>エ 避難経路<br>オ その他注意事項等 | ア 広報車<br>イ 口頭伝達<br>ウ 警鐘乱打<br>エ サイレン吹鳴 |
| (緊急安全確保) | ア 緊急安全確保すべき理由<br>イ 要避難対象地域<br>ウ その他注意事項等                | ア 広報車<br>イ 口頭伝達<br>ウ 警鐘乱打<br>エ サイレン吹鳴 |
| 収容避難     | ア 一時避難場所から移動する理由<br>イ 移動方法<br>ウ 移動先（収容施設）<br>エ その他注意事項等 | ア 口頭伝達                                |

(注 1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したとき、あるいは自主避難が行われ

たことを覚知したときは、速やかに関係機関と協力して、その周知徹底を図る。

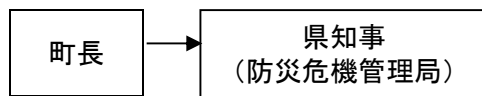
(注2) サイレン吹鳴



## (2) 関係機関への報告

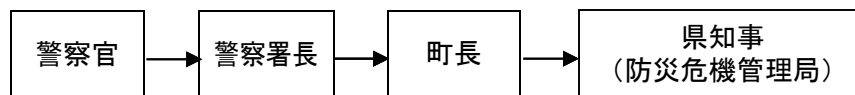
高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行なった際は、概ね次により必要な事項を関係機関へ報告する。

ア 町長の措置（原則県防災情報システムで報告を行う）

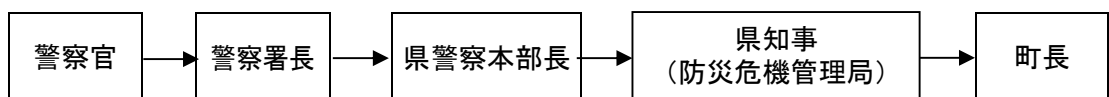


イ 警察官の措置

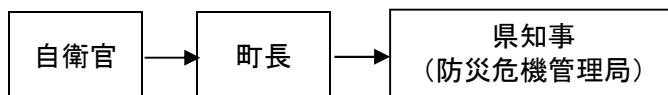
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置



ウ 自衛官措置



## (3) 住民への周知

県本部および町本部は、自ら高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を行なった場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対し直接周知するとともに、マスコミ等を通じて住民へ周知するよう努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

### 避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

| 区分     | 発令時の状況                                                        | 住民に求める行動                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難 | ○要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。<br>○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。<br>○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いで |

| 区分     | 発令時の状況                                                                                                                                                                                                                   | 住民に求める行動                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                                                                                          | は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。                                                                                                                                       |
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>○上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保する行動として「屋内安全確保」※2を行う。（危険がない場所への移動）</li> </ul>                 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○人的被害の発生した状況</li> <li>○災害が発生し、残留者がいる場合</li> </ul>                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人が、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動をとる。</li> </ul> |

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

## 5 高齢者等避難、避難指示等に関する注意事項

避難指示に当たっては、次の事項に注意する。

### (1) 避難者への周知事項

ア 避難に際し、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。

イ 家屋の補強および家財の整理をする。会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

ウ 携行品は、避難に支障をきたさないよう、現金、貴重品、常備薬以外は、日用品、身の回り品を最小限にする。

状況に応じ、避難者に2食程度の食料、水、手ぬぐい、チリ紙、照明具および最小限の着替えを携行させる。

エ なるべく氏名票を携行させる。

オ 隣人（家）への伝達

### (2) 避難者の確認・救出

避難指示を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに町職員および関係者、警

察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示に従わない者については外が危険な場合、屋内の高いところに緊急に避難するよう呼びかける。

町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

## 6 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の基準

町本部等は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合、人命および身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入禁止・退去を命ずることができる。

**警戒区域の設定権限**

| 設定権者                              | 種類            | 要件（内容）                                                             | 根拠法令                  |
|-----------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 町長                                | 災害全般          | 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法第63条           |
| 警察官                               | 災害全般          | 同上の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。          | 災害対策基本法第63条           |
|                                   |               | 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。               | 警察官職務執行法第4条           |
| 自衛官                               | 災害全般          | 町長等、警察官がその場にいない場合に限る。                                              | 災害対策基本法第63条           |
| 消防吏員<br>または<br>消防団員               | 水災を除く<br>災害全般 | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に実施する。                                        | 消防法第36条において準用する同法第28条 |
| 水防団長、<br>水防団員<br>または<br>消防機関に属する者 | 洪水            | 水防上緊急の必要がある場所において。                                                 | 水防法第21条               |
| 県知事による応急措置の代行                     |               | 町長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。             | 災害対策基本法第73条           |

(注) 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないかまたは要求があったときは、警戒区域を設定できる。

### (2) 設定方法

警戒区域の設定については、警察、東近江消防本部等関係機関と調整を図った上で設定し、警戒区域を設定した場合は、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

## 7 避難者の受入れ

### (1) 指定緊急避難場所の開放および指定避難所の開設

#### ア 指定緊急避難場所の開放

町本部は、避難指示を行った場合または自主避難が行われたときは、直ちに関係する指定緊急避難場所に連絡するとともに、担当職員を派遣し、施設を避難者に開放する。

なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮に入れ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。

#### イ 避難所の開設

町本部は、災害により住民を避難収容させる必要が生じた場合、災害の種類や気象状況を考慮して適切な指定避難所を選定する。原則として、災害の状況に応じて指定緊急避難場所の中から直近の適切な施設を選定する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

指定避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、施設および収容者の安全管理のために担当職員を派遣し、指定避難所の開設および被災者の収容を行う。

＊ 一時避難場所【資料編参照】

＊ 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）【資料編参照】

#### ウ 連絡担当

総務班は、学校長、各関係施設管理者、警備保障会社等へ連絡する。

以下、指定避難所に関して記載するが、指定緊急避難場所もそれに準じる扱いとする。

#### エ 応援要請

町本部は、災害時に予定した指定避難所が使用できなくなるなど、町において適切な避難所を開設することができないとき、隣接町の施設を利用し、他市町において開設することが適当な場合は、県地方本部に対して要請する。ただし、事態が急迫し、いとまのないときは、隣接市町に直接要請し、その応援を得て開設する。

### (2) 指定避難所開設の報告

町本部は、指定避難所を開設したときは、県本部および所轄の警察に対して次の事項を通報する。町本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努

めるものとする。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。

ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

ア 発令日時（避難開始日時）

イ 解除日時（避難終了日時）

ウ 避難区分（自主避難、高齢者等避難、避難指示、解除）

エ 避難対象地域

オ 避難先施設名

カ 避難先住所

キ 救護所設置の有無

ク 避難対象世帯

ケ 避難世帯

コ 避難人数

サ その他参考となる事項

### (3) 指定避難所の管理運営

避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。

ア 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の指定避難所へ移送する手続きを行う。

イ 施設の職員、消防団、警察、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。

ウ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救助活動等を説明し、収容者の安心感の確保に努める。

エ あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努め、施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。

オ 指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズの把握・調整を行う。なお、町は担当部署をあらかじめ定めておく。

カ 町本部は、指定避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。

キ 指定避難所の運営にあたっては、次の項目の実施に努めることで被災者の健康維持を図るとともに、運営に女性の参画を推進することで男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

- (ア) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるため、避難所開設当初からプライバシー確保のためパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (イ) 指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室（搾乳スペース含む）の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (ウ) 被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が互いに助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (エ) 必要に応じ、自動車やテントで避難生活をする被災者のためのスペースの確保に努める。
- (オ) 家庭動物同伴者については、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保や、家庭動物同伴者のための避難所として、既存施設を利用することを検討する。なお、指定避難所内における家庭動物の飼育については、飼育ルールの明確化と、飼育者への周知徹底を図るとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- (カ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (キ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ク 指定避難所の運営における要配慮者への配慮

- (ア) 担当職員、介護職員、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施



(イ) 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定避難所から指定福祉避難所等適切な措置を受けられる施設への速やかな移送

(ウ) 避難者の障がいや身体状況に応じて、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。

(エ) 高齢者、障がい者、食物アレルギー児童、乳幼児等に配慮した食料および生活必需品等（介護用品・育児用品等）の支給

(オ) 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、通訳や通訳ボランティアの派遣等を本部に要請する。

ケ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

コ 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における被災に備えて、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、町は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】（滋賀県作成）」等を参考に、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し対応策を検討する。

サ 県は、避難所等的高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

#### (4) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町本部に対し一定時間ごとに次の事項を報告する。

また、在宅避難者（指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者）についても状況を把握する。

- \* 避難所収容者名簿（様式1号）【資料編参照】
- \* 避難所開設日誌（様式2号）【資料編参照】
- \* 避難所物品出納簿（様式3号）【資料編参照】
- \* り災者救助明細書（様式4号）【資料編参照】

#### (5) 学校施設に避難収容者を受入れたときの対策

##### ア 臨時応急避難の場合

学校長は、町本部の指示によりできる限りの協力を行う。

##### イ 長期にわたる場合および全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、町本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

(6) 指定避難所の開設期間

災害救助法による指定避難所の開設の期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、町本部長は県本部長の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けなければならない。

(7) 指定避難所の閉鎖

ア 町本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ 避難所責任者は、町本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ 町本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所規模を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(8) 指定避難所外避難者への配慮・支援

町内会・自治会や自主防災組織、関係機関等と協力して、グラウンドや公園等で自動車やテントで避難生活をする被災者（避難所外避難者）の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、生活支援情報等の提供、エコノミークラス症候群等の予防、指定避難所等への移動等、必要な支援に努める。

## 8 避難誘導の方法

(1) 実施責任

町本部は、消防職団員、警察官等と連携して避難誘導を行い、各地区ごとに責任者および誘導員を定め、特に安全と統制を図り実施する。なお、誘導に当たっては、関係自治会長および自主防災組織等とも連絡を取り、協力を求める。

(2) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(3) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては、自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等の避難行動要支援者

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

(4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに安全で適切な施設を指定し、速やかに住民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア 指定避難所が開設されている場合は、近隣の指定避難所へ

イ 指定避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ その他、状況に応じて安全な場所へ

(5) 実施時の留意点

- ア 避難誘導のため関係職員等を配置する。
- イ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。
- エ 避難先が遠い場合等には、車両により移送を行う。

(6) 避難経路の選定

- ア 最も安全な避難経路を指示する。
- イ 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。
- ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- エ 緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
- オ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導索を設置する。
- カ 道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(8) 報告、記録

避難誘導の状況を町本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

9 土砂災害警戒区域等における対策

県は、継続的な大雨等により土砂災害発生危険性が高まった際には、彦根地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表する。

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所およびその周辺の住民等に対し警戒避難情報の確実な伝達に努める。

(1) 実施責任

- ア 町は、土砂災害等の危険区域で災害のおそれがあると判断される場合、関係区域の住民に対し、立ち退き、またはその準備を行うよう指示する。
- イ 消防職団員は、主として避難誘導および救助を行う。

(2) 対象地域

- \* 土石流危険渓流【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険区域【資料編参照】
- \* 急傾斜地崩壊危険箇所【資料編参照】

(3) 災害応急対策

過去の災害事例等から、停電、機器の故障等による最悪条件下においても次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合、流木等が混じりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流付近の斜面においた落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合、その兆候が出始めた場合

なお、県と彦根地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を作成し発表された場合、町は、必要に応じて、警戒避難基準を、原則として雨量により危険箇所毎に設定するものとする。

#### (4) 自主防災組織の結成

町は、災害情報の収集および伝達、災害に関する予警報の発令および伝達、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう関係住民の協力を得て、当該危険箇所毎に自主防災組織を設けるものとする。

### 10 広域一時滞在

#### (1) 県内における広域一時滞在の実施

##### ア 町の実施事項

(ア) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接協議する。また、町は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

(イ) 町は、協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

(ウ) 町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

##### イ 協議先市町の実施事項

(ア) 被災市町からアの協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他

の施設」という。)を提供する。

- a 自らも被災していること
- b 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと
- c 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
- d その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(イ) 協議先市町は、被災住民を受け入れる場合、当該協議先市町の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

## (2) 県外における広域一時滞在

### ア 町の実施事項

(ア) 町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

(イ) 町は、県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

(ウ) 町は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

### イ 県本部の実施事項

(ア) 上記アで被災住民の他府県等への受け入れを協議された県本部は、関西広域連合広域防災局（関西広域防災・減災プランによるカウンターパート方式による応援受援実施時は、カウンターパート府県）またはその他の都道府県に対して、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。なお、南海トラフによる巨大地震等で、関西広域連合の枠組みによる受け入れ調整が困難なときは、隣接府県または応援協定を締結している中部9県1市等と協議する。

- (イ) 県本部は、関西広域連合等から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、上記ア（ア）の被災市町に通知する。
- (ウ) 県本部は、上記ア（ア）の被災市町から、広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたときは、速やかに、その旨を上記（ア）の関西広域連合等に通知する。
- (エ) 県本部は、災害の発生により市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、上記ア（ア）（イ）（ウ）の全部または一部を当該市町に代わって実施する。また、当該市町の事務の代行を開始し、または終了したときは、その旨を公示する。なお、当該市町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町に引き継ぐこととする。

(3) 県外避難者の受け入れ

ア 町の実施事項

- (ア) 町は、県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供する。
  - a 自らも被災していること
  - b 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
  - c 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
  - d その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (イ) 町は、被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

イ 県本部の実施事項

- (ア) 県本部は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求める。
- (イ) 県本部は、県内市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知する。
- (ウ) 広域一時滞在の実施における広域避難所は、市町の指定する避難所の利用を原則とし、県は運営を支援することとするが、県内市町の被災状況等を鑑み、市町による避難者の

受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を行う。

この場合、市町による避難所が開設されていない県有施設等を用いる。

- (エ) 県本部は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに対応するため、相談窓口の設置を検討する。

#### ウ 避難者への支援

##### (ア) 県外避難者情報の収集

県本部は、避難者の支援に資するため、町本部を通じて県外避難者に関する情報を収集し、「全国避難者情報システム」を利用して避難元自治体に提供する。

##### (イ) 県外避難者への総合的な支援

県本部および町本部は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会等と協力して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

##### (ウ) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県本部および町本部は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

#### (4) 広域一時滞在者への情報提供

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

#### (5) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

## 第2節 各種施設等の避難対策

[各施設管理者、教育振興班、総務班、建設下水道班、東近江消防本部・団]

### 1 学校施設

#### (1) 避難誘導

ア 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

#### (2) 避難指示の周知・連絡

ア 学校長は、職員および児童・生徒に対する避難の指示を、サイレンまたは拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

イ 学校長は、児童・生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会、警察、消防署等にその旨連絡する。

#### (3) 移送方法

ア 教職員は引率責任者として、児童・生徒を町または字別に班編成し、できるだけ警察官、消防職員等の協力を得て次の事項に留意して安全かつ能率的に移送する。

イ 危険な橋等、新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

ウ 引率責任者は、拡声器を所持する。

エ 感電、水没等の事故防止に努める。

オ 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

### 2 幼稚園・保育園施設

幼稚園長および保育園長は、前記1「学校施設」に準じて避難対策を実施する。

### 3 興行場、事業所等

#### (1) 避難誘導

興行場、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常出口、非常階段等の避難施設を利用して誘導責任者が施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

管理者は施設内等に安全な避難場所がない場合には、ただちに町長、警察署長に連絡し、その指示に従って指定避難所へ誘導するとともに、管理者において誘導が不可能な場合には町等の応援を得て誘導を行う。



(2) 移送方法

管理者は、災害の状況により出入者、勤務者等の移送について、自力をもって行うことが不可能な場合には、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

管理者は、災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

#### 4 社会福祉施設

(1) 避難誘導

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 搬送方法

社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察の協力のもとに、入所者の障がいや健康状況に配慮した適切な移送手段、介助者を確保して、搬送を行う。

#### 5 駅等

(1) 避難誘導

ア 駅長または旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な避難場所に誘導する。

イ 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに町本部、警察に連絡し、その指示に従って指定避難所に誘導する。

ウ 駅等においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅等で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

エ 駅等の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の誘導方法等の対策について計画を定め、従業員等に周知する。

(2) 移送方法

駅長等は、災害の状況により、乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、町本部等の車両の応援を得て移送を行う。

---

## 第3節 救出

---

[町、県、東近江消防本部・団、警察、防災関係機関]

### 1 実施責任

町本部は、県地方本部や消防機関、警察署等、関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者、または災害により生死不明の状態にある者の救出にあたる。

### 2 対象者

被災者の救出は、災害の原因・種別、住家の被害等に関係なく、次のような救出を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

- (1) 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合
- (3) 危険な孤立した地点に取り残された場合

### 3 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等の条件によってそれぞれが異なるが、作業は消防団員、その他本部職員、応援者等によるものとし、必要に応じて建設業者等により機械器具を借上げ、実情に即した方法により速やかに行う。

### 4 応援要請

町本部のみで救出作業ができないとき、または機械器具の借入れができないときは、警察に応援を要請するほか、緊急消防援助隊、消防相互応援隊の出動を要請する。さらに応援が必要な場合は、県地方本部に連絡し、自衛隊の派遣を要請する。

### 5 惨事ストレス対策（災害対応従事職員に対するメンタルヘルス対策）

惨事ストレスとは、大規模な災害や事故現場における悲惨な光景の目撃や、職責を果たせなかったという思いが引き起こす心的ストレス反応のことである。症状として、不眠や放心状態、現場の光景が突然よみがえるフラッシュバックがあげられる。これらの症状が1か月以上続くと、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を発症するとされる。

町は、職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第4節 災害警備

[東近江警察署]

### 1 実施責任

東近江警察署は、防災関係機関と緊密に連携して災害警備対策を推進し、地震が発生し、または被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命および身体の保護を第一とした災害警備活動等に当たる。

### 2 警備活動の実施

#### (1) 警戒区域等の周知

町が避難等の指示等を行ったときは、町等と連携し、パトカー、交番・駐在所の拡声機等を活用した住民等への情報伝達により、その周知を図る。

#### (2) 避難行動要支援者等住民の避難誘導

警察署、交番・駐在所を活動拠点とし、防災関係機関と連携して避難誘導活動を行うものとする。また、被災地の居住者数および避難行動要支援者の状況等により、避難経路となる幹線道路の交通容量が不足する等速やかな避難ができないおそれがある場合は、関係機関と連携しヘリコプター等避難手段の確保に努める。

#### (3) 避難行動要支援者等住民の救出・救助

防災関係機関と連携し、警察署、交番・駐在所に配備された装備資機材を活用して避難行動要支援者等住民の救出・救助活動を行う。

#### (4) 行方不明者の搜索等

県、町、防災関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。

#### (5) 検視活動および遺族支援等

##### ア 関係機関との連携

県、町、防災関係機関と連携し、遺体の収容に必要な施設等を迅速に確保するとともに、検視、身元確認等を行う。

##### イ 遺族に対する支援

県は、県警察、町と連携し、遺族の心のケア等（グリーフケア）を行う等適切な遺族支援を実施する。

#### (6) 治安の確保

##### ア 被災地における各種犯罪防止

県民の安全・安心を確保するため、町と連携し、避難所、仮設住宅等における盗難等各種犯罪に対する防犯活動を推進する。また、県およびサイバー関連の事業者等と連携し、被災地に限らず、地震災害に乗じたサイバー犯罪等に関する情報収集および住民への適切な情報

提供を行う等社会混乱の抑制に努める。

イ 関係機関との連携

防犯活動を推進するにあたっては、町、ボランティア、事業者と連携を図る。

(7) 情報通信の確保

近畿管区警察局滋賀県情報通信部と連携し、被災地およびその周辺にある無線施設を保全し、電源供給を確保する等災害警備活動に必要な情報通信の確保に努める。

## 第7章 医療救護対策

[福祉班、東近江消防本部、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県  
歯科医師会]

### 方針

町本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護、助産の途を失った場合、県本部ならびに医療機関、医療関係団体が行うフェーズ（局面）ごとの医療・救護活動に連携・協力するとともに、関係機関の協力を得て応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

|                       |                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1フェーズ<br>(発生から3時間以内) | 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請<br>災害現場の医療情報の収集と報告                                                               |
| 第2フェーズ<br>(3日以内)      | 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動<br>負傷者のトリアージ、応急処置、搬送（特に24時間<br>以内の活動が救われるべき命を救う重要な時間）<br>災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣の要請 |
| 第3フェーズ<br>(4日から2週間)   | 医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）、災害支<br>援ナースの派遣要請<br>地方本部の活動                                                     |
| 第4フェーズ<br>(2週間～2か月程度) | 防疫および保健活動                                                                                             |

### 1 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害の発生直後の急性期(概ね 48 時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。(日本 DMAT 活動要領による)

#### (1) 業務内容

- ア 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- イ ロジスティクス
- ウ 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

### 2 医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム（DICT）

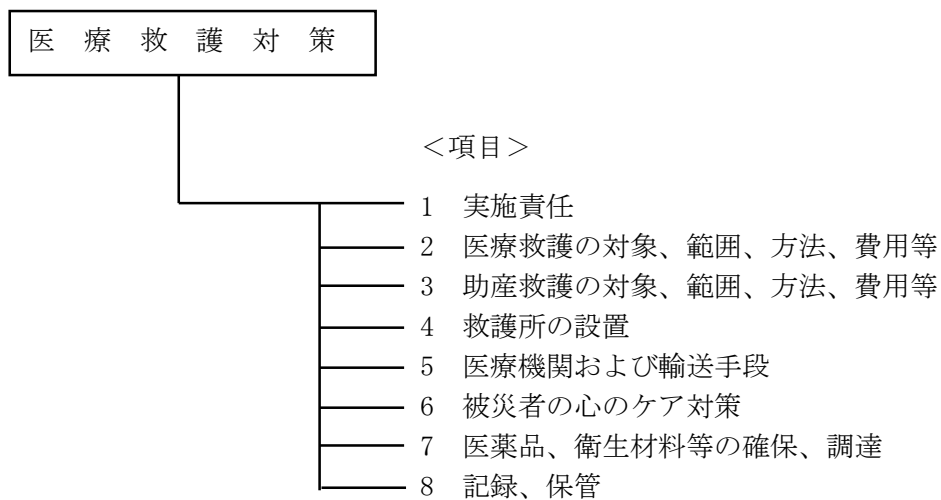
各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として町本部が設置する救護所等において医療活動を行う。

#### (1) 医療救護班の業務

- ア 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
- イ 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定

- ウ 遺体の検案と検視に伴う協力
- エ 遺体の処理（縫合）
- (2) こころのケアチーム（DPAT）の業務
  - ア 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
  - イ 受診困難となった精神障がい者の医療・相談・ケアの提供
  - ウ 被災により新たに発症した精神障がいの医療・相談・ケアの提供
  - エ 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動等
- (3) 災害支援ナースの業務
  - ア 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供
  - イ 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える
- (4) 災害時感染制御支援チーム（DICT）の業務
  - ア 避難所等における衛生環境の維持
  - イ 被災地 ICT(院内感染対策) チームの支援

## 章の体系



## 1 實施責任

- (1) 災害救助法が適用されない災害または同法が適用されるまでの場合

福祉班は、町独自の応急対策として医療救護活動を実施する。ただし、町本部のみで実施が困難と認めるときは、県地方本部、県本部、日本赤十字社、その他最寄りの医療機関等に応援を要請する。（赤十字飛行隊の出動要請については災害応急対策編第 2 部第 4 章第 4 節「航空機等の応援要請」による。）

- (2) 災害救助法が適用された場合

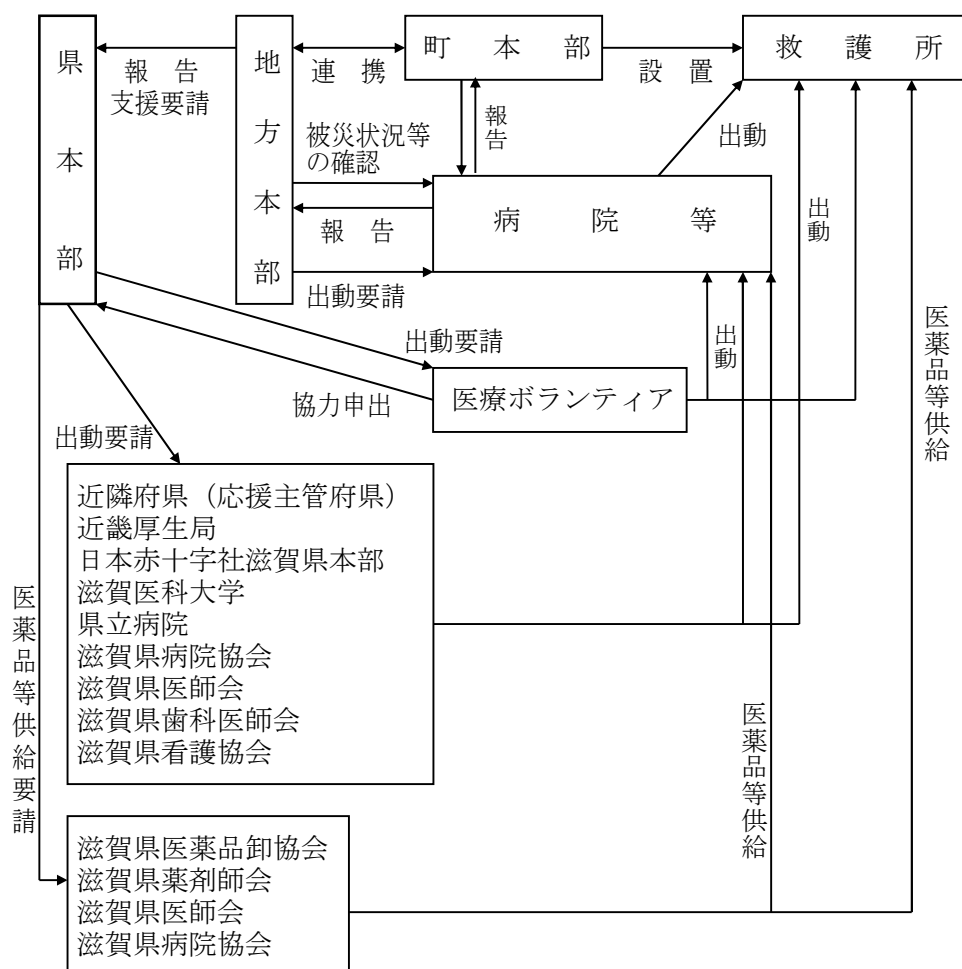
日本赤十字社滋賀県支部長は、県知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき医療救護活動を実施し、町本部は日赤町分区として活動する。

- ### (3) 彦根医師会の協力

福祉班は、彦根医師会に連絡し、同医師会の協力を要請し、救護組織を編成するよう努める。

- #### (4) 連絡調整

医療等に関する指揮命令および連絡調整には、次図の体制をもって町本部があたるものとする。



(5) 保健衛生活動における連携体制

町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備および保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

2 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 範囲（応急的なもの）

- ア 診療・トリアージ
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置
- エ 後方病院への搬送の可否および搬送先、搬送順位の決定
- オ 看護
- カ 遺体の検案と検視に伴う協力
- キ 遺体の処理（縫合等）

(3) 医療の方法

ア 救護組織による医療

（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として救護組織が行う。

（イ）町本部は、状況に応じて必要な救護組織を順次現地に派遣する。

（ウ）救護組織の編成は、医師、看護師、事務担当者で必要最小限を基準とする。なお、救護組織長は、医師があたる。

（エ）救護所の設置

イ 委託医療機関等による医療

救護組織による救護ができない者または救護組織による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内のすべての病院および診療所における入院治療施設において救護を行う。

この場合、委託医療機関は原則として、町長の発行する医療券、または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

ア 救護組織による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費

イ 委託医療機関等による医療

社会保険診療報酬の額以内



ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

(5) 医療救護活動の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。

3 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の 7 日以内に分娩し、災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前および分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

ア 救護組織による助産

(ア) 災害救助法による助産は原則として、産科医を構成員とする救護組織が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

(イ) 救護組織の編成派遣・構成および救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

救護組織等による救護ができない者または救護組織等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。

この場合において、委託助産機関は原則として、町本部長の発行する助産券または救護組織長（医師）の発行する入院指示書により救護を行う。

(4) 助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア 救護組織による場合

使用した衛生材料の実費

イ 委託助産等による場合

使用した衛生材料および処置に要した実費

ウ 助産師による場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

(5) 助産救護活動の期間

分娩した日から 7 日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長が可能である。

#### 4 救護所の設置

(1) 実施責任および連絡担当

救護組織は、救護所を設置するとともに、その旨を町本部に連絡する。

(2) 設置場所

次の場所に設置する。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所

イ 災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設

ウ 災害現場

(3) 周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

(4) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

#### 5 医療機関および輸送手段

本町における医療機関は次のとおりであり、救護所で適切な治療ができない場合等は、これらの医療機関および湖東圏域の災害拠点病院に指定されている彦根市立病院に、救急車等適切な手段により搬送し、治療する。

町内医療機関

| 施設名     | 専門科名                                   | 住所        | 連絡先     |
|---------|----------------------------------------|-----------|---------|
| 北村医院    | 内科、小児科                                 | 蚊野1732    | 37-2008 |
| 中川クリニック | 外科、整形外科、皮膚科、内科、循環器科、小児科、リハビリテーション科     | 沓掛382     | 42-2225 |
| 石川医院    | 内科、小児科、婦人科・産科（出産不可）                    | 蚊野1882    | 37-2007 |
| 野口小児科   | 小児科、内科                                 | 沓掛388     | 42-3050 |
| 世一クリニック | 内科、精神科、心療内科、神経内科                       | 中宿31-3    | 42-7506 |
| 上林医院    | 内科、小児科                                 | 目加田882    | 37-2003 |
| 矢部医院    | 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、循環器科                  | 愛知川1332-1 | 42-2167 |
| 成宮クリニック | 内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、産科（出産不可）、リハビリテーション科 | 市917-7    | 42-2620 |

東近江消防本部における救急隊の状況

| 所属等     | 小隊名         | 所在地           | 電話番号         |
|---------|-------------|---------------|--------------|
| 近江八幡消防署 | 第1救急隊、第2救急隊 | 近江八幡市小船木町 819 | 0748-33-5119 |
| 竜王出張所   | 第3救急隊       | 竜王町山之上 5895   | 0748-57-0119 |

| 所属等    | 小隊名    | 所在地           | 電話番号         |
|--------|--------|---------------|--------------|
| 八日市消防署 | 第1救急隊  | 東近江市東今崎町 5-33 | 0748-22-7610 |
|        | 永源寺出張所 | 東近江市政所町 1723  | 0748-29-0111 |
| 日野消防署  | 第1救急隊  | 日野町大谷 970     | 0748-52-0119 |
| 能登川消防署 | 第1救急隊  | 東近江市能登川町 1711 | 0748-42-0119 |
| 愛知消防署  | 第1救急隊  | 東近江市小八木町 16   | 45-4119      |
|        | 愛東出張所  | 東近江市妹町 29     | 46-0119      |
|        | 愛知川出張所 | 愛荘町愛知川 36-1   | 49-4599      |

## 6 被災者の心のケア対策

町は、県に対して、災害による被災者のストレスケア等のため、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（こころのケアチーム）の編成および協力を求めるものとする。こころのケアチームが行う業務範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の心理的影響についての情報の収集
- イ 心のケアを必要とする人へのケアの提供
- ウ その他、地元地域の要請に応じた支援

## 7 医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療および助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料および医療器具等は、救護組織の手持品を使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、医療関係機関より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、県地方本部に報告し、援助を要請する。

## 8 記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

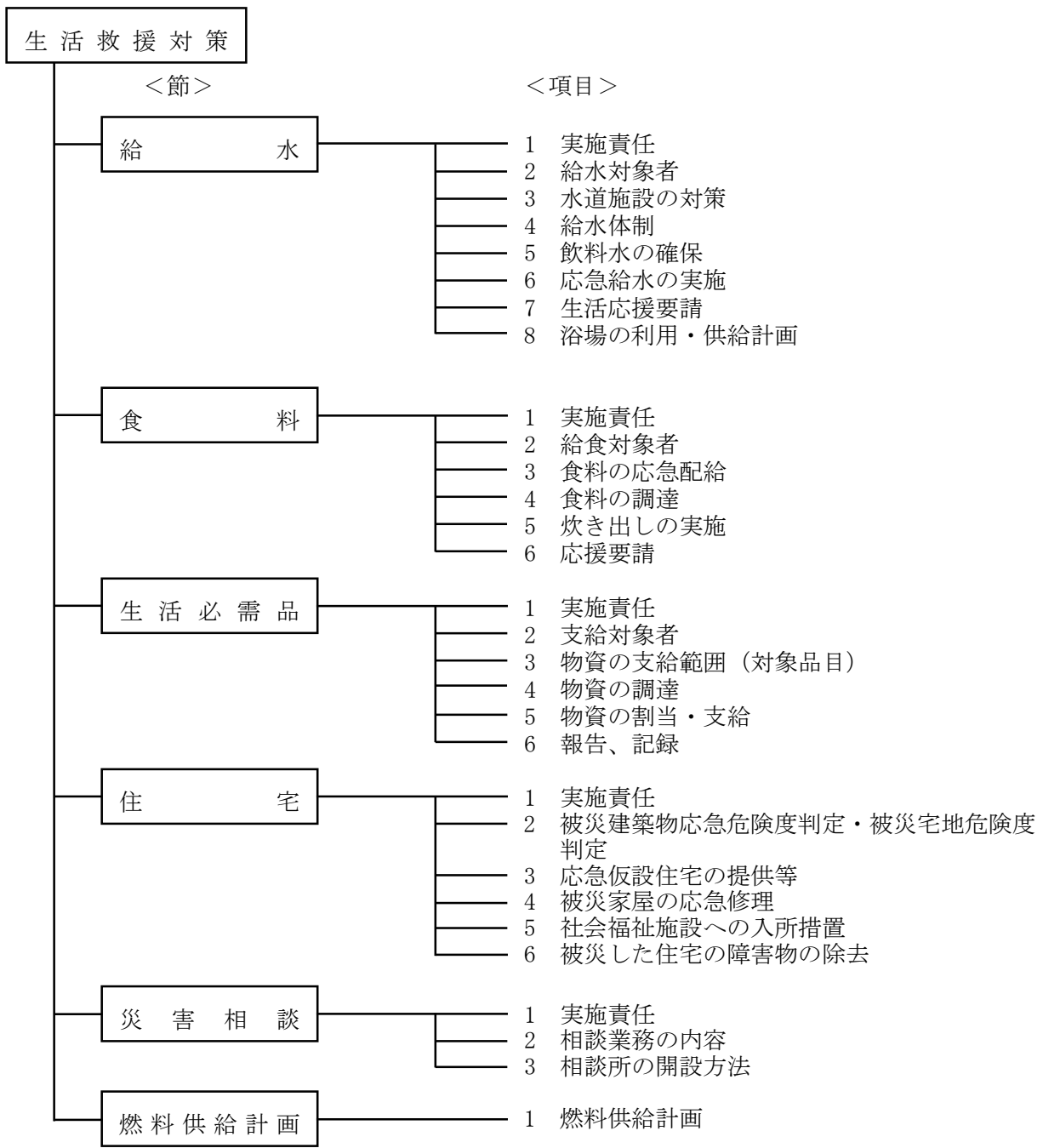
- (1) 診療記録
- (2) 医薬品、衛生材料使用簿
- (3) 救護組織の編成および活動記録
- (4) 医薬品、衛生材料受払簿
- (5) 病院、診療所医療実施状況および診療報酬に関する証拠書類
- (6) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (7) 助産台帳
- (8) 助産関係支出証拠書類

## 第8章 生活救援対策

方針

町本部は、災害のために住民が飲料水、食料、生活必需品、住宅等、日常生活を送る上での最低限必要な生活基盤を損失し、またはこれに困窮した場合、関係機関の協力を得て応急的な生活救援活動を実施する。

章の体系



## 第1節 給水

[総務班、環境班、農林商工班、福祉班、水道事務所、県、防災関係機関]

### 1 実施責任

環境班、農林商工班は、総務班等の応援協力を得て、飲料水の供給を実施する。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部に応援を要請する。

なお、法令の定める実施責任者は、下表のとおりとなっている。

| 給水を必要とする場合                                                               | 実施責任者                              | 法令名                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合                                                   | 県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された町長 | 災害救助法第13条<br>災害救助法施行令第17条                               |
| 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項により知事が使用停止を命じた場合で同法第31条第2項により知事が指示した場合 | 町長                                 | 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律<br>(平成10年法律第114号)<br>第31条の2 |
| 災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合                  | 水道事業者                              | 水道法<br>(昭和32年法第177号)<br>第40条                            |

水道事業者において給水できないときは、隣接市町等の水道事業者の協力を得て実施する。

### 2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

### 3 水道施設の対策

#### (1) 水道施設の被害防止

災害が発生し、または発生のおそれがあるときは、災害による水道施設の損壊・汚染に対処するため、水道責任者および職員を待機させ資機材の確保を図るとともに、保全対策を実施する。

ア 緊急修理資機材を集結し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

#### (2) 水道施設の被災措置

水道事務所は、水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、

直ちに次の措置を行う。

ア 被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後診療所、指定避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ 復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

ウ 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

エ 復旧後の施設の使用開始にあたって、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

### (3) 断水時の対応

環境班は、断水の連絡を受け給水が必要となった地域について、隣接水道や給水車による飲料水の供給の措置をとるよう、水道事務所に要請する。

### (4) 町本部、県本部への報告

環境班は、水道施設に被害があったときは、速やかに水道事故報告書により町本部に報告する。

総務班は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

＊ 水道事故報告書（災害確定報告様式13号）【資料編参照】

## 4 給水体制

応急給水を実施するため、本町の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

|                       | 住民                                                  | 町本部                                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生後<br>24時間程度<br>まで | ・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応<br>(1人1日3リットルを目安に)              | ・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握<br>・給水組織の編成<br>・給水場所の設置<br>・給水に着手（病院等の人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先）<br>・県本部への応援依頼<br>・日本水道協会への応援依頼 |
| 地震発生後<br>3日目程度<br>まで  | 上記に加え<br>・応急給水により飲料水等を確保<br>・家庭用井戸の活用<br>(近隣家庭への協力) | ・各給水場所において飲料水、生活用水の給水を実施（給水車等使用）<br>・ろ水器による給水場所を設営し、給水を実施<br>・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報                                    |
| 地震発生後<br>4日目以降        | 上記に加え<br>・応急給水活動に協力                                 | 上記に加え<br>・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水                                                                                    |

## 5 飲料水の確保

### (1) 水源

災害時の飲料水の水源は、次の場所を水源とする。

愛知郡広域行政組合水道事務所 東近江市鯉江町1676

### (2) 飲用指導

ア 飲料水が汚濁したと認められるときは、ろ水機によりろ過する。

イ 家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉班は、飲用指導を実施する。実施に際しては、湖東健康福祉事務所（彦根保健所）の指導を仰ぐものとする。

ウ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配慮しておく。

エ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するようまた、給水状況について広報する。

### (3) 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水、給水ポリ容器により運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ水機、運搬車等を確保・調達する。

## 6 応急給水の実施

### (1) 給水方式

ア 拠点による給水

指定緊急避難場所、指定避難所または公園等の指定する場所で給水車等により給水する。

イ 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

ウ 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

エ ペットボトル等の配給

### (2) 時間

早朝、夜間の時間帯を配慮する。

### (3) 優先順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に緊急給水を行う。

### (4) 給水量

1人1日3リットル以上を目標とする。

### (5) 広報活動

計画的な給水のため、給水場所・時間帯等を指定した給水広報を行う。

(6) 応援要請

町本部のみで応急給水活動ができない場合は、愛知上水道工事組合、県地方本部に応援を要請し、協力を得て実施する。

県地方本部に応援等を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

ア 所要供給水量（何人分または1日何立方メートル）

イ 供給の方法（自動車輸送、その他）

ウ 供給期間

エ 水源地および供給地

オ その他

(7) その他、留意事項

町は、平時より自治会、自主防災組織が一体となって、住民1人当たり1日3ℓを目安とし、2日程度に相当する飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な飲料水の備蓄に努める。

7 生活応援要請

災害時の生活用水（トイレ、掃除、洗濯など）の確保については、総則・予防編第2部第11章第3節「給水体制の整備」で認定した非常災害用井戸も活用する。

ただし、利用にあたっては井戸所有者の指示に従い利用するものとする。

8 浴場の利用・供給計画

(1) 仮設浴場の供給

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県本部を経由して自衛隊に対して支援を要請するなどにより、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

(2) 公衆浴場等の開放要請

町本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、災害時応援協定に基づき、公衆浴場および旅館・ホテル等の浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。



## 第2節 食料

[福祉班、農林商工班、県]

### 1 実施責任

福祉班は、災害により町民が食料の確保や食事の準備ができないときに、炊き出し、食品給与等の応急給食を行う。

災害救助法が適用された場合は、県本部の補助機関として行うが、町本部のみで困難な場合は、県本部等に応援を要請する。

### 2 給食対象者

- (1) 指定避難所に入所した者
- (2) 住家の被災によって炊事ができなくなった者
- (3) 被災地における対策作業等に従事する者が必要であると認める場合（災害救助法の対象外）

### 3 食料の応急配給

災害発生後の食料の供給は、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等により行う。

主食（米穀）の供給は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当と滋賀県知事による「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定書」により処理されるが、その内容はおおむね次のとおりである。

給食を実施するに当たっての基本事項

| 配給対象                                                    | 基準量               | 取扱者               | 承認機関 |
|---------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|------|
| 1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合                            | 一食当たり<br>精米 200 g | 町長                | 知事   |
| 2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売をする場合            | 一日当たり<br>精米 400 g | 町長                | 知事   |
| 3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合 | 一食当たり<br>精米 300 g | 作業実施<br>責任機関      | 知事   |
| 4 特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合       | 一食当たり<br>精米 200 g | 町長と災害発生<br>機関とが協議 | 知事   |

乾パンの応急給食に当たっての基本事項

|               |                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 1 乾パンの政府売却単位  | 1梱 7.2kg入り (100g×36食×2) (食料部乾パン)                           |
| 2 乾パンの規格      | 食料部乾パン 1袋 100g (1食分)<br>防衛省乾パン 1袋 230g (2食分)               |
| 3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名 | 陸上自衛隊大津部隊 大津市際川1-1-1<br>陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津<br>航空自衛隊 高島市新旭町 |

地震発生後の時間経過毎の食料供給

|               | 住民                        | 町本部                                                                                       |
|---------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震発生後24時間程度まで | ・原則として各家庭に備蓄食料で対応         | ・被災状況、住民避難状況等の把握<br>・災害救助法適用の要請<br>・備蓄食料の払い出し<br>・食料供給組織の編成<br>・県本部に備蓄食料の払い出しおよび食料等の供給を要請 |
| 地震発生後3日目程度まで  | 上記に加え<br>・町等による供給により食料を確保 | ・食料供給場所の設置 (指定避難所等)<br>・県備蓄物資の受け入れ<br>・指定避難所等への食料輸送<br>・指定避難所等での食料供給                      |
| 地震発生後4日目以降    | 上記に加え<br>・可能な範囲で炊事、調理を実施  | 上記に加え<br>・県外から輸送された食料を指定避難所等に輸送・供給<br>・炊き出しの実施                                            |

〔災害応急対策実施手順〕

炊き出しについては、現状の資機材保有状況等から、当面 1,000 人分の炊き出し活動体制を整えるものとする。

① 炊き出し実施場所の決定

- ・災害対策本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。

② 炊き出し実施班の編成および出動

- ・災害対策本部が決定し、福祉班を主体に編成する。

③ 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および搬送

- ・農林商工班は、東びわこ農業協同組合もしくは町内の米販売業者等から精米を購入する。
- ・農林商工班は、災害対策本部の用品・資機材数量を確認した上で、必要なものを調達・搬送する。
- ・露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。

④ 炊き出し協力団体への依頼

- ・福祉班から町女性会、町赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。

⑤ 町本部とのホットラインの確保

## 4 食料の調達

### (1) 食品内容

災害発生時における食料の供与は、原則としては炊き出し等によるが、災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供与は公的備蓄の供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄に当たっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

町は、平素から災害時に備え、自治会、自主防災組織が町と一体となって2日程度に相当する食料を確保する体制整備に努める。そのため町における保存食料の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。

給食する食品は、主に次のようなものとする。

ア 産業給食（弁当）

イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク、液体ミルク

授乳支援等においては、授乳アセスメントシートの活用により普段の授乳方法や希望等を聞き取るなど、母親や乳幼児に必要な配慮に努める。

ウ 高齢者・重度心身障がい者等に適した食品、アレルギー対応食品

エ 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、レトルトのおかず、その他の副食品、調味料等

### (2) 米穀の調達

ア 災害救助法の適用を受けない場合

農林商工班は、「災害応急用米穀申請書」により、県本部に申請する。

農林商工班は、県本部の配給数量の決定により、保管業者から現品を購入する。

なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（農業経営課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

＊ 災害応急用米穀申請書（様式1号）【資料編参照】

イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は、「災害救助法の発動に伴う応急食料の緊急引渡要領」（県計画参考編）により、県本部を通じて直接購入する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対し「応急食料緊急引渡申請書」を提出し、現品を受け取る。また、近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官滋賀県担当に対して連絡がとれず、緊急引渡しの要請ができない場合は、文書をもって保管倉庫の責任者に対し緊急引渡しの要請を行う。

#### 連絡先

|                      |               |                  |
|----------------------|---------------|------------------|
| 近畿農政局滋賀県拠点<br>地方参事官室 | 滋賀県大津市京町3-1-1 | TEL 077-522-4261 |
|----------------------|---------------|------------------|

＊ 応急食糧緊急引渡申請書（様式2号）【資料編参照】

(3) 乾パンの調達（災害救助法の適用を受けた場合に限る。）

農林商工班は、災害応急用乾パンの配給を前4(2)に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンの引渡しを受ける。

(4) パンの調達

町内外のパン製造業者と協議し、協力を依頼し、調達を図る。

(5) 副食物、調味料等の調達

副食物および調味料等については、可能な限り町内事業所等から調達し、困難な場合は、県本部に調達・斡旋を要請する。

(6) 調達先

本町の食料備蓄施設、工場等は、総則・予防編第2部第11章第4節「食料・生活物資供給体制の整備」による。

(7) 食料の輸送

災害応急対策編第2部第9章第3節「輸送の手配」を参照。

## 5 炊き出しの実施

(1) 炊き出し要員の確保

福祉班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、町職員や給食調理員を充てるが、必要に応じて総務班と協議の上、避難者およびボランティア等の協力を得る。

(2) 炊き出しの施設（場所）

主として給食センターとする。

なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園、公民館等の公共施設を利用するほか、指定避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

(3) 炊き出し上の留意事項

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

イ 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。

ウ 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食等を考慮する。

エ 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。

(4) 炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、災害応急対策編第2部第5章第2節「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。なお、体力が弱っている人に対しては、レトルトのおかず等を準備する。

ア 金銭による支給は行わない。

イ 副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。

ウ 雑費は、品目の使用料金または借上料のほか、茶、箸、荷札等の購入費である。ただし、

備品類の購入は認められない。

＊ 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について【資料編参照】

(5) 食品の衛生管理

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

ア 炊き出しの施設は、できる限り給食センター、公民館等、既存施設を利用するが、これ  
が得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物等の処理場から遠ざかった場所を  
選定して設ける。

イ 炊き出し施設には、食料、通水を十分に供給する。

ウ 供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。

エ 炊き出しの場所には、洗浄施設および器具類の消毒ができる施設を設ける。

オ 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

カ 使用原材料の仕入れ、および保管には、十分注意する。

6 応援要請

町本部は、応援の必要を認めたときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急  
を要するときは、直接、隣接の市町長に応援を要請する。

なお、応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

(1) 物資の調達

ア 所要物資の種別および数量

イ 物資の送付先および期日

(2) 炊き出しの実施

ア 所要食数（延べ人員数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

## 第3節 生活必需品

[住民班、福祉班、農林商工班、県]

### 1 実施責任

福祉班は、住家被害等により、生活必需品を失って日常生活を営むことができなくなった世帯に、必要最小限度の生活必需品を現物で給貸与する。

災害救助法が適用された場合は、県本部が物資の調達および町域までの輸送を行い、町本部は補助機関として、被災世帯への支給を行う。ただし、県本部が現地において直接確保することを適当と認めたときは、町本部は直接物資を確保し、支給する。ただし、町本部のみで支給することが困難な場合は、県地方本部の協力を得て実施する。

### 2 支給対象者

- (1) 住家が、全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）および半失（半焼、半壊家屋をいう。）ならびに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- (2) 被服、寝具、その他、生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者
- (3) 物資販売機構の混乱等により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手できない状態にある者

### 3 物資の支給範囲（対象品目）

物資の支給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする。）とする。

給付または貸与の対象品目

| 支給品目  | 具体的な品名                  |
|-------|-------------------------|
| 寝具    | 布団、毛布、タオルケット、枕等         |
| 外衣    | 洋服、作業着、子供服等             |
| 肌着    | シャツ、パンツ等                |
| 身の回り品 | タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、かさ等   |
| 炊事用具  | 鍋、ヤカン、包丁、炊飯器、ラップ等       |
| 食器    | 箸、茶碗、皿、哺乳ビン等            |
| 日用品   | ちり紙、洗面用具、セッケン、ござ、ごみ袋等   |
| 光熱材料  | マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電燈等     |
| 衛生用品  | 紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等  |
| その他   | マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション |

#### 4 物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に努める。また、高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、製品の選定にあたって女性職員等の意見を聞くものとする。

##### (1) 備蓄、調達

農林商工班は、物資の調達を行う場合、原則として、入札参加資格者登録をしている業者の中から適宜調達先を選定して、生活必需品を確保する。また、物資の調達は、業者以外に協定を結んでいる団体等に協力を要請する。

なお、町本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県本部に物資の調達・斡旋を要請する。

##### (2) 物資の輸送

県本部が物資の引取場所を指示したときは、その場所で県本部から引継ぎを受け、輸送する。

#### 5 物資の割当・支給

福祉班は、次の方法で物資の割当て・支給等を行う。物資の支給は、必要に応じボランティアの協力を得て行う。

##### (1) 物資の割当方法

###### ア 被害状況の報告

総務班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県本部へ電話により報告し、提出する。

###### イ 割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して、「救助用物資割当台帳」を作成する。

###### ウ 割当基準

物資を、県の作成する配分計画により世帯別に割当てる。

###### エ 注意事項

（ア）割当ての基準を変更してはならない。

（イ）世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成員による。給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定された者を除く。

（ウ）世帯の全員が、災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

（エ）災害発生後の出生者は、県本部に連絡した上、割当てる。

（オ）性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。

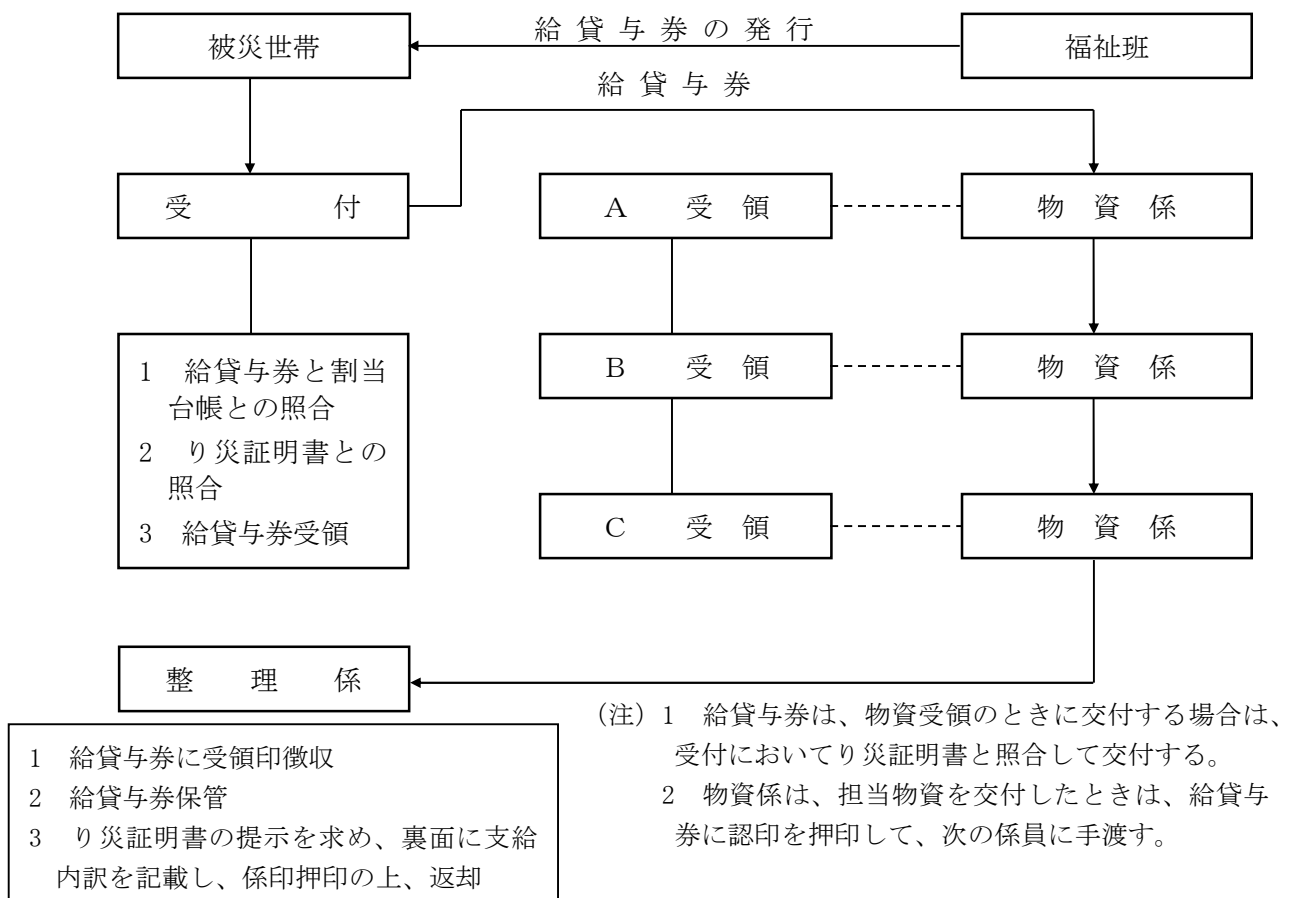
## (2) 給貸与券の作成・交付

世帯別に物資を割当てたときは、速やかに世帯別に「物資給貸与券」を作成し、各り災世帯に交付する。ただし、あらかじめ本券の交付が困難なときは、物資の支給日時および支給場所をり災世帯に通知し、支給場所において給貸与券を発行する。

なお、この場合、印鑑およびり災証明書を持参するよう周知するが、印鑑を紛失した場合は、運転免許証等身分を証明できるもので代用する。

### (3) 支給の手続

福祉班長は、物資支給についての責任者として、直接の支給場所に各物資別の職員を配置して的確に配分する。物資の支給は、指定避難所等において、おおむね次に示す手続により行う。



(4) 支給の期間

物資の支給は、現物到着後2日以内に各世帯に支給する。ただし、2日以内に支給できないときは、災害発生後10日以内に完了する。

#### (5) 物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、支給した後の残余物資については、農林商工班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。



## 6 報告、記録

物資の支給・保管の状況を「救助日報」により県本部に報告するほか、次の記録書類を作成し、整理・保管する。

- \* 救助用物資引継書（様式1号）【資料編参照】
- \* 救助用物資割当台帳（様式2号）【資料編参照】
- \* 救助用物資給貸与券（様式3号）【資料編参照】
- \* 救助用物資受払簿（様式4号）【資料編参照】

## 第4節 住宅

[総務班、税務班、建設下水道班、福祉班、県]

### 1 実施責任

町本部は、大規模地震が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査および危険度判定を迅速に実施し、二次災害の防止に努めるとともに、住宅等の被災者に対し、応急仮設住宅建設等の応急措置を行い、居住の一時的な安定を図る。

応急仮設住宅建設等については、災害救助法が適用された場合は、県本部が応急措置を行うが、町本部が行うこととされた場合は、総務班がこれを行う。

### 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

大規模地震発生時には、被災家屋による二次災害を防止するため、速やかに建物・宅地の被害状況を調査し、その倒壊・崩落等に関する危険度判定を行うことが必要である。

その際、多数の被災家屋に対する被災状況調査を的確かつ迅速に行うためにも、平時より、滋賀県建築士会や滋賀県建築士事務所協会等の関係団体との協力体制をはじめ、建築士等の自主的協力による危険度判定実施体制の確立に努めておくとともに、次の対策を実施する。

#### (1) 判定実施決定

町は、管内の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

#### (2) 支援要請

町の実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

#### (3) 判定業務

町の実施本部は、派遣された各危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県支援本部にその実施状況を報告する。

### 3 応急仮設住宅の提供等

#### (1) 入居者の選定

次の対象者の中から必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞き、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、決定する。

- ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある者
- イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者
- ウ 住宅を賃借し、または購入するための資力がない者

また、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定

の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

(2) 建設用地

応急仮設住宅の設置場所は、入居者が土地所有者であるときは当該場所に、その他の者については町有地または町本部長が適当と認める二次災害の危険性の少ない用地とし、その都度定める。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、設置時期、供与期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）第2条第二号による。

ア 公営住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、県や市町の公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。

イ 建設型応急住宅の設置・供与

災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。

なお、その際には、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者に配慮した構造の住宅を建設するように努める。また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する施設を設置するように努める。

(4) 応急仮設住宅の提供等

入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行い、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう努める。家賃は無料とするが、維持補修は入居者の負担とする。

なお、原形が変更されるような補修は、届け出をさせる。

(5) 応急仮設住宅における要配慮者への考慮

高齢者や障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣するなど、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

(6) 帳簿の整備・保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備・保管する。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書

- ウ 応急仮設住宅建築工事請負契約書
- エ 設計書
- オ 工事代金支払証拠書類
- カ 入居該当者選考関係書類

(7) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立にむけて住宅の斡旋等を積極的に行う。

#### 4 被災家屋の応急修理

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 緊急の修理

町本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

ウ 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の修理費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次、修理戸数の範囲内において選定する。

- (ア) 住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯
- (イ) 自らの資力では応急修理ができない世帯
- (ウ) 応急仮設住宅に入居しない世帯

イ 応急修理

町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

ウ 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の修理費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

(3) 記録の整備・保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備・保管する。

ア 住宅応急修理記録簿

イ 住宅応急修理のための契約書

ウ 支払証拠書類

5 社会福祉施設への入所措置

福祉班は、災害により住宅を失い、または破損等により居住することができなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設に入所することが適当な者を適切な施設に入所させる。

(1) 老人ホーム

福祉班は、所定の調査を行い、老人ホーム所長に連絡した上で入所させる。

(2) 母子生活支援施設

福祉班は、所定の調査を行い、母子生活支援施設長に連絡した上で入所させる。

(3) 児童支援施設

福祉班は、子ども家庭相談センターに通報し、同センターが所定の調査を行い、適当な施設に入所させる。

6 被災した住宅の障害物の除去

(1) 対象者

地震により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

町本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、町本部にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

災害救助法を適用した場合の障害物の除去費用の限度および期間等は、県計画「災害救助法適用計画」による。

---

## 第5節 災害相談

---

[住民班、関係各班]

### 1 実施責任

住民班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災町民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班および各機関に連絡する。

関係各班および各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力に努める。

### 2 相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の搜索
- (2) 応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理・斡旋
- (4) 生業資金の斡旋・融資
- (5) リ災証明書の発行

### 3 相談所の開設方法

- (1) 開設の決定

本部事務局は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

- (2) 場所

原則として、町庁舎内のほか指定避難所が開設された場合は、指定避難所内とする。

- (3) 時期

災害発生による避難がおおむね終了した後、なるべく早期に開設する。

- (4) 広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

---

## 第6節 燃料供給計画

---

[本部事務局、関係各班、県]

町と県は、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害発生により必要となった際には、すみやかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、平時から必要な措置を講じるものとし、災害応急対策活動の確保を図る。

### 1 燃料供給計画

#### (1) 状況の確認と連絡体制の確保

町は、適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況をすみやかに確認するとともに、石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

#### (2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、町は優先供給すべき車両を選定する。

#### (3) 町民への広報

町は、平時から住民向けのガソリンスタンドについて、そのガソリンスタンドの役割や所在地について周知し、災害時にも町民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。

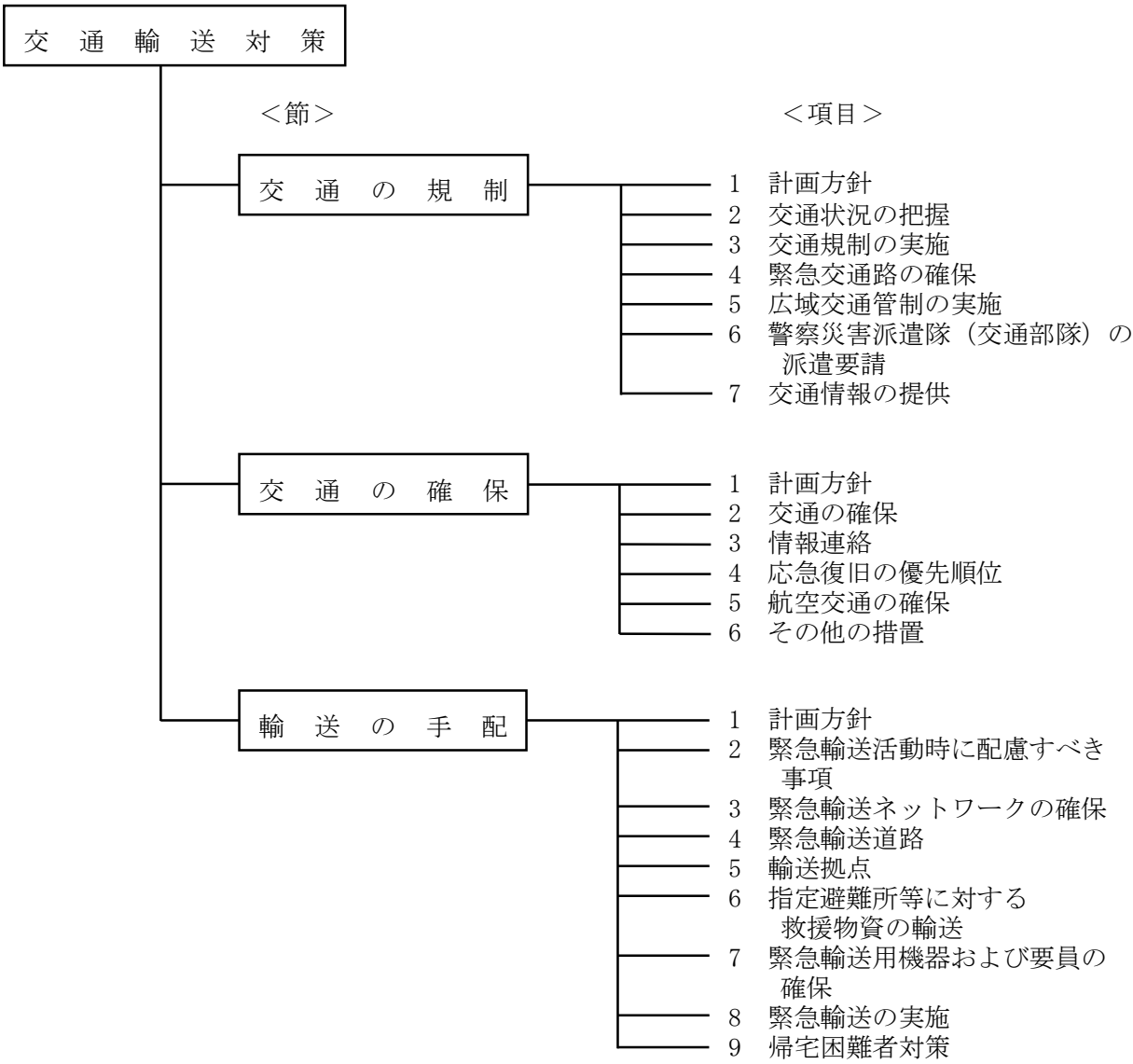
また、発災時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

## 第9章 交通輸送対策

方針

災害による交通の混乱を防止し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材等の円滑な交通輸送を確保するため交通規制等の措置を行うとともに、応急対策上の輸送を実施するために必要な人員、車両等の輸送手段等、緊急輸送体制の確保を図る。

章の体系





## 第1節 交通の規制

[住民班、警察]

### 1 計画方針

大規模災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

### 2 交通状況の把握

東近江警察署は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

### 3 交通規制の実施

#### (1) 災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保および被害の拡大防止等を図るため、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

#### (2) 災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うために、広域交通管制を実施し、速やかに区域または区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなどして、緊急交通路を確保する。

#### (3) 復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地およびその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

### 4 緊急交通路の確保

#### (1) 緊急交通路の指定

高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するとともに迂回誘導を行う。

#### (2) 交通障害物の除去（道路啓開作業）

道路管理者等との連絡を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。また、道路啓開作業に重機等が必要になった場合は、地元建設業者等に協力を要請する。

町では対応が困難な場合は、県を通じ、国土交通省に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請する。国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパート

ナーとの連携等により、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生および拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(3) 警備業者等への派遣要請

被害状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

**5 広域交通管制の実施**

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施することとしている。

**6 警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請**

県警察は、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請を行うこととしている。

**7 交通情報の提供**

緊急交通路の確保と迂回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットメール、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。

## 第2節 交通の確保

[道路管理者、警察、総務班、住民班、建設下水道班]

### 1 計画方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

道路管理の実施区分

| 区分    | 実施者             | 範囲        |
|-------|-----------------|-----------|
| 道路管理者 | 国（滋賀国道事務所）      | 国道8号      |
|       | 中日本高速道路㈱（管理事務所） | 名神高速道路    |
|       | 県（地方本部土木班）      | 国道307号、県道 |
|       | 町本部             | 町道、林道、農道  |

### 2 交通の確保

#### (1) 交通規制

##### ア 規制の種別

災害時における規制の種別および根拠は、おおむね次によるものとする。

##### (ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限（重量制限を含む）する。

##### (イ) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は歩行者もしくは車両等の交通を禁止しまたは制限する。

##### (ウ) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。

##### イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配慮して行う。

### 交通規制の実施区分

| 区分    | 実施者                       | 範囲                                                         |
|-------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 道路管理者 | 国（滋賀国道事務所）                | 国道 8 号                                                     |
|       | 中日本高速道路(株)（彦根保全・サービスセンター） | 名神高速道路                                                     |
|       | 県（地方本部土木班）                | 国道 307 号、県道                                                |
|       | 町本部                       | 町道                                                         |
| 警察    | 公安委員会<br>（県本部警察部交通班）      | 隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、または期間が 1 ヶ月以上に及ぶもの |
|       | 警察署長                      | 管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 ヶ月以内の規制                               |
|       | 警察官                       | 緊急を要する一時的な規制                                               |

#### ウ 発見者の通報

道路施設等の被災により、通行の危険性または混乱状態を発見した者は、速やかに警察官または町本部に通報する。通報を受けた町本部は、関係各班、警察またはその道路管理者に通報する。

#### エ 各機関別の実施要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想されまたは発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想されまたは発生したときは、すみやかに次の要領によって規制をする。

##### （ア）道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をする。

##### （イ）町本部

町以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、町本部は、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または町長が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な制限を行う。

##### （ウ）警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施する。

###### a 公安委員会（県本部警察部交通班）

隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制する区域が 2 警察署以上の区域におよぶか、規制する期間が 1 ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき

県公安委員会が行う。

b 警察署長

a 以外の場合は、警察署長が行う。

c 警察官

a、bによるもののほか、道路における危険を防止するため緊急に規制する必要があるとき、警察官は必要な限度において一時通行を禁止しまたは制限するものとする。ただし、規制が長期におよぶときは、警察署長に報告してa、bによる規制に切り替える。

(エ) 警察（災害対策基本法関係）

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、道路の区間、区域を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行う。この場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

a 緊急通行車両の基準

緊急通行車両は、緊急自動車および概ね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急通行車両として認めたものをいう。

- (a) 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に従事する車両
- (b) 消防、水防、その他の応急措置に従事する車両
- (c) 被災者の救難、救助、その他保護に従事する車両
- (d) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に従事する車両
- (e) 施設および設備の応急の復旧に従事する車両
- (f) 清掃、防疫、その他保健衛生に従事する車両
- (g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事する車両
- (h) 緊急輸送の確保に従事する車両
- (i) その他、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に従事する車両

b 緊急通行車両の確認

東近江警察署は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。

災害発生時には、東近江警察署は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。

(a) 緊急通行車両の確認を行う車両

災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両。（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）

＊ 緊急輸送車両確認申請書（様式1号）【資料編参照】

(b) 証明書および標章

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、確認証明書および標章を交付されるので、標章は車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

＊ 緊急輸送車両確認証明書（様式2号）【資料編参照】

＊ 緊急輸送車両確認標章（様式3号）【資料編参照】

オ 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において交通整理等に当たる。

(ア) 規則標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

(イ) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して標示する。

- a 禁止制限の対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間

(ウ) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適当な迂回路を標示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

カ 報告書

規制を行ったときは、その旨を関係機関に報告または通知する。

- a 禁止制限の種別と対象
- b 規制する区間
- c 規制する期間
- d 規制する理由

e 迂回路、その他の状況

(2) 道路啓開等

道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。

(3) 道路、林道等の応急対策

ア 道路管理者は、道路、林道、橋梁等に被害が生じた場合、被災者の救出や通行の回復を迅速かつ的確に実施するため、当該道路等に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定して一時的に代替道路を設置して、道路交通の確保を図るものとする。

### 3 情報連絡

各道路管理者は、災害発生後、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後、直ちにそれぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部に連絡し、道路情報の一元化を図る。

また、被災地が広範囲にわたる場合は、近隣府県の道路管理者とも道路情報の交換をし、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

(2) 道路占用施設管理者との連絡情報

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通の支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

### 4 応急復旧の優先順位

建設下水道班は、災害発生後における道路の被害状況、通行確保状況等の情報をもとに、警察ならびに道路管理者と協議し、緊急に確保すべきルートを選定する。

道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

### 応急復旧の優先順位

| 順位 | 路線                           |
|----|------------------------------|
| 1  | 町本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線 |
| 2  | 被災地域に通じる第一次緊急輸送道路            |
| 3  | 被災地域内または被災地域に通じる第二次緊急輸送道路    |
| 4  | その他緊急輸送に必要な道路（第三次緊急輸送道路）     |

注 1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道 8 号、名神高速道路が該当する。

注 2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点とを相互に連絡する道路であり、本町では国道 307 号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

## 5 航空交通の確保

### (1) 情報の収集

災害が発生した場合には、建設下水道班は、ヘリポートおよび臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

### (2) ヘリポートの開設

建設下水道班およびヘリポートの管理者は、必要に応じてヘリポートおよび臨時ヘリポートを開設する。

### (3) ヘリポート開設情報の伝達

総務班は、ヘリポートの開設状況に関する情報を県、自衛隊等に迅速に伝達する。

## 6 その他の措置

### (1) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は使用しない。

ア できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両において避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーをつけたままとし、窓を締め、ドアロックはしない。



## 第3節 輸送の手配

[農林商工班、防災関係機関]

### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

### 2 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

### 3 緊急輸送ネットワークの確保

他県等と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路と陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う広域陸上輸送拠点、および広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分、配分等を行う地域内輸送拠点、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確保する。

### 4 緊急輸送道路

次の基準で緊急輸送道路を指定する。さらに緊急時確保路線として指定された道路については、耐震性の確保に努めるものとする。

#### (1) 第一次緊急輸送道路

高速自動車道、一般国道（指定区間）等の広域的な主要幹線道路およびこれらを連絡する道路であり、本町では国道8号、名神高速道路が該当する。

#### (2) 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と町役場等の防災拠点を相互に連絡する道路であり、本町では国道307号、主要地方道彦根八日市甲西線、一般県道松尾寺豊郷線および町道愛知川栗田線が該当する。

### 5 輸送拠点

次の基準で緊急輸送を実施する際の輸送拠点を指定する。この際には緊急輸送道路に接近している箇所であることを基本的な要件とする。また、これら輸送拠点については、施設の耐震性の確保に努めるとともに、これらの輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(1) 広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う拠点であり、一定以上の面積を有することのほか、主要幹線道路との交通が容易であることを要件として指定する。

多数の住民の広域避難を行うなど、特に輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて駅、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

(2) 地域内輸送拠点

広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、地域内の指定避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点であり、町本部との円滑な連絡体制の確立に努める。

(3) ヘリポート

ヘリコプターの発着において安全の確保ができる用地を指定する。

**6 指定避難所等に対する救援物資の輸送**

町本部は、県本部から配送された救援物資を仕分し、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各指定避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付するものとする。

**7 緊急輸送用機器および要員の確保**

(1) 車両および陸上輸送要員の確保

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により車両および陸上輸送要員を確保する。

ア 町等の防災機関の保有する車両および燃料を確保する。

イ 「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定」に基づき滋賀県トラック協会から車両および要員を確保する。

ウ 自衛隊、応援主管府県に対して、人員および物資の輸送について支援要請を行う。

(2) 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員

町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

ア 県の保有する防災ヘリの出動を要請するとともに、東近江警察署と協議の上、県警察本部の保有する県警ヘリの出動を要請する。

イ 自衛隊に対して航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。

応援主管府県等に対して応援要請を行う。

ウ ヘリコプターを保有する民間企業等に対して応援要請を行う。

(3) 鉄軌道輸送の確保

町本部が実施する緊急輸送のため鉄道を用いる場合は、それぞれの実施機関において、JR、私鉄会社と協議して行うものとする。

ア JR輸送

緊急輸送の要請は最寄りの駅長を通じて行い、JRは、防災関連機関等部外からの要請で緊急輸送の必要があると認めるときは、その万全を期するものとする。

イ 私鉄輸送

近江鉄道㈱と協議して行う。

8 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生した場合は、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するために、それらを検討の上、輸送対象の優先順位を定めて緊急輸送実施計画を策定する。

なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送が道路輸送の補助的役割を担うものとする。

(1) 災害発生後 24 時間程度まで

ア 道路輸送

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- (ウ) 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
- (カ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

イ 航空輸送

主に医療スタッフおよび医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(2) 災害発生後 3 日目程度まで

ア 道路輸送

- 上記 (1) アの (ア) ～ (カ) に加えて
- (キ) 傷病者および被災者の被災地域外への移送
- (ク) 遺体の搬送

イ 主に医療スタッフおよび医療資機材等の緊急性を要する要員、および物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者等の搬送を行う。

(3) 災害発生後 4 日目以降

ア 道路輸送

上記 (2) アの (ア) ～ (ク) に加えて

(ケ) 災害復旧に必要な要員および物資

(コ) 生活必需品

(サ) 災害廃棄物

イ 航空輸送

緊急性を要する要員および物資の輸送および重傷者や重病者等の搬送等を行う。

## 9 帰宅困難者対策

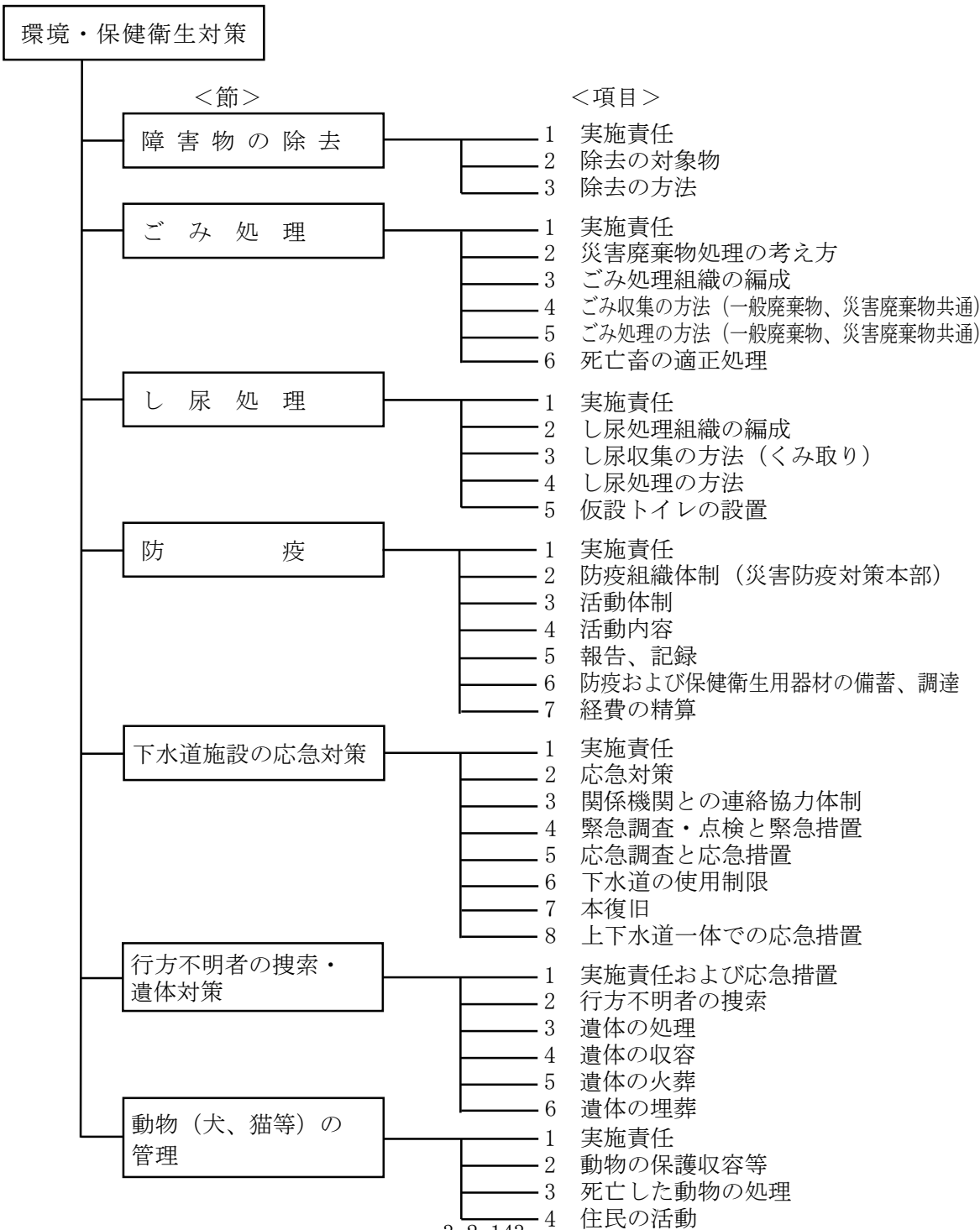
災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町本部は県本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。また、平常時から、県内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。

# 第10章 環境・保健衛生対策

方針

町本部は、災害に起因する障害物、ごみ、し尿、遺体等、生活環境に影響を与える要因の除去および処置や保健衛生上の措置等、関係機関の協力を得て環境・保健衛生に関する応急活動を実施する。

章の体系



## 第1節 障害物の除去

[建設下水道班、東近江消防本部、県]

### 1 実施責任

町本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物、または災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として行う。

実施は、東近江消防本部および建設下水道班とし、水防活動など応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。

なお、町本部のみで実施が困難なときは、県地方本部に対し応援協力を要請する。

### 2 除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 応急措置の実施時

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他応急活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急的な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

#### (2) 災害終了時

##### ア 公共の場の障害物

災害により、道路、その他、公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物

##### イ 個人住宅等の障害物

災害により、個人の住居およびその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物

ただし、居住者自らの資力で行うことが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼさない限度において除去の対象とする。

### 3 除去の方法

#### (1) 応援、協力

建設下水道班は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班および土木建築業者等の協力を得て速やかに除去を行う。

#### (2) 事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮し行う。

#### (3) 集積、投棄の場所

公共の遊休地および空き地を利用するほか、地元自治会長の意見を聴き、その都度決定する。

## 第2節 ごみ処理

[環境班、リバースセンター]

### 1 実施責任

災害発生地域においては、一般廃棄物（通常の生活ごみ等）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する災害廃棄物（倒壊家屋等の残存物等）に対する特別な対策が必要である。

町本部は、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生および環境の保全を積極的に図るため、被災地帯のごみ収集等を実施する。

### 2 災害廃棄物処理の考え方

町本部は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量および処理可能量等を推計するとともに、平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、以下の考え方のもとで処理を実施する。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を確保する。仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底するとともに、火災等が発生しないよう民間事業者へ委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。
- (2) 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境および公衆衛生の保全を図る。
- (3) 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性がある建物について、分別を考慮しつつ、優先的に解体・撤去する。損壊建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。なお、建物の解体・撤去においては、平常時に把握したアスベスト含有建材の使用状況を確認し、情報を関係者に周知する。
- (4) 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・再資源化にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。
- (5) 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、適正に保管または早期に処分を行う。
- (6) 思い出の品および貴重品の回収・保管・返却を行う。
- (7) 既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。
- (8) 災害廃棄物の再資源化および最終処分を円滑に進めるため、仮設の破砕機や選別機の必要性

および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

- (9) 再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。
- (10) 災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。
- (11) 被災規模が大きく町独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、町が滋賀県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が町に代わって災害廃棄物処理を実施する。

### 3 ごみ処理組織の編成

ごみの収集・運搬は、おおむね次の基準によりごみ処理チームを編成し、実施する。

- (1) 運搬車（パッカー車）1台、4tアーム車 1台、2tコンテナ車 1台（運転手付き）
- (2) 作業員 5人
- (3) 所要器具 スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

### 4 ごみ収集の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

#### (1) 収集車両

一般廃棄物については、必要に応じて業者の車両を調達して、収集車両を確保する。なお、倒壊（焼失）家屋からの災害廃棄物等は、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、町が収集処理する。

#### (2) 収集範囲

被災地区・近隣地区・指定避難所から出たごみの直接収集を行う。

#### (3) 収集順位

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇上げ、または応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

また、浸水地域および指定避難所等の重要性の高い施設を、優先的かつ速やかに収集する。

#### (4) 集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用または集積場への交通が不可能な場合は、自治会長と連絡の上、他の場所に臨時集積場、仮置場を確保・指定する。

### 5 ごみ処理の方法（一般廃棄物、災害廃棄物共通）

#### (1) ごみ処理施設

可燃性の生活ごみは、リバースセンターで処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業者に委託する。

また、不燃性ごみおよび粗大ごみ（災害廃棄物を除く）は、彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地で処理するが、困難な場合は、近隣公共処理施設に依頼するか、民間の処理業者に委託する。



ごみ処理施設は、総則・予防編第2部第11章第5節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

(2) ごみ処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 自家処理

食物の残廃物は、できるだけ水分を除き土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

(4) 埋立処分地等の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等のうち廃石材等については埋立処分地の確保に努める。

また、廃木材は集積場所を確保し、分別等を行い再利用に努めるとともに、その他の廃木材については、畳、家具等粗大ごみとともに適切に焼却処理等を行う。

## 6 死亡畜の適正処理

(1) 移動しうるものについては、環境衛生上、支障のない方法で処理する。

(2) 移動し難いものについては、当該場所で個々に処理する。

## 第3節 し尿処理

[湖東広域衛生管理組合、環境班]

### 1 実施責任

湖東広域衛生管理組合は、環境班を窓口として被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく町本部のみで処理できない場合は、県地方本部に連絡し、県地方本部および近隣市町から応援を得て実施する。

### 2 し尿処理組織の編成

し尿の収集・運搬は、バキュームカーを中心とした場合、おおむね次の基準により、し尿処理チームを編成し、実施する。

- |   |         |           |
|---|---------|-----------|
| ア | バキュームカー | 1台（運転手付き） |
| イ | 作業員     | 2人        |

### 3 し尿収集の方法（くみ取り）

#### (1) 収集車両

湖東広域衛生管理組合および民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

#### (2) 収集範囲

収集範囲は、指定避難所を中心とした被災地区とする。また、被災地における防疫面から、不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても、早急に収集が行われるよう人員、器材等を確保する。

#### (3) 容器の配布等

し尿運搬車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等の適切な措置を講ずる。

また、水洗トイレを使用している世帯にあっては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置きを行うなどの指導をする。

#### (4) くみ取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度をくみ取り、取りあえず各戸の便所の使用を可能にする。

### 4 し尿処理の方法

#### (1) し尿処理施設

原則として、湖東広域衛生管理組合において処理するが、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

し尿処理施設は、総則・予防編第2部第11章第5節「ごみ・し尿処理体制の整備」を参照。

(2) し尿処理施設の応急復旧

し尿処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、町本部および県地方本部（情報班）に連絡報告する。

(3) 近隣市町等からの応援作業

近隣市町等からの応援作業は、被災地域の収集体制が可能になった状態から 7 日間を限度とする。また処理場への搬入について処理計画を遵守するよう努力し、必要に応じ近隣市町等の処理場に処理の協力を求めるなどの方策を講じる。

## 5 仮設トイレの設置

(1) 設置検討

指定避難所を開設する場合や上水道の途絶によってトイレの使用ができなくなった場合等は、必要に応じて仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。その際は、備蓄している仮設トイレや民間から借上げた簡易トイレを使用するほか、必要に応じて、近隣市町等から借用できるように県本部に要請を行う。なお、仮設トイレ等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る処理計画を遵守するよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。

(2) 設置場所

ア 立地条件を考慮して設置する。

イ 初動対応として、50人あたり1基の割合で設置し、最終的には、20人あたり1基設置する。

ウ 設置場所は、収集容易な場所で、視聴覚障がい者の使用を考慮して、できるだけ塀や壁際に設置することとする。

エ 仮設トイレの設置とくみ取り等の管理を連動させるため、仮設トイレを設置した者は、直ちに環境班に報告すること。

オ 仮設トイレで照明施設が必要な場合は、関西電力と調整の上、照明施設を設置する。

カ 仮設トイレには、必要な消毒剤、清掃用具を常備するとともに、担当者を決めて定期的に清掃を行うなど、衛生管理を徹底する。

(3) 撤去

撤去の際は消毒する。

## 第4節 防疫

[福祉班、総務班、彦根保健所、県]

### 1 実施責任

福祉班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、県地方本部（彦根保健所）の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。ただし、被害が大きく、町本部のみで実施することが困難な場合は、県地方本部に応援を求めて実施する。

県本部は、被災地の状況、町本部の処理能力を考慮し、必要に応じて「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（本節においては以下「法」という。）」第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項および予防接種法第6条の規定に基づき代執行を行う。

なお、町は、県と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備等に努める。

### 2 防疫組織体制（災害防疫対策本部）

ア 災害時における防疫活動を円滑に実施するため、必要に応じ災害防疫対策本部を設ける。

その組織は、町本部組織のうち防疫活動に関係のある次の班をもって構成する。

- |         |   |      |
|---------|---|------|
| (ア) 福祉班 | → | 防疫関係 |
| (イ) 福祉班 | → | 医療関係 |
| (ウ) 総務班 | → | 総務関係 |

イ 町本部が設置されたときは、即時、町本部組織の中に移行するものとし、福祉班が担当防疫活動を実施する。

### 3 活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、次の防疫組織を構成する。

福祉班から

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 事務職員 | 4人 |
| (2) 作業員  | 6人 |

### 4 活動内容

#### (1) 検病調査および健康診断

福祉班は、災害の状況に応じて、彦根保健所と連携し、検病調査および健康診断を実施する。

(2) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

ア 福祉班は、被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、法第27条第2項の規定による清潔方法および消毒方法の実施の指示を受け、実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領

(ア) 清潔方法

清潔方法の対象物は、主としてごみ、汚泥、し尿の処理であり、その方法は災害応急対策編第2部第10章第1節「障害物の除去」、第2節「ごみ処理」および第3節「し尿処理」による。

(イ) 消毒方法

法施行規則第14条の規定による。

(4) そ族昆虫等の駆除

ア 被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、法第28条の2の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施要領は、法施行規則第15条の規定による。

(5) 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第29条第2項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行う。（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。）

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 町は、災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において法第31条第2項の規定による家庭用水の供給を行う（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む）。

イ 実施方法は、災害応急対策編第2部第8章第1節「給水」に定めるところによる。

(7) 指定避難所の衛生指導

ア 指定避難所に保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導を行う。

イ 福祉班は、救護組織および彦根保健所と協力し、炊事従事者の細菌検査を実施する。

ウ 福祉班は、状況に応じて救護組織に依頼し、健康診断を実施する。

エ 町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(8) 患者等に対する措置

被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、感染症法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(9) 予防宣伝

被災地区で衛生管理についての広報宣伝を行う。

## 5 報告、記録

(1) 報告

福祉班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、防疫に関する情報および防疫活動状況を、毎日電話および文書により県地方本部（彦根保健所）を通じて県本部へ報告する。

(2) 記録の整備・保管

町本部で整備・保管を要する記録は、次のとおりである。

必要に応じて彦根保健所に提出する。

ア 災害状況報告書（様式1号）【資料編参照】

イ 防疫活動実施状況報告書（様式2号）【資料編参照】

ウ 災害防疫経費所要額調および関係書類（別記様式3B）

エ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類

オ そ族昆虫等の駆除に関する書類

カ 物件にかかる措置に関する書類

キ 生活の用に供される水の供給に関する書類

ク 患者台帳（別記様式5）

ケ 災害防疫作業日誌（作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。）（別記様式4）

## 6 防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達

防疫および保健衛生用器材の備蓄、調達について、あらかじめ計画を確立しておくものとする。

## 7 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費と区分し、災害防疫活動を終了後、速やかに精算する。

## 第5節 下水道施設の応急対策

[建設下水道班]

### 1 実施責任

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、民生に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行う。

町本部（建設下水道班）が単独に対応することができない場合には、速やかに県本部に応援を要請する。

### 2 応急対策

災害対応は、「滋賀県流域下水道災害等対策要綱」、下水道業務継続計画（BCP）に従い行動する。また、感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」に従い災害対応する。なお、停電時においては、浄化センターおよび中継ポンプ場は非常用発電設備にて対応、マンホールポンプについては可搬式発電機により対応する。

- (1) 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。
- (2) 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。
- (3) 第3段階においては、施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

### 3 関係機関との連絡協力体制

地震発生直後は混乱が予想され、時間経過とともに他基機関との調整は順調に進むと想定されるが、震災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

- (1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また、指定避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入を行う。

- (2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占有者等で協力して実施できる事柄を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事柄の打ち合わせをして

おく。

(3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用

上下水道、電気、ガス、電話等の道路等の占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道事務所の応急対策計画等について互いに情報を交換するための方策を確立しておく。

#### 4 緊急調査・点検と緊急措置

原則として以下の項目を考慮する。

- (1) 被災状況および程度
- (2) 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の生じる可能性とその程度
- (3) 応急復旧に対する制約条件等

#### 5 応急調査と応急措置

応急復旧水準を、原則として本復旧完了までの間に想定される外力レベルを基本とし、当該構造物の被害状況の他、外力レベルの推定精度、施設全体の用途・重要度、二次災害の規模および可能性、地域全体の被害状況等を総合的に判断して定める。

- (1) 地域および施設の将来計画
- (2) 再度の災害の危険性
- (3) 他施設との関連

#### 6 下水道の使用制限

下水道施設が被災し、下水処理機能・下水流下機能が停止または機能低下した場合は、住民等に対し、下水道等の使用自粛の協力依頼について広報を行う。

#### 7 本復旧

本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- (1) 被災施設の効用、機能の増大
- (2) ルートの変更
- (3) 修復の可能性

#### 8 上下水道一体での応急措置

下水道管理者および水道事業者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。



## 第6節 行方不明者の搜索・遺体対策

[住民班、消防団、広域斎場、警察、日本赤十字社滋賀県支部、防災関係機関]

### 1 実施責任および応急措置

住民班は、警察等、関係機関と協力し、災害による行方不明者または死亡者に対して、搜索および収容の措置を行う。死亡者については、検視の上、火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、町本部は、日赤町分区として活動する。

### 2 行方不明者の搜索

#### (1) 実施責任

住民班は、消防団員、警察官、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を早急に実施する。

#### (2) 搜索の対象

行方不明の状態である者が、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

#### (3) 実施方法

搜索は、次の点に留意し実施する。

ア 行方不明者の搜索は、住民班が警察と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。

イ 行方不明者が流出等により、他市町に漂着していると認められる場合は、地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。

ウ 住民班は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い、身元の確認に努める。

エ 住民班は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適正を期すとともに情報の入手に努め、搜索に当たる。

#### (4) 報告、記録

県本部に次の記録を報告するとともに、整備・保管する。

ア 記録の整備・保管

(ア) 搜索状況記録等

(イ) 搜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 搜索用機械器具修繕簿

イ 報告内容

(ア) 実施年月日

(イ) 実施地域

(ウ) 実施方法および状況

(エ) 搜索対象行方不明者数、その他

### 3 遺体の処理

#### (1) 発見時の措置

住民班は、遺体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

#### (2) 実施担当

救護組織は、住民班の協力により遺体を処理する。ただし、町のみで実施できないときは、他機関所属の救護組織等に応援を求める。

#### (3) 処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体

#### (4) 処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理をする。

### 4 遺体の収容

#### (1) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、住民班が、警察等の協力を得て、その収容、引渡しにあたる。

#### (2) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合は、既存の適当な建物、場所を利用して遺体収容所を設けて収容し、検視、遺族への引渡し等の適正、迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

#### (3) 身元、引取先の確認

警察、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の搜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

#### (4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者がいるときは、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上、納棺し、遺体検案書とともに引渡す。

#### (5) 仮安置

身元が判明しない者、引取人が不明または引取りに時間を要する者等は、仮安置所（寺院、公共施設等とし、その都度選定する。）に収容する。

### 5 遺体の火葬

(1) 町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

(2) 町本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

- ア 死亡者数の把握
- イ 火葬計画の作成
- ウ 遺体搬入車両の搬入路の把握・確保
- エ 燃料、ドライアイスおよび柩等資材の在庫状況の把握・確保
- オ 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ 相談窓口の設置および住民への情報提供

## 6 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による埋葬が困難な遺体、または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体、または引取人がない遺体。

(2) 実施方法

埋葬は、次の諸点に留意し実施する。

- ア 事故死亡等による遺体は、警察から引継ぎを受けた後、埋葬する。
- イ 埋葬は、原則として火葬または土葬とするが、身元不明の遺体は土葬とする。
- ウ 埋葬場所は、遺体収容所に最寄りの墓地で行うなど、その都度決定する。
- エ 遺族個人で埋葬が困難なときは、町本部において当該遺族の墓地に埋葬する。

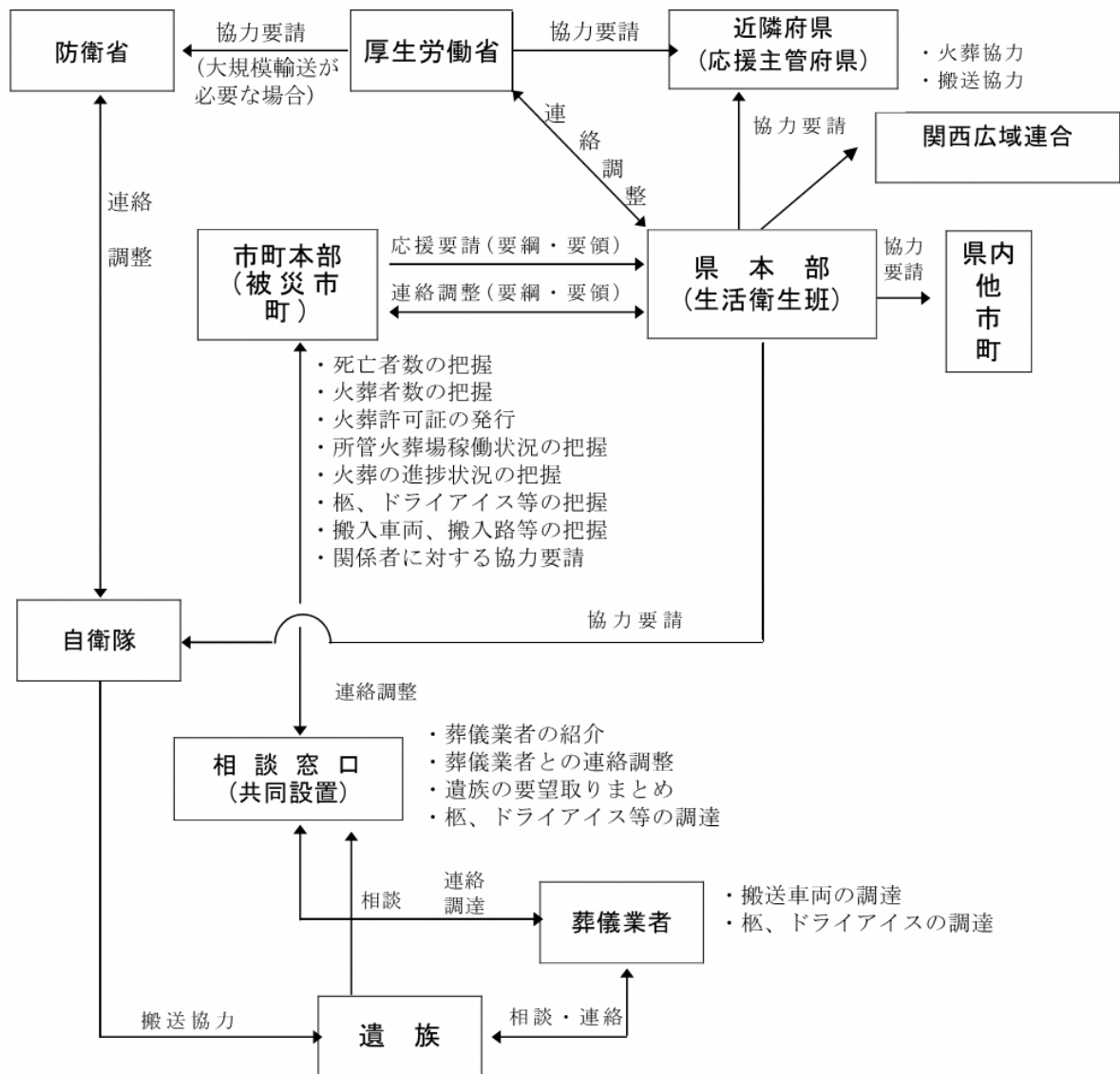
(3) 遺品、記録の保存

引取人がない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

(4) 漂着遺体の取扱い

洪水時などにおいて、被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱い、埋葬する。

## 【被災に係る遺体の火葬体制】



(注) 県本部は、被災市町本部から応援要請があったときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱および滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき協力を要請するとともに、被災地における死亡者数を把握し、円滑な火葬ができるよう調整を行う。市町本部は、火葬施設の倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により、独自処理が不可能と判断したときは、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱および滋賀県広域火葬事務処理要領に従い、速やかに県本部に対して応援を要請するとともに、死亡者数の把握、火葬計画の作成等円滑な火葬が実施できるよう努める。

## 第7節 動物（犬、猫等）の管理

[環境班]

### 1 実施責任

災害の発生にともなう動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。

### 2 動物の保護収容等

災害後、被災動物の把握を行うとともに、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

### 3 死亡した動物の処理

- (1) 死亡した動物の処理は、その飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、災害応急対策編第2部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。

処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

#### (2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。

ウ 処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

### 4 住民の活動

- (1) 負傷している動物の応急処置
- (2) 放浪動物の一時保護および通報
- (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) ボランティアによる保護動物の管理
- (6) その他行政への協力

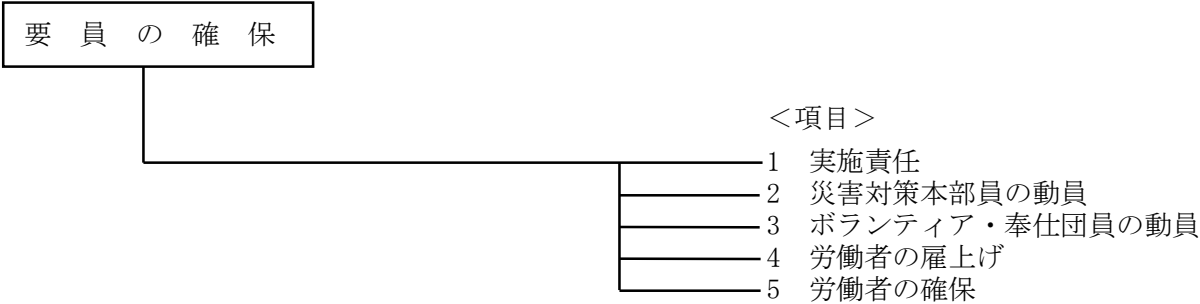
# 第11章 要員の確保

[総務班、福祉班、建設下水道班、その他関係機関]

## 方針

町本部は、各種の災害応急対策活動において、町本部職員および関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、必要な人員（労力等）の動員および雇用（以下、本章において「動員等」という。）を行い、対策要員を確保する。

## 章の体系



## 1 実施責任

町本部は、災害応急対策活動に必要な要員を動員し、確保する。

災害救助法が適用された場合は、その基準内で実施する。

人員の動員等は、おおむね次の方法で行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、優先順位の高い要員に余裕があっても、必要に応じて他の種別要員を先に動員する。

| 実施担当   | 動員の対象者         | 優先順位 |
|--------|----------------|------|
| 総務班    | 災害対策本部         | 1    |
| 建設下水道班 | 消防団員<br>雇上げ労働者 | 2    |
| 福祉班    | ボランティア・奉仕団員    | 3    |

## 2 災害対策本部員の動員

### (1) 町本部職員

町本部職員の動員については、災害応急対策編第2部第1章第4節「職員の動員・配備」による。

### (2) 町本部職員以外の職員等

総務班による県本部、他市町、防災関係機関の職員等の動員（応援協力）については、災害応急対策編第2部第4章第1節「県への応援要請」および第2節「他の自治体との相互応援」による。

### (3) 自衛隊の派遣

総務班による自衛隊の動員（要請）については、災害応急対策編第2部第4章第3節「自衛隊の派遣要請の要求」による。

## 3 ボランティア・奉仕団員の動員

### (1) ボランティア

#### ア 専門ボランティアとの協力

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合、町本部は県本部にボランティアの派遣を要請する。

#### イ 災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数のボランティアの申し出が予想される場合には、原則として町公共施設内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。災害ボランティアセンターでは、業務に必要な専用電話回線を確保するとともに、FAX、パソコン等の通信機器等の資機材を整備する。

ウ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、町本部および町社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行う。運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

- (ア) 報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。
- (イ) 他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と町災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。
- (ウ) 町災害ボランティアセンターおよび町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。
- (エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

エ 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

災害ボランティアセンターは、ボランティアの調整にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- (ア) 被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- (イ) 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- (ウ) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (エ) ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- (オ) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- (カ) 町災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (キ) 町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

(2) 奉仕団

ア 日本赤十字社奉仕団（同愛犬地区愛荘分区）



イ 各地域奉仕団（自治会・各種団体）

(3) 作業内容

ボランティア・奉仕団は、主として次の作業に従事する。

ア 炊き出し、その他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）

イ 清掃作業

ウ 防疫作業

エ 災害対策用物資の輸送および配分

オ 上記作業に類した作業

カ 軽易な事務の補助

キ 特定の専門技能を有する作業

(4) 要請

町本部各班は、分担する災害応急対策実施のためのボランティア・奉仕団による応援を要請する必要がある場合は、関係各班に連絡する。

(5) 記録

ボランティア・奉仕団の奉仕を受けた班または機関は、次の事項について記録し、保管する。

ア 奉仕を必要とした作業の内容・期間

イ ボランティア・奉仕団の名称および代表者氏名、人員

ウ その他、必要な事項

#### 4 労働者の雇上げ

災害応急対策の実施に関して、町本部等の職員および奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、または特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合には、労働者等の雇用を行う。

(1) 実施責任

建設下水道班は、町本部における労働者の雇用を担当する。

(2) 雇用方法

県内の公共職業安定所等で公募する。

(3) 雇用範囲

労働者の雇用は、次の応急救助活動を行う者に必要な補助者として、最小限度の雇用を行う。

ア 被災者の避難誘導活動

イ 医療、助産活動

ウ 被災者の救出活動

エ 飲料水の供給

オ 行方不明者の搜索、遺体の処理

カ 救済用物資の輸送・整理・配給

(4) 給与基準

賃金等の給与額は、原則としてその時における地域の慣行料金以内とするが、災害救助法が適用された場合等は、その基準による。

(5) 労働者従事記録

労働者を雇用した班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

ア 出役表

日々の出役の状況を確認、記録する。

イ 賃金台帳

日々の出役の状況を記録し、賃金等の計算支払状況等を記録する。

5 労働者の確保

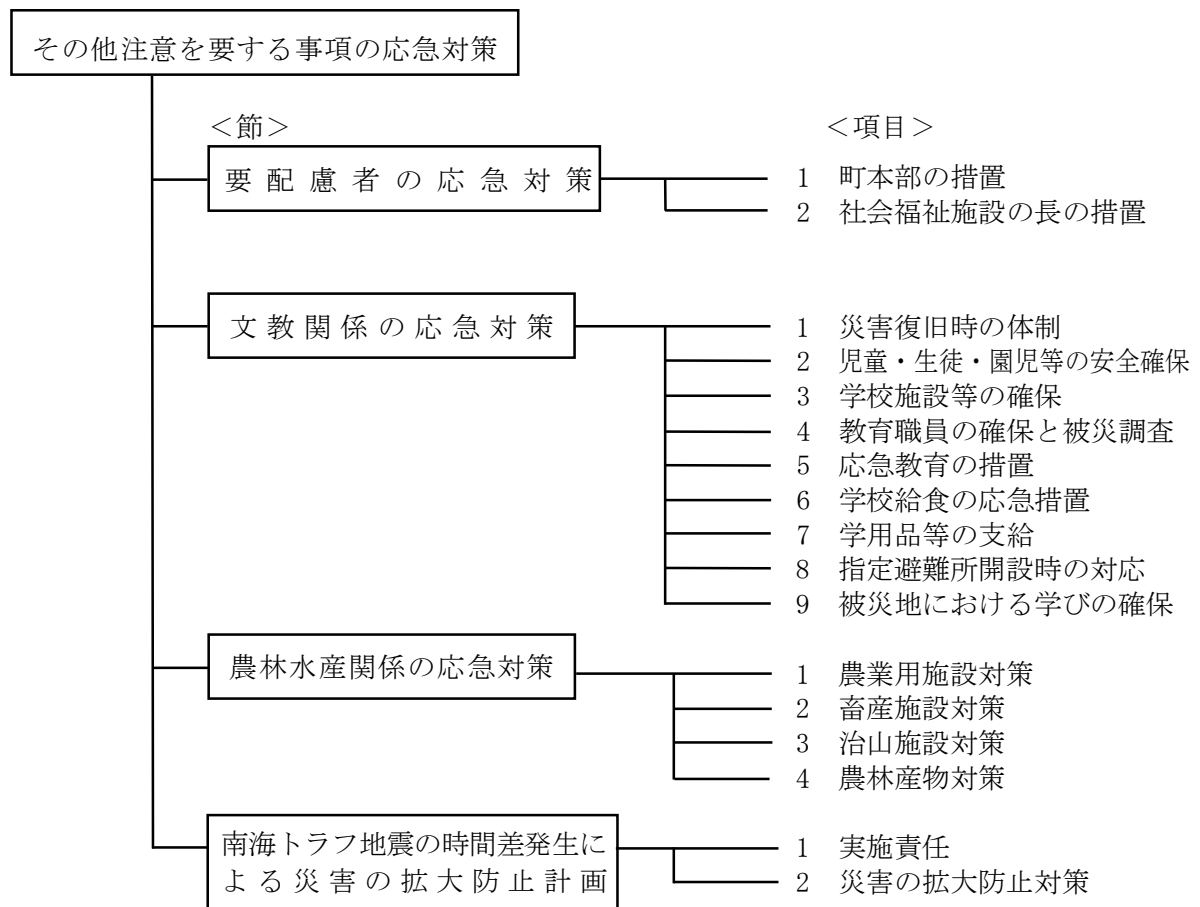
災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、従事命令を執行し、労働者を確保する。

## 第12章 その他注意を要する事項の応急対策

### 方針

町本部は、災害に際して要配慮者、文教関係、農林水産関係、その他に対して応急対策活動を行い、その被害、影響を最小限にとどめるように努める。

### 章の体系



## 第1節 要配慮者等の応急対策

[総務班、福祉班、関係各班、社会福祉施設管理者、防災関係機関]

### 1 町本部の措置

#### (1) 実施責任

福祉班は、災害に際して、次の方法により高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者（傷病者を含む）の保護にあたる。

災害救助法が適用された場合は、福祉サービスの提供をその基準内で実施する。

#### (2) 要配慮者等の保護

災害に際し、町本部のほか防災関係機関、町民の協力を得て、要配慮者等に対して次のような適切な災害応急活動を行い、その保護・安全を図るよう努める。

本災害応急対策計画の本節以外で定めた、要配慮者等の支援対策を次に整理する。

#### 第1章第2節 警戒体制の確立

- 福祉課は、警戒本部の設置に伴い、災害対策本部設置時の送致に備え、避難行動要支援対象者名簿を個人情報保護に留意して整備する。

#### 第1章第3節 町災害対策本部（町本部）の設置

- 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。
- 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の避難行動要支援者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。

#### 第2章第5節 広報

- 要配慮者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障がい者のために手話通訳放送および文字放送等の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を放送事業者に要請する。

#### 第4章第2節 他の自治体等との相互応援

- 被災地の地域住民は、「要配慮者の保護」にあたる責務を負う。

#### 第6章第1節 避難収容

- 暴風、洪水、雪崩等の災害が発生するおそれがあるときは、危険区域内の避難行動要支援者に対して、安全な場所に事前避難するよう勧告する。
- 町は、警察署、東近江消防本部、民生委員・児童委員、地元住民等の協力を得て、「避難行動要支援対象者名簿」等の名簿を利用することにより、居宅に残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時避難場所・指定避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。
- 避難場所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、FAX、文字放送テレビの設置、授乳場所の確保を図るなど要配慮者に配慮した設備の整備を図る。
- 避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、診療所、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等、指定緊急避難場所以外の施設の活用も考慮にい

れ、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮および避難支援者への負担軽減を進める。

- ・必要があれば、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ・指定避難所の運営および連絡調整にあたるために派遣された職員は、被災者のニーズ、特に福祉ニーズの把握にあたる。
- ・町本部は、指定避難所において緊急医療等の措置を必要とする被災者について、搬送を行うなどの措置をとる。
- ・指定避難所の運営にあたっては、要配慮者に関連して次の措置をとる。
  - (ア) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施および専用相談窓口の設置
  - (イ) 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定避難所から適切な措置を受けられる施設への速やかな移送
  - (ウ) 避難者の障がいや身体状況等に応じて、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の派遣なお、町は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく。
- ・避難誘導については、避難行動要支援者の避難の誘導を優先する。
- ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域において避難行動要支援者の避難支援の方策を定める。

#### 第8章第1節 給水

- ・医療機関、給食施設、社会福祉施設、指定避難所や高齢者、障がい者等の要配慮者施設には優先的に緊急給水を行う。

#### 第8章第2節 食料

- ・食料の供与については、粉ミルク等の乳幼児に適した食品、食物アレルギー対応食品、高齢者・障がい者等に適した食品の調達・供与に配慮するとともに、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な量の食料の備蓄に努める。

#### 第8章第3節 生活必需品

- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した生活必需品（介護用品・育児用品等）の調達に努める。

#### 第8章第4節 住宅

- ・応急仮設住宅の建設・供与にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。
- ・応急仮設住宅のうち一定の割合については、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。
- ・応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者等に配慮した構造の住宅を建設するように努めるとともに、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保と健康の維持に努める。

### (3) 児童の保護

災害により保護者を失った児童に対し、子ども家庭相談センターに連絡し、入所施設に入所させ保護する。

(4) 生活困窮者の保護

災害により生活に困窮し、保護の必要を生じた者に対し、民生委員・児童委員と連絡協議し、速やかに生活保護法に基づく進達を県に行い、困窮者を保護する。

(注) 被災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険、その他各種制度により給付されるが、同救助は、医療機構の平常化を待って平常医療制度に移行される。

総務班、その他の関係各班は、被保険者証を紛失し、または準用不能となった者に対して、取りあえず医療機関と連絡をとり、保険証のないまま給付できるよう努めるとともに、速やかに被保険者証の再交付を行う。

## 2 社会福祉施設の長の措置

社会福祉施設の長は、災害に際して、次の方法により入所者の保護に当たる。

(1) 避難、保護

あらかじめ災害の程度・種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者の入所を継続するとともに、必要に応じて入所者を避難させ、その保護に努める。

(2) 応急救助の要請

施設の被害等により食料および飲料水を得ることができない場合、または医療、その他の救助を必要とする場合は、福祉班に連絡し、応急救助を受ける。ただし、速やかに各施設単独で活動が実施できるよう復旧活動に努める。

(3) 職員（保育士）等の確保

保育士の被災、または入所児童の増加による保育士の不足の場合は、保育士経験者等のボランティアに協力を要請し補充する。補充できないときは、関係機関と協議し、保育士に代わる職員を臨時に充足する。

## 第2節 文教関係の応急対策

[建設下水道班、教育振興班、各学校（園）長]

### 1 災害復旧時の体制

- (1) 校・園長は教職員、児童・生徒・園児を掌握の上、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して教育振興班に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。
- (2) 教育振興班は被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達について万全を期する。
- (3) 教育振興班は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等に安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。
- (4) 学校・園が指定避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育振興班は、当該学校・園に対し支援職員の派遣、自治体職員の管理運営責任者の派遣等を行い、必要に応じて他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業が再開できるよう万全を期す。
- (5) 校・園長は災害の推移を把握し、教育振興班と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営にもどすよう努める。

### 2 児童・生徒・園児等の安全確保

各学校・園長は、地震発生時において、次の措置を講ずるものとする。

#### (1) 学校・園内での授業中の場合

- ア 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに町本部へ報告する。
- ウ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。
- エ 状況に応じ、町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

#### (2) 学校・園外での活動中の場合

- ア 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。

イ 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導したあと、校長等に連絡するようにする。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

(3) 課業時間外の場合

ア 震度 5 弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、校・園長および職員は、直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で 120 分以上）は、自宅から最寄り学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

イ 職員は、発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 〔校 長〕   | ・児童・生徒の状況の把握と対策<br>・対応への指示・指導<br>・教育委員会へ報告 |
| 〔教 頭〕   | ・児童・生徒の状況の把握と対策<br>・対応への指示・指導              |
| 〔教務主任〕  | ・全校児童・生徒の安否確認                              |
| 〔学年主任〕  | ・学年児童・生徒の安否確認                              |
| 〔各学級担任〕 | ・担任児童・生徒の安否確認                              |

### 3 学校施設等の確保

教育振興班は、学校授業が災害のため中断することのないよう、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

(1) 被害程度別の予定施設

災害の規模および被害の程度により、次の施設を利用する。

ア 応急的な修理で利用できる程度の場合は、施設を応急処理して使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、二部授業等の方法を行う。

ウ 校舎の全部または大部分が使用できない程度の場合は、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、住民の避難先の最寄りの学校または被害を免れた公共施設を利用する。

オ 県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。



なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する。

(2) 施設の応急復旧

教育振興班は、建設下水道班と協力し、災害終了後、速やかに被害校舎等の維持保全および授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

(3) 施設利用の応援

ア 教育振興班は、町内隣接学校、その他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上、実施する。

イ 教育長は、隣接市町施設を利用の場合、町本部長と協議の上、決定し、県本部に応援を要請する。

(4) 公民館、その他社会教育施設の対策

生涯学習班は、災害時には公民館、その他社会教育施設が指定避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

#### 4 教育職員の確保と被災調査

教育振興班および各学校長は、学校授業が災害のため中断することのないよう、災害により教育職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県に被災教育職員の報告を行う。

(1) 教育職員の確保

次の順序により職員を確保する。

ア 欠員が少数のときは、学校内で操作（要員の調整）する。

イ 教育振興班は、学校内で操作できないとき、各学校長の要請に基づき、町内学校間において操作する。

ウ 教育振興班は、町内学校間で操作できないとき、県教育委員会に応援または斡旋を要請する。

(2) 被災教育職員の調査報告

教育振興班は、災害発生に伴い、被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

#### 5 応急教育の措置

教育振興班は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

(1) 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみが負担にならないよう配慮する。

(2) 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知（周知徹底）をする。

(3) 公民館、その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、児童・生徒の健康等に留意する。

(4) 通学路、その他の被害状況を考慮し、通学等に当たっての危険防止を指導する。

(5) 授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、子ども会等の組織を整理工夫する。

(6) 幼稚園については、この計画に準ずるものとする。

## 6 学校給食の応急措置

### (1) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施するよう努める。

イ 施設、原材料等が、被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。

ウ 学校が、指定避難所として使用されるなどして、給食施設が災者の炊き出し施設として利用される場合、学校給食と災者炊き出しとの調整に留意し、実施する。

### (2) 給食の一時中止

児童・生徒に対する給食は、次の場合に一時中止する。

ア 給食センターが、災害救助のため使用された場合

イ 給食施設に相当な被害を受け、事実上、給食の実施が不可能な場合

ウ 感染症、その他の危険発生が予想される場合

エ 給食用物資の入手が困難な場合

オ その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

### (3) 被害物資対策

被害物資の処分方法については、県本部の指示を待って実施し、指示のあるまで各学校において保管する。

### (4) 被害状況等の調査報告

教育振興班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県本部に報告する。

#### ア 学校給食用物資被害状況調査

学校給食用物資の被害状況を速やかに調査し、次の様式により総務班に報告する。総務班はこれを集計し、県本部に報告する。

＊ 学校給食用物資被害報告（災害確定報告様式 14 号）【資料編参照】

#### イ 児童・生徒被災状況調査

教育振興班は、総務班から世帯構成員別被害状況報告を受け、小・中学校の児童・生徒の属する世帯の被害状況を調査して、県本部に報告する。

## 7 学用品等の支給

### (1) 実施責任および応急措置

教育振興班は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失またはき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手すること

ができない状態にある小学校児童および中学校生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、県本部の補助機関として、応急措置を行う。

## (2) 支給の種別

学用品等の支給・斡旋は、災害の程度により次の種別に区分して扱う。

### ア 災害救助法の適用基準を満たす場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たす場合、この児童・生徒に対しては、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

### イ 災害救助法の適用基準を満たさない場合

教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が、災害救助法の適用基準を満たさない場合、この場合の学用品は本人の経費負担とし、調達方法は災害救助法の適用分と併せて調達する。

## (3) 調達・支給の要領

学用品等の調達・支給は、次の要領で行う。

### ア 災害救助法が適用された場合

#### (ア) 被災児童・生徒の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

#### (イ) 被災教科書の調査報告

教育振興班で調査し、まとめ、県本部へ報告する。

#### (ウ) 教科書および文房具の調達

県本部から指示があったときは、教育振興班が調達する。

#### (エ) 教科書および文房具の配給

教育振興班から各学校に引継ぎ、各学校において直接、児童・生徒に支給する。

### イ 非適用者に対する場合

アの場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋する。

### ウ 災害救助法が適用されなかった場合

教育振興班において学用品等を斡旋する。ただし、処理できない場合は、県本部へ斡旋を要請する。

## (4) 被災教科書の調査

### ア 被災者名簿の作成

各学校において、災害終了後、速やかに児童・生徒に対する被災者名簿を調査・作成する。  
同名簿は、住家の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

### イ 被災教科書の集計

アの被災者名簿により被災教科書を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。

ウ 被災教科書の報告

支給の種別（ア～イ）の場合は、上記の被災教科書一覧表を作成し、県本部に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

(5) 支給の方法

ア 割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当台帳により割当てを行う。割当てに当たっては、町本部の被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ 給与券の発行

物資の割当てをしたときは、学用品給与券を各児童・生徒別に作成し、本人（保護者）に交付する。避難等により交付できないときは、教育振興班にて保管し、本人の登校を待って交付する。

ウ 支給

各学校は、教育振興班から一括学用品を受け取り、受領書（学用品給与券）と引換えに各児童・生徒に支給する。

(6) 記録

教育振興班は、次の記録を作成し、整備・保管する。

ア 被災児童・生徒名簿

イ 被災教科書報告書

ウ 学用品引継書

エ 学用品割当台帳

オ 学用品給与台帳

カ 学用品受払簿

8 指定避難所開設時の対応

学校・園において指定避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

(1) 指定避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

ア 授業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法につき町本部と協議する。

イ 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

ウ 災害発生直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には町防災計画等に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に

授業が再開できるように努める。

エ 学校・園は、平素より町防災担当部局との情報交換・連絡を行なっておく。

オ 学校・園へ避難してくる被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大変であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図っておく。

(2) 高校生については、安全が確保できた段階で地域と連携しながら、可能な範囲で各種の災害応急活動に参加させるものとする。

## 9 被災地における学びの確保

国〔文部科学省〕及び被災地域外の地方公共団体は、本町の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。

## 第3節 農林水産関係の応急対策

[農林商工班、施設管理者]

### 1 農業用施設対策

農林商工班は、被害の状況を把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、町本部からの要請があった場合、農道の緊急通行道、農業用水を飲料・消火水として利用することに協力する。

- (1) 施設管理者は、農業用ため池等の被害情報伝達対象農業用施設が破損し、増水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また、危険度の程度により町本部に支援の要請を行う。

#### 被害情報伝達対象農業用施設

| 対象施設                                     | 備考                      |
|------------------------------------------|-------------------------|
| ・農業用ため池、農業用調整池<br>・揚排水ポンプ場〈揚排水機場〉とその附帯施設 | 県、町、土地改良区、各集落等が管理している施設 |

#### ア 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき県に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

#### イ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、または施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建築業者に要請を行い、応急対策に当たる。

- (2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

### 2 畜産施設対策

災害による畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡・死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講ずる。

- (1) 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げにならないよう努める。
- (2) 農林商工班は、家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部（農政水産部畜産班）に報告するとともに、関係市町、農協、家畜診療所等の協力により、死

亡畜の処分ならびに病気の発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒等を実施する。

- (3) 被災地域における飼料および家畜用飲料水を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。

### 3 治山施設対策

災害により堰堤、護岸工の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設管理者は、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

- (1) 治山施設のうち災害による破壊・崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- (2) 雨水の浸透により増破の危険がある施設については、危険防止等の措置を施し、速やかに復旧する。
- (3) 復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に県に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

### 4 農林産物対策

各種災害に対して、農林水産物の被害を最小限にとどめるための諸対策について、県の技術指導等を受けながら次の対策に努める。

#### ア 農産物に対する応急措置

- (ア) 営農技術の指導
- (イ) 種子の確保
- (ウ) 病虫害の防除
- (エ) 凍霜害防除
- (オ) 防雪

#### イ 家畜に対する応急指導

- (ア) 家畜の管理指導
- (イ) 家畜の防疫
- (ウ) 家畜の避難
- (エ) 飼料および家畜用飲料水の確保
- (オ) 死亡畜の処理

#### ウ 林産物に対する応急措置

- (ア) 災害対策技術指導
- (イ) 風倒木の処理指導
- (ウ) 森林病虫害の防除
- (エ) 凍霜害防除

## 第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止計画

[危機管理班、総務班、建設下水道班、県、防災関係機関]

### 1 実施責任

過去に発生した南海トラフ地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。

このため、町は、県等と連携して、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生し、一般的な地震発生後の地震活動対策を凌ぐ後発の地震に対する対策を検討し実施するよう努めるものとする。

### 2 災害の拡大防止対策

#### (1) 危険地域からの避難

町は、県等と連携して、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を決定する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行うなど等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

また、このために必要な指定避難所の整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。

#### (2) 応急危険度判定の迅速化

県、町等は、地震活動等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

なお、具体的な実施方法等については、災害応急対策編第2部第8章第4節「住宅」に準じる。

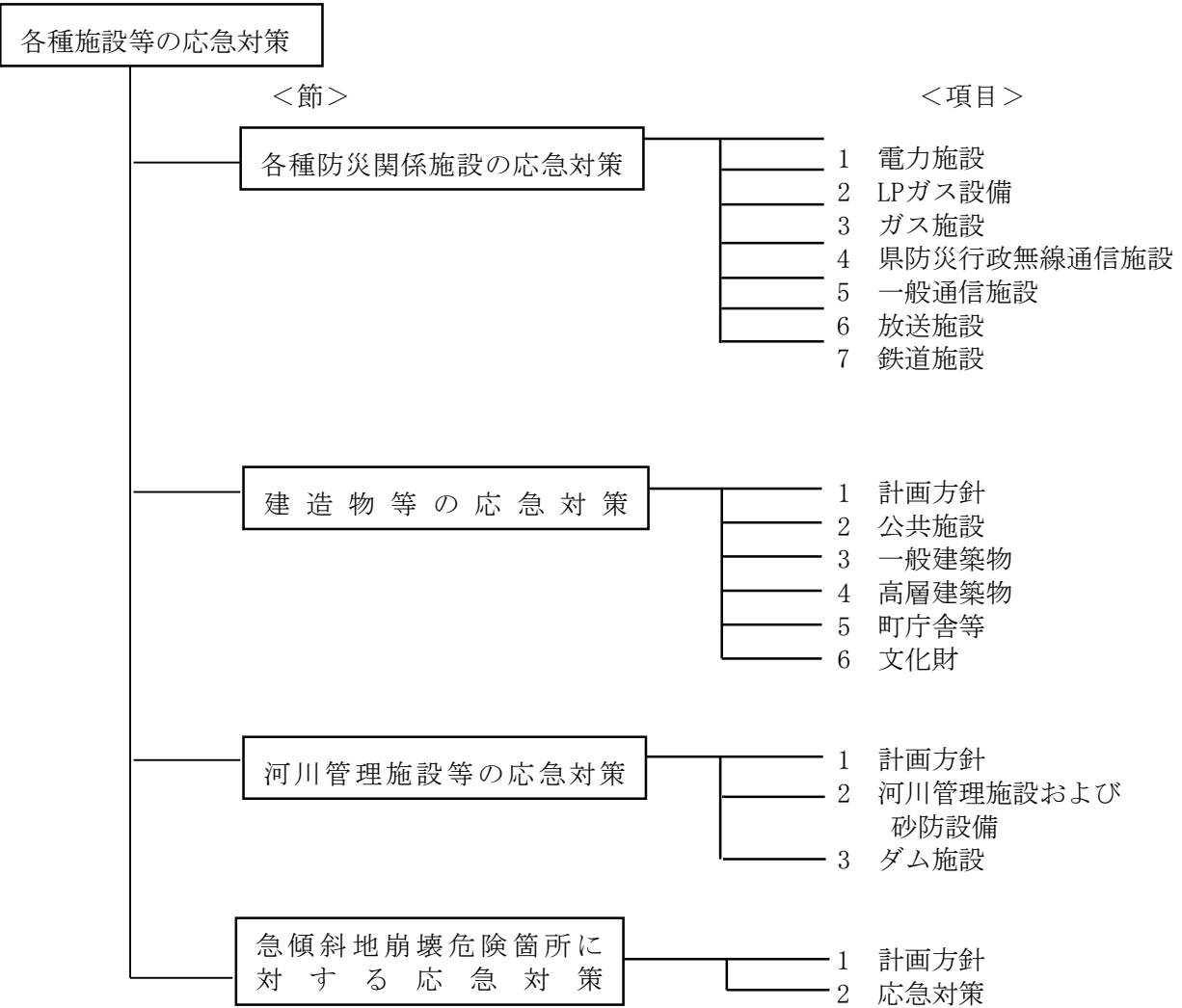


# 第13章 各種施設等の応急対策

方針

各種施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはそのおそれがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持および運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

章の体系



## 第1節 各種防災関係施設の応急対策

[各施設管理者等]

1～7に掲げる応急対策計画は、各々の施設管理者等において樹立し、平素から他の防災関係機関との連絡調整に努める。（上水道施設の応急対策に関しては、災害応急対策編第2部第8章第1節「給水」による。）

### 1 電力施設

地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

#### (1) 通報・連絡

被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。

#### (2) 災害時における情報の収集、連絡

##### ア 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

##### (ア) 一般情報

##### a 気象、地象情報

##### b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

##### c 社外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況。

##### d その他災害に関する情報（交通状況等）

##### (イ) 関西電力および関西電力送配電の被害情報

##### a 電力施設等の被害状況および復旧状況

##### b 停電による主な影響状況

##### c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

##### d 従業員等の被災状況

##### e その他災害に関する情報

##### イ 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

##### ウ 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等を活用し県民へ周知する。

(4) 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他送配電事業者および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

関西電力および関西電力送配電は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契

約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

(9) 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

(10) 災害時における応急工事

関西電力および関西電力送配電は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、

移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

#### ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

#### (11) 復旧計画

関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。

#### (12) 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

## 2 LPガス設備

一般社団法人滋賀県 LP ガス協会は、地震発生時における被害の拡大を防止し、二次災害防止のための緊急措置（初期点検）および LP ガス供給先の応急措置と被害地住民への応急供給の円滑な対策に務める。

地震発生時の対策については「滋賀県 LP ガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生の時には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

#### (1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 大地震等の災害が発生したとき、ならびに気象庁より震度5弱以上の地震発表があった場合は、災害対策本部および現地対策本部を設置し、緊急出動体制および災害規模に応じた特別出動体制を整備する。

イ 連絡、通報の精度を高めるため、消防機関および関係機関は相互の通信体制の確立を図る。

#### (2) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を災害対策本部へ報告するとともに、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、液化石油ガス販売事業者は消防機関と緊密な連携を保つとともに消防機関から要請があったときはその要請に応じて必要な措置をとる。

#### (3) LP ガス供給停止および LP ガス容器等の供給設備の撤去の判断基準

LP ガス供給停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断して、ガス爆発防止または消火活動上緊急にガス供給を停止および LP ガス容器等の供給設備の撤去する必要がある

と認める場合は、消防機関がガスの供給遮断および LP ガス容器ならびに供給設備の撤去を行う。

ア 火災が延焼拡大中であること

イ 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があること

ウ 漏洩箇所が不明で広範囲にわたってガス臭があるとき

また、LP ガスによる二次災害を防止するため、震度5弱以上でマイコンメーターによりガスの遮断を行う。

(4) LP ガス供給の停止後の措置

LP ガスの緊急停止措置を行なった者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、LP ガス使用者に周知徹底を図る。

(5) LP ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講じるとともに、LP ガス使用者に供給再開の旨を周知した後にガス供給再開を行う。なお、この場合消防機関と協議する。

(6) 現場活動の調整

現地対策本部長は本部および防災関係機関との協議を迅速にかつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。

(7) 警戒区域の設定

災害警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）および爆発危険区域の設定は消防機関が行う。

(8) 広報活動

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときはガスの使用者および住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(9) 応急復旧対策

供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LP ガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行う。ただし、災害復旧計画の策定および実施にあたっては救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

(10) 避難措置等の指示および解除

町長および警察等は、必要に応じ災害応急対策編第2部第6章第1節「避難収容」に従って避難指示を行う。

(11) 指定避難所等への LP ガス支援業務

地震発生時に指定避難所等が設置された場合、炊き出しや給湯および暖房用等に供するため、LP ガスの供給と保安業務を支援するものとする。

### 3 ガス施設

大阪ガス(株)京滋導管部は、供給区域内で気象庁震度階級5弱以上の地震が発生した場合およびガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「災害対策規程」等に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに次の応急対策を実施する。

#### (1) 情報の収集伝達および報告

##### ア 地震震度・気象予警報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

(ア) 供給区域内の主要地点に予め設置された地震計により地震情報を収集する。

(イ) 気象収集システム、河川、地域総合情報システム等により気象情報を収集する。

##### イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(イ) 事業所間の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告管内施設および顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先へ緊急連絡を行う。

#### (2) 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機および非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な参集を可能にするため自動呼出装置等を活用する。

震度5弱以上の地震が発生した場合、本社および当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。

#### (3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客および一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

#### (4) 危険防止策（地震災害対策）

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報および巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターによる一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガス供給を再開する。

災害復旧計画の策定および実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の高いものから行う。

#### 4 県防災行政無線通信施設

(1) 基本方針

県防災危機管理局は、通信施設が被災した場合、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県本部と町本部および防災関係機関相互間の通信回線の確保に当たる。

(2) 応急対策

ア 災害の発生が予想される場合には次の措置を行う。

(ア) 要員の確保

(イ) 予備電源用燃料の確保

(ウ) 機器動作状態の監視の強化

(エ) 可搬型地球局等の配置

(オ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

(ア) 可搬型地球局等による臨時通信回線の設定

(イ) 職員による仮復旧の実施

(ウ) 電源の喪失等による場合は、近畿総合通信局へ電源車の貸与の要請の実施

(エ) 通信手段の確保が不十分な場合は、近畿総合通信局および通信事業者へ通信機器の貸与要請を実施

#### 5 一般通信施設

N T T 西日本(株)滋賀支店は、地震時において、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を基本目標として、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。



(1) 応急対策の基本

ア 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

(ア) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

(イ) 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）

(ウ) 特設公衆電話の設置

(エ) 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

イ 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

(2) 通信確保のための応急措置事項

ア 回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

(ア) 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係ある機関

(イ) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

(ウ) 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

イ 電気通信設備に対する応急措置

交換機をはじめとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合には、代替設備として、被災地等に非常用交換機、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

ウ 臨時電話等受付所の開設

指定避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

エ 特設公衆電話等の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

オ 通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- (ア) 通信が著しく輻輳する場合
- (イ) 通信電源確保が困難な場合
- (ウ) 回線の安定維持が困難な場合

カ 利用者への周知

地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行なったときは、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (イ) 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
- (ウ) 通信の利用者に対し協力を要請する事項
- (エ) その他、必要な事項

(3) 復旧計画の方針

地震により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

ア 原状に復する工事を行う。

イ 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

## 6 放送施設

日本放送協会、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀、エフエムひこねコミュニティ放送(株)、FM ひがしおうみの各社は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続および特別放送の実施に努める。

(1) 基本方針

ア 日本放送協会

地震が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。

イ びわ湖放送(株)

地震発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

ウ (株)京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

エ (株)エフエム滋賀

地震発生時には、「非常事態対策要項」に基づき、非常事態対策本部を設置し、特別放

送実施要領に基づき放送を継続する。

オ エフエムひこねコミュニティ放送㈱

災害が発生した場合、「緊急放送の実施に関する協定」に基づいて速やかに緊急放送体制を整える。

カ FMひがしおうみ

放送施設等の災害が発生した場合、迅速な応急活動に努める。

(2) 応急対策

ア 日本放送協会

(ア) 放送設備

空中線給電線、放送機、電源等の各個所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛生中継車で放送を行う。

(a) 連絡系統確保、非常無線通信の利用

(b) 施設の応急対策

(c) 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

(d) その他電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、または併用する。

(a) 打合せ専用回線（V. H. F 回線も含む）

(b) 加入電話

(c) NHK の基地局、陸上移動局、および簡易無線局

(d) NTT 専用線（試験打合線、専科線借用）

(e) 放送回線

(f) 非常通信協議会加盟通信網

(g) 放送電波

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

a 受信の維持・確保のため、受信設備の復旧や避難所等への受信機の貸与・設置などの対策

b 放送による被災者向け情報の提供

イ びわ湖放送㈱

(ア) 本社設備

a 演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機

器の構成において放送を継続する。

- b 本社—送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。
- c 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

(イ) 放送所設備

放送機、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

(ウ) 被災者に対する情報提供のため次の措置を講ずる。

- a 災害情報の中に手話を挿入
- b 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布
- c 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

ウ (株)京都放送

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し、保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

(ア) 演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ臨時の機器構成において放送を継続する。中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

(イ) 送信所が被災し、一号機、二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。

(ウ) 中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。

(エ) その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

エ (株)エフエム滋賀

(ア) 送信所設備

- a 給電線、空中線等の被害については、NHK と協力して応急措置を行う。
- b 送信機が被災した場合は、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。
- c 自家発電設備が被災した場合は、他局から電力供給を受け放送を継続し、電源設備の復旧作業にあたる。

(イ) 本社放送設備

- a 本社放送設備が被災した場合は、応急措置により復元に努めるとともに、使用可能な機器を使用して放送の継続に努める。
- b 本社演奏設備が使用不能な場合は、仮設機材で放送の継続に努める。
- c 本社演奏所―送信所間の番号伝送装置が使用不能な場合は、仮設機材を送信所へ搬入し、仮設スタジオを設置して放送の継続に努める。

(ウ) 災害および被害状況の取材に努め、放送するとともに、行政や防災関係機関の要請による義務告知、情報伝達、広報活動等に協力する。

オ エフエムひこねコミュニティ放送㈱

演奏所が被災した場合、局員は送信所までの電話通信設備の確保も含めて機材使用確認を速やかに行い、放送可能な状態を確保する。

演奏所が使用不可になった場合には、送信所設備から直接放送を行うものとする。

カ FM ひがしおうみ

放送施設等の災害が発生し、またはそのおそれがあるとき、次のように応急対策を実施し、当該施設を災害から防護し、放送機能の確保に努める。

(ア) 要員の確保

災害の状況に応じ体制を定め要員を確保する。

(イ) 資機材の確保

- a 電源関係諸設備の整備確保
- b 中継回線、通信回線の整備および確保
- c 送受信空中線の補強、資材の確保および予備空中線材料の整備
- d 必要機材の緊急借用または調達確保

(ウ) 放送施設応急対策

- a 放送機等の障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組を切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。
- b 中継回線障害時の措置  
一部中継回線が途絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- c 演奏所障害時の措置  
災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(エ) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため、次の措置を講じる。

a 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編制し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

b 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置即報板等を設置するとともに状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

c 各種相談等の実施

被災地またはその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

## 7 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)本社、一般社団法人近江鉄道線管理機構は、町域において旅客列車の衝突、脱線、てん覆、その他の事故により、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、またはそのおそれがある場合、応急救助対策等を実施し、被害の予防・軽減・復旧に努める。

### (1) JR 鉄道施設応急対策（JR 東海）

#### ア 基本方針

地震発生の場合、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

#### イ 応急対策

a 地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

b 災害対策本部の設置

地震の規模および地震計作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

c 社員の非常招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。

d 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

(a) 関係社員の非常招集計画

(b) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握

(c) 関係協力会社へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

(d) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

(e) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

(2) 近江鉄道(株)施設応急対策

ア 基本方針

地震が発生した場合、運転取扱心得ならびに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

イ 応急対策

(ア) 地震発生時の運転規制と警戒

- a 震度計が 40 ガル（震度 3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
- b 震度計で 40 ガル～80 ガル（震度 4）の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長ならびに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25 km/h 以下で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。
- c 震度計が 80 ガル（震度 5 弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、線路施設等の点検を行う。

(イ) 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

(ウ) 本部の任務内容

本部は次の業務を行う。

- a 情報の収集、伝達
- b 職員の非常招集
- c 災害箇所の調査、報告
- d 救護活動の支援
- e 応急復旧用の資材調達
- f 振替輸送および代行輸送の手配

## 第2節 建造物等の応急対策

[各施設管理者、総務班、建設下水道班、文化振興班、生涯学習班]

### 1 計画方針

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設において、人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。

また、公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等、町民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

### 2 公共施設

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにするものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。

イ 地震時における混乱の防止措置を講ずる。

ウ 緊急時には関係機関に通報して、応急の措置を講ずる。

エ 指定避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

#### (2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、指定避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告するものとする。

#### (3) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、建設下水道班は、必要に応じ、国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

##### ア 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、指定避難所へ避難したほうがよいかなどを判定する。



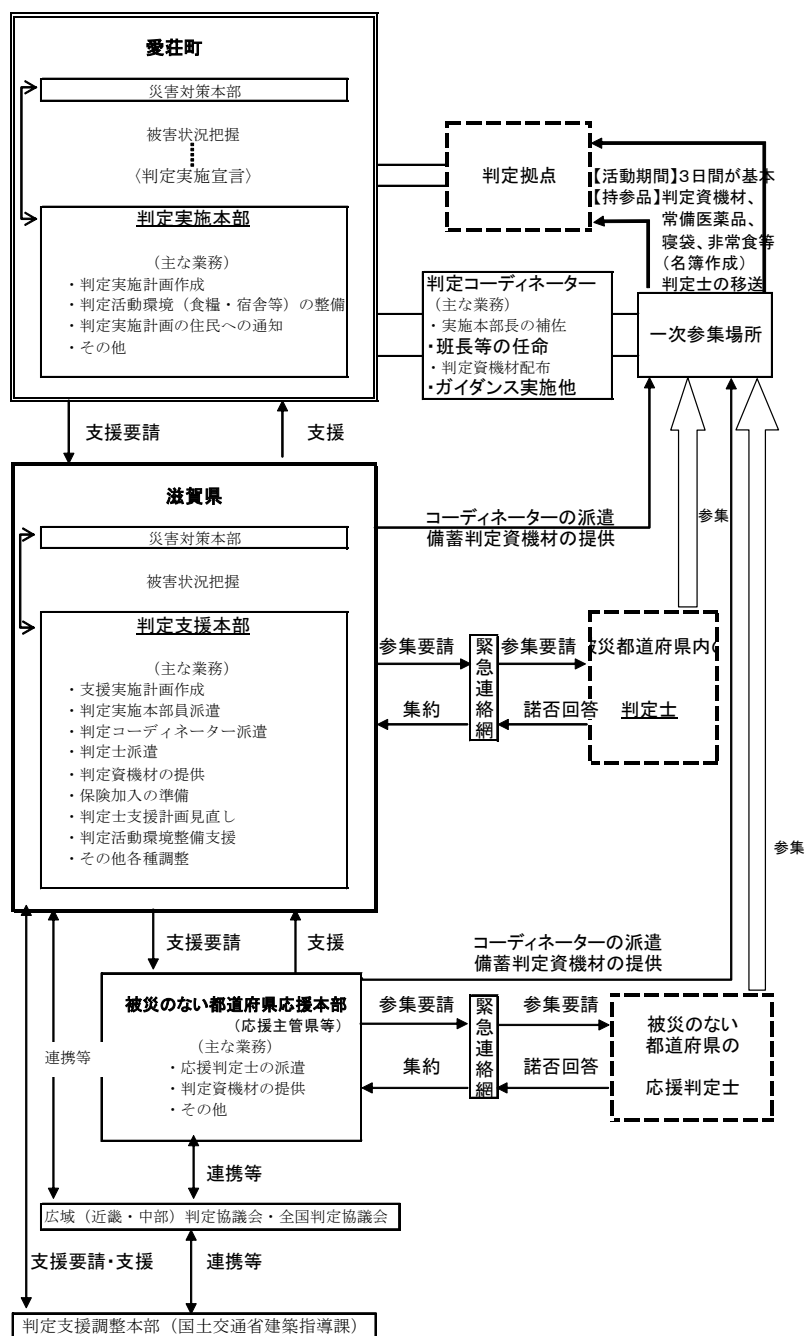
## イ 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

#### (4) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

滋賀県被災建築物応急危険度判定実施体制フロー



### 3 一般建築物

地震時には、二次災害を防止するため、前記（３）に準じて被害状況調査を行う。

#### 4 高層建築物

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」）は、各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

- (1) 発生時におけるパニックの防止措置
- (2) 出火防止および初期消火活動
- (3) 人命の救護
- (4) 安全な避難誘導措置
- (5) 防火機関や地域防災団体との連絡ならびに災害に関する情報収集および伝達

#### 5 町庁舎等

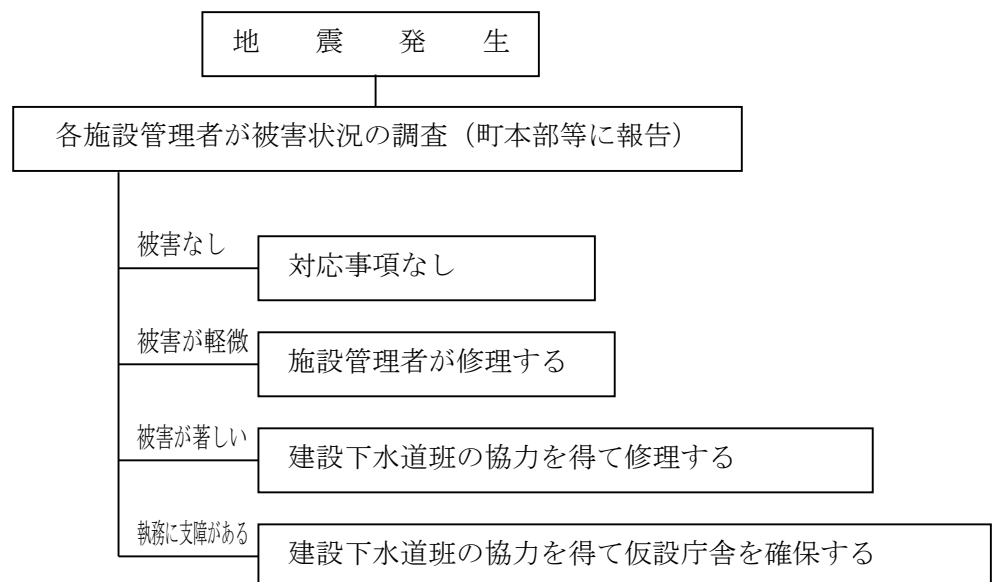
町内で地震が発生した場合には、次の措置を行う。

- (1) 被害状況の把握

町庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、町警戒本部（または町対策本部、これらが設置されていない場合はくらし安全環境課長）に報告する。

- (2) 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務班と協議の上、修理を行うものとする。なお、必要に応じて建設下水道班は協力するものとする。



#### 6 文化財

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者または管理団体は、ただちに町本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、文化振興班に報告する。文化振興班は、その結果を取りまとめるとともに、必要に応じて被害状況を調査の上、県指定の文化財にあっては県本部（文化スポーツ部）へ、国指定の文化財にあっては

県本部（文化スポーツ部）を経由して文化庁へ報告する。

- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して、移動可能な文化財は安全な場所に移す等の応急措置を講ずるとともに、県本部（文化スポーツ部）の指示を求める。

## 第3節 河川管理施設等の応急対策

[河川管理施設管理者]

### 1 計画方針

地震災害により河川管理施設等が、破壊・崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

### 2 河川管理施設および砂防設備

#### (1) 基本方針

地震による被害および出水による二次災害を防止するため、隣接市町、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損・損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

次の水防活動を行う。

- ア 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- イ 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視
- ウ 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
- エ 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- オ 隣接市町における相互の協力および応援体制の確立
- カ 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧
- キ 町の応急対策に対する技術的な援助

#### (3) 復旧計画

- ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて、災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

### 3 ダム施設

#### (1) 基本方針

ダム近傍指定観測点において気象庁震度階級 4 以上の地震が発生した場合、またはダムの堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が 25gal 以上である場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

## (2) 臨時点検

震度 4 以上の地震が発生した場合は臨時点検を行い、所要の事項を電話等により速報する。

### ア 一次点検（災害発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備およびその他の目視による外観点検を行う。

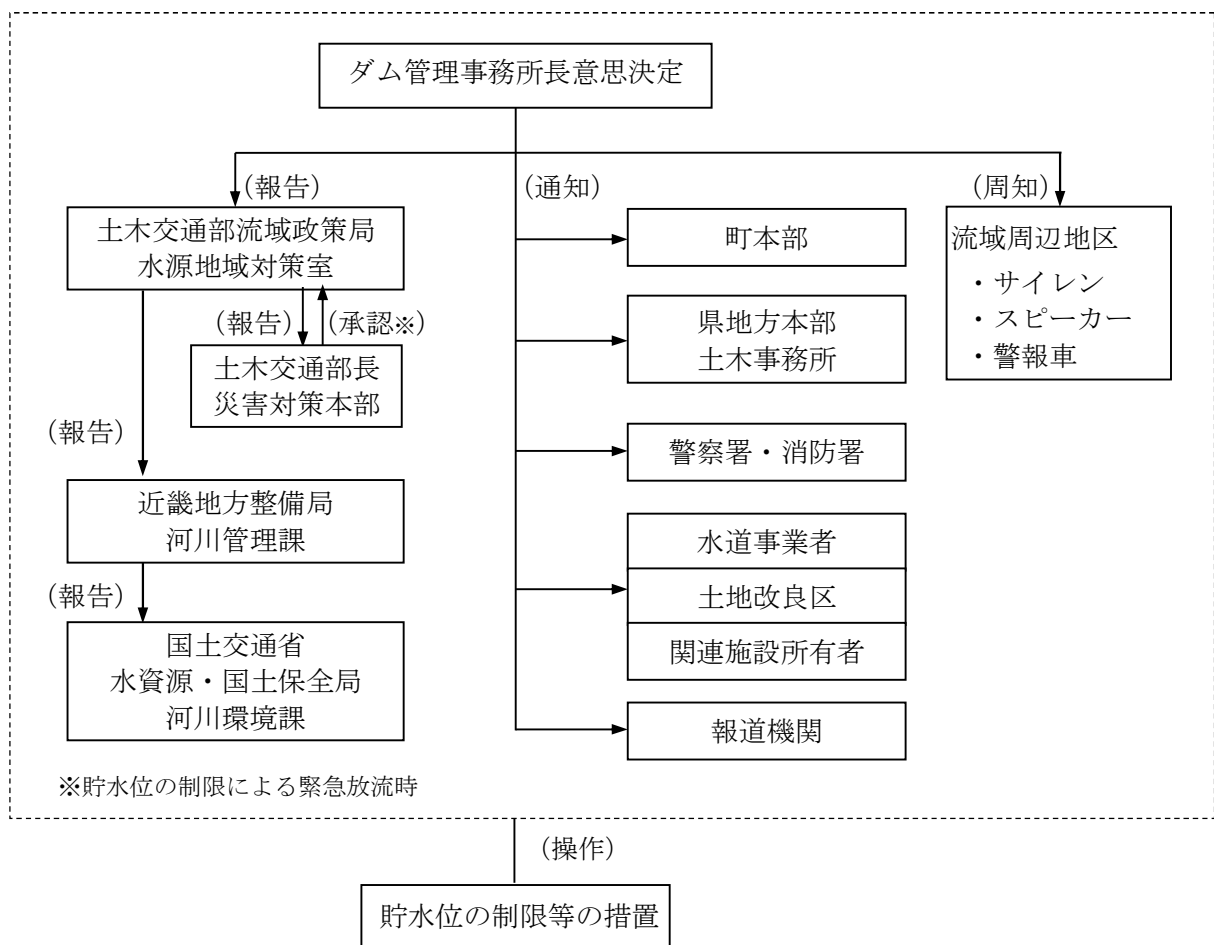
### イ 二次点検（一次点検終了後）

震度 5 弱以上の場合、または一次点検で変状がある場合には、一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

## (3) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。



## 第4節 急傾斜地崩壊危険箇所に対する応急対策

[町、関係各班、防災関係機関]

### 1 計画方針

災害により、急傾斜地においては崩壊・崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

### 2 応急対策

#### (1) 基本方針

町本部は、災害による被害を軽減するため、関係各班、消防機関等の応急活動が円滑に十  
分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに各関係機関と協力し、被害箇所の早  
期応急復旧を図る。

ア 被害状況の巡視

イ 町における相互協力および応援体制

施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合は、施設の応急復旧に努める。

#### (2) 応急対策

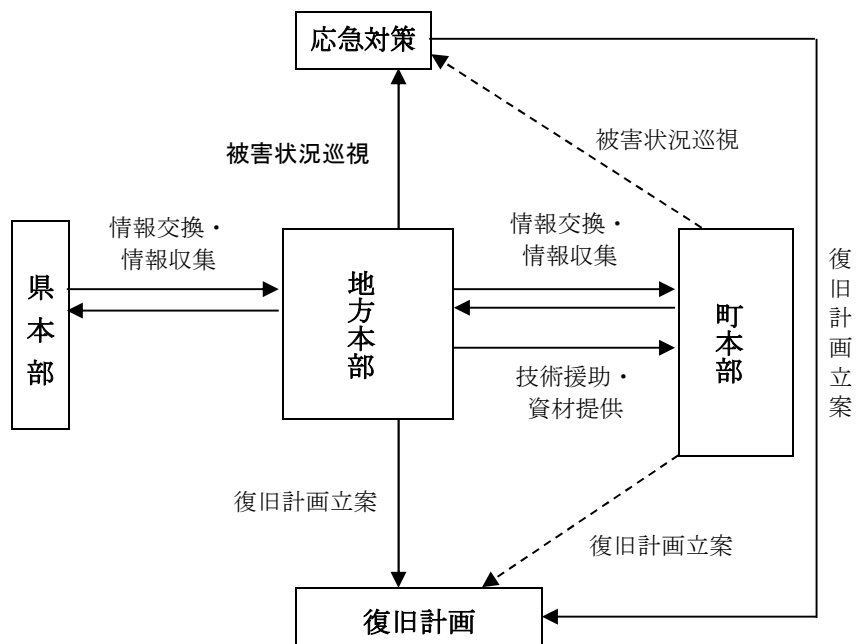
町本部は、情報の連絡・交換を図り、関係各班等の応急対策が十分に行われるよう技術的  
な援助を行うなど、調整に当たる。また、施設等が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、施設  
の管理者は被害の状況に応じた応急復旧を行う。

#### (3) 復旧計画

ア 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき従前  
の効用を回復させる。

イ 災害により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに  
復旧計画を立てるとともに、被害状況に応じた復旧に努める。

### 【急傾斜地危険箇所に対する応急対策】



# 第14章 被災者への援助

方針

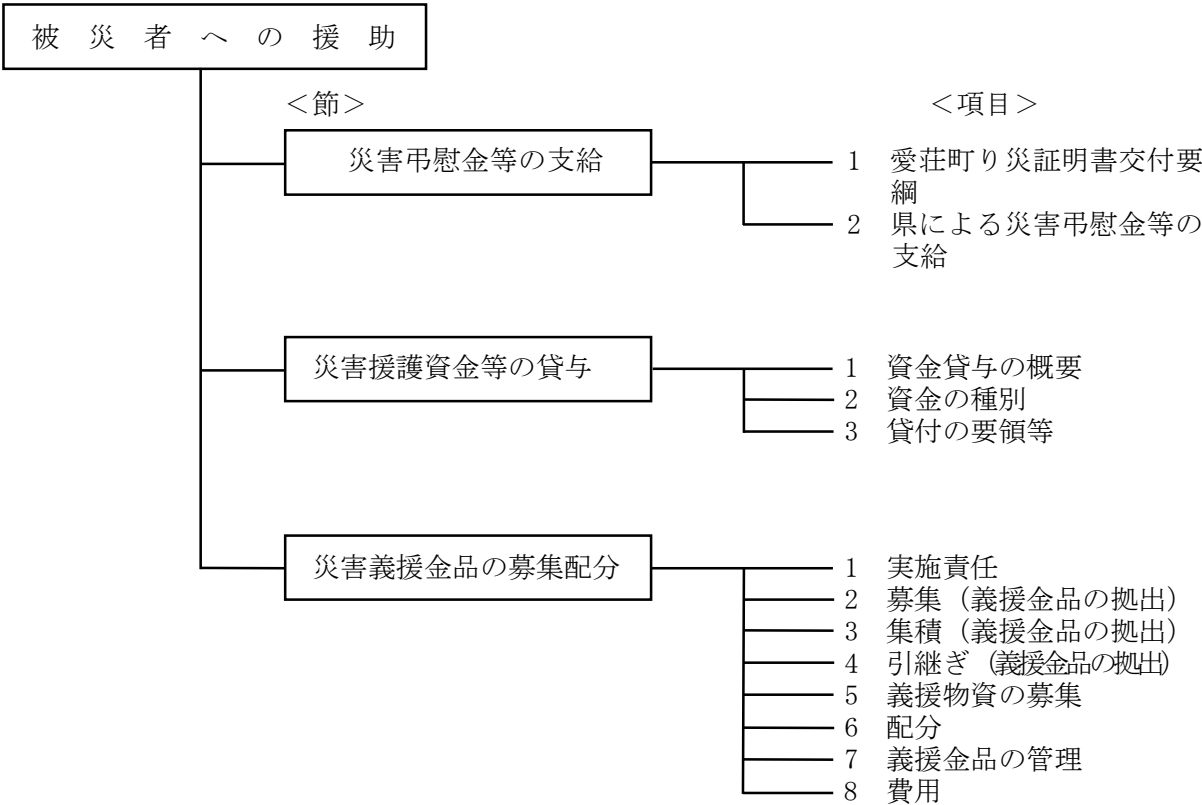
災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給ならびに低所得者（世帯）に対して災害援護資金等の融資を行うとともに、義援金品の募集および配分をし、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定を促す。

災害弔慰金等については、被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

県および町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

章の体系





---

## 第1節 災害弔慰金等の支給

---

[税務班]

### 1 愛荘町り災証明書交付要綱

本町の区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）および災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の適用を受けない町民の被災者に対して、告示第77号（平成30年9月25日）に基づき必要に応じて証明を行う。

### 2 県による災害弔慰金等の支給

#### (1) 支給基準等

税務班は、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい災害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。

#### (2) 県の支給

知事による弔慰金および見舞金の支給は、その都度、関係機関と協議し実施する。

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

| 種別      | 対象となる災害<br>(自然災害)                    | 根拠法令                                | 支給対象者              | 支給限度額                                               | 支給の制限                                               |
|---------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 災害弔慰金   | 1. 町内において5世帯以上の住居が滅失した災害             | 1. 災害弔慰金支給等に関する法律                   | 死亡者の配偶者<br>死亡者の子   | 死亡した者が生計維持者の場合<br>500万円                             | 1. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合             |
|         | 2. 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害   | 2. 実施主体町(条例)                        | 死亡者の父母<br>死亡者の孫    | それ以外の場合<br>250万円                                    | 2. 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 |
|         | 3. 県内において、災害救助法が適用された市町が1以上ある災害      | 3. 経費負担<br>国 1/2<br>県 1/4<br>市町 1/4 | 死亡者の祖父母            |                                                     | 3. 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等、町長が不適当と認めた場合            |
|         | 4. 災害救助法が適用された市町をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 |                                     |                    |                                                     |                                                     |
| 災害障害見舞金 | 同上                                   | 同上                                  | 法別表に掲げる程度の障がいがある場合 | 障がい者となった者が生計維持者の場合<br>250万円<br><br>それ以外の場合<br>125万円 | 同上                                                  |

## 第2節 災害援護資金等の貸与

[税務班]

### 1 資金貸与の概要

税務班は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

### 2 資金の種類

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
- (2) 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

### 3 貸付の要領等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

町が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 貸付対象等

#### 災害援護資金の貸付

| 貸付対象                                                                                                                                                                                                               | 根拠法令                                                                                                       | 貸付金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 貸付条件                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷<br><br>2. 住居または家財の価格のおおむね1/3以上の損害(所得制限)<br>その世帯の前年の所得が次の額以内の世帯<br>1人 220万円<br>2人 430万円<br>3人 620万円<br>4人 730万円<br>5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額<br><br>(注) 住居が滅失した場合は、1, 270万円に緩和 | 1. 災害弔慰金等に関する法律<br>2. 実施主体 町<br>3. 経費負担<br>国 2/3<br>県 1/3<br>4. 対象となる災害<br>滋賀県において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害 | 1. 貸付区分および貸付限度額<br>1世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円<br><br>2. 家財等の損害<br>ア. 家財の1/3以上の損害 150万円<br>イ. 住宅の半壊 170万円<br>ウ. 住宅の全壊 250万円<br>エ. 住宅全体の滅失または流失 350万円<br>3. 1と2が重複した場合<br>ア. 1と2のアの重複 250万円<br>イ. 1と2のイの重複 270万円<br>ウ. 1と2のウの重複 350万円<br>4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合<br>ア. 2のイの場合 250万円<br>イ. 2のウの場合 350万円<br>ウ. 3のイの場合 350万円 | 1. 据置期間 3年<br>(特別の事情がある場合5年)<br><br>2. 償還期間<br>据置期間経過7年<br>(特別の事情がある場合は5年)<br><br>3. 償還方法<br>年賦または半年賦<br><br>4. 貸付利率<br>年3%以内で町条例で定める額(据置期間中無利子)<br><br>5. 延滞利息<br>年5% |

イ 調査および報告

(ア) 融資希望世帯の調査選考

税務班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。

関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。

(イ) 報告

災害援護資金等借入予定者名簿を、災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県本部に災害発生後10日以内に報告する。

(ウ) 貸付世帯の選考は、税務班が行う。

(2) 生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

生活福祉資金の貸付

| 貸付対象                                                                  | 根拠法令                                                                                              | 貸付金額           | 貸付条件                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯 | 1. 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生労働省令第398号）」<br><br>2. 実施主体等<br>①実施主体<br>滋賀県社会福祉協議会<br>②窓口<br>町社会福祉協議会 | 1世帯<br>150万円以内 | 1. 据置期間<br>貸付の日から6ヶ月以内（特別の場合2年以内）<br>2. 償還期間<br>据置期間経過後7年以内<br>3. 貸付利率<br>保証人あり：無利子<br>保証人なし：年1.5%（据置期間経過後）<br>4. 保証人<br>原則として連帯保証人1人<br>ただし、連帯保証人を立てなくても貸付を受けることができる<br>5. 償還方法<br>年賦、半年賦または月賦<br>6. 申込方法<br>官公署の発行するり災証明を添付し民生委員・児童委員を通じ、町社会福祉協議会に申し込む |

## 第3節 災害義援金品の募集配分

[税務班]

### 1 実施責任

#### (1) 協議会の構成

町本部は、大規模災害が発生した場合、被災者および被災施設を救援するために次の機関等をもって協議会を構成し、各機関の共同協力のもと義援金品を募集し、輸送および配分を行う。

#### (2) 協議会の構成機関等

- ア 町
- イ 県共同募金会愛知川分会、秦荘分会
- ウ 日本赤十字社愛荘分区
- エ 町社会福祉協議会
- オ 女性団体
- カ 青年団体
- キ 小・中学校生徒会
- ク 民生委員・児童委員協議会
- ケ 自治会
- コ 警察等

#### (3) 町本部における担当

- ア 税務班が担当する。
- イ その他関係各班は、その内容によって協力し、募集配分に当たる。
- ウ 税務班は、町あての見舞金等について現金領収をし、保管・管理する。

### 2 募集（義援金品の拠出）

災害義援金品の募集は、次のような場合に募集の細部についてさらに協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

なお、募集にあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及および内容の周知等に努めるものとする。

- (1) 県内または、他の都道府県において大規模災害が発生した場合
- (2) 県単位機関から通知を受けた場合
- (3) 町単位機関において協議し、募集することに決定した場合

### 3 集積（義援金品の拠出）

義援金品の集積は、受付窓口を開設して次のように行う。

- (1) 各家庭から募集するときは、自治会、女性会あるいは民生委員・児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらうなどの方法により集積する。
- (2) 児童会、生徒会あるいは職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。
- (3) 個人等で申出のあったものについては、それぞれの申出を受けた機関で受け付け、指定した場所に集積する。
- (4) (1) による場合は「義援金品搬出者名簿」（様式1号）を、(2) による場合は「義援金品引継書」（様式2号）を、(3) による場合は「義援金品受領書」（様式3号）を作成し、あるいは発行してその整備・保管をする。

＊ 義援金品搬出者名簿（様式1号）【資料編参照】

＊ 義援金品引継書（様式2号）【資料編参照】

＊ 義援金品受領書（様式3号）【資料編参照】

### 4 引継ぎ（義援金品の拠出）

- (1) 義援物資の引継ぎ

募集機関で受け付け集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、県機関の指定する場所に集積し、引継ぎを行う。

- (2) 義援金の引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式2号）を作成し、その収受を明らかにする。

### 5 義援物資の募集

- (1) 義援物資の募集

県および町は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと義援物資の募集を行う。その際、県および町は報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

〔義援物資募集の際の広報内容〕

ア 被災地において必要とする物資

イ 被災地において不要である物資

ウ 当面必要でない物資

エ 義援物資送付の際の留意事項

- ・送付者において仕分けを徹底すること
- ・腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
- ・その他の留意事項

オ 義援物資の送り先

## (2) 義援物資の受付

県および町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点および地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

町において、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請するものとする。

町は、県等と連携し、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、受入、配分等の調整を行う。

## 6 配分

県機関から配分を受け、あるいは受付けた義援金品は、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、実情に則し公平に配分する。配分はできる限り受付け、または引継ぎを受けた都度行うようにし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするように配慮する。

なお、義援金の配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議の上、決定するものとする。

## 7 義援金品の管理

### (1) 金銭の管理

現金は銀行預金で保管し、「現金出納簿」（様式4号）により記録し、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

### (2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式5号）を備付け、受付けから引継ぎ、または配分までの状況を記録する。

＊ 現金出納簿（様式4号）【資料編参照】

＊ 義援金受払簿（様式5号）【資料編参照】

## 8 費用

義援金品の募集および配分に要する労力は、できるだけ奉仕によるものとし、輸送等の費用は、実施機関の負担とする。ただし、実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当して差し支えないが、経費の証拠書類は整備・保管する。





# 災害復旧対策計画編



# 災害復旧計画

## 第１章 計画的な地域振興の推進

[関係各課、関係機関]

### 第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

#### 方針

地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、地域住民の意向等を反映した基本方針を策定する。

#### 施策

##### １ 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。

このため県・町は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

##### ２ 地域住民の意向の把握

県・町は、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

##### ３ 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって県は、町や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

---

## 第 2 節 復興計画の策定

---

### 方針

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

### 施策

#### 1 復興に向けた地域別指針の策定

町は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

その際、県は統一的かつ整合性のある復旧・復興の実現のため策定した基本方針に基づいて関係市町間の総合的な調整を行う。

#### 2 復興の手順、基本目標の検討

町は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

#### 3 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県・町が中心となり国・県・市町・関係機関等の事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

#### 4 地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、町は、県と連携し、定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

#### 5 復興事前準備の実施

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

## 第2章 公共施設の災害復旧事業計画

[関係各課、関係機関]

### 方針

災害により被災した施設を原型復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計・改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画をたて、早期復旧を目標にその実施に努める。

### 計画

#### 1 災害復旧事業の種類

災害復旧は、おおむね次の事業について計画する。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 急傾斜地崩壊防止施設
- カ 道路
- キ 下水道
- ク 公園
- ケ 水道

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

##### (3) 都市災害復旧事業計画

##### (4) 上・下水道災害復旧事業計画

##### (5) 住宅災害復旧事業計画

##### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

##### (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

##### (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

##### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

##### (10) 復旧上必要な金融、その他資金計画

##### (11) その他の計画

#### 2 復旧事業の方針

##### (1) 実施体制

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実

施するため、実施に必要な人員の配備・応援・派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

町は、国または県が費用の全部または一部を負担し、もしくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定して、査定実施が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

被災施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行えるように努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

関係機関は、復旧事業計画の樹立に当たり、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発を防止し、かつ速やかな効果が上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

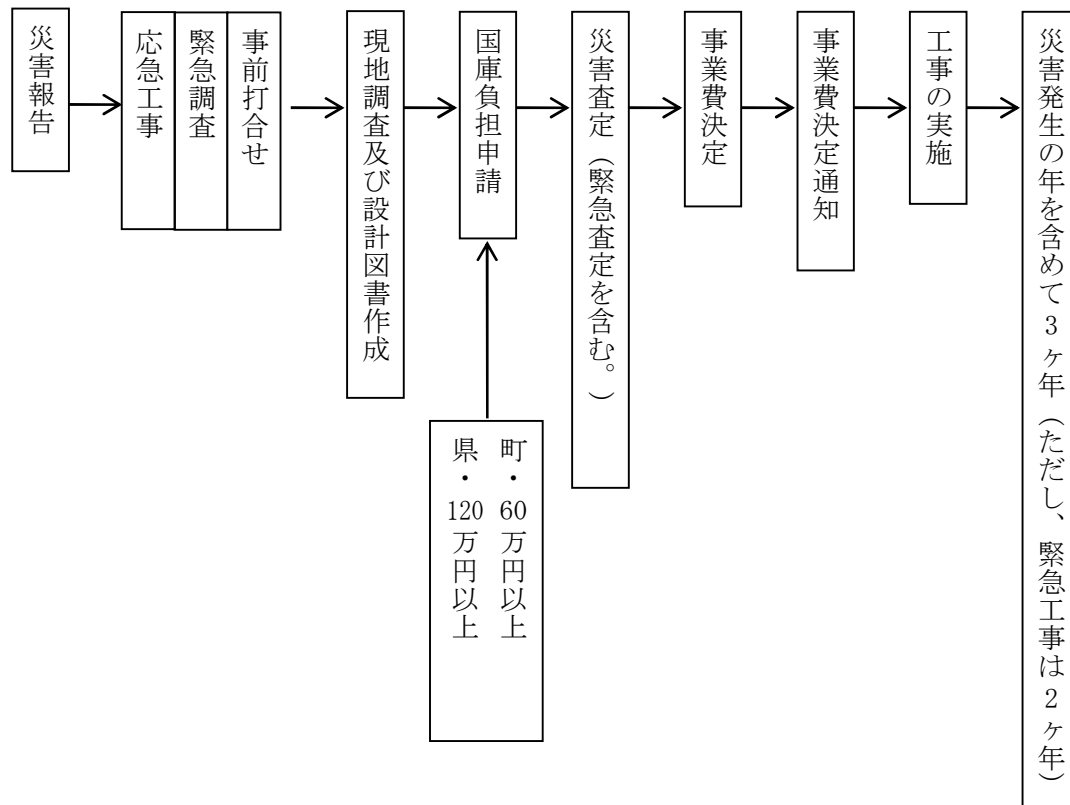
(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧の取扱い手続

河川、道路、橋梁、砂防設備、治山施設等の公共土木施設における災害復旧の取扱い手続は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

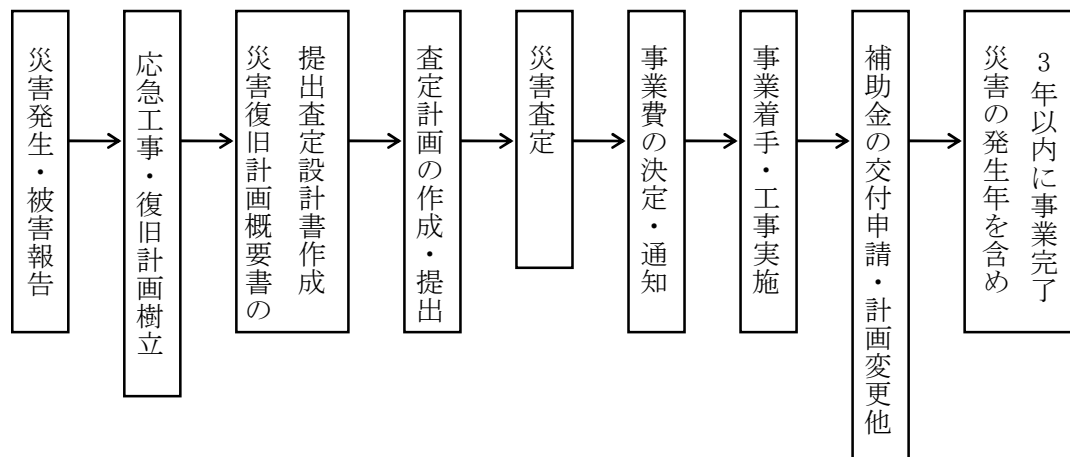
#### イ 小災害の措置

上記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものについては、県・町単独事業等として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債、その他の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

### (7) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設および林道）の取扱い手続

#### ア 農地・農業用施設災害復旧事業および林道（暫定法）



なお、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業および林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

#### イ 小災害の措置について（農地・農業用施設）

中山間指定区域または平均傾斜度1/20以上の地域において市町、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない1箇所工事費40万円未満(13万円以上)の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

#### ウ 小災害の措置について（林業用施設・林道）

町、森林組合等が実施する暫定法の対象とならない箇所、および1箇所の工事費が40万円未満（13万円以上）の災害復旧事業については、県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

## 第 3 章 災害復旧事業の財政援助等

[関係各課、関係機関]

### 方針

災害復旧事業費は、町、その他地方公共団体が提出した資料および実施調査に基づき決定され、これは、法律または予算範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業、ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

町は、こうした災害復旧事業費の援助・助成を速やかに受けられるように努める。

### 計画

#### 1 国が、一部負担または補助する災害復旧の法律等

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業の2分の1を国庫補助する。

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

町および県は、災害対策基本法に規定する、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助

###### ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

###### イ 公共土木施設災害改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に掲げる



施設の新設または改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第 8 条第 3 項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）または第 41 条（社会福祉法人または日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、町または県が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により、町または県が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により、県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法の規定により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法第 58 条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および同法第 58 条の規定により町長が行う感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの

(イ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が、引き続き一週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その町に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例に基づき、政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を13万円に引き下げるなどして補助対象の範囲を拡大する。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の特別措置を行う。

(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付けられる場合については600万円）とし、償還期間を6年（ただし、政令で定める経営資金については7年）とする。

(イ) 政令で定める地域において、被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う堤防の決壊または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引

き続き、一週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

(ア) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。

(イ) 災害関係保障の保険についてのてん補率は100分の80

(ウ) 保険利率の引き下げ

イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 災害復旧関係補助基準

災害を受けた水道施設の復旧に対しては、国庫補助があるが、従前の災害による国庫補助基準を示すと次のとおりである。

ア 国庫補助対象となる復旧事業費の要件

(ア) 上水道

町の場合 復旧費の額 100万円以上でありかつ（給水人口）×130円以上の場合

(イ) 簡易水道

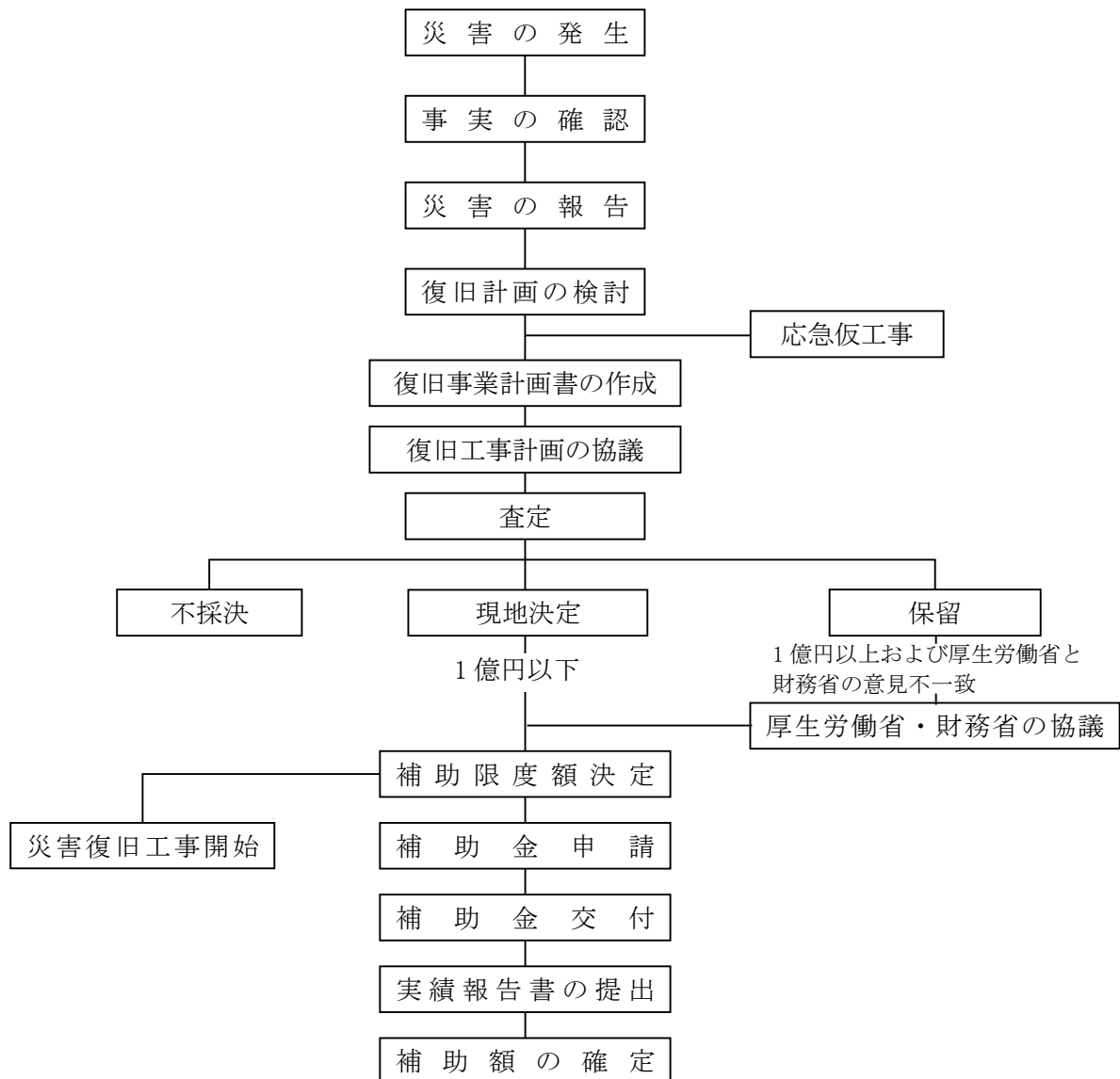
町の場合 復旧費の額 50万円以上でありかつ（給水人口）×100円以上の場合

イ 補助率 いずれも1/2

ウ 工事の内容

復旧工事は原形復旧とする。

エ 災害復旧事業の手順



(5) その他の財政援助および助成

ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の文部科学大臣と協議して定める施設で法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

オ 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

(ア) 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域。

(イ) 水防管理団体に関しては、激甚災害に対し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。

カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4章 災害復旧資金の確保

[関係各課、関係機関]

### 方針

町は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債、その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期着手に努める。

### 計画

町は、次に示す県ならびに近畿財務局・大阪府財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、積極的に協力する。

#### 1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を資する
- (3) 普通交付税の繰上交付および特別交付を国に要請
- (4) 一時借入金および起債の前借等による災害関係経費の確保

#### 2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査および指導
- (2) 財政融資資金・地方資金の貸付
- (3) 国有財産の無償貸付け等の措置
- (4) 金融機関等に対する金融上の措置の要請

ア 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置

イ 預金通帳等を滅紛失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い

ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、または預金を担保とする貸出金等の取扱い

エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置

オ 損傷日本銀行券および補助貨幣の引き換えについての必要措置

カ 生命保険金または損害保険の支払いの迅速化および保険料の支払い猶予等の措置

キ 証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払戻の取扱い

ク 証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い

## 第5章 住宅の復興

[関係各課、関係機関]

### 基本

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

### 施策

#### 1 住宅復興計画の策定

##### (1) 被災住宅の状況把握

町は、県と連携し、次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査、把握する。

##### ア 住宅種別ごとの被災状況

持家率の高い本県の現状を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

##### イ 被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

##### (2) 住宅復興計画の策定

町は、県と連携し、(1)の状況を踏まえ、具体的な手順やスケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

##### (3) 建築制限の適用

無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるとき、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

#### 2 公営住宅等の建設・活用

(1) 町は、県と連携し、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。

(2) 町は、県と連携し、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

(3) 町は、県と連携し、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

(4) これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

### 3 災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため国庫補助を受けて建設し入居させる。

#### (1) 建設対象

ア 暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が、500 戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が、200 戸以上のとき。

イ 火災による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が、200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が、町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

#### (2) 入居者の選定

被害調査報告の中から、次の条件により入居者を選定する。

ア 当該災害により住宅を滅失した世帯

イ 災害発生後、3 年間にわたる月収が、町営住宅の設置および管理に関する条例第 5 条第 1 項第 3 号かつこ書きに規定する基準以下の世帯

ウ 現に同居し、または同居しようとする親族がある世帯

エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯

#### (3) 建設戸数

被害滅失戸数の3割以内

#### (4) 建設費用

標準建築費の3分の2が国庫補助となる。

### 4 民間住宅の再建支援

(1) 町は、県と連携し、住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。

多数の世帯が災害により住宅を失ったとき、住宅金融支援機構から災害特別資金の融資を受けて住宅を建設しようとする世帯に対し、手続上、技術上の協力を行う。

(2) 町は、県と連携し、地域優良賃貸住宅供給促進事業の拡大、充実を図り、民間賃貸住宅の復興を促進する。

### 5 租税等の徴収猶予・減免等

災害により滅失または損壊した不動産について、これを再建し、県税の納税緩和措置として、地方税法または滋賀県税条例により、当該不動産の取得について期限の延長、徴収猶予および減免の措置を講じることとなった場合、町民への周知徹底を図る。



## 第6章 被災者への融資等

[関係各課、関係機関]

### 方針

町は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者、住民等に対し復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定、生活再建を図るため、各種の融資等が県等から行われるように努める。

### 計画

災害による融資等の概要は、次のとおりである。

#### 1 農林漁業復旧資金等

災害により被害を受けた農林業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、滋賀県県特定農業団体等向け農業近代化資金利子補給金交付要綱および滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要綱により融資等を行う。

また、滋賀県農業共済組合により、農業災害補償法に基づく農業共済の災害補償業務が行われる。

##### (1) 資金等の種類

###### ア 融資制度

###### (ア) 天災資金

###### (イ) 日本政策金融公庫資金

###### (a) 農林漁業セーフティネット資金

###### (b) 農林漁業施設資金

###### ① 共同利用施設資金

###### ② 主務大臣指定施設資金

###### (c) 農業基盤整備資金

###### (d) 農業経営基盤強化資金

###### (e) 経営体育成強化資金

###### (f) 林業基盤整備資金

###### ① 造林資金（復旧造林・樹苗養成）

###### ② 林道資金

###### (g) 漁業基盤整備資金

###### (h) 漁船資金

###### (i) 漁業経営改善支援資金

(j) 漁業経営安定資金

(ウ) 滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金

(エ) 滋賀県水産振興資金

イ 農業災害補償法に基づく農業共済制度

(2) 町の措置

ア 町および農村水産業関係団体は、被災した農林水産業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置しその周知を図る。

イ 町は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続きの指導等を行う。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るよう措置する。

## 2 中小企業復興資金等

町は、被災中小企業等の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県および国に対して要望する。

(1) 資金需要の把握、連絡通報等

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

町、商工団体は、被災事業者の早期経営再建を支援するため、相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供や新規取引先等の紹介等を行う。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

町は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、国、県ならびに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 資金の円滑化

一般金融機関および政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図るよう県に要請を行う。

また、県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

## 3 住宅復興資金

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅建設資金の融資を適用し、町が住宅金融支援機構に住宅被害状況等を報告し、融資適用を受けることで、被害者に資金の貸与を行う。

(1) 資金の種類

- ア 災害復興住宅建設資金
- イ 補修資金

(2) 町の措置

ア 災害復興住宅資金

町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

イ 災害特別貸付金

町長は、災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

#### 4 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 法律の適用

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害

町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第 1 条第 1 項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

(イ) 町の区域内における住家全壊の世帯数が 10 以上である災害

(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が 100 以上のある災害

(エ) (ア)から(ウ)に市町または都道府県の区域に隣接する場合で、町の人口が 10 万人未満で全壊世帯数が 5 以上である災害

イ 被害の認定

被害の認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、町は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上 70%未満、または損

害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

ウ 公示

県は、町からの被害報告に基づき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）および被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）（単位：千円）

| 住宅の被害程度 | 全壊・解体・長期避難 | 大規模半壊<br>(損害割合40%以上) | 中規模半壊<br>(損害割合30%以上) |
|---------|------------|----------------------|----------------------|
| 支給額     | 1,000      | 500                  | なし                   |

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位：千円）

| 住宅の再建方法        | 全壊・解体・長期避難 | 大規模半壊<br>(損害割合40%以上) | 中規模半壊<br>(損害割合30%以上) |
|----------------|------------|----------------------|----------------------|
| 建設・購入          | 2,000      | 2,000                | 1,000                |
| 補修             | 1,000      | 1,000                | 500                  |
| 賃借<br>(公営住宅以外) | 500        | 500                  | 250                  |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で2,000（または1,000）千円

(4) 支給申請

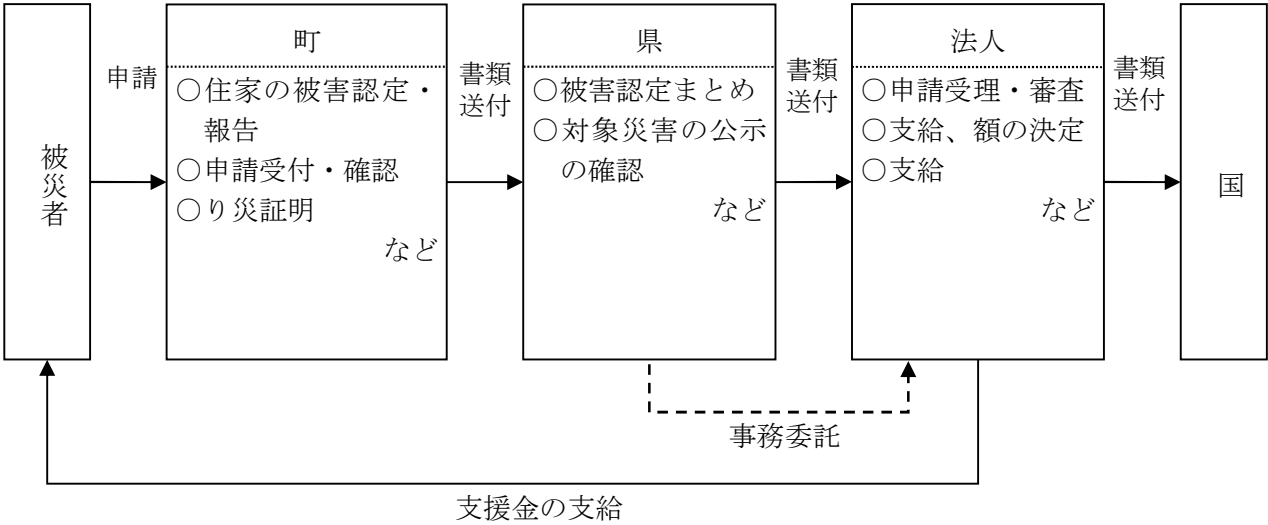
町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(5) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、公益財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための資金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

被災者生活再建支援金の支給手順



5 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

(1) 対象となる災害

被災者生活再建支援法第 2 条第 1 号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

ア 県内で 5 世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき

イ その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき

(2) 支援金の支給

町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、表－3 に掲げる額を上限として支給する。

表－1 (単位：千円)

| 支援金の種類 | 世帯構成 | 住宅の被害の程度 |                       |                                        |      |
|--------|------|----------|-----------------------|----------------------------------------|------|
|        |      | 全壊・解体    | 大規模半壊<br>(損害割合 40%以上) | 中規模半壊 (損害割合 30%以上)<br>・半壊 (損害割合 20%以上) | 床上浸水 |
| 基礎支援金  | 複数   | 1,000    | 500                   | 350                                    | 250  |
|        | 単数   | 750      | 375                   | 262                                    | 187  |

表－２

(単位：千円)

| 支援金の種類 | 世帯構成 | 再建方法             | 住宅の被害の程度                    |                       |                    |      |
|--------|------|------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------------|------|
|        |      |                  | 全壊・解体・大規模半壊<br>(損害割合 40%以上) | 中規模半壊<br>(損害割合 30%以上) | 半壊<br>(損害割合 20%以上) | 床上浸水 |
| 加算支援金  | 複数   | 建設・購入            | 2,000                       | 1,000                 | —                  | —    |
|        |      | 補修               | 1,000                       | 750                   | 750                | 250  |
|        |      | 賃借<br>(公営住宅を除く。) | 500                         | 500                   | 500                | 250  |
|        | 単数   | 建設・購入            | 1,500                       | 750                   | —                  | —    |
|        |      | 補修               | 750                         | 562                   | 562                | 187  |
|        |      | 賃借<br>(公営住宅を除く。) | 375                         | 375                   | 375                | 187  |

表－３

(単位：千円)

|       | 世帯構成 | 基礎支援金 | 加算支援金 |     |                  |
|-------|------|-------|-------|-----|------------------|
|       |      |       | 建設・購入 | 補修  | 賃借<br>(公営住宅を除く。) |
| 中規模半壊 | 複数   | 350   | —     | 250 | 250              |
|       | 単数   | 262   | —     | 187 | 187.5            |

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表－３に定める額を上限額として、支給する。

(3) 県の補助

県は、町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の 3 分の 2 の額を補助する。

(4) 愛荘町被災者生活再建支援金の交付

町は、告示第 120 号（平成 28 年 7 月 25 日）に基づき支援する。

(5) その他

県は、県計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。

## 第 7 章 その他被災者の保護

[関係各課、関係機関]

### 方針

町は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して次の措置を行う。

### 計画

#### 1 職業の支援

- (1) 県・町は、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努める。
- (2) 県が実施する被災事業主、被災求職者等への支援、新規学卒者の就職支援、離職者の再就職等の促進に係る施策について、町民への周知徹底を図る。
- (3) 被災により他に転職を希望する者については、本人の希望適性等を把握し、公共職業安定所に連絡して就職の斡旋を依頼する。
- (4) 被災者の職業の安定を図るため、職業能力開発施設における職業訓練の受講勧奨に努める。

#### 2 税制措置

国、県および町は、被災者の納付すべき国税および地方税について、法令および条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延期、国税・地方税（延滞金含む）の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援を実施する。

##### (1) 郵便関係

###### ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

###### イ 郵便はがき等の無償交付等

災害救助法適用時に、被災世帯当たり、通常郵便はがき 5 枚以内および郵便書簡 1 枚の範囲内で交付する。

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

##### (2) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払い戻し等の処置をする。

また、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連

合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。

(3) 簡易保険

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金、保険貸付金等の非常即時支払い、保険料等の特別払込み猶予等の非常取扱いをする。

4 生活保護

町および県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

5 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

6 り災証明書の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、り災証明書の迅速かつ効率的な交付を実現するため、住家被害認定基準の運用指針や調査票の見直しによる手続きの簡便化、交付業務支援システムの導入、被害認定調査員の育成等について検討する。

7 被災者住宅再建支援

県は、協定に基づき、住宅金融支援機構へ協力要請を行い、住宅相談窓口を設置し、被災者からの住宅再建および住宅ローンの返済に関する相談対応を行うとともに、県・市町は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（建設・購入・補修）の斡旋を行う。

8 災害ケースマネジメント

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。



# 南海トラフ地震防災対策推進計画編



---

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

---

## 第1章 総則

---

---

### 第1節 推進計画の目的

---

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生時における円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

---

### 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 または業務の大綱

---

本町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、総則・予防編第1部第2章2節「処理すべき事務または業務の大綱」のとおりである。

---

## 第2章 関係機関との連携協力の確保

---

---

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

---

#### 1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

ただし、被害が大きく町だけで調達できない場合は、県に対して、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）および観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な飲料水、生活用水、食料（米、乾パンなど）、生活必需品（寝具、衣類、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、衛生用品など）等の供給の要請をする。

飲料水、食料、生活必需品等の調達手配の詳細については、災害応急対策編第2部第8章第1節「給水」、第2節「食料」および第3節「生活必需品」を参照する。

#### 2 人員の配置

町は、災害対策本部条例および災害応急対策編第2部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」ならびに第4節「職員の動員・配備」に基づいて、人員の配備を行う。

災害応急対策に従事する要員が不足する場合は、庁内の部署間で人員調整を図る他、必要に応じて、県に対して、他市町、指定地方公共機関等への応援のあつせんを要請する。詳細については、災害応急対策編第2部第4章第1節「県への応援要請」を参照する。

## 第 2 節 他機関に対する応援要請

### 1 消防活動に関する広域応援要請

町が災害時の消防活動等の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

町は必要があるとき、これらの応援協定に基づき、応援を要請する。

| 応援協定名、締結年月日                         | 協定内容                                                                                           | 協定締結先                                                                          |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 滋賀県広域消防相互応援協定<br>平成 25 年 2 月 15 日   | 消防組織法第 39 条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制を確立して、大規模災害または特殊な災害に対処することを目的とする。 | 滋賀県内消防本部を次の 2 ブロックに区分するものとする。<br>うち、北ブロックは、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部および湖北地域消防本部により構成 |
| 滋賀県下消防団広域相互応援協定<br>平成 19 年 3 月 16 日 | 消防組織法第 39 条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制についての協定                                | 滋賀県下の全消防団                                                                      |
| 滋賀県防災ヘリコプター支援協定<br>平成 18 年 4 月 1 日  | 滋賀県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることに関する協定                                                                | 滋賀県下の消防本部を設置する全市（一部事務組合を含む）。                                                   |

### 2 その他の災害相互応援協定に基づく応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の市町村等に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「12 愛荘町の災害相互応援協定」を参照する。

### 3 民間企業・団体に対する応援要請

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて、締結先の民間企業・団体に対し応援を要請する。

災害相互応援協定の詳細については、資料編Ⅳ「12 愛荘町の災害相互応援協定」を参照する。

---

## 第3節 帰宅困難者への対応

---

大規模地震に伴う交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。このため、町は、鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

### 1 帰宅困難者への情報提供

町は、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

ア 被害状況に関する情報（建物被害、警報発表状況、人的被害、ライフライン被害等）

イ 鉄道等に関する情報（運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）

ウ 帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）

エ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

### 2 一時滞在施設の確保

町や鉄道事業者等は、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、指定避難所として使用していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、要配慮者の受け入れを優先する。

### 3 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

### 4 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

### 5 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

## 第3章 円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項

### 第1節 避難対策等

#### 1 地域住民等の避難誘導

- (1) 地域住民や企業の自主防災組織等は、避難指示が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、町本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- (2) 避難行動要支援者（他人の介護等を要する者）に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
  - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有を図る。
  - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、町が管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行う。
- (3) 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員）、警察官、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。

#### 2 指定避難所の開設・運営

- (1) 指定避難所においては、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物倒壊等の危険度判定を優先的に実施するなど、施設および資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- (2) 指定避難所の開設に際しては、避難所施設の応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難・収容に努める。
- (3) 指定避難所には、必要な設備および資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保ならびに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- (4) 指定避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。

|                                 |                                                                                                                 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定避難所において避難者に対し実施する救護           | <ul style="list-style-type: none"><li>○指定避難所内の収容スペースへの収容</li><li>○飲料水、主要食料および毛布等の供給</li><li>○その他必要な措置</li></ul> |
| 上記の救護に必要な物資、資機材の調達および確保を図るための措置 | <ul style="list-style-type: none"><li>○流通在庫の引き渡し等の要請</li><li>○県等が備蓄している物資等の供給要請</li><li>○その他必要な措置</li></ul>     |

## 第2節 消防機関等の活動

消防機関（東近江消防本部、消防団）は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

その他、災害応急対策編第2部第3章第1節「火災等の消防応急対策」を参照する。

- (1) 消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の活動方針を基本として出動する。

|                    |                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害対応の優先            | 同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。                            |
| 市街地火災消火の優先         | 大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分および市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。                                        |
| 避難場所、<br>避難道路確保の優先 | 延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。 |
| 重点防御地域の優先          | 危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防御すべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。                                              |

- (2) 消防機関は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。



---

## 第3節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

---

南海トラフ地震発生時におけるライフライン施設の応急措置については、それぞれ次の章・節を参照するものとする。

### 1 上下水道施設

災害応急対策編第2部第8章第1節「給水」

災害応急対策編第2部第10章第5節「下水道施設の応急対策」

### 2 電力施設

災害応急対策編第2部第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(1 電力施設)

### 3 ガス施設（LPガス、都市ガス）

災害応急対策編第2部第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(2 LPガス設備)(3 ガス施設)

### 4 通信施設（県防災行政無線、一般通信施設）

災害応急対策編第2部第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(4 県防災行政無線通信施設)(5 一般通信施設)

### 5 放送施設

災害応急対策編第2部第13章第1節「各種防災関連施設の応急対策」(6 放送施設)

---

## 第4節 交通

---

### 1 交通の確保

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の交通を禁止または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑化を図る。

道路管理者は、道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

その他、災害応急対策編第2部第9章第1節「交通の規制」および第2節「交通の確保」を参照する。

### 2 緊急輸送の実施

災害応急対策の実施に必要な要員および物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器および要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

その他、災害応急対策編第2部第9章第3節「輸送の手配」を参照する。

## 第5節 町の管理施設等に関する対策

### 1 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

### 2 不特定多数の者が出入りする施設における措置

不特定対数が出入りする施設における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

|            |                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各施設に共通する事項 | ① 地震情報等の入場者等への伝達<br>② 入場者等の安全確保のための退避等の措置<br>③ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置<br>④ 出火防止措置<br>⑤ 水、食料等の備蓄<br>⑥ 消防用設備の点検、整備<br>⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等、情報を入手するための機器の整備             |
| 個別事項       | ① 病院、診療所等：重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置<br>② 学校等：当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置<br>③ 社会福祉施設：高齢者、重度障がい者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。） |

### 3 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、災害対策本部の設置場所においては、前項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等、通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める指定避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項に掲げる措置をとるとともに、町が行う指定避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

---

## 第 6 節 迅速な救助

---

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、平常時より、消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備および車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

その他、総則・予防編第 2 部第 11 章第 2 節「救助・医療救護体制の整備」および災害応急対策編第 2 部第 6 章第 3 節「救出」を参照する。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱（平成 26 年 3 月改正）に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

### 4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

## 第4章 地震防災上緊急に配備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮する。

### 1 建築物、構造物等の耐震化等

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物（昭和56年制定「新耐震基準」以前に設計・施工された建築物）については耐震性を診断してその補強を行う。

また、ブロック塀等の倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下、転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や防止のための改良、工夫を実施するとともに、その普及を図る。

### 2 指定避難所等の整備

地震災害時の緊急避難先となる指定緊急避難場所および一時避難場所、自宅の再建あるいは応急仮設住宅への入居までの一時的な生活の場となる指定避難所を対象に、防災設備等の整備や施設の耐震化を計画的に進める。なお、平素から、地域および職場での避難場所・避難所についての周知徹底を図る。

### 3 避難路の整備

避難場所またはそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地または緑道などを避難路に指定するとともに、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、沿道建物の不燃化・倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等、防災性の確保に努める。

### 4 消防用施設の整備等

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、計画的に消防用施設および消防用資機材の整備充実を図る。

### 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

町は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点等を結ぶ主要な町道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して町域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

### 6 通信施設の整備

町は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

---

## 第 5 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

---

---

### 第 1 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

---

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (1) 町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法については災害応急対策編第 2 部第 1 章第 2 節「警戒体制の確立」、第 2 章第 2 節「地震情報等の情報」、第 2 章第 5 節「広報」による。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、関係機関及び町内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

#### ○本庁内の伝達

勤務時間内、勤務時間外の動員伝達系統、動員の伝達方法（災害応急対策編第2部第1章第4節「職員の動員・配備」）による。

#### ○防災関係機関との伝達

災害応急対策編第2部第2章第1節「通信連絡体制」による。

- (2) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

#### ○地域住民への伝達

災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」による。

#### ○防災関係機関との伝達

災害応急対策編第2部第2章第1節「通信連絡体制」による。

- (3) 町は、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項について定め、その内容については次のとおりとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は警戒本部を設置し、情報の収集および災害対策本部の設置検討を行う（災害応急対策編第2部第1章第2節「警戒体制の確立」、第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」）。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

- (1) 町は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について

は災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」によるものとする。

- (2) 町は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制については災害応急対策編第2部第8章第5節「災害相談」によるものとする。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 町は、災害応急対策の実施状況を災害応急対策編第2部第2章第4節「被害情報等」により、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を災害応急対策編第2部第2章第3節「その他関連情報」により具体的に把握する。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等を集約するために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法については災害応急対策編第2部第1章第4節「職員の動員・配備」の「2 動員体制」によるものとする。
- (3) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、事務分担に基づき担当各班が町本部に報告し、総務班が収集・整理を行う（災害応急対策編第2部第2章第4節「被害情報等」参照）。事務分担については災害応急対策編第2部第1章第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」参照。

### 4 災害応急対策をとるべき期間等

- (1) 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 5 避難対策等（地域住民等の避難行動等）

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、総則・予防編第2部第13章第1節「防災知識の普及・啓発」に基づき、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。

### 6 消防機関等の活動

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関（東近江消防本部・団）は、地震にともなう火災、水害、地盤災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。また、地震にともなう同時多発型の火災発生に備え、広域連携その他の必要な措置をとる（災害応急対策編第2部第3章第1節「火災等の消防応急対策」参照）。

また、避難が必要な際には、避難誘導を行う（災害応急対策編第2部第6章第1節「避難収容」の「8 避難誘導の方法」参照）。

### 7 上下水道

- (1) 町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給



の継続を確保することが不可欠である。このため、必要な飲料水を供給する体制を災害応急対策編第2部第8章第1節「給水」に基づき確保する。

## 8 交通（道路）

- (1) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」により、多様な手段を活用して情報提供を行う。

## 9 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、あらかじめ危険度が高いと予想される箇所の点検を実施するとともに、後発地震の発生後速やかに被害の確認を実施する体制を整える。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

また、災害応急対策編第2部第9章第2節「交通の確保」に基づき、必要な範囲の交通規制を実施する。

- (2) 町は、河川施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等、地震発生の際の水防活動については、災害応急対策編第2部第13章第3節「河川管理施設等の応急対策」により実施する。

この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

- (3) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。この場合において、町は、非常用 発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・ システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備する。

- (4) 町は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制としては、施設管理者、職員等により、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置、出火防止措置、消防用設備の点検、整備を実施する。この場合において、職員等の安全確保に配慮する。

- (5) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針は次のとおりとする。

ア 本町域での工事について、後発地震による揺れの影響が大きい作業を1週間一時中止する。

イ その他の作業については、工事受注者が改めて後発地震に備え作業の一時中止か継続を判断し、監督職員に連絡、監督職員はその後の対応を指示する。

（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について 国土交通省事務連絡令和7年3月31日）

#### 10 関係者との連携協力の確保（滞留旅客等に対する措置）

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとし、災害応急対策編第2部第9章第3節の9「帰宅困難者対策」により実施する。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

- (1) 災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、関係機関及び町内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

##### ○本庁内の伝達

勤務時間内、勤務時間外の動員伝達系統、動員の伝達方法（災害応急対策編第2部第1章第4節「職員の動員・配備」）による。

##### ○防災関係機関との伝達

災害応急対策編第2部第2章第1節「通信連絡体制」による。

- (2) 町は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法は次のとおりとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

##### ○地域住民への伝達

災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」による。

##### ○防災関係機関との伝達

災害応急対策編第2部第2章第1節「通信連絡体制」による。

- (3) 町は、各々の災害に関する会議の設置運営方法その他の事項について定め、その内容については次のとおりとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は警戒本部を設置し、情報の収集および災害対策本部の設置検討を行う（災害応急対策編第2部第1章第2節「警戒体制の確立」、第3節「町災害対策本部（町本部）の設置」）。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

- (1) 町は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法については災害応急対策編第2部第2章第5節「広報」による。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

- (1) 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

### 4 関係機関のとるべき措置

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛ける。
- (2) 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

---

## 第6章 防災訓練計画

---

町および防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 3 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練および本部運営訓練
  - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県および防災関係機関に伝達する訓練

---

## 第7章 地震防災上必要な教育および広報に関する計画

---

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進する。

### 1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含める。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難地および避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策および災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒に対する教育は、各小・中学校において次のように実施する。

- (1) ホームルーム活動や学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動および災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。
- (2) 避難や災害時における危険の回避および安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育を行う。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

### 5 自動車運転者に対する教育

町は、県および県警察と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

### 6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。





# 原子力災害対策編



# 原子力災害対策

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、住民等の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。
- 2 1 に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質または放射線の異常な水準での事業所外への放出および核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

### 第 2 節 計画の性格

#### 第 1 愛荘町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、愛荘町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県地域防災計画（原子力災害対策編）と整合をとり作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

なお、本計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

#### 第 2 愛荘町地域防災計画各編との整合性

この計画は、「愛荘町地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「愛荘町地域防災計画」によるものとする。

### 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画および県の地域防災計画の修正や、原子力災害対策指針の改定が行われた場合、地域防災計画または町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

---

#### 第3節 計画の周知徹底

---

この計画は、原子力災害対策の基本となる計画であり、愛荘町防災会議は、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図る。また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

---

#### 第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

---

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

---

#### 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

---

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、県が実施した、以下の災害想定に基づくものとする。

### 第1 滋賀県の地域特性等

#### 1 周辺地域における原子力事業所の立地状況

滋賀県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、愛荘町から最も近い関西電力㈱の美浜発電所までの直線距離は約64kmの位置関係にある。次いで、大飯発電所、敦賀発電所、高浜発電所までの距離は、それぞれ約66km、約67km、約75kmとなっている。（いずれも本庁舎から原子力施設までの距離）

#### 2 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、平均風速は、平年値（1991～2020年）で4.1m/s程度である。

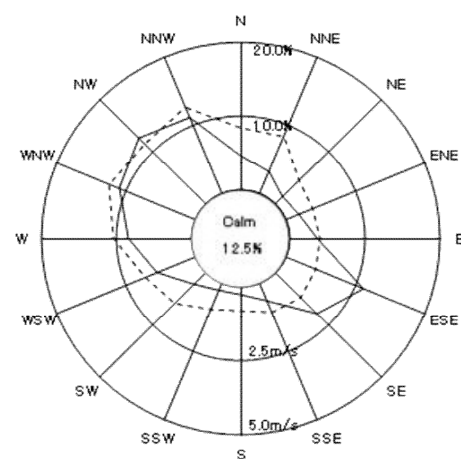
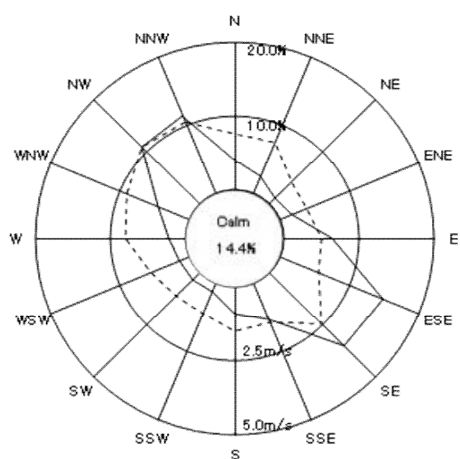
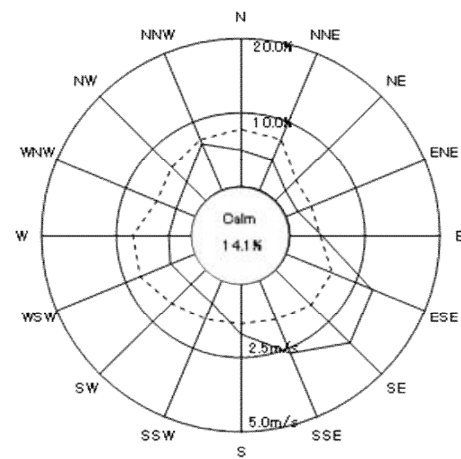
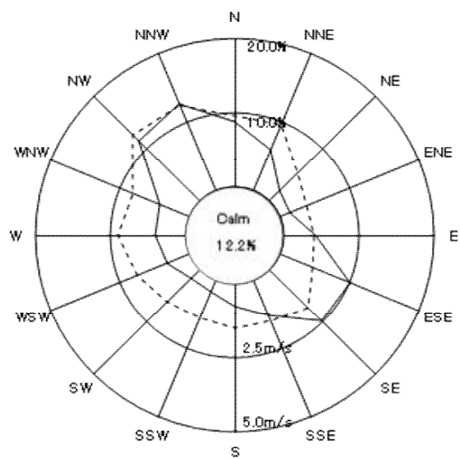
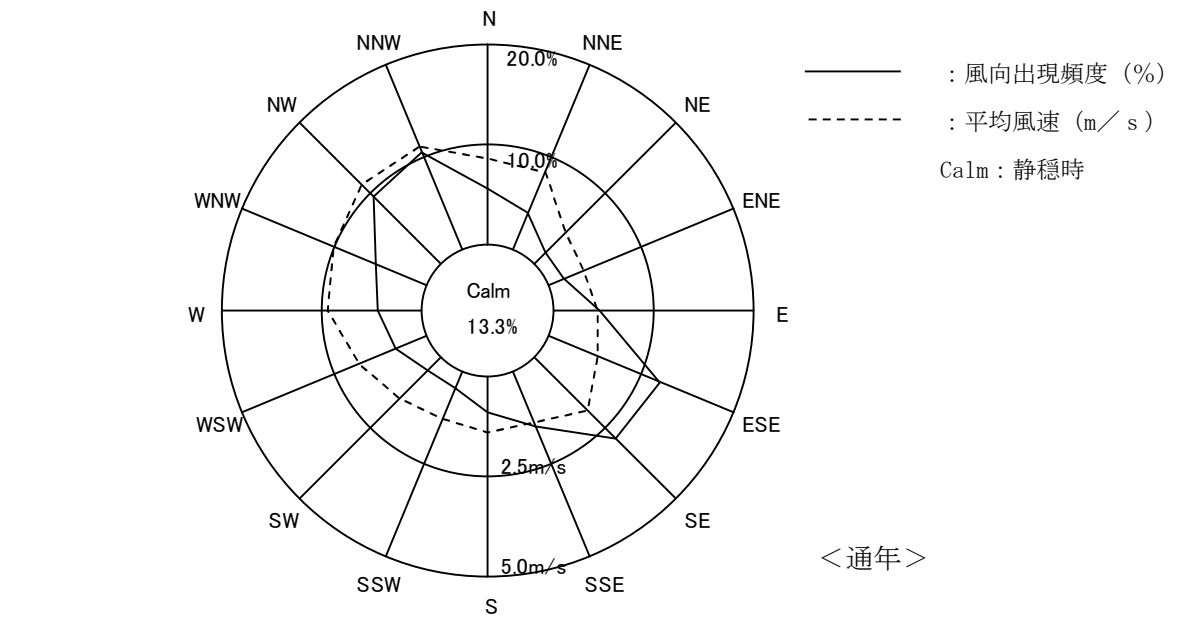
福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、

夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。

(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～2024 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～2024 年 12 月)

愛荘町に近い気象観測所であるアメダス東近江における気象の状況を示した風配図は次のとおりである。

東近江観測局は、年間を通して北西～北北西からまたは東南東～南東からの風が卓越している。発電所が立地する方向である北西寄りの風は、夏季には出現頻度が低くなり、春季および冬季は最も卓越した風向であるといえる。



アメダス東近江観測局における気象の状況 (2011 年)

■ 計画の対象となる原子力施設 (1/4)

| 事業所名          | 敦賀発電所                        |                  | 新型転換炉原型炉<br>ふげん                        | 高速増殖炉<br>もんじゅ                |
|---------------|------------------------------|------------------|----------------------------------------|------------------------------|
| 事業者名          | 日本原子力発電(株)                   |                  | 国立研究開発法人<br>日本原子力<br>研究開発機構            | 国立研究開発法人<br>日本原子力<br>研究開発機構  |
| 所在地           | 敦賀市明神町1                      |                  | 敦賀市明神町3                                | 敦賀市白木2-1                     |
| 設置番号          | 1号炉                          | 2号炉              | —                                      | —                            |
| 炉型            | 沸騰水型軽水炉<br>(BWR)             | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) | 新型転換炉<br>(ATR)                         | 高速増殖炉<br>(FBR)               |
| 熱出力           | 107.0万kW                     | 342.3万kW         | 55.7万kW                                | 71.4万kW                      |
| 電気出力          | 35.7万kW                      | 116.0万kW         | 16.5万kW                                | 28.0万kW                      |
| 燃料材料          | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料              | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  | 濃縮ウラン燃料<br>燃料<br>ウラン・プルトニウム<br>混合酸化物燃料 | プルトニウム・ウラン<br>混合酸化物<br>劣化ウラン |
| 燃料装荷重量        | 約52トン                        | 約89トン            | —                                      | —                            |
| 本格運転<br>開始年月日 | S45.3.14<br>H27.4.27<br>運転終了 | S62.2.17         | S54.3.20<br>H15.3.29<br>運転終了           | 平成30年3月28日に<br>廃止措置計画認可      |

■ 計画の対象となる原子力施設 (2/4)

| 事業所名          | 美浜発電所                     |                          |                  |
|---------------|---------------------------|--------------------------|------------------|
| 事業者名          | 関西電力(株)                   |                          |                  |
| 所在地           | 三方郡美浜町丹生                  |                          |                  |
| 設置番号          | 1号炉                       | 2号炉                      | 3号炉              |
| 炉型            | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)          | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)         | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) |
| 熱出力           | 103.1万kW                  | 145.6万kW                 | 244.0万kW         |
| 電気出力          | 34.0万kW                   | 50.0万kW                  | 82.6万kW          |
| 燃料材料          | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料           | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料          | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  |
| 燃料装荷重量        | 約40トン                     | 約48トン                    | 約72トン            |
| 本格運転<br>開始年月日 | S45.11.28<br>H27.4.27運転終了 | S47.7.25<br>H27.4.27運転終了 | S51.12.1         |

■ 計画の対象となる原子力施設 (3/4)

|               |                             |                             |                  |                  |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|------------------|
| 事業所名          | 大飯発電所                       |                             |                  |                  |
| 事業者名          | 関西電力㈱                       |                             |                  |                  |
| 所在地           | 大飯郡おおい町大島                   |                             |                  |                  |
| 設置番号          | 1号炉                         | 2号炉                         | 3号炉              | 4号炉              |
| 炉型            | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)            | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)            | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) |
| 熱出力           | 342.3万kW                    | 342.3万kW                    | 342.3万kW         | 342.3万kW         |
| 電気出力          | 117.5万kW                    | 117.5万kW                    | 118.0万kW         | 118.0万kW         |
| 燃料材料          | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料             | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料             | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  |
| 燃料装荷重量        | 約91トン                       | 約91トン                       | 約91トン            | 約91トン            |
| 本格運転<br>開始年月日 | S54.3.27<br>H30.3.1<br>運転終了 | S54.12.5<br>H30.3.1<br>運転終了 | H3.12.18         | H5.2.2           |

■ 計画の対象となる原子力施設 (4/4)

|               |                  |                  |                                          |                                          |
|---------------|------------------|------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 事業所名          | 高浜発電所            |                  |                                          |                                          |
| 事業者名          | 関西電力㈱            |                  |                                          |                                          |
| 所在地           | 大飯郡高浜町田ノ浦        |                  |                                          |                                          |
| 設置番号          | 1号炉              | 2号炉              | 3号炉                                      | 4号炉                                      |
| 炉型            | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) | 加圧水型軽水炉<br>(PWR) | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)                         | 加圧水型軽水炉<br>(PWR)                         |
| 熱出力           | 244. 0万kW        | 244. 0万kW        | 266. 0万kW                                | 266. 0万kW                                |
| 電気出力          | 82. 6万kW         | 82. 6万kW         | 87. 0万kW                                 | 87. 0万kW                                 |
| 燃料材料          | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  | 低濃縮二酸化<br>ウラン燃料  | 低濃縮二酸化ウラ<br>ン燃料<br>ウラン・プルトニウム<br>混合酸化物燃料 | 低濃縮二酸化ウラ<br>ン燃料<br>ウラン・プルトニウム<br>混合酸化物燃料 |
| 燃料装荷重量        | 約72トン            | 約72トン            | 約72トン                                    | 約72トン                                    |
| 本格運転<br>開始年月日 | S49.11.14        | S50. 11. 14      | S60. 1. 17                               | S60. 6. 5                                |



## 第2 前提となる事態の想定等

- 1 東京電力㈱福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を決定するため、平成 23 年度に実施した放射性物質の拡散予測における想定は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とした。

なお、事故による放射性物質の放出形態は様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

### (1) 放射性物質

国の原子力安全委員会が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

### (2) 放出量

#### ①キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機および 3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で  $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$  (ベクレル)、2 号機で  $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で  $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$  と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い 3 号機の  $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$  を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

#### ②ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で  $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$  (ベクレル/時) の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$  程度の放出、13 時から 17 時まで  $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$  程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る  $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$  が 6 時間で放出されたものとする。

### (3) 放出想定発電所

日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所とする。

### (4) 排出の高さ

関西電力㈱美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73m とする。

### (5) 拡散予測を行う日の選定

平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所については小浜のアメダスデータを

基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が小さい（～1m/s）日を選定する。

(6) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7) 被ばく量の計算方法

(6) にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

### 第 3 予測される影響等

- 1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZ の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 5 km、UPZ 区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 30 kmとされている。

- 2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行なった結果は以下のとおりであった。

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv（ミリシーベルト）を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電㈱敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から 43 kmとなった。一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency（以下「IAEA」という。）が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、16 市町におよび最大距離は敦賀発電所から 79 kmとなった。

(2) 関西電力㈱美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から 42 kmとなった。一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、18 市町におよび最大距離は美浜発電所から 89 kmとなった。

(3) 関西電力㈱大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から 32 kmとなった。

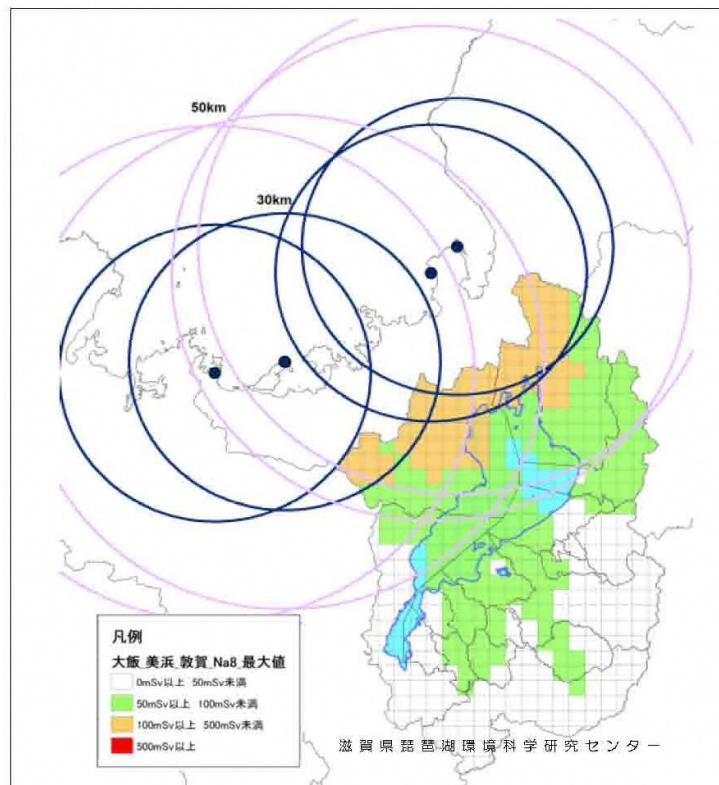
一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から 63 kmとな

った。

#### (4) 関西電力㈱高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行なった結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv（旧屋内退避基準）の範囲となる地域はない。また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域（避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域）もない。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



このことから日本原子力発電㈱敦賀発電所、関西電力㈱美浜発電所、関西電力㈱大飯発電所、関西電力㈱高浜発電所での東京電力㈱福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

愛荘町では、4 箇所の発電所のうち、関西電力㈱美浜発電所からの影響が最大であると考えられ、甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測された。これは、防災指針で掲げられている「屋内退避および避難等に関する指標」によると、少なくとも住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

---

## 第6節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域

---

県は、原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る「原子力災害対策重点区域」の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や県が独自に行なった放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市を高島市と長浜市とした。（以下「関係周辺市」という。）

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記のUPZ以外の地域に影響がおよびまたは及ぶおそれのある場合は、上記UPZで行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずるものとする。

---

## 第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）

---

### 第1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等では、「情報収集事態」が定められている。

#### 1 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会および内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室および原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体およびUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

#### 2 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

### 3 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始し、UPZにおいては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

### 4 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避しまたは最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、UPZにおいて、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。

## 第2 具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

---

## 第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の対応

---

- 1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

---

## 第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱

---

原子力災害対策に関し、町、東近江消防本部、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

### 1 愛荘町

- (1) 愛荘町防災会議に関する事務
- (2) 原子力災害対策に関する組織の整備
- (3) 原子力災害対策に関する知識の普及・啓発および情報共有
- (4) 原子力災害対策に関する教育・訓練
- (5) 通信・連絡網の整備
- (6) 原子力災害対策に関する機器および諸設備の整備
- (7) 環境条件の把握
- (8) 災害状況の把握および伝達
- (9) 災害対策本部等に関する事務
- (10) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (11) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (12) 広報
- (13) 退避および避難に関する計画に関すること
- (14) 住民の退避・避難、立入制限、救助等
- (15) 緊急時医療措置に関する事務
- (16) 飲食物等の摂取制限等
- (17) 緊急輸送および必要物資の調達
- (18) 飲食物および生活必需品の供給
- (19) 職員の被ばく管理
- (20) 災害救助法の要請
- (21) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (22) 広域応援の要請および受入れ
- (23) ボランティアの受入れ
- (24) 汚染の除去等
- (25) 各種制限措置の解除
- (26) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (27) 風評被害等の影響の軽減
- (28) 住民相談体制の整備
- (29) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (30) 心身の健康相談体制の整備
- (31) 県の行う原子力災害対策に対する協力（関係周辺市の応援、避難誘導の援助、広域避難所の開設、広報等）

## 2 東近江消防本部

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集および町・県等との初動の連絡調整
- (2) 消防対策本部等の設置
- (3) 住民の避難誘導・救助等
- (4) 救急搬送に関すること
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と汚染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入に関すること
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害対策・防護資機材の調達・整備に関すること

## 3 滋賀県

- (1) 滋賀県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
- (5) 原子力災害対策に関する組織の整備
- (6) 原子力災害対策に関する知識の普及および情報共有
- (7) 原子力災害対策に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力災害対策に関する機器および諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握および伝達
- (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等
- (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送および必要物資の調達
- (20) 飲食物および生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分
- (25) 広域応援の要請および受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等

- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援
- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力災害対策に関する助言および協力
- (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等

#### 4 滋賀県警察（東近江警察署）

- (1) 初動体制の確立
- (2) 関係機関との協力体制の確立
- (3) 非常時に活用できる通信体制の確立
- (4) 情報管理機能の強化
- (5) 関係機関との連絡体制の整備
- (6) 情報収集・連絡体制の整備
- (7) 避難住民の誘導
- (8) 広域交通管理体制の整備
- (9) 交通情報の提供体制の整備
- (10) 緊急通行車両に係る確認手続きの整備
- (11) 装備資機材の整備
- (12) 警察施設等の整備および維持管理
- (13) 共同訓練等の実施
- (14) 職員に対する原子力防災に関する安全教育・啓発活動
- (15) 警備体制の確立
- (16) 県および市町との連携
- (17) 情報収集活動
- (18) 避難指示等に係る措置
- (19) 住民の避難誘導および救助
- (20) 県の区域を越える避難への対応
- (21) 被災者の捜索および救出
- (22) 警戒区域等における立入制限措置
- (23) 職員の被ばく管理
- (24) 通信手段の確保
- (25) 交通規制の実施と周知
- (26) 緊急交通路確保のための措置
- (27) 避難や退避区域の犯罪予防
- (28) 被災住民等の安全安心の確保



## 5 安全規制担当省庁

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力規制委員会 原子力規制庁

（敦賀原子力規制事務所、美浜原子力規制事務所、大飯原子力規制事務所、高浜原子力規制事務所、福井地方放射線モニタリング対策官事務所、大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所）

- （1）地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力災害対策の企画、実施に関する指導・助言
- （2）施設敷地緊急事態および全面緊急事態にかかる情報の連絡
- （3）緊急時モニタリングの企画、実施に関する情報の共有と連携

## 6 指定地方行政機関

（1）近畿管区警察局

- ア 管区内府県警察の指導、調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集および連絡
- オ 警察通信の運用

（2）近畿財務局（大津財務事務所）

- ア 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融通
- イ 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ウ 原子力災害に関する財政金融状況の調査
- エ 国有財産の無償貸付

（3）近畿厚生局

- ア 救援等に係る情報の収集および提供

（4）近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官室

- ア 原子力災害時における応急用食料品の供給支援
- イ 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供

（5）近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）

- ア 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること

（6）近畿経済産業局

- ア 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等
- イ 被災産業調査・分析・支援
- ウ 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援

（7）近畿運輸局（滋賀運輸支局）

- ア 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請
- イ 原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請
- ウ 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達
- エ 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
- オ 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請

- カ 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
- (8) 大阪管区气象台（彦根地方气象台）
  - ア 気象状況の監視
  - イ 気象に関する資料・情報の提供
- (9) 近畿総合通信局
  - ア 原子力災害時における重要通信の確保
  - イ 電波および有線電気通信の監理
  - ウ 非常通信協議会の育成・指導
  - エ 非常通信訓練の計画およびその実施指導
  - オ 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
  - カ 災害対策用移動通信機器等の貸出し
  - キ 情報伝達手段の多様化・多重化
- (10) 滋賀労働局
  - ア 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
- (11) 近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム工事事務所）
  - ア 一般国道（指定区間）の管理
  - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
  - ウ 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること
  - エ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (12) 近畿地方環境事務所
  - ア 環境監視体制の支援に関すること
  - イ 災害廃棄物の処理対策に関すること
  - ウ 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
  - エ 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

## 7 自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）

- (1) 災害派遣要請に対する調整
- (2) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣
- (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

## 8 指定公共機関

- (1) 東海旅客鉄道(株)（東海鉄道事業本部・関西支社）、西日本旅客鉄道(株)（京滋支社）
  - ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
- (2) NTT西日本(株)（滋賀支店）
  - ア 原子力災害時における有線通信の確保
- (3) 日本赤十字社（滋賀県支部）
  - ア 医療救護
  - イ こころのケア
  - ウ 救援物資の備蓄および配分
  - エ 災害時の血液製剤の供給
  - オ 義援金の受付および配分

カ その他災害救護に必要な業務

キ ア〜カの救護業務に関連し、次の業務を実施

- ・ 復旧・復興に関する業務
- ・ 防災・減災に関する業務

(4) 日本放送協会（大津放送局）

- ア 原子力災害対策に関する知識の普及の協力
- イ 原子力災害時における広報
- ウ 災害情報および各種指示等の伝達

(5) 西日本高速道路㈱（関西支社）、中日本高速道路㈱（名古屋支社、金沢支社）

- ア 原子力災害時における道路交通の確保等

(6) 日本通運㈱（大津支店）

- ア 災害対策用物資の輸送

(7) 関西電力㈱、日本原子力発電㈱（敦賀発電所）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（高速増殖原型炉もんじゅ、新型転換炉原型炉ふげん）

- ア 原子力事業者防災業務計画の作成および修正
- イ 原子力災害対策体制の整備および原子力災害対策組織の運営
- ウ 放射線測定設備および原子力災害対策資機材の整備
- エ 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検
- オ 原子力災害対策教育および原子力災害対策訓練の実施
- カ 関係機関との連携
- キ 緊急時における通報および報告
- ク 緊急時における応急措置
- ケ 緊急事態応急対策
- コ 原子力災害事後対策の実施
- サ その他、県および関係周辺市が実施する原子力災害対策への積極的な協力

## 9 指定地方公共機関

(1) 近江鉄道㈱

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(2) 一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会

- ア 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

(3) 一般社団法人滋賀県医師会

- ア 原子力災害時における医療救護活動の実施

(4) 公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会

- ア 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- イ 原子力災害時における医薬品等の管理

(5) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア活動の支援
- イ 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）の避難支援への協力

- (6) ㈱京都放送、びわ湖放送㈱
  - ア 原子力災害対策に関する知識の普及の協力
  - イ 原子力災害時における広報
  - ウ 災害情報および各種指示等の伝達
- (7) 一般社団法人滋賀県エルピーガス協会
  - ア 原子力災害時における施設の整備、防災管理
  - イ 原子力災害時における LP ガス供給と保安の確保

---

## 第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

---

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、町は県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

### 1 迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達

町は、重大な事故が発生した場合、県、国、原子力事業者からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の県からの情報を迅速に把握し、住民に的確に伝達するよう努める。

### 2 環境放射線モニタリングの情報提供

県は、環境放射線ポータルサイトの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

### 3 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県が実施する広報番組や出前講座を活用する。
- (2) 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供に努める。
- (3) 学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及に努める。

### 4 防災業務関係者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関および県等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や原子力災害医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。

### 5 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

### 6 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、県などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

---

## 第2章 原子力災害事前対策

---

---

### 第1節 基本方針

---

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

---

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

---

- 1 町は、平常時から県、関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう努めるものとする。また、民間事業者にも委託可能な災害対策に係る業務（支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- 2 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 町は、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

---

### 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

---

町は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

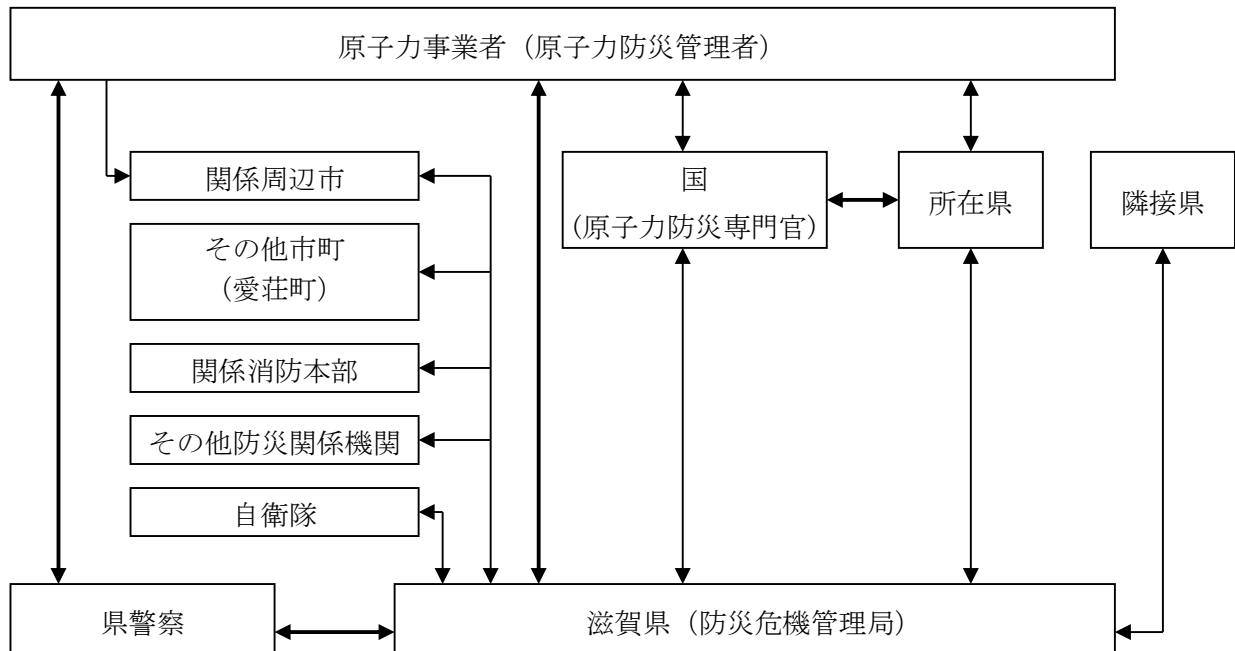
#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- (1) 県からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- (2) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

- (4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）



## 2 情報収集・連絡要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

## 3 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

## 4 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

## 5 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

## 6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築を図る。

## 7 障がい者の防災情報取得等に関する施策の推進

町は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

町は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。

## 第2 情報の分析整理

### 1 人材の育成・確保および専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制を整備する。

### 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、県と連携して、情報のデータベース化等の推進に努める。

### 3 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

町は、県と協力して、応急対策の的確な実施に当たり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

## 第3 通信手段の確保

町は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

---

## 第4節 緊急事態応急体制の整備

---

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制

#### 1 応急活動のための必要な体制

町は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。

#### 2 職員参集体制の整備

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

#### 3 職員配備体制等の整備

町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。



### (1) 警戒配備体制等の整備

町は、県から情報収集事態の発生を認知したことの連絡を受けた場合、または原子力規制委員会から「情報収集事態」が発生したことの連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

### (2) 災害警戒本部体制等の整備

町は、県から警戒事態が発生したことの連絡を受けた場合、または町長が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合は、直ちに町長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。

### (3) 災害対策本部体制の整備

町は、県から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、または内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、直ちに町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意志決定については、判断の遅滞が生じないよう、意志決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

## 第2 長期化に備えた動員体制の整備

町は、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

## 第3 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

## 第4 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備を推進する。

## 第5 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

## 第6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 第7 モニタリング体制等

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、国（原子力規制委員会および関係省庁）、関係周辺道府県（PAZを含む道府県およびUPZを含む道府県をいう。）、原子力事業者および関係指定公共機関等が実施するものとされている。

町は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

## 第8 複合災害に備えた体制の整備

町は県と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

## 第9 人材および防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員および防災資機材の確保等において、県、国、指定公共機関および原子力事業者と相互の連携を図る。

---

## 第5節 避難収容活動体制の整備

---

### 第1 避難計画の作成

町は、県の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画を作成する。

## 第2 指定避難所等の整備

### 1 指定避難所等の整備

町は、県等と連携し、公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者等に十分配慮する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

### 2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備する。また、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両（福祉車両含む）等の確保に努める。

### 3 コンクリート屋内退避体制の整備

町は、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備を図る。

### 4 応急仮設住宅等の整備

町は、県、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

### 5 救助に関する施設等の整備

町は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立ならびに労務、施設、設備、物資等の整備に努める。

### 6 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

### 7 他自治体等からの受援計画の整備

町は、原子力災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

### 8 物資の備蓄に係る整備

町は、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

## 第3 避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 1 町は、県の協力のもと、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者、傷病者、入院患者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

(1) 避難行動要支援者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、

自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報を把握し、関係者との共有を推進する。

(2) 避難行動要支援者等および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(4) 避難行動要支援者避難支援計画の適切な改定と、個別避難計画の作成を推進する。その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。

2 医療機関の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における指定避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

3 社会福祉施設の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

#### 第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めておく。

#### 第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町および県と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

#### 第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避または避難のための立ち退きの指示等を行なった場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

#### 第7 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は県の支援の下、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを

容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

## 第 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定する。

## 第 9 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、県、国および原子力事業者と連携の上、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

---

## 第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

---

### 第 1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

町は、県、国および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道水の摂取制限に関する体制についてもあらかじめ定めておく。

### 第 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行なった場合の住民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行なった場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

また、水道水の摂取制限を行なった場合は、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要があることから、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画など供給体制をあらかじめ定めておく。

---

## 第 7 節 緊急輸送活動体制の整備

---

### 第 1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

### 第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置き整備する。

### 第 3 民間事業者等に対する周知

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両として、災害発生より前において、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも緊急通行車両の事前の確認を積極的に申し出るなど、その普及を図る。

---

## 第 8 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

---

### 第 1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備がなされるよう東近江消防本部との連携を図る。

### 第 2 救助・救急機能の強化

東近江消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

### 第 3 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。また、県は、町、医療関係者等と連携し、原子力災害医療に関する訓練を実施する。

### 第 4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

安定ヨウ素剤の服用基準や配布方法、備蓄体制について、今後の原子力災害対策指針等の改定の動向をみて検討する。また、これらについて医療機関との連携を強化する。

### 第 5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より県と相互に密接な情報交換を行う。

### 第 6 物資の備蓄、調達、供給活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

---

## 第 9 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

---

- 1 町は、県と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。また、住民

等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等を明確にする。

- 2 町は、地震や水害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への確かな情報を常に伝達できるよう、体制、広報車両等の設備、装備の整備を図る。
- 3 町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。
- 4 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制を整備する。
- 5 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等の多様なメディアの活用体制を整備する。

---

## 第 10 節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

---

- 1 町は、国、県および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
  - (1) 放射性物質および放射線の特性に関すること
  - (2) 原子力施設の概要に関すること
  - (3) 避難施設等の位置
  - (4) 原子力災害とその特性に関すること
  - (5) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
  - (6) 滋賀県の平常時における環境放射線の状況に関すること
  - (7) 緊急時に、町、国および県等が講じる対策の内容に関すること
  - (8) 屋内退避や避難に関すること（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
  - (9) 避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。以下同じ。）及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること
  - (10) 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること
  - (11) 緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
  - (12) 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
  - (13) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 2 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。また、町内小中学校においては、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 町は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- 4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、

町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

- 5 町は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する。

---

## 第 11 節 行政機関の業務継続計画の策定

---

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

---

## 第 12 節 防災業務関係者の人材育成

---

町は、国および県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が職員や消防団員など防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成を図る。

また、国、県および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- 1 原子力防災体制および組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 5 放射性物質および放射線のモニタリング実施方法、機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報および大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること
- 6 緊急時に町、県および国等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- 8 放射線原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 9 その他緊急時対応に関すること



---

## 第 13 節 防災訓練等の実施

---

### 第 1 計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

### 第 2 防災訓練の計画策定および協力

- 1 町は、県、国、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援のもと、必要な防災訓練を共同して実施するための計画を策定する。
- 2 町は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画を策定した場合、それに協力する。
  - (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
  - (2) 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への参集訓練
  - (3) 緊急時通信連絡訓練
  - (4) 緊急時モニタリング訓練
  - (5) 原子力災害医療訓練
  - (6) 住民等に対する情報伝達訓練
  - (7) 周辺住民避難訓練
  - (8) 人命救助活動訓練
  - (9) 避難中継所設営訓練
- 3 町は、国が原災法第 13 条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、県、国、原子力事業者およびその他防災関係機関と連携して、住民避難訓練、広報訓練等について具体的な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

### 第 3 総合的な防災訓練への参加

町は、県と連携し、原子力防災会議・原子力規制委員会および所在県が原災法第 13 条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練への参加に努める。

### 第 4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

町は、防災訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、県、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、

改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組む。さらに、必要に応じ、訓練方法および事後評価の方法の見直しを行う。

## 第5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して、町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

---

### 第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

---

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を滋賀県防災危機管理局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

また町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

---

### 第15節 災害復旧への備え

---

町は、災害復旧に資するため、国および県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

---

## 第3章 緊急事態応急対策

---

---

### 第1節 基本方針

---

本章は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

---

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

---

#### 第1 計画の方針

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、県、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であることから、原子力災害の事象に応じた本町と各防災関係機関の情報収集連絡体制およびその内容について定める。

#### 第2 施設敷地緊急事態等発生情報等の収集

町は、原子力災害発生時（緊急時）において、県が以下により、国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、または県が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

##### 1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室が情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

この場合、町は、県より情報収集事態の発生を認知した旨の連絡を受ける。

##### 2 警戒事態が発生した場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部へ連絡するとともに、県をはじめ関係地方公共団体その他関係機関等への連絡に備えるものとする。
- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民などであって、施設敷地緊急事態の段階で避難などの予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

- ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 17 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イまたはウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- イ 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要のある者
- ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

- (3) 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

### 3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに所在県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、所在市町村、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めることとされている。

- (2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部および公衆に連絡するものとされている。また、UPZ 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- (3) 県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

- ・ PAZ を含む市町と同様の情報を、UPZ を含む市に連絡
- ・ UPZ を含む市に連絡する際には、PAZ 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

- (4) 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

### 4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- (1) 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官および上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うこととされている。

- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者等に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

### 第3 応急対策活動情報等の連絡等

町は、原子力事業者による緊急通報の後において、県が、以下により国、福井県のおよび原子力事業者等の防災関係機関から収集した経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受け、緊急通報後の状況の把握に努める。

#### 1 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行なった後の経過状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。

また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、県、関係周辺市および原子力防災専門官に対して行う。

#### 2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

##### (1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況および事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

##### (2) 国（原子力規制委員会）との連絡

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

##### (3) 関係周辺市等との連絡

県は、関係周辺市等との間において、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

##### (4) 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にすることとされている。

#### 3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- (1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- (2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係

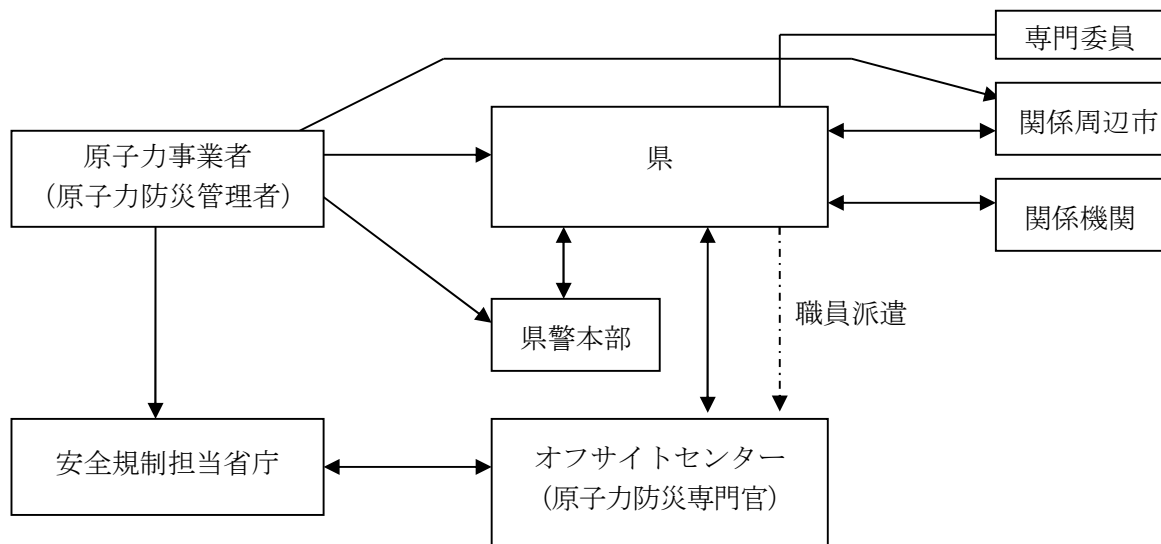
省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。

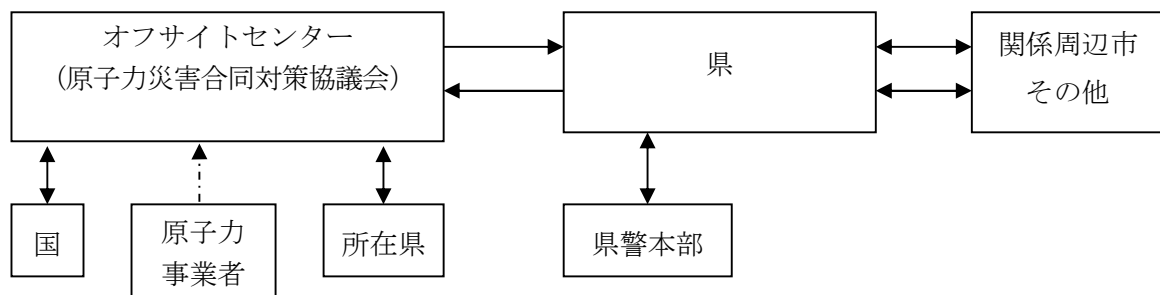
- (3) 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。
- (4) 県は、関係周辺市等との間において、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。
- (5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

## ■ 各連絡系統図

### (1) 施設敷地緊急事態発生時



### (2) 全面緊急事態発生時



## 第4 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達す

るものとされており、県は伝達された内容を関係周辺市町に連絡する。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

なお、災害時には衛星携帯電話が有効であるため、町は、衛星携帯電話の整備を図る。

## 第5 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報を迅速に把握する。

## 第6 地震発生時の連絡等

原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、あるいは原子力事業所に設置される地震計が震度 5 弱相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について、異常の有無に関わらず、県に連絡する。

### 第3節 活動体制の確立

#### 第1 町の活動体制

##### 1 動員体制

職員の動員配備の基準は、暫定として次表に示すとおりとする。今後、県地域防災計画の見直しにより、町の配備体制も見直す必要があると考えられるため、今後検討を進め改定する。

| 配備レベル                                   |                                                                                                                                                                                                                 | 配備体制                                            |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 情報収集事態<br>【フェーズ1】                       | (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）。<br>(2) 滋賀県に原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。<br>(3) その他くらし安全環境課長が警戒配備体制を決定したとき。          | <b>警戒態勢</b><br>本部員<br>くらし安全環境課長<br>他管理職<br>担当職員 |
| 警戒事態<br>【フェーズ2】                         | (1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。<br>(2) 滋賀県に原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。<br>(3) 滋賀県に原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。<br>(4) その他、町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。                    | <b>災害警戒本部の設置</b><br><br>本部員<br>第1配備員<br>関係職員    |
| 施設敷地緊急事態<br>【フェーズ3】<br>(原災法10条)<br>特定事象 | (1) 滋賀県に原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。<br>(2) 滋賀県に原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。<br>(3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間放射線量が検出されたことが判明したとき。<br>(4) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 | <b>災害対策本部の設置</b><br><br>本部員<br>第1・第2配備員<br>関係職員 |
| 全面緊急事態<br>【フェーズ4】<br>(原災法15条)<br>緊急事態宣言 | (1) 滋賀県に原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。<br>(2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。                                                                                                                                     | 全職員                                             |

##### 2 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制

###### (1) 警戒配備体制の決定基準

福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したことを確認もしくは連絡を受けた場合、原子力規制委員会から情報収集事態の発生したことの連絡を受けた場合、またはくらし安全環境課長が必要と認めた場合、警戒態勢を決定する。

###### (2) 業務内容

関係する職員は、県と連携を図りそれぞれの担当に係る情報の収集を行う。



(3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

警戒配備体制を決定した場合、町は、県、町防災会議構成団体にその旨を連絡する。

(4) 警戒配備の解除基準

- ① 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ③ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

### 3 警戒事態【フェーズ 2】における活動体制

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- ② 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。
- ④ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置

町は、県および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害警戒本部を設置する。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、本庁舎内とする。

(4) 災害警戒体制の周知連絡

くらし安全環境課は、警戒体制をとる場合、庁内放送・電話等の連絡手段により関係各課に連絡するとともに、必要に応じ職員にも周知する。

(5) 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

### 4 施設敷地緊急事態【フェーズ 3】における活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準

- ① 原子力防災管理者から原災法第 10 条第 1 項に定める通報があったとき。
- ② 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で  $5 \mu\text{Sv/h}$  以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- ④ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

町は、県が施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合または施設敷地緊急事態発生のおそれがあると県知事が認めた場合は、県、国および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、災害対策本部を設置する。

(3) 運営、その他に関する事項

ア 本部室等設置の場所

- ① 本部室は、原則として本庁舎内に置く。
- ② 本部事務局は、本部室に併設する。

イ 町本部の標識等

- ① 町本部が設置されたときは、町庁舎入口および本部室入口に標識（看板）を掲げる。
- ② 町本部長以下職員は、災害応急対策活動に従事する際には、腕章を着用する。

ウ 本部室の設備等

- ① 警戒本部の設備等と同様とする。ただし、防災資料には、福祉班から送受した「避難行動要支援対象者名簿」を加える。
- ② 福祉班は、町本部が設置されたとき、「避難行動要支援対象者名簿」等を直ちに送致する。
- ③ 町本部は、送受した「避難行動要支援対象者名簿」等を基に、被災地域の要配慮者の把握を速やかに行い、必要に応じ救護組織の編成を行う。
- ④ 東近江行政組合消防本部は、町本部が設置されたときは、消防無線従事者を移動系2局（市町村波・県内共通波）とともに直ちに町本部に派遣する。

エ 町本部情報の整理

町本部への情報受付事項、町本部からの連絡指示事項は、処理票に基づき整理する。

オ 記録担当

本部事務局は、記録担当者を置き、町本部の活動状況を整理・記録する。

カ 広報担当

本部事務局は、広報担当者を置き、災害情報の管理一元化を図り、総務班とともに報道機関等への広報に対応する。

キ 無線担当

東近江行政組合消防本部は、本部室に消防無線従事者を派遣し、無線従事者は、各種災害情報の無線連絡に対応する。

ク 防災担当

本部室に、必要に応じて、災害状況等に通じた職員を配置する。

ケ 情報交換

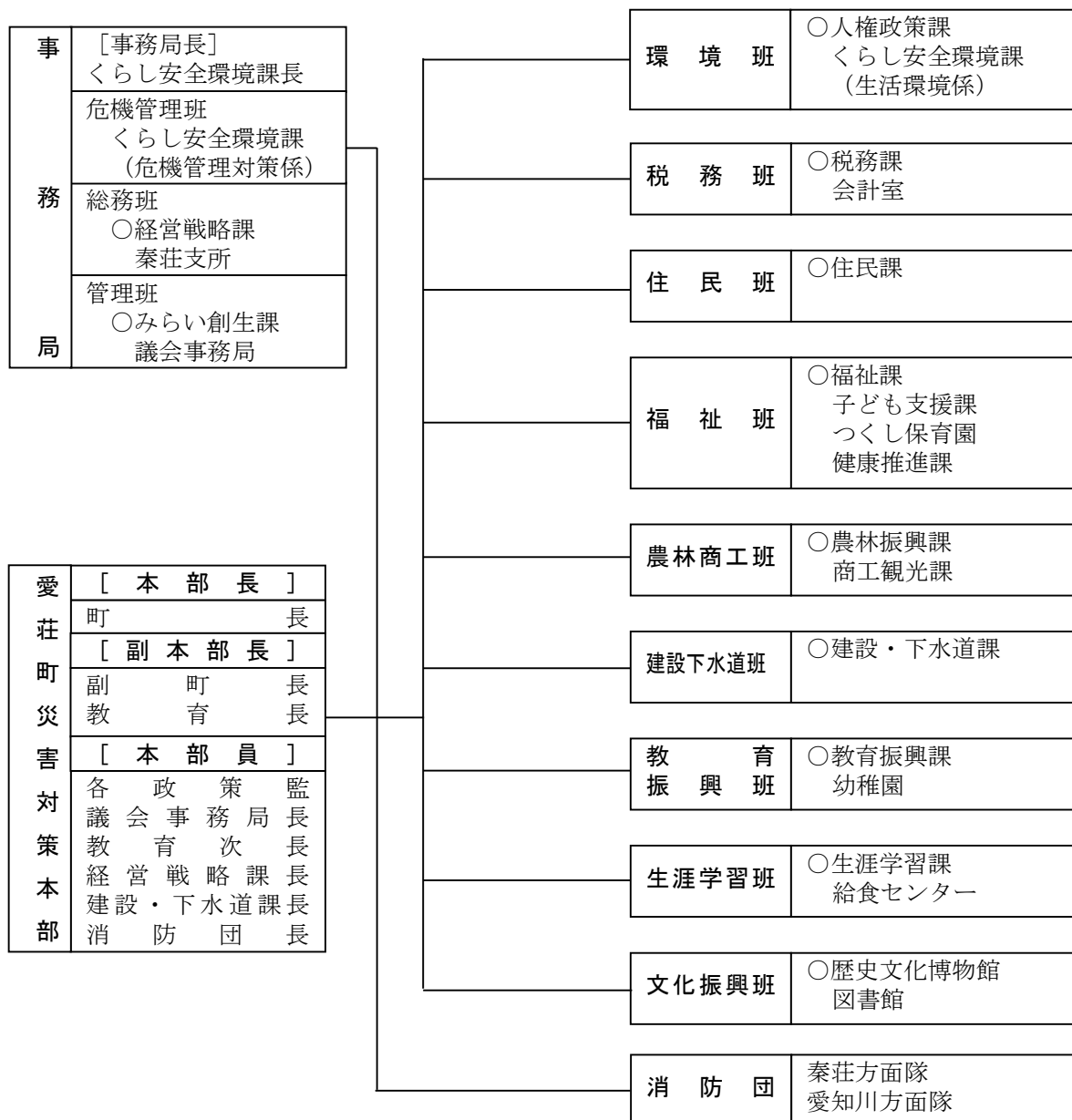
町本部および東近江行政組合消防本部は、町防災行政無線および消防無線等により、密接な情報連絡を行う。

(4) 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなつたと認めたとき。

## 町本部の組織構成



注) ○は、原則として課長、室長の職にあるものを班長とする。

## 5 全面緊急事態【フェーズ4】における活動体制

国では、全面緊急事態に至った場合、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、町においては、本節4に定める町の災害対策本部を継続する。

## 6 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等を行う。

## 第2 応援要請および職員の派遣要請等

### 1 応援要請

町は、緊急事態応急対策の実施にあたり、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基

づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

## 2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

## 第3 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

## 第4 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

## 第5 原子力事業者との連携

### 1 応援

町は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。

また、要請を受けた原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画などにに基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

- ・発電所内の状況に関する情報提供、環境放射線モニタリング、避難中継所運営を支援する要員の派遣、輸送手段の提供

### 2 避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染付着物等の処理

避難時の避難退域時検査および簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

### 1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、災害対策本部およ

び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

## 2 防護対策

現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

## 3 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた次の基準に基づき行う。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で 100mSv を上限とする。

(2) 町は県と連携または独自に職員の被ばく管理を行う。

(3) 町の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(4) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

(5) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県と相互に密接な情報交換を行う。

---

## 第4節 住民等への的確な情報伝達・相談活動

---

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられることが想定されるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 第1 住民等への情報伝達活動

1 町は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2 町は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

3 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、

所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

- 4 町は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について県と相互に連絡をとりあう。
- 5 町は、情報伝達に当たって、タウンメール、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう体制を整備する。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- 6 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

## 第2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

また、町は、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに被災者等の安否について住民等から照会があったときは、権利利益を不当に侵害することのないように配慮するため体制を整備する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

---

## 第5節 避難、屋内退避等の防護措置

---

住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

### 第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。

その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観

点を取り入れた防護措置を実施する。

県はこの方針に従って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図るとされており、本町についてもこれに従う。

## 第2 防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表1のとおりである。

この防護措置基準等は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

町では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

別表 1 OIL と防護措置について（原子力災害対策指針を基に愛荘町で一部修正）

|                       | 基準の種類           | 基準の概要                                                                                                    | 初期設定値 <sup>※1</sup>                                                                                           | 防護措置の概要                                                               |
|-----------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 緊急防護措置                | OIL1            | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準                                | 500μSv/h<br><br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                                        | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)                             |
|                       | OIL4            | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準                                                                 | β線：40,000cpm <sup>※3</sup><br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)<br>β線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】<br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 |
| 早期防護措置                | OIL2            | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20μSv/h<br><br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                                         | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。                       |
| 飲食物摂取制限 <sup>※9</sup> | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準                                               | 0.5μSv/h <sup>※6</sup><br><br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                          | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。                                       |
| 摂取制限                  | OIL6            | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準                                                                      | 核種 <sup>※7</sup>                                                                                              | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他                                                      |
|                       |                 |                                                                                                          | 放射性ヨウ素                                                                                                        | 300Bq/kg <sup>※8</sup>                                                |
|                       |                 |                                                                                                          | 放射性セシウム                                                                                                       | 200Bq/kg                                                              |
|                       |                 |                                                                                                          | プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種                                                                                        | 10Bq/kg                                                               |
|                       |                 |                                                                                                          | ウラン                                                                                                           | 20Bq/kg<br>100Bq/kg                                                   |

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。



### 第3 屋内退避の防護措置の実施

#### 1 町がとるべき措置

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、内閣総理大臣もしくは県により屋内退避が決定され指示を受けたときは、速やかに住民、屋内退避区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- (1) 町の災害対策本部からの緊急通報であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- (4) 応急対策の状況および今後とるべき措置
- (5) 屋内退避措置をとることおよび対象地区
- (6) 屋内退避に当たっての注意事項（窓を閉め、エアコン・換気扇を止め気密性に配慮など）
- (7) 飲食物等の摂取制限に関する事項
- (8) その他必要事項

※屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。

#### 2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および町の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および町と連携を図り、保護者等へ連絡する。

### 第4 避難及び一時移転の防護措置の実施

UPZ 外である本町においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、緊急時モニタリングによりOIL1又はOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施する。

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、県、町を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える。

#### 1 町がとるべき措置

- (1) 指定避難所の開設および指定避難所の決定

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、内閣総理大臣もしくは県により避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、指定避難所を開設するとともに、避難路を決定する。

- (2) 町から住民への指示・伝達

町は、上記1(1)の指示を受けたときは、速やかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。

- ① 町災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要

- ③ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- ④ 講じている対策および今後とるべき措置
- ⑤ 避難の対象地区
- ⑥ 集合場所、指定避難所
- ⑦ 輸送手段等、避難の具体的な手順
- ⑧ 避難に当たっての注意事項
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 防災関係機関との協力

町は、県警察、関係消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施に当たっては、避難誘導責任者を定めておく。

(4) 指定避難所への避難方法

対象住民等の避難は、原則として公共交通機関、自衛隊等により指定避難所まで輸送するが、町は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知する。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、関係消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡する。

また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプター等による輸送を県に対して要請する。

(5) 避難所責任者の派遣

町は、避難の措置をとったときは、直ちに各指定避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせる。

(6) 指定避難所の運営

避難所責任者は、自主防災組織や住民の協力を得て指定避難所の運営を行う。

指定避難所の運営については災害応急対策編第1部第6章第1節「7 避難者の受入れ」による。

(7) 避難措置の実施状況の把握等

町は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、退避した住民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等して、避難の実施状況把握を行う。

町は、併せて、指定避難所における安否情報、緊急に必要とする飲食物および生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、指定避難所、町および県との間を相互で伝達することにより、指定避難所の円滑な運営に努める。

## 2 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県および町の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先

一覧等を活用し、県および町と連携を図り、保護者等へ連絡する。

## 第5 広域一時滞在

町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。

## 第6 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査および簡易除染を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。県は、避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難、一時移転において、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）の避難退域時検査および原子力災害医療の提供を判断するための検査ならびに検査結果に応じた OIL に基づく除染を行う。

## 第7 安定ヨウ素剤の予防服用

- (1) 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。
- (2) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難、一時移転と併せて行うこととされている。
- (3) 県は、避難または屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、医療従事者等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医療従事者等を立ち会わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## 第8 甲状腺被ばく線量モニタリング

甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施しなければならない。県は、協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、次に示す甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

### (1) 対象とする者

対象とする者は、OIL に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。

## 第9 要配慮者への配慮

- 1 町が避難対象区域となった場合は、県および関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- 2 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

## 第10 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または町に対し速やかにその旨を連絡する。

## 第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

## 第12 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

## 第13 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 町は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。
- 2 町が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- 3 町が被災した場合、町および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## 第 14 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

町域において、発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ、国が「計画的避難区域」等を設定した場合（事故発生後 1 年間の線量が 20mSv を越える地点が存在）、県の指示に従い、避難行動をとる。

---

## 第 6 節 緊急輸送活動

---

### 第 1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の円滑な実施

町は、必要があるときは、県および県警察本部と協議・調整して関係周辺市および防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保する。

#### 2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材
- (2) 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等
- (3) 災害応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時環境放射線モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材
- (4) 指定避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 3 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、県および関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 町は、人員、車両に不足が生じたときは、県および関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請する。

### 第 2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域となった場合もしくは近隣市町が避難対象区域となった場合、町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

---

## 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

---

- 1 町は、国および県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 2 町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

---

## 第8節 救助・救急および医療活動

---

### 第1 救助・救急および消火活動

- 1 町が避難対象区域となった場合、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県または原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。
- 2 町が避難対象区域となった場合、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 町が避難対象区域となった場合、町内の消防力では対処できないと判断したときは、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意する。
  - (1) 救急・救助の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
  - (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
  - (3) 町への進入経路および集結（待機）場所  
など

### 第2 原子力災害医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

---

## 第9節 治安の確保および火災の予防

---

町は、応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期する。特に、避難のための立ち退きの指示等を行なった地域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国および県と協力の上、応急対策実施区域およびその周辺における火災予防に努める。

## 第10節 避難住民の受入れおよび自発的支援の受入れ等

町は、緊急性の高い区域からの避難者の受け入れのための体制を整備する。

また、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応する。

### 第1 避難住民の受入れ

町は、避難してきた住民の氏名、年齢、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、住民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある住民の抽出（スクリーニング）を行い、必要であれば内部被ばくの確認もしくは被ばく医療ができる病院へ搬送できる体制を県と連携して整える。また、指定避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、県と協力し除染体制を整備し除染を行う。また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制の確保に努める。

### 第2 ボランティアの受入れ

町は、県および関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに高齢者・障がい者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

### 第3 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

#### 1 義援物資の受入れ

町が被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とする。

#### 2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分を行う。

---

## 第 11 節 行政機関の業務継続に係る措置

---

- 1 町が避難対象区域となった場合、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。
- 2 町が避難対象区域となった場合、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。



---

## 第4章 原子力災害中長期対策

---

---

### 第1節 基本方針

---

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

---

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

---

町は、県と連携し、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

---

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

---

町は、避難区域等の設定を見直した場合、その旨を県に報告する。

---

### 第4節 放射性物質による環境汚染への対処

---

町は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

---

### 第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

---

町は、県と連携を図り、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関および原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリング結果を収集し、その結果を速やかに公表する。

---

### 第6節 影響調査の実施等

---

#### 第1 災害地域住民の記録

町は、避難および屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

## 第2 災害対策措置状況等の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置および事後対策措置を記録しておく。

---

### 第7節 被災者等の生活再建等の支援

---

- 1 町は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。
- 2 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 町は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 4 町は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

---

### 第8節 風評被害等の影響の軽減

---

町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行う。

---

### 第9節 心身の健康相談体制の整備

---

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。

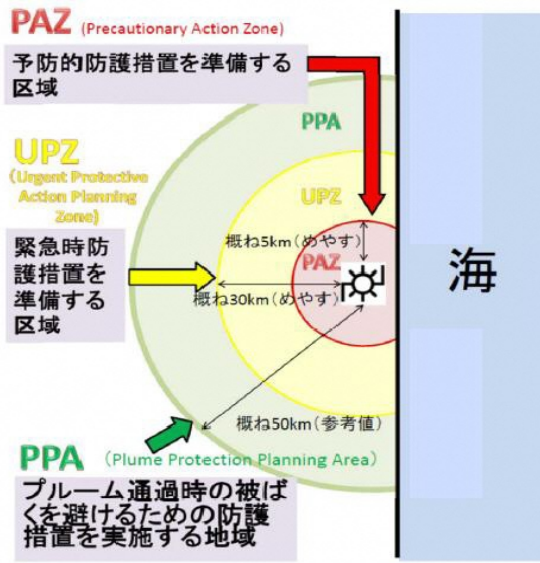
## 用語集

| 用語                                                | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 安全規制担当省庁                                          | <p>安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設（製錬、加工、再処理、廃棄施設）、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。</li> <li>2 実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。</li> <li>3 核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。</li> </ol>                                                                   |
| 安定ヨウ素剤                                            | <p>放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それをを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。</p> |
| EAL<br>(緊急時対応レベル:Emergency Action Level)          | <p>EAL (Emergency Action Level) とは、原子力発電所において、事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。</p> <p>EALレベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じこめ機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。</p>                                                                            |
| OIL<br>(運用上の介入レベル:Operational Intervention Level) | <p>OIL (Operational Intervention Level) とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベルをいう。</p> <p>OILは、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。</p> <p>OILとしては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。</p>                                                                                                          |
| 屋内退避                                              | <p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 用語                              | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 点があると同時に、建家の有する遮へい効果および気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| オフサイトセンター<br>(緊急事態応急対策<br>拠点施設) | <p>オフサイトセンター(緊急事態応急対策等拠点施設)は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の23ヵ所が指定されている。</p> <p>事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p> |
| か                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 外部被ばく                           | <p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。</p> <p>外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線および中性子線である。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 過酷事故                            | 設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 環境放射線モニタリング                     | 原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 空間線量率<br>(空気吸収線量率)              | 目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h(グレイ/時)で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h(ナノグレイ/時)およびμSv/h(マイクロシーベルト/時)である。                                                                                                                                                                                                                               |
| グレイ(Gy)                         | グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質(人体を含む)に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。                                                                                                                                                                                                     |
| 原子力災害合同対策協議会                    | <p>原災法第23条に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部および市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関および事業者などで構成する。</p>                                                                                                            |

| 用語           | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原子力災害対策特別措置法 | <p>1999 年 9 月 30 日に起きた JC0 臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために 1999 年 12 月 17 日に制定され、2000 年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 迅速な初期動作の確保</li> <li>2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保</li> <li>3. 国の緊急時対応体制の強化</li> <li>4. 原子力事業者の責務</li> </ol> <p>また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出および原子力災害対策本部の設置ならびに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護する。</p> <p>この法律は東北地方太平洋沖地震（平成 23 年（2011 年）3 月 11 日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、原子力規制委員会による見直しを経て平成 24 年（2012 年）9 月 19 日に改正された。</p> |
| 原子力防災管理者     | <p>原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力災害対策業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第 9 条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事および市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力災害対策組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力災害対策訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 原子力防災専門官     | <p>原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省または経済産業省の職員として、文部科学省または経済産業省が指定した原子力事業所の所在する緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐し、原子力事業所に係る業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定および原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備および予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| さ            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 災害対策基本法      | <p>1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体およびその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らか</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 用語                        | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | にするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発およびこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| シーベルト (Sv)                | 人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 実効線量                      | 放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。<br>$\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$                                                                                                                                                                                                                                                    |
| cpm (シーピーエム：カウント・パー・ミニット) | 表面汚染を測定するGM管式サーベイメータは、cpm (シーピーエム：カウント・パー・ミニット) という単位で放射線の数を実測しており、cpmは1分間に計測された放射線の数を表示する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 重大事故                      | 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号) 第4条によると、炉心の著しい損傷および核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 線量                        | 吸収線量、実効線量などの総称。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| た                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 等価線量                      | 等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv) である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。<br>$\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 特定事象                      | 特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の場合</li> <li>・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 相当の放射性物質を検出した場合</li> <li>・管理区域以外の場所で、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量か <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 相当の放射性物質を検出した場合</li> <li>・輸送容器から 1m 離れた地点で <math>100 \mu\text{Sv/h}</math> を検出した場合</li> <li>・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態</li> <li>・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等</li> </ul> |
| な                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 内部被ばく                     | 人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 用語                                                   | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                      | <p>性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| は                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）</p> | <p>重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行なっておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEAの国際基準において、PAZは3～5km（5kmが推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5km」とする。</p>  <p>原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 原子力災害対策指針検討ワーキンググループ（第7回会合）防WG第7-3-2号 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（案）より抜粋</p> |
| 被ばく経路                                                | <p>原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらす、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。</p>                                                                             |
| ベクレル（Bq）                                             | <p>放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を出している放射性物質の放射能の強さ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 放射性物質                                                | <p>放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 放射性プルーム                                              | <p>気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 放射線                                                  | <p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 放射能                                                  | <p>原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガン</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 用語                                                            | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                               | マ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル (Bq) で表す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| や                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| UPZ<br>(緊急防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone) | <p>UPZ (Urgent Protective action Planning Zone) とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル (OIL)、緊急時活動レベル (EAL) 等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。</p> <p>実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね30km」とされる。</p> <p>原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲としてPAZとUPZが掲げられているが、滋賀県にはPAZが無いため、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)においては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲についてもUPZとしている。</p> |
| 予測線量                                                          | <p>予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。</p>                                                                                                                               |

参考文献

- ・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004年、一部(EAL, OIL および UPZ) は2013年版。
- ・(財) 高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典 ATOMICA」 <http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会 原子力災害対策指針検討ワーキンググループ 「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方(中間取りまとめに盛り込むべき事項)(案)」 平成24年1月